スポーツ審議会（第47回）配布資料：スポーツ庁

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/shiryo/jsa_00074.html

記事ページ本文

スポーツ審議会（第47回）配布資料
1．日時
令和8年11月11日(水曜日)10時00分 ~ 11時00分
2．場所
文部科学省3F1特別会議室
3．議題
第4期スポーツ基本計画の策定について（答申）
その他
4．配付資料
議事次第 (PDF:59KB)
【資料1】 第4期スポーツ基本計画の策定について（答申）（概要） (PDF:998KB)
【資料2】 第4期スポーツ基本計画の策定について（答申） (PDF:9.5MB)
【参考1】 参考データ集 (PDF:8.1MB)
【参考2】 第4期スポーツ基本計画の策定に係るスケジュール (PDF:106KB)
【参考3 - 1】第4期スポーツ基本計画の策定について(諮問) (PDF:278KB)
【参考3 - 2】第4期スポーツ基本計画の策定について(諮問)(概要) (PDF:306KB)
【参考4 - 1】第3期スポーツ基本計画期間前半の進捗状況と課題(中間評価)(本文) (PDF:4.3MB)
【参考4 - 2】第3期スポーツ基本計画期間前半の進捗状況と課題(中間評価)(ポイント) (PDF:706KB)
お問合せ先
スポーツ庁政策課
PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。
ページの先頭に戻る
スポーツ庁ホームページトップへ
お知らせ
会見等
報道発表資料
パブリックコメント
行事案内
公募情報
調達総合案内
政 策
政策一覧
審議会情報
予算決算
政策評価
情報公開・個人情報保護
法 令
国会提出法律
告示・通達
刊行物
白書
統計情報
出版物

パンフレット
スポーツ庁について
スポーツ庁長官
組織案内
採用案内
所管の法人
キッズページ
シンボルマークについて
御意見・お問合せ
サイトマップ
利用規約
関係リンク集
アクセシビリティへの対応について
特定秘密保護法に関する通報窓口
スポーツ庁職員による障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る相談窓口
プライバシーポリシー
スポーツ庁
所在地
〒100-8959
東京都千代田区霞が関3丁目2番2号（
スポーツ庁案内図
）
電話番号（代表）03(5253)4111
Copyright © Japan Sports Agency.
All Rights Reserved.

第 47 回スポーツ審議会　議事次第

令和 8 年 11 月 11 日(水)10：00～11：00
文 部 科 学 省 ３ Ｆ １ 特 別 会 議 室

１．議　題
（１）第４期スポーツ基本計画の策定について（答申）
（２）その他

２．資　料

資料１	第４期スポーツ基本計画の策定について（答申）（概要）
資料２	第４期スポーツ基本計画の策定について（答申）
参考１	参考データ集
参考２	第４期スポーツ基本計画の策定に係るスケジュール
参考３－１	第４期スポーツ基本計画の策定について(諮問)
参考３－２	第４期スポーツ基本計画の策定について(諮問)(概要)
参考４－１	第３期スポーツ基本計画期間前半の進捗状況と課題(中間評価)(本文)
参考４－２	第３期スポーツ基本計画期間前半の進捗状況と課題(中間評価)(ポイント)

第４期スポーツ基本計画の策定について　答申 【概要】

資料１

（対象期間：令和９年度～令和13年度）

第４期計画の基本的な考え方

○　社会状況の変化や、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態）の向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、令和７年、スポーツ基本法が大幅改正された。

○　このことも踏まえ、スポーツを通じた社会課題の解決の観点から３つの重点課題を設定し、重点課題の取組を通して、スポーツの楽しさや意義の実感、スポーツの価値のさらなる向上を図ることで、人や組織の関心や行動の変化につなげ、第４期スポーツ基本計画のねらいの実現を目指す。

重点課題

１．国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

２．ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

３．スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

構成

第１章においては、「第４期スポーツ基本計画のねらい」として、改正基本法の理念やスポーツ基本法の価値、基本計画策定の考え方について記述し、第２章において、重点課題設定の背景等と重点施策について示す。第３章については、総合計画として、重点施策の他、関連施策も含めた全体像を示す。

第４期計画のねらい：スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く

重点課題の取組を通じて、人々がスポーツの楽しさや意義を実感し、人や地域が持つ可能性が引き出され、
スポーツを活用した社会課題の解決につながり、未来が切り拓かれていく



重点課題１：国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

(1)スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進
(2)ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進
- ライフステージに着目しつつも、シームレスな取組を推進

(3)多様な背景に着目したスポーツ施策の推進
- 女性の健康・体力向上のための環境整備とスポーツ実施の促進
- 障害者のスポーツ機会の充実による共生社会の実現

(4)スポーツ施策の位置付け強化の推進
(5)スポーツ実施を促す環境整備の推進
- スポーツ実施促進を支えるスポーツ関連産業の拡大

重点課題２：ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

(1)スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現
- HPSCの支援の充実と研究の推進、女性アスリートの競技参画の促進、強化活動を支えるDXの推進等

(2)スポーツ・インテグリティの強化
- ガバナンス体制の強化、スポーツに専念できる環境の実現

(3)競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化

重点課題３：スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

(1)スポーツの成長産業化
- スポーツコンプレックスの推進、スポーツ団体の収益力・財務基盤強化とスポーツ事業運営人材の獲得・育成

(2)地域スポーツ資源の活用
- まちづくりと連携した環境整備、スポーツツーリズム等の地域活性化、担い手となる組織基盤強化

(3)スポーツを通じた国際交流・協力の推進
- 国際貢献人材の育成と国際競技大会の継続的な招致・開催、官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築

スポーツの「楽しさ」



各重点課題の取組の方向性と主な数値目標

重点課題１：国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

◆ 誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境を整備し、スポーツを活用して経済成長を支える国民一人一人の心身の健康の保持・増進の基盤＝「健康インフラ」の構築を目指す

◆ これまでの課題を踏まえ、ターゲットとすべき重点対象を明確化して効率的に取組を進める

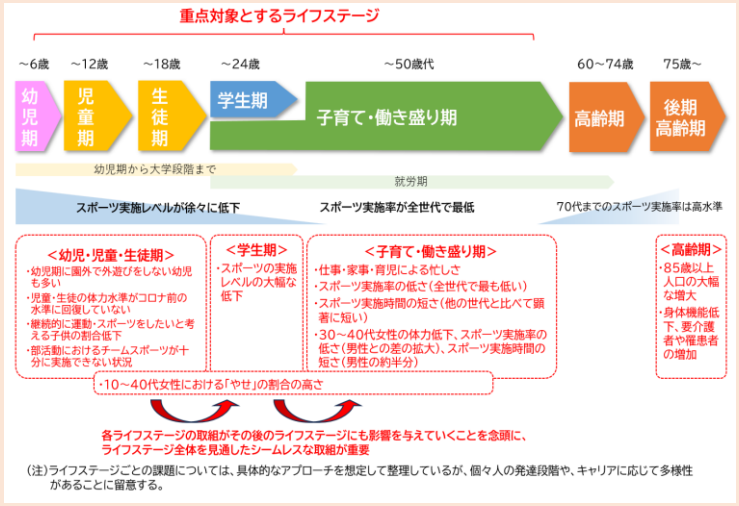
【主な数値目標】※スポーツ実施率は、週１日以上運動・スポーツを実施する者の割合をいう

ライフステージをつなぐ数値目標（例）

- ✓ 幼児・児童・生徒期：運動・スポーツをする中で体を動かすことや友達との交流・協力などの多様な「楽しさ」を実感することができている児童・生徒の割合：令和８年度調査予定　等
- ✓ 学生期（18歳～24歳）：スポーツ実施率※　60.9%　→　65%
- ✓ 子育て・働き盛り期：
  スポーツ実施率※ 47.2% → 55%、男女差 6.2ポイント　→　なくす
  勤務先で運動・スポーツを活用した取組が行われているとする者の割合 21.3% → 30%以上　等

多様な背景に着目した数値目標（例）

- ✓ 障害者：スポーツ実施率※　19歳まで 50%、20歳以上 40%以上



重点課題２：ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

◆ アスリートとそれに関わる全ての人の「ウェルビーイング」に配慮した国際競技力向上を目指す

◆ ハイパフォーマンスの追求や環境整備、アスリートのキャリア形成支援のより多角的な促進等を通じて、その知見等を社会に還元する

【主な数値目標】

- ✓ 有望なトップアスリートに対して課題を明確にし、スポーツ医・科学、情報を融合させたサポートを提供することにより競技力向上に寄与した数：増加（前年対比100%以上、今後調査予定）
- ✓ メディカルチェックで課題ありとされた女性アスリートの割合：67.4%(R7)→減少
- ✓ 適合性審査で要改善事項の指摘を受けた団体のうち、フォローアップにて改善が確認された団体の割合：91.7%（R7）→ 100%
- ✓ 「誹謗中傷への対策があることにより、誹謗中傷に起因する不安が軽減された」と答えるアスリートの割合：100%（今後調査予定）
- ✓ アスリートが活躍する企業・団体・地方公共団体等における取組の把握/事例公開：15事例（今後調査予定）

重点課題３：スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

◆ 官民連携やスポーツと他分野との連携など、様々なステークホルダーが連携し、スポーツを通じて地域や社会の目指す姿の実現や課題解決を実現する

◆ スポーツを通じて持続可能で包摂的な社会づくりや我が国の国際的なプレゼンス向上に貢献する

【主な数値目標】

- ✓ スポーツ市場規模：11.6兆円（R4）→ 15兆円（遅くともR12）
- ✓ エリア全体で経済的価値、社会的価値の創出に向けた運営を行っているスポーツコンプレックスの件数の増加
- ✓ 年間を通じ平日に学校体育施設を地域で共同利用する学校の割合：71.8% → 100%に近づける
- ✓ 訪日外国人のスポーツツーリズム関連消費額：800億円
- ✓ 国際機関における役員数：IF等35人 (R7) → 46人へ拡大

資料２

第４期スポーツ基本計画の策定について
答申

スポーツの「楽しさ」で
人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く

令和８年11月

スポーツ審議会

第４期スポーツ基本計画策定に当たって

◆ スポーツ基本法の改正と第３期スポーツ基本計画の中間評価等

○ 令和７年６月、スポーツに関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるスポーツ基本法が14年ぶりに改正された。

○ 今回の改正は、スポーツを取り巻く社会環境が大きく変化し、スポーツの価値や社会的役割の重要性のより一層の高まりを受け、スポーツを通じた社会課題の解決への期待に応えるとともに、スポーツ権の実質化を図り、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図る観点から必要な改正が行われたものである。

○ また、スポーツ審議会及びその下に設けたスポーツ基本計画部会における議論を経て、令和７年７月には、現行の第３期スポーツ基本計画の前半期の取組状況に係る中間評価が取りまとめられ、パリ大会における日本選手団の輝かしい結果をはじめ、これまでの取組が一定の役割を果たしてきたことを評価している。一方で、計画策定時以降も社会が刻々と変化していく中で、新たな時代にふさわしい目標や指標の在り方や新たに顕在化してきた課題の対応の必要性についても指摘された。

◆ 第４期スポーツ基本計画の策定について

○ これらを踏まえ、令和９年度から令和13年度までを対象期間とする第４期スポーツ基本計画を新たに策定するため、令和７年11月、スポーツ庁長官からスポーツ審議会に対して諮問が行われた。

○ スポーツ審議会では、総会において４回、スポーツ基本計画部会において９回、健康スポーツ部会において６回にわたって精力的に審議を行い、このたび、これまでの検討結果を答申として取りまとめた。

○ 第４期計画は、ねらい（スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く）の実現に向け、３つの重点課題を定め、重点課題の取組の対応を通じて、スポーツの楽しさや意義の実感、スポーツの価値の更なる向上を図り、人や組織の関心や行動の変化につなげることを目指す。

○ ねらいの実現のためには、国、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等の幅広い分野の関係者の連携・協働が不可欠である。より多くの皆様に、より分かりやすく伝わるよう、第４期計画は、第１章・第２章においては図やグラフなどを用いてより分かりやすい計画となるように作成し、第３章においては文章形式で今後５年のスポーツ政策の全体像を示している。

目　次

第１章　第４期スポーツ基本計画のねらい　4

Ⅰ　改正スポーツ基本法の理念とスポーツの価値　5

Ⅱ　基本計画策定の考え方　7

第２章　第４期スポーツ基本計画の重点課題　8

Ⅰ　重点課題設定の背景とねらいの実現　9

Ⅱ　ねらいの実現に向けた３つの課題と重点施策　24

1　国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

(1)スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進　29

(2)ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進　31

(3)多様な背景に着目したスポーツ施策の推進　42

(4)スポーツ施策の位置付け強化の推進　46

(5)スポーツ実施を促す環境整備の推進　50

2　ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

(1)スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現　54

(2)スポーツ・インテグリティの強化　61

(3)競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化　65

3　スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

(1)スポーツの成長産業化　69

(2)地域スポーツ資源の活用　75

(3)スポーツを通じた国際交流・協力の推進　84

第３章　第４期スポーツ基本計画の総合計画編　88

用語解説・索引　143

第１章　第４期スポーツ基本計画のねらい

Ⅰ　改正スポーツ基本法の理念とスポーツの価値
Ⅱ　基本計画策定の考え方

第１章　第４期スポーツ基本計画のねらい
Ⅰ　改正スポーツ基本法の理念とスポーツの価値

スポーツの「振興」とそれを通じた社会課題の「解決」へ

○　令和７年、平成23年にスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）が制定されてから14年、スポーツを取り巻く社会環境の変化と新たな課題に対応するとともに、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態をいう。以下同じ。）の向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、同法は大幅改正され、改正スポーツ基本法が同年９月１日より施行された。

○　急速に社会環境が変化する中で、スポーツに求められる役割は多様化してきた。スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった参画を通じて人々に楽しさや喜びをもたらす、スポーツそのものが有する価値だけでなく、スポーツを通じて人々が「集う」「つながる」ことによって、スポーツが地域や経済の活性化、健康長寿社会や共生社会の実現、持続可能な社会の実現、デジタル化の中での豊かなつながりなどの社会課題の解決に寄与することへの期待が高まっていることを踏まえ、基本理念等の充実が図られた。

○　また、基本理念の改正等を踏まえ、発達段階に応じたスポーツの推進、部活動の地域展開等、気候変動への対応についての留意、デジタル技術の活用等（スポーツＤＸ、ｅスポーツ）、まちづくりと一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツコンプレックス）、多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（スポーツホスピタリティ）、スポーツの公正及び公平の確保（スポーツ・インテグリティの確保）といった必要な基本的施策が盛り込まれた。

第４期計画は、これらの理念を踏まえ、スポーツの価値を生かした社会課題解決への貢献を目指して策定を行う。

スポーツの価値を生かした社会課題解決への貢献



◆スポーツによるウェルビーイングの向上

経済的・物質的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをとらえるウェルビーイングの向上が期待できる。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、全ての国民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画する機会等が確保されなければならない。



◆スポーツによる健康で活力に満ちた社会の実現

我が国が直面する社会課題の中でも、健康で活力に満ちた長寿社会の実現は、社会保障費適正化への貢献の観点からも最重要課題の一つ。スポーツには誰もが心身ともに健やかに暮らし、生涯にわたり健康増進を促す役割がある。

スポーツの価値を生かした社会課題解決への貢献



◆スポーツによる共生社会の実現

共生社会の価値を実感させた東京2020大会のレガシーをはじめとする共生社会の実現への動きを踏まえ、スポーツには、障害の有無等にかかわらず、多様な人々が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現へ貢献することができる。



◆スポーツによる地域振興の推進

スポーツが持つエンターテイメント性、情報発信力、人と人との間につながりを作りだす力、コンテンツや施設などの特性を活用することで、地域の人々の交流促進のみならず、各地域の実情に応じた多様な形の地域振興に寄与できる。

◆スポーツと文化芸術等の他の分野との連携

スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、創造性を育み、ともに生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、ウェルビーイングの向上につながる。



第１章　第４期スポーツ基本計画のねらい
Ⅱ　基本計画策定の考え方

第４期スポーツ基本計画は、以下の考え方に基づいて策定を行う

１．スポーツを通じた社会課題※の解決や、自然・社会環境の変化に対応した持続可能な社会の実現を目指し、目標等を設定　※ 健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での豊かなつながり等

- スポーツ基本法改正の趣旨も踏まえ、スポーツの「振興」からスポーツを通じた社会課題の「解決」へシフトチェンジを行う
- ターゲットとすべき重点対象を明確化し、効果的な取組を重点的に進めていく
- 目標は重点課題ごとに設定し、目標に掲げる指標等は、単なる積み上げではなく、社会課題解決の観点から検討。目標達成に必要な手段（対策）も念頭に置き、必要かつ現実的な指標となるよう留意
- 施策の効果や影響を質的に測定・評価するための指標の設定についても検討
- 気候変動への対応等も含め、持続可能な社会の実現の観点も踏まえながら、施策を推進していく

２．幼児期から高齢期まで生涯を見通したウェルビーイングの実現と、社会の成長・発展に貢献する視点を重視

- 一人一人の生活習慣や環境の違い、地域差等も踏まえつつ、意識や行動の変化を促す
- ライフステージごとの課題を踏まえ、ターゲットとすべき重点対象を明確化する
- 誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境を整備し、スポーツを活用した「健康インフラ」※の構築を目指す

※「運動・スポーツを活用して経済成長を支える心身の健康の保持・増進の基盤」として整理し、運動・スポーツが持つ心身の健康増進という効果・価値を生かし、成長分野を支える人材の定着、継続的な能力発揮、生産性の維持・向上及び就労期間の延伸を図る。

３．ウェルビーイングを土台としたハイパフォーマンスの追求と、その成果・知見を社会に還元していく視点を重視

- メダル獲得数だけではなく、アスリートやそれに関わる全ての人のウェルビーイングに配慮した国際競技力の向上を目指す
- ハイパフォーマンスを追求する社会的意義を国民に分かりやすく示していく
- ハイパフォーマンスの成果・知見を国民のライフパフォーマンスの向上へ還元するなど、その成果を地域や社会へと還元していく視点を意識

４．幅広い分野の関係者が共感でき、目標実現に必要な投資や人の流れを生み出す視点を重視

- 分野縦割りではなく、体系的にわかりやすく示すことを意識
- 国の役割だけではなく、関係するステークホルダーも含めて、それぞれに期待する役割や取組についても記載するなど、オールジャパン体制での取組となるよう留意
- スポーツの投資意義・活用価値を示すことを意識

第１章Ⅰ・Ⅱを踏まえ、第４期のねらいとして以下を定める

第４期のねらい　スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く

第２章　第４期スポーツ基本計画の重点課題

Ⅰ　重点課題設定の背景と基本計画のねらいの実現
Ⅱ　ねらいの実現に向けた３つの課題と重点施策

第２章　第４期スポーツ基本計画の重点課題
Ⅰ　重点課題設定の背景とねらいの実現

第４期スポーツ基本計画の実施に当たっては、３つの重点課題の取組を通じて第４期計画のねらいを実現することを目指す

第４期スポーツ基本計画のねらい（スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く）の実現に当たっては、幅広い分野の関係者が連携・協働し、スポーツの楽しさや意義、価値の実感に基づくスポーツへの関心向上や日常生活などでの行動変容を起こすことが必要である。

健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人と人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に鑑み、社会課題の解決につながる以下の３つの重点課題を設定する。

重点課題１：国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

重点課題２：ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

重点課題３：スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

重点課題の対応を通じて、スポーツの楽しさや意義の実感、スポーツの価値の更なる向上を図ることで、人や組織の関心や行動の変化につなげることを目指す。

■ **第２章の構成**

Ⅰ　重点課題設定の背景とねらいの実現
- 各重点課題の対応を通じて第４期計画のねらいの実現を目指すイメージ図を示すとともに、各重点課題の背景及び重点課題の対応によってどのように社会課題の解決に寄与できるのか等について、各重点課題のモデルとともに示す

Ⅱ　ねらいの実現に向けた３つの課題と重点施策
- 各重点課題に対応するための今後５年間の重点施策を示す（※関連施策も含めた総合計画編は第３章で示す）

重点課題への取組と第４期計画のねらいの実現

スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く

社会と一人一人のウェルビーイングの向上

日本の経済成長・持続可能な社会の実現

健康長寿社会/生涯現役社会の実現

共生社会の実現

国際的なプレゼンスの向上

など

国民一人一人のスポーツへの関心向上・実施向上

スポーツを支える地域や企業、人材等の基盤強化

スポーツの楽しさや意義の実感、スポーツの価値の更なる向上

- 国民・社会のスポーツに対する意識の変化
- ウェルビーイングを土台としたアスリート等を取り巻く環境の整備
- アスリートの企業等での活躍機会の創出・増加
- スポーツを通じた国際的関与の促進

など

※スポーツの価値の棄損防止を含む

重点課題１：

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

重点課題２：

ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

スポーツの「楽しさ」



など

重点課題３：

スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

■ 国民のウェルビーイング向上への貢献

○　スポーツは自発的な参画を通じて「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を有する活動である。スポーツ基本法前文においても、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持・増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」であると位置付けられている。

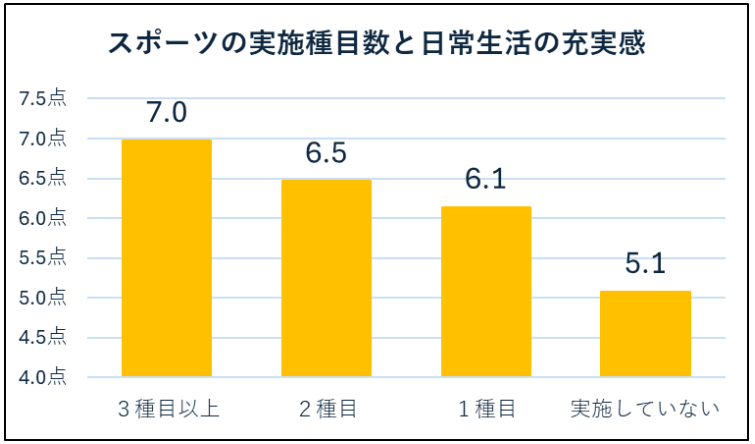
○　こうした、多様なスポーツに親しみ、ともに楽しむことを通じて、人々の生活や心の豊かさを高めるというスポーツが有する本質的な価値を生かし、全ての国民にスポーツの普及を図ることで、国民一人一人のウェルビーイングを向上させ、ひいては、社会全体のウェルビーイングを向上させることを、第４期計画の基本的な目標とする。

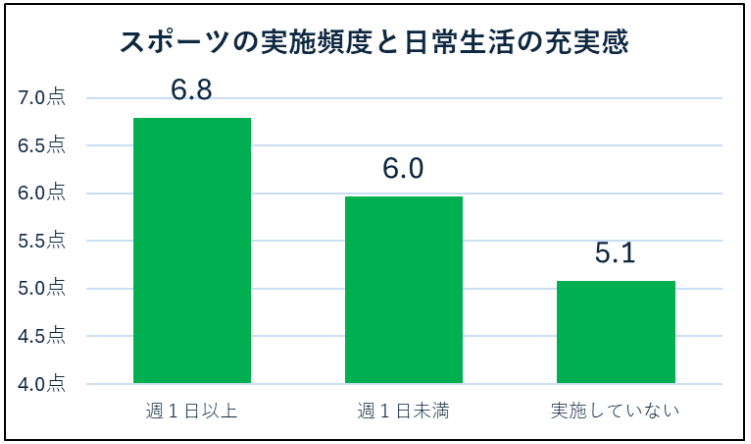
○　また、スポーツの実施は、個人のウェルビーイングの向上にとどまらず、心身の健康の保持・増進や生産性の向上などの効果にもつながることが国内外の研究により示されており、第４期計画では、こうしたスポーツの多様な価値を生かして、現在我が国が直面している以下に示す社会課題の解決にも貢献することを目指す。

✓ 労働力不足対策と生産性向上、経済成長と豊かな社会の実現への貢献
✓ 社会保障費の適正化への貢献
✓ 共生社会の実現への貢献

※各課題の背景等については次ページ以降で詳述する

＜スポーツの実施と日常生活における充実感＞





出典：「令和７年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』」（令和７年11月　スポーツ庁）

■ 労働力不足対策と生産性向上、経済成長と豊かな社会の実現への貢献

○ 少子高齢化が進み、人口・生産年齢人口の減少が本格化する中にあっても、社会・経済の活力を維持・成長させていくためには、その基盤となる国民一人一人の心身の健康及び体力を保持・増進し、多くの方がより長い期間社会活動に参画し、持続的に能力を発揮できる環境を整備することが極めて重要である。

○ 一方で労働人口の高齢化や仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者の割合が高い水準で推移しているほか、就業を希望する中高齢層において自身や家族の健康上の理由により就業を断念する事例が見られ、特に60歳以上においては転倒による骨折や墜落・転落等の労働災害発生率が加齢に応じて高まっているなど、身体面・精神面の要因による就業面での課題が顕在化している。

○ スポーツの実施は、体力の向上、生活習慣病の予防、睡眠の質の向上、転倒の予防、認知機能低下や認知症の予防といった身体的効果に加え、ストレスや抑うつの軽減、メンタルヘルスの改善といった精神的効果があることが国内外の研究で明らかにされており、スポーツの実施を促進することで、こうした課題の改善にも寄与する。また、こうした心身の健康増進を通じて労働生産性の向上、人的資本の強化、労働災害の防止の効果があることも国内外の研究で明らかにされており、スポーツ実施による心身の健康改善が生み出す経済効果は年間約13兆円に上るという試算結果もある。

○ このため、スポーツが持つ心身の健康増進という効果・価値を最大限に活用し、就労継続、継続的な能力発揮及び就労期間の延伸を図る観点から、スポーツの実施促進を図ることにより、国民の心身の健康の保持・増進の基盤、すなわち「健康インフラ」の構築を進め、我が国の経済成長と豊かな社会の実現を支えることが重要である。

＜運動・スポーツの実施による心身の健康改善が生み出す経済効果＞

出典：「運動実施による心身の健康改善がもたらす経済効果の簡易試算 令和８年度更新」
（筑波大学人間総合科学学術院　久野研究室）

	生産性向上					就労期間	直接効果
	体力向上による疲労軽減	メンタル不調	睡眠の質	女性特有の健康課題（月経痛・更年期）	男性の健康課題（更年期）	就労期間延伸	医療・介護費削減効果
経済損失額	15.1 兆円	7.6 兆円	18.9 兆円	0.6（月経痛）兆円 0.8（更年期）兆円	0.6 兆円	―	―
改善効果	2.70 %	1.52 %	1.72 %	23.0（月経痛）% 25.0（更年期）%	19.0 %	3.3年	20.2※1 万円 74.0※2 %
経済効果（1年当たり）	0.41兆円/年	0.12兆円/年	0.32兆円/年	0.34兆円/年	0.11兆円/年	8.19兆円/年	3.54兆円/年
総額 生産性＋就労期間						9.49兆円/年（直接効果除く、経済効果）	13.03兆円/年（直接効果を含む総計）

試算結果はあくまで簡易試算となるため、今後検証が必要。
※1 SWC健幸ポイント事業参加による一人当たり医療費抑制効果額（60歳代：16.2万円、70歳代：24.2万円）を活用して算出。抑制総額の算出は、参加率（スポーツ実施率 60歳代：55.1%、70歳代：65.1% ※スポーツ庁令和7年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」引用）と継続率（SWC健幸ポイント事業の実績：85%）を掛け合わせて算出。
※2 SWC健幸ポイント事業参加による介護支援1以上の発生リスク74%を活用して算出。本試算の前提となる身体活動の健康効果については、R6年度スポーツ庁「スポーツを通じた健康づくりによる社会保障費の効果検証のガイドライン」において示されている知見を踏まえている。

■ 社会保障費の適正化への貢献

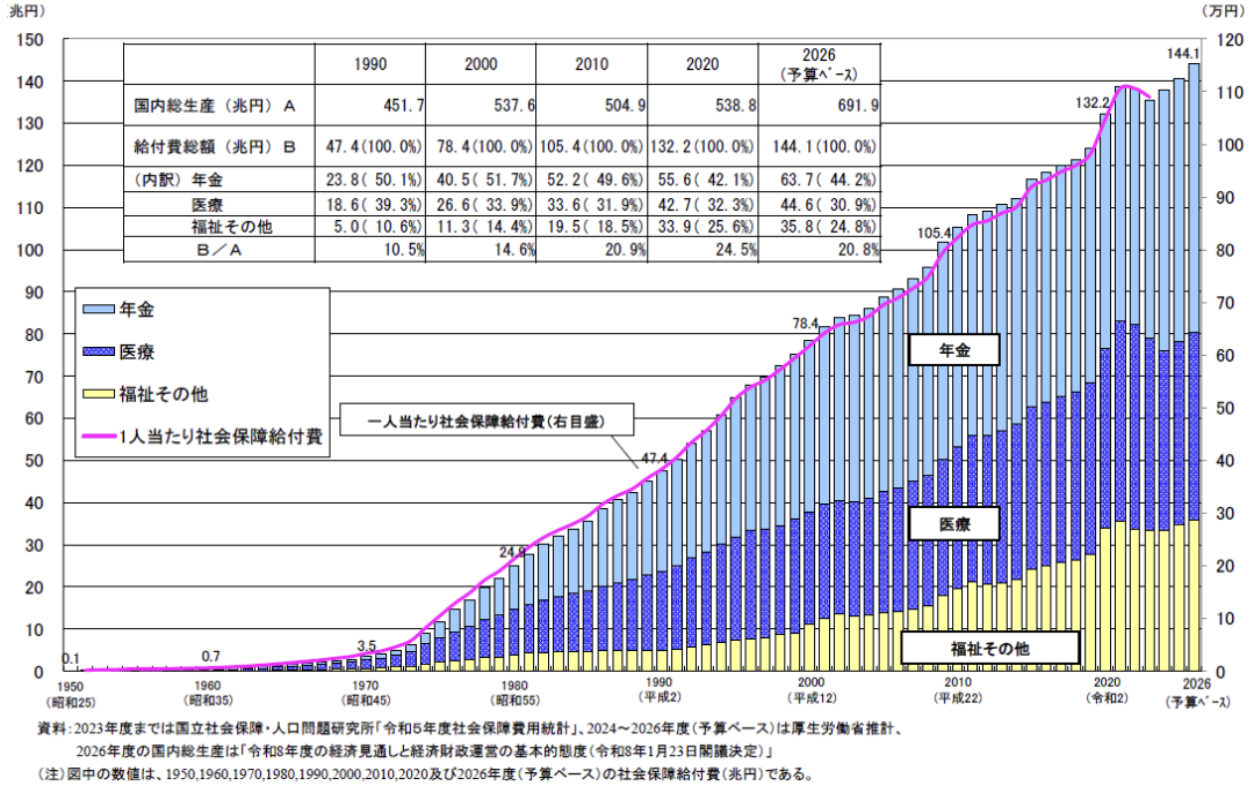
○　高齢化の進展に伴い、社会保障給付費は年々増加しており、令和８（2026）年度（予算ベース）では144.1 兆円（対ＧＤＰ比20.8%）に達している。このうち社会保障に係る国庫負担は30兆円を超え、一般歳出の56%を占めており*1、今後も社会保障給付費の増加が見込まれている*2。

○　こうした状況を踏まえ、社会保障費の適正化は我が国にとって喫緊の課題となっているが、スポーツは、生活習慣病、筋力低下、転倒等の健康障害・怪我のリスク低減やストレスや抑うつの軽減、メンタルヘルスの改善に効果があり、医療・介護費の適正化効果があるとする研究も多数報告されており、この課題解決に貢献することが可能である。

○　このため、メタボリックシンドローム、ロコモティブシンドローム予防や介護予防等の取組と連携しつつ、スポーツの実施促進を図ることで、病気や怪我を予防し、健康寿命を延伸させ、医療・介護費等の社会保障費の適正化に寄与することが重要である。

*1：厚生労働省HP資料（政府一般歳出と社会保障関係費の関係）（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html）（2026年6月閲覧）
*2：厚生労働省HP資料（社会保障の給付と負担の現状）（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html）（2026年6月閲覧）

＜社会保障給付費の推移＞



	1990	2000	2010	2020	2026（予算ベース）
国内総生産（兆円）A	451.7	537.6	504.9	538.8	691.9
給付費総額（兆円）B	47.4（100.0%）	78.4（100.0%）	105.4（100.0%）	132.2（100.0%）	144.1（100.0%）
（内訳）年金	23.8（50.1%）	40.5（51.7%）	52.2（49.6%）	55.6（42.1%）	63.7（44.2%）
医療	18.6（39.3%）	26.6（33.9%）	33.6（31.9%）	42.7（32.3%）	44.6（30.9%）
福祉その他	5.0（10.6%）	11.3（14.4%）	19.5（18.5%）	33.9（25.6%）	35.8（24.8%）
B／A	10.5%	14.6%	20.9%	24.5%	20.8%

資料：2023年度までは国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度社会保障費用統計」、2024～2026年度（予算ベース）は厚生労働省推計、
2026年度の国内総生産は「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和8年1月23日閣議決定）」
（注）図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2026年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

出典：「社会保障の給付と負担の現状」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html）（2026年６月閲覧 厚生労働省ホームページ）

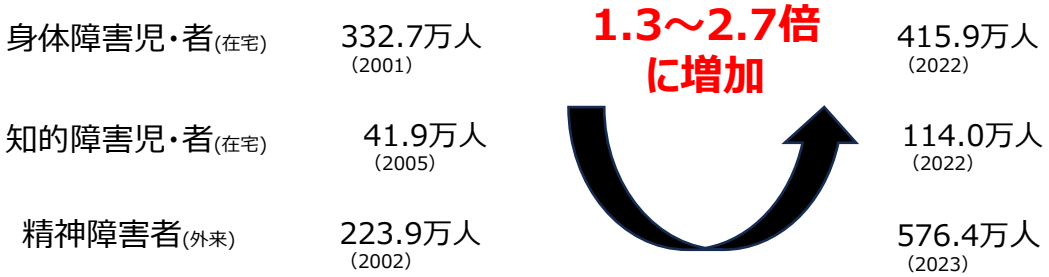
■ 共生社会の実現への貢献

○　令和７年に改正されたスポーツ基本法においては、障害の有無等にかかわらず、スポーツを身近に親しむことができる社会の実現を図ることが明確に位置付けられた。我が国の障害者は年々増加傾向にあり、障害の有無にかかわらず誰もが相互に尊重し合いながら共生する社会の実現がますます重要となっている。

○　また、近年我が国に在留する外国人が増加しており、地域社会との共生も大きな課題となっている。さらに、単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進展する中にあって、孤独・孤立対策が重要な社会課題となっている。

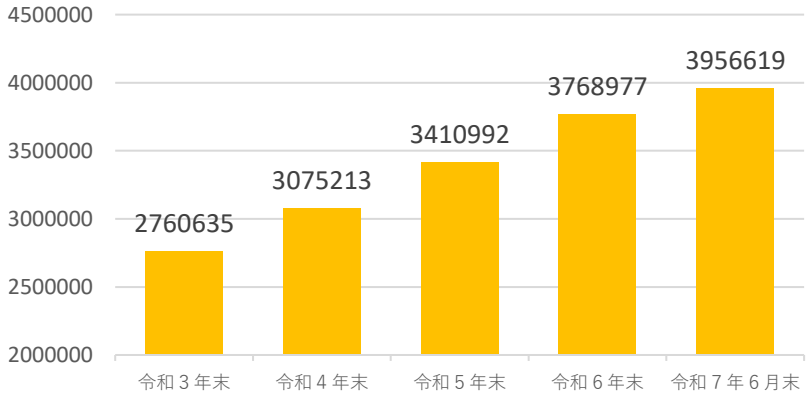
○　こうした喫緊の課題に対し、スポーツは、人と人とのつながりの形成、自己肯定感や達成感の醸成、居場所づくりなどに寄与するとともに、言葉の壁や文化の違い、障害の有無等を越えて、多様な人が共に参加し、コミュニケーションを促進する場や機会を提供することも可能であることから、こうしたスポーツが有する多様な価値を生かした活動を推進し、孤独・孤立の予防や共生社会の実現に貢献することが重要である。

＜障害者の人数の推移＞



出典：「令和６年度　障害者施策の概況（令和７年版障害者白書）」（令和７年６月　内閣府）よりスポーツ庁作成

＜在留外国人数の推移＞



出典：「令和７年６月末現在における在留外国人数について」（令和７年10月　出入国在留管理庁）よりスポーツ庁作成

○　以上のとおり、スポーツは、国民一人一人の心身の健康や社会的つながりを支え、国民及び社会全体のウェルビーイングを向上させ、様々な社会課題を解決する重要な役割を担っている。

○　このため、**国民のスポーツ実施促進を図り、誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境を実現するための施策を強力に推し進めていく必要**があるが、限られた財源・人材等のリソースから高い政策効果を生み出すためには、選択と集中により施策のターゲットとなる重点対象を明確化し、戦略的に取組を進めていくことが必要である。あわせて、スポーツ政策だけでなく、関連する様々な政策との連携を強化することで効果を高め、関係省庁、地方公共団体、民間企業等と適切な協力や役割分担を行い、持続可能かつ効率的な実施体制の構築を図る必要がある。

重点課題１

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

施策

意識啓発
- ✓ スポーツの価値に関するリテラシー向上
- ✓ スポーツ実施意欲の向上
- ✓ スポーツを活用した取組に関わる主体（地方公共団体、大学、企業等）への意識啓発

スポーツの推進
- ✓ 多様なスポーツの提供と参加促進
- ✓ 部活動の地域展開等の全国的な実施の推進
- ✓ スポーツに対する企業の取組促進
- ✓ スポーツに対する地方公共団体の取組の充実強化
- ✓ AI、eスポーツを含むデジタル技術活用

スポーツ環境の整備
- ✓ 学校施設を含めたスポーツをする場所の確保・充実
- ✓ スポーツ施設のユニバーサルデザイン化・ＤＸ化
- ✓ まちづくり施策との連携
- ✓ 安全対策（ソフト・ハード両面）の推進
- ✓ スポーツにおけるあらゆる暴力の根絶（指導者養成等、ガバナンスコード）
- ✓ スポーツツーリズムの推進
- ✓ 地域スポーツコミッションの設立・取組の推進

短期的な効果

意識の変化
- ✓ スポーツを続けたいと思う子供の増加
- ✓ 心理的安全性を含む安全なスポーツ環境の拡大
- ✓ 指導者への信頼向上
- ✓ スポーツ実施希望率向上
- ✓ スポーツ推進に取り組む企業の割合増加
- ✓ スポーツ推進に取り組む地方公共団体の増加
- ✓ 地域における多様な主体の連携拡大
- ✓ 国内におけるスポーツツーリズムへの関心の増加
- ✓ 地域スポーツコミッションの活動の活発化
- ✓ 大学スポーツに主体的に関与する大学・学生の増加
- ✓ 学校体育施設を地域で共同利用する学校の増加

スポーツ実施の変化
- ✓ スポーツ実施率の向上
- ✓ スポーツ実施時間の増加
- ✓ 体力向上
- ✓ スポーツ事故・暴力・ハラスメントの減少
- ✓ 地域スポーツの活性化
- ✓ 地方公共団体によるスポーツ推進の取組の拡大
- ✓ スポーツ実施率の地域格差の縮小
- ✓ スポーツによるコミュニケーションの増加

中・長期的な効果

身体的・精神的健康の向上
- ✓ 生活習慣病予防、心血管疾患リスク低減
- ✓ ロコモ・フレイル・転倒予防
- ✓ 筋骨格系疾患予防、腰痛・関節痛軽減
- ✓ 睡眠の質の向上
- ✓ 女性特有の健康課題の改善
- ✓ ストレスの軽減、メンタルヘルスの改善
- ✓ 主観的幸福感の向上
- ✓ 認知機能・遂行機能向上

生産性の向上・人的資本の強化
- ✓ 働きがい（ワークエンゲージメント）の向上
- ✓ 労働適応能力（ワークアビリティ）の向上
- ✓ 労働損失（プレゼンティーズム、アブセンティーズム）の改善
- ✓ 労働災害の防止
- ✓ 就労期間の延伸
- ✓ ワークエンゲージメント、従業員満足度、組織コミットメント、人材定着率の向上
- ✓ 女性の活躍推進
- ✓ 社会全体でのハラスメントに対する意識の向上

スポーツ振興と地域課題解決の好循環
- ✓ スポーツを活用した事業の創出・拡大、域内消費の向上
- ✓ 地域コミュニティの拡大・活性化
- ✓ 地域における交流機会の拡大による孤独・孤立の解消

社会課題等へのインパクト

- 国民のウェルビーイング向上
- 社会保障費の適正化
- 健康長寿社会/生涯現役社会の実現
- 労働生産性向上 労働力の確保
- 日本の経済成長・豊かな社会の実現
- 企業の利益率 成長率向上
- 地域経済・社会の活性化
- 共生社会の実現

※各階層において継続的なエビデンスの構築・蓄積、検証、改善が重要(以下同。)

■　国民のスポーツへの関心向上、社会の活力創出・ライフパフォーマンスの向上への貢献

○　東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際競技大会において、多様な選手が活躍し、スポーツが持つ力と可能性が国内外に広く示されたことは、我が国のスポーツ史における重要な成果の一つである。2026年のミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする世界の舞台における我が国のアスリートの活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を届けるものであり、ひいては、国民の運動・スポーツへの関心向上につながり、スポーツ全体の振興に資するものである。

○　さらに、近年、トップアスリートへのサポートで得られる、ＤＸの活用や医・科学等に係る知見が、アスリートだけでなく、一般の人々が日常生活で抱える課題の解決等に生かされ、ライフパフォーマンス*の向上につながることが期待されている。ハイパフォーマンスの追求によって生まれる知見は一般の人々の健康の保持・増進に生かすことができる可能性を秘めており、全ての人が元気に活躍し続けられる、活力ある健全な社会の形成に貢献するものである。

○　このように、ハイパフォーマンスの追求による国際競技力向上の取組は、アスリートを含めたスポーツ界のみへの直接的な効果にとどまらず、社会的に重要な意義を有している。

*：困難な状況に陥ったとしてもそれを乗り越える力であり、それぞれのライフステージにおいて、環境変化や心身の変化を知覚し、心身機能を適応させながら、個々の課題解決や目標達成に向けて発揮できる能力をいう。

＜オリンピック・パラリンピック競技大会におけるメダル数及び入賞数の推移＞

■オリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2026	ミラノ・コルティナ（イタリア）	5	7	12	24	24	48
2024	パリ（フランス）	20	12	13	45	70	115
2022	北京(中国)	3	6	9	18	25	43
2021	東京（日本）	27	14	17	58	78	136
2018	平昌(韓国)	4	5	4	13	30	43
2016	リオデジャネイロ(ブラジル)	12	8	21	41	47	88

■パラリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2026	ミラノ・コルティナ（イタリア）	0	3	1	4	24	28
2024	パリ（フランス）	14	10	17	41	101	142
2022	北京（中国）	4	1	2	7	34	41
2021	東京（日本）	13	15	23	51	107	158
2014	ソチ（ロシア）	3	1	2	6	20	26
2016	リオデジャネイロ(ブラジル)	0	10	14	24	73	97

出典：JOC、JPCホームページ等を参考に、スポーツ庁において作成。※入賞は原則8位まで

■ ウェルビーイングを土台としたアスリート等を取り巻く環境整備

○　アスリートは、過酷なトレーニングや競技環境において怪我のリスクや選考のプレッシャー、移行期での適応など多様な課題に継続的に対処しなければならない。

○　アスリートが「勝つために全てを犠牲にする」ことなく、アスリートのウェルビーイングに配慮した国際競技力向上を実現するために、包括的なケアの必要性が高まっており、そのためには情報の一元化、問題の抽出、支援サービス、専門家の発掘・育成、連携ネットワーク等による支援体制・仕組みの構築が重要である。

○　これまでも、医師、歯科医師や、看護師、理学療法士等のコメディカルスタッフも含めたスポーツ医・科学の素養を持つ多様な職種を配置して、アスリートのサポートを行う体制の充実が進んできたものの、包括的なケアの仕組みについては十分に確立されておらず、アスリートやそれに関わる全ての人の身体的・精神的・社会的観点から支援の質を高め、アスリート等に配慮した国際競技力向上の仕組みを構築する必要がある。



2023年の世界選手権に出場した五輪4競技のエリート選手562名を対象とした調査では、健康問題とａｂｕｓｅ（虐待・ハラスメント等）との関連が示され、過去1年間に多くのアスリートが身体的・精神的不調を経験していた。心理的な不適切言動や、競技成績向上を名目とした不適切な指導・行為は健康悪化と関連し、包括的なケアと予防体制の重要性が指摘された。

出典：
“Exploring the hidden link: high-performance athletes, health and abuse” （リンク）



ＩＯＣは、パリ2024で約240万件の投稿を監視し、1万件超の誹謗中傷等の不適切投稿を確認。



ＩＯＣは、パリ2024でＭｉｎｄ　Ｚｏｎｅの設置や、24時間対応の多言語心理相談ホットラインなど、メンタルヘルスに関する取組を実施。

出典：
“World Menatal Health Day: How the IOC ran the largest online abuse prevention programme ever conducted in sport at Paris 2024” (リンク)

■ 健全で公正な社会基盤の構築と共生社会の実現への貢献

○ 国民一人一人が享受するスポーツの価値の根底にあるのは、スポーツの公正性・公平性の確保、いわば"クリーンでフェアなスポーツ" であり、スポーツ・インテグリティに関わる多角的な施策や課題解決は、スポーツの価値を守るとともに、スポーツの健全化を超え、持続可能な社会を支える公平・公正な基盤そのものの構築につながる。

○ 令和元年に「スポーツ団体ガバナンスコード」が策定され、中央競技団体（以下「ＮＦ」という。）は毎年自己点検を行い、４年に１度は公益財団法人日本スポーツ協会（以下「ＪＳＰＯ」という。）・公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「ＪＯＣ」という。）・公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「ＪＰＳＡ」という。）による適合性審査を受けることとなっているほか、令和５年に「スポーツ団体ガバナンスコード」の改定を行い、よりきめ細やかな対応を行うなど、スポーツ・インテグリティ*を守る文化の定着が進んでいるが、今後は、ＳＮＳ上の誹謗中傷、競技の不正操作など新たな課題にも、柔軟かつ倫理的な視点で向き合う必要がある。

○ さらに、アスリートは、競技外においても、競技で培った判断力や適応力、自己管理力や目標達成能力等を生かし、企業・団体等の組織に留まらず、広く社会で活躍できる可能性を持っている。企業・団体等において、こうしたアスリートの能力を活用し、人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化などを実現していくことにより、変化の激しい社会や国際競争の中で、企業等の持続的な成長に貢献でき、国民のスポーツの関心を高めることができる。このため、社会で活躍するアスリートのキャリアモデルやそのような環境づくりに取り組む企業・団体等のモデルを示すことで、社会全体での共生社会の実現にも資する。

*：スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。

<スポーツ・インテグリティ施策と社会課題解決の関係性>

✓ ユネスコで取りまとめられた文書において、スポーツ・インテグリティの強化は、「**誰もが尊重され、安全で、透明性の高い公正な社会**」実現のための広範な社会変革の触媒として捉えられている。

出典：ユネスコ カザン行動計画
ユネスコ スポーツ・インテグリティ・ガイドライン

インテグリティを構成する3つの主要な柱：
- 人々のインテグリティ（暴力や虐待からの保護、人々の安全と安心の確保等）
- 競技のインテグリティ（競技操作対策及びドーピングとの闘い等）
- 組織のインテグリティ（グッドガバナンス（適切な組織統治）等）

スポーツ・インテグリティに関わる多角的な施策及び課題解決がもたらす総体的なインパクトは、スポーツの健全化を超え、持続可能な社会を支える公平・公正な基盤そのものの構築である

<アスリートのキャリア形成支援>



スポーツ庁作成

○ このように、**ハイパフォーマンスの追求による国際競技力向上の取組は**、アスリートを含めたスポーツ界への直接的な効果にとどまらず、**一般の人々の健康の保持・増進に生かすことができる可能性を秘めており、全ての人が元気に活躍し続けられる、活力ある健全な社会の形成に貢献するもの**である。また、**アスリートの多様な活躍は、企業等の持続的な成長や共生社会の実現にも資する。**

○ **スポーツ・インテグリティの確保は、持続可能な社会を支える公平・公正な基盤そのものの構築につながるものである。今後は、ＳＮＳ上の誹謗中傷、競技の不正操作など新たな課題にも、柔軟かつ倫理的な視点で向き合う必要**がある。

重点課題２　ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

施策

中長期の強化戦略プランに基づく競技力向上の支援
- ✓ 強化戦略プランの実効化の継続支援や指導者等の人材の育成・配置
- ✓ 戦略的な発掘・育成・強化に向けたアスリート育成パスウェイの構築支援

スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援
- ✓ HPSCと外部団体や地域のスポーツ医・科学センター等との連携による、医・科学支援や研究の推進
- ✓ HPSCの知見を活用したトータルコンディショニングの実施
- ✓ HPSCの利用方法や施設改修の検討
- ✓ 大学スポーツにおけるスポーツ医・科学サポートの体制整備・充実

地域における競技力向上を支える体制
- ✓ NTC競技別強化拠点機能強化、地域の関係機関・施設とのネットワーク構築
- ✓ 国民スポーツ大会の改革を引き続き推進

スポーツ・インテグリティの強化
- ✓ 誹謗中傷発生時における関係団体の法務等伴走支援体制の強化
- ✓ ガバナンスコードの適切な周知と適合性審査（２巡目）を踏まえた見直しの検討
- ✓ スポーツ仲裁制度に関する普及啓発
- ✓ ハラスメント等の防止、競技の不正操作からアスリート・審判を保護するための環境整備
- ✓ ドーピング防止活動の推進

スポーツ団体の組織基盤強化
- ✓ 役職員等の人員体制整備や現代的・人材的な組織基盤強化、効率的・効果的な組織運営への支援

アスリートのキャリア形成支援

短期的な効果

強化基盤の構築
- ✓ 効果的な強化戦略プランを策定・実行するNFの増加
- ✓ オリンピック・パラリンピック競技におけるMPA増加
- ✓ 競技別パスウェイモデルの浸透
- ✓ 研究成果の蓄積

居住地域等にかかわらずサポートを受けられる環境の実現
- ✓ 地域の大学・病院等と連携した、地域におけるスポーツ医・科学支援対象の拡大、支援の質の向上
- ✓ 関係団体との連携強化及び専門知識等を地域へ還元する取組増加

安全・安心な競技環境の構築
- ✓ 誹謗中傷等を不安に感じるアスリートの減少
- ✓ 各団体におけるガバナンスコードを遵守した組織運営の実現
- ✓ スポーツ仲裁の自動応諾条項を採択したNFの増加
- ✓ ドーピング防止規則違反件数の低水準維持

自走可能な組織運営の実現
- ✓ NFにおける収入増加・収支改善等の経営改革

アスリートや企業等の意識の変化
- ✓ 企業等において、アスリートの能力や特性を生かす意識の向上
- ✓ アスリートが能力や特性を生かし様々な組織で活躍するロールモデルの創出・増加

中・長期的な効果

持続可能な国際競技力の向上
- ✓ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会における、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数
- ✓ アスリート及びアスリートに関わる全ての人のウェルビーイングの向上
- ✓ HPSCの機能強化、知見の展開
- ✓ ハイパフォーマンススポーツの価値の創出
- ✓ 大学スポーツにおける競技力の向上

国民のスポーツへの関心の向上

地域社会への知見の提供

公正・公平なスポーツの実現
- ✓ スポーツが、ガバナンス欠如、八百長、各種ハラスメント、誹謗中傷、ドーピング等の脅威により欠けるところがなく、価値ある高潔な状態の実現
- ✓ スポーツ団体の持続可能で強固な組織基盤の構築

アスリートの能力や特性を生かした企業等の人材育成、組織活性化
- ✓ アスリート雇用の拡大
- ✓ 企業等における業務運営の改善・柔軟化
- ✓ 多様な働き方・キャリアモデルの普及
- ✓ 企業等の持続的な成長

社会課題等へのインパクト

国際的なプレゼンスの向上

社会の活力創出・ライフパフォーマンスの向上

健全で公正な社会基盤の構築

共生社会の実現

■　日本の経済成長の実現への貢献

○　スポーツがある場所には自然と人が「あつまる」。そして、感動や体験を共有することで人と人が「つながる」。我が国の総人口が減少する中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムから中長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換していくことが求められているなど*1、我が国が直面する課題が複雑化、多様化する一方で、スポーツは地域経済の活性化、交流人口の拡大や地方誘客、自然を含めた地域資源の活用等を通じて、豊かなつながりをもたらすとともに、追い風となる変化をもたらすことができる。また、持続可能なスポーツ振興のためには、各スポーツ団体において、収益・財務基盤の強化を進めることが重要である。

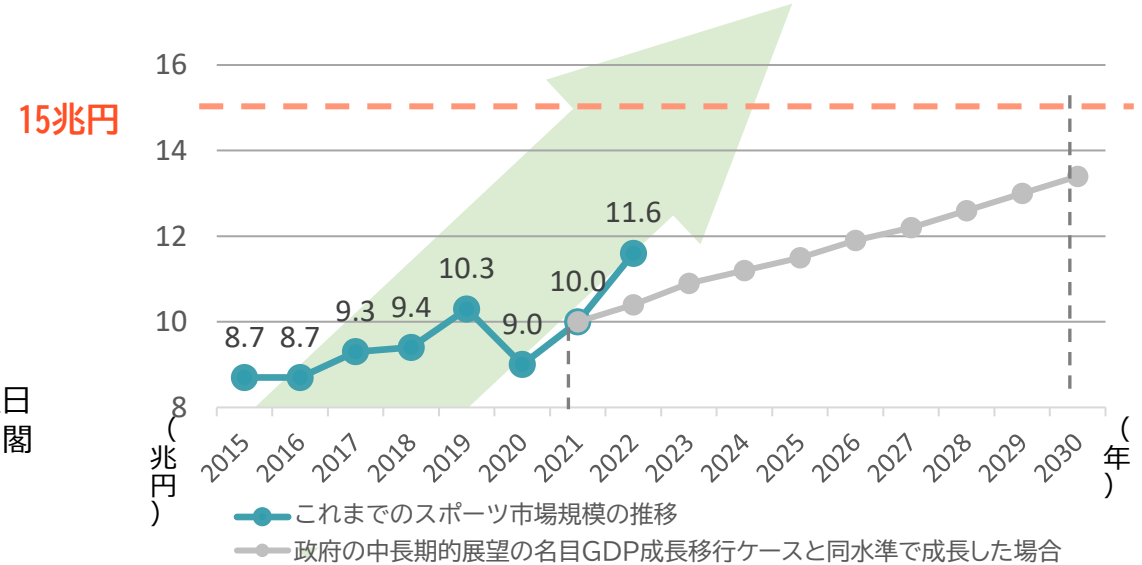
○　スポーツ市場規模は、2022年に11.6兆円となり、国の名目GDP成長率を上回る成長を見せ*2、成長産業の一つとしての役割を果たしている。世界的に見ても、スポーツ市場は、今後も周辺産業を巻き込んで高い成長が期待される分野であり、日本の経済成長に貢献することができる。

○　スポーツの成長産業化を確かなものとするためには、スポーツを地域の資源や文化と結び付けて新たな価値を生み出すといった、他分野との連携、スポーツに関心がなかった層を巻き込むといった「横の広がり」、そして、スポーツＤＸ等による観戦や体験の質を高める「縦の深化」が求められる。加えて、これら「横」と「縦」を組み合わせて、スポーツを生活に根付かせる必要があり、あわせて、スポーツの浸透を担う組織・人材育成を行うことも重要である。

*1：「地方創生2.0基本構想」（令和７年６月13日閣議決定）

*2：「わが国スポーツ産業の経済規模推計　日本版スポーツサテライトアカウント 2011～2022年推計」（2026年3月株式会社日本政策投資銀行 産業調査部（監修：スポーツ庁、経済産業省）及び内閣府「中長期の経済財政に関する試算」等を基にスポーツ庁にて試算

＜スポーツ市場規模の推移と今後の成長イメージ＞



出典：「わが国スポーツ産業の経済規模推計」（2026 年３月　株式会社日本政策投資銀行）及び「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）等を基にスポーツ庁にて試算

■ 地域経済の活性化、共生社会の実現への貢献

○　日本全体の急速な人口減少や少子高齢化に加え、地方部から都市圏、特に東京圏への転入超過が続き、地方部では労働力が大きく減少する傾向が続いており*1、我が国経済の半分程度を占める地域の経済停滞や活力の低下など、地域・社会が抱える問題は厳しさを増している。

○　特に、2020年の新型コロナウイルスの影響により減少していたインバウンドの需要が回復傾向にある中、観光をめぐる課題が顕在化・深刻化してきており、地方誘客・需要分散やオーバーツーリズムの未然防止・抑制が求められる。

○　高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が進行し、著しい劣化や損傷が「災害耐力の低下」をもたらし、災害時に被害を拡大させることが懸念されている。また、スポーツ環境の整備に当たっては、まちづくりとの一層の連携が重要となっているとともに、ユニバーサルデザインの考え方や環境に配慮した持続可能な施設等の充実が求められている。

○　インターネットの普及等に伴う情報通信社会の急速な進展、人口減少、少子高齢化の進展により、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化の一途をたどっている。*2スポーツ施設のユニバーサルデザイン化等を引き続き推進し、誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するとともに、スポーツ施設の文化芸術・防災拠点等の多目的利用やオープンスペースも含めたまちづくりの中での位置付けなど、スポーツによって、集まる・つながる空間の創出を目指し、スポーツを通じて自分らしく生きられる社会を実現することが重要である。

*1：「地方創生2.0基本構想」（令和７年６月13日閣議決定）
*2：「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和６年６月11日（令和７年５月27日一部改定）孤独・孤立対策推進本部）

<スポーツを核としたまちづくりにより創出される価値>

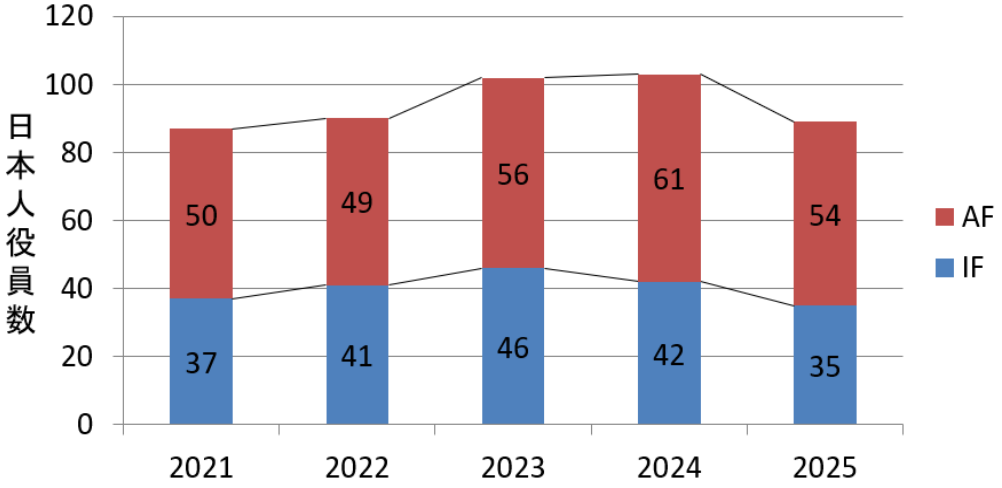


出典：スポーツ庁資料

■ 持続可能で包摂的な社会づくりへの貢献と国際的なプレゼンスの向上への貢献

○　スポーツの意義や価値を生かした社会への貢献は、地域や国内にとどまらない。日本には、スポーツの力で持続可能な社会や共生社会の実現に向け、国際的な動きをリードする立場から一層取り組むことが期待されており、スポーツ界における我が国の発言力を高めるとともに、国際的なルール作りなどの決定過程に積極的に参画していくことも重要である。世界のよりよい未来のために、国際競技大会や国際交流・協力の機会を通じて、世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値を広めていくことは、持続可能で包摂的な社会づくりに貢献するとともに、我が国の国際的なプレゼンス向上に貢献することが期待できる。

＜国際競技連盟（以下「ＩＦ」という。）・アジア競技連盟（以下「ＡＦ」という。）における日本人役員数＞



出典：ＪＯＣ調べ、スポーツ庁調べ

＜我が国で開催される主な国際競技大会＞

2026年

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)
（9月19日-10月4日　愛知県・名古屋市ほか）

第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)
（10月18日-24日　愛知県・名古屋市ほか）

2027年

ワールドマスターズゲームズ2027関西
（５月14日-30日　関西広域）

2028年

オリンピックQシリーズ2028東京
（５月４日-７日 東京都）

○　スポーツには、その意義や価値を生かして地域・社会が抱えている様々な課題解決へ貢献することができる。その際には、単なるスポーツ振興のみならず、**まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・ＤＸ・環境等の他の関連施策においてスポーツ資源を最大限活用**するとともに、**縦割りを排し、国、地方公共団体、スポーツ関係団体、民間企業、大学等の様々ステークホルダーが連携し、オールジャパンの体制の構築を図ることが重要**である。

重点課題３　スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

施策

スポーツの成長産業化
- ✓ スポーツコンプレックスの推進
- ✓ スポーツ団体と他産業連携による新規事業の創出・拡大支援、DXの推進支援
- ✓ スポーツ事業運営人材の獲得・育成と経営力の向上支援

地域のスポーツ資源の活用
- ✓ まちづくりと連携したスポーツ環境の整備の推進
- ✓ スポーツツーリズムの推進
- ✓ 地方公共団体を中心とするスポーツを活用した地方創生の普及啓発や支援
- ✓ 学校施設等の既存の地域資源の活用推進
- ✓ 地域スポーツコミッションによる取組の推進
- ✓ 大学スポーツ資源の活用
- ✓ 幅広い関係者の連携協働による、部活動の地域展開等の全国的な実施の推進
- ✓ 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の普及
- ✓ 地域防災等他分野の取組との連携

スポーツを通じた国際交流・協力の推進
- ✓ 官民連携による国際交流・協力の推進
- ✓ 国際人材育成支援
- ✓ 国際競技大会の招致・開催

短期的な効果

意識や行動の変化
- ✓ スポーツ無関心層の取り込み、スポーツへの関心の高まり
- ✓ スポーツ実施率・観戦者数の向上
- ✓ スポーツに関わる企業増加
- ✓ スポーツ資源を活用し、地方創生等に資する取組を実施する地方公共団体・大学・団体の増加
- ✓ 新規事業創出に取り組むスポーツ団体の増加
- ✓ 地域全体でのスポーツを支える機運醸成と仕組みづくり
- ✓ スポーツ施設の機能向上

- ✓ 国内外からの来訪者の増加、交流人口の増加

スポーツ団体の運営高度化
- ✓ スポーツ団体のDX推進、新たなビジネスモデルの構築
- ✓ スポーツ事業運営人材の増加・能力向上、待遇向上
- ✓ ファンの顧客体験価値向上

国際的関与の促進
- ✓ 日本の国際的認知度の向上
- ✓ スポーツ分野を通じた国際協力の実績・知見の蓄積
- ✓ 国際貢献人材（ IF・AF等役員、指導者・学生等）の育成
- ✓ スポーツ分野を通じた諸外国との信頼関係の構築、国際交流人的ネットワークの拡大
- ✓ スポーツ産業の国際展開

中・長期的な効果

スポーツによる地域・社会への貢献
【経済】
- ✓ スポーツ関連市場の収益拡大
- ✓ 他業種との連携機会の増加
- ✓ 域内消費の拡大
- ✓ 雇用拡大
- ✓ 人口・税収の増加

【交流】
- ✓ スポーツ関係人口の増加
- ✓ 人流増加・賑わい創出

【ローカルブランド】
- ✓ 地域への愛着やシビックプライドの醸成

【健康】
- ✓ 地域スポーツ全体の活性化

【環境等その他】
- ✓ 持続的な地域活性化・まちづくり
- ✓ 環境への貢献
- ✓ 防災機能の向上
- ✓ DX化の推進
- ✓ 社会的レガシーの形成

スポーツを通じた国際的な貢献
- ✓ 国際スポーツ界の意思決定や競技発展への貢献
- ✓ スポーツ産業の国外での認知度の向上、市場規模の拡大
- ✓ 国際的信頼・ソフトパワーの強化

社会課題等へのインパクト
- 健康長寿社会の実現
- 地域経済の活性化
- 日本の経済成長
- 共生社会の実現
- 持続可能で包摂的な社会づくり
- 国際的なプレゼンスの向上

第２章　第４期スポーツ基本計画の重点課題
Ⅱ　ねらいの実現に向けた３つの課題と重点施策

重点課題　１

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

重点課題１

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

施策

意識啓発
- ✓ スポーツの価値に関するリテラシー向上
- ✓ スポーツ実施意欲の向上
- ✓ スポーツを活用した取組に関わる主体（地方公共団体、大学、企業等）への意識啓発

スポーツの推進
- ✓ 多様なスポーツの提供と参加促進
- ✓ 部活動の地域展開等の全国的な実施の推進
- ✓ スポーツに対する企業の取組促進
- ✓ スポーツに対する地方公共団体の取組の充実強化
- ✓ AI、eスポーツを含むデジタル技術活用

スポーツ環境の整備
- ✓ 学校施設を含めたスポーツをする場所の確保・充実
- ✓ スポーツ施設のユニバーサルデザイン化・ＤＸ化
- ✓ まちづくり施策との連携
- ✓ 安全対策（ソフト・ハード両面）の推進
- ✓ スポーツにおけるあらゆる暴力の根絶（指導者養成等、ガバナンスコード）
- ✓ スポーツツーリズムの推進
- ✓ 地域スポーツコミッションの設立・取組の推進

短期的な効果

意識の変化
- ✓ スポーツを続けたいと思う子供の増加
- ✓ 心理的安全性を含む安全なスポーツ環境の拡大
- ✓ 指導者への信頼向上
- ✓ スポーツ実施希望率向上
- ✓ スポーツ推進に取り組む企業の割合増加
- ✓ スポーツ推進に取り組む地方公共団体の増加
- ✓ 地域における多様な主体の連携拡大
- ✓ 国内におけるスポーツツーリズムへの関心の増加
- ✓ 地域スポーツコミッションの活動の活発化
- ✓ 大学スポーツに主体的に関与する大学・学生の増加
- ✓ 学校体育施設を地域で共同利用する学校の増加

スポーツ実施の変化
- ✓ スポーツ実施率の向上
- ✓ スポーツ実施時間の増加
- ✓ 体力向上
- ✓ スポーツ事故・暴力・ハラスメントの減少
- ✓ 地域スポーツの活性化
- ✓ 地方公共団体によるスポーツ推進の取組の拡大
- ✓ スポーツ実施率の地域格差の縮小
- ✓ スポーツによるコミュニケーションの増加

中・長期的な効果

身体的・精神的健康の向上
- ✓ 生活習慣病予防、心血管疾患リスク低減
- ✓ ロコモ・フレイル・転倒予防
- ✓ 筋骨格系疾患予防、腰痛・関節痛軽減
- ✓ 睡眠の質の向上
- ✓ 女性特有の健康課題の改善
- ✓ ストレスの軽減、メンタルヘルスの改善
- ✓ 主観的幸福感の向上
- ✓ 認知機能・遂行機能向上

生産性の向上・人的資本の強化
- ✓ 働きがい（ワークエンゲージメント）の向上
- ✓ 労働適応能力（ワークアビリティ）の向上
- ✓ 労働損失（プレゼンティーズム、アブセンティーズム）の改善
- ✓ 労働災害の防止
- ✓ 就労期間の延伸
- ✓ ワークエンゲージメント、従業員満足度、組織コミットメント、人材定着率の向上
- ✓ 女性の活躍推進
- ✓ 社会全体でのハラスメントに対する意識の向上

スポーツ振興と地域課題解決の好循環
- ✓ スポーツを活用した事業の創出・拡大、域内消費の向上
- ✓ 地域コミュニティの拡大・活性化
- ✓ 地域における交流機会の拡大による孤独・孤立の解消

社会課題等へのインパクト

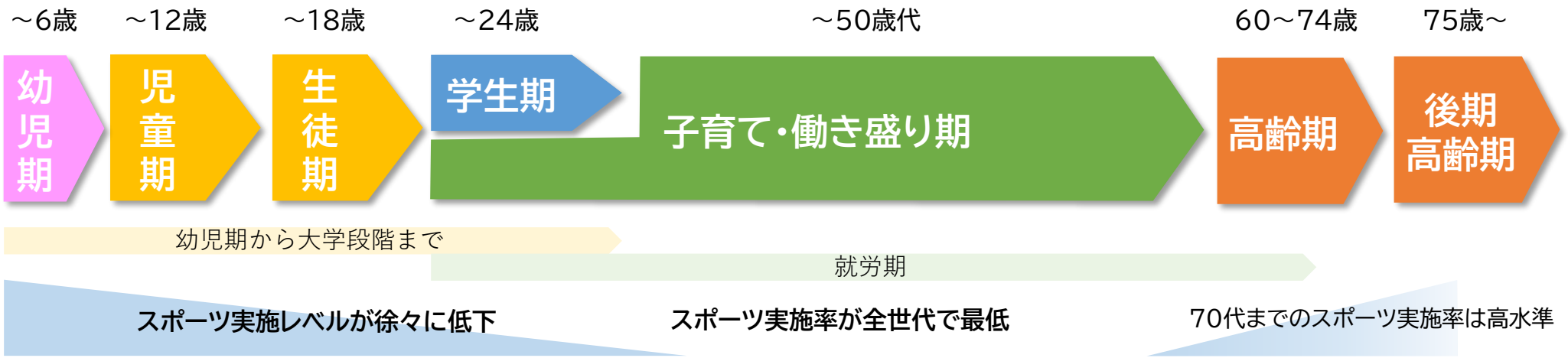
- 国民のウェルビーイング向上
- 社会保障費の適正化
- 健康長寿社会/生涯現役社会の実現
- 労働生産性向上 労働力の確保
- 日本の経済成長・豊かな社会の実現
- 企業の利益率 成長率向上
- 地域経済・社会の活性化
- 共生社会の実現

※各階層において継続的なエビデンスの構築・蓄積、検証、改善が重要(以下同。)

重点課題１

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

＜ライフステージを通じたスポーツ実施に関する課題＞



＜幼児・児童・生徒期＞
- 幼児期に園外で外遊びをしない幼児も多い
- 児童・生徒の体力水準がコロナ前の水準に回復していない
- 継続的に運動・スポーツをしたいと考える子供の割合低下
- 部活動におけるチームスポーツが十分に実施できない状況

＜学生期＞
- スポーツの実施レベルの大幅な低下

＜子育て・働き盛り期＞
- 仕事・家事・育児による忙しさ
- スポーツ実施率の低さ（全世代で最も低い）
- スポーツ実施時間の短さ（他の世代と比べて顕著に短い）
- 30～40代女性の体力低下、スポーツ実施率の低さ（男性との差の拡大）、スポーツ実施時間の短さ（男性の約半分）

＜高齢期＞
- 85歳以上人口の大幅な増大
- 身体機能低下等のフレイル、要介護者や罹患者の増加

- 10～40代女性における「やせ」の割合の高さ

各ライフステージの取組がその後のライフステージにも影響を与えていくことを念頭に、ライフステージ全体を見通したシームレスな取組が重要

（注）ライフステージごとの課題については、具体的なアプローチを想定して整理しているが、個々人の発達段階や、キャリアに応じて多様性があることに留意する。

重点施策　国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

【項目】

（１）スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進

（２）ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

① ライフステージを見通したシームレスな施策・取組の推進

② 幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上

ア．子供の日常的な運動習慣の確立と体力の向上

イ．部活動の地域展開等の全国的な実施の推進

③ 学生期のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進

④ 子育て・働き盛り期（20～50代）のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進

（３）多様な背景に着目したスポーツ施策の推進

① 女性の健康・体力向上のための環境整備とスポーツ実施の促進

② 障害者のスポーツ機会の充実による共生社会の実現

（４）スポーツ施策の位置付け強化の推進

① 国や地方公共団体の重点政策におけるスポーツ推進政策の位置付け

② 企業経営における労働力不足対策や人への投資としてのスポーツの位置付け

（５）スポーツ実施を促す環境整備の推進

①スポーツ実施促進を支えるスポーツ関連産業の拡大

重点施策１（１）　スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進

背景・現状

- スポーツの実施を促し継続につなげるためには、単に健康増進のための運動や身体活動だけでなく、スポーツが持つ多面的な「楽しさ」という価値を軸にしていくことが重要である。
- 様々な志向を持つ人々がスポーツの多面的な「楽しさ」を実感できるようにするためには、スポーツに対する画一的なイメージを変え、多様なスポーツができる環境をつくっていくことが重要である。
- スポーツ庁の調査では、複数人で実施する割合が高いほど、また、多様な種目を実施しているものほど、ウェルビーイングが高い傾向がみられる。

＜各運動・スポーツ種目の「複数実施率」「Well-being」及び「他種目実施数」＞

種目名	回答人数	【複数人】で行う方が多い	【1人】で行う方が多い	充実感	幸福感	他種目実施数	（参）実施順位
ゴルフ（コースでのラウンド）	1,779	96.3	3.7	7.10	7.32	3.7	8
バドミントン	566	96.1	3.9	7.17	7.30	5.1	16
テニス・ソフトテニス	801	95.8	4.2	7.31	7.51	4.7	12
卓球（ラージボール含む）	513	94.9	5.1	7.14	7.28	6.2	18
野球（硬式・軟式等）	568	93.0	7.0	7.36	7.28	5.4	19
ボウリング	505	90.5	9.5	6.98	7.27	5.8	13
スキー	552	74.1	25.9	7.05	7.24	6.3	15
ハイキング・ワンダーフォーゲル・オリエンテーリング	577	71.4	28.6	7.01	7.37	5.9	14
登山・トレッキング・トレイルランニング・ロッククライミング	1,127	65.0	35.0	7.02	7.21	5.1	10
釣り	594	56.6	43.4	6.41	6.72	5.8	17
エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	2,176	50.6	49.4	7.04	7.28	3.1	7
アクアエクササイズ・水中ウォーキング	580	40.1	59.9	7.55	7.70	4.8	20
水泳（競泳・水球・飛び込み・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング等）	1,145	31.5	68.5	7.25	7.34	5.1	11
体操（ラジオ体操・職場体操・美容体操・太極拳等）	3,824	29.4	70.6	6.63	7.03	3.2	5
ゴルフ（練習場・シミュレーションゴルフ）	1,378	26.6	73.4	7.06	7.27	4.3	9
ウォーキング（散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩き・自ら進んで行う歩行等）	23,962	15.4	84.6	6.45	6.74	1.6	1
トレーニング（筋力トレーニング・トレッドミル・エアロバイク・室内運動器具を使ってする運動等）	4,767	10.8	89.2	6.87	6.99	3.2	3
ランニング（ジョギング）・マラソン・駅伝	4,023	10.5	89.5	7.09	7.12	3.7	4
サイクリング・自ら進んで行う自転車利用	3,178	9.2	90.8	6.60	6.78	3.6	6
階段昇降（2アップ３ダウン・エレベーターに乗らず階段を使用する等）	8,220	5.3	94.7	6.55	6.85	2.9	2
(参考)この1 年間に運動・スポーツはしなかった・わからない	9,824	－	－	5.11	5.61	0.0	－

出典：「令和７年度『スポーツの実施状況等に関する世論調査』」（令和８年３月　スポーツ庁）

◆複数実施率とWell-being（本調査において「充実感、幸福感」とされている。）との間には正の相関が認められ、**<u>複数人で実施する割合が高い種目ほど、Well-beingが高い傾向</u>**がみられる。

◆運動・スポーツ種目別にその種目以外に実施している種目数（他種目実施数）をみると、「スキー（6.3種目）」「卓球（6.2種目）」「ハイキング・ワンダーフォーゲル・オリエンテーリング（5.9種目）」の順に多かった。また、他種目実施数とWell-being（充実感、幸福感）との間にも正の相関が認められ、**<u>多様な種目を実施している者ほどWell-beingが高い傾向</u>**が見られる。

※本調査での「充実感」「幸福感」の整理。
充実感：本人の日常生活における充実感
幸福感：本人の現在の幸福感

目標	・　誰もがスポーツの多面的な「楽しさ」を実感できるよう、より幅広いスポーツのイメージを発信しつつ、多様なスポーツができる環境整備を進める。 ・　単一のスポーツ種目、個人中心のスポーツ実施にとどまらず、多様なスポーツに親しむこと、集団でスポーツを実施することを推奨し、スポーツ実施行動の多様化とウェルビーイングの向上を図る。
重点施策	**◆スポーツの持つ「楽しさ」の普及** ・　スポーツの持つ多面的な「楽しさ」や、生涯にわたってスポーツを続けることの重要性の発信を行い、生涯続けられるスポーツの振興を行う。 ・　競技志向のスポーツ活動に加え、スポーツを楽しむことや交流を重視したスポーツ活動（レクリエーショナルスポーツ）も含めた、幅広い意味での「スポーツ」のイメージの社会への浸透に向けた普及啓発を実施する。 ・　レクリエーショナルスポーツや健康増進活動として楽しめるスポーツとして、フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピックルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動など、幅広いスポーツの社会への浸透と普及を実施する。 ・　スポーツの動機付け、効果を実感できる仕組み（ライフパフォーマンス向上に効果的な身体機能チェック・改善エクササイズと目的を持った多様なスポーツ）の普及を行う。 **◆スポーツの複数種目の実施や集団でのスポーツの推奨** ・　単一のスポーツだけでなく複数のスポーツを実施することの重要性を発信する。 ・　単独でスポーツを実施することだけでなく、家族・仲間等とのスポーツやイベント、スクール、クラブ活動等の場を活用した集団でのスポーツを推奨することを発信する。 ・　部活動の地域展開等の推進を通じて、生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等）の機会を創出する。

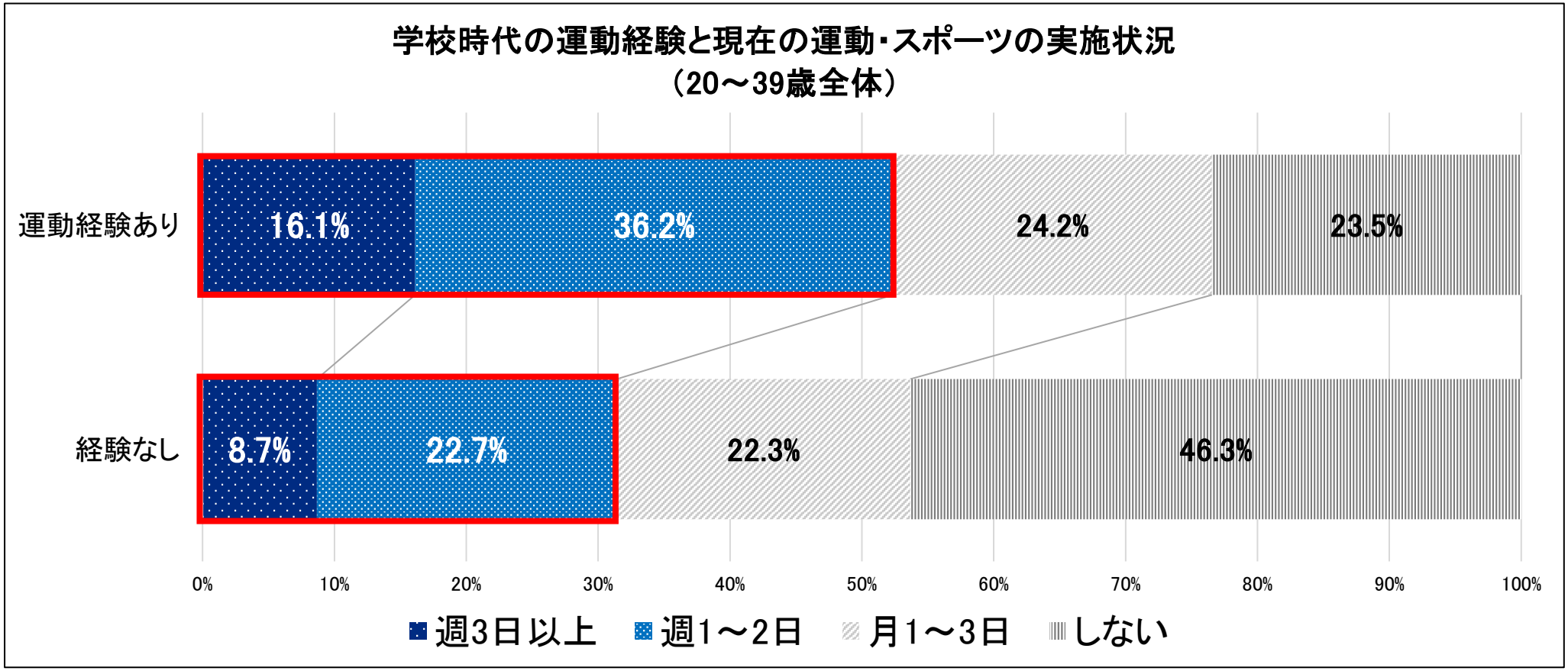
重点施策１（２）

ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

①ライフステージを見通したシームレスな施策・取組の推進

背景・現状

・　幼児期の外遊びの状況が小学校段階の運動習慣や体力にも影響し、学校時代の運動経験が20代～30代の運動・スポーツ実施頻度に影響する（週１日以上の運動・スポーツ実施は、学校時代の運動経験がある方が20.9ポイント高い）など、運動習慣はライフステージを超えて影響を及ぼすことから、ライフステージごとにばらばらに取り組むのではなく、ライフステージを見通して連続・連携した取組を進める必要がある。



出典：「令和７年度『体力・運動能力調査』」（令和８年10月　スポーツ庁）

目標

・ 誰もが生涯にわたってスポーツを継続できるように環境整備を進める。
・ 生徒期・学生期の運動部活動・地域クラブ活動から社会人でのスポーツ活動につなげられるよう、ライフステージで断絶しないスポーツ習慣を形成していく。

重点施策

◆生涯を通じた国民のスポーツ行動形成の推進

・ 国民のスポーツ行動や傾向を分析しつつ、幼児・児童・生徒期から学生期を経て社会人につながるスポーツとの付き合い方の検討とその環境整備を行う。
・ 国民運動としてのスポーツ推進方策（スポーツの日や体力づくり強調月間の活用方策）を検討する。
・ 国民のスポーツ実施促進に向けた様々な面からの民間事業者との連携・協働の促進を行う。

◆多世代の地域スポーツ活動の推進

・ 部活動の地域展開等の全国的な実施を推進するとともに、中学生のみならず小学生・高校生・成人・高齢者等を含めた多様な関係者の地域クラブ活動への参画を促進する。
・ 子供から高齢者まで多様な地域住民がスポーツに親しむ機会を提供するため、ＪＳＰＯの総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の普及・活用により、中間支援組織が取り組む総合型地域スポーツクラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援するなど、各種施策の展開を図る。

◆多様なスポーツ活動を推進する質の高い指導者等の養成への支援

・ ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進するため、審判員、スポーツボランティアや、組織の運営人材等の養成を行うスポーツ団体及び地方公共団体等を支援する。また、ＪＳＰＯの公認スポーツ指導者制度及びＪＰＳＡの公認パラスポーツ指導者制度等と連携し、質の高い指導者の養成を支援する。
・ 各団体同士の連携促進を図り、専門スタッフ、スポーツボランティア等の活躍の場を拡充する。

重点施策１（２）

ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

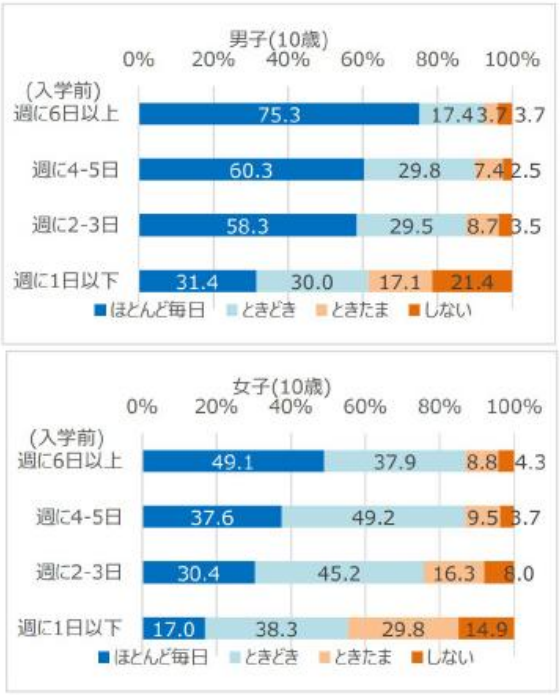
②幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上

ア．子供の日常的な運動習慣の確立と体力の向上

背景・現状

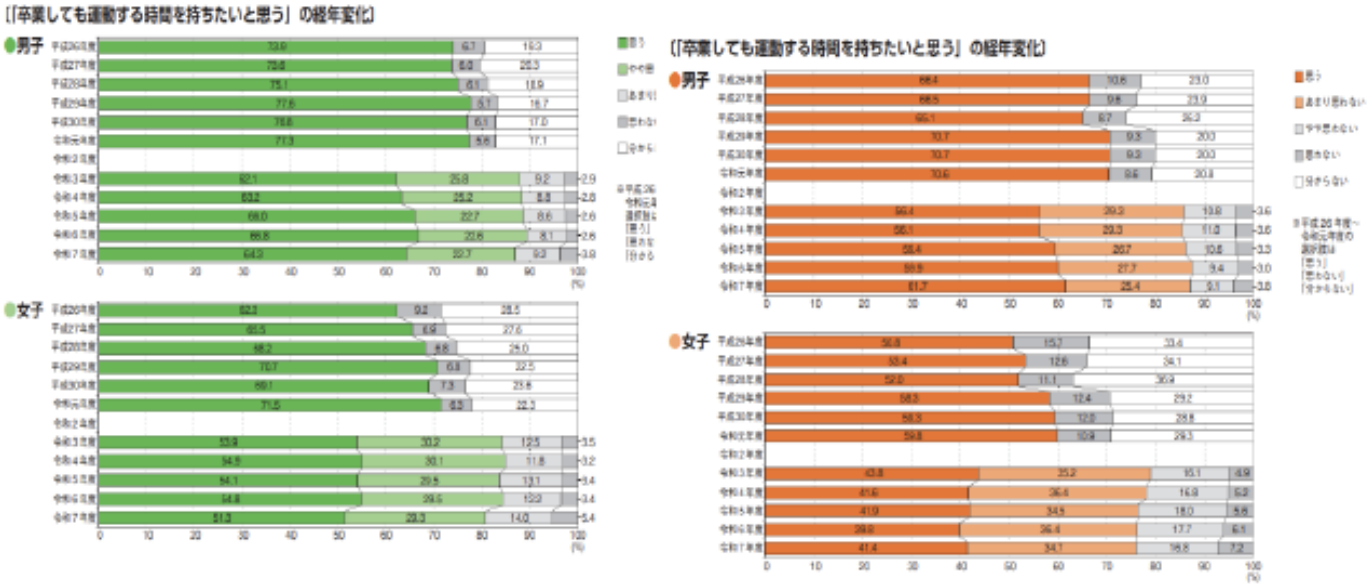
- 平日に園外で全く外遊びをしない幼児も多く、また、幼児期の外遊びの状況が小学校段階の運動習慣や体力にも影響。
- 新型コロナウイルス感染症拡大以降、子供の運動時間は減少傾向にある。
- 生活習慣の変化が運動習慣にも影響を与える要因の一つと考えられる（スクリーンタイムが長い児童生徒ほど運動時間が短い傾向）。
- 継続的に運動やスポーツをしたいと考える子供の割合が低下する傾向にある。
- 特に幼児期からの運動習慣形成には、保護者等の意識・行動が大きな影響を及ぼす。

＜入学前の外遊びの実施状況別に見た運動・スポーツ実施状況（10歳）＞



出典：「令和元年度『体力・運動能力調査』」
（令和２年10月　スポーツ庁）

＜卒業しても運動する時間を持ちたいと思う児童・生徒の割合＞



出典：「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」
（令和７年12月　スポーツ庁）

目標

・　幼児期からの運動習慣形成、幼児期と小学校体育等との接続や、発達段階等を踏まえた子供たちの内発的動機付けに基づく活動機会の一層の充実等を図り、体育をはじめとする学校教育活動を通じて、性別・障害の有無等にかかわらず生涯にわたって心身の健康を保持・増進し豊かなスポーツライフの実現につながる資質・能力の育成を目指す。
※今後、中央教育審議会での学習指導要領改訂の議論も踏まえ、更に検討を進める

【数値目標】
・　運動・スポーツをする中で、体を動かすことや友達との交流・協力などの多様な「楽しさ」を実感することができている児童・生徒の割合についての指標を設定予定（児童生徒が楽しいと感じる場面についても具体的に質問項目を設定（例：いろいろな種目を体験したとき、友達と交流したり協力できたとき　など））
・「卒業後も運動・スポーツを続けたい」と答える児童・生徒の割合：児童平均70%、生徒平均65%
※運動時間、新体力テストの結果についても参考指標として設定
・　就学前の外遊びの実施状況：週に６日以上　32.3%以上
（参考）「令和７年度『体力・運動能力調査』」６歳児回答：32.3%

重点施策

◆幼児期からの屋内外の運動遊び機会の充実
・　幼児期からの屋内外の運動遊びの機会充実を促進するため、その重要性に関する保護者、幼児教育・保育関係者等への普及啓発に取り組む。
・　多様な動きを経験し、体の基本的な動きを身に付けるとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性等を育むために、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラム※を活用した運動遊びの機会の充実を図る。
※ＪＳＰＯが開発した子供が発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

◆学校体育等の充実
・　体育をはじめとする学校教育活動を通じて、全ての子供たちが運動の多様な楽しさを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現することにつながる実践事例を普及展開する。
・　学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた、幼児期と児童期の円滑な接続、遊びの要素を取り入れた活動や内発的動機付けに基づく活動機会の充実に資する指導参考資料等の展開・教師等の研修機会の充実に取り組むとともに、体育の専科教員の配置や地域の人的・物的資源の活用を推進する。

◆地域における子供のスポーツ機会の充実
・　子供のスポーツ機会の更なる充実に向け、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の幅広い関係団体や、大学、民間企業等と連携・協働した部活動の地域展開等を推進する。

重点施策１（２）

ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

②幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上

イ．部活動の地域展開等の全国的な実施の推進

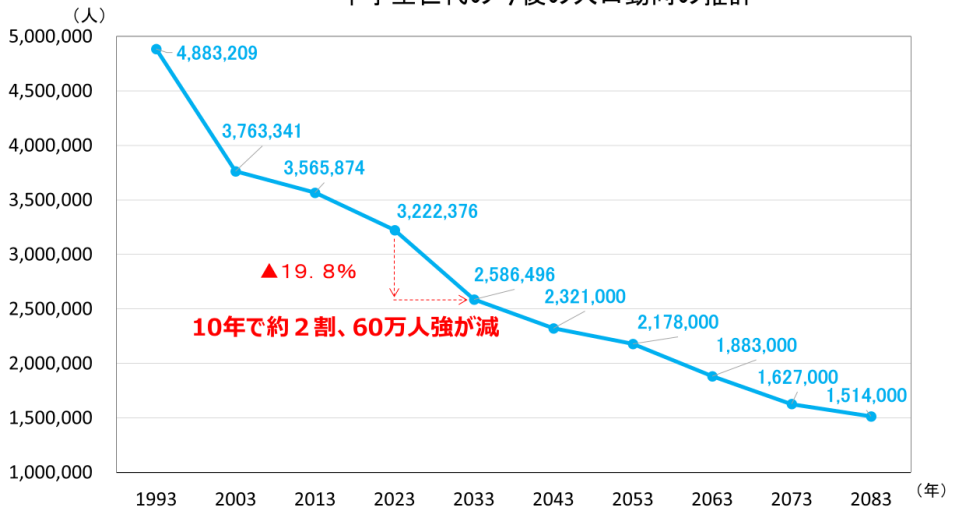
背景・現状

- 少子化の進展等により、部活動においてチームスポーツなどが十分に実施できない状況が生じている。
- 将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保・充実するため、これまで学校単位で行われてきた部活動を地域全体で関係者が連携して支えることによって新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指し、主に公立中学校を対象として、部活動の地域展開等を進めている。
- 部活動の地域展開等は着実に進捗しているものの、指導者確保をはじめとした課題解決等に時間を要し、思うように改革が進められていない地方公共団体もあるなど、進捗について地域差が存在している。

少子化の進展（中学生世代の人口の急激な減少）

● 学校数の減少、それ以上に進む少子化で**生徒数／学校はさらに小さく**なる中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計

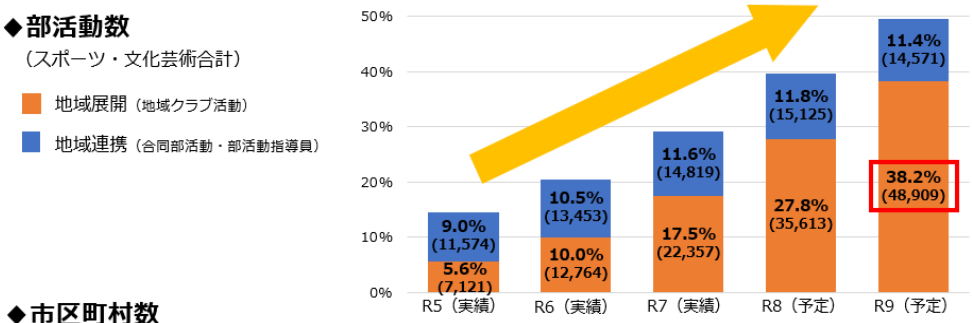


中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年４月）」により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和５年推計）詳細結果表」の「１．出生中位（死亡中位）推計」）を基に算出。

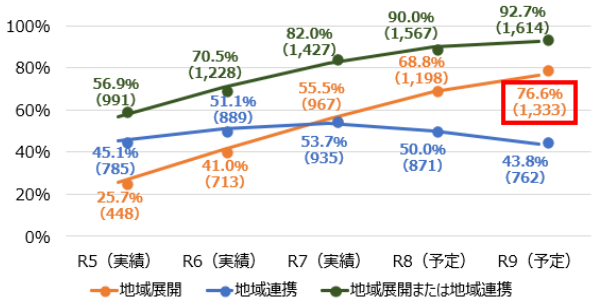
部活動の地域展開等の進捗状況（休日）

● 「改革推進期間」が始まった**令和５年度以降、部活動の地域展開等が着実に進捗**
● 「改革実行期間」の２年目となる**令和９年度**には、**約38%の部活動が地域展開**し、地域クラブ活動となる予定。**地域展開に取り組む市区町村も、約77%にまで上昇**する見込み。

◆部活動数
（スポーツ・文化芸術合計）



◆市区町村数
（スポーツ・文化芸術合計）



【出典】部活動改革の取組状況に関する調査（スポーツ庁・文化庁）
＜調査期間＞2026年4月22日～5月22日
＜調査対象＞全ての都道府県、市区町村等

※1 「地域展開」は、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態、「地域連携」は、合同部活動の実施と部活動指導員の活用の両方又はいずれかを行っている状態を指す
※2 部活動数の母数を128,000部（スポーツ100,000部、文化芸術28,000部）として割合を算出

目標

- 部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する （休日については、令和13年度までに原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。）。
- 障害の有無や運動の得意・不得意等を問わず全ての生徒がそれぞれの希望に応じた多種多様な活動に参加できるよう、地域の実情等に応じた環境を整備する。
- 地域クラブ活動において、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出するとともに、認定制度を通じて適切な指導の実施体制や安全確保の整備等を含めた質の担保等を図る。
- 生徒のみならず全ての人々のスポーツ活動の充実や地域社会の維持・活性化につなげていく。

※地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要。

【数値目標】

- 令和13年度までに、休日については、原則全ての学校部活動において地域展開を実現
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、部活動指導員の配置等を推進）

重点施策

◆部活動改革に関する関係者の理解促進

- 部活動の地域展開等の全国的な実施に向け、令和７年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の理解促進を図るとともに、全国の好事例の横展開を進める。

◆地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援の実施

- 部活動の地域展開等を円滑に進めるため、休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、経済的困窮世帯の生徒への支援など、地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援を行う。
- 地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要であり、部活動指導員の配置等について、引き続き地方公共団体に対する支援を行う。

◆幅広い関係団体・大学・民間企業等の参加促進に向けた機運醸成

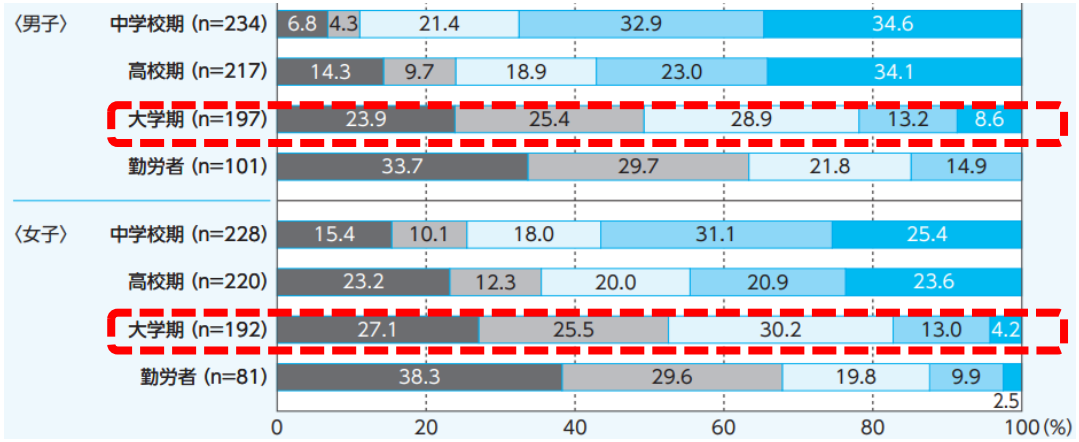
- 部活動の地域展開等を推進するため、指導者の確保・育成、活動場所の確保、資金の確保等の課題に対する課題解決のための各種資源等を有する幅広い関係団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、スポーツ推進委員等）・大学・民間企業等と連携して、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等に取り組む。

重点施策１（２）　ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進
③学生期のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進

背景・現状

- 学生期にスポーツ実施レベルが大きく低下する傾向にある。
- スポーツ実施率の低下は男女ともに高校生から始まり、学生期も低下している。
- 運動・スポーツを実施しない理由として、「面倒くさいから（44.8%）」、「特に理由はない（19.2%）」、「運動・スポーツが嫌いだから（18.1%）」、「仕事が忙しいから（14.9%）」と続く。

＜運動・スポーツ実施レベル（学校期別・性別）＞

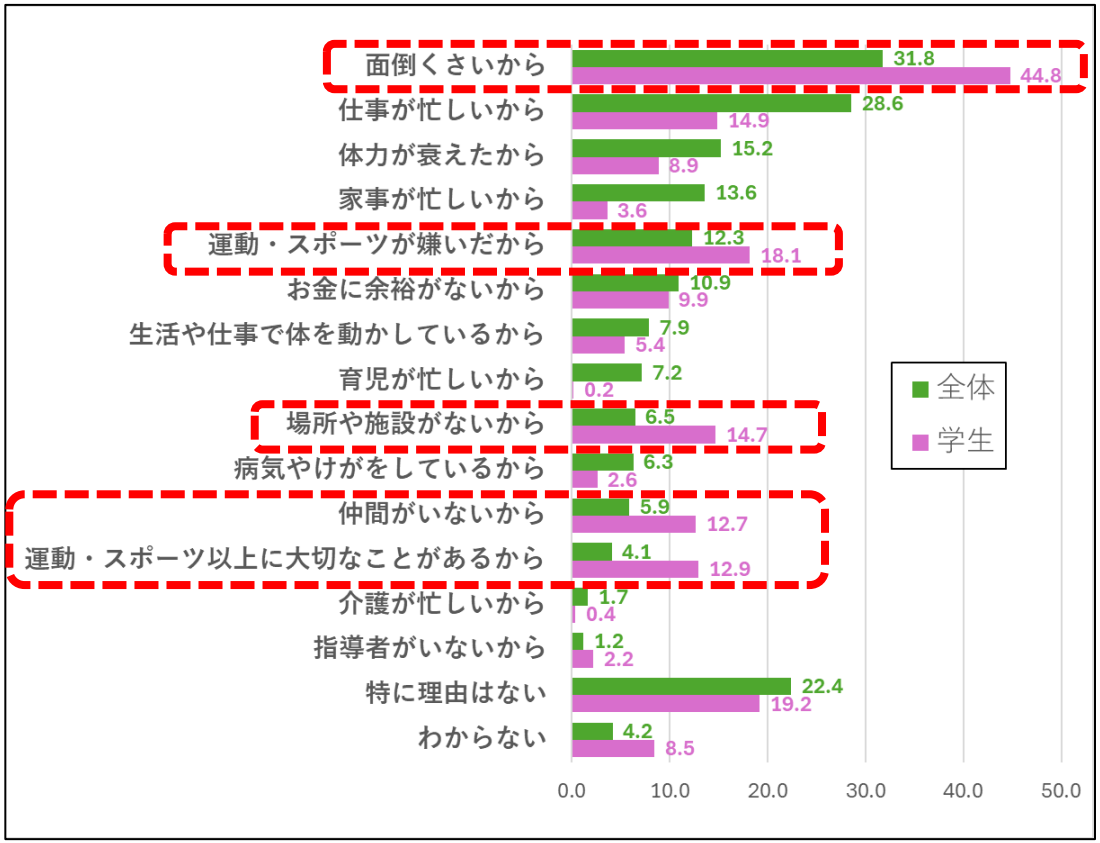


実施レベル	基　準
レベル０	過去1年間にまったく運動・スポーツをしなかった（0回／年）
レベル１	年1回以上週1回未満（1～51回／年）
レベル２	週1回以上週5回未満（52～259回／年）
レベル３	週5回以上（260回以上／年）
レベル４	週5回以上、1回120分以上、運動強度「ややきつい」以上

レベル0　レベル1　レベル2　レベル3　レベル4

出典：「12～21歳のスポーツライフに関する調査2023　～青少年の運動・スポーツ活動に関する全国調査～」（令和６年３月　公益財団法人笹川スポーツ財団）

＜学生期における運動・スポーツ実施の阻害要因＞



出典：「令和７年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』」（令和７年11月　スポーツ庁）

目標

・ 運動部活動等に加入している一部の学生のみならず、多くの学生が利用できるよう大学におけるスポーツ環境を整備し、学生時代に低下するスポーツ実施レベルを引き上げることにより、スポーツ習慣の維持と社会人への橋渡しをスムーズに行い、生涯を通じたスポーツの継続につなげる。

【数値目標】
・ 学生期の週１日以上のスポーツ実施率 ：65%以上
※18～24歳
（参考）「令和７年度『スポーツの実施状況等に関する世論調査』」における学生のスポーツ実施希望率：66.9%

重点施策

◆大学経営における学生向けスポーツ推進施策の位置付けの強化
・ 大学自身が大学スポーツ振興の意義と責任を自覚し、主体的に関与する体制を整備するよう、各大学においてスポーツ分野の取組を一体的に推進する統括部局の設置を促進する。

◆豊かなスポーツライフの継続に向けた大学体育・スポーツの充実
・ 大学体育・スポーツが、大学生活を健康で有意義に過ごすのみならず、学生の運動習慣の定着や豊かな人生の実現に資するものであることを踏まえ、関係団体との連携をより一層強化し、大学体育・スポーツの充実を図る。
・ 学生がスポーツを通じて社会的人材として成長するため、学生の企画・運営によるホームゲームの実施等により、学生が活躍する機会を拡充する。
・ 大学スポーツにおけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図るため、一般社団法人大学スポーツ協会（以下「ＵＮＩＶＡＳ」という。）の事業も活用しながら、大学がインテグリティ向上に取り組むことにより、学生が安全に安心して大学スポーツに取り組める環境を整備する。
・「大学スポーツの振興に関する提言」（令和７年８月、大学スポーツ構想会議）等で整理された今後推進すべき取組についてＵＮＩＶＡＳ等と連携して着実に推進する。

◆運動部活動に参加していない学生も含めた学内の運動環境の整備
・ 大学におけるスポーツの裾野の拡大に向けて、レクリエーショナルスポーツの実施等を通じて、一般学生や大学教職員等のスポーツ機会の創出・充実を図る。
・ 学生向けにスポーツ環境を整備し、スポーツ実施促進の取組を行う大学を認定・評価し、好事例を周知するとともに、学生向けのスポーツ推進に取り組む大学と地方公共団体との連携した取組を促進する。

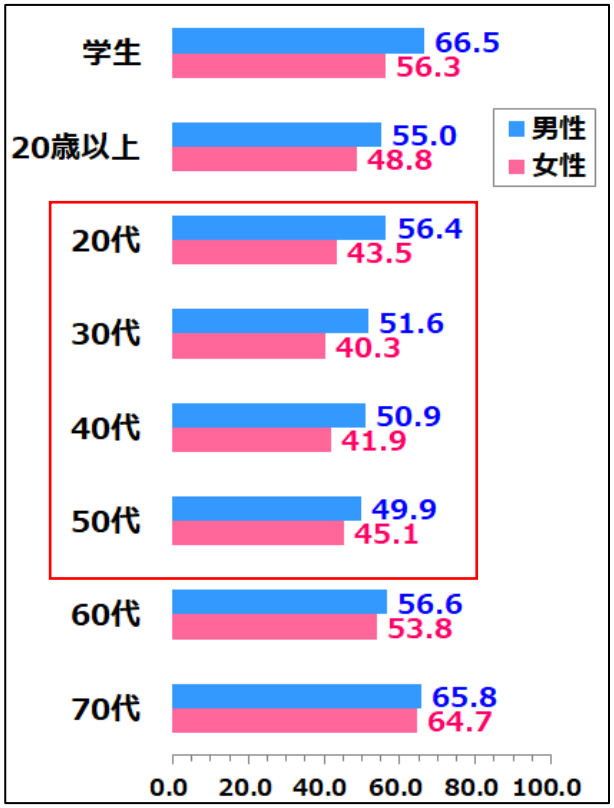
重点施策１（２）　ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

④子育て・働き盛り期（20～50代）のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進

背景・現状

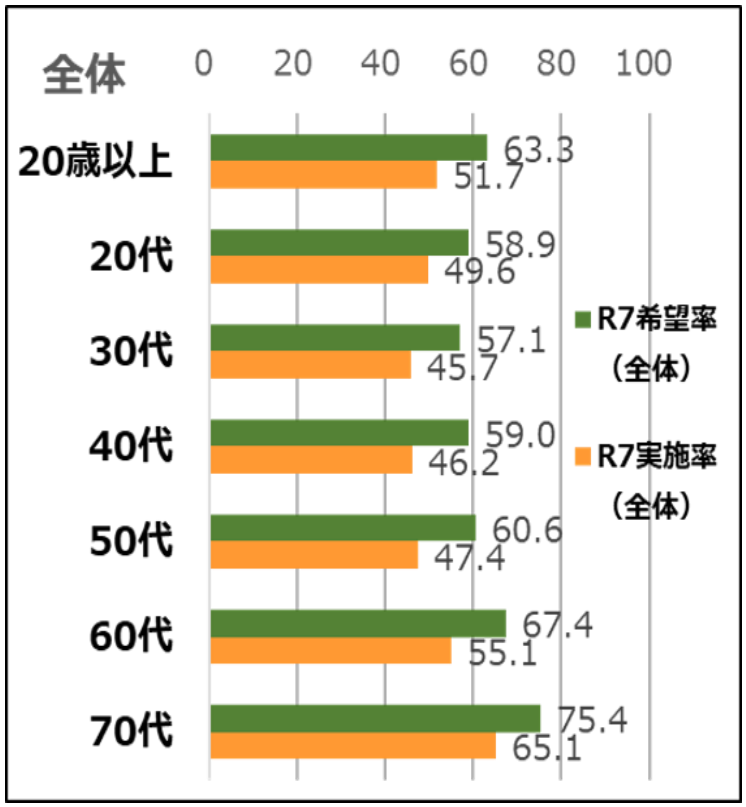
- 子育て・働き盛り期（20～50代）において、スポーツ実施率が低い状況が続いている（背景には仕事・家事・育児による忙しさがある。）。また、スポーツ実施希望率とスポーツ実施率に乖離がある。
- スポーツ実施に取り組む企業では高い実施率となっている一方で、取り組んでいる企業は２割程度にとどまっている。

＜性・年代別スポーツ実施率＞

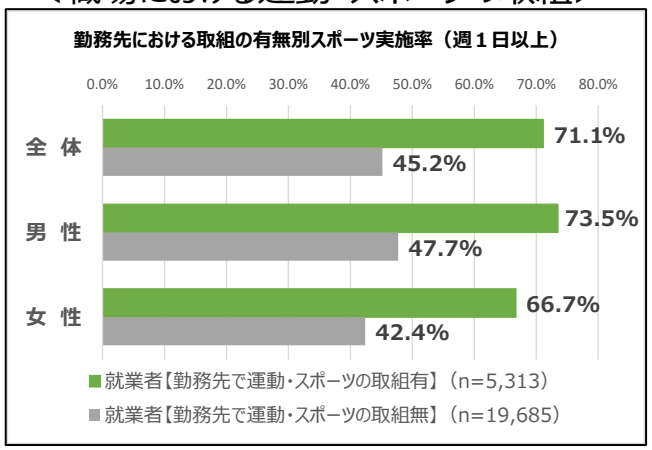


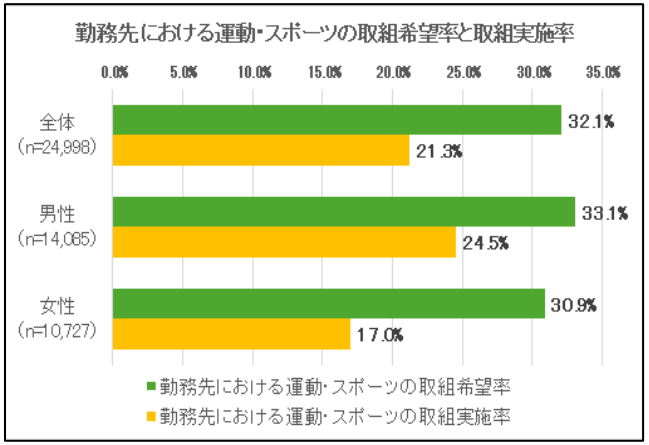
※「学生」の年齢範囲：18歳～24歳

＜スポーツ実施希望率とスポーツ実施率＞



＜職場における運動・スポーツの取組＞





出典：「令和７年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』」（令和７年11月　スポーツ庁）

目標

・ スポーツ実施率が低い子育て・働き盛り期について、職場を中心に身近な環境で運動・スポーツが実施できる環境を整備することにより、子育て・働き盛り期のスポーツを通じた健康増進やウェルビーイングの向上を図る。

【数値目標】

・ 働き盛り期の週１日以上のスポーツ実施率（※1）：55%以上 （男女差をなくす）

※本数値目標は重点課題１（３）①にも記載あり。

・ 働き盛り期の週当たりのスポーツ実施時間（※2） ：男性 週105分以上（１日当たりに換算すると15分以上）
女性 週 70分以上（１日当たりに換算すると10分以上）

※本数値目標は重点課題１（３）①にも記載あり。

・ 勤務先において運動・スポーツを活用した取組が行われているとする者の割合：30%以上

（※1）運動・スポーツが習慣化されていない層の参加を促すための初期段階の目標として設定。
（※2）子育て・働き盛り期の実施時間が短い現状を踏まえ、少しでも実施時間を向上させていくことを目的とした段階的な目標として設定。
また、実施時間は１日ごとの達成を求めるものではなく、週単位での合計時間を満たすことを目標とする。

重点施策

◆スポーツの価値に関するリテラシー向上

・ 子育て・働き盛り期のスポーツ実施の重要性、価値に関するリテラシー向上を図るため、スポーツがもたらす効果についての分かりやすい周知啓発を実施する。
・ 大学生や就活生に対するスポーツエールカンパニーや健康経営の認知度向上に向けた発信を強化する。
・ 企業の取組効果や好事例の発信強化による経営者向けの周知啓発を行う。

◆職場における取組の促進

・ 職場における従業員に対する運動支援の取組を促進する。

（体制整備）
- 経営層による積極的な関与とメッセージの発信
- 担当部署や担当者の指名など旗振り役の設定
- 社内外のスポーツ指導者やアスリートの積極的な活用 など

（ソフト面の取組：複数の実施を推奨）
- 職場で運動しやすい雰囲気づくり
- 就業時間中における運動実施（職場主導による運動プログラムの提供・一斉実施、就業時間中の自主的な短時間の運動実施の推奨など）
- 就業時間外の運動実施や運動・スポーツイベント開催
- 定期的な体力測定・身体機能チェックの実施 など

（ハード面の整備）
- 職場内におけるスポーツ施設（社内ジムなど）・運動スペースの整備 など

【次ページに続く】

重点施策

◆スポーツ推進に取り組む企業等に対する支援

・　スポーツ推進に取り組む企業に対する支援策について検討する。
・　地方公共団体による子育て・働き盛り期向けの取組（各地域の企業との連携強化を含む。）を支援し、その充実強化を図る。
・　経済団体との連携を強化しつつ、健康経営とスポーツエールカンパニーの連携促進を検討し、中小企業も含めた企業に対する支援を強化する。
・　金融・保険業界等による企業・個人へのインセンティブ付与の取組を推進する。
・　各種健康診断や健康保険組合等とも連携しつつ、スポーツ実施の習慣化の契機となる体力測定、身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。
・　健康日本21に基づく健康づくりの取組や職場における健康保持増進の取組等の厚生労働省の取組とスポーツ推進施策との連携を図る。

◆関連ビジネス市場の拡大を含めた企業向けスポーツ関連サービスの強化

・　子育て・働き盛り期のスポーツ推進に関するビジネスの拡大に向けて企業向けにスポーツ関連サービスを提供する企業のSport in Life（以下「ＳＩＬ」という。）コンソーシアムへの加盟促進を図るとともに、取組を行う企業とのビジネスマッチングの支援を強化する。
・　プロスポーツと連携した企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化・高度化を図るため、スポーツ事業運営人材の獲得・育成を推進する。

※本施策は重点課題１（５）①にも記載あり。

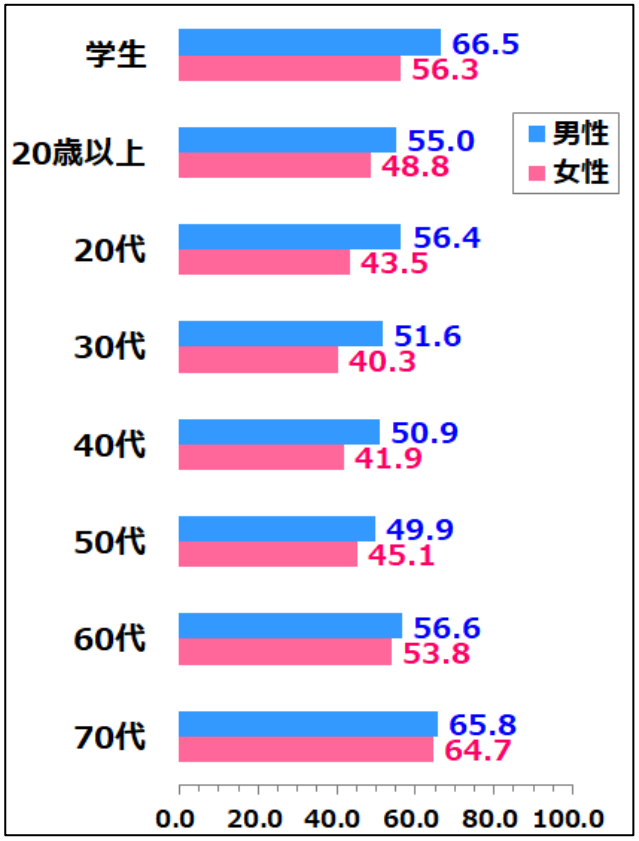
重点施策１（３）　多様な背景に着目したスポーツ施策の推進

①女性の健康・体力向上のための環境整備とスポーツ実施の促進

背景・現状

- 30～40代女性の体力低下の傾向が顕著であり、男性に比べスポーツ実施率が低い。
- 女性の就業率は年々向上しており、仕事・家事・育児による忙しさが実施率が低い背景要因にある。
- 女性特有の健康課題（やせ、月経随伴症状、更年期症状、骨粗しょう症、妊娠・出産等）への対応に向けたスポーツ施策の推進が重要であり、医療とスポーツの連携によるエビデンスの普及や、安全にスポーツに取り組める環境・支援体制の整備が求められている。

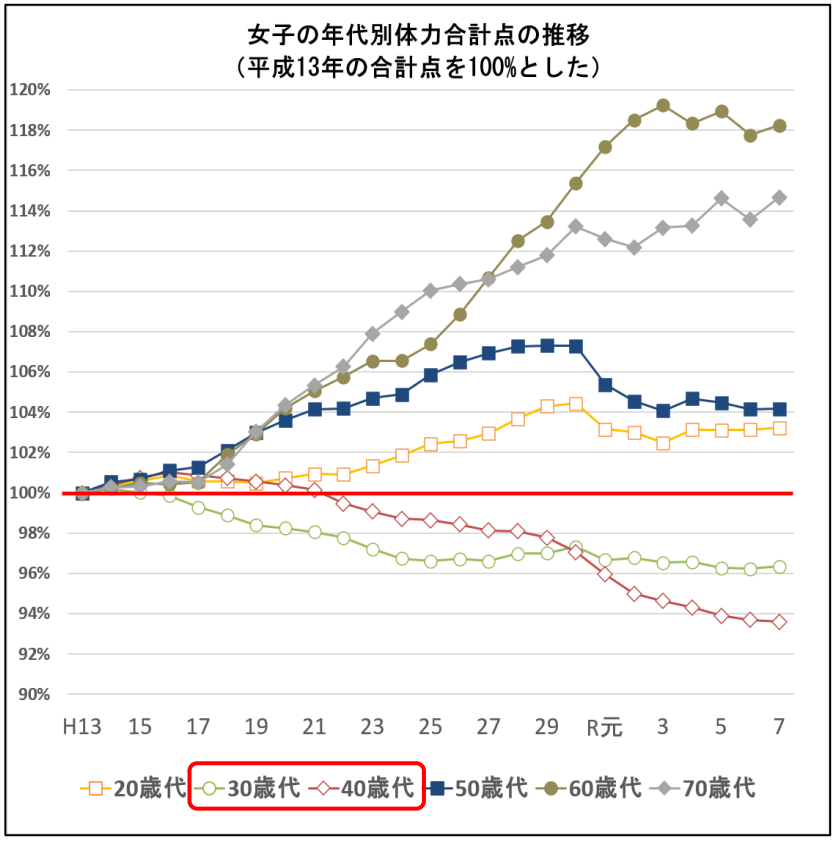
＜性・年代別スポーツ実施率＞



※「学生」の年齢範囲：18歳～24歳

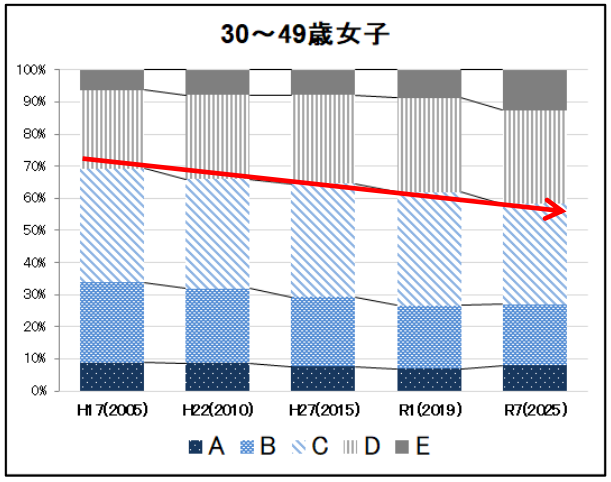
出典：「令和７年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』」（令和７年11月　スポーツ庁）

＜女子の年代別の体力測定合計点の過去25年間の推移 (1)＞



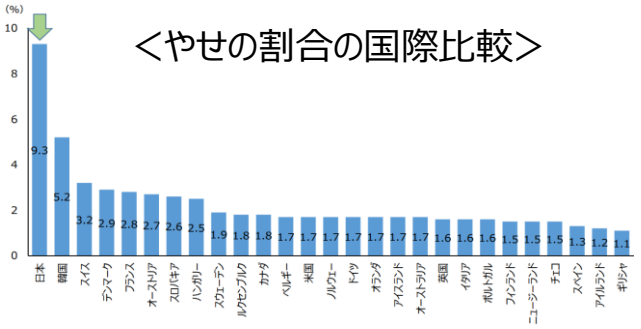
(1)出典：「令和７年度『体力・運動能力調査』」（令和８年10月　スポーツ庁）

＜総合評価の過去20年間の推移 (2)＞（30～49歳女子）



※体力・運動能力の総合評価（A～E）。
Aが最も高くEが最も低い。

＜やせの割合の国際比較＞



出典：『国内外の女性のやせの動向（肥満研究）』（平成30年４月　吉池信男ほか）を基に厚生労働省健康局健康課栄養指導室で作図

目標

・ 女性が心身ともに健康や体力を保持・増進し、元気に活躍することができるよう、スポーツの推進を通じて貢献する。

【数値目標】
・ 働き盛り期の週１日以上のスポーツ実施率：55%以上 （男女差をなくす）
※本数値目標は重点課題１（２）④にも記載あり。
・ 働き盛り期の週当たりのスポーツ実施時間：女性 週70分以上（１日当たりに換算すると10分以上）
※本数値目標は重点課題１（２）④にも記載あり。
・ 30～40代女性の新体力テストの総合評価がＣ以上である割合：増加に転じさせる
（参考）「令和７年度『体力・運動能力調査』」における30～40代女性のC以上の割合：58.3%

重点施策

◆運動・スポーツの効果や価値（楽しさを含む。）についてのリテラシー向上
・ 女性特有の健康課題を踏まえ、ウェルビーイング・Quality of Life（以下「ＱＯＬ」という。）向上に向けたスポーツ実施の重要性に関する社会全体のリテラシー向上の取組を強化する。

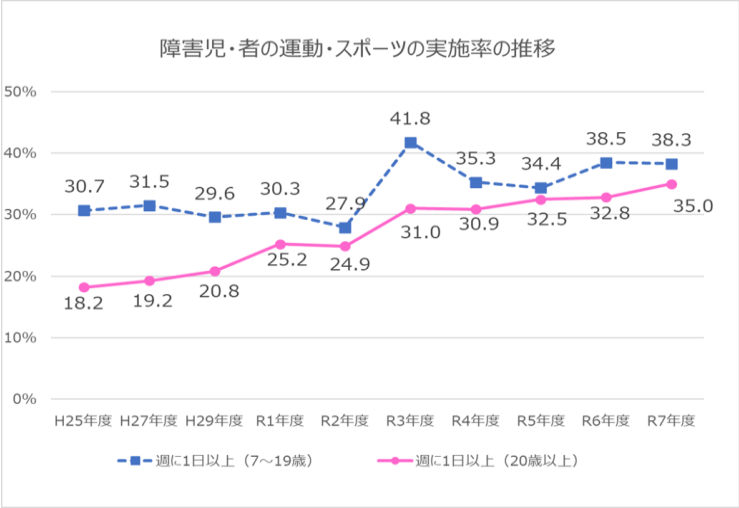
◆女性の健康・体力の保持・増進に向けた環境整備
・ 関係団体と連携しつつ、女子学生が参加しやすい大学体育・スポーツに向けた取組の充実を図る。
・ 大学の運動環境整備において、運動部活動に参加していない学生も含めた女子学生が参加しやすいプログラムの提供を促進する。
・ 職場における従業員に対する運動支援の取組において、女性のニーズに対応した取組の充実強化を図る。
・ 地方公共団体による女性向けの運動促進の取組を支援し、その充実強化を図る。
・ フィットネス業界等と連携した女性向けスポーツビジネス・プログラムの拡大を図る。
※本施策は重点課題１（５）①にも記載あり。
・ 女性のスポーツ実施についての効果的な取組に関する調査研究（具体的な取組の効果分析・検証、介入研究等を含む。）を推進する。

◆女性特有の健康課題の改善・女性活躍推進への貢献に向けた施策の促進
・ 体力の保持・増進に向けた身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。
・ 女性の健康課題に対する健康増進施策（こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省）との連携を図る。
・ 日本産科婦人科学会、スポーツドクター、理学療法士等と連携した妊娠期・産後の女性向けのスポーツの促進を図る。
・ 政府が進める女性活躍推進施策において、スポーツの活用促進を位置付ける。

重点施策１（３）　多様な背景に着目したスポーツ施策の推進
②障害者のスポーツ機会の充実による共生社会の実現

背景・現状

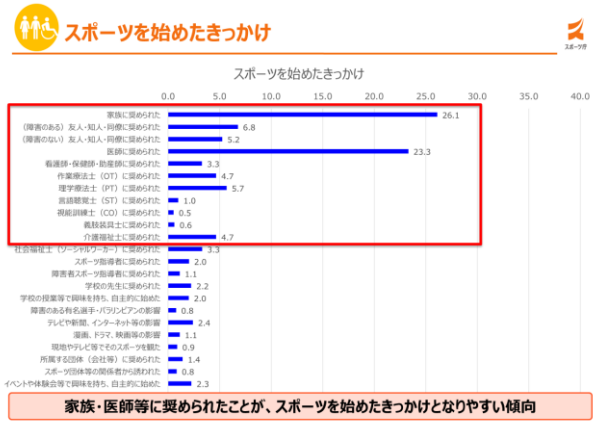
- 障害者のスポーツ参加は、本人のウェルビーイングの向上はもとより、社会の多様性の確保や、新たな交流や価値の創造にもつながる。一方で、20歳以上の障害者のスポーツ実施率は、20歳以上の全体のスポーツ実施率よりも約20ポイント低く、地域差は最大で約20ポイントの差がある。
- 障害者がスポーツを始めたきっかけは、医療職・家族等の身近な方からの働きかけが最も大きい。
- 障害者に指導したことがない理由は、指導機会が無い場合を除き、知識・スキル・経験不足が最も多い。
- 国内には、身体障害・精神障害・知的障害合わせて約1,150万人の障害者がいると推計されているが、内閣府の調査によると、共生社会という考え方を知っている者の割合は５割弱、障害を理由とする差別や偏見があると思う者の割合は９割弱となっている。

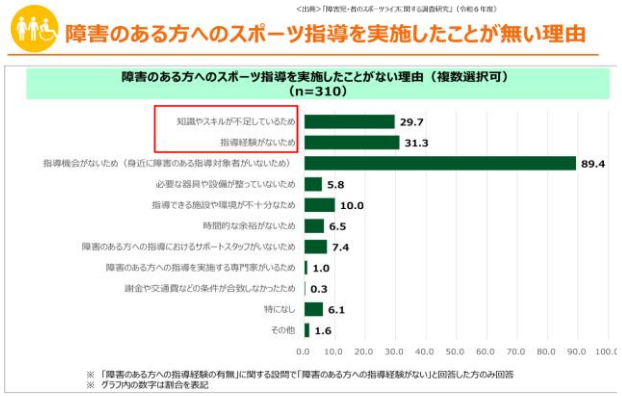


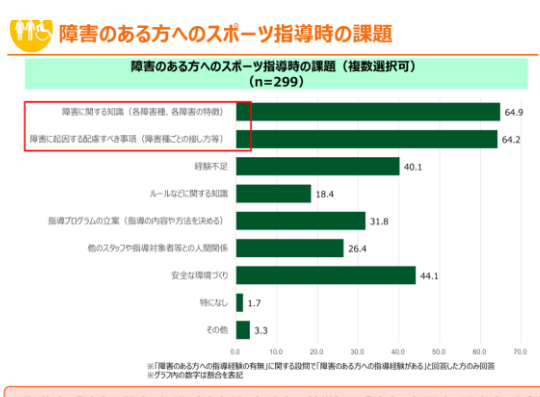
出典：「令和７年度障害児・者のスポーツライフに関する調査」（令和８年３月　スポーツ庁）

障害者の週１日以上のスポーツ実施率の指標（20歳以上：40%）を10ポイント以上下回る都道府県数
（３年合算による平均値で算出）
R１～R３：41自治体、R２～R４：37自治体、
R３～R５：26自治体、R４～R6：21自治体、
R５～R７：16自治体

出典：令和元年度～７年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査」（スポーツ庁）







目標

- 共生社会の実現に向けて、全国のパラスポーツ振興の実績の一層の見える化を図る。
- 当該実績を踏まえ、障害者の持続的なスポーツの機会提供に不可欠な取組について、重点的に推進する。

【数値目標】

- 障害者の週１日以上のスポーツ実施率：19歳まで 50%、20歳以上 40%以上
  同数値目標（20歳以上：40%）を10ポイント以上下回る都道府県：ゼロ
  ※３年合算による平均値で算出
- 過去１年間に障害のない者とともにスポーツを実施した者の割合 ： 30%以上
- 都道府県・政令指定都市が策定するスポーツ振興を含む計画において、障害者のスポーツ実施に関する指標（障害者の週１日以上のスポーツ実施率等）が盛り込まれている割合：100%

重点施策

◆パラスポーツを担う人材の指導力強化

- 障害者がスポーツを実施するに当たって重要な、パラスポーツを担う人材の指導力強化（スポーツ指導者・パラスポーツ指導者の質・量の充実等）として、以下の取組を実施する。
  - パラスポーツ指導者の資質向上研修等の強化、オンデマンド講習の活用促進
  - スポーツ指導者各種講習・研修等の機会を活用した取組の推進

◆パラスポーツセンター等の機能強化、多様な関係団体との連携深化等

- 地域の中核としてのパラスポーツセンター等の機能強化（ソフト・ハードの両面からの充実）を図るほか、観戦・応援等も含め、誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した施設等の充実に向けて、官民連携の取組も含め、効率的かつ効果的な整備・運営を推進する。
- ＪＰＳＡにおける全国障害者スポーツ大会の在り方の検討・対応を行う。
  ※全国障害者スポーツ大会については、地域の予選会含め、地域における障害者のスポーツ環境の整備や共生社会の実現に向けた取組の推進等に貢献してきたものであり、国民スポーツ大会の改革の取組を踏まえつつ、国、地方公共団体、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び中央競技団体等が連携して改革に取り組む。
  ※「全国障害者スポーツ大会」は令和13年に奈良県で開催される第30回大会より「全国パラスポーツ大会」に名称変更予定。
- 関係省庁、民間企業、医療・福祉関係団体等の多様な関係団体との連携を深化させる。
- 地域におけるインクルーシブな取組のモデル事例の充実を図る。

◆部活動の地域展開における障害のある生徒の活動機会の確保

- 部活動の地域展開等の推進において、障害の特性に応じた配慮や工夫がなされるよう、パラスポーツセンターや地域のパラスポーツ協会等の多様な地域の関係者と連携した安全・安心な活動の展開を図る。

◆地域におけるパラスポーツ振興の更なる充実

- 地域におけるパラスポーツ振興のための基礎データ・モデル事例の充実を図る。
  - 都道府県・政令指定都市における、パラスポーツに関する計画の策定状況等の基礎データの充実
  - 多様な障害者や重度障害者によるスポーツに関する取組・障害の有無にかかわらず実施できるスポーツに関する取組等

重点施策１（４）　スポーツ施策の位置付け強化の推進

①国や地方公共団体の重点政策におけるスポーツ推進政策の位置付け

背景・現状

- スポーツの実施によって心身の健康保持・増進があるとする多くのエビデンスが得られていることや、その結果として約13兆円の経済効果があるとの試算もあるなど、国民のウェルビーイングの向上や日本の経済成長等に運動・スポーツは大きく貢献するが、国の重要政策において、運動・スポーツの推進に関する政策は十分に位置付けられている状況にはない。
- 地域経済・社会の維持発展に運動・スポーツは大きく貢献するが、地方公共団体の政策においても、運動・スポーツの推進に関する施策が十分に位置付けられている状況にはない。

＜運動・スポーツの実施による心身の健康改善が生み出す経済効果＞

	生産性向上					就労期間	直接効果
	体力向上による疲労軽減	メンタル不調	睡眠の質	女性特有の健康課題（月経痛・更年期）	男性の健康課題（更年期）	就労期間延伸	医療・介護費削減効果
経済損失額	15.1 兆円	7.6 兆円	18.9 兆円	0.6（月経痛）兆円 0.8（更年期）兆円	0.6 兆円	―	―
改善効果	2.70 %	1.52 %	1.72 %	23.0（月経痛）% 25.0（更年期）%	19.0 %	3.3年	20.2※1 万円 74.0※2 %
経済効果（1年当たり）	0.41兆円/年	0.12兆円/年	0.32兆円/年	0.34兆円/年	0.11兆円/年	8.19兆円/年	3.54兆円/年
総額 生産性＋就労期間						9.49兆円/年（直接効果除く、経済効果）	13.03兆円/年（直接効果を含む総計）

試算結果はあくまで簡易試算となるため、今後検証が必要。
※1 SWC健幸ポイント事業参加による一人当たり医療費抑制効果額（60歳代：16.2万円、70歳代：24.2万円）を活用して算出。抑制総額の算出は、参加率（スポーツ実施率 60歳代：55.1%、70歳代：65.1% ※スポーツ庁令和7年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」引用）と継続率（SWC健幸ポイント事業の実績：85%）を掛け合わせて算出。
※2 SWC健幸ポイント事業参加による介護支援1以上の発生リスク74%を活用して算出。本試算の前提となる身体活動の健康効果については、R6年度スポーツ庁「スポーツを通じた健康づくりによる 社会保障費の効果検証のガイドライン」において示されている知見を踏まえている。

「運動実施による心身の健康改善がもたらす経済効果の簡易試算　令和８年度更新」
（筑波大学人間総合科学学術院　久野研究室）

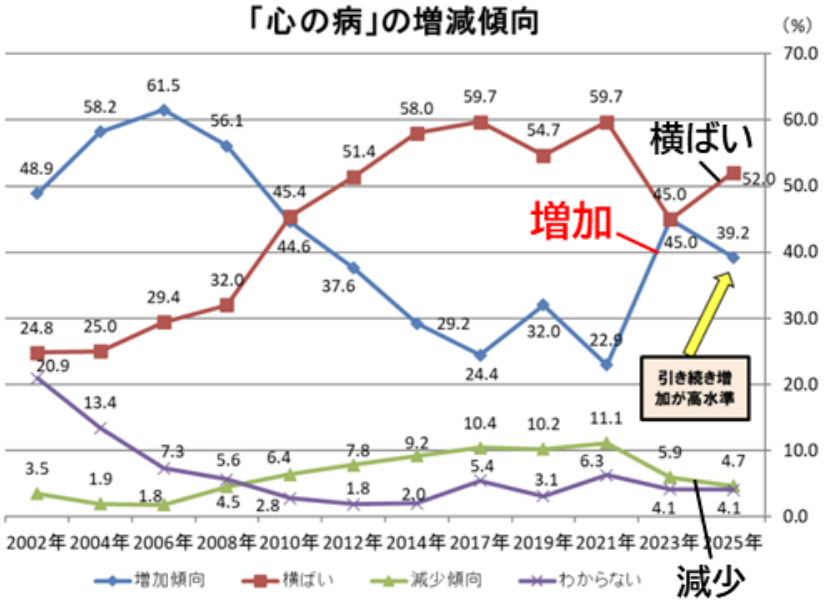
目標	・ 運動・スポーツの推進が国民や社会全体に及ぼす広範なプラスの効果を踏まえ、国や地方公共団体の重要政策・施策における位置付け強化の推進を図る。
重点施策	**◆国の政策における位置付け強化とスポーツ活用の推進** ・ 日本の経済成長戦略において、スポーツ推進施策を、経済成長と豊かな社会の実現を支える「人への投資」、人的資本強化に貢献する重要な取組として位置付けの強化を図る。 ・ 政府が進める女性活躍推進施策において、スポーツの活用促進を位置付ける。 ・ 政府による国民の健康寿命の延伸やウェルビーイングを向上させるための政策において、スポーツの活用促進を位置付ける。 ・ 社会保障制度の持続可能性強化という観点での政策において、スポーツの活用促進を位置付ける。 **◆地方公共団体の施策における位置付け強化とスポーツ活用の推進** ・ 地域住民の健康づくりや疾病予防・介護予防への貢献という観点で、地方公共団体の健康政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。 ・ 地域経済や地域の社会基盤を支える人材という観点で、地方公共団体の経済政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。 ・ 健康長寿という地域の魅力を高める観点で、地方公共団体のまちづくり政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。 ・ 運動・スポーツに取り組み、人材確保力や生産性が高い地元企業が増えることで、地域の雇用拡大や若年層の流出防止という観点で、地方公共団体の雇用政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。

重点施策１（４）　スポーツ施策の位置付け強化の推進

②企業経営における労働力不足対策や人への投資としてのスポーツの位置付け

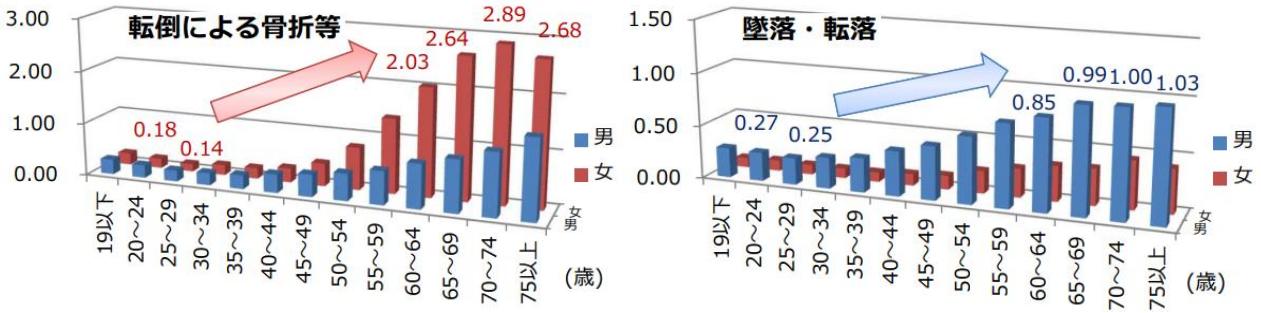
背景・現状

- 人手不足やメンタルヘルスの不調を抱える人の増加といった人的資本に関する経営課題について、運動・スポーツがその解決に大きく寄与することが、経営者等を含めて十分に知られておらず、必要な投資が十分に行われていない。
- 健康経営等の取組が進みつつあるが、運動・スポーツの効果を十分に活用できているとはいいがたい。
- 企業に対する投融資において、人的資本に対する取組を評価する動きが出てきているが、まだ一部にとどまっており、一般的な評価とはなっていない。



出典：「第12回『メンタルヘルスの取組』に関する企業アンケート調査結果」（令和７年11月　日本生産性本部）

＜転倒・転落等の労働災害の増加＞



出典：厚生労働省HP

区分	不就業者のうち就業希望者計	適当な仕事がみつからなかった	起業・開業の準備中であった	請負や内職の仕事の注文がこなかった	あなたの健康上の理由	家族の健康上の理由(介護等)	家庭の事情(家族の健康上の理由を除く。家事等)	その他
総数	100%	41.4%	0.7%	6.0%	**27.0%**	**13.2%**	7.4%	2.7%
55~59歳	100%	36.6%	1.5%	4.1%	**26.7%**	**18.9%**	10.8%	–
60~64歳	100%	50.2%	0.7%	4.7%	**22.9%**	**11.1%**	5.7%	3.3%
65~69歳	100%	37.5%	–	8.8%	**30.9%**	**10.2%**	6.2%	4.5%

出典：「就業希望者の仕事に就けなかった理由」（2009年（独）労働政策研究・研修機構）

目標

・ スポーツを通じて経済成長を下支えする心身の健康の保持・増進の基盤、すなわち「健康インフラ」を構築することにより、企業や社会全体の生産性を向上させるとともに、就労可能な期間を延伸し、日本の経済成長と豊かな社会の実現に貢献する。
・ 運動・スポーツの推進が、人的資本に関する経営課題の解決に大きく寄与することについての理解を広めるとともに、企業経営の重要な柱として位置付け、従業員の運動・スポーツの推進に取り組む企業の拡大を図る。

重点施策

◆企業経営における位置付け強化の推進

・ 企業活動・成長のために最も重要な資源である人材を確保し、その強化を図る観点から、経営者等に分かりやすく運動・スポーツのもたらす効果について周知啓発すること等により、企業等による人材への投資としてのスポーツ推進への投資拡大を図る。
・ スポーツ庁、経済産業省等の連携の下、健康経営を通じた運動・スポーツ推進の取組を更に促進する。
・ コーポレートガバナンス・コードにおける人的資本開示やＥＳＧ投資（Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス（企業統治））を考慮した投資活動をいう。以下同じ。）においてプラスの効果を高める観点からも、企業における運動・スポーツへの投資を促進する。

◆企業に対する投資における位置付け強化の推進

・ 企業の成長・持続可能性の向上に寄与する運動・スポーツ推進の取組について、金融業界による投融資における評価やインセンティブ付与の取組を促進する。

重点施策１（５）	**スポーツ実施を促す環境整備の推進** ①スポーツ実施促進を支えるスポーツ関連産業の拡大

背景・現状

・　国民の運動・スポーツ実施を促進するためには、個人の意識啓発や職場・地域における取組に加え、身近にスポーツに参加できる環境を社会全体で整備することが重要である。この環境整備を支える重要な基盤として、スポーツ用品、運動プログラム提供、ウェアラブルデバイス等のデジタルデバイス、施設運営、プロスポーツ、指導者育成、金融・保険等のスポーツ関連産業の役割が重要である。

目標

・　国民のスポーツ実施促進を支える環境整備の一環として、スポーツ関連産業の裾野の拡大を図り、スポーツ実施率の向上につなげる。

重点施策

◆スポーツ関連ビジネス・市場の拡大

・　フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピックルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動など多様なスポーツを含めたスポーツ実施促進に関するサービスを提供するビジネスの拡大を図る。

・　フィットネス業界等と連携した女性向けスポーツビジネス・プログラムの拡大を図る。

※本施策は重点課題１（３）①にも記載あり。

・　Personal Health Record（以下「ＰＨＲ」という。）との連携やウェアラブルデバイス等のデジタルデバイスの活用により、デジタル技術を用いて心身の状態に応じた効果的な運動・スポーツ実施を促すサービスや、デジタル技術を活用してオンラインのスポーツプログラムを提供するサービスの推進を図る。

・　社会体育施設、学校体育施設等の管理運営・運動プログラム提供に対する民間企業参入を促進する。

・　プロスポーツと連携した企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化・高度化を図るため、スポーツ事業運営人材の獲得・育成を推進する。

※本施策は重点課題１（２）④にも記載あり。

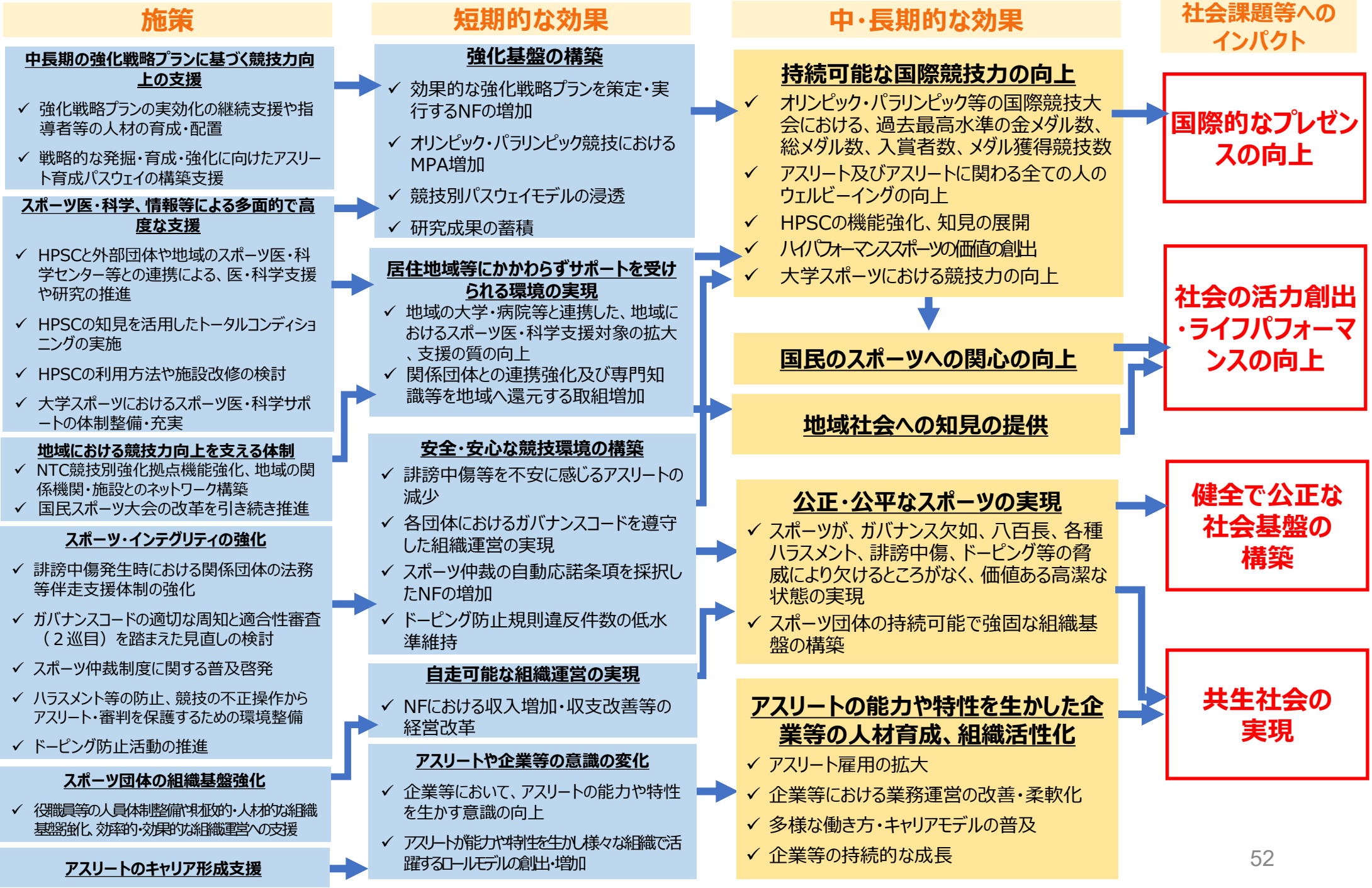
◆ビジネスマッチングの充実強化

・　従業員等に対するスポーツ実施の促進に取り組む企業と、企業向けにスポーツ実施促進に関するサービスを提供する企業とのビジネスマッチング支援を強化する（ＳＩＬコンソーシアムの有効活用の促進を含む。）。

重点課題　２

ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

重点課題２　ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元



【項目】

（１）スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現

①大学や民間企業等とも連携したＨＰＳＣによる支援の充実と研究の推進等
②女性アスリートの競技参画の促進
③国際競技力向上を支える調査研究・分析及び国際情報収集にかかる機能強化

（２）スポーツ・インテグリティの強化

①スポーツ団体におけるガバナンス体制の強化
②外的要因に左右されずスポーツに専念できる環境の実現

（３）競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化

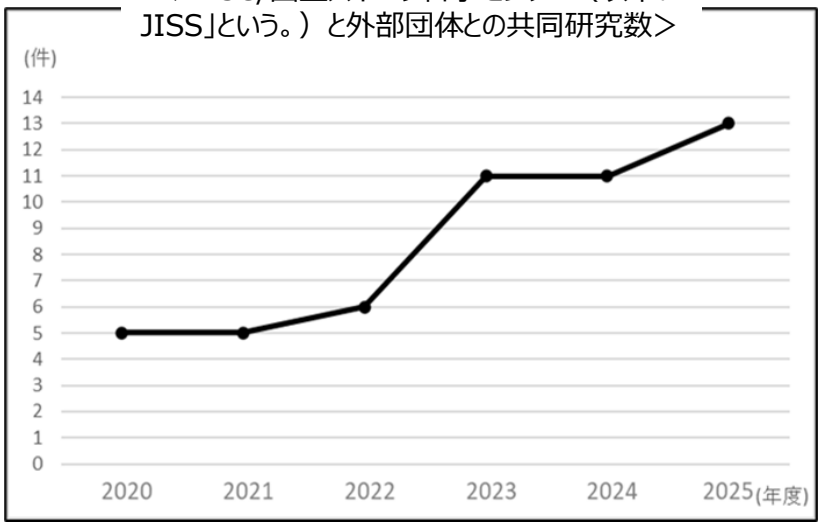
重点施策２（１）

スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現
①大学や民間企業等とも連携したＨＰＳＣによる支援の充実と研究の推進等

背景・現状

- 幅広くアスリート支援を充実させるため、ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「ＨＰＳＣ」という。）の機能を強化し、国際競技力向上を支える基盤を整備するほか、メダル獲得の可能性が高い競技に対しては、スポーツ医・科学、情報等の各分野のスタッフによる専門的かつ高度な支援を実施してきたが、競技の高度化・高速化・高難度化が進み、国際的にもますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中でアスリート支援の一層の高度化が求められていることから、スポーツ医・科学分野にとどまらない医学・情報・工学・パラスポーツ分野等、最先端の知見をＨＰＳＣにより一層取り入れていく必要があり、大学や民間企業等との連携が不可欠である。
- ＨＰＳＣでは大学等と連携し、連携協定の締結、クロスアポイントメント等人事交流の実施、教育プログラムの開発、ＨＰＳＣの場を活用した実践機会の提供等を行っており、若手研究者及び専門人材を戦略的・計画的に育成するために、更なる連携強化を図る必要がある。
- オリ・パラ一体での競技力向上に向けたパラアスリートへの医・科学支援の強化など、これから続く国際競技大会等を見据えた、アスリート支援・環境整備等を通じた持続可能な国際競技力向上に取り組むことが求められる。

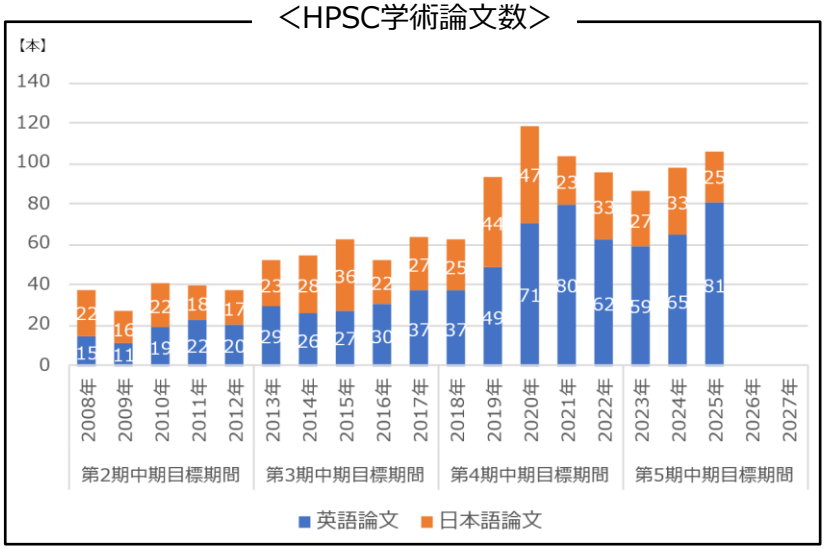
＜HPSC/国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）と外部団体との共同研究数＞



延べ共同研究機関数：31件

出典：ハイパフォーマンススポーツセンター年報を基に、スポーツ庁において作成

＜HPSC学術論文数＞



出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「ＪＳＣ」という。）
ハイパフォーマンススポーツセンター提供

目標

・ オリ・パラ一体での競技力向上に向け、スポーツ医・科学、情報等のサポート分野の先端的な研究を大学や民間企業等と推進し、得られた知見の活用により、ＨＰＳＣや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。
・ 大学等と連携し、人事交流の実施、教育プログラムの開発、ＨＰＳＣの場を活用した実践機会の提供等により、若手研究者及び専門人材の戦略的・計画的な育成をより一層推進する。

【数値目標】
・ 研究成果に関する査読付き論文の発表数：毎年度100本以上
・ 大学や民間企業等との共同研究数：増加（目標値：前年対比 100%以上）
・ 有望なトップアスリートに対して課題を明確にし、スポーツ医・科学、情報を融合させたサポートを提供することにより競技力向上に寄与した数：増加（目標値：前年対比100%以上）

重点施策

◆先端的なスポーツ医・科学研究の推進
・ 大学や民間企業等との連携によるスポーツ医・科学分野にとどまらない医学・情報・工学・パラスポーツ分野等、先端的なスポーツ医・科学研究を推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用（実装化）できるよう取り組む。

◆外部機関との連携による戦略的・計画的人材育成
・ スポーツ医・科学等の分野の若手研究者及び専門人材を戦略的・計画的に育成するため、大学や民間企業等とＨＰＳＣとの一層の連携強化を図り、研究人材の交流、教育プログラムの開発、ＨＰＳＣの場を活用した実践機会の提供を推進する。

【次ページに続く】

重点施策

◆スポーツ医・科学、情報等を活用したメダル獲得最大化のための支援

・　強化合宿や競技大会においてスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援を行うとともに、大規模国際競技大会において、各連携機関との役割を明確にした上で、トップアスリートやコーチ等へ競技直前準備に必要な機能を提供する。

◆オリ・パラ一体での競技力向上に向けた取組の推進

・　ＨＰＳＣはトップアスリートの育成・強化の観点からスポーツ医・科学、情報等の研究・支援を行う中核的な拠点として、ハイパフォーマンススポーツに関する情報収集、ＡＩ等のデジタル技術を活用したデータ分析の充実、パラリンピック競技の用具をはじめとした競技用具等に関する研究の実施、ＪＩＳＳクリニックの体制整備などＨＰＳＣの機能強化を通じてＮＦによるスポーツ医・科学、情報等に基づく選手強化活動を促進する。

・　パラリンピック競技における国際競技力向上に当たって、障害に応じた選手の適性判断や適切な助言、より公平なクラス分けの国際基準作りへの積極的な参画が重要であることから、クラス分けに係る調査研究や人材育成・配置に引き続き取り組む。

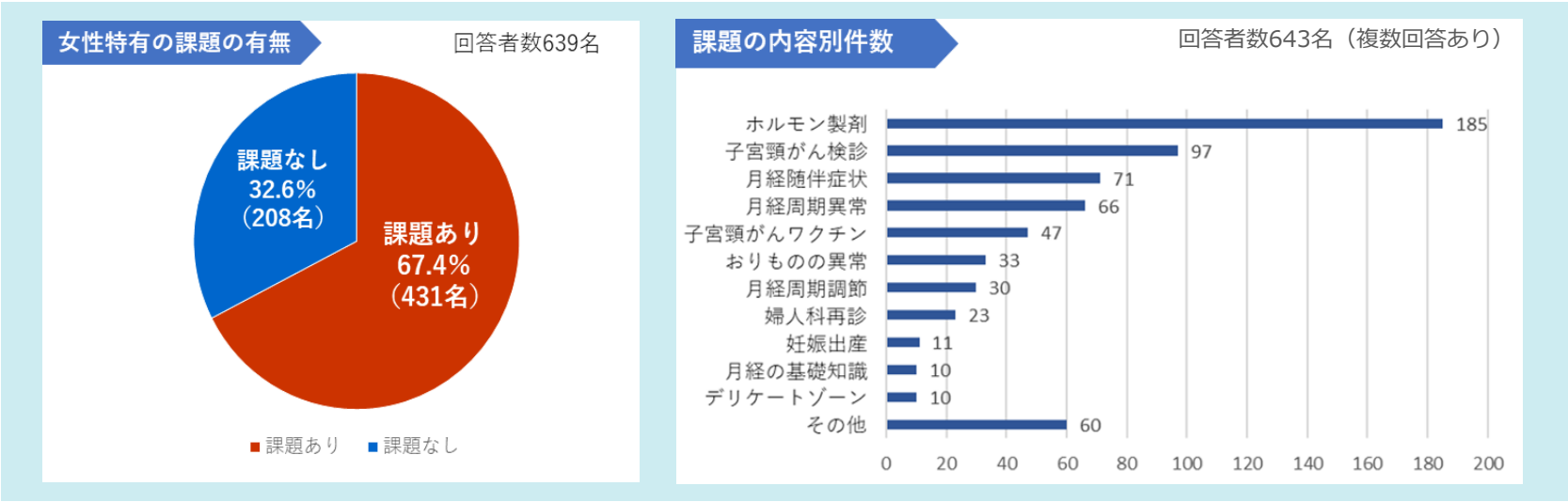
重点施策２（１）

スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現
②女性アスリートの競技参画の促進

背景・現状

- 女性アスリートは月経随伴症状によるコンディションへの影響や、過度なトレーニング、食事制限等によって引き起こされる、「利用可能エネルギー不足」「無月経」「骨粗しょう症」などの三主徴と呼ばれる健康課題等を抱える場合があるため、全ての年代に対応する、心身の健康を保ちつつスポーツに取り組める方策を講じることが重要である。
- 女性トップアスリートが妊娠・出産・育児などのライフイベントを諦めることなく競技生活と両立させることが困難な状態となっているが、他国と比べ、その競技環境の整備が遅れているため、安心して競技活動を継続できるようなトレーニングサポートや育児サポートなどの支援プログラムが求められている。
- これまでの取組の成果や知見について、学術的文献となっているものが多く、競技現場での十分な活用が進んでいないため、従来の成果や関連情報を収集し、誰もが使えるように編集、一元管理されたオンライン・プラットフォームの充実や、居住地域にかかわらず支援を受けられるネットワークの構築など、成果・情報の利活用方策が必要となっている。
- 近年の女性パラアスリートの増加、活躍に伴い、パラアスリートに対応した支援プログラムの充実も急務となっている。

＜メディカルチェック(※)時における課題有無と課題の内容別件数（令和7年度実績）＞



※「女性アスリートトータルサポート」としてJISSで実施しているメディカルチェック（MC）の際、看護師が女性アスリー ト全員を対象に女性特有の問題について聞き取りを実施。

出典：JSC

目標

・ ジュニア期を含む全ての年代の女性アスリートが健康に競技を継続できる環境の整備や、ライフイベントに左右されずに競技力向上を目指すための支援を行うとともに、模範事例の発信や、ＨＰＳＣの有する有益な知見を誰もが正しく活用できるかたちで現場に展開することにより、アスリート、コーチ、保護者等の全ての関係者の理解促進を図る。

【数値目標】

・ メディカルチェックで課題ありとされた女性アスリートの割合：67.4%（令和７年度）から減少

※課題を早期に把握し、各課題に応じた必要な支援につなげることで選手が安全に競技活動を継続でき、その結果として健康上の課題を有する選手の減少を目指す目標。

・ 女性アスリートや指導者啓発のための電子マニュアル、コンテンツ数：増加

※あわせて、コンテンツ等の質の向上、活用状況の把握にも努めていく。

重点施策

◆女性アスリートが健康に競技継続できるための環境整備

・ 女性アスリートの健康課題等を解決するため、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や相談窓口の設置、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊娠期、産後の支援プログラムにより、今後一層の環境整備と競技力向上を推進する。

◆研究成果や知見・ノウハウの還元

・ 最新知見蓄積のための研究活動を継続するとともに、これまで事業で実施した研究成果や知見・ノウハウを、年齢や競技別、課題別に整理・集約し、トップアスリートに加えてジュニアからシニア世代、指導者、保護者等、居住地にかかわらず誰もが簡便に利活用できるオンライン・プラットフォームの整備や、カンファレンス等の開催により、広く現場に還元する。

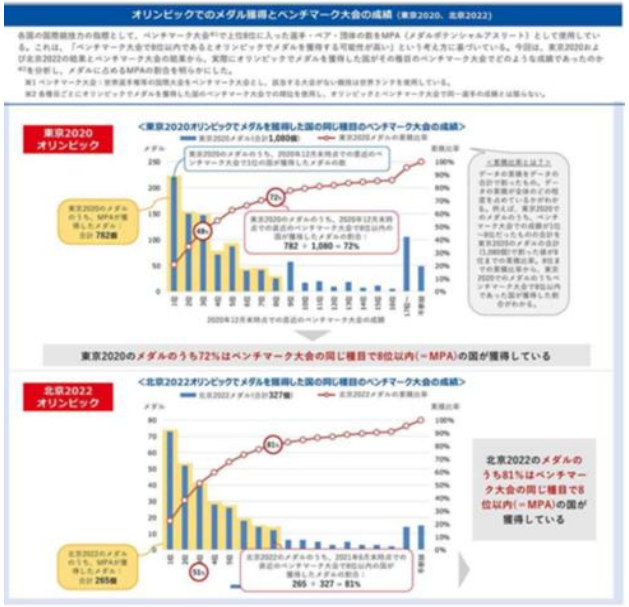
重点施策２（１）

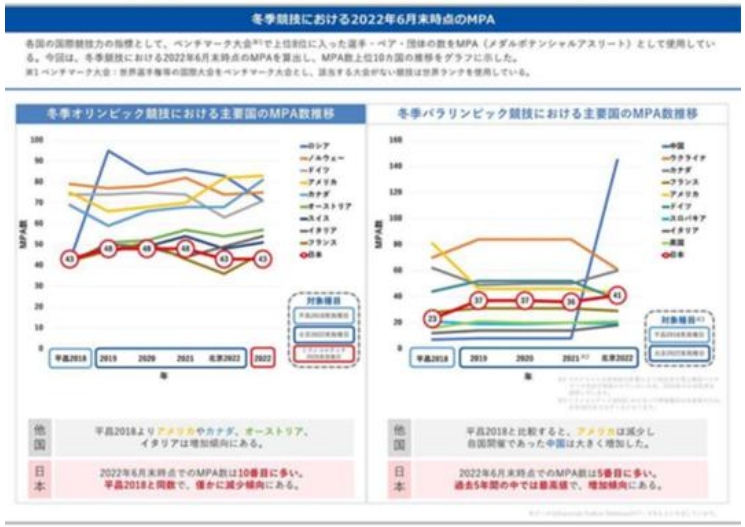
スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現
③国際競技力向上を支える調査研究・分析及び国際情報収集にかかる機能強化

背景・現状

- 近年の国際競技大会においては、実施競技や種目構成、競技制度等を含めた環境が急速かつ継続的に変化しており、その対応力が競技成績に大きく影響する状況となっている。
- このような環境下では、単に情報を収集・蓄積するだけでなく、意思決定に必要な情報を適切に整理・提供するとともに、それを基に判断できる情報リテラシーを備えることが重要である。すなわち、情報が理解され、意思決定に活用され、戦略や現場の取組に反映される一連のプロセスを確立することが、競技力向上に直結する。
- 実際、国際的な競技動向や制度変更への対応の巧拙が競技成績や大会出場に影響を及ぼす事例も見られており、エビデンスに基づく意思決定と行動変容の重要性が高まっている。
- また、多様な競技特性及び障害特性に対応するための知見やエビデンスの蓄積・活用は依然として十分とは言えず、特にパラリンピック競技分野においては体系的なエビデンスの蓄積と活用が課題となっている。また、調査研究や国際情報収集の成果が意思決定や強化施策、競技現場の取組に十分に結び付いていない状況が見られる。
- さらに、これらの取組は属人的又は断続的となりやすく、取組の質や深度にばらつきが生じていることから、情報の収集・分析から意思決定、戦略及び現場への実装に至るまでの一連の流れを一体的に強化することが求められる。

＜JSC作成
国際情報分析資料例＞





出典：独立行政法人日本スポーツ振興センターパンフレット 2025-2026

目標

・ 国際的な知見や有益なデータ、情報を取り込む体制を構築し、スポーツ界の情報リテラシーを更に向上させ、持続可能な国際競技力向上に向けてエビデンスに基づく意思決定を行う。

【数値目標】
・ データベース利用数（検索数・閲覧数）：前年対比100%以上
・ ニュース配信登録者数：前年対比100%以上

重点施策

◆エビデンスの体系的蓄積と戦略的活用
・ 競技力向上を取り巻く変化、課題及び多様な障害・競技特性に対応するため、ＪＳＣ、ＪＯＣ、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「ＪＰＣ」という。）、ＪＳＰＯ及びＮＦが連携し、現場のニーズに即して、意思決定者が判断できるように、調査研究や国際情報の収集・分析の強化とエビデンスの戦略的活用を推進するための基盤を整備する。

◆意思決定者のリテラシーの更なる向上
・ 意思決定に資する国際情報や研究成果を体系的に整理・提供するとともに、意思決定者の情報リテラシーを向上させ、エビデンスに基づく判断と行動変容を促進する。

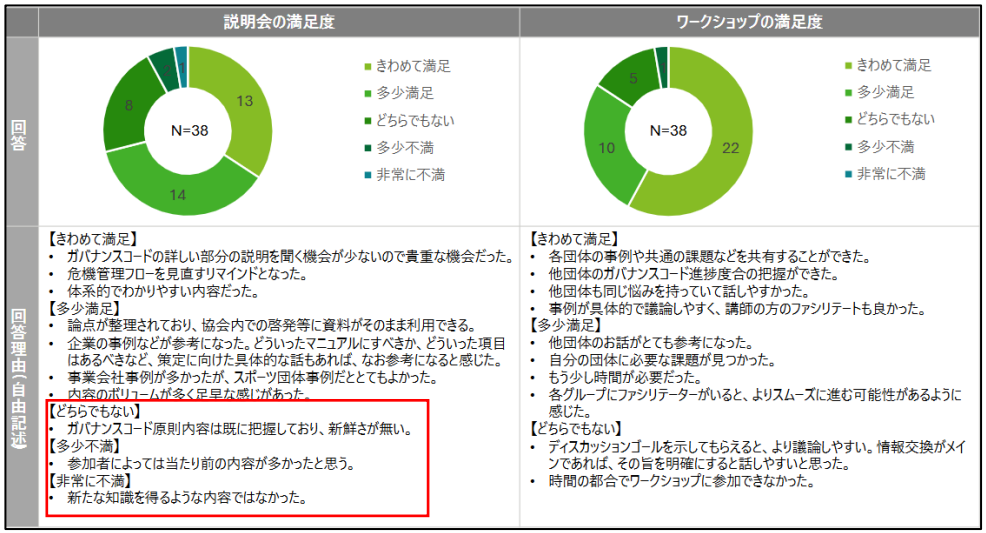
◆競技現場における質の高いデータ・情報の適用
・ 調査研究や分析及び国際情報収集によって得られた知見が、日常的な強化活動や競技現場の取組に十分活用されていないという課題を踏まえ、研究成果やデータ・情報を実践につなげるための情報リテラシー教育や現場における活用を前提とした環境整備を行い、研究成果やデータ・情報に基づいた戦略策定・予算配分・意思決定等を推進する。

重点施策２（２）　スポーツ・インテグリティの強化
①スポーツ団体におけるガバナンス体制の強化

背景・現状

- ガバナンスコードに基づき、ＮＦは年１回コードの遵守状況に関する自己説明を行うとともに、４年に一度統括団体による適合性審査を受けることにより、ガバナンスの確保に努めている。
- コードの普及・理解促進を図るため、スポーツ庁はＮＦ役職員を対象とした研修会・ワークショップを実施しているが、アンケートの結果、内容の理解自体は進んでいる様子。
- 一方、適合性審査２巡目（令和６年度～）以降、要改善の指摘を受ける団体が多く存在することから、理解は進んでいるものの、実行化に至っていない点が課題と考えられる。
- また、円卓会議で報告される不祥事数も多くはないが、本会議で報告する不祥事の基準には該当しない、ＮＦにおけるガバナンスにも関連する不祥事事案は継続して発生している状況。
- さらに、ＮＦのみならず一般スポーツ団体も含め、スポーツ団体と地方公共団体、民間事業者等の関連機関・団体等が連携して、自主的・自律的にガバナンスを強化し、誰もが「する」「みる」「ささえる」ことを通じてスポーツの価値を享受できるように取り組む必要がある。

＜令和７年度説明会・ワークショップのアンケート結果＞



出典：「令和７年度スポーツ・インテグリティ推進事業　成果報告書」
（令和７年度　スポーツ庁）

＜スポーツ団体ガバナンスコードの適合性審査等の結果＞

・適合性審査「不適合」
（１巡目）　R2：1団体　R3：0団体　R4：0団体　R5：0団体
（２巡目）　R6：0団体　R7：0団体

・適合性審査「要改善」
（１巡目）　R2：5団体　R3：1団体　R4：3団体　R5：2団体
（２巡目）　R6：12団体　R7：7団体

・円卓会議に不祥事事案を報告された競技団体
R3：1団体　R4：1団体　R5：0団体　R6：1団体
R7：0団体

出典：スポーツ庁調べ

目標	・ 関係団体と連携した取組によりスポーツ団体の組織運営の透明化を図りつつ、スポーツ団体のガバナンス機能不全及び関係者のコンプライアンス違反の根絶を目指す。 【数値目標】 ・ スポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査で不適合とされた団体数：０件 ・ 適合性審査で要改善事項の指摘を受けた団体のうち、フォローアップにて改善が確認された団体の割合：100%
重点施策	**◆ガバナンスコードの実効化** ・ コードに沿った組織体制の構築に向け、組織規模や組織運営の実態を考慮した研修等を実施する。 ・ スポーツ団体が課題解決に自発的に取り組むために、スポーツ団体同士の知見の共有や情報交換の機会の確保に取り組む。 ・ 各ＮＦにおける女性理事の割合の目標設定及び具体的方策の実施を促し、女性理事のいないＮＦをなくすための支援を行う。 ・ 一般スポーツ団体に対し、自主的・自律的なガバナンスを確保できるよう、引き続きガバナンスコードを周知する。 **◆ガバナンス確保に向けた仕組みの再検討** ・ 適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、コードの改定並びに適合性審査の運用及び評価の在り方の再検討を含め、各団体が自主的・自律的にガバナンス強化に取り組むための環境整備について見直しを行う。

重点施策２（２）　スポーツ・インテグリティの強化
②外的要因に左右されずスポーツに専念できる環境の実現

背景・現状

- アスリートは競技において最高のパフォーマンスを発揮できる環境が求められるところ、競技とは直接に関係しない外的要因によって、これらの環境が害されることを避ける必要がある。
- ＩＯＣがパリ2024夏季オリンピックにおいてSNS上の投稿等の削除申請を実施した件数は10,200件以上に上るほか、ＪＯＣがミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック期間中に実施したＳＮＳモニタリングの結果、誹謗中傷に該当するとして削除申請が実施された件数は1,913件であり、アスリートが大会期間中に多数の誹謗中傷に曝されていることが明らかとなった。
- ＮＦの多くがスポーツ仲裁にかかる自動応諾条項を採択している一方、未採択の団体も存在する。
- その他、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害や、海外で日本人アスリートがスポーツ賭博に関連して利益を得るために競技の不正操作に関与したことで有罪判決を受けた事例が生じている。

＜ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック期間におけるモニタリング実績＞

モニタリング期間：2026年1月19日～3月2日

※11月の選手選考時から事前調査実施

AIと目視で確認した投稿	355,975件
削除申請を行った件数	1,913件
実際に削除に至った件数	578件

※2026/3/2時点の数値

誹謗中傷投稿の例としては、同一選手への執拗な投稿、見た目への言及、競技結果への批判、セクハラ、侮辱等

出典：「ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック大会報告」（令和８年３月スポーツ政策の推進に関する円卓会議（第12回）配布資料4-1）

＜スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況（2025年4月1日時点）＞

	採択済	未採択	未回答	合計	採択率（%）
統括団体（JOC・JSPO・JPSA）	3	0	0	3	100
JOC加盟・準加盟・承認団体（注2）	64	1	1	66	97
JSPO加盟・準加盟団体（注3）	8	1	1	10	80
JPC加盟競技団体（注5）	33	2	12	47	70.2
都道府県体育・スポーツ協会	37	8	2	47	78.7
合計	**145**	**12**	**16**	**173**	**83.8**

出典：公益財団法人日本スポーツ仲裁機構調べ

目標

・ 誹謗中傷を受けたアスリートに対する法務支援及び社会に対する広報・啓発活動並びにスポーツ仲裁制度の普及・啓発等を図ることで、アスリートが外的要因に左右されず、常に最高のパフォーマンスを発揮できる環境を実現することを目指す。

【数値目標】
- 「誹謗中傷への対策があることにより、誹謗中傷に起因する不安が軽減された」と答えるアスリートの割合：100%
- スポーツ仲裁の自動応諾条項を採択したＮＦの割合：100%

重点施策

◆アスリートや競技関係者に対する誹謗中傷対策/写真や動画による性的ハラスメントの防止
- アスリートに対する誹謗中傷等が生じた場合に速やかに対処できるよう、ＪＯＣ及びＪＰＣと連携してアスリートからの相談等に対応するための法務支援体制の充実に取り組む。
- あらゆるアスリート及び競技関係者に対する誹謗中傷等が許されないという認識を浸透させるために、社会に対する広報・啓発の充実を図る。
- アスリートのメンタルヘルスを向上させ、競技に専念できるよう、ＨＰＳＣ における心理サポートの知見等を活用する。
- 諸課題等について、関係省庁と連携して検討を進める。

◆スポーツ仲裁にかかる理解の促進
- スポーツ仲裁制度のより一層の浸透に向けて、スポーツ仲裁の必要性や、アスリート等がスポーツ仲裁を利用する際の手続等の制度について、周知・啓発を含め、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が行う各種取組を促進する。

◆競技の不正操作の防止
- 関係団体と連携し、競技の不正操作の防止に資する方策を検討する。

重点施策２（３） 競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化

背景・現状

・ アスリートが競技で培った判断力や適応力、自己管理力や目標達成能力等を最大限に生かすことは、変化の激しい社会や国際競争の中で、企業等が持続的に成長していくための大きな力になる。
・ 一方、こうしたアスリートの能力が企業等の持続的な成長に貢献するという考え方は企業等のみならず、アスリート自身にも十分認識されていない。
・ また、アスリートの能力や特性を生かした企業・団体・地方公共団体等における人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化についての取組の事例が社会全体に幅広く浸透していない。
・ 加えて、アスリートのキャリア形成支援に積極的に取り組むスポーツ団体等はいまだ多勢とはなっていない。

目標

・ アスリートのキャリア形成支援をより多角的に促進し、アスリートの能力の社会への還元を図る。

【数値目標】
・ アスリートのキャリアデータ把握/公開数増：年間20事例以上
・ アスリートが活躍する企業・団体・地方公共団体等における取組の把握/事例公開：令和13年度までに15事例
・ 調査研究成果等の活用セミナー実施回数：年間2回

重点施策

◆ 企業・団体・地方公共団体等側への調査研究・活用
・ アスリートの能力の社会への還元を図るため、アスリートの能力や特性を生かした企業・団体・地方公共団体等における人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化についての取組の事例収集・調査研究を行い、その成果を活用したセミナー等を実施する。

◆ アスリート側への調査研究・活用
・ アスリートのキャリア形成支援をより多角的に促進するため、スポーツ分野・スポーツ関連分野・スポーツに関係しない分野それぞれにおけるアスリートの活躍事例の収集・調査分析を行い、その成果を活用したセミナー等を実施する。

重点課題　３

スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

重点課題３　スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

施策

スポーツの成長産業化
- ✓ スポーツコンプレックスの推進
- ✓ スポーツ団体と他産業連携による新規事業の創出・拡大支援、DXの推進支援
- ✓ スポーツ事業運営人材の獲得・育成と経営力の向上支援

地域のスポーツ資源の活用
- ✓ まちづくりと連携したスポーツ環境の整備の推進
- ✓ スポーツツーリズムの推進
- ✓ 地方公共団体を中心とするスポーツを活用した地方創生の普及啓発や支援
- ✓ 学校施設等の既存の地域資源の活用推進
- ✓ 地域スポーツコミッションによる取組の推進
- ✓ 大学スポーツ資源の活用
- ✓ 幅広い関係者の連携協働による、部活動の地域展開等の全国的な実施の推進
- ✓ 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の普及
- ✓ 地域防災等他分野の取組との連携

スポーツを通じた国際交流・協力の推進
- ✓ 官民連携による国際交流・協力の推進
- ✓ 国際人材育成支援
- ✓ 国際競技大会の招致・開催

短期的な効果

意識や行動の変化
- ✓ スポーツ無関心層の取り込み、スポーツへの関心の高まり
- ✓ スポーツ実施率・観戦者数の向上
- ✓ スポーツに関わる企業増加
- ✓ スポーツ資源を活用し、地方創生等に資する取組を実施する地方公共団体・大学・団体の増加
- ✓ 新規事業創出に取り組むスポーツ団体の増加
- ✓ 地域全体でのスポーツを支える機運醸成と仕組みづくり
- ✓ スポーツ施設の機能向上

- ✓ 国内外からの来訪者の増加、交流人口の増加

スポーツ団体の運営高度化
- ✓ スポーツ団体のDX推進、新たなビジネスモデルの構築
- ✓ スポーツ事業運営人材の増加・能力向上、待遇向上
- ✓ ファンの顧客体験価値向上

国際的関与の促進
- ✓ 日本の国際的認知度の向上
- ✓ スポーツ分野を通じた国際協力の実績・知見の蓄積
- ✓ 国際貢献人材（ IF・AF等役員、指導者・学生等）の育成
- ✓ スポーツ分野を通じた諸外国との信頼関係の構築、国際交流人的ネットワークの拡大
- ✓ スポーツ産業の国際展開

中・長期的な効果

スポーツによる地域・社会への貢献
【経済】
- ✓ スポーツ関連市場の収益拡大
- ✓ 他業種との連携機会の増加
- ✓ 域内消費の拡大
- ✓ 雇用拡大
- ✓ 人口・税収の増加

【交流】
- ✓ スポーツ関係人口の増加
- ✓ 人流増加・賑わい創出

【ローカルブランド】
- ✓ 地域への愛着やシビックプライドの醸成

【健康】
- ✓ 地域スポーツ全体の活性化

【環境等その他】
- ✓ 持続的な地域活性化・まちづくり
- ✓ 環境への貢献
- ✓ 防災機能の向上
- ✓ DX化の推進
- ✓ 社会的レガシーの形成

スポーツを通じた国際的な貢献
- ✓ 国際スポーツ界の意思決定や競技発展への貢献
- ✓ スポーツ産業の国外での認知度の向上、市場規模の拡大
- ✓ 国際的信頼・ソフトパワーの強化

社会課題等へのインパクト
- 健康長寿社会の実現
- 地域経済の活性化
- 日本の経済成長
- 共生社会の実現
- 持続可能で包摂的な社会づくり
- 国際的なプレゼンスの向上

【項目】

（１）スポーツの成長産業化

①スポーツコンプレックスの推進

②スポーツ団体の収益力・財務基盤強化とスポーツ事業運営人材の獲得・育成

（２）地域スポーツ資源の活用

①まちづくりと連携したスポーツ環境の整備

②スポーツツーリズム等の地域活性化の取組の推進

③担い手となる組織の基盤強化

（３）スポーツを通じた国際交流・協力の推進

①国際貢献人材の育成と国際競技大会の継続的な招致・開催

②官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築

重点施策３（１）　スポーツの成長産業化
① スポーツコンプレックス※の推進

背景・現状

- スポーツの価値や潜在力を最大限に引き出し、まちづくり・地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指し、そのモデルとなる施設として21拠点を選定してきたところである。しかし、建設費高騰等もある中、今後更に多くの都市まで広げていくためには、単なる施設整備にとどまらず、十分なエリアとしてのマネジメントの下、官民連携により、一層まちづくりと連携して取り組んでいくことが重要である。
- スポーツを活用した経済活性化・地方創生を全国各地で実現するためには、単なるスポーツ振興のみならず、地域の目指す姿の実現や課題解決に向けて、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・DX・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用する必要がある。

※　スポーツコンプレックス（スタジアム・アリーナ改革を発展させた取組）：「その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリア」を指す概念であり、「スポーツコンプレックスの推進」とは、このようなエリアの実現を目指し、施設を核としたまちづくりビジョンを検討するとともに、実現に必要なエリアマネジメント等を通じて、地域活性化及びスポーツ振興を推進することを指す。

＜多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ一覧＞



出典：スポーツ庁資料

＜スポーツを核としたまちづくりにより創出される価値＞



出典：スポーツ庁資料

目標

・ その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアの実現により、地域活性化及びスポーツ振興を目指す。
・ スポーツを総合的に活用して地域の自律的な成長に取り組むモデルを創出し、全国へ展開することで他地域への波及を目指す。

【数値目標】
・ スポーツ市場規模：（遅くとも2030年までに）15兆円
※本数値目標は重点課題３（１）②、（２）①にも記載あり。
・ エリア全体で経済的価値、社会的価値の創出に向けた運営を行っているスポーツコンプレックスの件数の増加
※本数値目標は重点課題３（２）①にも記載あり。

重点施策

◆スポーツコンプレックスの推進
・ 地域特性や人口規模などが異なる各地域において、それぞれに適したスポーツコンプレックスが推進されるよう、多種多様な好事例を発掘・促進し、全国的な展開を図る。
・ 各地域におけるスポーツコンプレックスの実現に向けて、計画された価値創出が行われているかを定期的に効果検証により確認し、必要に応じ運営方法等の見直しの実施を促進する。
※本施策は重点課題３（２）①にも記載あり。

◆スポーツを活用した自律的地域成長の促進
・ スポーツの持つ潜在的な価値を最大化し、地域におけるスポーツ振興を促進しつつ地域活性化に寄与するため、スポーツを通じた経済的価値（ビジネス、宿泊や観光等を含む。）の創出のみならず、社会的価値（健康や医療、防災等を含む。）の創出にも取り組む地域の自律的な成長を促進する。
※本施策は重点課題３（２）①にも記載あり。

重点施策３（１）

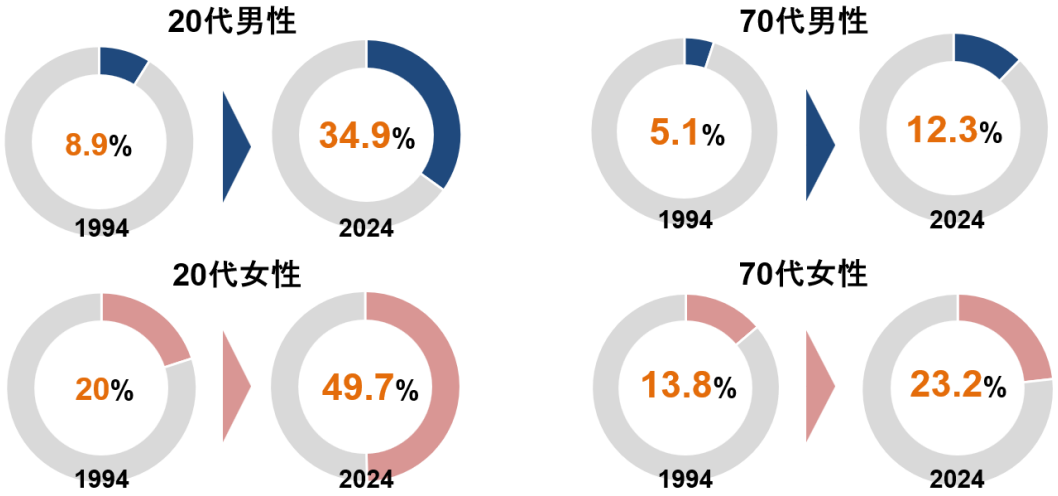
スポーツの成長産業化
②スポーツ団体の収益力・財務基盤強化とスポーツ事業運営人材の獲得・育成

背景・現状

- これまでスポーツと他産業の連携による新事業創出・拡大を支援してきた結果、国内においてスポーツを起点とした多様なオープンイノベーションの事例が創出されてきた。一方で、経済的インパクトの高い事業は依然として限定的であり、スポーツ団体が自発的・持続的に取組を推進するためには、収益性の高い先進的モデルを創出し、その普及を図ることが重要である。また、若者のスポーツ離れが進む中、スポーツオープンイノベーションの取組を通じて新たな価値や接点を創出し、スポーツへの関心喚起につなげていくことが求められる。
- さらに、各地域においてスポーツ団体を中心とした取組が自発的に広がり、スポーツの裾野が拡大していくことが必要である。そのためには、過年度支援団体をはじめ、スポーツオープンイノベーションに取り組む団体、他産業、投資家、地方公共団体等の関係者が連携し、情報共有やマッチングを促進するプラットフォーム機能の強化・拡大が不可欠である。

【次ページに続く】

男女別若者と高齢者のスポーツを観ない人の割合
1994年-2024年比



H6総理府世論調査・R6スポーツ庁世論調査より

＜スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)の概念＞

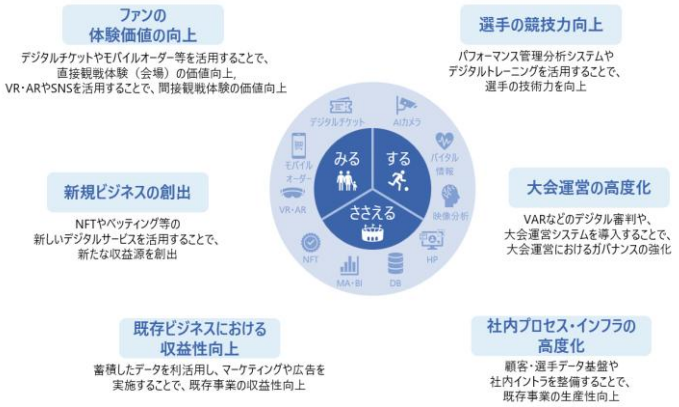


出典：スポーツ庁作成

背景・現状

- スポーツ団体においては競技力強化の取組は進んでいる一方、スポーツに関心の低い層を含めた幅広い国民の関心喚起や参加促進については、なお拡大の余地が大きい。特に、様々なエンターテインメントの台頭により観戦機会が減少する中、海外ではテクノロジーを活用した新規事業の創出・拡大を通じて、新たな収益機会やスポーツとの接点創出を図る動きが進んでいる。
- また、スポーツホスピタリティは観戦体験の高度化に加え、リーグ・クラブの収益向上や地域活性化に資する重要な取組であるが、日本においては、専用スペースの不足や文化的基盤、商品設計ノウハウの不足等の課題により、諸外国と比べて取組が十分に進展していない。
- スポーツ団体においては、他業界と比べ待遇面が劣ること等から優秀な人材の確保が困難であり、慢性的な人材不足に直面している。特にビジネス系の専門人材不足により収益向上が進まず、待遇改善が遅れるという悪循環が生じている。
- このため、収益基盤の強化に向けてビジネス人材の流入・交流を促進するとともに、定着を見据えた人事制度や待遇の抜本的な見直しを図ることが求められる。
- 国際競技大会における放映権料の高騰を背景として、収入、年齢、地域等の隔てなく、幅広く国民に対して、スポーツの視聴機会を確保することが重要となっている。

＜スポーツDXの分類＞



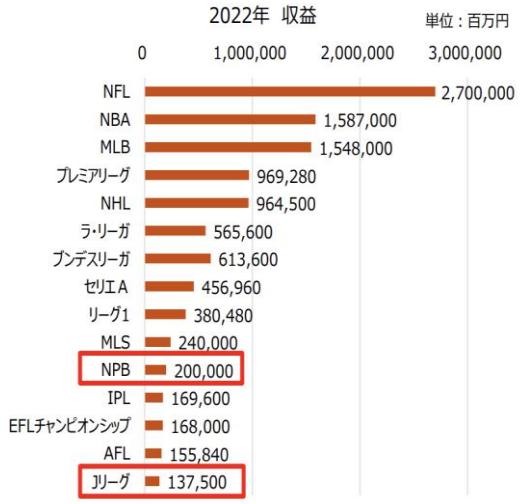
出典：「令和7年度 スポーツ産業の成長促進事業『スポーツコンプレックス推進事業』（スポーツを核としたまちづくりに資するテクノロジー活用支援事業）成果報告書」（令和７年度　スポーツ庁）

＜スポーツホスピタリティの事例＞



出典：スポーツ庁作成

＜国内プロスポーツリーグと海外との比較＞



出典：「令和6年度スポーツ産業の成長促進事業『スポーツ×テクノロジー活用推進事業』（スポーツ×テクノロジー活用調査事業）」（令和６年度　スポーツ庁）

目標

・　国内各地域において、スポーツ団体が中心となり、自発的・持続的にスポーツオープンイノベーションの取組が生まれることを目指し、スポーツ庁が進めるプラットフォームへの参画を促す。
・　先進事例となる経済的インパクトのある事例が創出される環境をつくる。
・　スポーツ団体の従来とは異なる新たな活動を促し、幅広い国民のスポーツへの関心を高め、プロスポーツにおける収益を拡大する。
・　新たな取組の中でも、特にＤＸ推進等による先進事例を複数領域で創出し、スポーツ産業全体のDXを推し進める。
・　創意工夫のあるスポーツホスピタリティ事例を創出し、普及促進を図る。
・　プロスポーツチームと民間企業のマッチングを図り、プロスポーツ側の体制整備や、民間企業からの出向を促進する。
・　プロスポーツ界の人事制度等の実態、好事例の調査をすることで、国内のプロスポーツ界全体の人事制度・待遇改革を図る。

【数値目標】
・　スポーツ市場規模：（遅くとも2030年までに）15兆円
※本数値目標は重点課題３（１）①、（２）①にも記載あり。
（参考）　第二期スポーツ未来開拓会議において、特に成長を期待する分野への施策として、①まちづくりと一体となったスタジアム・アリーナの整備・活用（スポーツコンプレックス）やスポーツ振興、②スポーツと他産業との連携の促進、③スポーツDXやeスポーツの推進、④スポーツエンタメ・コンテンツの海外展開の推進、⑤スポーツコンテンツ等の高付加価値化・スポーツツーリズムの拡大、⑥スポーツを通じた健康増進・共生社会の実現等を掲げた。

重点施策

（スポーツオープンイノベーションの活性化）
◆スポーツ界と他産業連携による、収益性の高い新規事業創出・拡大の先進的モデル創出
・　収益性の高い事例の創出を通じて、国内におけるスポーツオープンイノベーションの機運を更に高め、より自律的に機能するプラットフォームの構築を目指す。

◆プラットフォーム機能の拡大
・　今後、各地域において、スポーツ団体が中心となり、スポーツオープンイノベーションの取組が生まれることを目指し、スポーツ団体のほか、地方公共団体・他産業・投資家等関係者がつながり、情報交換のできる環境を構築する。
・　プラットフォームの参画に当たっては、過年度支援団体等幅広く参画を促し、プラットフォームに参画する関係者の学びの場となるような環境整備も図る。

【次ページに続く】

重点施策

（新たな取組・ビジネスモデルの創出）

◆先進事例となるスポーツ×テクノロジー活用事例の創出

・「体験価値向上」「利便性向上」「競技力向上」「障害者対応」「省人化・効率化」「ファンマーケティング」等の複数領域を設定し、幅広い領域において先進的モデルの創出を図る。

◆データ利活用を含めたスポーツ団体による新たな取組推進・ビジネスモデルの構築等

・ 各種スポーツデータを活用した新たなビジネスモデルをはじめとした、スポーツ団体の新たな取組・ビジネスモデルを構築するための可能性調査や事例創出に取り組む。

◆スポーツホスピタリティの推進

・ ガイドブックを活用したワークショップの実施等により、それぞれの施設の環境面、実施段階の現状を理解し、創意工夫のもと既存施設を最大限活用したスポーツホスピタリティに取り組むモデルを創出し、好事例として普及する。

◆スポーツデータの活用、関連権利に関する検討

・ 各種スポーツデータの活用状況や課題としてある肖像権、映像データ、IP、競技データ等について調査・検討等を行う。

◆視聴機会確保に関する検討

・ スポーツビジネスの動向や海外情勢等の現状を踏まえつつ、スポーツの放映に関し、放送・配信等による国民のスポーツの視聴機会の在り方等について、政策の方向性を検討する。

（プロスポーツチームの人材基盤強化）

◆民間企業からプロスポーツチームへの人材越境促進のための先進的モデル形成

・ 民間企業からプロスポーツチームへの人材流入・交流活性化に向け、双方のニーズにあったマッチングの先進的モデルを創出する。
・ プロスポーツチームへの出向の促進、また持続的な出向受け入れのためのプロスポーツ側の体制整備等を図る。
・ 創出した先進的モデルの周知を行い、国内での普及・定着を図る。

◆プロスポーツチームにおける人事制度・待遇改革支援

・ ビジネス業界からプロスポーツチームへの人材流入・交流を活性化させることを目的に、国内のプロスポーツ業界の人事制度の実態及び国内外のプロスポーツチームの好事例の調査を行う。
・ 先進事例形成のため、積極的な人事制度・待遇改革を実践するチームの先進的モデル創出を図る。

重点施策３（２）	**地域スポーツ資源の活用** ①まちづくりと連携したスポーツ環境の整備

背景・現状

- スポーツの価値や潜在力を最大限に引き出し、まちづくり・地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指し、そのモデルとなる施設として21拠点を選定してきたところである。
- 一方で、我が国の社会体育施設は、2024年時点で全国に約４万５千施設存在している。その中には、20世紀後半を中心に整備が進められた施設が多く含まれており、今後、老朽化が進行する施設の割合が増加していくことが見込まれる。
- このような施設ストックの状況や建築費高騰等の社会状況等を踏まえ、社会体育施設の再整備等について将来を見据えた計画的な検討を進めるとともに、スポーツ施設を人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として位置付け、学校体育施設やオープンスペース等も含めた地域全体のスポーツ環境を捉えた活用の在り方や、エリアとしてのマネジメントの下、官民連携により、一層まちづくりと連携して取り組んでいくことが重要となっている。
- また、スポーツ実施状況には地域格差があり、背景要因として、気象・地理的条件の違い、スポーツ施設・スポーツ指導者・スポーツ団体・スポーツイベント・地方公共団体による施策・プロスポーツ等の充実度の違いなどが考えられるとともに、全国的にも、施設の老朽化や気候の変動等にも対応した、スポーツができる施設や場所の確保が重要となっている。
- スポーツを活用した経済活性化・地方創生を全国各地で実現するためには、単なるスポーツ振興のみならず、地域の目指す姿の実現や課題解決に向けて、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・DX・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用する必要がある。

【データは次ページ】

＜多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ一覧＞



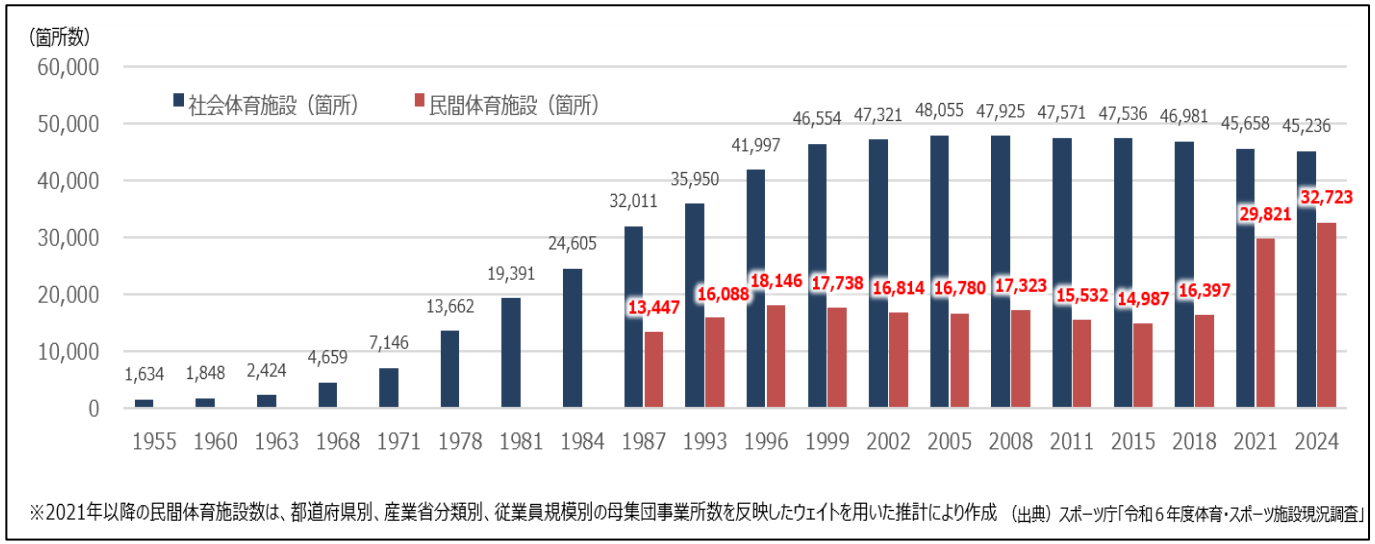
出典：スポーツ庁資料

＜スポーツを核としたまちづくりにより創出される価値＞



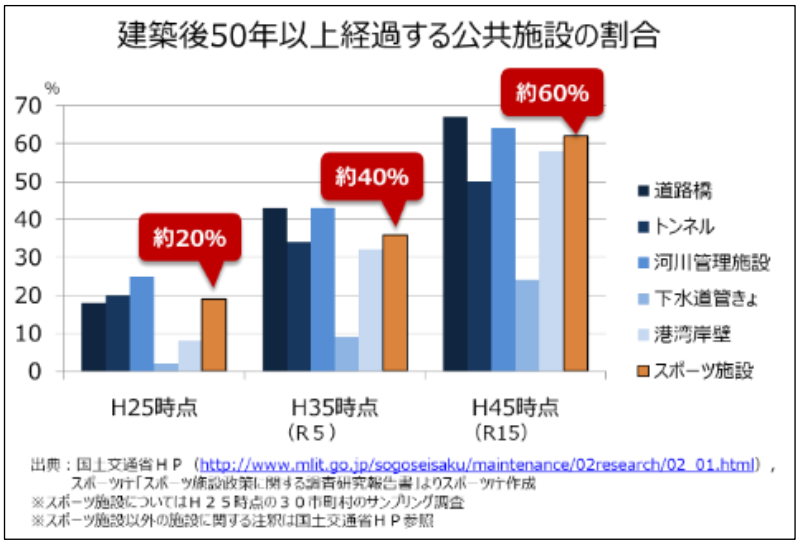
出典：スポーツ庁資料

＜体育施設数の推移＞



※2021年以降の民間体育施設数は、都道府県別、産業省分類別、従業員規模別の母集団事業所数を反映したウェイトを用いた推計により作成 （出典）スポーツ庁「令和６年度体育・スポーツ施設現況調査」

＜建築後50年以上経過する公共施設の割合＞



出典：国土交通省ＨＰ（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/02research/02_01.html），スポーツ庁「スポーツ施設政策に関する調査研究報告書」よりスポーツ庁作成
※スポーツ施設についてはＨ２５時点の３０市町村のサンプリング調査
※スポーツ施設以外の施設に関する注釈は国土交通省ＨＰ参照

出典：「スポーツ施設のストックの現状とガイドラインの策定について」（平成28年　スポーツ庁）

目標

・　スポーツを通じて自分らしく生きられる社会を実現するため、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を引き続き推進するとともに、スポーツ施設の文化芸術・防災拠点等の多用途利用や、オープンスペースも含めたまちづくりの中での位置付けなど、スポーツによって集まる・つながる空間の創出を目指す。
・　各地域の条件や状況等の実情を踏まえたスポーツ環境の整備・活用を進めていくことにより、スポーツ実施状況に関する地域格差を是正していく。
・　その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアの実現により、地域活性化及びスポーツ振興を目指す。
・　スポーツを総合的に活用して地域の自律的な成長に取り組むモデルを創出し、全国へ展開することで他地域への波及を目指す。

【数値目標】
・　地域住民が利用可能なスポーツ施設現況を横断的に把握できている市区町村の割合：60%
・　年間を通じ平日に学校体育施設を地域で共同利用する学校の割合：100%に近づける
・　避難所等にもなる社会体育施設における構造体の耐震対策完了率：100%【令和10年】
　避難所等にもなる社会体育施設における空調設備の設置完了率：35.7%【令和12年】
・　避難所等にもなる公立小中学校の体育館等における空調設備の整備完了率：100%
・　スポーツ市場規模：（遅くとも2030年までに）15兆円
※本数値目標は重点課題３（１）①、②にも記載あり。
・　エリア全体で経済的価値、社会的価値の創出に向けた運営を行っているスポーツコンプレックスの件数：増加
※本数値目標は重点課題３（１）①、②にも記載あり。
・　都道府県別の週１日以上のスポーツ実施率：平均を引き上げつつ、最大値と最小値の差を縮小
※３年合算による平均値で算出
・　住民のスポーツ実施率について把握をしている市町村の割合：市（指定都市を除く）　75%以上、
　町　35%以上、村　25%以上

重点施策

（スポーツによって集まる・つながる空間の創出）
◆スポーツ施設の量的最適化
・　老朽化が進行する施設ストックの状況や地域に存在するスポーツ環境を的確に把握した上で、社会体育施設に加え、学校体育施設やオープンスペース等も含め、まちづくりの視点を踏まえた施設の集約化・複合化等の再編や空間等を有効活用したスポーツの場づくりを地方公共団体に対して促す。

【次ページに続く】

重点施策

（スポーツによって集まる・つながる空間の創出　※続き）

◆スポーツ施設の高質化

・　スポーツが人々のウェルビーイングの向上に資することを踏まえ、スポーツを観る人や支える人の視点も取り入れて、スポーツ施設が運動の場にとどまらず、人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能する環境づくりを推進する。

・　国及び地方公共団体は、スポーツ事故の防止をはじめ、社会体育施設の構造体・非構造部材の安全性確保や耐震化による耐災害性の向上を図るとともに、災害時の避難所機能の強化、猛暑下でのスポーツ活動に伴う熱中症対策、空調設備の設置、通信環境の充実等を通じて、施設の安全性等の向上を推進する。

・　避難所等にもなる公立小中学校体育館等施設の防災機能強化（トイレの洋式化、空調設置やバリアフリー化を含む。）を図る。

・　国及び地方公共団体は、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方や環境に配慮した持続可能な施設等の充実に向けて、官民連携の取組も含め、効率的かつ効果的な整備・運営を推進する。

・　昨今の学校プールを取り巻く状況を踏まえ、持続可能な水泳授業の実施や地域住民の新たなスポーツ活動の場の創出等に向けて、天候に左右されず年間を通じて利用可能な、気候変動に対応し学校と地域が共同利用するプールの屋内化を推進する。

◆地方公共団体におけるまちづくり施策との連携

・　「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するウォーカブル政策等との連携を促進する。

（まちづくりの核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値の最大化）

◆スポーツコンプレックスの推進

・　地域特性や人口規模などが異なる各地域において、それぞれに適したスポーツコンプレックスが推進されるよう、多種多様な好事例を発掘・促進し、全国的な展開を図る。

・　各地域におけるスポールコンプレックスの実現に向けて、計画された価値創出が行われているかを定期的に効果検証により確認し、必要に応じ運営方法等の見直しの実施を促進する。

※本施策は重点課題３（１）①にも記載あり。

◆スポーツを活用した自律的地域成長の促進

・　スポーツの持つ潜在的な価値を最大化し、地域におけるスポーツ振興を促進しつつ地域活性化に寄与するため、スポーツを通じた経済的価値（ビジネス、宿泊や観光等を含む。）の創出のみならず、社会的価値（健康や医療、防災等を含む。）の創出にも取り組む地域の自律的な成長を促進する。

※本施策は重点課題３（１）①にも記載あり。

重点施策

（スポーツ実施状況の地域格差是正に向けた環境整備）

◆地域のスポーツ施設の有効活用

- 地域住民のスポーツ推進に向けてＳＩＬコンソーシアムの活用拡大等による地方公共団体同士の連携・経験共有の仕組みを構築する。
- 学校施設（大学や廃校を含む。）、公共スポーツ施設、企業等が所有する施設等の地域のスポーツ施設について、管理運営等の多様化による更なる地域利用を促進し、地域住民が身近な場所でスポーツができる環境整備を推進する。
- 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、公共のスポーツ施設、社会教育施設、民間企業や大学等が保有する施設等の有効活用を促進する。

◆地方公共団体におけるスポーツ実施状況の把握、把握を踏まえた対策の促進

- 地域別のスポーツ実施状況に関する統計情報の収集・整備を行い地方公共団体との情報連携を強化する。
- スポーツ実施率が低い地域の要因分析と効果的な取組の検証を行う。
- 地方公共団体による多部署連携などの体制整備や、地域全体に波及する効果的な手法による取組を促進する。

◆地域スポーツ環境の整備

- 学校施設や地域スポーツ施設等を有効活用した、部活動の地域展開等の全国的な実施の推進を通じて、地域のスポーツ環境全体の整備・充実を図る。
- 市町村におけるスポーツ活動の充実に向けて、関係者が連携して地域スポーツの課題解決に取り組む体制の整備を図るため、スポーツ推進委員の有効活用を推進する。
- スポーツ施設が運動の場にとどまらず、人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能する環境づくりを推進する。
- 「ここスポ」等を活用し、各地域のスポーツの実施場所や実施機会に関する情報を集約化することについて検討を進める。
- 民間スポーツ施設の普及を推進する。

◆地方公共団体における他分野との連携

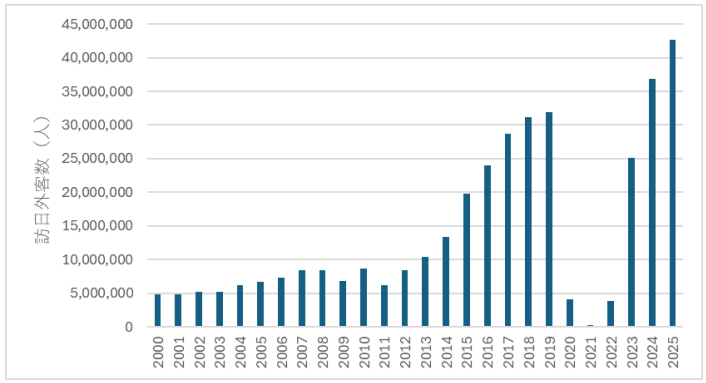
- 地域防災の取組との連携強化（スポーツ活動を防災力向上につなげる新たなプログラムの開発と全国展開の取組の実施等）を図る。

重点施策３（２）　地域スポーツ資源の活用
②スポーツツーリズム等の地域活性化の取組の推進

背景・現状

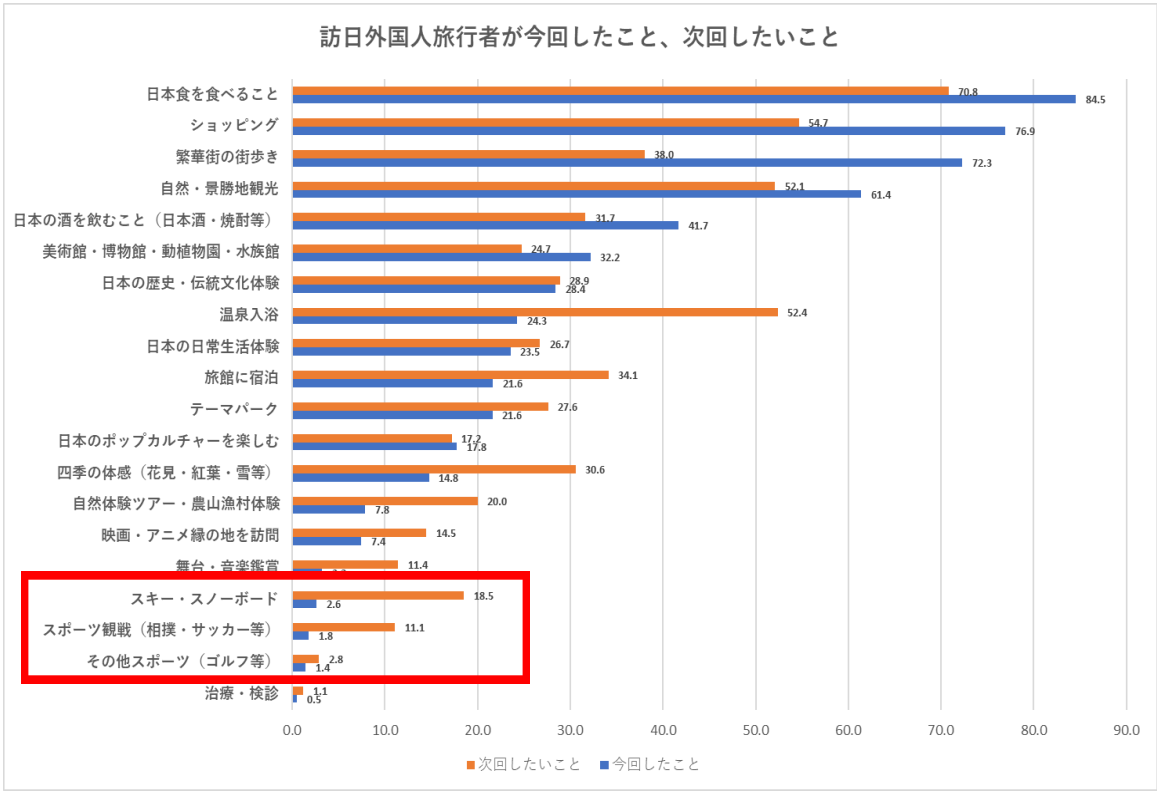
- スポーツツーリズムは、地域経済の活性化、交流人口の拡大、観光消費の拡大のほかオーバーツーリズム等の観光課題の解決に寄与することが期待される。
- 近年、訪日外国人旅行者数やその消費額が増加傾向にある。また訪日外国人旅行者が次回にしたいこととして、「スキー・スノーボード」や「スポーツ観戦」が今回したことに比べて有意な差があることから、特にインバウンドにおいては今後のスポーツツーリズムのニーズを、日本特有の文化ともあわせて効果的に拡大させていくことが求められる。

＜訪日外客数の推移＞



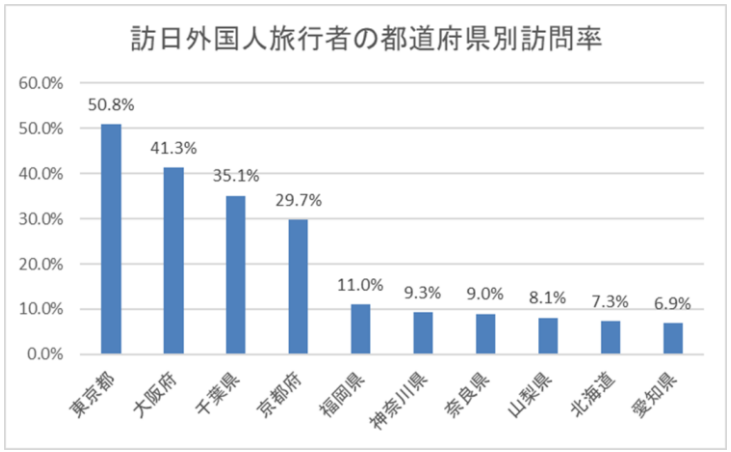
出典：「訪日外客数の推移」（https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph--inbound--travelers--transition）（令和７年４月閲覧　日本政府観光局（ＪＮＴＯ）ホームページ）

＜訪日外国人旅行者が今回したことと次回したいこと＞



出典：インバウンド消費動向調査の結果2026(観光庁）より作成

＜2025年における訪日外国人旅行者の都道府県別訪問率＞



出典：観光庁「インバウンド消費動向調査（旧 訪日外国人消費動向調査）」2025年より作成

目標	・ スポーツツーリズムを戦略的に推進することで、全国各地における「スポーツを通じた地域活性化」を加速する。 ・ 特に将来的にも増加が見込まれるインバウンドの拡大及び国内を含めた観光客の滞在の延伸を図ること等により消費額の増加を目指す。 【数値目標】 ・ スポーツ目的の訪日外国人旅行者数：340万人 ・ 訪日外国人のスポーツツーリズム関連消費額：800億円
重点施策	**◆一体型スポーツツーリズムの推進** ・ これまでも重点テーマとしていた「武道」「アウトドア」に加え、スタジアム・アリーナでのプロスポーツや国際競技大会等の観戦・参加を軸に観光・食・文化体験を組み合わせた一体型スポーツツーリズムを推進し、訪日外国人には長期滞在・広域周遊を、国内では滞在延伸・再訪を促進する。 **◆ターゲットに合わせたコンテンツ創出の最適化** ・ 訪日外国人には、観戦と日本特有のスポーツ体験をかけあわせるなど高付加価値なコンテンツの創出を進め、国内ではスポーツツーリズムの認知度向上を重視し、スポーツチームや競技への興味関心を喚起するとともに、誰もが気軽に参加できるコンテンツの創出を推進する。 **◆戦略的プロモーション及び商流の構築** ・ 検索・動画・公式サイトを軸とした情報発信の強化や、各リーグ・競技団体等と連動したプロモーションの実施、旅行会社等との連携による商品造成・販売導線の整備などを推進することで、認知から予約・実施までの円滑な流れを構築する。

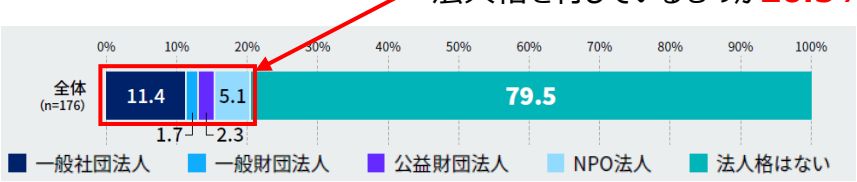
重点施策３（２）　地域スポーツ資源の活用
③ 担い手となる組織の基盤強化

背景・現状

- スポーツは地域経済の活性化、健康の増進、地域内外での交流の創出・拡大など、地域活性化等に大きく貢献する。
- このようなスポーツの価値を最大限高め、「スポーツ・健康まちづくり」の取組を更に推進するためには、地方公共団体が、中長期的な見通しを持った上で、観光業や商工業などの民間企業をはじめとした地域の関係者との連携の下、スポーツ大会・スポーツ合宿の開催・誘致、地域の健康づくり等の取組を実施する必要がある。
- また、取組実施に当たっては、地域の幅広い関係者を巻き込んだネットワーク組織である「地域スポーツコミッション」の存在も重要であり、これまでその数は順調に増えてきた。
- 一方で、財政面や人材面のリソースの制約等から、あまり取組が進んでいない地域スポーツコミッションも存在するため、今後は地域スポーツコミッションの更なる拡大を図りつつ、地域スポーツコミッションが自走できるような環境整備・体制整備を行うことが求められる。

＜地域スポーツコミッション数の推移＞





＜地域スポーツコミッションの持続的な経営の達成に向けた課題＞

(%)

カテゴリ	選択肢	全体(n=175)	基礎自治体SC(n=152)	都道府県SC(n=23)
担い手	組織運営の担い手不足	42.9	**42.1**	**47.8**
	事業の担い手不足	42.3	**40.8**	**52.2**
	採用ノウハウ不足	4.6	**4.6**	**4.3**
	人材の育成ノウハウ不足	21.1	**19.1**	**34.8**
財源・資金	財源・活動資金の不足	55.4	**53.3**	**69.6**
	営業活動不足	28.6	**27.0**	**39.1**
	会計・労務などのノウハウ不足	6.3	**6.6**	**4.3**
事業	地域のニーズと事業内容にズレが生じている	8.0	8.6	4.3
	地域のニーズを踏まえた事業の企画立案ができていない	12.0	11.8	13.0
連携	地方公共団体やステークホルダーとの連携が不十分	15.4	12.5	**34.8**
	地方公共団体やステークホルダーとの役割分担が不明確	12.6	12.5	**13.0**
	継続的なネットワークの構築が困難	14.9	13.2	**26.1**
ミッション	団体のミッションと地域のニーズにミスマッチが生じている	6.9	7.9	0.0
	団体のミッションを構築するためのプロセスや手法が不明	5.7	4.6	13.0
戦略	団体の戦略の策定に関するノウハウ不足	12.0	12.5	8.7
	KPIや数値目標の設定に関するノウハウ不足	13.1	13.2	13.0
その他	ステークホルダーや地域住民の理解不足	8.6	8.6	8.7
	情報発信力やプロモーション力が弱い	38.9	**36.8**	**52.2**
	デジタル技術の活用が困難	4.6	4.6	4.3
	その他	6.9	5.9	13.0
	特にない	8.0	8.6	4.3

出典：「地域スポーツコミッション基礎調査2025　報告書」（令和７年３月　一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構）

目標	・ スポーツによる地域・社会への貢献に当たり中心的な役割を担う地方公共団体及び地域スポーツコミッションが中長期的な計画・戦略を持ちつつ、取組を一過性のものではなく、将来も継続的に実施できるよう、環境整備・体制整備への支援を行うことで、地域スポーツコミッション等が「取組実施→評価・改善→人材・財源確保」等の好循環を実現することを目指す。 【数値目標】 ・ 中長期的な計画・戦略を策定している地域スポーツコミッションの割合：60%
重点施策	**◆地域スポーツコミッションの活動支援** ・ 地域スポーツコミッションにおいて、法人化等により好循環が創出されるよう、中長期的な戦略策定やネットワークの構築等の必要な環境整備を進める。 ・ スポーツ「経営」の観点も持ちつつ中長期的な計画・戦略の策定等を行えるような人材育成等を通じて、地域における継続的な取組の実施や取組の全国的な展開を推進する。 ・ リソースの制約等がある中においても、業務の効率化等を通じて取組を着実に実施していくため、AIの有効的な活用等地域スポーツコミッションのDXを推進する。 ・ 地域スポーツコミッション間・地域の団体間での人材交流の促進やネットワーキングの場の創出等を通じて、地域内外でのネットワークを強化し、取組を促進する。

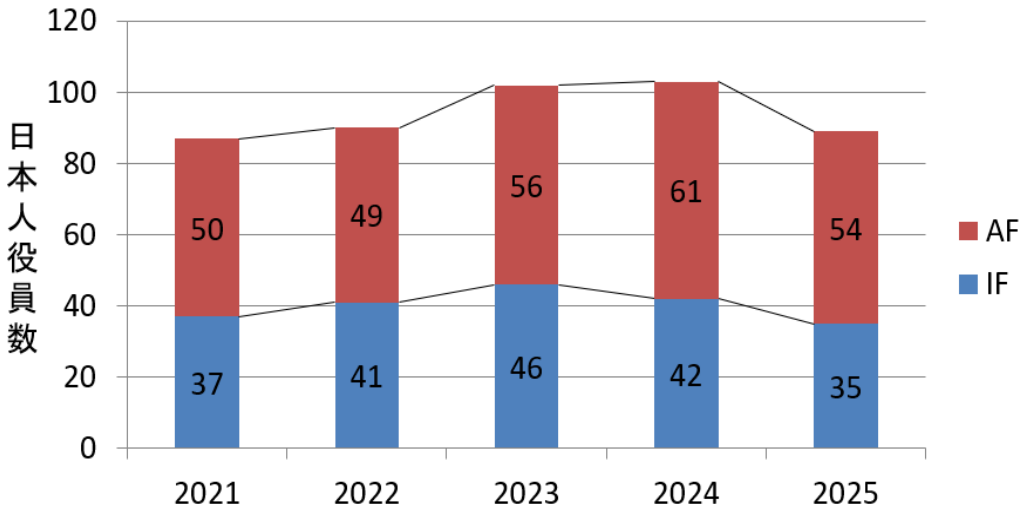
重点施策３（３）

スポーツを通じた国際交流・協力の推進
①国際貢献人材の育成と国際競技大会の継続的な招致・開催

背景・現状

- 国際競技連盟（以下「ＩＦ」という。）等における日本人役員は依然としてＩＦ役員ポストを多く有する国々とは差がある。ＮＦとして戦略的なポスト獲得に向けた活動やＩＦにおいて発言力を発揮できる人材を継続的に育成・輩出する方策を検討する必要がある。
- 国際競技大会の招致や開催に当たっては、これまでの大会運営のノウハウを活用しつつ、地域の活性化や世界規模の課題解決への貢献、また、持続可能性の観点でより多くの人々へスポーツの価値を通じたビジョンやコンセプトを国民に届けることが重要である。
- また、地方公共団体が持続可能な形で国際競技大会を開催できるようにしていく必要がある。
- 我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化など、様々な分野において重要な機会となるが、大会がこれらの意義を果たすには専門性の高い多様な業務を適確に行っていく必要がある。一方で、大規模な国際競技大会の運営の主体となっている地方公共団体やスポーツ団体においては、これらの大会運営に必要な人材が不足している状況が指摘されている。

＜ IF・AFにおける日本人役員数の推移（2021～2025年）＞



出典：ＪＯＣ調べ、スポーツ庁調べ

＜近年開催または今後開催予定の国際競技大会一覧＞

開催年	大会名	開催地	開催期間
令和7年（2025年）	東京2025世界陸上競技選手権大会	東京都	9/13～9/21
	第 25 回夏季デフリンピック競技大会東京2025	東京都、福島県、静岡県	11/15～11/26
令和8年（2026年）	第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）	愛知県、東京都、静岡県、岐阜県、大阪府	9/19～10/4
	第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）	愛知県、静岡県	10/18～10/24
令和9年（2027年）	ワールドマスターズゲームズ2027関西	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（13府県政令市）	5/14～5/30
令和10年（2028年）	オリンピックQシリーズ2028東京	東京都	5/4～5/7

目標

・ 国際スポーツ界の意思決定や競技発展に積極的に貢献するため、ＩＦ等の役員ポストの拡大を目指す。
・ 国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上、国際交流・協力や経済・地域の活性化等に寄与する。
・ 国内で開催される大規模な国際競技大会に関して、大会運営の中心的な立場を担い、組織をマネジメントすることができる人材の育成・確保を目指す。

【数値目標】
・ ＩＦ等の役員数46人、ＡＦの役員数61人への拡大を目指す。
（参考）第3期計画期間中の最大値 IF：46人（令和４年）、AF：61人（令和５年）

重点施策

◆国際貢献人材の育成
・ ＩＦ、ＡＦ等の日本人役員の増加及び再選に向けたＮＦの取組を支援する。
・ ＮＦが国際スポーツ情勢やＩＦの役割を踏まえ、当該ＩＦにおけるポストの獲得やそれによる競技発展への寄与、また、ＩＦにおけるリーダーシップの発揮、さらに、今後の人材育成等を盛り込み作成する国際戦略に基づき、ＮＦ相互の連携の強化を図りつつ、戦略的な支援を行う。

◆国際競技大会の招致・開催
・ 国際競技大会の円滑な開催や新たな招致に向け、大会の開催目的や計画、取組状況等を踏まえ引き続き支援する。
・ 開催地及びＮＦが招致・開催する大規模な国際競技大会について、その意義や開催規模・ガバナンスの適正性、環境への配慮をはじめとしたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））や地域社会・経済への貢献に関する指標の設定を含めた開催計画の状況、開催の効率性を勘案しつつ支援する。
・ 国際競技大会の招致・開催に取り組む地方公共団体等へ関係団体間の積極的な関係構築やノウハウ共有を促す。

◆国際競技大会運営人材の育成支援
・ 今後、国内で開催される国際競技大会の運営において中心的な立場を担うことができる人材を育成するため、国際競技大会の招致・開催に関する教材の作成等、必要な支援を行う。

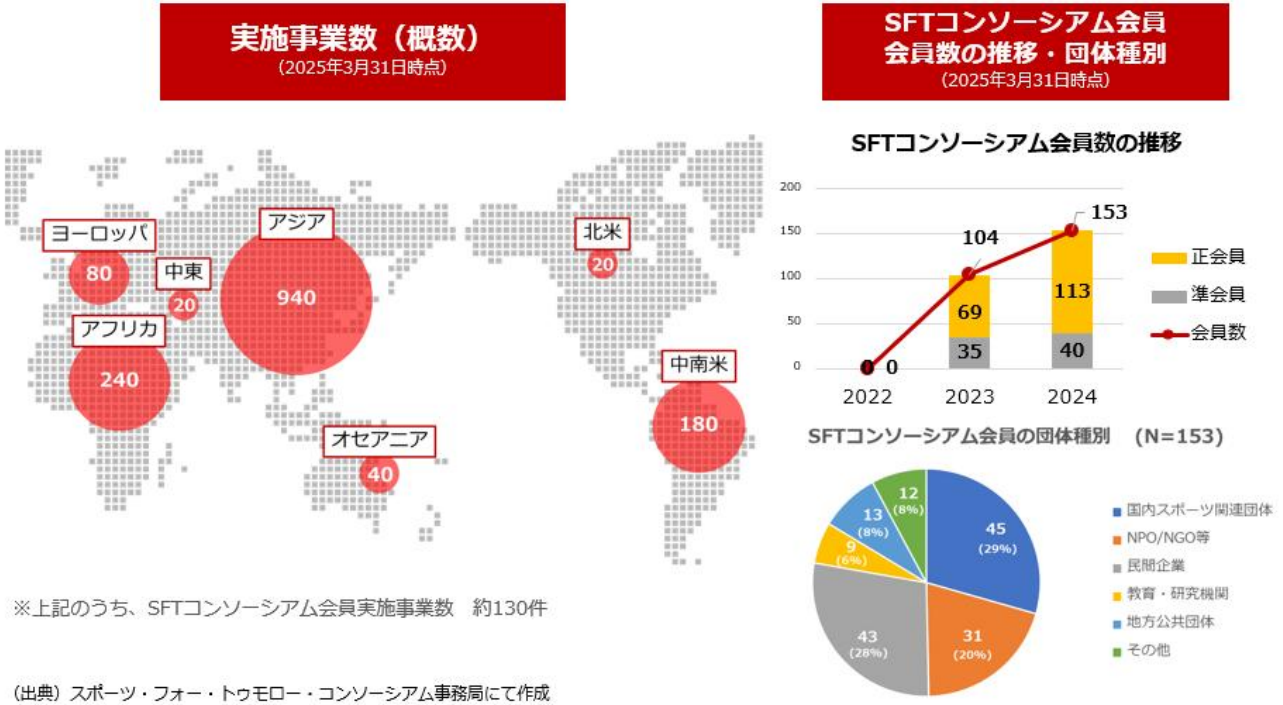
重点施策３（３）

スポーツを通じた国際交流・協力の推進
②官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築

背景・現状

- 官民連携によりスポーツ国際交流・協力を実施するSport for Tomorrow（以下「ＳＦＴ」という。）事業における、紛争・災害国アスリート支援、国際協力を実施するスポーツ団体等の活動や組織力向上支援等の実施及び政府間会合での合意事項の履行等により、スポーツを通じたＳＤＧsの達成に貢献し、国際的な信頼関係を構築して、スポーツと開発における日本のプレゼンス向上に寄与した。
- ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議（以下「ＭＩＮＥＰＳ」という。）や日中韓、日ＡＳＥＡＮ間のスポーツ大臣会合への参画を通じ、アジア地域を中心にスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してきた。
- スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるJapan SPorts business INitiative（以下「ＪＳＰＩＮ」という。）を構築し、関心をもつ企業等に対する情報共有の充実やネットワーク形成の支援を推進した。東南アジア諸国連合（以下「ＡＳＥＡＮ」という。）等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、実際に事業を展開するための足掛かりの構築が引き続き必要である。

＜スポーツ・フォー・トゥモロー（Sport for Tomorrow: SFT）＞



（出典）スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム事務局にて作成

目標

・　ＳＦＴ事業を通じて培われた官民連携コンソーシアム機能を活用し、スポーツを通じた国際交流・協力による国際的な相互理解の促進や社会課題解決への貢献により、日本に対する国際的信頼の維持・向上を目指す。
・　スポーツ産業の国際展開に資する知見の共有や、関係する企業・団体間におけるネットワークの形成支援、海外市場との接点の構築を推進し、スポーツ産業の更なる国際展開を促進する。
※今後、国際交流・協力の在り方を検討する中で、数値目標についても別途検討を進める。

重点施策

◆官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築

・　ＳＦＴ事業における官民連携体制を活用し、国内外におけるスポーツを通じた国際的な相互理解の促進や社会課題の解決に向けた国際交流・協力を推進する。
・　スポーツ分野の政府間国際協力を引き続き推進する。また、地域間の相互理解を深めるため、人材交流を支援する。

◆スポーツ産業の国際展開

・　スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるＪＳＰＩＮを充実させ、先進事例や海外市場等の事業展開に資する情報発信を推進する。
・　関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して知見の共有や、国内外のネットワーク形成を支援する。また、国際的な展示会・商談会等へ我が国の幅広いスポーツ産業の参加を促進する。

第３章　総合計画編

目次

◆：重点施策編と同様の項目

重点課題１　国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献 **４**

（１）スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進◆ ４

（２）ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進◆ ５

①ライフステージを見通したシームレスな施策・取組の推進◆ ５

②幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上◆ ６

ア．子供の日常的な運動習慣の確立と体力の向上◆ ６

イ．部活動の地域展開等の全国的な実施の推進◆ ７

③学生期のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進◆ ９

④子育て・働き盛り期（20～50 代）のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進◆ １０

⑤高齢者に対するスポーツ環境の整備とスポーツ実施の促進 １１

（３）多様な背景に着目したスポーツ施策の推進◆ １２

①女性の健康・体力向上のための環境整備とスポーツ実施の促進◆ １２

②障害者のスポーツ機会の充実による共生社会の実現◆ １３

③集まり、つながるスポーツの価値を生かした孤独・孤立対策と外国人等との共生への貢献 １５

④疾病を有する者等に対する医療等と連携した運動の実施促進 １６

（４）スポーツ施策の位置付け強化の推進◆ １６

①国や地方公共団体の重点政策におけるスポーツ推進政策の位置付け◆ １６

②企業経営における労働力不足対策や人への投資としてのスポーツの位置付け◆ １７

③スポーツがもたらす多様な効果等の検証とエビデンスの蓄積 １８

（５）スポーツ実施を促す環境整備の推進◆ １９

①スポーツ実施促進を支えるスポーツ関連産業の拡大◆ １９

②スポーツにおける安全・安心の確保 ２０

③スポーツ実施促進につながる防災等の他分野との連携 ２１

④ＡＩ等のデジタル技術の活用によるスポーツ促進 ２２
重点課題２　ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元 ２４
（１）スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現◆ ２４
①大学や民間企業等とも連携したＨＰＳＣによる支援の充実と研究の推進等◆ ２４
②女性アスリートの競技参画の促進◆ ２５
③国際競技力向上を支える調査研究・分析及び国際情報収集にかかる機能強化◆ ２６
④強化活動を支えるＤＸの推進 ２７
（２）スポーツ・インテグリティの強化◆ ２８
①スポーツ団体におけるガバナンス体制の強化◆ ２８
②外的要因に左右されずスポーツに専念できる環境の実現◆ ２９
③ドーピング防止活動の推進 ３０
ア．国際的なドーピング防止体制における参画と協働 ３０
イ．専門人材の育成・確保 ３１
ウ．多角的な研究活動の促進 ３２
エ．教育・啓発の体系的推進 ３２
オ.インテリジェンス活用体制の整備・推進 ３３
（３）競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化◆ ３４
（４）アスリートの強化活動基盤の確立・強化 ３５
①強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立 ３５
②強化活動体制の充実 ３６
（５）地域における競技力向上の観点を含めた、ＨＰＳＣの機能強化 ３７
①地域における競技力向上を支える体制の構築 ３７
②ＨＰＳＣの機能強化に向けた在り方の検討 ３８
（６）スポーツ団体の組織基盤強化 ３９
重点課題３　スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献 ４１
（１）スポーツの成長産業化◆ ４１
①スポーツコンプレックスの推進◆ ４１
②スポーツ団体の収益力・財務基盤強化とスポーツ事業運営人材の獲得・育成◆ ４２
（２）地域スポーツ資源の活用◆ ４５

①まちづくりと連携したスポーツ環境の整備◆ ４５
②スポーツツーリズム等の地域活性化の取組の推進◆ ４９
③担い手となる組織の基盤強化◆ ５０
④部活動の地域展開等の推進を通じた幅広い関係者の連携協働 ５１
（３）スポーツを通じた国際交流・協力の推進◆ ５２
①国際貢献人材の育成と国際競技大会の継続的な招致・開催◆ ５２
②官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築◆ ５４

重点課題１　国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

（１）スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進◆

【背景・現状】

- スポーツの実施を促し継続につなげるためには、単に健康増進のための運動や身体活動だけでなく、スポーツが持つ多面的な「楽しさ」という価値を軸にしていくことが重要である[1]。
- 様々な志向を持つ人々がスポーツの多面的な「楽しさ」を実感できるようにするためには、スポーツに対する画一的なイメージを変え、多様なスポーツができる環境をつくっていくことが重要である。
- スポーツ庁の調査では、複数人で実施する割合が高いほど、また、多様な種目を実施しているものほど、ウェルビーイングが高い傾向がみられる。

【目標】

- 誰もがスポーツの多面的な「楽しさ」を実感できるよう、より幅広いスポーツのイメージを発信しつつ、多様なスポーツができる環境整備を進める。
- 単一のスポーツ種目、個人中心のスポーツ実施にとどまらず、多様なスポーツに親しむこと、集団でスポーツを実施することを推奨し、スポーツ実施行動の多様化とウェルビーイングの向上を図る。

【基本施策】

〇スポーツの持つ「楽しさ」の普及

- スポーツの持つ多面的な「楽しさ」や、生涯にわたってスポーツを続けることの重要性の発信を行い、生涯続けられるスポーツの振興を行う。
- 競技志向のスポーツ活動に加え、スポーツを楽しむことや交流を重視したスポーツ活動（レクリエーショナルスポーツ）も含めた、幅広い意味での「スポーツ」のイメージの社会への浸透に向けた普及啓発を実施する。
- レクリエーショナルスポーツや健康増進活動として楽しめるスポーツとして、フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピックルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動など、幅広いスポーツの社会への浸透と普及を実施する。
- スポーツの動機付け、効果を実感できる仕組み（ライフパフォーマンス[2]向上に効果的な身体機能チェック・改善エクササイズと目的を持った多様なスポーツ）の普及を行う。

〇スポーツの複数種目の実施や集団でのスポーツの推奨

- 単一のスポーツだけでなく複数のスポーツを実施することの重要性を発信する。
- 単独でスポーツを実施することだけでなく、家族・仲間等とのスポーツやイベント、スクール、クラブ活動等の場を活用した集団でのスポーツを推奨することを発信する。
- 部活動の地域展開等の推進を通じて、生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等）の機会を

[1]「令和７年度『スポーツの実施状況等に関する世論調査』」（令和８年３月　スポーツ庁）

[2]「困難な状況に陥ったとしてもそれを乗り越える力であり、それぞれのライフステージにおいて、環境変化や心身の変化を知覚し、心身機能を適応させながら、個々の課題解決や目標達成に向けて発揮できる能力」として整理。

創出する。

（２）ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進◆

①ライフステージを見通したシームレスな施策・取組の推進◆

【背景・現状】

・　幼児期の外遊びの状況が小学校段階の運動習慣や体力にも影響し、学校時代の運動経験が 20 代～30 代の運動・スポーツ実施頻度に影響する[3]（週１日以上の運動・スポーツ実施は、学校時代の運動経験がある方が 17.5 ポイント高い）など、運動習慣はライフステージを超えて影響を及ぼすことから、ライフステージごとにばらばらに取り組むのではなく、ライフステージを見通して連続・連携した取組を進める必要がある。

【目標】

・　誰もが生涯にわたってスポーツを継続できるように環境整備を進める。

・　生徒期・学生期の運動部活動・地域クラブ活動から社会人でのスポーツ活動につなげられるよう、ライフステージで断絶しないスポーツ習慣を形成していく。

【基本施策】

〇生涯を通じた国民のスポーツ行動形成の推進

・　国民のスポーツ行動や傾向を分析しつつ、幼児・児童・生徒期から学生期を経て社会人につながるスポーツとの付き合い方の検討とその環境整備を行う。

・　国民運動としてのスポーツ推進方策（スポーツの日や体力づくり強調月間の活用方策）を検討する。

・　国民のスポーツ実施促進に向けた様々な面からの民間事業者との連携・協働の促進を行う。

〇多世代の地域スポーツ活動の推進

・　部活動の地域展開等の全国的な実施を推進するとともに、中学生のみならず小学生・高校生・成人・高齢者等を含めた多様な関係者の地域クラブ活動への参画を促進する。

・　子供から高齢者まで多様な地域住民がスポーツに親しむ機会を提供するため、ＪＳＰＯの総合型地域スポーツクラブ[4]登録・認証制度の普及・活用により、中間支援組織[5]が取り組む総合型地域スポーツクラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援するなど、各種施策の展開を図る。

〇多様なスポーツ活動を推進する質の高い指導者等の養成への支援

・　ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進するため、審判員、スポーツボランティアや、組織の運営人材等の養成を行うスポーツ団体及び地方公共団体等を支援する。また、ＪＳＰＯの公認スポーツ指導者制度及びＪＰＳＡの公認パラスポーツ指導者制度等と連携し、質の高い指導者の養成を支援する。

・　各団体同士の連携促進を図り、専門スタッフ、スポーツボランティア等の活躍の場を拡充する。

---

[3] 令和７年度「体力・運動能力調査」（令和８年 10 月　スポーツ庁）

[4] 子供から高齢者まで（多世代）　様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

[5] 総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会のこと。

②幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上◆

ア．子供の日常的な運動習慣の確立と体力の向上◆

【背景・現状】

- 平日に園外で全く外遊びをしない幼児も多く[6]、小学校又は中学校を卒業しても継続的に運動する時間を持ちたいと考える児童生徒の割合は低下する傾向にある[7]。
- 運動やスポーツが好き、スポーツへの多様な関わり方に興味関心がある児童生徒ほど運動時間が長くなる傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症拡大以降、子供の運動時間は減少傾向が続いており[8]、また、スクリーンタイムが長い児童生徒ほど運動時間が短い傾向にあるなど、スマートフォンやＳＮＳの普及をはじめとする生活習慣の変化が、運動習慣に影響を与えている要因の一つと考えられる。
- 子供たちの状況等を踏まえた、体を動かすことや運動に対する前向きな気持ちの増加につながる、子供自身の内発的動機付けに基づく活動機会の一層の充実が必要である。
- 特に、幼児期の外遊びの状況は小学校段階の運動習慣や体力にも影響する[9]が、幼児期からの運動習慣形成には、保護者等の意識・行動が大きな影響を及ぼす[10]ことにも留意が必要である。

【目標】

- 幼児期からの運動習慣形成、幼児期と小学校体育等との接続や、発達段階等を踏まえた子供たちの内発的動機付けに基づく活動機会の一層の充実等を図り、体育をはじめとする学校教育活動を通じて、性別・障害の有無等にかかわらず生涯にわたって心身の健康を保持・増進し豊かなスポーツライフの実現につながる資質・能力の育成を目指す。

  ※今後、中央教育審議会での指導要領改訂の議論も踏まえ、更に検討を進める。

＜数値目標＞

- 運動・スポーツをする中で、体を動かすことや友達との交流・協力などの多様な「楽しさ」を実感することができている児童・生徒の割合についての指標を設定予定（児童生徒が楽しいと感じる場面についても具体的に質問項目を設定（例：いろんな種目を体験したとき、友達と交流したり協力できたときなど））
- 「卒業後も運動・スポーツを続けたい」と答える児童・生徒の割合：児童平均 70%、生徒平均 65%以上

  ※運動時間、新体力テストの結果についても参考指標として設定
- 就学前の外遊びの実施状況：週に６日以上　32.3%以上

  （参考）「令和７年度『体力・運動能力調査』」６歳児回答：32.3%

【基本施策】

6「全国の幼児（３～６歳）を対象とした 運動実施状況に関する調査研究」（令和６年３月　公益財団法人笹川スポーツ財団）

7「令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和７年 12 月　スポーツ庁）

8「令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和７年 12 月　スポーツ庁）

9 令和元年度「体力・運動能力調査」（令和２年 10 月　スポーツ庁）

10「全国の幼児（３～６歳）を対象とした運動実施状況に関する調査研究」（令和６年３月　公益財団法人笹川スポーツ財団）

〇幼児期からの屋内外の運動遊び機会の充実

・　幼児期からの屋内外の運動遊びの機会充実を促進するため、その重要性に関する保護者、幼児教育・保育関係者等への普及啓発に取り組む。

・　多様な動きを経験し、体の基本的な動きを身に付けるとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性を育むために、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラム[11]等を活用した運動遊びの機会の充実を図る。

〇学校体育等の充実

・　体育をはじめとする学校教育活動を通じて、全ての子供たちが運動の多様な楽しさを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフにつながる実践事例を普及展開する。

・　学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた、幼児期と児童期の円滑な接続、児童・生徒期における遊びの要素を取り入れた活動や内発的動機付けに基づく活動機会の充実に資する指導参考資料等の展開・教師等の研修機会の充実に取り組むとともに、体育の専科教員の配置や地域の人的・物的資源の活用を推進する。

〇地域における子供のスポーツ機会の充実

・　子供のスポーツ機会の更なる充実に向け、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の幅広い関係団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、スポーツ推進委員等）や、大学、民間企業等と連携・協働した部活動の地域展開等を推進する。

・　地域における運動遊び機会も含めた体験機会の充足状況等を可視化するダッシュボードのモデルを組成し、地域への実装を進める。

〇児童・生徒の体力・運動能力等の現状把握・分析等

・　生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、習慣化できるよう、以下の施策を推進する。

－　児童生徒の体力・運動能力や運動意欲等について把握・分析し、子供が運動やスポーツの多様な楽しさを実感し、自ら運動・スポーツに取り組みたいと感じる機会の充実につなげる。

－　幼児期からの運動習慣形成や学校体育等を通じた運動意欲の向上、地域における持続可能なスポーツ機会の創出等に関する取組を推進する。

〇武道の振興

・　我が国固有の伝統文化である武道について、その伝統的な考え方を理解し、相手を尊重することを学ぶことの重要性に鑑み、地方公共団体及び武道関係団体等と連携し、武道指導者の研修や武道場の整備等を通じて、普及振興を推進する。

イ．部活動の地域展開等の全国的な実施の推進◆

【背景・現状】

・　少子化の進展等により、部活動においてチームスポーツなどが十分に実施できない状況が生じている。

・　将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保・充実するため、これまで学校単位で行われてきた部活動を地域全体で関係者が連携して支えることによって新たな価値を創出し、より

[11] ＪＳＰＯが開発した子供が発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

豊かで幅広い活動を可能とすることを目指し、主に公立中学校を対象として、部活動の地域展開等を進めている。

・　部活動の地域展開等は着実に進捗している[12]ものの、指導者確保をはじめとした課題解決等に時間を要し、思うように改革が進められていない地方公共団体もあるなど、進捗について地域差が存在している。

【目標】

・　部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する　（休日については、令和 13 年度までに原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。）。

・　障害の有無や運動の得意・不得意等を問わず全ての生徒がそれぞれの希望に応じた多種多様な活動に参加できるよう、地域の実情等に応じた環境を整備する。

・　地域クラブ活動において、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出するとともに、認定制度を通じて適切な指導の実施体制や安全確保の体制の整備等を含めた質の担保等を図る。

・　生徒のみならず全ての人々のスポーツ活動の充実や地域社会の維持・活性化につなげていく。

※地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要。

＜数値目標＞

・　令和 13 年度までに、休日については、原則全ての学校部活動において地域展開を実現

（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、部活動指導員の配置等を推進）

※本数値目標は重点課題３（２）④にも記載あり。

【基本施策】

〇部活動改革に関する関係者の理解促進

・　部活動の地域展開等の全国的な実施に向け、令和７年 12 月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の理解促進を図るとともに、全国の好事例の横展開を進める。

※本施策は重点課題３（２）④にも記載あり。

〇地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援の実施

・　部活動の地域展開等を円滑に進めるため、休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、経済的困窮世帯の生徒への支援など、地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援を行う。

・　地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要であり、部活動指導員の配置等について、引き続き地方公共団体に対する支援を行う。

※本施策は重点課題３（２）④にも記載あり。

〇幅広い関係団体・大学・民間企業等の参加促進に向けた機運醸成

・　部活動の地域展開等を推進するため、指導者の確保・育成、活動場所の確保、資金の確保等の課題に対する課題解決のための各種資源等を有する幅広い関係団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、スポーツ推進委員等）・大学・民間企業等と連携して、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等に取り組む。

---

[12]「部活動改革の取組状況に関する調査」（令和８年４月　スポーツ庁・文化庁）

※本施策は重点課題３（２）④にも記載あり。

③学生期のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進◆

【背景・現状】

- 学生期にスポーツ実施レベルが大きく低下する傾向[13]にある。
- スポーツ実施率の低下は男女ともに高校生から始まり、学生期も低下している。
- 運動･スポーツを実施しない理由として､｢面倒くさいから(44.8%)｣、｢特に理由はない(19.2%)｣、｢運動・スポーツが嫌いだから（18.1%)｣､｢仕事が忙しいから（14.9%)｣と続く[14]。

【目標】

- 運動部活動等に加入している一部の学生のみならず、多くの学生が利用できるよう大学におけるスポーツ環境を整備し、学生時代に低下するスポーツ実施レベルを引き上げることにより、スポーツ習慣の維持と社会人への橋渡しをスムーズに行い、生涯を通じたスポーツの継続につなげる。

＜数値目標＞

- 学生期（18～24 歳）の週１日以上のスポーツ実施率：65%以上

（参考）｢令和７年度『スポーツの実施状況等に関する世論調査』｣における学生のスポーツ実施希望率：66.9%

【基本施策】

〇大学経営における学生向けスポーツ推進施策の位置付けの強化

- 大学自身が大学スポーツ振興の意義と責任を自覚し、主体的に関与する体制を整備するよう、各大学においてスポーツ分野の取組を一体的に推進する統括部局の設置を促進する。

〇豊かなスポーツライフの継続に向けた大学体育・スポーツの充実

- 大学体育・スポーツが、大学生活を健康で有意義に過ごすのみならず、学生の運動習慣の定着や豊かな人生の実現に資するものであることを踏まえ、関係団体との連携をより一層強化し、大学体育・スポーツの充実を図る。
- 学生がスポーツを通じて社会的人材として成長するため、学生の企画･運営によるホームゲームの実施等により、学生が活躍する機会を拡充する。
- 大学スポーツにおけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図るため、ＵＮＩＶＡＳの事業も活用しながら、大学がインテグリティ向上に取り組むことにより、学生が安全に安心して大学スポーツに取り組める環境を整備する。
- 「大学スポーツの振興に関する提言」（令和７年８月、大学スポーツ構想会議）等で整理された今後推進すべき取組についてＵＮＩＶＡＳ等と連携して着実に推進する。

〇運動部活動に参加していない学生も含めた学内の運動環境の整備

- 大学におけるスポーツの裾野の拡大に向けて、レクリエーショナルスポーツの実施等を通じて、一般学生や大学教職員等のスポーツ機会の創出・充実を図る。
- 学生向けにスポーツ環境を整備し、スポーツ実施促進の取組を行う大学を認定・評価し、好事例

[13]｢12～21 歳のスポーツライフに関する調査 2023　～青少年の運動・スポーツ活動に関する全国調査～｣（令和６年３月　公益財団法人笹川スポーツ財団）

[14]｢令和７年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』｣（令和７年 11 月　スポーツ庁）

を周知するとともに、学生向けのスポーツ推進に取り組む大学と地方公共団体との連携した取組を促進する。

④子育て・働き盛り期（20～50 代）のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進◆

【背景・現状】

- 子育て・働き盛り期（20～50 代）において、スポーツ実施率が低い状況が続いている（背景には仕事・家事・育児による忙しさがある。）[15]。また、スポーツ実施希望率とスポーツ実施率に乖離がある。
- スポーツ実施に取り組む企業では高い実施率となっている一方で、取り組んでいる企業はまだ２割程度にとどまっている。

【目標】

- スポーツ実施率が低い子育て・働き盛り期について、職場を中心に身近な環境で運動・スポーツが実施できる環境を整備することにより、子育て・働き盛り期のスポーツを通じた健康増進やウェルビーイングの向上を図る。

＜数値目標＞

- 働き盛り期の週１日以上のスポーツ実施率：55%以上 （男女差をなくす）
  ※本数値目標は重点課題１（３）①にも記載あり
- 働き盛り期の週当たりのスポーツ実施時間：男性 週 105 分以上（１日当たりに換算すると 15 分以上)、女性 週 70 分以上（１日当たりに換算すると 10 分以上）
  ※本数値目標は重点課題１（３）①にも記載あり。
- 勤務先において運動・スポーツを活用した取組が行われているとする者の割合：30%以上

【基本施策】

〇スポーツの価値に関するリテラシー向上

- 子育て・働き盛り期のスポーツ実施の重要性、価値に関するリテラシー向上を図るため、スポーツがもたらす効果についての分かりやすい周知啓発を実施する。
- 大学生や就活生に対するスポーツエールカンパニー[16]や健康経営の認知度向上に向けた発信を強化する。
- 企業の取組効果や好事例の発信強化による経営者向けの周知啓発を行う。

〇職場における取組の促進

- 職場における従業員に対する運動支援の取組を促進する。

（体制整備）

－ 経営層による積極的な関与とメッセージの発信
－ 担当部署や担当者の指名など旗振り役の設定
－ 社内外のスポーツ指導者やアスリートの積極的な活用 など

---

[15]「令和７年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』」（令和７年 11 月 スポーツ庁）

[16] 従業員の健康増進のために、スポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する制度。従業員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」を始めとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。

（ソフト面の取組、複数の実施を推奨）

－　職場で運動しやすい雰囲気づくり

－　就業時間中における運動実施（職場主導による運動プログラムの提供・一斉実施、就業期間中の自主的な短時間の運動実施の推奨など）

－　就業時間外の運動実施や運動・スポーツイベント開催

－　定期的な体力測定・身体機能チェックの実施　など

（ハード面の整備）

－　職場内におけるスポーツ施設（社内ジムなど）・運動スペースの整備　など

〇スポーツ推進に取り組む企業等に対する支援

- スポーツ推進に取り組む企業に対する支援策について検討する。
- 地方公共団体による子育て・働き盛り期向けの取組（各地域の企業との連携強化を含む。）を支援し、その充実強化を図る。
- 経済団体との連携を強化しつつ、健康経営とスポーツエールカンパニーの連携促進を検討し、中小企業も含めた企業に対する支援を強化する。
- 金融・保険業界等による企業・個人へのインセンティブ付与の取組を推進する。
- 各種健康診断や健康保険組合等とも連携しつつ、スポーツ実施の習慣化の契機となる体力測定、身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。
- 健康日本 21 に基づく健康づくりの取組や職場における健康保持増進の取組等の厚生労働省の取組とスポーツ推進施策との連携を図る。

〇関連ビジネス市場の拡大を含めた企業向けスポーツ関連サービスの強化

- 子育て・働き盛り期のスポーツ推進に関するビジネスの拡大に向けて企業向けにスポーツ関連サービスを提供する企業のＳＩＬコンソーシアム[17]への加盟促進を図るとともに、取組を行う企業とのビジネスマッチングの支援を強化する。
- プロスポーツと連携した企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化・高度化を図るため、スポーツ事業運営人材の獲得・育成を推進する。

※本施策は重点課題１（５）①にも記載あり。

⑤高齢者に対するスポーツ環境の整備とスポーツ実施の促進

【背景・現状】

- 高齢化が進む中で、医療費・介護費等の社会保障費が年々増大する状況にある[18]。
- 平均寿命と健康寿命の差が男性で約９年、女性で約 12 年となっている[19]。
- 今後は 85 歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており、その健康維持が重要な課題となっている

[17] スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など 一人一人の人生や社会が豊かになるというＳＩＬの理念に賛同する民間企業、地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等で構成するコンソーシアム。

[18]「社会保障の給付と負担の現状」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html）（2026 年６月閲覧　厚生労働省ホームページ）

[19]「健康寿命の令和４年値について」（https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/001363069.pdf）（2026 年５月閲覧　厚生労働省ホームページ）

[20]。

【目標】

- 国民が健康に生活し、元気に長生きできる健康長寿社会の実現（平均寿命と健康寿命の差の縮小）に向けて、運動・スポーツの推進を通じて貢献する。
- 85 歳以上の後期高齢者の健康維持及び健康寿命の延伸に貢献できる取組を進める。

【基本施策】

〇高齢者向けの多様なスポーツの普及

- 介護予防施策とも連携し、体力測定や身体機能チェックの定期的な実施と、その結果から得られたデータの活用を通じて、個々の目的に応じた多様なスポーツの実施を促進する。
- 高齢者が安全かつ効果的にスポーツに取り組める環境を整備するため、スポーツ施設・指導者と医療との連携を強化し、専門的知見に基づく指導体制の充実を図る。
- レクリエーショナルスポーツ、パラスポーツ、e スポーツ等を含め、後期高齢者にも実施可能で心身の健康維持に効果的なスポーツの普及を図る。

〇スポーツを通じたふれあいと活力ある長寿社会の形成

- 高齢者を中心とする国民の健康維持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的として、全国健康福祉祭（ねんりんピック）を継続的に開催する。

〇スポーツを通じた高齢者の介護予防や社会参加、地域づくりなどの促進

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じ、スポーツを通じた高齢者の介護予防や社会参加、地域づくりなどの取組を支援する。

（３）多様な背景に着目したスポーツ施策の推進◆

①女性の健康・体力向上のための環境整備とスポーツ実施の促進◆

【背景・現状】

- 30～40 代女性の体力低下の傾向[21]が顕著であり、男性に比べスポーツ実施率が低い。
- 女性の就業率は年々向上しており、仕事・家事・育児による忙しさが実施率が低い背景要因にある。
- 女性特有の健康課題（やせ、月経随伴症状、更年期症状、骨粗しょう症、妊娠・出産等）への対応に向けたスポーツ施策の推進が重要であり、医療とスポーツの連携によるエビデンスの普及や、安全にスポーツに取り組める環境・支援体制の整備が求められている。

【目標】

- 女性が心身ともに健康や体力を保持・増進し、元気に活躍することができるよう、スポーツの推進を通じて貢献する。

＜数値目標＞

- 働き盛り期の週１日以上のスポーツ実施率：55%以上（男女差をなくす）

---

[20]「令和７年版高齢社会白書（高齢化の推移と将来推計）」（令和７年６月　内閣府）

[21] 令和７年度「体力・運動能力調査」（令和８年 10 月　スポーツ庁）

※本数値目標は重点課題１（２）④にも記載あり。

・　働き盛り期の週当たりのスポーツ実施時間：女性 週 70 分以上（１日当たりに換算すると 10 分以上）

※本数値目標は重点課題１（２）④にも記載あり。

・　30～40 代女性の新体力テストの総合評価がＣ以上である割合：増加に転じさせる

（参考）「令和７年度『体力・運動能力調査』」における 30～40 代女性のＣ以上の割合：58.3％

【基本施策】

〇運動・スポーツの効果や価値（楽しさを含む。）についてのリテラシー向上

・　女性特有の健康課題を踏まえ、ウェルビーイング・ＱＯＬ[22]向上に向けたスポーツ実施の重要性に関する社会全体のリテラシー向上の取組を強化する。

〇女性の健康・体力の保持・増進に向けた環境整備

・　関係団体と連携しつつ、女子学生が参加しやすい大学体育・スポーツに向けた取組の充実を図る。

・　大学の運動環境整備において、運動部活動に参加していない学生も含めた女子学生が参加しやすいプログラムの提供を促進する。

・　職場における従業員に対する運動支援の取組において、女性のニーズに対応した取組の充実強化を図る。

・　地方公共団体による女性向けの運動促進の取組を支援し、その充実強化を図る。

・　フィットネス業界等と連携した女性向けスポーツビジネス・プログラムの拡大を図る。

※本施策は重点課題１（５）①にも記載あり。

・　女性のスポーツ実施についての効果的な取組に関する調査研究（具体的な取組の効果分析・検証、介入研究等を含む。）を推進する。

※本施策は重点課題１（４）③にも記載あり。

〇女性特有の健康課題の改善・女性活躍推進への貢献に向けた施策の促進

・　体力の保持・増進に向けた身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。

・　女性の健康課題に対する健康増進施策（こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省）との連携を図る。

・　日本産科婦人科学会、スポーツドクター、理学療法士等と連携した妊娠期・産後の女性向けのスポーツの促進を図る。

・　政府が進める女性活躍推進施策において、スポーツの活用促進を位置付ける。

②障害者のスポーツ機会の充実による共生社会の実現◆

【背景・現状】

・　障害者のスポーツ参加は、本人のウェルビーイングの向上はもとより、社会の多様性の担保や、新たな交流や価値の創造にもつながる。一方で、20 歳以上の障害者のスポーツ実施率[23]は、20 歳以上

[22] 個人が生活する文化や価値観の中で、目標や期待 基準や関心に関連した自分自身の人生の状況に対する認識（Quality of Life）。

[23]「令和７年度障害児・者のスポーツライフに関する調査」（令和８年３月　スポーツ庁）

の全体のスポーツ実施率よりも約 20 ポイント低く、地域差は最大で約 20 ポイントの差がある。

・　障害者がスポーツを始めたきっかけは、医療職・家族等の身近な方からの働きかけが最も大きい。

・　障害者に指導したことがない理由は、指導機会が無い場合を除き、知識・スキル・経験不足が最も多い。

・　国内には、身体障害・精神障害・知的障害合わせて約 1,150 万人の障害者がいると推計されているが、内閣府の調査[24]によると、共生社会という考え方を知っている者の割合は５割弱、障害を理由とする差別や偏見があると思う者の割合は９割弱となっている。

【目標】

・　共生社会の実現に向けて、全国のパラスポーツ振興の実績の一層の見える化を図る。

・　当該実績を踏まえ、障害者の持続的なスポーツの機会提供に不可欠な取組について、重点的に推進する。

＜数値目標＞

・　障害者の週１日以上のスポーツ実施率：19 歳まで 50%、20 歳以上　40%以上

・　同数値目標（20 歳以上：40%）を 10 ポイント以上下回る都道府県：ゼロ
※３年合算による平均値で算出

・　過去１年間に障害のない者とともにスポーツを実施した者の割合：30%以上

・　都道府県・政令指定都市が策定するスポーツ振興を含む計画において、障害者のスポーツ実施に関する指標（障害者の週１日以上のスポーツ実施率等）が盛り込まれている割合：100%

【基本施策】

〇パラスポーツを担う人材の指導力強化

・　障害者がスポーツを実施するに当たって重要な、パラスポーツを担う人材の指導力強化（スポーツ指導者・パラスポーツ指導者の質・量の充実等）として、以下の取組を実施する。

－　パラスポーツ指導者の資質向上研修等の強化、オンデマンド講習の活用促進

－　スポーツ指導者各種講習・研修等の機会を活用した取組の推進

・　ＪＳＰＯ、ＪＯＣ、ＪＰＳＡそれぞれの指導者の制度における研修や講習等の趣旨を踏まえつつ、これらの共同実施や協働で実施可能な事業を検討する等、一体的な運用を推進する。

〇パラスポーツセンター等の機能強化、多様な関係団体との連携深化等

・　地域の中核としてのパラスポーツセンター等の機能強化（ソフト・ハードの両面からの充実）を図るほか、観戦・応援等も含め、誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した施設等の充実に向けて、官民連携の取組も含め、効率的かつ効果的な整備・運営を推進する。

・　ＪＰＳＡにおける全国障害者スポーツ大会の在り方の検討・対応を行う[25]。

・　関係省庁、民間企業、医療・福祉関係団体等の多様な関係団体との連携を深化させる。

・　地域におけるインクルーシブな取組のモデル事例の充実を図る。

---

[24]「障害者に関する世論調査（令和４年 11 月調査）」（令和５年３月　内閣府）

[25] 全国障害者スポーツ大会については、地域の予選会含め、地域における障害のある者のスポーツ環境の整備や共生社会の実現に向けた取組の推進等に貢献してきたものであり、国民スポーツ大会の改革の取組を踏まえつつ、地方公共団体、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び中央競技団体等と連携して改革に取り組む。
「全国障害者スポーツ大会」は令和 13 年に奈良県で開催される第 30 回大会より「全国パラスポーツ大会」に名称変更予定。

〇部活動の地域展開における障害のある生徒の活動機会の確保

・　部活動の地域展開等の推進において、障害の特性に応じた配慮や工夫がなされるよう、パラスポーツセンターや地域のパラスポーツ協会等の多様な地域の関係者と連携した安全・安心な活動の展開を図る。

〇地域におけるパラスポーツ振興の更なる充実

・　地域におけるパラスポーツ振興のための基礎データ・モデル事例の充実を図る。

－　都道府県・政令指定都市における、パラスポーツに関する計画の策定状況等の基礎データの充実

－　多様な障害者や重度障害者によるスポーツに関する取組・障害の有無にかかわらず実施できるスポーツに関する取組等

・　国内で開催された大規模な国際競技大会のレガシーを着実に継承していくための取組の推進を図る。

・　総合型地域スポーツクラブのうち、ＪＳＰＯの総合型スポーツクラブ登録・認定制度の登録クラブや、特に「障がい者のスポーツ推進タイプ」として認証されたクラブを活用した取組の推進を図る。

・　スポーツ基本法、障害者基本法、障害者差別解消法、手話施策推進法や関係法令等の動向を踏まえた、パラスポーツの推進を図る。

・　障害者差別解消法等の関係法令の趣旨を踏まえ、社会体育施設の適切な活用が図られるよう、取組の一層の推進を図る。

③集まり、つながるスポーツの価値を生かした孤独・孤立対策と外国人等との共生への貢献

【背景・現状】

・　在留外国人数は年々増加して約 400 万人[26]に達しており、地域社会との共生が課題となっている。

・　内閣府の「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和７年）の結果によると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は約 4.5%、「時々ある」が 13.7%となっている。

【目標】

・　スポーツの持つ多面的な「楽しさ」や障害の有無・年齢・言葉・文化の違いを超えたコミュニケーションという価値を生かし、スポーツによる交流の場づくりやコミュニケーションの活性化を通じて、障害者や外国人との共生の促進や孤独・孤立対策に貢献する。

【基本施策】

〇外国人との地域社会における共生への貢献

・　地方公共団体、スポーツ団体、外国人を雇用する企業等と連携し、地域におけるスポーツイベントや体を動かす祭り等の文化活動への外国人参加を促すことにより、日常生活での地域における多文化交流・コミュニケーションを活性化する。

〇孤独・孤立対策への貢献

・　孤独・孤立の予防や解消に向けて、ｅスポーツ等も含むスポーツ活動・サークル等への参加を通

[26]「令和７年６月末現在における在留外国人数について」（令和７年 10 月　出入国在留管理庁）

じて、地域や社会とのつながり、居場所や仲間づくりを広げる取組を推進する。

④疾病を有する者等に対する医療等と連携した運動の実施促進

【背景・現状】

- 高血圧症、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病は 40 歳代以降その割合が増加傾向にあるとともに、メタボリックシンドローム該当者・予備軍は、男性では 50 歳以上の２人に１人、女性では 60 歳以上の５人に１人に上っている[27]。
- また、生活習慣病に加え、心臓病、腎不全、がん等の疾病や運動器障害を有する者に対して、本人の身体状況に応じた適切な運動が、疾病の重症化予防や体力の維持・回復、社会復帰を果たすこと等に効果的であることが指摘されている。そのため、医療と運動施設との連携により継続した運動実施の支援をすることが重要である。

【目標】

- 疾病を有する者等に対して、医療との連携により適切な運動・スポーツの実施環境の整備を進める。

【基本施策】

〇医療・介護予防と連携したスポーツの推進

- メタボリックシンドローム対策や生活習慣病予防施策（厚生労働省）との連携を強化し、病気になる前の一次予防、健康診断の結果に基づいた保健指導、生活習慣病の重症化予防として、個人の健康状態や安全性に配慮した上で、スポーツ推進を強化する。
- 疾病を有する者等が適切な運動を行えるよう、医療と連携し、運動関連資源マップを作成・活用するなど、スポーツ施設・指導者と医療との連携を強化する。
- 生活習慣病・運動器障害等の予防に向けた体力測定、身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。

（４）スポーツ施策の位置付け強化の推進◆

①国や地方公共団体の重点政策におけるスポーツ推進政策の位置付け◆

【背景・現状】

- スポーツの実施によって心身の健康保持・増進があるとする多くのエビデンスが得られていることや、その結果として約 13 兆円の経済効果があるとの試算もあるなど、国民のウェルビーイングの向上や日本の経済成長等に運動・スポーツは大きく貢献するが、国の重要政策において、運動・スポーツの推進に関する政策は十分に位置付けられている状況にはない。
- 地域経済・社会の維持発展に運動・スポーツは大きく貢献するが、地方公共団体の政策においても、運動・スポーツの推進に関する施策が十分に位置付けられている状況にはない。

【目標】

[27]「令和元年国民健康栄養調査報告書」（令和２年 12 月　厚生労働省）

・　運動・スポーツの推進が国民や社会全体に及ぼす広範なプラスの効果を踏まえ、国や地方公共団体の重要政策・施策における位置付け強化の推進を図る。

【基本施策】

〇国の政策における位置付けの強化とスポーツ活用の推進

・　日本の経済成長戦略において、スポーツ推進施策を、経済成長と豊かな社会の実現を支える「人への投資」、人的資本強化に貢献する重要な取組として位置付けの強化を図る。
・　政府が進める女性活躍推進施策において、スポーツの活用促進を位置付ける。
・　政府による国民の健康寿命の延伸やウェルビーイングを向上させるための政策において、スポーツの活用促進を位置付ける。
・　社会保障制度の持続可能性強化という観点での政策において、スポーツの活用促進を位置付ける。

〇地方公共団体の施策における位置付け強化とスポーツ活用の推進

・　地域住民の健康づくりや疾病予防・介護予防への貢献という観点で、地方公共団体の健康政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。
・　地域経済や地域の社会基盤を支える人材という観点で、地方公共団体の経済政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。
・　健康長寿という地域の魅力を高める観点で、地方公共団体のまちづくり政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。
・　運動・スポーツに取り組み人材確保力や生産性が高い地元企業が増えることで、地域の雇用拡大や若年層の流出防止という観点で、地方公共団体の雇用政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。

②企業経営における労働力不足対策や人への投資としてのスポーツの位置付け◆

【背景・現状】

・　人手不足やメンタルヘルスの不調を抱える人の増加[28]といった人的資本に関する経営課題について、運動・スポーツがその解決に大きく寄与することが、経営者等を含めて十分に知られておらず、必要な投資が十分に行われていない。
・　健康経営等の取組が進みつつあるが、運動・スポーツの効果を十分に活用できているとはいいがたい。
・　企業に対する投融資において、人的資本に対する取組を評価する動きが出てきているが、まだ一部にとどまっており、一般的な評価とはなっていない。

【目標】

・　スポーツを通じて経済成長を下支えする心身の健康の保持・増進の基盤、すなわち「健康インフラ」を構築することにより、企業や社会全体の生産性を向上させるとともに、就労可能な期間を延伸し、日本の経済成長と豊かな社会の実現に貢献する。
・　運動・スポーツの推進が、人的資本に関する経営課題の解決に大きく寄与することについての理解

[28]「第 12 回『メンタルヘルスの取組』に関する企業アンケート調査結果」（令和 7 年 11 月　日本生産性本部）

を広めるとともに、企業経営の重要な柱として位置付け、従業員の運動・スポーツの推進に取り組む企業の拡大を図る。

【基本施策】

〇企業経営における位置付け強化の推進

- 企業活動・成長のために最も重要な資源である人材を確保し、その強化を図る観点から、経営者等に分かりやすく運動・スポーツのもたらす効果について周知啓発すること等により、企業等による人材への投資としてのスポーツ推進への投資拡大を図る。
- スポーツ庁、経済産業省等の連携の下、健康経営を通じて運動・スポーツ推進の取組を更に促進する。
- コーポレートガバナンス・コード[29]における人的資本開示やＥＳＧ投資においてプラスの効果を高める観点からも、企業における運動・スポーツへの投資を促進する。

〇企業に対する投資における位置付け強化の推進

- 企業の成長・持続可能性の向上に寄与する運動・スポーツ推進の取組について、金融業界による投融資における評価やインセンティブ付与の取組を促進する。

③スポーツがもたらす多様な効果等の検証とエビデンスの蓄積

【背景・現状】

- 運動・スポーツが心身の健康に及ぼす効果については、一定のエビデンスが蓄積されている[30]が、社会全体には十分に周知されていない。
- 個々の取組による効果についての研究は進められているが、どのような取組が効果に結びつくのかについて、エビデンスが体系的に整理されておらず、実際の取組も効果の評価が十分に考慮されていない。
- また、スポーツ実施の効果に関する研究は一定程度蓄積されている一方で、「どのようにすればスポーツの実施や継続につながるのか」といった調査研究は十分とは言えず、実効的な施策立案のための知見の充実が求められている。
- 運動・スポーツによる経済的効果や、気候変動等の運動・スポーツの実施に影響を及ぼす要因については、十分にエビデンスが蓄積されていない。

【目標】

- 様々な健康面・経済面の効果につながる運動・スポーツ推進の取組について、エビデンスが蓄積されるとともに、スポーツの実施、継続を促す効果的な手法に関する知見の充実を図り、正しいエビデンスに基づき、必要な投資が行われ、国民の健康増進やウェルビーイングの向上、経済成長に結びつくよう、必要な調査研究の推進とその成果の活用を図る。
- 気候変動、少子化等の運動・スポーツの実施に影響を及ぼす要因について、その影響の評価とともに具体的な対策についての調査研究の推進を図る。

【基本施策】

---

[29] 株式会社東京証券取引所が定める 実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたもの。

[30]「運動実施による心身の健康改善がもたらす経済効果の簡易試算 令和８年度更新」（筑波大学人間総合科学学術院　久野研究室）

〇スポーツの効果及び実施・継続に関する調査研究等の推進

- 女性のスポーツ実施についての効果的な取組に関する調査研究（具体的な取組の効果分析・検証、介入研究等を含む。）を推進する。
  ※本施策は重点課題１（３）①にも記載あり。
- スポーツの実施及び継続につながる要因に関する調査研究を推進する。
- スポーツ実施がもたらす生産性向上や経済成長への効果に関するエビデンスの蓄積・調査研究を促進し、企業における組織の活性化、従業員の身体的健康やエンゲージメント向上等の効果の見える化を進める。
- 運動・スポーツの実施の阻害要因となる気候変動、少子化等について、影響評価や具体的対策についての知見を蓄積するための調査研究を推進する。
- スポーツを活用した社会保障費の適正化について、効果的な取組方法の検証を含めエビデンスの蓄積を進める。

〇調査成果の社会実装

- 運動・スポーツが個人や社会・経済にもたらす効果や、運動・スポーツを実施しないことのリスク・損失について、分かりやすく見える化するとともに、周知・広報を充実強化する。
- 関係省庁と連携し、運動・スポーツの推進に対する投資を拡大するためのエビデンスに基づく経営者、投資家、金融を含めた関連業界への分かりやすい周知・広報を推進する。
- エビデンスに基づく効果的な施策・取組を普及・推進する。

（５）スポーツ実施を促す環境整備の推進◆

①スポーツ実施促進を支えるスポーツ関連産業の拡大◆

【背景・現状】

- 国民の運動・スポーツ実施を促進するためには、個人の意識啓発や職場・地域における取組に加え、身近にスポーツに参加できる環境を社会全体で整備することが重要である。この環境整備を支える重要な基盤として、スポーツ用品、運動プログラム提供、ウェアラブルデバイス等のデジタルデバイス、施設運営、プロスポーツ、指導者育成、金融・保険等のスポーツ関連産業の役割が重要である。

【目標】

- 国民のスポーツ実施促進を支える環境整備の一環として、スポーツ関連産業の裾野の拡大を図り、スポーツ実施率の向上につなげる。

【基本施策】

〇スポーツ関連ビジネス・市場の拡大

- フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピックルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動など多様なスポーツを含めたスポーツ実施促進に関するサービスを提供するビジネスの拡大を図る。

・　フィットネス業界等と連携した女性向けスポーツビジネス・プログラムの拡大を図る。
※本施策は重点課題１（３）①にも記載あり。
・　ＰＨＲ[31]との連携やウェアラブルデバイス等のデジタルデバイスの活用により、デジタル技術を用いて心身の状態に応じた効果的な運動・スポーツ実施を促すサービスや、デジタル技術を活用してオンラインのスポーツプログラムを提供するサービスの推進を図る。
※本施策は重点課題１（５）④にも記載あり
・　社会体育施設、学校体育施設等の管理運営・運動プログラム提供に対する民間企業参入を促進する。
・　プロスポーツと連携した企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化・高度化を図るため、スポーツ事業運営人材の獲得・育成を推進する。
※本施策は重点課題１（２）④にも記載あり。

〇ビジネスマッチングの充実強化

・　従業員等に対するスポーツ実施の促進に取り組む企業と、企業向けにスポーツ実施促進に関するサービスを提供する企業とのビジネスマッチング支援を強化する（ＳＩＬコンソーシアムの有効活用促進を含む。）。

②スポーツにおける安全・安心の確保

【背景・現状】

・　スポーツによる外傷・障害が依然として多く発生している。
・　スポーツ現場においては、必ずしも十分な安全対策が実施されていない場合もある。
・　気候変動により、スポーツ活動への影響が生じている。
・　暴言などのハラスメントに関する相談件数が令和７年度には過去最多となるなど、依然として多く発生している。

【目標】

・　誰もが生涯にわたりスポーツを継続し、スポーツの価値を享受できるよう、スポーツ安全に関する関係者の意識啓発を図り、安全対策の水準を向上させる。
・　スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指す。

＜数値目標＞

・　年間のスポーツ中の外傷・障害の発生率：減少させる
※スポーツ安全保険（スポーツ安全協会）のデータを活用。発生率は加入者数に対する給付件数の割合。

【基本施策】

〇「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン」の周知普及等

・　関係省庁、関係団体、地方公共団体等の連携の下、「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン」の周知・普及を図るとともに、ガイドラインに基づく取組を推進する。

[31] 生涯にわたる個人の保健医療情報（Personal Health Record）。健診（検診）情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等診療関連情報及び個人が自ら日々測定するバイタル等。

・　ガイドラインに基づく取組状況やスポーツ事故の発生状況の把握、再発防止策の検討、必要に応じたガイドラインの見直しを検討する仕組みづくりを推進する。
・　スポーツ庁、関係団体等の連携の下　（ＪＳＰＯの公認スポーツ指導者制度及びＪＰＳＡの公認パラスポーツ指導者制度等の指導者養成の枠組みとの連携等を含む。）、怪我等の予防の観点だけでなく、パフォーマンス向上にもつながる取組として、スポーツ指導者に対し、安全に関する取組の重要性及び取り組むべき事項についての周知啓発・教育を強化する。
・　安全対策に関するスポーツ庁とスポーツ関係団体との連携を強化する。

〇安全対策の充実強化

・　スポーツによる外傷・障害予防のための体力測定、身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。
・　関係省庁、関係団体等の連携の下、熱中症対策の取組を強化する（夏季においても安全にスポーツが継続できるような効果的な取組を普及する。）。

〇暴力・ハラスメント行為等の根絶

・　部活動・地域クラブ活動を含む運動・スポーツ指導において、いかなる理由であっても暴力・ハラスメント行為は正当化されないことを、ガイドライン等を通して周知徹底し、暴力・ハラスメント行為の根絶に向けた取組を進める。
・　スポーツ団体等と連携しながら、各スポーツ団体等が設置する相談窓口のより一層の周知とその活用等を図るとともに、各種ガイドラインの周知を徹底し、暴力やハラスメントに悩む人が声を上げられる環境整備を推進する。
・　スポーツ団体に対し、暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るため、ガバナンスコード[32]の周知を行う。

③スポーツ実施促進につながる防災等の他分野との連携

【背景・現状】

・　スポーツの実施促進を図るためには、スポーツへの参加ハードルを下げ、その裾野拡大を図ることが重要である。このため、スポーツそのものの振興だけでなく、日常生活に関連する他分野の取組とも連携してスポーツへの関心を高め、他分野との相乗効果を高めながらスポーツへの参加を促していくことが重要である。
・　防災分野においては、発災直後に被害を最小限に食い止めるため、国民一人一人が高い防災意識を持ち、避難等の的確な判断・行動を取れるような防災知識を身に付けることが重要とされているが、災害時に自立した避難や救助行動を可能にする「健康・身体能力（身体的な備え）」を平時から養うことへの重要性は、未だ十分に認識されていない。
・　さらに、防災訓練の参加・見学率は 48.7%（令和４年）から 44.7%（令和７年）へと減少しており、中でも社会の中核を担う「働く世代」において防災訓練への参加率が著しく低い。
・　防災の専門家からは、スポーツの「楽しさ」をきっかけとした防災の取組への参加促進や避難・救助行動をスポーツを通じて身に付けるという観点から、スポーツ分野と連携することへの期待が寄

[32] スポーツ団体ガバナンスコード。スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範。

せられる中、避難行動等をスポーツに見立てて防災教育を行った取組においては、参加のし易さへの高い評価とともに、防災知識の習得効果だけでなく、スポーツへの関心が高まるとする結果も得られている。

【目標】

・　誰もが直面しうる災害に備えた体づくりを目指した取組を推進することで、①地域防災の担い手となる地域住民の運動・スポーツに対するモチベーションと防災に対する意識を同時に高め、②楽しさや競技性があるプログラムを活用し、未来の地域防災の担い手となる子供を含めた防災教育への参加のハードルを下げつつ、災害時に実際に役立つ判断力・行動力・体力を鍛え、防災知識を高めるためのスポーツを通じた防災教育プログラムを開発し、全国に普及することにより、国民全体の防災力の底上げを図るとともに、自発的な運動・スポーツへの参画を後押しする。

・　防災以外の分野も含めて、スポーツの実施促進につながる取組との連携促進について検討を進めることにより、スポーツ参加の裾野の拡大を目指す。

【基本施策】

〇スポーツを通じた防災教育の開発・普及・定着

・　「運動への関心」と「防災への備え」を分断せず、スポーツを楽しむプロセスそのものが、災害時に直結する体力・判断力・知識の習得となる仕組みを備えた防災教育プログラムを開発し、地域における実証を通じてモデル化を図る。

〇スポーツを通じた防災教育を担う人材育成

・　スポーツ少年団の指導者や地域のスポーツ推進委員、防災士等を対象に、スポーツを通じた防災教育の全国的な普及・定着に向けて、地域等で実践・指導を行うことができるコーディネーターを養成する。

〇他分野との連携によるスポーツ実施促進の検討

・　防災分野以外についても、スポーツの持つ「楽しさ」等の価値を活用し、スポーツと連携することで相乗効果を生み出す取組について検討を進め、スポーツへの参加ハードルの引き下げ、参加機会の拡大により、スポーツ参加の裾野拡大を図る。

・　スポーツを通じた体づくりや心身の健康増進を図るうえでは、食事や栄養も重要な要素であることから、関係省庁における食育の取組との連携を推進する。

④ＡＩ等のデジタル技術の活用によるスポーツ促進

【背景・現状】

・　近年、ＰＨＲやウェアラブルデバイス等の普及、ＡＩによるデータ分析技術の進展により、個人の心身の状態や生活習慣に応じた運動・スポーツの内容・量・方法を提案することが可能となっている。これらのデジタル技術は、目的を持った運動・スポーツの実施に資する手段となる。

・　オンライン技術の進展により、場所や時間に制約されないオンライン型のスポーツプログラムや指導が可能となり、地域差を超えた運動・スポーツ機会の提供が拡大しつつある。

・　ｅスポーツについては、身体的負担が比較的少なく、世代や地域を超えた交流が生まれやすい特性を有しており、地域・社会とのつながりの創出や孤独・孤立対策、高齢者の社会参加の促進といった観点からも注目が高まっている。

【目標】

・　ＡＩ等のデジタル技術の活用により、国民一人ひとりの特性や生活環境に応じた運動・スポーツへのアクセスを向上させ、年齢、性別、障害の有無、居住地域等にかかわらず、誰もが無理なくスポーツに親しみ、継続できる社会の実現を目指す。

【基本施策】

〇デジタル技術の活用促進

・　ＰＨＲとの連携やウェアラブルデバイス等のデジタルデバイスの活用により、デジタル技術を用いて心身の状態に応じた効果的な運動・スポーツ実施を促すサービスや、デジタル技術を活用してオンラインのスポーツプログラムを提供するサービスの推進を図る。

※本施策は重点課題１（５）①にも記載あり。

・　ｅスポーツを活用し、地域・社会とのつながりや居場所や仲間づくりを広げ、孤独・孤立を解消する取組とともに、高齢者が地域で集い交流することを通じて外出機会や運動機会を拡大する取組を推進する。

〇デジタルコンテンツによる発信

・　身体診断「セルフチェック」動画や目的を持った運動・スポーツの実践プログラム動画など効果的なスポーツ実施促進コンテンツの発信を強化する。

重点課題２　ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

（１）スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現◆

①大学や民間企業等とも連携したＨＰＳＣ[33]による支援の充実と研究の推進等◆

【背景・現状】

・　幅広くアスリート支援を充実させるため、ＨＰＳＣの機能を強化し、国際競技力向上を支える基盤を整備するほか、メダル獲得の可能性が高い競技に対しては、スポーツ医・科学、情報等の各分野のスタッフによる専門的かつ高度な支援を実施してきたが、競技の高度化・高速化・高難度化が進み、国際的にもますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中でアスリート支援の一層の高度化が求められていることから、スポーツ医・科学分野にとどまらない医学・情報・工学・パラスポーツ分野等、最先端の知見をＨＰＳＣにより一層取り入れていく必要があり、大学や民間企業等との連携が不可欠である。

・　ＨＰＳＣでは大学等と連携し、連携協定の締結、クロスアポイントメント[34]等人事交流の実施、教育プログラムの開発、ＨＰＳＣの場を活用した実践機会の提供等を行っており、若手研究者及び専門人材を戦略的・計画的に育成するために、更なる連携強化を図る必要がある。

・　オリ・パラ一体での競技力向上に向けたパラアスリートへの医・科学支援の強化など、これから続く国際競技大会等を見据えた、アスリート支援・環境整備等を通じた持続可能な国際競技力向上に取り組むことが求められる。

【目標】

・　オリ・パラ一体での競技力向上に向け、スポーツ医・科学、情報等のサポート分野の先端的な研究を大学や民間企業等と推進し、得られた知見の活用により、ＨＰＳＣや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。

・　大学等と連携し、人事交流の実施、教育プログラムの開発、ＨＰＳＣの場を活用した実践機会の提供等により、若手研究者及び専門人材の戦略的・計画的な育成をより一層推進する。

＜数値目標＞

・　研究成果に関する査読付き論文の発表数：毎年度 100 本以上

・　大学や民間企業等との共同研究数：増加（目標値：前年対比 100%以上）

・　有望なトップアスリートに対して課題を明確にし、スポーツ医・科学、情報を融合させたサポートを提供することにより競技力向上に寄与した数：増加（目標値：前年対比 100％以上）

【基本施策】

○先端的なスポーツ医・科学研究の推進

・　大学や民間企業等との連携によるスポーツ医・科学分野にとどまらない医学・情報・工学・パラスポーツ分野等、先端的なスポーツ医・科学研究を推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用（実装化）できるよう取り組む。

---

[33] ハイパフォーマンススポーツセンター。東京都北区・西が丘にあるＪＩＳＳとナショナルトレーニングセンター（ＮＴＣ）の機能を一体的に捉えた、ＪＳＣが運営する我が国の国際競技力向上の中核拠点。

[34] 研究者等が、大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用契約関係を結び、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組み。

〇外部機関との連携による戦略的・計画的人材育成

・　スポーツ医・科学等の分野の若手研究者及び専門人材を戦略的・計画的に育成するため、大学や民間企業等とＨＰＳＣとの一層の連携強化を図り、研究人材の交流、教育プログラムの開発、ＨＰＳＣの場を活用した実践機会の提供を推進する。

〇スポーツ医・科学、情報等を活用したメダル獲得最大化のための支援

・　強化合宿や競技大会においてスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援を行うとともに、大規模国際競技大会において、各連携機関との役割を明確にした上で、トップアスリートやコーチ等へ競技直前準備に必要な機能を提供する。

〇オリ・パラ一体での競技力向上に向けた取組の推進

・　ＨＰＳＣはトップアスリートの育成・強化の観点からスポーツ医・科学、情報等の研究・支援を行う中核的な拠点として、ハイパフォーマンススポーツ[35]に関する情報収集、ＡＩ等のデジタル技術を活用したデータ分析の充実、パラリンピック競技の用具をはじめとした競技用具等に関する研究の実施、ＪＩＳＳ[36]クリニックの体制整備などＨＰＳＣの機能強化を通じてＮＦによるスポーツ医・科学、情報等に基づく選手強化活動を促進する。

・　パラリンピック競技における国際競技力向上に当たって、障害に応じた選手の適性判断や適切な助言、より公平なクラス分けの国際基準作りへの積極的な参画が重要であることから、クラス分けに係る調査研究や人材育成・配置に引き続き取り組む。

②女性アスリートの競技参画の促進◆

【背景・現状】

・　女性アスリートは月経随伴症状によるコンディションへの影響や、過度なトレーニング、食事制限等によって引き起こされる、「利用可能エネルギー不足」「無月経」「骨粗しょう症」などの三主徴と呼ばれる健康課題等を抱える場合があるため、全ての年代に対応する、心身の健康を保ちつつスポーツに取り組める方策を講じることが重要である。

・　女性トップアスリートにとって妊娠・出産・育児などのライフイベントを諦めることなく競技生活と両立させることが困難な状態となっているが、他国と比べ、その競技環境の整備が遅れているため、安心して競技活動を継続できるようなトレーニングサポートや育児サポートなどの支援プログラムが求められている。

・　これまでの取組の成果や知見について、学術的文献となっているものが多く、競技現場での十分な活用が進んでいないため、従来の成果や関連情報を収集し、誰もが使えるように編集、一元管理されたオンライン・プラットフォームの充実や、居住地域にかかわらず支援を受けられるネットワークの構築など、成果・情報の利活用方策が必要となっている。

・　近年の女性パラアスリートの増加、活躍に伴い、パラアスリートに対応した支援プログラムの充実も急務となっている。

【目標】

---

[35] 国際競技大会等での活躍を目指すアスリートによる、スポーツの卓越性を目指すスポーツ活動。

[36] 国立スポーツ科学センター（Japan Institute of Sports Sciences）。我が国の国際競技力向上に向けスポーツ医科学等の分野から支援を行う拠点。

・　ジュニア期を含む全ての年代の女性アスリートが健康に競技を継続できる環境の整備や、ライフイベントに左右されずに競技力向上を目指すための支援を行うとともに、模範事例の発信や、ＨＰＳＣの有する有益な知見を誰もが正しく活用できるかたちで現場に展開することにより、アスリート、コーチ、保護者等の全ての関係者の理解促進を図る。

＜数値目標＞

・　メディカルチェックで課題ありとされた女性アスリートの割合：67.4%(令和７年度)から減少
※課題を早期に把握し、各課題に応じた必要な支援につなげることで選手が安全に競技活動を継続でき、その結果として健康上の課題を有する選手の減少

・　女性アスリートや指導者啓発のための電子マニュアル、コンテンツ数：増加
※あわせて、コンテンツ等の質の向上、活用状況の把握にも努めていく。

【基本施策】

〇女性アスリートが健康に競技継続できるための環境整備

・　女性アスリートの健康課題等を解決するため、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や相談窓口の設置、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊娠期、産後の支援プログラムにより、今後一層の環境整備と競技力向上を推進する。

〇研究成果や知見・ノウハウの還元

・　最新知見蓄積のための研究活動を継続するとともに、これまで事業で実施した研究成果や知見・ノウハウを、年齢や競技別、課題別に整理・集約し、トップアスリートに加えてジュニアからシニア世代、指導者、保護者等、居住地にかかわらず誰もが簡便に利活用できるオンライン・プラットフォームの整備や、カンファレンス等の開催により、広く現場に還元する。

③国際競技力向上を支える調査研究・分析及び国際情報収集にかかる機能強化◆

【背景・現状】

・　近年の国際競技大会においては、実施競技や種目構成、競技制度等を含めた環境が急速かつ継続的に変化しており、その対応力が競技成績に大きく影響する状況となっている。

・　このような環境下では、単に情報を収集・蓄積するだけでなく、意思決定に必要な情報を適切に整理・提供するとともに、それを基に判断できる情報リテラシーを備えることが重要である。すなわち、情報が理解され、意思決定に活用され、戦略や現場の取組に反映される一連のプロセスを確立することが競技力向上に直結する。

・　実際、国際的な競技動向や制度変更への対応の巧拙が競技成績や大会出場に直接的な影響を及ぼす事例も見られており、エビデンスに基づく意思決定と行動変容の重要性が高まっている。

・　また、多様な競技特性及び障害特性に対応するための知見やエビデンスの蓄積・活用は依然として十分とは言えず、特にパラリンピック競技分野においては体系的なエビデンスの蓄積と活用が課題となっている。また、調査研究や国際情報収集の成果が意思決定や強化施策、競技現場の取組に十分に結び付いていない状況が見られる。

・　さらに、これらの取組は属人的又は断続的となりやすく、取組の質や深度にばらつきが生じていることから、情報の収集・分析から意思決定、戦略及び現場への実装に至るまでの一連の流れを一体的に強化することが求められる。

【目標】

・　国際的な知見や有益なデータ、情報を取り込む体制を構築し、スポーツ界の情報リテラシーを更に向上させ、持続可能な国際競技力向上に向けてエビデンスに基づく意思決定を行う。

＜数値目標＞

・　データベース利用数（検索数・閲覧数）：前年対比 100％以上

・　ニュース配信登録者数：前年対比 100％以上

【基本施策】

〇エビデンスの体系的蓄積と戦略的活用

・　競技力向上を取り巻く変化、課題及び多様な障害・競技特性に対応するため、ＪＳＣ、ＪＯＣ、ＪＰＣ、ＪＳＰＯ及びＮＦが連携し、現場のニーズに即して、意思決定者が判断できるように、調査研究や国際情報の収集・分析の強化とエビデンスの戦略的活用を推進するための基盤を整備する。

〇意思決定者のリテラシーの更なる向上

・　意思決定に資する国際情報や研究成果を体系的に整理・提供するとともに、意思決定者の情報リテラシーを向上させ、エビデンスに基づく判断と行動変容を促進する。

〇競技現場における質の高いデータ・情報の適用

・　調査研究や分析及び国際情報収集によって得られた知見が、日常的な強化活動や競技現場の取組に十分活用されていないという課題を踏まえ、研究成果やデータ・情報を実践につなげるための情報リテラシー教育や現場における活用を前提とした環境整備を行い、研究成果やデータ・情報に基づいた戦略策定・予算配分・意思決定等を推進する。

④強化活動を支えるＤＸの推進

【背景・現状】

・　持続可能な国際競技力向上を図るため、これまでスポーツ医・科学、情報の知見に基づくコンディショニングサポートについて、場所や時間を問わずに行うことができる仕組みの実証研究や、デジタル等の技術を活用した多様な支援手法に関する研究を実施してきたが、更なる支援の高度化のため、めざましく発展しているＡＩ等の先端デジタル技術やデータの活用をより一層進めていく必要がある。

【目標】

・　アスリートへのスポーツ医・科学、情報等による支援において、ＡＩ等の先端デジタル技術やデータの活用を促進する。

＜数値目標＞

・　デジタル技術を活用した競技支援研究の活動報告、知見、ノウハウの提供件数：毎年度 10 件以上

【基本施策】

〇デジタル技術等を活用したアスリート支援の推進

・　国及びＪＳＣは、関係機関と連携し、アスリートへの支援の充実を図るため、ｅスポーツを含むハイパフォーマンススポーツに関する情報収集、ＡＩ等の先端デジタル技術を活用したデータ

分析や支援手法などのスポーツ医・科学、情報等の研究の推進に取り組むとともに、ＡＩ等のデジタル技術を活用したデータ分析の高度化・高速化のための情報基盤の整備を進める。

（２）スポーツ・インテグリティ[37]の強化◆

①スポーツ団体におけるガバナンス体制の強化◆

【背景・現状】

- ガバナンスコードに基づき、ＮＦは年１回コードの遵守状況に関する自己説明を行うとともに、４年に一度統括団体[38]による適合性審査[39]を受けることにより、ガバナンスの確保に努めている。
- コードの普及・理解促進を図るため、スポーツ庁はＮＦ役職員を対象とした研修会・ワークショップを実施しているが、アンケートの結果、内容の理解自体は進んでいる様子。
- 一方、適合性審査２巡目（令和６年度～）以降、要改善の指摘を受ける団体が多く存在する[40]ことから、理解は進んでいるものの、実行化に至っていない点が課題と考えられる。
- また、円卓会議で報告される不祥事数も多くはないが、本会議で報告する不祥事の基準には該当しない、ＮＦにおけるガバナンスにも関連する不祥事事案は継続して発生している状況。
- さらに、ＮＦのみならず一般スポーツ団体も含め、スポーツ団体と地方公共団体、民間事業者等の関連機関・団体等が連携して、自主的・自律的にガバナンスを強化し、誰もが「する」「みる」「ささえる」ことを通じてスポーツの価値を享受できるように取り組む必要がある。

【目標】

- 関係団体と連携した取組によりスポーツ団体の組織運営の透明化を図りつつ、スポーツ団体のガバナンス機能不全及び関係者のコンプライアンス違反の根絶を目指す。

＜数値目標＞

- スポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査で不適合とされた団体数：０件
- 適合性審査で要改善事項の指摘を受けた団体のうち、フォローアップにて改善が確認された団体の割合：100％

【基本施策】

○ガバナンスコードの実効化

- コードに沿った組織体制の構築に向け、組織規模や組織運営の実態を考慮した研修等を実施する。
- スポーツ団体が課題解決に自発的に取り組むために、スポーツ団体同士の知見の共有や情報交換の機会の確保に取り組む。
- 各ＮＦにおける女性理事割合の目標設定及び具体的方策の実施を促し、女性理事のいないＮＦをなくすための支援を行う。

---

37 スポーツが様々な脅威により欠けるところなく価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。

38 ＪＳＰＯ、ＪＯＣ、ＪＰＳＡの３団体の総称。

39 統括団体が実施しＮＦが４年ごとに受審する、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に関する審査。

40 スポーツ庁調べ

・　一般スポーツ団体に対し、自主的・自律的なガバナンスを確保できるよう、引き続きガバナンスコードを周知する。

〇ガバナンス確保に向けた仕組みの再検討

・　適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、コードの改定並びに適合性審査の運用及び評価の在り方の再検討を含め、各団体が自主的・自律的にガバナンス強化に取り組むための環境整備について見直しを行う。

〇質の高い指導者養成への支援

・　ＪＳＰＯの公認スポーツ指導者制度及びＪＰＳＡの公認パラスポーツ指導者制度等と連携し、暴力やハラスメント等に関するコンプライアンス教育の実施を支援する。

※本施策は重点課題２（２）②にも記載あり。

②外的要因に左右されずスポーツに専念できる環境の実現◆

【背景・現状】

・　アスリートは競技において最高のパフォーマンスを発揮できる環境が求められるところ、競技とは直接に関係しない外的要因によってこれらの環境が害されることを避ける必要がある。

・　ＩＯＣがパリ 2024 夏季オリンピックにおいてＳＮＳ上の投稿等の削除申請を実施した件数は 10,200 件以上に上る[41]ほか、ＪＯＣがミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック期間中に実施したＳＮＳモニタリングの結果、誹謗中傷に該当するとして削除申請が実施された件数は 1,913 件[42]であり、アスリートが大会期間中に多数の誹謗中傷に曝されていることが明らかとなった。

・　ＮＦの多くがスポーツ仲裁にかかる自動応諾条項[43]を採択している一方、未採択の団体も存在する[44]。

・　その他、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害や、海外で日本人アスリートがスポーツ賭博に関連して利益を得るために競技の不正操作に関与したことで有罪判決を受けた事例が生じている。

【目標】

・　誹謗中傷を受けたアスリートに対する法務支援及び社会に対する広報・啓発活動並びにスポーツ仲裁制度の普及・啓発等を図ることで、アスリートが外的要因に左右されず、常に最高のパフォーマンスを発揮できる環境を実現することを目指す。

＜数値目標＞

・　「誹謗中傷への対策があることにより、誹謗中傷に起因する不安が軽減された」と答えるアスリートの割合：100%

41「World Mental Health Day: How the IOC ran the largest online abuse prevention programme ever conducted in sport at Paris 2024」（ https://www.olympics.com/ioc/news/world-mental-health-day-how-the-ioc-ran-the-largest-online-abuse-prevention-programme-ever-conducted-in-sport-at-paris-2024）（2026 年 6 月閲覧　IOC ホームページ）

42「ミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック大会報告」（令和８年３月　スポーツ政策の推進に関する円卓会議（第 12 回）配布資料 4-1）

43 スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決するため、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を活用することを定めたもの。

44 公益財団法人スポーツ仲裁機構（ＪＳＡＡ）調べ

・　スポーツ仲裁の自動応諾条項を採択したＮＦの割合：100％

【基本施策】

〇アスリートや競技関係者に対する誹謗中傷対策/写真や動画による性的ハラスメントの防止

・　アスリートに対する誹謗中傷等が生じた場合に速やかに対処できるよう、ＪＯＣ及びＪＰＣと連携してアスリートからの相談等に対応するための法務支援体制の充実に取り組む。

・　あらゆるアスリート及び競技関係者に対する誹謗中傷等が許されないという認識を浸透させるために、社会に対する広報・啓発の充実を図る。

・　アスリートのメンタルヘルスを向上させ、競技に専念できるよう、ＨＰＳＣにおける心理サポートの知見等を活用する。

・　諸課題等について、関係省庁と連携して検討を進める。

〇スポーツ仲裁にかかる理解の促進

・　スポーツ仲裁制度のより一層の浸透に向けて、スポーツ仲裁の必要性やアスリート等がスポーツ仲裁を利用する際の手続等の制度の周知・啓発を含め、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が行う各種取組を促進する。

〇競技の不正操作の防止

・　関係団体と連携し、競技の不正操作の防止に資する方策を検討する。

〇質の高い指導者養成への支援

・　ＪＳＰＯの公認スポーツ指導者制度及びＪＰＳＡの公認パラスポーツ指導者制度等と連携し、暴力やハラスメント等に関するコンプライアンス教育の実施を支援する。

※本施策は重点課題２（２）①にも記載あり。

③ドーピング防止活動の推進

ア．国際的なドーピング防止体制における参画と協働

【背景・現状】

・　世界アンチ・ドーピング機構（以下「ＷＡＤＡ」という。）の規程等を遵守するため、ＷＡＤＡの監査等にも対応して必要な改善を行いつつ、ドーピング防止活動を着実に実施している。

・　我が国はＷＡＤＡ創設以来の理事国・執行委員国として国際的なドーピング防止活動の意思決定等に人的な貢献を果たしており、特にアジア地域においてリーダーシップを継続的に発揮していくことが重要である。

・　関係機関・団体等と緊密に連携しながら、ＷＡＤＡやユネスコ等における国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に積極的に参画することが必要である。

【目標】

・　ＷＡＤＡやユネスコ等の国際会議における意思決定プロセスに参画し、国際的なドーピング防止体制の不断の改善に貢献するとともに、アジア地域をリードする立場から国際協力の充実を図り、我が国の国際的なプレゼンスの維持・向上を目指す。

＜数値目標＞

・　ＷＡＤＡにおける日本政府が占める主要ポスト：２議席の維持

【基本施策】

〇国際的な議論への参画

・　ＪＳＣ及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「ＪＡＤＡ」という。）と連携し、ＷＡＤＡやユネスコ等の会議において、多角的な貢献や主要なポストの獲得・再選に向けた戦略的な取組を通じ、我が国及びアジア地域の立場を国際的な議論に反映させることで、我が国のプレゼンスを維持し向上させる。

〇ドーピング防止活動における国際協力

・　ＷＡＤＡ、ＪＡＤＡ等と連携し、アジア地域等におけるドーピング防止機関の能力開発支援を引き続き主導するとともに、日本が培った研究開発を含む知見の共有を通じて地域全体の組織基盤の強化に寄与する。

イ．専門人材の育成・確保

【背景・現状】

・　ドーピング防止活動は、複数分野から多面的に取り組む必要があることから、関係団体間の連携を通じた体制の一層の強化が求められている。

・　ドーピング検査は、ＷＡＤＡの国際基準を遵守する必要があり、ドーピング検査員及びこれを補助する者等のドーピング検査を担う人材の継続的な育成及び能力の向上が必要である。また、国内で開催される国際競技大会を円滑に実施するため、国際競技大会に対応可能なドーピング検査員等について、安定的に必要数を確保できるよう、人材の育成を進めるとともに、これまで育成してきた者が継続的に経験を積めるようにすることが重要である。

・　教育の国際基準に基づく我が国の Educator[45]制度は質の高さが評価できる一方で、Educator を配置する関係団体等の意見も反映させ、持続可能な制度の実現に向けた検証・改善が必要である。

・　ドーピングの巧妙化・複雑化に伴い、ドーピング防止規則に関する最新の知識とドーピングを取り巻く潮流を踏まえてドーピング紛争に携わる専門人材の不足が課題となっている。

【目標】

・　ドーピング検査をはじめ、教育、結果管理等の多岐にわたる活動領域を支える専門人材を戦略的に育成・確保し、国際基準を遵守した国内実施体制を整備・強化する。

【基本施策】

〇専門人材の育成・確保

・　ＪＡＤＡ等と連携し、定期的な研修の実施、国際検査機関（International Testing Agency（ＩＴＡ））等が実施する国際的な育成プログラムや国際競技大会への検査員の派遣等を通じて、検査員の質を国際標準のレベルに維持するなど、引き続き国際基準等に基づく必要な検査体制の整備に努める。

・　ＪＡＤＡ、統括団体等の関係機関と連携し、アスリートやサポートスタッフ等が正確かつ最新の情報に基づきドーピング防止に関する適切な意思決定を行うことができるよう、教育に関する国際基準に準拠した Educator の確保及び資質向上を支援する。

[45] ＷＡＤＡが示す「教育に関する国際基準」に定められた要件に従って、署名当事者であるＪＡＤＡによる研修及び認定を受け、教育を提供するための権限を付与された者をいう。

・　ＪＳＣ、ＪＡＤＡ等と連携し、結果管理に関する国際基準を遵守した公正かつ迅速な聴聞手続等を遂行するため、ドーピング紛争に携わる法務・実務専門家の育成及び資質向上を図る。

ウ．多角的な研究活動の促進

【背景・現状】

・　ドーピングの巧妙化・複雑化に対応するため、新たな分析技術の開発や、ドーピング検査のアスリートに対する負担を軽減する検査技術の開発等の必要性が高まっている。

・　ドーピングが倫理的、文化的、教育的課題であるという国際的な認識が深まっていることを受け、ドーピングの実際の蔓延度を客観的に評価する研究や、教育プログラムの有用性、アスリートの意思決定過程、ドーピング文化の要因に関する研究等、クリーンでフェアなスポーツ環境の整備に寄与する社会科学研究の重要性も高まっている。

【目標】

・　巧妙化・複雑化するドーピングへの対応やアスリートの負担軽減に資する最先端の科学研究を加速させるとともに、社会科学研究へと射程を広げることで、多角的な知見に基づく包括的なドーピング防止体制を構築する。

【基本施策】

〇多角的な研究活動の促進

・　ＪＡＤＡ、我が国のＷＡＤＡ認定分析機関、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、巧妙化・複雑化するドーピングに対する分析技術やアスリートの負担軽減につながる検査手法の開発など、国内におけるドーピング防止に関する最先端の科学研究の展開を加速させる。

・　ＪＡＤＡ、大学等と連携し、ドーピングを倫理的・文化的・教育的課題と捉えた社会科学研究の戦略的な基盤構築を図る。

エ．教育・啓発の体系的推進

【背景・現状】

・　我が国のドーピング防止規則違反確定率は国際的に見て低水準を維持しているものの、毎年数件のドーピング防止規則違反が発生しており、その対象はトップアスリートからスポーツ活動に関わる学生まで広範囲にわたる。

・　国際的な潮流としては、禁止物質が含まれた治療薬や栄養補給剤の誤った摂取に加え、様々な汚染源を起因としたドーピング防止規則違反が報告されている。

・　ＷＡＤＡの国際基準において、スポーツの価値を保護し、アスリートが公平・公正なスポーツに参加する権利を守るため、ドーピング防止教育に対する要求水準が上がっている状況にある。

・　国及びＪＡＤＡは、統括団体等と連携のもと、令和４年３月に策定した「教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」に基づき国内における教育実施体制を整備した。一方で、アスリートの育成過程に応じた継続的な教育の重要性が高まる中、関係団体間の連携や役割分担の整理が十分でなく、教育機会の重複が見られること等から、戦略計画の見直しが必要である。

・　ドーピングは、競技活動における不正行為であると同時に健康被害をもたらす公衆衛生上の課題であることから、令和６年７月９日にスポーツ庁と日本製薬団体連合会は「スポーツにおける医薬品の不適切使用の防止に関する共同宣言」を行い、スポーツ界と製薬業界の積極的な連携を推進することとした。

【目標】

・　関係機関が緊密に連携し、各組織の資源や機会を共同活用することで、教育対象者に応じた効果的かつ効率的な教育機会の提供体制を構築する。

・　関係団体と緊密に連携し、トップアスリートのみならず、スポーツ愛好家などの広く一般に対しても、スポーツの価値や医薬品の不適切使用の防止等の普及啓発を推進する。

＜数値目標＞

・　オリ・パラ競技種目における国内競技団体所属選手によるドーピング防止規則違反件数：毎年３件以下

【基本施策】

〇教育・啓発の体系的推進

・　ＪＳＣ、ＪＡＤＡ、統括団体等の関係団体と協議の上、教育に関する国際基準を遵守した国内のドーピング防止教育に関する戦略計画を推進するため、各組織が保有するネットワークや研修機会を相互に活用し、障害の有無にかかわらず、アスリートやサポートスタッフ等に対し、効果的かつ効率的に教育を提供する場を創出する。

・　ＪＳＣ、ＪＡＤＡ等と連携し、サポートスタッフ、医師や歯科医師、薬剤師等を含む幅広い層に対する情報提供や研修機会の確保及び学校における指導及び啓発を推進する。

・　ドーピングを公衆衛生上の課題と捉え、関係団体と連携し、スポーツにおける医薬品の不適切な使用等に伴う健康被害やリスク等を広く社会へ周知する。

オ.インテリジェンス活用体制の整備・推進

【背景・現状】

・　国際的な潮流においては、競技の公平性・公正性を損なう行為を多面的に把握することの重要性が強調されており、ドーピング検査だけでは捕捉できないドーピング防止規則違反への対応の必要性が指摘されている。これを受け、ドーピングの可能性やパターンを把握し、検査・調査・制裁を効果的に行うために用いられる情報及び分析結果であるインテリジェンスを活用する必要がある。

・　平成 29 年、ＪＳＣにドーピング通報窓口が設置されたほか、平成 30 年には「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」（平成三十年法律第五十八号 。以下「ドーピング防止活動推進法」という。）において、国内外の関係機関間でドーピングに関する情報を共有するための規定が整備された。

【目標】

・　ドーピング検査を補完し、その効率性を高めるため、国の行政機関、ＪＳＣ、ＪＡＤＡ等の関係機関間における情報の共有・分析体制を整備・活用し、より実効性の高いドーピング防止活動を展開する。

【基本施策】

〇インテリジェンス活用体制の整備

- ＪＳＣ、ＪＡＤＡ等と連携し、ドーピング防止活動推進法に基づき、関係省庁間等で情報を共有できる仕組みを適切に運用する。
- ＪＳＣ及びＪＡＤＡは、ドーピング通報窓口やそのほかの情報源により収集された情報を調査・分析し、各競技のリスク評価等に基づいた検査対象・時期の特定など、インテリジェンスを基盤とした効率的な検査配分計画の立案・実施に関する必要な活動を行う。

（３）競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化◆

【背景・現状】

- アスリートが競技で培った判断力や適応力、自己管理力や目標達成能力等を最大限に生かすことは、変化の激しい社会や国際競争の中で、企業等が持続的に成長していくための大きな力になる。
- 一方、こうしたアスリートの能力が企業等の持続的な成長に貢献するという考え方は企業等のみならず、アスリート自身にも十分認識されていない。
- また、アスリートの能力や特性を生かした企業・団体・地方公共団体等における人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化についての取組の事例が社会全体に幅広く浸透していない。
- 加えて、アスリートのキャリア形成支援に積極的に取り組むスポーツ団体等はいまだ多勢とはなっていない。

【目標】

- アスリートのキャリア形成支援をより多角的に促進し、アスリートの能力の社会への還元を図る。

＜数値目標＞

- アスリートのキャリアデータ把握/公開数増：年 20 事例以上
- アスリートが活躍する企業・団体・地方公共団体等における取組の把握／事例公開：令和 13 年度までに 15 事例
- 調査研究成果等の活用セミナー実施回数：年２回

【基本施策】

〇企業・団体・地方公共団体等側への調査研究・活用

- アスリートの能力の社会への還元を図るため、アスリートの能力や特性を生かした企業・団体・地方公共団体等における人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化についての取組の事例収集・調査研究を行い、その成果を活用したセミナー等を実施する。

〇アスリート側への調査研究・活用

- アスリートのキャリア形成支援をより多角的に促進するため、スポーツ分野・スポーツ関連分野・スポーツに関係しない分野それぞれにおけるアスリートの活躍事例の収集・調査分析を行い、その成果を活用したセミナー等を実施する。

〇農業界でのアスリートの活躍の推進

- 農業界及びスポーツ界が連携を深め、スポーツが持つ発信力や求心力も生かしながら、地域に新たな活力を生み出していく。そのため、今後創設される官民連携のプラットフォーム等を活用し、

地域農業ファン層の形成、セカンドキャリアで農業を行うアスリートや地域振興と農業に取り組むチームの事例等の掘り起こし・横展開を推進する。

（４）アスリートの強化活動基盤の確立・強化

①強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立

【背景・現状】

・　我が国の国際競技力向上施策は、ＮＦが策定する中長期の強化戦略プラン[46]を基軸として、アスリートの発掘・育成・強化を一体的に推進する取組を進めてきた。強化戦略プランの策定支援や協働コンサルテーション[47]等を通じ、プランに基づく取組は一定の成果を上げており、今後もこうした取組を継続・発展させていくことが重要である。

・　一方、アスリート育成パスウェイ[48]については、ＮＦごとに取組の進展状況や成熟度に差が見られる。特に、地域や関係機関との連携、データや測定会を活用した発掘・育成の仕組み、パラリンピック競技分野におけるタレント発掘の取組等については、取組の体系化や横断的な共有が一層求められている。

・　今後、少子化の進行や競技環境の高度化を踏まえ、持続可能な国際競技力向上を図るためには、既存のアスリート育成パスウェイ（日本版ＦＴＥＭ[49]等）や各種発掘・育成の取組を前提としつつ、それらが ＮＦの中長期強化戦略の下で一貫して位置付けられ、発掘から育成・強化までが戦略的に連動する形で運用されることが重要である。このため、ＮＦが策定する強化戦略に基づき、発掘・育成・強化の各取組が着実に連携して進められるよう、取組全体を俯瞰した支援の充実が求められている。

【目標】

・　ＮＦが策定する中長期の強化戦略に基づき、アスリートの発掘・育成・強化に関する取組が一貫して実施されるよう、アスリート育成パスウェイの整備や強化戦略プランの実行を支援する仕組みを充実させ、競技力向上に向けた取組の計画性と継続性を高める。

＜数値目標＞

・　オリンピック・パラリンピック開催前年におけるメダルポテンシャルアスリート（ＭＰＡ[50]）数：夏季 250 人、冬季 70 人

※本数値目標は重点課題２（４）②にも記載あり。

---

46 各中央競技団体（ＮＦ）が直近及び２大会先のオリンピック・パラリンピックにおける成果を見据えて策定する中長期の選手強化のための戦略プラン。

47 ＪＳＣ ＪＯＣ及びＪＰＣにより構成される協働チームと各ＮＦの強化責任者が、強化戦略プランの　目標達成に向けた進捗状況等を確認の上、課題解決のための意見交換や情報提供等を行うもの。

48 年齢や発達段階等に応じて、競技力の基礎形成からトップレベル到達までを体系的・段階的に設計した選手育成の枠組み。

49 アスリートの育成過程を「Foundation、Talent、Elite、Mastery」に分けたオーストラリアのフレームワークを基に、日本の競技スポーツの基盤を踏まえたアスリート育成の在り方を根拠に基づいて段階的に見える化した枠組みとしてＪＳＣが開発したもの。

50 メダル獲得の潜在力を有するアスリート。

【基本施策】

〇強化戦略の実行支援

・　中長期強化戦略の着実な実行に向けて、ＮＦが策定する強化戦略プランについて、アスリートの心身への配慮の観点を含めた課題整理や対応方策の検討等を通じ、戦略に基づく取組が円滑に進むよう支援を行う。

〇アスリート育成パスウェイの整備・高度化

・　発掘から育成・強化までの一貫性確保に向けて、ＮＦにおける競技別パスウェイモデルの構築・改善を支援するとともに、データベースや測定会等を活用した発掘システムの整備を進める。

〇地域・関係機関と連動した発掘基盤の強化

・　地域と一体となった人材発掘の推進に向けて、地方公共団体が行うアスリート発掘の取組を支援するとともに、特にパラリンピック競技分野における関係機関との連携を通じた取組の充実を図る。

〇競技横断的な知見共有の促進

・　競技間での取組の底上げに向けて、協働体制を通じて得られた課題や好事例の共有を進め、ＮＦ間での横断的な活用を促進する。

〇今後の国民スポーツ大会について

・　国民スポーツ大会は、将来有望なアスリートの発掘及び育成を含め、我が国及び地域における競技力向上に資するものであることから、国、ＪＳＰＯ 及び開催地の都道府県が一体となって実施するとともに、2036 年以降の大会が「魅力ある持続可能な大会」となるよう、実現可能な見直しは前倒しの実施も含めて、改革を進める。

※本施策は重点課題２（５）①にも記載あり。

②強化活動体制の充実

【背景・現状】

・　国際競技力向上に向けては、競技会に近い環境での実践や国際レベルの選手・指導者との継続的な接触が不可欠であり、特に冬季競技を中心に、海外合宿や海外滞在型の強化活動が競技力向上に大きく寄与してきた。競技特性や競技環境を踏まえると、国内のみで完結する強化活動には構造的な限界があり、海外を拠点とした計画的な強化活動の重要性は今後更に高まることが見込まれる。

・　また、夏季競技においても、国際競技大会を見据え、国内外を組み合わせた継続的な強化活動が競技力向上に欠かせないものとなっている。

・　こうした強化活動を実効的に進めるためには、海外合宿や国際競技大会派遣の機会を安定的に確保するとともに、滞在期間中の指導・支援体制を含めた活動基盤の充実が必要である。

・　加えて、競技の高度化・専門化に伴い、中長期的な視点から強化活動を統括する強化責任者や、現場で指導を行うコーチ、専門スタッフの役割は一層重要となっている。

・　今後は、競技特性に応じた強化活動を継続的に実施できるよう、人的体制と活動環境の両面から強化活動体制の充実を図っていくことが求められている。

【目標】

・　選手強化活動を支える人材及び活動環境の充実を図り、各競技において中長期的な視点に立った強化活動を安定的に実施できる体制を構築する。

＜数値目標＞

・　オリンピック・パラリンピック開催前年におけるメダルポテンシャルアスリート（ＭＰＡ）数：夏季 250 人、冬季 70 人

※本数値目標は重点課題２（４）①にも記載あり。

【基本施策】

〇競技環境を踏まえた強化活動の充実

・　競技特性に応じた強化活動の実施に向けて、国内外での合宿や大会派遣、海外チームの招待等を通じた実践的な強化活動を支援する。

〇指導者・スタッフ体制の更なる充実

・　選手強化活動の質の向上に向けて、中長期的な強化戦略を統括する強化責任者、現場で指導を行うコーチや、アスリートの発掘・育成・強化を一体的かつ計画的に推進するための人材、スポーツ医・科学、情報分野の専門的知見を有する人材の配置や資質向上に向けた取組等、体制整備を支援する。

（５）地域における競技力向上の観点を含めた、ＨＰＳＣの機能強化

①地域における競技力向上を支える体制の構築

【背景・現状】

・　各地域のスポーツ医・科学センターや大学等の関係団体によるコンソーシアムの形成及びＨＰＳＣとの連携を通じて、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学のサポートを受けられる環境の整備を推進してきたが、横展開に資する情報の発信や支援内容の質の向上等が課題となっている。

・　ナショナルトレーニングセンター（以下「ＮＴＣ」[51]という。）競技別強化拠点で活動するトップアスリート等へのスポーツ医・科学、情報サポート体制等の整備・充実に向け、ＨＰＳＣ及び地域のスポーツ医・科学センターや大学等との連携を推進するために、ＮＴＣ競技別強化拠点に機能強化ディレクターを配置してきたが、活動が限定的になっており、連携強化を図るための新たな事業展開の検討が必要となっている。

【目標】

・　ＡＩをはじめとしたデジタル技術の活用等により、居住地域等にかかわらず全国でスポーツ医・科学、情報等による個々の選手に適したサポートを受けられる環境を実現するために、地域のスポーツ医・科学センター、大学等と連携をより一層進めるとともに、地域における競技力向上を支える体制の充実や支援内容の質の向上に資する取組を推進する。

・　国際競技力向上に関する既存事業との連携も含め、各ＮＴＣ競技別強化拠点でのスポーツ医・科学、情報等によるサポート支援体制の充実を図る。

[51] 我が国におけるトップレベル競技者の国際競技力の総合的な向上を図るトレーニング施設。

＜数値目標＞

・　ＮＴＣ競技別強化拠点におけるＨＰＳＣ及び地域のスポーツ医・科学センター、大学等と連携したスポーツ医・科学、情報等によるサポート実施回数：スポーツ庁が指定する各ＮＴＣ競技別強化拠点において毎年度１件以上

【基本施策】

〇地域における競技力向上を支える体制の構築

・　国及びＪＳＣは、地域でのアスリート強化活動・育成において、スポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられる体制を整備するため、ＨＰＳＣとＮＴＣ競技別強化拠点や地域のスポーツ医・科学センター、大学等とのネットワークを構築し、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポート体制の充実を図るとともに、ＨＰＳＣ等に蓄積されたスポーツ医・科学、情報等の知見を地域へ繋げ、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を進める。

・　持続可能な国際競技力向上に資するよう、都道府県競技団体（ＰＦ）を含む地域のスポーツ団体、地方公共団体、企業、地域のスポーツ医・科学センター、大学等が連携した地域における競技力向上を支える体制を充実させるとともに、地域におけるスポーツ医・科学支援内容の質の向上に取り組み、これをＮＦにおける選手強化活動に連続させ、地域と一体となったアスリートの育成を進める。

〇今後の国民スポーツ大会について

・　国民スポーツ大会は、将来有望なアスリートの発掘及び育成を含め、我が国及び地域における競技力向上に資するものであることから、国、ＪＳＰＯ及び開催地の都道府県が一体となって実施するとともに、2036 年以降の大会が「魅力ある持続可能な大会」となるよう、実現可能な見直しは前倒しの実施も含めて、改革を進める。

※本施策は重点課題２（４）①にも記載あり。

②ＨＰＳＣの機能強化に向けた在り方の検討

【背景・現状】

・　ＨＰＳＣ内では、ＪＩＳＳ（2001 年開所）の設置後、味の素ナショナルトレーニングセンター屋内トレーニングセンター・ウエスト（2008 年供用開始。通称「ＮＴＣウエスト」。）、味の素ナショナルトレーニングセンターアスリートヴィレッジ（2008 年供用開始・2011 年増築。通称「アスリートヴィレッジ」。）、味の素ナショナルトレーニングセンター屋内トレーニングセンター・イースト（2019 年供用開始。通称「ＮＴＣイースト」。）と段階的に整備され、その時々の状況に応じて、各施設内の環境整備を行ってきた。

・　これらの整備により、トレーニング環境、宿泊機能、スポーツ医・科学、情報サポート機能が一体的に構築され、我が国のトップアスリート強化を支える中核拠点として機能してきた。一方で、各施設は整備時期や目的が異なることから、施設間の機能連携や運用面においては必ずしも最適化されておらず、競技特性やスポーツ医・科学の高度化、データ活用の進展等、近年のハイパフォーマンススポーツを取り巻く環境変化に対して、十分に対応しきれていない側面も見られる。

・　また、国際競技力の更なる向上に向けては、スポーツ医・科学、情報サポートとトレーニング環境のより一層の連携強化等が求められている。

【目標】

・　アスリートがより高度かつ効果的な強化活動を実施できるよう、スポーツ医・科学、情報サポートとトレーニング環境の一体的な体制構築を図る観点から、ＪＩＳＳ及びＮＴＣの各機能の役割分担と連携の在り方を整理し、国際競技力向上のため、効果的・効率的に機能する環境整備を推進する。

＜数値目標＞

・　ＨＰＳＣ内各施設の利用率：ＨＰＳＣ内専用トレーニング場の各年度平均稼働率　85%以上

【基本施策】

〇アスリートが行う効果的・効率的な練習環境・支援体制の在り方の検討

・　ＪＩＳＳにおけるスポーツ医・科学、情報サポート体制の高度化・充実を図るため、研究・分析機能、医療支援機能及びデータ利活用等による一体的なサポート体制の在り方について検討を行う。あわせて、競技特性や国際動向を踏まえた先端的なトレーニング支援やトータルコンディショニング支援の充実を推進することにより、トップアスリートのパフォーマンス最大化を支える基盤整備を実施し、我が国の持続的な国際競技力向上に貢献する。

・　ＮＴＣ各施設の限られた資源を最大限有効活用する観点から、競技特性の違いや国際競技環境の変化、並びに各ＮＦにおける強化活動の高度化を踏まえ、専用トレーニング場の設置の在り方について抜本的な見直しを行う。あわせて、ＮＴＣ競技別強化拠点についても、必要性・有効性を精査し、指定の在り方の抜本的な見直しを行う。これにより、ＮＦが策定する強化戦略プランに基づく選手強化活動を、より戦略的かつ効果的に推進する環境を整備する。

（６）スポーツ団体の組織基盤強化

【背景・現状】

・　ＮＦには、財務的・人材的に余裕がなく、組織基盤が脆弱な団体が依然として多く存在する。

・　ＪＯＣ、ＪＳＰＯ、日本ワールドゲームズ協会加盟団体に関する令和６年度の総収入の中央値は約 4.4 億円であり、正規雇用者数の中央値は４人であった[52]。また、ＪＯＣ、ＪＳＰＯ、ＪＰＣ加盟団体に関する令和６年度の総収入の中央値は約 1.8 億円であった[53]。

・　組織基盤が脆弱なＮＦにおいては、競技団体間の連携・統合も有効な手段として考えうるが、実行に移すことのできている団体は少数にとどまる。

・　令和５年度のスポーツ庁の調査において、121 団体中 29 団体が他の競技団体との連携を、17 団体が他の競技団体との統合を今後検討したいと回答したことが報告されている。もっとも、令和６年度に連携・統合の伴走支援の対象となるＮＦを募集したところ、応募は１団体にとどまった[54]。

---

52 「中央競技団体現況調査 2024 年度報告書」（令和７年６月　公益財団法人笹川スポーツ財団）

53 「令和７年度スポーツ・インテグリティ推進事業『スポーツ団体ガバナンスコードの実効化に向けた支援』」（令和７年度　スポーツ庁）

54 「令和６年度スポーツ・インテグリティ推進事業『競技団体間の連携・統合に向けた環境整備』」（令和６年度　スポーツ庁）

【目標】

・　ＮＦが真に自立的な組織として運営できるよう、ＮＦの組織基盤を強化する。

＜数値目標＞

・　ＮＦの経常収益の中央値の年間伸び率：11%

【基本施策】

○ＮＦの自立的な運営基盤の確立

・　自立的な運営の実現に向けて、組織運営の方向性を明確化する取組を支援する。

・　ＮＦの組織基盤強化に資する取組の普及及び支援に取り組む。

・　ＮＦが組織基盤強化に取り組むために、スポーツ団体同士の知見の共有や情報交換の機会の確保に取り組む。

重点課題３　スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

（１）スポーツの成長産業化◆

①スポーツコンプレックス[55]の推進◆

【背景・現状】

・　スポーツの価値や潜在力を最大限に引き出し、まちづくり・地域活性化の核となるスタジアム・アリーナ[56]の実現を目指し、そのモデルとなる施設として 21 拠点を選定してきたところである。しかし、建設費高騰等もある中、今後更に多くの都市まで広げていくためには、単なる施設整備にとどまらず、十分なエリアとしてのマネジメントの下、官民連携により、一層まちづくりと連携して取り組んでいくことが重要である。

・　スポーツを活用した経済活性化・地方創生を全国各地で実現するためには、単なるスポーツ振興のみならず、地域の目指す姿の実現や課題解決に向けて、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・ＤＸ・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用する必要がある。

【目標】

・　その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアの実現により、地域活性化及びスポーツ振興を目指す。

・　スポーツを総合的に活用して地域の自律的な成長に取り組むモデルを創出し、全国へ展開することで他地域への波及を目指す。

＜数値目標＞

・　スポーツ市場規模：（遅くとも 2030 年までに）15 兆円

※本数値目標は重点課題３（１）②、（２）①にも記載あり。

・　エリア全体で経済的価値、社会的価値の創出に向けた運営を行っているスポーツコンプレックスの件数：増加

※本数値目標は重点課題３（２）①にも記載あり。

【基本施策】

〇スポーツコンプレックスの推進

・　地域特性や人口規模などが異なる各地域において、それぞれに適したスポーツコンプレックスが推進されるよう、多種多様な好事例を発掘・促進し、全国的な展開を図る。

・　各地域におけるスポーツコンプレックスの実現に向けて、計画された価値創出が行われているかを定期的に効果検証により確認し、必要に応じ運営方法等の見直しの実施を促進する。

※本施策は重点課題３（２）①にも記載あり。

〇スポーツを活用した自律的地域成長の促進

---

[55] その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアを指す概念。

[56] プロスポーツを始めとする「みるスポーツ」の価値や潜在力を最大化させる舞台であるとともにライブコンサートやＭＩＣＥ（コンベンション展示、企業イベント等のビジネスイベント）等の多目的利用を通じて 定期的に数千人から数万人を集めるイベントを開催でき、地域のシンボルともなりうる集客施設。

・　スポーツの持つ潜在的な価値を最大化し、地域におけるスポーツ振興を促進しつつ地域活性化に寄与するため、スポーツを通じた経済的価値（ビジネス、宿泊や観光等を含む。）の創出のみならず、社会的価値（健康や医療、防災等を含む。）の創出にも取り組む地域の自律的な成長を促進する。

※本施策は重点課題３（２）①にも記載あり。

②スポーツ団体の収益力・財務基盤強化とスポーツ事業運営人材の獲得・育成◆

【背景・現状】

・　これまでスポーツと他産業の連携による新事業創出・拡大を支援してきた結果、国内においてスポーツを起点とした多様なオープンイノベーションの事例が創出されてきた。一方で、経済的インパクトの高い事業は依然として限定的であり、スポーツ団体が自発的・持続的に取組を推進するためには、収益性の高い先進的モデルを創出し、その普及を図ることが重要である。また、若者のスポーツ離れが進む中、スポーツオープンイノベーションの取組を通じて新たな価値や接点を創出し、スポーツへの関心喚起につなげていくことが求められる。

・　さらに、各地域においてスポーツ団体を中心とした取組が自発的に広がり、スポーツの裾野が拡大していくことが必要である。そのためには、過年度支援団体をはじめ、スポーツオープンイノベーションに取り組む団体、他産業、投資家、地方公共団体等の関係者が連携し、情報共有やマッチングを促進するプラットフォーム機能の強化・拡大が不可欠である。

・　ＭＩＮＥＰＳ[57]や日中韓、日ＡＳＥＡＮ間のスポーツ大臣会合への参画を通じ、アジア地域を中心にスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してきた。

・　スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるＪＳＰＩＮを構築し、先行事例等の発信、ネットワークカンファレンスの開催等により、関心をもつ企業等に対する情報共有の充実やネットワーク形成の支援を推進してきた。しかしながら、ＡＳＥＡＮ等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、国際展開の意欲が高いスポーツテック分野のスタートアップ企業等が国際的に認知される機会が十分ではないなど、実際に事業を展開するための足掛かりの構築が引き続き必要である。

・　スポーツ団体においては競技力強化の取組は進んでいる一方、スポーツに関心の低い層を含めた幅広い国民の関心喚起や参加促進については、なお拡大の余地が大きい。特に、様々なエンターテインメントの台頭により観戦機会が減少する中、海外ではテクノロジーを活用した新規事業の創出・拡大を通じて、新たな収益機会やスポーツとの接点創出を図る動きが進んでいる。

・　また、スポーツホスピタリティ[58]は観戦体験の高度化に加え、リーグ・クラブの収益向上や地域活性化に資する重要な取組であるが、日本においては、専用スペースの不足や文化的基盤、商品設計ノウハウの不足等の課題により、諸外国と比べて取組が十分に進展していない。

・　スポーツ団体においては、他業界と比べ待遇面が劣ること等から優秀な人材の確保が困難であり、

---

[57] ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議。ユネスコ主催で、ユネスコ加盟国、準加盟国地域のスポーツ担当大臣等が集まり、スポーツにおける国際的重要課題について議論し実行志向型の提言を発表する会議。

[58] スポーツ観戦と合わせて地元食材を使った独創性溢れる料理やお土産 試合前後の選手等との交流や音楽・映像等のエンターテインメント、ストレスのない入退場等といった付加価値の高いサービス提供を行うこと。

慢性的な人材不足に直面している。特にビジネス系の専門人材不足により収益向上が進まず、待遇改善が遅れるという悪循環が生じている。

・　このため、収益基盤の強化に向けてビジネス人材の流入・交流を促進するとともに、定着を見据えた人事制度や待遇の抜本的な見直しを図ることが求められる。

・　国際競技大会における放映権料の高騰を背景として、収入、年齢、地域等の隔てなく、幅広く国民に対して、スポーツの視聴機会を確保することが重要となっている。

【目標】

・　国内各地域において、スポーツ団体が中心となり、自発的・持続的にスポーツオープンイノベーションの取組が生まれることを目指し、スポーツ庁が進めるプラットフォームへの参画を促す。

・　先進事例となる経済的インパクトのある事例が創出される環境をつくる。

・　スポーツ産業の国際展開に資する知見の共有や、関係する企業・団体間におけるネットワークの形成支援、海外市場との接点の構築を推進し、スポーツ産業の更なる国際展開を促進する。

・　スポーツ団体の従来とは異なる新たな活動を促し、幅広い国民のスポーツへの関心を高め、プロスポーツにおける収益を拡大する。

・　新たな取組の中でも、特にＤＸ推進等による先進事例を複数領域で創出し、スポーツ産業全体のＤＸを推し進める。

・　創意工夫のあるスポーツホスピタリティ事例を創出し、普及促進を図る。

・　プロスポーツチームと民間企業のマッチングを図り、プロスポーツ側の体制整備や、民間企業からの出向を促進する。

・　プロスポーツ界の人事制度等の実態、好事例の調査をすることで、国内のプロスポーツ界全体の人事制度・待遇改革を図る。

＜数値目標＞

・　スポーツ市場規模：（遅くとも 2030 年までに）15 兆円

※本数値目標は重点課題３（１）①、（２）①にも記載あり。

（参考）第二期スポーツ未来開拓会議において、特に成長を期待する分野への施策として、①まちづくりと一体となったスタジアム・アリーナの整備・活用（スポーツコンプレックス）やスポーツ振興、②スポーツと他産業との連携の促進、③スポーツ DX やｅスポーツの推進、④スポーツエンタメ・コンテンツの海外展開の推進、⑤スポーツコンテンツ等の高付加価値化・スポーツツーリズムの拡大、⑥スポーツを通じた健康増進・共生社会の実現等を掲げた。

【基本施策】

（スポーツオープンイノベーションの活性化）

〇スポーツ界と他産業連携による、収益性の高い新規事業創出・拡大の先進的モデル創出

・　収益性の高い事例の創出を通じて、国内におけるスポーツオープンイノベーションの機運を更に高め、より自律的に機能するプラットフォームの構築を目指す。

〇プラットフォーム機能の拡大

・　今後、各地域において、スポーツ団体が中心となり、スポーツオープンイノベーションの取組が生まれることを目指し、スポーツ団体のほか、地方公共団体・他産業・投資家等関係者がつながり、情報交換のできる環境を構築する。

・　プラットフォームの参画に当たっては、過年度支援団体等幅広く参画を促し、プラットフォームに参画する関係者の学びの場となるような環境整備も図る。

（スポーツ産業の国際展開）

〇スポーツ産業の国際展開

・　スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるＪＳＰＩＮを充実させ、先進事例や海外市場等の事業展開に資する情報発信を推進する。

※本施策は重点課題３（３）②にも記載あり。

・　関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して知見の共有や、国内のネットワーク形成を支援する。また、国際的な展示会・商談会等へ我が国の幅広いスポーツ産業の参加を促進する。

※本施策は重点課題３（３）②にも記載あり。

（新たな取組・ビジネスモデルの創出）

〇先進事例となるスポーツ×テクノロジー活用事例の創出

・　「体験価値向上」「利便性向上」「競技力向上」「障害者対応」「省人化・効率化」「ファンマーケティング」等の複数領域を設定し、幅広い領域において先進的モデルの創出を図る。

〇データ利活用を含めたスポーツ団体による新たな取組推進・ビジネスモデルの構築等

・　各種スポーツデータを活用した新たなビジネスモデルをはじめとした、スポーツ団体の新たな取組・ビジネスモデルを構築するための可能性調査や事例創出に取り組む。

〇スポーツホスピタリティの推進

・　ガイドブックを活用したワークショップの実施等により、それぞれの施設の環境面、実施段階の現状を理解し、創意工夫のもと既存施設を最大限活用したスポーツホスピタリティに取り組むモデルを創出し、好事例として普及する。

〇スポーツデータの活用、関連権利に関する検討

・　各種スポーツデータの活用状況や課題としてある肖像権、映像データ、ＩＰ、競技データ等について調査・検討等を行う。

〇視聴機会確保に関する検討

・　スポーツビジネスの動向や海外情勢等の現状を踏まえつつ、スポーツの放映に関し、放送・配信等による国民のスポーツの視聴機会の在り方等について、政策の方向性を検討する。

〇スポーツと企業のパートナーシップ形成促進

・　スポーツ産業への資金循環拡大を目指し、スポーツの有する多様な価値を活用した課題解決型パートナーシップ形成など、他産業・企業との共創に向けた理解醸成や連携を促進する。

（プロスポーツチームの人材基盤強化）

〇民間企業からプロスポーツチームへの人材越境促進のための先進的モデル形成

・　民間企業からプロスポーツチームへの人材流入・交流活性化に向け、双方のニーズにあったマッチングの先進的モデルを創出する。

・　プロスポーツチームへの出向の促進、また持続的な出向受け入れのためのプロスポーツ側の体制整備等を図る。

・　創出した先進的モデルの周知を行い、国内での普及・定着を図る。

〇プロスポーツチームにおける人事制度・待遇改革支援

・　ビジネス業界からプロスポーツチームへの人材流入・交流を活性化させることを目的に、国内のプロスポーツ業界の人事制度の実態及び国内外のプロスポーツチームの好事例の調査を行う。
・　先進事例形成のため、積極的な人事制度・待遇改革を実践するチームの先進的モデル創出を図る。

〇プロスポーツリーグ・クラブにおける経営人材等育成

・　プロスポーツチーム等の事業部経営を担う多様な人材を育成するため、スポーツビジネスに関する国内外の先進事例や専門知識・ノウハウ等の共有・活用を促進し、プロスポーツ業界全体の経営基盤強化と収益力拡大を図る。

（２）地域スポーツ資源の活用◆

①まちづくりと連携したスポーツ環境の整備◆

【背景・現状】

・　スポーツの価値や潜在力を最大限に引き出し、まちづくり・地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指し、そのモデルとなる施設として 21 拠点を選定してきたところである。
・　一方で、我が国の社会体育施設は、2024 年時点で全国に約４万５千施設存在している。その中には、20 世紀後半を中心に整備がすすめられた施設が多く含まれており、今後、老朽化が進行する施設の割合が増加していくことが見込まれる。
・　このような施設ストックの状況や建築費高騰等の社会状況等を踏まえ、社会体育施設の再整備等について将来を見据えた計画的な検討を進めるとともに、スポーツ施設を人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として位置付け、学校体育施設やオープンスペース等も含めた地域全体のスポーツ環境を捉えた活用の在り方や、エリアとしてのマネジメントの下、官民連携により、一層まちづくりと連携して取り組んでいくことが重要となっている。
・　また、スポーツ実施状況には地域格差があり、背景要因として、気象・地理的条件の違い、スポーツ施設・スポーツ指導者・スポーツ団体・スポーツイベント・地方公共団体による施策・プロスポーツ等の充実度の違いなどが考えられるとともに、全国的にも、施設の老朽化や気候の変動等にも対応した、スポーツができる施設や場所の確保が重要となっている。
・　スポーツを活用した経済活性化・地方創生を全国各地で実現するためには、単なるスポーツ振興のみならず、地域の目指す姿の実現や課題解決に向けて、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・ＤＸ・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用する必要がある。

【目標】

・　スポーツを通じて自分らしく生きられる社会を実現するため、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化[59]を引き続き推進するとともに、スポーツ施設の文化芸術・防災拠点等の多用途利用や、オープンスペースも含めたまちづくりの中での位置付けなど、スポーツによって集まる・つながる空間の創出を目指す。

[59] 身体能力の違いや年齢、性別、国籍等に関わらず、すべての人が利用しやすいように作られたデザインの推進。

・　各地域の条件や状況等の実情を踏まえたスポーツ環境の整備・活用を進めていくことにより、スポーツ実施状況に関する地域格差を是正していく。
・　その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアの実現により、地域活性化及びスポーツ振興を目指す。
・　スポーツを総合的に活用して地域の自立的な成長に取り組むモデルを創出し、全国へ展開することで他地域への波及を目指す。

＜数値目標＞

・　地域住民が利用可能なスポーツ施設現況を横断的に把握できている市区町村の割合：60%
・　年間を通じ平日に学校体育施設を地域で共同利用する学校の割合：100%に近づける
・　避難所等にもなる社会体育施設における構造体の耐震対策完了率：100%【令和 10 年】
・　避難所等にもなる社会体育施設における空調設備の設置完了率：35.7%【令和 12 年】
・　避難所等にもなる公立小中学校の体育館等における空調設備の整備完了率：100%
・　スポーツ市場規模：（遅くとも 2030 年までに）15 兆円
※本数値目標は重点課題３（１）①、②にも記載あり。
・　エリア全体で経済的価値、社会的価値の創出に向けた運営を行っているスポーツコンプレックスの件数：増加
※本数値目標は重点課題３（１）①にも記載あり。
・　都道府県別の週１日以上のスポーツ実施率：平均を引き上げつつ、最大値と最小値の差を縮小
※３年合算による平均値で算出
・　住民のスポーツ実施率について把握をしている市町村の割合：市（指定都市を除く）75%以上、町 35%以上、村 25%以上[60]

【基本施策】

（スポーツによって集まる・つながる空間の創出）

〇スポーツ施設の量的最適化

・　老朽化が進行する施設ストックの状況や地域に存在するスポーツ環境を的確に把握した上で、社会体育施設に加え、学校体育施設やオープンスペース等も含め、まちづくりの視点を踏まえた施設の集約化・複合化等の再編や空間等を有効活用したスポーツの場づくりを地方公共団体に対して促す。

〇スポーツ施設の高質化

・　スポーツが人々のウェルビーイングの向上に資することを踏まえ、スポーツ施設が運動の場にとどまらず、スポーツを観る人や支える人の視点も取り入れて、人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能する環境づくりを推進する。
・　国及び地方公共団体は、スポーツ事故の防止をはじめ、社会体育施設の構造体・非構造部材の安全性確保や耐震化による耐災害性の向上を図るとともに、災害時の避難所機能の強化、猛暑下でのスポーツ活動に伴う熱中症対策、空調設備の設置、通信環境の充実等を通じて、施設の安全性等の

[60] 各地方公共団体における域内住民のスポーツ実施状況の把握に関するアンケート調査（スポーツ庁、令和７年度実施）の結果、スポーツ実施率を把握している市町村の割合は市（指定都市を除く）60.0%、町 12.0%、村 6.6%（令和８年３月日時点）

向上を推進する。

・　避難所等にもなる公立小中学校体育館等の防災機能強化（トイレの洋式化、空調設置やバリアフリー化を含む。）　を図る。

・　国及び地方公共団体は、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方や環境に配慮した持続可能なスポーツ施設等の充実に向けて、官民連携の取組も含め、効率的かつ効果的な整備・運営を推進する。

・　昨今の学校プールを取り巻く状況を踏まえ、持続可能な水泳授業の実施や地域住民の新たなスポーツ活動の場の創出等に向けて、天候に左右されず年間を通じて利用可能な、気候変動に対応し学校と地域が共同利用するプールの屋内化を推進する。

・　国及び地方公共団体は、スポーツ施設の安全確保や環境に配慮した持続可能なスポーツ施設の整備・運営等を推進するため、関係省庁や公益財団法人日本スポーツ施設協会等の関係団体とも連携しながら、先進事例の把握・周知等を通じて、取組を促進する。

・　国及び地方公共団体は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、急激な少子化が進む中でも将来にわたって子供たちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実するため、地域クラブ活動等での利用も想定した学校体育施設における動線の確保やスマートロックの導入等の出入口の整備等を推進する。

〇地方公共団体におけるまちづくり施策との連携

・　都市再生特別措置法における立地適正化計画において、スタジアムやアリーナ等を含む集客施設をまちなかへ誘導する対象とすること等により、地域の活性化を図る取組を推進するなど、スポーツに係る環境整備とまちづくりの連携を図る。

・　「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するウォーカブル政策等との連携を促進する。

（まちづくりの核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値の最大化）

〇スポーツコンプレックスの推進

・　地域特性や人口規模などが異なる各地域において、それぞれに適したスポーツコンプレックスが推進されるよう、多種多様な好事例を発掘・促進し、全国的な展開を図る。

・　各地域におけるスポーツコンプレックスの実現に向けて、計画された価値創出が行われているかを定期的に効果検証により確認し、必要に応じ運営方法等の見直しの実施を促進する。

※本施策は重点課題３（１）①にも記載あり。

〇スポーツを活用した自律的地域成長の促進

・　スポーツの持つ潜在的な価値を最大化し、地域におけるスポーツ振興を促進しつつ地域活性化に寄与するため、スポーツを通じた経済的価値（ビジネス、宿泊や観光等を含む。）の創出のみならず、社会的価値（健康や医療、防災等を含む。）の創出にも取り組む地域の自律的な成長を促進する。

※本施策は重点課題３（１）①にも記載あり。

（スポーツ実施状況の地域格差是正に向けた環境整備）

〇地域のスポーツ施設の有効活用

・　地域住民のスポーツ推進に向けてＳＩＬコンソーシアムの活用拡大等による地方公共団体同士の連携・経験共有の仕組みを構築する。

・　学校施設（大学や廃校を含む。）、公共スポーツ施設、企業等が所有する施設等の地域のスポーツ施設について、管理運営の多様化による更なる地域利用を促進し、地域住民が身近な場所でスポーツができる環境整備を推進する。
・　地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、公共のスポーツ施設、社会教育施設、民間企業や大学等が保有する施設等の有効活用を促進する。

〇地方公共団体におけるスポーツ実施状況の把握、把握を踏まえた対策の促進

・　地域別のスポーツ実施状況に関する統計情報の収集・整備を行い地方公共団体との情報連携を強化する。
・　スポーツ実施率が低い地域の要因分析と効果的な取組の検証を行う。
・　地方公共団体による多部署連携などの体制整備や、地域全体に波及する効果的な手法による取組を促進する。

〇地域スポーツ環境の整備

・　学校施設や地域スポーツ施設等を有効活用した、部活動の地域展開等の全国的な実施の推進を通じて、地域のスポーツ環境全体の整備・充実を図る。
・　市町村におけるスポーツ活動の充実に向けて、関係者が連携して地域スポーツの課題解決に取り組む体制の整備を図るため、スポーツ推進委員の有効活用を推進する。
・　スポーツ施設が運動の場にとどまらず、人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能する環境づくりを推進する。
・　「ここスポ」[61]等を活用し、各地域のスポーツの実施場所や実施機会に関する情報を集約化することについて検討を進める。
・　民間スポーツ施設の普及を推進する。
・　誰もが日常的に運動に親しめる空間として、都市公園の整備を促進する。

〇地方公共団体における他分野との連携

・　地域防災の取組との連携強化（スポーツ活動を防災力向上につなげる新たなプログラムの開発と全国展開の取組の実施等）を図る。

（国立スポーツ施設）

〇国立スポーツ施設の利活用促進・機能強化

・　国立スポーツ施設について、周辺自治体も含めた関係者との連携強化によって、スポーツ振興の拠点・まちづくりの中核となり、広く国民から親しまれる場となるように利活用を促進する。
・　国民の安全・安心で継続的な利活用を確保する観点から、インフラ長寿命化対策や予防保全的インフラマネジメントの取組を推進するとともに、多様なスポーツの価値を創出し、社会に還元する施設としての機能強化を図る。
・　秩父宮記念スポーツ博物館・図書館について、スポーツと文化芸術の連携の中核を担い、多様なスポーツの価値や意義を広く普及・発信することを通じて、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進する。

[61] 毎日の生活の中で気軽にスポーツを楽しむために役立つ情報をまとめた スポーツ庁が運営するポータルサイト。

②スポーツツーリズム等の地域活性化の取組の推進◆

【背景・現状】

- スポーツツーリズムは、地域経済の活性化、交流人口の拡大、観光消費の拡大のほか、オーバーツーリズム[62]等の観光課題の解決に寄与することが期待される。
- 近年、訪日外国人旅行者数やその消費額が増加傾向[63]にある。また訪日外国人旅行者が次回にしたいこととして、「スキー・スノーボード」や「スポーツ観戦」が今回したことに比べて有意な差がある[64]ことから、特にインバウンドにおいては今後のスポーツツーリズムのニーズを、日本特有の文化ともあわせて効果的に拡大させていくことが求められる。

【目標】

- スポーツツーリズムを戦略的に推進することで、全国各地における「スポーツを通じた地域活性化」を加速する。
- 特に将来的にも増加が見込まれるインバウンドの拡大及び国内を含めた観光客の滞在の延伸を図ること等により消費額の増加を目指す。

＜数値目標＞

- スポーツ目的の訪日外国人旅行者数：340 万人
- 訪日外国人のスポーツツーリズム関連消費額：800 億円

【基本施策】

スポーツツーリズムを推進するため、国は、地域におけるスポーツツーリズムのコンテンツ創出を支援するとともに、共通課題の解決を図る。また、プロモーションを実施して、認知度の向上を図る。

〇一体型スポーツツーリズムの推進

- これまでも重点テーマとしていた「武道」「アウトドア」に加え、スタジアム・アリーナでのプロスポーツ、国際競技大会等の観戦・参加を軸に観光・食・文化体験を組み合わせた一体型スポーツツーリズムを推進し、訪日外国人には長期滞在・広域周遊を、国内では滞在延伸・再訪を促進する。

〇ターゲットに合わせたコンテンツ創出の最適化

- 訪日外国人には、観戦と日本特有のスポーツ体験をかけあわせるなど高付加価値なコンテンツの創出を進め、国内ではスポーツツーリズムの認知度向上を重視し、スポーツチームや競技への興味関心を喚起するとともに、誰もが気軽に参加できるコンテンツの創出を推進する。

〇戦略的プロモーション及び商流の構築

- 検索・動画・公式サイトを軸とした情報発信の強化や、各リーグ・競技団体等と連動したプロモーションの実施、旅行会社等との連携による商品造成・販売導線の整備などを推進することで、認知から予約・実施までの円滑な流れを構築する。

〇 地方誘客及び消費拡大に効果の高い観光コンテンツの充実

---

62 観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質及び／或いは訪れる旅行者の体験の質に対して観光が過度に与えるネガティブな影響。

63「訪日外客数の推移」（https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph--inbound--travelers--transition）（令和７年４月閲覧 日本政府観光局（ＪＮＴＯ）ホームページ）

64「旅行統計 2025『訪日外国人旅行者が今回したことと次回したいこと』」（https://www.jata-net.or.jp/databank/jata-trend/page-66593/2025_13/）（令和６年８月　一般社団法人日本旅行業協会ホームページ）

・　長期滞在型の国際競争力の高いスノーリゾートの形成を促進することにより、観光消費の地域への還元等地域活性化を図る。さらに、日本政府観光局（ＪＮＴＯ）を通じて、海外への戦略的な情報発信を行う。

〇スポーツ・文化芸術・観光の連携強化

・　スポーツと文化芸術を結びつけた観光振興・地域振興の促進を目的とした「スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定」に基づき、引き続き、スポーツ文化ツーリズムの表彰を通じた優良事例の展開等、三庁による連携・協力を行っていく。

③担い手となる組織の基盤強化◆

【背景・現状】

・　スポーツは地域経済の活性化、健康の増進、地域内外での交流の創出・拡大など、地域活性化等に大きく貢献する。

・　このようなスポーツの価値を最大限高め、「スポーツ・健康まちづくり」[65]の取組を更に推進するためには、地方公共団体が、中長期的な見通しを持った上で、観光業や商工業などの民間企業をはじめとした地域の関係者との連携の下、スポーツ大会・スポーツ合宿の開催・誘致、地域の健康づくり等の取組を実施する必要がある。

・　また、取組実施に当たっては、地域の幅広い関係者を巻き込んだネットワーク組織である「地域スポーツコミッション」[66]の存在も重要であり、これまでその数は順調に増えてきた[67]。

・　一方で、財政面や人材面のリソースの制約等から、あまり取組が進んでいない地域スポーツコミッションも存在する[68]ため、今後は地域スポーツコミッションの更なる拡大を図りつつ、地域スポーツコミッションが自走できるような環境整備・体制整備を行うことが求められる。

【目標】

・　スポーツによる地域・社会への貢献に当たり中心的な役割を担う地方公共団体及び地域スポーツコミッションが中長期的な計画・戦略を持ちつつ、取組を一過性のものではなく、将来も継続的に実施できるよう、環境整備・体制整備への支援を行うことで、地域スポーツコミッション等が「取組実施→評価・改善→人材・財源確保」等の好循環を実現することを目指す。

＜数値目標＞

・　中長期的な計画・戦略を策定している地域スポーツコミッションの割合：60%

【基本施策】

〇スポーツ・健康まちづくりの推進

・　「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度等を活用し、スポーツを通じた地域課題の解決に取り組む地方公共団体の掘り起しや、表彰自治体への伴走支援等を通じて、より一層の取組の

---

65 スポーツや運動を通じて、交流人口の拡大や誰でも日常的に出歩き、体を動かし、スポーツができる環境整備等に取り組むことによって、スポーツを活かして他の分野における地域課題の解決、多様性を尊重する社会づくりや地域経済の活性化等を図っていく取組。

66 地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織

67「地域スポーツコミッション基礎調査 2025 報告書」（令和７年３月　一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構）

68「地域スポーツコミッション基礎調査 2025 報告書」（令和７年３月　一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構）

推進・充実を図る。

・　全国で活用されている地域未来交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊等の国の施策における活用事例の周知・展開を図る。

〇地域スポーツコミッションの活動支援

・　地域スポーツコミッションにおいて、法人化等により好循環が創出されるよう、中長期的な戦略策定やネットワークの構築等の必要な環境整備を進める。

・　スポーツ「経営」の観点も持ちつつ中長期的な計画・戦略の策定等を行えるような人材育成等を通じて、地域における継続的な取組の実施や取組の全国的な展開を推進する。

・　リソースの制約等がある中においても、業務の効率化等を通じて取組を着実に実施していくため、ＡＩの有効的な活用等地域スポーツコミッションのＤＸを推進する。

・　地域スポーツスポーツコミッション間・地域の団体間での人材交流の促進やネットワーキングの場の創出等を通じて、地域内外でのネットワークを強化し、取組を促進する。

・　魅力ある農山漁村をスポーツのフィールドの場と捉え、新たな付加価値を生み出す事業を展開することにより、地域活性化に貢献する地域スポーツコミッション等の活動を支援し、多様な地域資源を活用する取組を推進する。

・　食、文化等の地域資源や、防災、福祉等の地域課題の解決とスポーツを掛け合わせた地方公共団体等の取組について、事例の周知・展開を図る。

④部活動の地域展開等の推進を通じた幅広い関係者の連携協働

【背景・現状】

・　少子化の進展等により、部活動においてチームスポーツなどが十分に実施できない状況が生じている。

・　将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保・充実するため、これまで学校単位で行われてきた部活動を地域全体で関係者が連携して支えることによって新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指し、主に公立の中学校を対象として、部活動の地域展開等を進めている。

・　部活動の地域展開等は着実に進捗しているものの、指導者確保をはじめとした課題解決等に時間を要し、思うように改革が進められていない地方公共団体もあるなど、進捗について地域差が存在している。

【目標】

・　部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する　(休日については、令和 13 年度までに原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。)。

・　障害の有無や運動の得意・不得意等を問わず全ての生徒がそれぞれの希望に応じた多種多様な活動に参加できるよう、地域の実情等に応じた環境を整備する。

・　地域クラブ活動において、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出するとともに、認定制度を通じて適切な指導の実施体制や安全確保の体制の整備等を含めた質の担保等を図る。

・　生徒のみならず全ての人々のスポーツ活動の充実や地域社会の維持・活性化につなげていく。

※地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

＜数値目標＞

・　令和 13 年度までに、休日については、原則全ての学校部活動において地域展開を実現
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、部活動指導員の配置等を推進）

※本数値目標は重点課題１（２）②イにも記載あり。

【基本施策】

〇部活動改革に関する関係者の理解促進

・　部活動の地域展開等の全国的な実施に向け、令和７年 12 月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の理解促進を図るとともに、全国の好事例の横展開を進める。

※本施策は重点課題１（２）②イにも記載あり。

〇地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援の実施

・　部活動の地域展開等を円滑に進めるため、休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、経済的困窮世帯の生徒への支援など、地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援を行う。

・　地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要であり、部活動指導員の配置等について、引き続き地方公共団体に対する支援を行う。

※本施策は重点課題１（２）②イにも記載あり。

〇幅広い関係団体・大学・民間企業等の参加促進に向けた機運醸成

・　部活動の地域展開等を推進するため、指導者の確保・育成、活動場所の確保、資金の確保等の課題に対する課題解決のための各種資源等を有する幅広い関係団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、スポーツ推進委員等）・大学・民間企業等と連携して、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等に取り組む。

※本施策は重点課題１（２）②イにも記載あり。

（３）スポーツを通じた国際交流・協力の推進◆

①国際貢献人材の育成と国際競技大会の継続的な招致・開催◆

【背景・現状】

・　ＩＦ等における日本人役員は、第３期計画の目標の 37 人を達成し、一定の成果を上げたが、依然としてＩＦ役員ポストを多く有する国々とは差がある。ＮＦとして戦略的なポスト獲得に向けた活動やＩＦにおいて発言力を発揮できる人材を継続的に育成・輩出する方策を検討する必要がある。

・　我が国では、近年、東京 2025 世界陸上競技選手権大会や第 25 回夏季デフリンピック競技大会東京 2025、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会などを開催してきた。今後我が国では、大規模国際競技大会であるワールドマスターズゲームズ 2027 関西、オリンピック Q シリーズ 2028 東京等が開催される予定である。

・　国際競技大会の招致や開催に当たっては、これまでの大会運営のノウハウを活用しつつ、地域の活性化や世界規模の課題解決への貢献、また、持続可能性の観点でより多くの人々へスポーツの価値を

通じたビジョンやコンセプトを国民に届けることが重要である。

・　また、地方公共団体が持続可能な形で国際競技大会を開催できるようにしていく必要がある。

・　我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化など、様々な分野において重要な機会となるが、大会がこれらの意義を果たすには、国際競技団体との調整、マーケティングの管理、大会組織委員会等のガバナンス体制の構築、適切な収支計画の策定など、専門性の高い多様な業務を適確に行っていく必要がある。一方で、大規模な国際競技大会の運営の主体となっている地方公共団体やスポーツ団体においては、これらの大会運営に必要な人材が不足している状況が指摘されている。

【目標】

・　国際スポーツ界の意思決定や競技発展に積極的に貢献するため、ＩＦ等の役員ポストの拡大を目指す。

・　国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上、国際交流・協力や経済・地域の活性化等に寄与する。

・　国内で開催される大規模な国際競技大会に関して、大会運営の中心的な立場を担い、組織をマネジメントすることができる人材の育成・確保を目指す。

＜数値目標＞

・　ＩＦ等の役員数 46 人、ＡＦの役員数 61 人への拡大を目指す。

（参考）第３期計画期間中の最大値 IF：46 人（令和４年）、AF：61 人（令和５年）

【基本施策】

○国際貢献人材の育成

・　ＩＦ、ＡＦ[69]等の日本人役員の増加及び再選に向けたＮＦの取組を支援する。また、ＪＳＣ、ＪＯＣ、ＪＰＣ及びＮＦと連携し、ＩＦ等で活躍できる人材の発掘・育成、ＮＦ等の職員の関係機関への派遣を推進する。その際、継続的な日本人役員獲得に向けて、次世代役員候補者の育成に係る取組も推進し、人材の裾野を広げていく。

・　ＮＦが国際スポーツ情勢やＩＦの役割を踏まえ、当該ＩＦにおけるポストの獲得やそれによる競技発展への寄与、また、ＩＦにおけるリーダーシップの発揮、さらに、今後の人材育成等を盛り込み作成する国際戦略に基づき、ＮＦ相互の連携の強化を図りつつ、戦略的な支援を行う。

○国際競技大会の招致・開催

・　2027 年のワールドマスターズゲームズ関西や、2028 年のオリンピックＱシリーズを始めとした国際競技大会の円滑な開催、2035 年ラグビーワールドカップ等の新たな招致に向け、大会の開催目的や計画、取組状況等を踏まえ引き続き支援する。

・　開催地及びＮＦが招致・開催する国際競技大会について、その意義や開催規模・ガバナンスの適正性、環境への配慮をはじめとしたＳＤＧｓ[70]や地域社会・経済への貢献に関する指標の設定を含めた開催計画の状況、開催の効率性を勘案しつつ支援する。

・　国際競技大会の招致・開催に取り組む地方公共団体等へ関係団体間の積極的な関係構築やノウハウ共有を促す。

---

69 アジア競技連盟（Asian Federation）

70 温室効果ガス排出量の把握や削減などの観点も考えられる。

〇国際競技大会運営人材の育成支援

・　今後、国内で開催される大規模な国際競技大会に関して、大会運営業務全般や国際競技団体との調整の中心的な立場を担い、組織をマネジメントすることができる人材の育成・確保を行うために必要な支援を行う。

②官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築◆

【背景・現状】

・　東京 2020 大会のレガシーを継承し、官民連携によりスポーツ国際交流・協力を実施するＳＦＴ事業[71]における、紛争・災害国アスリート支援、国際協力を実施するスポーツ団体等の活動や組織力向上支援等の実施及び政府間会合での合意事項の履行等により、スポーツを通じたＳＤＧｓの達成に貢献し、国際的な信頼関係を構築して、スポーツと開発における日本のプレゼンス向上に寄与した。

・　ＭＩＮＥＰＳや日中韓、日ＡＳＥＡＮ間のスポーツ大臣会合への参画を通じ、アジア地域を中心にスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してきた。

・　スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるＪＳＰＩＮを構築し、先行事例等の発信、ネットワークカンファレンスの開催等により、関心をもつ企業等に対する情報共有の充実やネットワーク形成の支援を推進してきた。しかしながら、ＡＳＥＡＮ等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、国際展開の意欲が高いスポーツテック分野のスタートアップ企業等が国際的に認知される機会が十分ではないなど、実際に事業を展開するための足掛かりの構築が引き続き必要である。

【目標】

・　ＳＦＴ事業を通じて培われた官民連携コンソーシアム機能を活用し、スポーツを通じた国際交流・協力による国際的な相互理解の促進や社会課題解決への貢献により、日本に対する国際的信頼の維持・向上を目指す。

・　スポーツ産業の国際展開に資する知見の共有や、関係する企業・団体間におけるネットワークの形成支援、海外市場との接点の構築を推進し、スポーツ産業の更なる国際展開を促進する。

※今後、国際交流・協力の在り方を検討する中で、数値目標についても別途検討を進める。

【基本施策】

〇官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築

・　ＳＦＴ事業における官民連携体制を活用し、国内外におけるスポーツを通じた国際的な相互理解の促進や社会課題の解決に向けた国際交流・協力を推進する。

・　スポーツ分野の政府間国際協力を引き続き推進する。また、地域間の相互理解を深めるため、人材交流を支援する。

〇スポーツ産業の国際展開

・　スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるＪＳＰＩＮを充実させ、先進事例や海外市場等の事業展開に資する情報発信を推進する。

※本施策は重点課題３（１）②にも記載あり。

---

[71] 東京 2020 大会に向けた国際公約として開始された、スポーツ庁及び外務省を中心とした官民連携により、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する取組。

・　関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して知見の共有や、国内外のネットワーク形成を支援する。また、国際的な展示会・商談会等へ我が国の幅広いスポーツ産業の参加を促進する。
※本施策は重点課題３（１）②にも記載あり。
・　スポーツを核としたオープンイノベーションプラットフォーム（ＳＯＩＰ）と連携し、企業や取組事例の国際展開を図る。

〇スポーツ外交の推進

・　相手国との交流を促進し、特にスポーツ関係者や若年層を中心に我が国への関心・理解を促進する。
・　日本の国内競技団体と各国の競技団体との国際交流を活性化させ、日本スポーツのグローバル化及び国際的プレゼンスの向上に貢献する。
・　我が国在外公館と海外政府機関を含むスポーツ関係者との交流の場を提供し、在外公館の人的ネットワークの拡大を図る。

用語解説・索引

ＡＦ
：アジア競技連盟（Asian Federation）。

ＡＳＥＡＮ
：東南アジア諸国連合（Association of South East Asian Nations）。

Ｅｄｕｃａｔｏｒ
：ＷＡＤＡが示す「教育に関する国際基準」に定められた要件に従って、署名当事者であるＪＡＤＡによる研修及び認定を受け、教育を提供するための権限を付与された者をいう。

ＥＳＧ投資
：Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス（企業統治））を考慮した投資活動。

ＨＰＳＣ
：ハイパフォーマンススポーツセンター。東京都北区・西が丘にある国立スポーツ科学センター（ＪＩＳＳ）とナショナルトレーニングセンター（ＮＴＣ）の機能を一体的に捉えた、独立行政法人日本スポーツ振興センター（ＪＳＣ）が運営する我が国の国際競技力向上の中核拠点。

ＩＦ
：国際競技連盟（International Federation）。

ＪＡＤＡ
：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（Japan Anti-Doping Agency）。

ＪＩＳＳ
：国立スポーツ科学センター（ Japan Institute of Sports Sciences）。我が国の国際競技力向上に向け、スポーツ医科学 等の分野から支援を行う拠点。

ＪＯＣ
：公益財団法人日本オリンピック委員会（Japanese Olympic Committee）。

ＪＰＳＡ
：公益財団法人日本パラスポーツ協会（Japanese Para Sports Association）。

ＪＰＣ
：公益財団法人日本パラスポーツ協会 日本パラリンピック委員会（ Japanese Paralympic Committee）。

ＪＳＣ
：独立行政法人日本スポーツ振興センター（Japan Sport Council）。

ＪＳＰＯ
：公益財団法人日本スポーツ協会（Japan Sport Association）。

ＪＳＰＩＮ
：日本のスポーツ産業の国際展開を支援するプラットフォーム（ Japan SPorts business INitiative）。

ＭＩＮＥＰＳ
：ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議（International Conference of Ministers and Senior Officials Responsible for Physical Education and Sport）。ユネスコ主催で、ユネスコ加盟国、準加盟国地域のスポーツ担当大臣等が集まり、スポーツにおける国際的重要課題について議論し、実行志向型の提言を発表する会議。

ＮＦ

：中央競技団体（National Federations）。

ＮＴＣ

：味の素ナショナルトレーニングセンター（national training center）。我が国におけるトップレベル競技者の国際競技力の総合的な向上を図るトレーニング施設。

ＰＨＲ

：生涯にわたる個人の保健医療情報（Personal Health Record）。健診（検診）情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等診療関連情報及び個人が自ら日々測定するバイタル等。

ＱＯＬ

：個人が生活する文化や価値観の中で、目標や期待、基準や関心に関連した自分自身の人生の状況に対する認識（Quality of Life）。

ＰＦ

：都道府県競技団体（Prefectures Federations ）。

ＳＤＧｓ

：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。2001 年に策定されたミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の後継として、2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave none behind）ことが宣言されている。

ＳＦＴ事業

：Sport for Tomorrow 事業は、東京 2020 大会に向けた国際公約として開始された、スポーツ庁及び外務省を中心とした官民連携により、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する取組である。スポーツの価値を広く共有するとともに、社会課題の解決に寄与し、日本の国際的な信頼及びプレゼンスの向上に貢献することを目的としている。

ＳＩＬ

：スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など、一人一人の人生や社会が豊かになるという理念（Sport in Life）。

ＳＩＬコンソーシアム

：ＳＩＬの理念に賛同する民間企業、地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等で構成するコンソーシアム。

ＳＯＩＰ

：スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（Sports Open Innovation Platform）。スポーツ分野と他産業の融合による新事業創出を目的とする。

ＵＮＩＶＡＳ

：一般社団法人大学スポーツ協会（Japan Association for University Athletics and Sport）。

ＷＡＤＡ

：世界ドーピング防止機構（World Anti-Doping Agency）。

アクティブ・チャイルド・プログラム

：ＪＳＰＯが開発した子供が発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

アスリート育成パスウェイ

：年齢や発達段階等に応じて、競技力の基礎形成からトップレベル到達までを体系的・段階的に設計した選手育成の枠組み。

ウェルビーイング
：身体的・精神的・社会的に良い状態。短期的な幸福のみならず、生きがい人生の意義などのみならず、個人を取り巻く持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

オーバーツーリズム
：観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質、及び／或いは訪れる旅行者の体験の質に対して、観光が過度に与えるネガティブな影響。

学習指導要領
：文部科学省が学校教育法に基づいて定める教育課程の大綱的基準。おおむね 10 年ごとに改訂されており、現在（令和８年 11 月 11 日時点）、次期学習指導要領の在り方について検討が進められている。体育科・保健体育科については、全ての児童生徒の「好き」や「楽しい」を豊かに引き出しながら運動やスポーツを多様に楽しむ機会を確保し、心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現することのできる資質・能力の育成を目指す改善の方向性が示されている。また併せて、運動やスポーツを通した学びは共生社会の創り手の育成に大きく貢献することが期待されることや、学校で誰もが運動やスポーツに安心して取り組めるようにするために、全ての児童生徒を視野に入れた基礎的環境整備に取り組むことが重要であること等が指摘されている。

ガバナンスコード
：スポーツ団体ガバナンスコード。スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範。

強化戦略プラン
：各中央競技団体（ＮＦ）が直近及び 2 大会先のオリンピック・パラリンピックにおける成果を見据えて策定する中長期の選手強化のための戦略プラン。

協働コンサルテーション
：ＪＳＣ、ＪＯＣ及びＪＰＣにより構成される協働チームと各ＮＦの強化責任者が、強化戦略プランの目標達成に向けた進捗状況等を確認の上、課題解決のための意見交換や情報提供等を行うもの。

クロスアポイントメント
：研究者等が、大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用契約関係を結び、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組み。

コーポレートガバナンス・コード
：株式会社東京証券取引所が定める、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたもの。

ここスポ
：毎日の生活の中で気軽にスポーツを楽しむために役立つ情報をまとめた、スポーツ庁が運営するポータルサイト。

スタジアム・アリーナ
：プロスポーツを始めとする「みるスポーツ」の価値や潜在力を最大化させる舞台であるとともに、ライブコンサートやＭＩＣＥ（コンベンション、展示会、企業イベント等のビジネスイベント）等の多目的利用を通じて、定期的に数千人から数万人を集めるイベントを開催でき、地域のシンボルともなりうる集客施設。

スポーツ
：身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え精神的充足をもたらすものである。スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）においてスポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持

増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされている。競技スポーツのみならず、レクリエーショナルスポーツや健康増進活動として楽しめるスポーツとして、フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の身体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピックルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の身体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動や、モータースポーツなどの観るスポーツなども含まれる。いずれにしても、スポーツに関する活動は、基本法の理念に基づいて実施される必要がある。

スポーツ・インテグリティ

：スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。

スポーツエールカンパニー

：従業員の健康増進のために、スポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する制度。従業員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」を始めとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。

スポーツ・健康まちづくり

：スポーツや運動を通じて、交流人口の拡大や、誰でも日常的に出歩き、体を動かし、スポーツができる環境整備等に取り組むことによって、スポーツを活かして他の分野における地域課題の解決、多様性を尊重する社会づくりや地域経済の活性化等を図っていく取組。

スポーツコンプレックス（スタジアム・アリーナ改革を発展させた取組）

：「その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリア」を指す概念。

スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化

：身体能力の違いや年齢、性別、国籍等に関わらず、すべての人が利用しやすいように作られたデザインの推進。

スポーツ実施率、スポーツ実施時間

：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」に基づくスポーツの実施率、実施時間。

スポーツ仲裁自動応諾条項

：スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決するため、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を活用することを定めるもの。

スポーツホスピタリティ

：スポーツ観戦と合わせて地元食材を使った独創性溢れる料理やお土産、試合前後の選手等との交流や音楽・映像等のエンターテインメント、ストレスのない入退場等といった付加価値の高いサービス提供を行うこと。

スポーツを通じた「健康インフラ」の構築

：「運動・スポーツを活用して経済成長を支える心身の健康の保持・増進の基盤」として整理し、運動・スポーツが持つ心身の健康増進という効果・価値を生かし、成長分野を支える人材の定着、継続的な能力発揮と生産性の維持向上、就労期間の

延伸を図る。

総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）
：子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
総合型地域スポーツクラブ登録･認証制度により、地方自治体等とのパートナーシップを構築し公益的な事業体としての役割をはたしていくための要件を満たしたクラブを「登録クラブ」、法人格を有し、部活動の地域展開や障害者のスポーツ推進といったタイプ別の認証基準を具備していると認められた登録クラブを「認証クラブ」として認定を行っている。

地域スポーツコミッション
：地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織。

中間支援組織
：総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会のこと。

適合性審査
:統括団体が実施し、NF が４年ごとに受審する、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に関する審査。

統括団体
：ＪＳＰＯ、ＪＯＣ、ＪＰＳＡ の３団体の総称。

ハイパフォーマンススポーツ
：国際競技大会等での活躍を目指すアスリートによる、スポーツの卓越性を目指すスポーツ活動。

日本版ＦＴＥＭ
:アスリートの育成過程を「Foundation、Talent、Elite、Mastery」に分けたオーストラリアのフレームワークを基に、日本の競技スポーツの基盤を踏まえたアスリート育成の在り方を根拠に基づいて段階的に見える化した枠組みとしてＪＳＣが開発したもの。

部活動の地域展開
：急激な少子化の進展や学校における働き方改革の必要性の高まりを背景に、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実することを目的として、生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること 。

メダルポテンシャルアスリート（ＭＰＡ）
：メダル獲得の潜在力を有するアスリート。

ライフパフォーマンス
:「困難な状況に陥ったとしてもそれを乗り越える力であり、それぞれのライフステージにおいて、環境変化や心身の変化を知覚し、心身機能を適応させながら、個々の課題解決や目標達成に向けて発揮できる能力」として整理。

レクリエーショナルスポーツ
：スポーツを楽しむことや交流を重視したスポーツ活動。「参加型スポーツ」、「市民スポーツ」などとも呼ばれる。

参考1

スポーツ庁

参考データ集

目次

①民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献・・・

①国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上と経済成長・豊かな社会の実現への貢献

急速な少子高齢化① 5
急速な少子高齢化② 6
社会保障給付費の推移等 7
気候変動によるスポーツ実施環境の変化 8
国民の運動・スポーツ実施状況①（成人実施率） 9
国民の運動・スポーツ実施状況②（実施時間） 10
国民の運動・スポーツ実施状況③（Well-being） 11
スポーツの実施要因・阻害要因 12
入学前の外遊びの実施状況別に見た運動・スポーツ実施状況 13
卒業後にも自主的に運動やスポーツをしたいと思う児童生徒の割合 14
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の年次推移 15
1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 16
新体力テストの総合評価がC以上である児童生徒の割合 17
「運動・スポーツをすることは好き」と感じる子供の割合 18
新体力テストの合計点の推移、小学校入学前の外遊びの実施状況と新体力テスト合計点の関係性 19
障害のある児童生徒の体育の授業の参加状況 20
公立中学校における武道場の設置状況 21
部活動の地域展開等の進捗状況（休日） 22
学生期の運動・スポーツの実施状況 23
職場における運動・スポーツの取組 24
Sport in Lifeコンソーシアム加盟団体数 25
スポーツエールカンパニー認定団体数 26
女性の運動・スポーツの実施状況 27
障害者のスポーツ実施率の推移 28
在留外国人の推移 29
孤独・孤立の状況 30
社会保障給付費の推移 31
人的資本に関する経営課題 32
運動・スポーツ中の事故等の発生状況 33
スポーツにおける暴力行為等相談窓口の相談件数 34
部活動における体罰の発生状況 35
公認スポーツ指導者認定者数 36
学校管理下における死亡事故・重障害事故の傾向 37
体育活動時における死亡・障害事故の給付件数 38

②ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

パフォーマンスとウェルビーイングに影響を及ぼす要因への対応 40
オリンピック・パラリンピック競技大会等における重点支援競技団体へのスポーツ医・科学サポートに対する満足度 41
HPSCにおける研究 42
女性アスリート特有の問題 43
JSCと世界各国との連携協定提携状況 44
デジタル技術を活用した競技支援研究の活動報告、知見、ノウハウの提供件数 45
スポーツ・インテグリティ施策と社会課題解決の関係性 46
スポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査で不適合とされた団体数 47
適合性審査で要改善事項の指摘を受けた団体のうちフォローアップにて改善が確認された団体の割合 48
スポーツ団体における女性理事の割合 49
役職員に対するコンプライアンス教育に取り組んでいる又は取り組む予定の団体割合 50
スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況 51
オリパラ競技種目における国内競技連盟所属選手によるドーピング防止規則違反件数 52
オリンピック・パラリンピック競技大会におけるメダル数及び入賞数の推移 53
オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会における金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数 54
オリンピック・パラリンピック競技におけるメダルポテンシャルアスリート（MPA）数 55
中央競技団体が策定する強化戦略プランの検証・評価結果 56
国際競技力向上のためのトレーニング拠点について 57
NTC競技別強化拠点指定施設一覧 58
競技団体の経常収益の中央値 59

③スポーツの意義や価値を活かした地域・社会への貢献

スポーツの成長産業化（市場規模） 61
多様な世代が集う交流地点としてのスタジアム・アリーナ一覧 62
スポーツ団体において現在取り組んでいるDX施策 63
スポーツホスピタリティ事例① 64
スポーツホスピタリティ事例② 65
スポーツホスピタリティ事例③ 66
スポーツホスピタリティ事例④ 67
スポーツ観戦について 68
メディア機器保有 69
テレビ、インターネット、ラジオの利用時間と行為者率① 70
テレビ、インターネット、ラジオの利用時間と行為者率② 71
体育・スポーツ施設の現状 72
学校開放の対象・業務運営形態 73
公立スポーツ施設における指定管理者制度の導入状況 74
社会体育施設の老朽化の状況 75
地方財政における体育施設費等の状況 76
社会体育施設の推移 77
公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定率の推移 78
社会体育施設の耐震化対応状況 79
スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 80
訪日外国人旅行者の都道府県別訪問率 81
訪日外国人のスポーツツーリズム関連消費額 82
訪日外国人旅行者がしたいこと 83
訪日旅行で実施したスポーツツーリズムの型 84
地域スポーツコミッション数の推移 85
法人格を有する地域スポーツコミッション 86
中長期的な計画・戦略を策定している地域スポーツコミッション 87
地域スポーツコミッションの予算額 88
地域スポーツコミッションの取組 89
スポーツを通じた国際交流・協力の推進 90
国際競技連盟・アジア競技連盟における日本人役員数の推移 91
今後開催予定の国際競技大会一覧 92

④その他

スポーツ関係予算の推移 94
スポーツ振興投票の売上額の推移 95
スポーツ振興投票 助成実績 96
スポーツ振興基金 助成実績 97
諸外国におけるスポーツ行政① 98
諸外国におけるスポーツ行政② 99
健康格差等への問題意識の高まり（EFHIA） 100

①国民のスポーツ実施促進による ウェルビーイングの向上と経済成長等実現への貢献

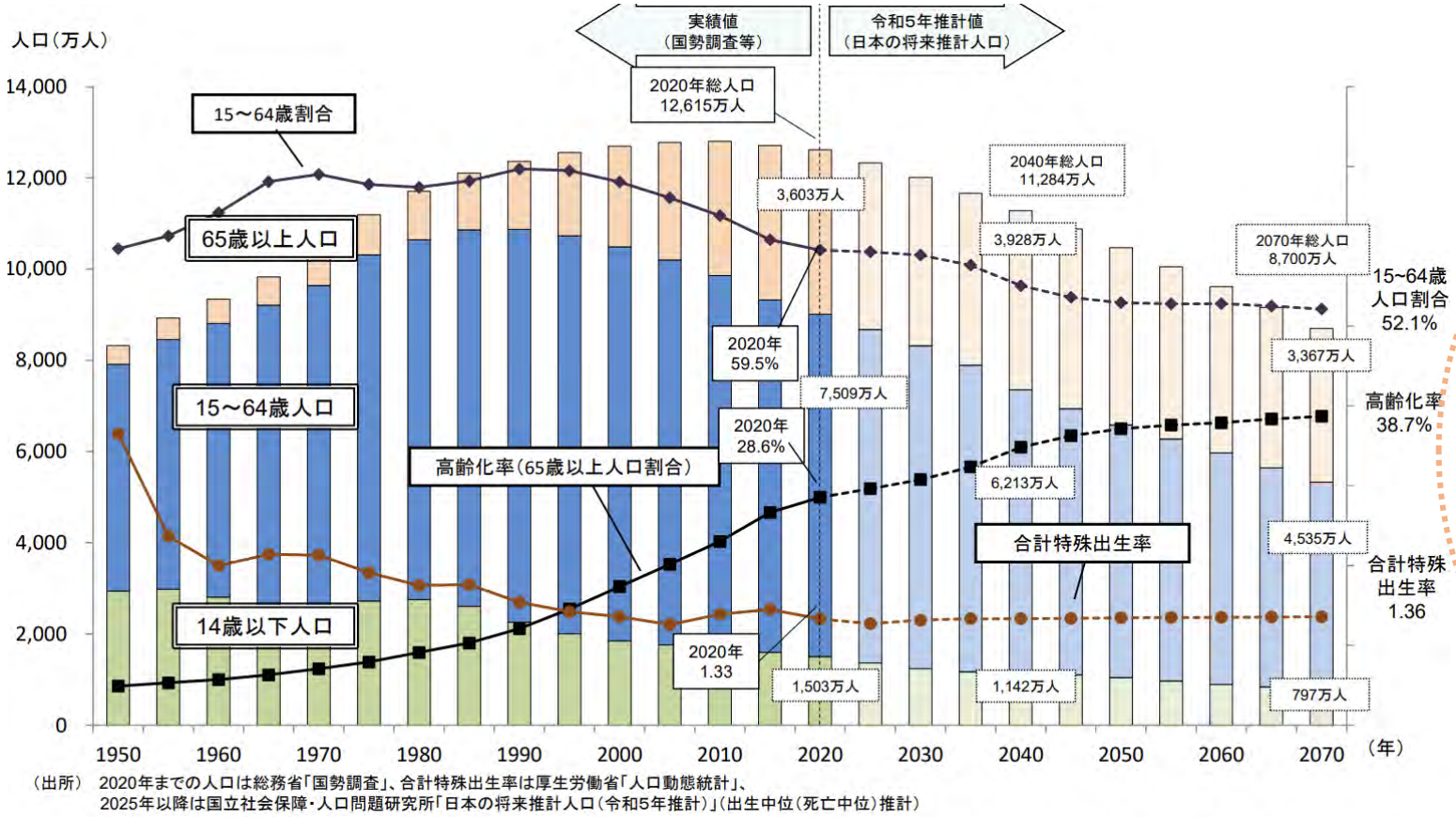
急速な少子高齢化① 5
急速な少子高齢化② 6
7
気候変動によるスポーツ実施環境の変化 8
国民の運動・スポーツ実施状況①（成人実施率） 9
国民の運動・スポーツ実施状況②（実施時間） 10
国民の運動・スポーツ実施状況③（Well-being） 11
スポーツの実施要因・阻害要因 12
入学前の外遊びの実施状況別に見た運動・スポーツ実施状況 13
卒業後にも自主的に運動やスポーツをしたいと思う児童生徒の割合 14
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の年次推移 15
1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 16
新体力テストの総合評価がC以上である児童生徒の割合 17
「運動・スポーツをすることは好き」と感じる子供の割合 18
新体力テストの合計点の推移、小学校入学前の外遊びの実施状況と新体力テスト合計点の関係性 19
障害のある児童生徒の体育の授業の参加状況 20
公立中学校における武道場の設置状況 21
部活動の地域展開等の進捗状況（休日） 22
学生期の運動・スポーツの実施状況 23
職場における運動・スポーツの取組 24
Sport in Lifeコンソーシアム加盟団体数 25
スポーツエールカンパニー認定団体数 26
女性の運動・スポーツの実施状況 27
障害者のスポーツ実施率の推移 28
在留外国人の推移 29
孤独・孤立の状況 30
社会保障給付費の推移 31
人的資本に関する経営課題 32
運動・スポーツ中の事故等の発生状況 33
スポーツにおける暴力行為等相談窓口の相談件数 34
部活動における体罰の発生状況 35
公認スポーツ指導者認定者数 36
学校管理下における死亡事故・重障害事故の傾向 37
体育活動時における死亡・障害事故の給付件数 38

急速な少子高齢化①

✓ 2025年には、団塊の世代が全て75歳以上になり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されている。（※１）

✓ 令和６年の出生数は、68 万　6173 人。昭和 24 年の 269 万 6638 人をピークに、減少傾向が続いている。（※２）

（※１）厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21481.html）
（※２）「令和６年（2024）人口動態統計（確定数）の概況」（令和７年９月16日厚生労働省）



（出典）厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21481.html）

○　人口減少が進む中、我が国を支える国民一人一人の健康及び体力の保持増進は極めて重要

○　そのため、スポーツに関わる人材の確保、育成、スポーツに関心のある層を広げる等することが必要

○　量から質への転換も必要

急速な少子高齢化②

スポーツ庁

✓ 子供の数が急速に減少し、部活動に参加する生徒の数も減少。地域によっては、団体競技のチームを組むのに必要な人数が集まらず、試合ができない、日頃の練習が十分にできないといったことも生じている。

少子化の進展（中学生世代の人口の急激な減少）

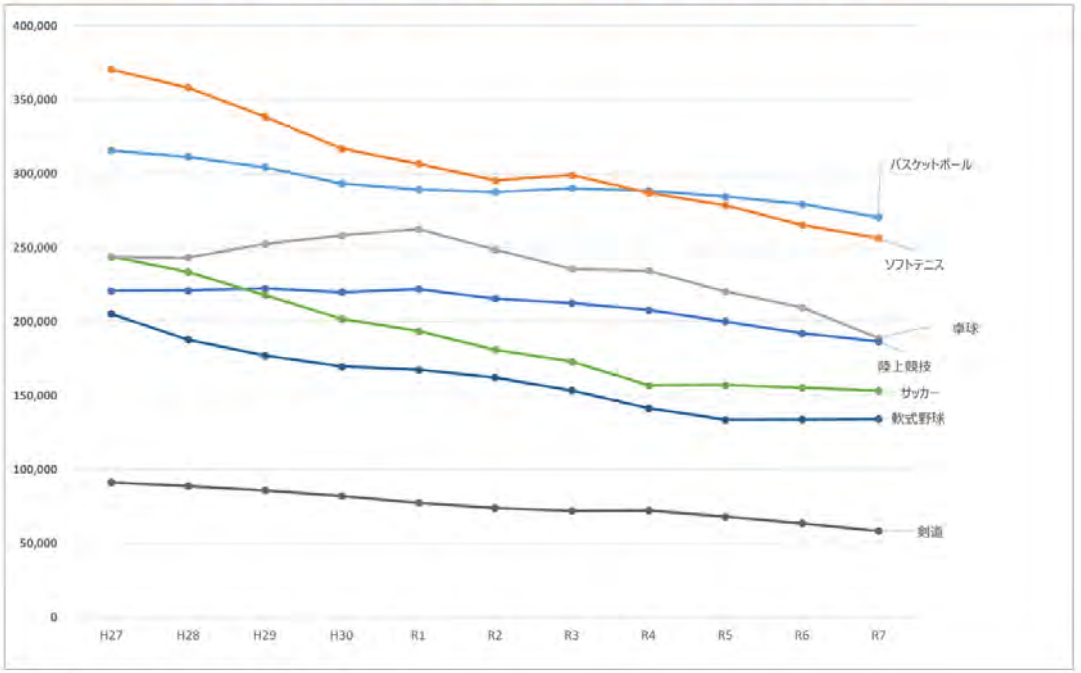
● 学校数の減少、それ以上に進む少子化で**生徒数／学校はさらに小さく**なる中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年４月）」により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和５年推計）詳細結果表」の「１．出生中位（死亡中位）推計」）を基に算出。

運動部活動に加入している中学生数の推移



（出典）日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

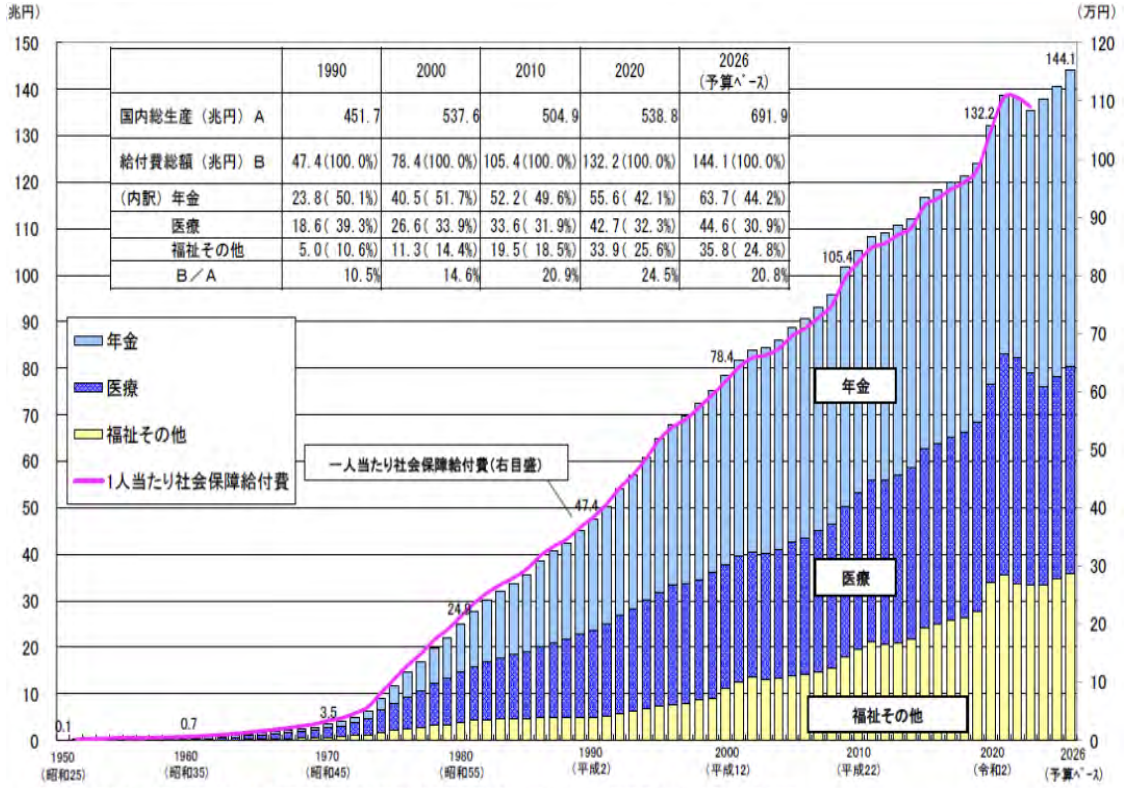
急激な少子化が進む中、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ等に親しむ機会を確保するため、部活動の地域展開等を推し進めるなど、従来とは異なるスポーツの実施環境の確保が必要

社会保障給付費の推移等

✓ 高齢化の進展に伴い、社会保障給付費は年々増加しており、令和８（2026）年度（予算ベース）では144.1 兆円（対ＧＤＰ比20.8%）に達している。

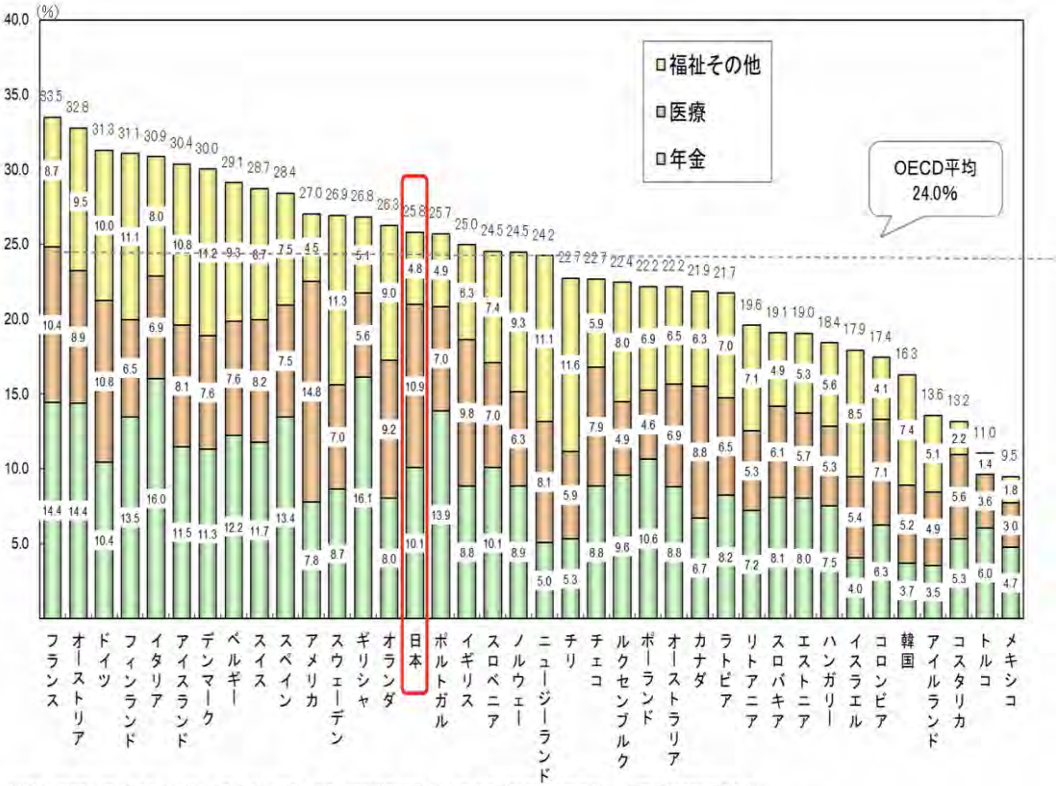
＜社会保障給付費の推移＞

	1990	2000	2010	2020	2026（予算ベース）
国内総生産（兆円）A	451.7	537.6	504.9	538.8	691.9
給付費総額（兆円）B	47.4（100.0%）	78.4（100.0%）	105.4（100.0%）	132.2（100.0%）	144.1（100.0%）
（内訳）年金	23.8（50.1%）	40.5（51.7%）	52.2（49.6%）	55.6（42.1%）	63.7（44.2%）
医療	18.6（39.3%）	26.6（33.9%）	33.6（31.9%）	42.7（32.3%）	44.6（30.9%）
福祉その他	5.0（10.6%）	11.3（14.4%）	19.5（18.5%）	33.9（25.6%）	35.8（24.8%）
B／A	10.5%	14.6%	20.9%	24.5%	20.8%



資料：2023年度までは国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度社会保障費用統計」、2024～2026年度（予算ベース）は厚生労働省推計、
2026年度の国内総生産は「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和8年1月23日閣議決定）」
（注）図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2026年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

＜社会保障給付の対GDP比の国際比較＞

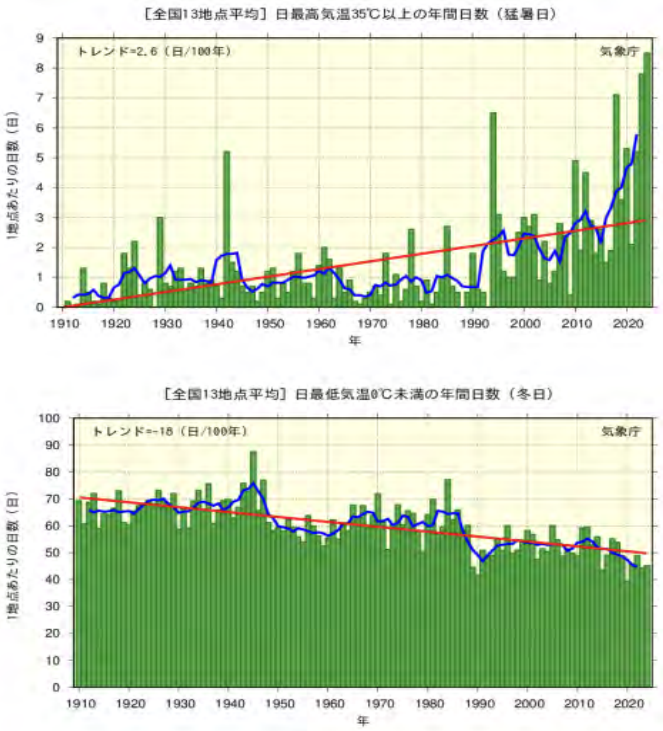


（出典） OECD：“Social Expenditure Database”に基づき、厚生労働省で算出したもの（20250912閲覧）。いずれも2021年の数値。
（注） OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用（施設整備費等）も計上されている。
社会支出は、公的社会支出（Public Expenditure）＋義務的私的社会支出（Mandatory Private Expenditure）。

出典：「社会保障の給付と負担の現状」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html）（2026年11月閲覧 厚生労働省ホームページ）

気候変動によるスポーツ実施環境の変化

✓ 1910 年以降（熱帯夜については 1929年以降）、日最高気温が 30°C 以上の日（真夏日）、35°C 以上の日（猛暑日）及び日最低気温が25°C 以上（熱帯夜）の日数は、いずれも増加している。特に、猛暑日の日数は 1990 年代半ばを境に大きく増加。一方、同期間における日最低気温が0°C 未満（冬日）の日数は減少。



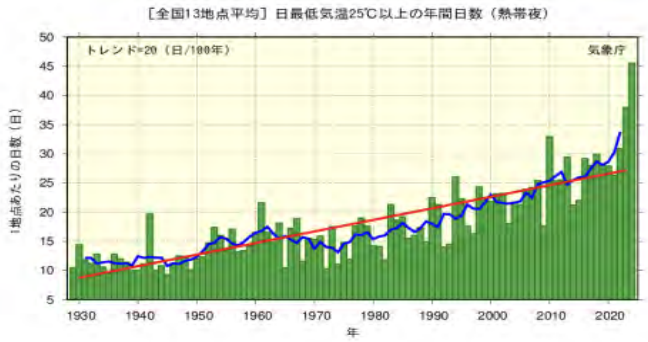


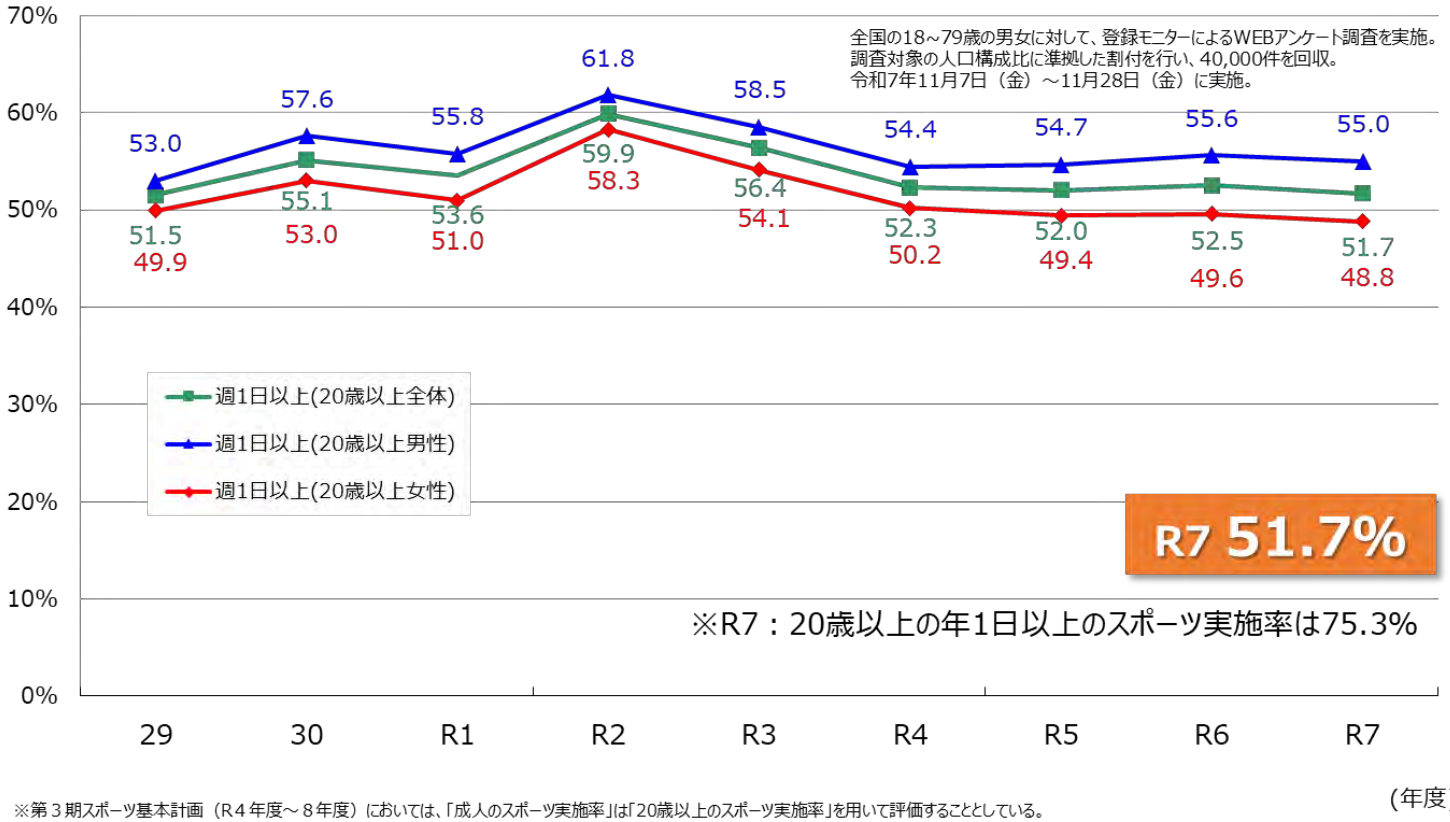
図 4-1.3　日本の日最高気温 35°C 以上（猛暑日）、日最低気温 25°C 以上（熱帯夜）、日最低気温 0°C 未満（冬日）の年間日数の経年変化
左上が日最高気温 35°C 以上（猛暑日）、右上が日最低気温 25°C 以上（熱帯夜）、左下が日最低気温 0°C 未満（冬日）の年間日数の変化を示す。統計期間は、猛暑日・冬日については 1910～2024 年、熱帯夜については 1929～2024 年である。棒グラフ（緑）：各年の年間日数（全国 13 地点における平均で 1 地点当たりの値）、折れ線（青）：5 年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向を示す。

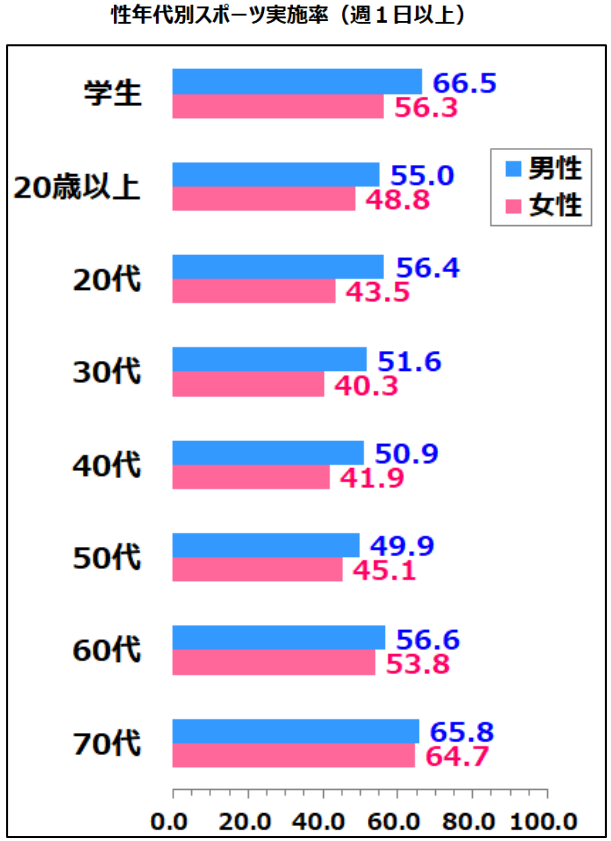
気候変動にも対応した
安心・安全な実施環境
の整備が必要

（出典）「日本の気候変動2025　大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書」（2025年３月文部科学省、気象庁）

国民の運動・スポーツの実施状況①

- ✓ 20歳以上の週１日以上のスポーツ実施率は、51.7%となり、令和４年以降ほぼ横ばいで、平成29年と比較しても同程度となっている。
- ✓ 男女別では、男性が55.0%、女性が48.8%で男性より女性の実施率が低い状態が続いており、かつ男女の差が拡大し、男女差は過去最大となっている。また、男女差は、学生期～40代にかけて大きくなっている。
- ✓ 年代別では、20代～50代の子育て・働き盛り世代で引き続き低い傾向となっている。





※「学生」の年齢範囲：18歳～24歳

※第３期スポーツ基本計画（R４年度～８年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。

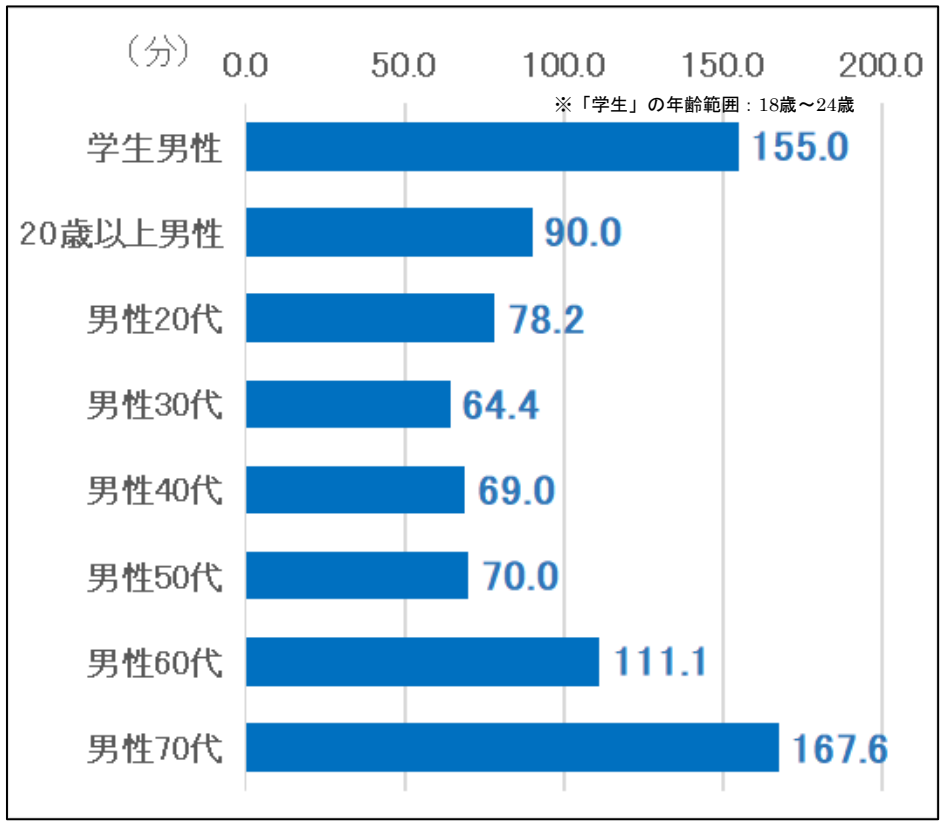
※運動・スポーツ種目については、スポーツのとらえ方に関するその時々の状況を踏まえて検討している。

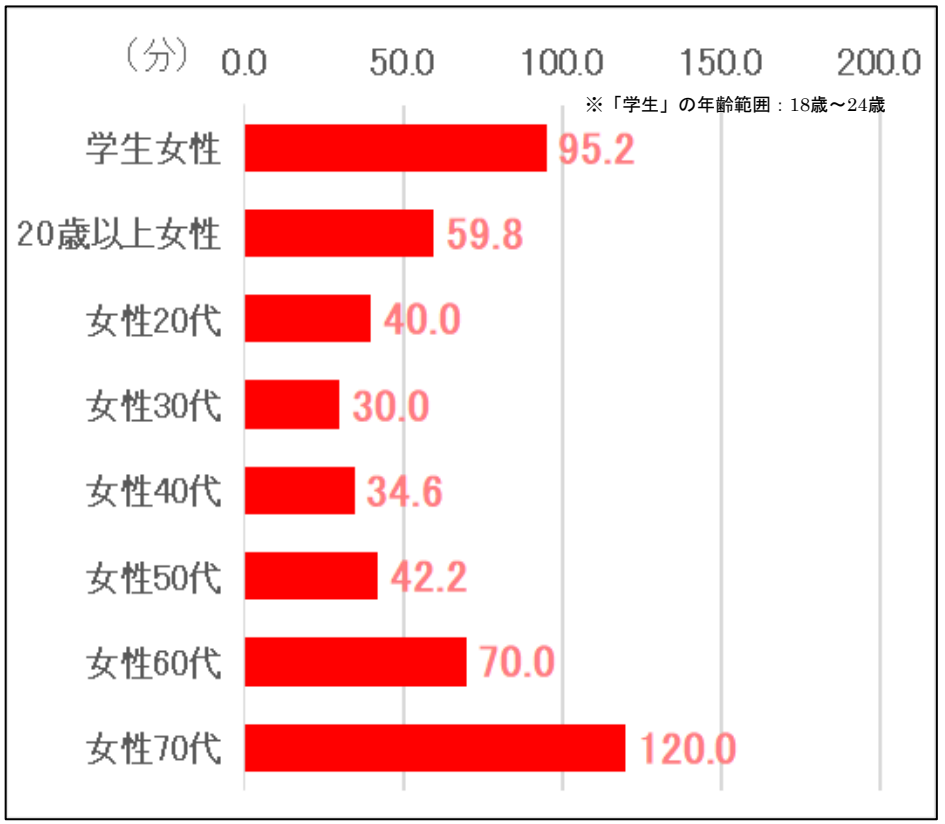
（出典）スポーツ庁　令和７年度スポーツの実施状況等に関する世論調査

国民の運動・スポーツの実施状況②

スポーツ庁

- ✓ 20歳以上の１週間あたりの運動・スポーツ実施時間の中央値は、69.0分（男性90.0分、女性59.8分）となっている。
- ✓ 性年代別にみると、男女ともに20代～50代の子育て・働き盛り世代と、60代以上の世代で大きな差があり、特に20代～50代女性の運動・スポーツ実施時間が１週間あたり30～40分程度と顕著に短く、同世代の男性と比べても半分程度にとどまっている。





（出典）スポーツ庁　令和７年度スポーツの実施状況等に関する世論調査

国民の運動・スポーツの実施状況③

スポーツ庁

- ✓ 各運動・スポーツ種目の複数実施率とWell-being（充実度、幸福度）との間には正の相関が認められ、複数人で実施する割合が高い種目ほど、Well-beingが高い傾向がみられた。
- ✓ 運動・スポーツ種目別にその種目以外に実施している種目数（他種目実施数）をみると、「スキー（6.3種目）」「卓球（6.2種目）」「ハイキング・ワンダーフォーゲル・オリエンテーリング（5.9種目）」の順に多かった。また、他種目実施数とWell-being（充実度、幸福度）との間にも正の相関が認められ、多様な種目を実施している者ほどWell-beingが高い傾向が見られた。

種目名	回答人数	【複数人】で行う方が多い	【1人】で行う方が多い	充実感	幸福感	他種目実施数	（参）実施順位
ゴルフ（コースでのラウンド）	1,779	96.3	3.7	7.10	7.32	3.7	8
バドミントン	566	96.1	3.9	7.17	7.30	5.1	16
テニス・ソフトテニス	801	95.8	4.2	7.31	7.51	4.7	12
卓球（ラージボール含む）	513	94.9	5.1	7.14	7.28	6.2	18
野球（硬式・軟式等）	568	93.0	7.0	7.36	7.28	5.4	19
ボウリング	505	90.5	9.5	6.98	7.27	5.8	13
スキー	552	74.1	25.9	7.05	7.24	6.3	15
ハイキング・ワンダーフォーゲル・オリエンテーリング	577	71.4	28.6	7.01	7.37	5.9	14
登山・トレッキング・トレイルランニング・ロッククライミング	1,127	65.0	35.0	7.02	7.21	5.1	10
釣り	594	56.6	43.4	6.41	6.72	5.8	17
エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	2,176	50.6	49.4	7.04	7.28	3.1	7
アクアエクササイズ・水中ウォーキング	580	40.1	59.9	7.55	7.70	4.8	20
水泳（競泳・水球・飛び込み・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング等）	1,145	31.5	68.5	7.25	7.34	5.1	11
体操（ラジオ体操・職場体操・美容体操・太極拳等）	3,824	29.4	70.6	6.63	7.03	3.2	5
ゴルフ（練習場・シミュレーションゴルフ）	1,378	26.6	73.4	7.06	7.27	4.3	9
ウォーキング（散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩き・自ら進んで行う歩行等）	23,962	15.4	84.6	6.45	6.74	1.6	1
トレーニング（筋力トレーニング・トレッドミル・エアロバイク・室内運動器具を使ってする運動等）	4,767	10.8	89.2	6.87	6.99	3.2	3
ランニング（ジョギング）・マラソン・駅伝	4,023	10.5	89.5	7.09	7.12	3.7	4
サイクリング・自ら進んで行う自転車利用	3,178	9.2	90.8	6.60	6.78	3.6	6
階段昇降（2アップ３ダウン・エレベーターに乗らず階段を使用する等）	8,220	5.3	94.7	6.55	6.85	2.9	2
(参考)この1 年間に運動・スポーツはしなかった・わからない	9,824	–	–	5.11	5.61	0.0	–

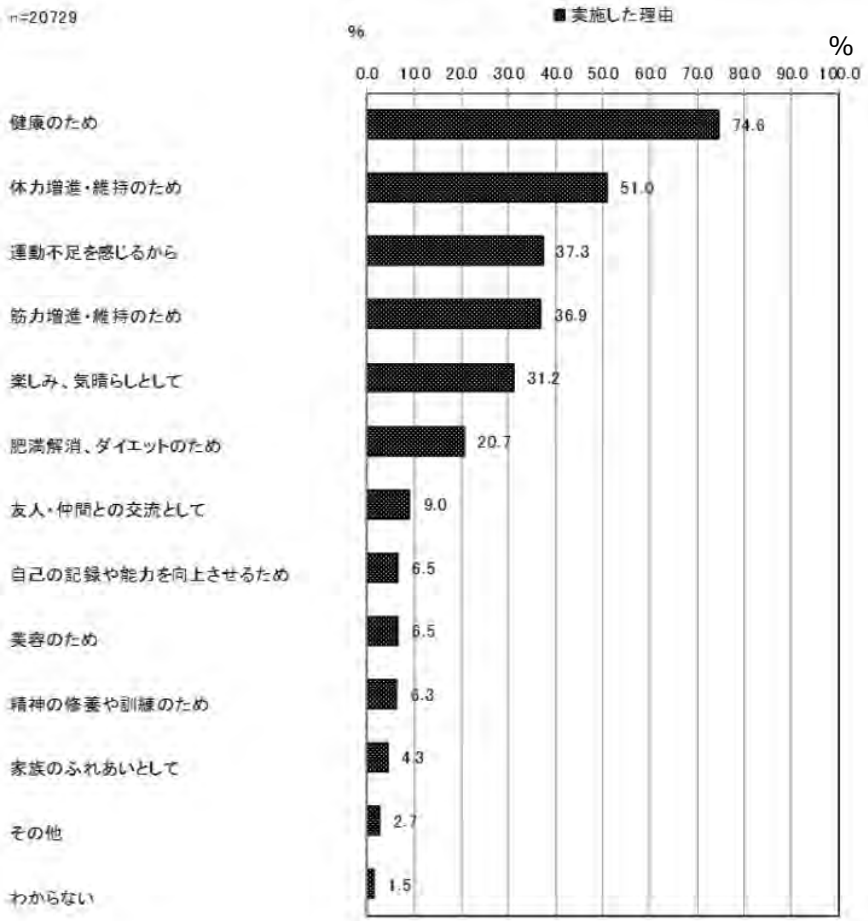
（出典）スポーツ庁　令和７年度スポーツの実施状況等に関する世論調査

スポーツの実施要因・阻害要因

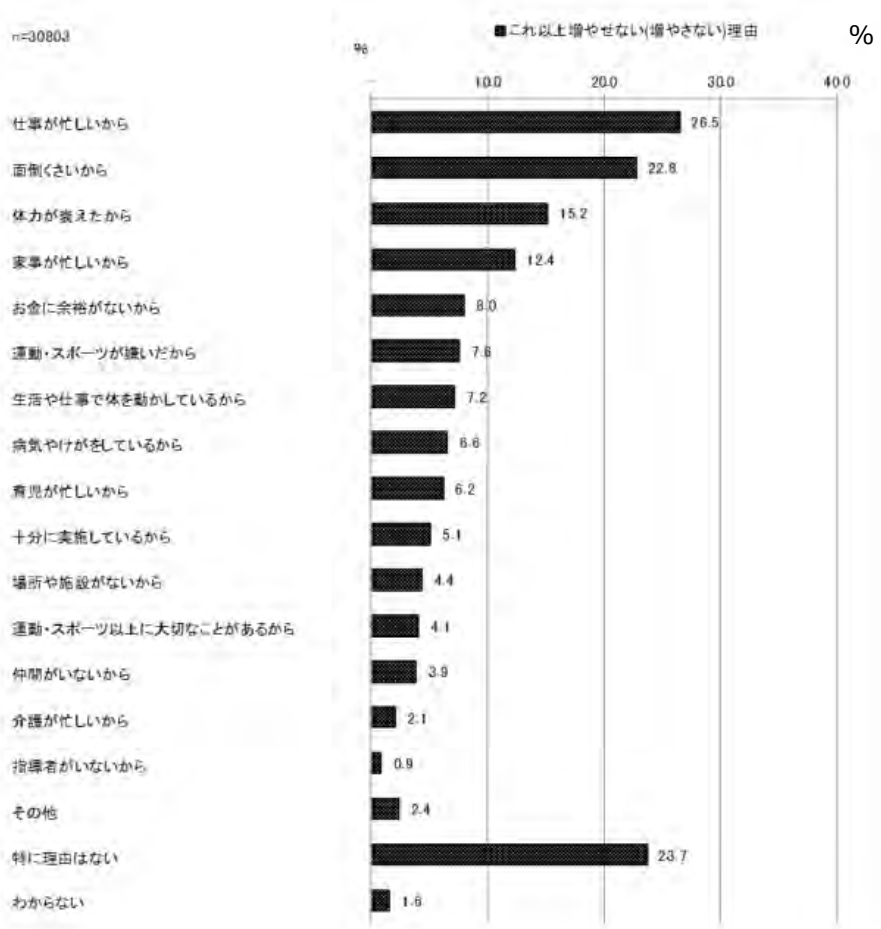
スポーツ庁

- ✓ 運動・スポーツを実施した理由は「健康のため」(74.6%）が最も高く、「体力増進・維持のため」（51.0%）、「運動不足を感じるから」（37.3%）が続いている。
- ✓ スポーツの阻害要因は「仕事が忙しいから」（26.5%）、「面倒くさいから」（22.8%）、「体力が衰えたから」（15.2%）と続いている。

運動・スポーツを実施した理由



運動・スポーツを実施する頻度が減ったまたはこれ以上増やせない理由（複数回答可）



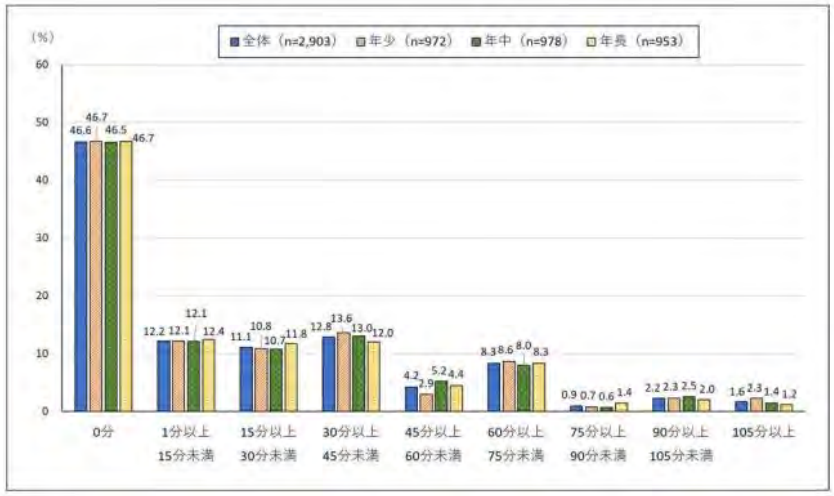
（出典）スポーツ庁　令和７年度スポーツの実施状況等に関する世論調査

入学前の外遊びの実施状況別に見た運動・スポーツ実施状況

スポーツ庁

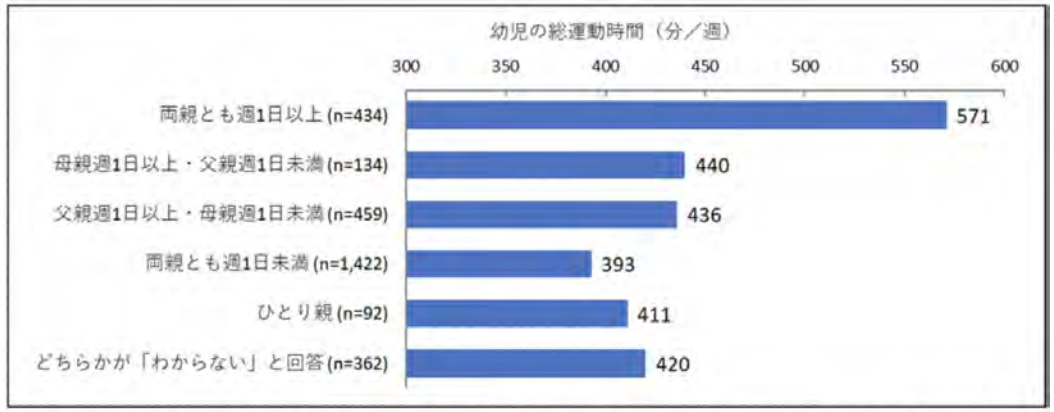
- ✓ 平日に園外で全く外遊びをしない幼児も多い。
- ✓ 幼児期の外遊びの状況が小学校段階の運動習慣や体力にも影響する。

幼児の園外における平日１日あたりの外遊び時間



（出典）笹川スポーツ財団 「2023年度 全国の幼児（3～6 歳）を対象とした運動実施状況に関する調査研究」

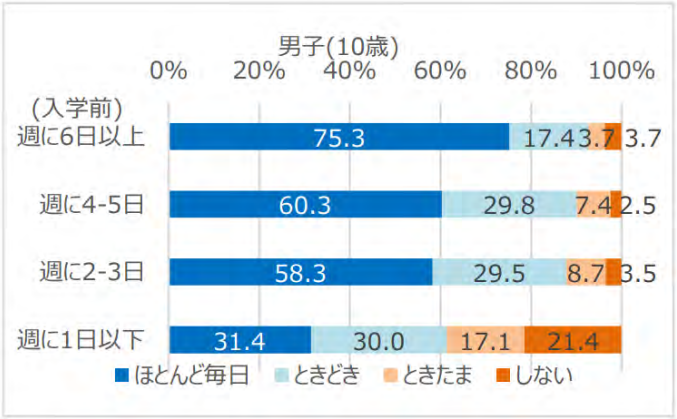
保護者の運動習慣と幼児の運動習慣

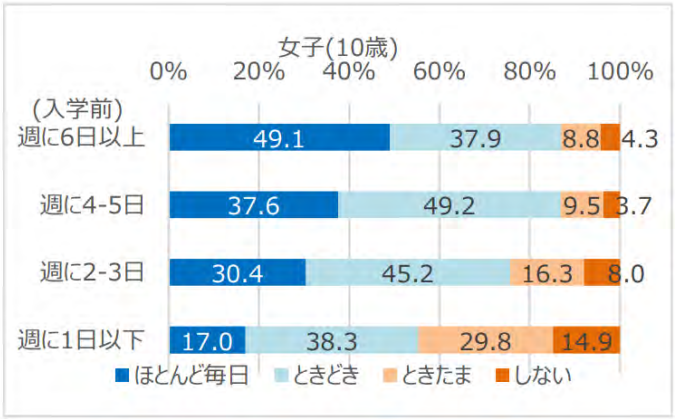


注１）値は共分散分析の調整平均（共変量：子どもの性別、年齢、就園状況、きょうだい人数、世帯年収、親の学歴、運動・スポーツの習いごと）
注２）多重比較：両親とも週1日以上＞母親週1日以上・父親週1日未満、父親週1日以上・母親週1日未満、両親とも週1日未満、どちらかが「わからない」と回答

（出典）笹川スポーツ財団 「2023年度 全国の幼児（3～6 歳）を対象とした運動実施状況に関する調査研究」

入学前の外遊びの実施状況別に見た運動・スポーツ実施状況（10歳）





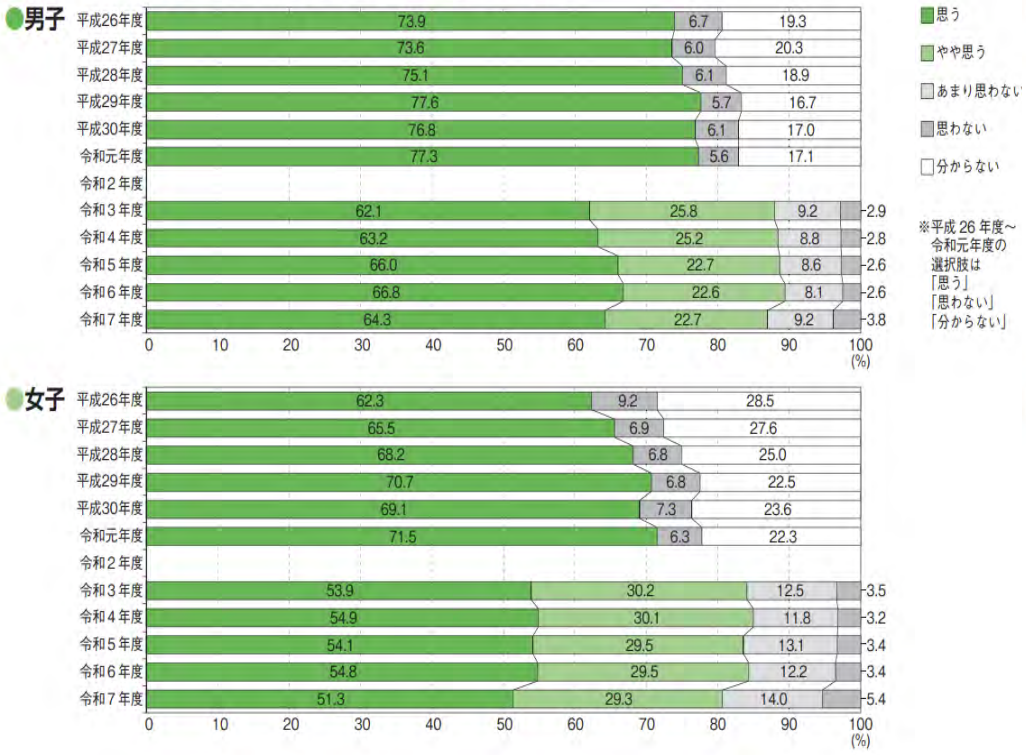
（出典）令和元年度スポーツ庁「体力・運動能力調査」

卒業しても運動する時間を持ちたいと思う児童・生徒の割合

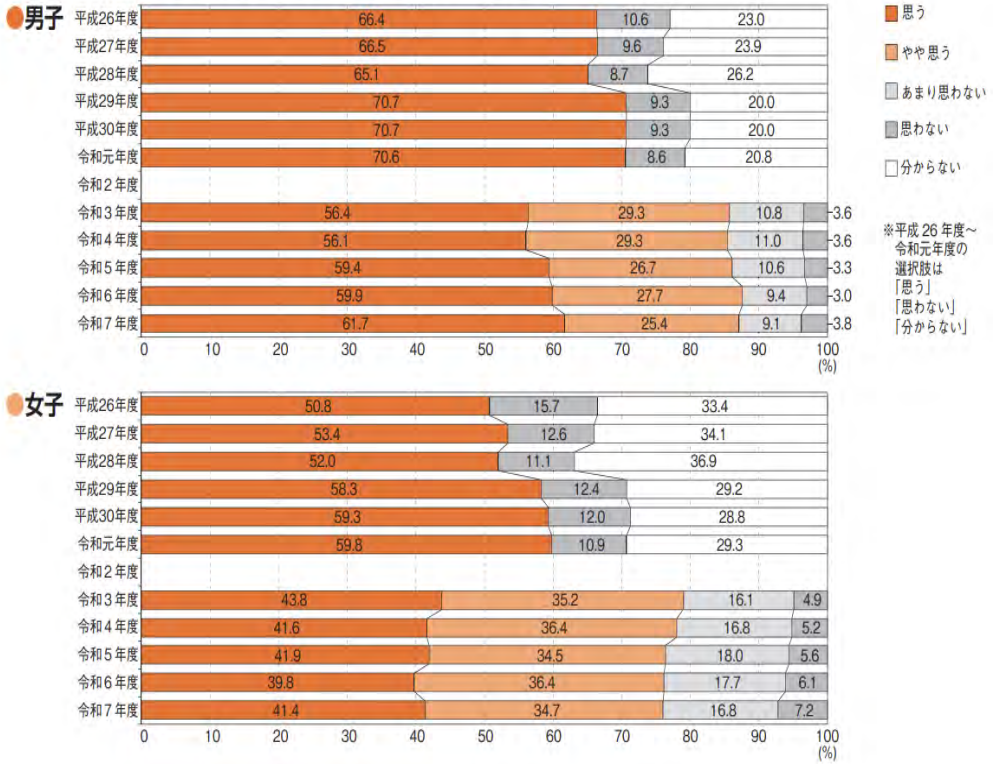
スポーツ庁

✓ 自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと「思う・やや思う」の児童の割合は83.9%、生徒の割合は81.7%である。

〔「卒業しても運動する時間を持ちたいと思う」の経年変化〕



〔「卒業しても運動する時間を持ちたいと思う」の経年変化〕

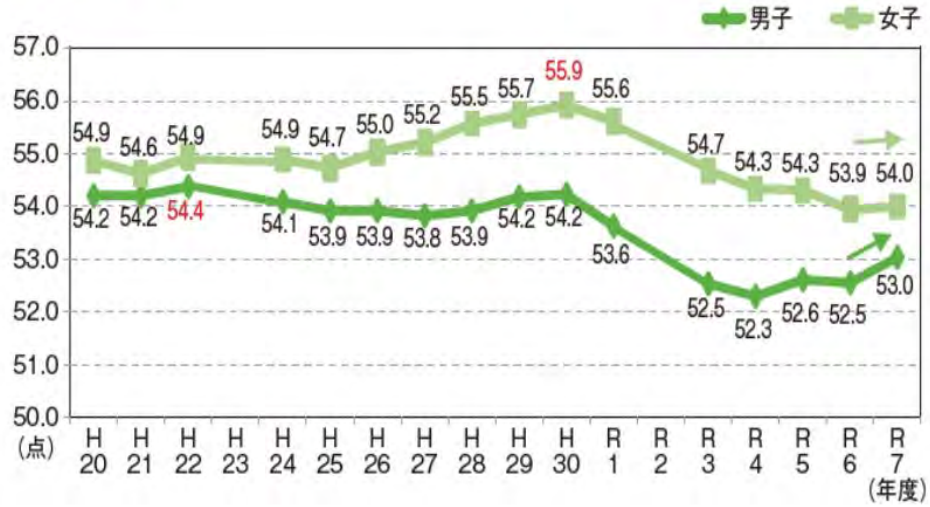


（出典）令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

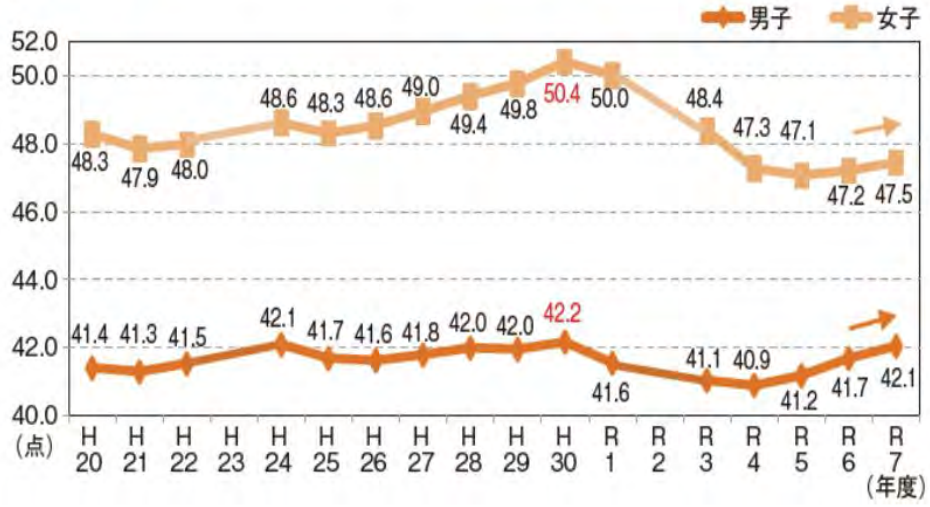
体力合計点の年次推移

✓ 体力合計点は、小中学校男女ともに前年度から向上しているが、中学校男子を除いて
コロナ前の水準に至っていない。

小学校



中学校

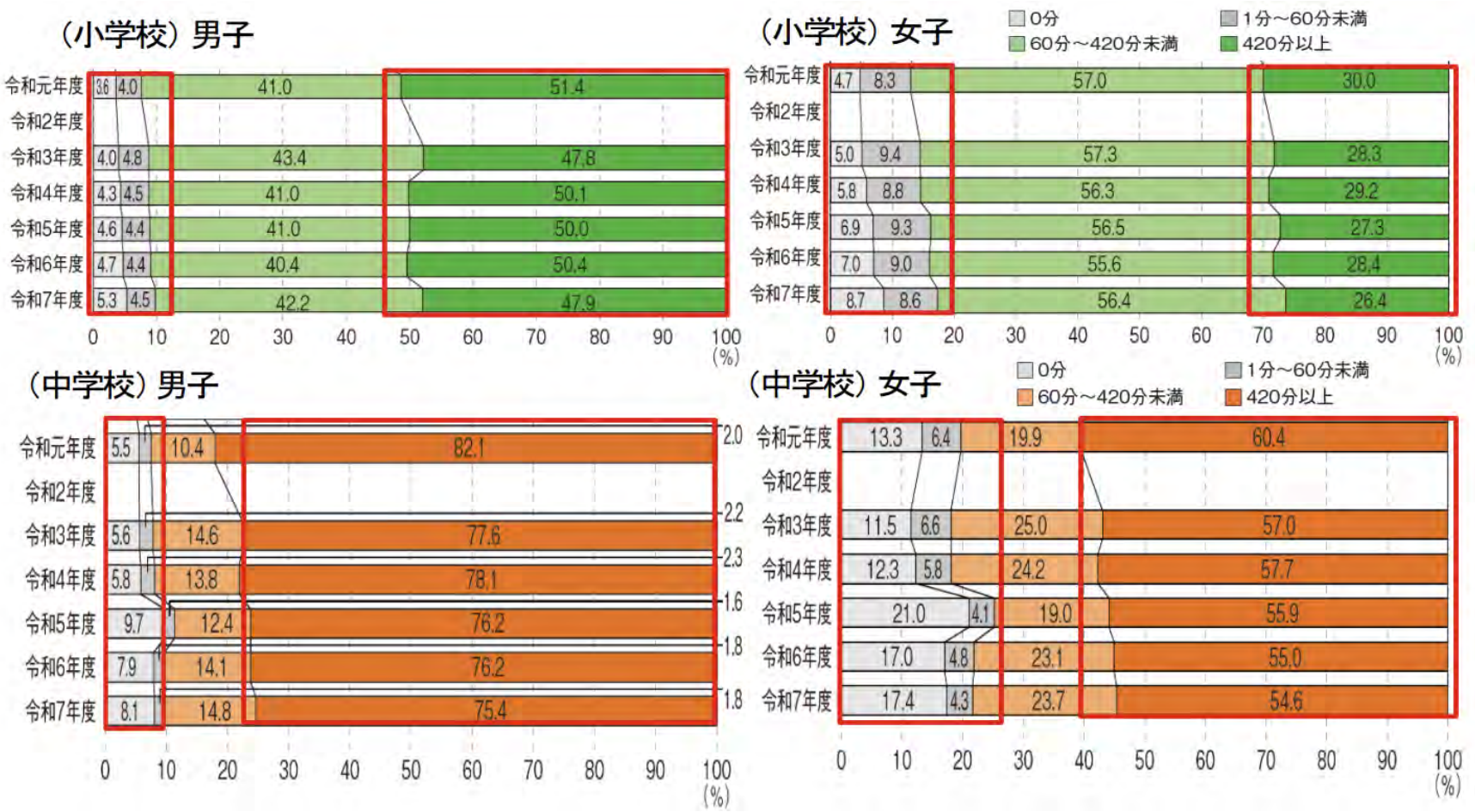


（出典）令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

児童生徒の１週間の総運動時間

スポーツ庁

- ✓ １週間の総運動時間が420 分以上の割合は、小中学校男女ともに減少傾向である。
- ✓ １週間の総運動時間が 60 分未満の割合は、小中学校男女ともに増加傾向である。

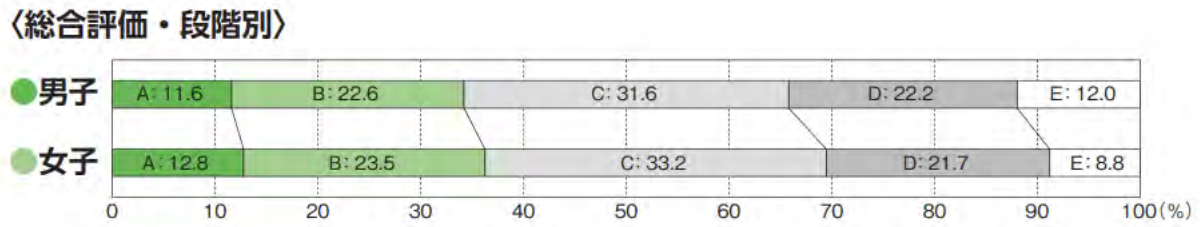


（出典）令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

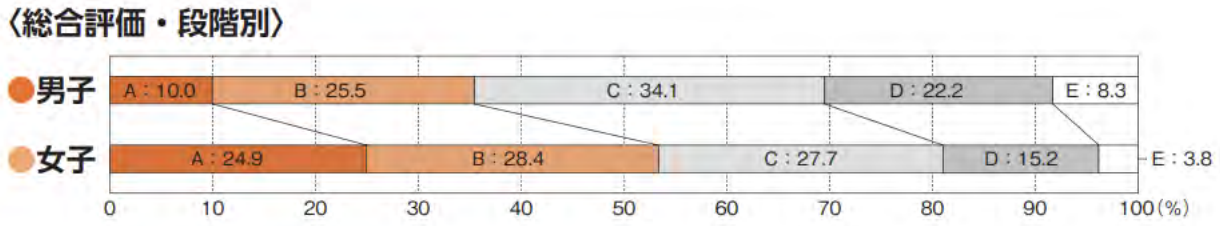
新体力テストの総合評価

✓ 新体力テストの総合評価がC以上である児童の割合は67.6%、生徒の割合75.2%である。

小学生



中学生

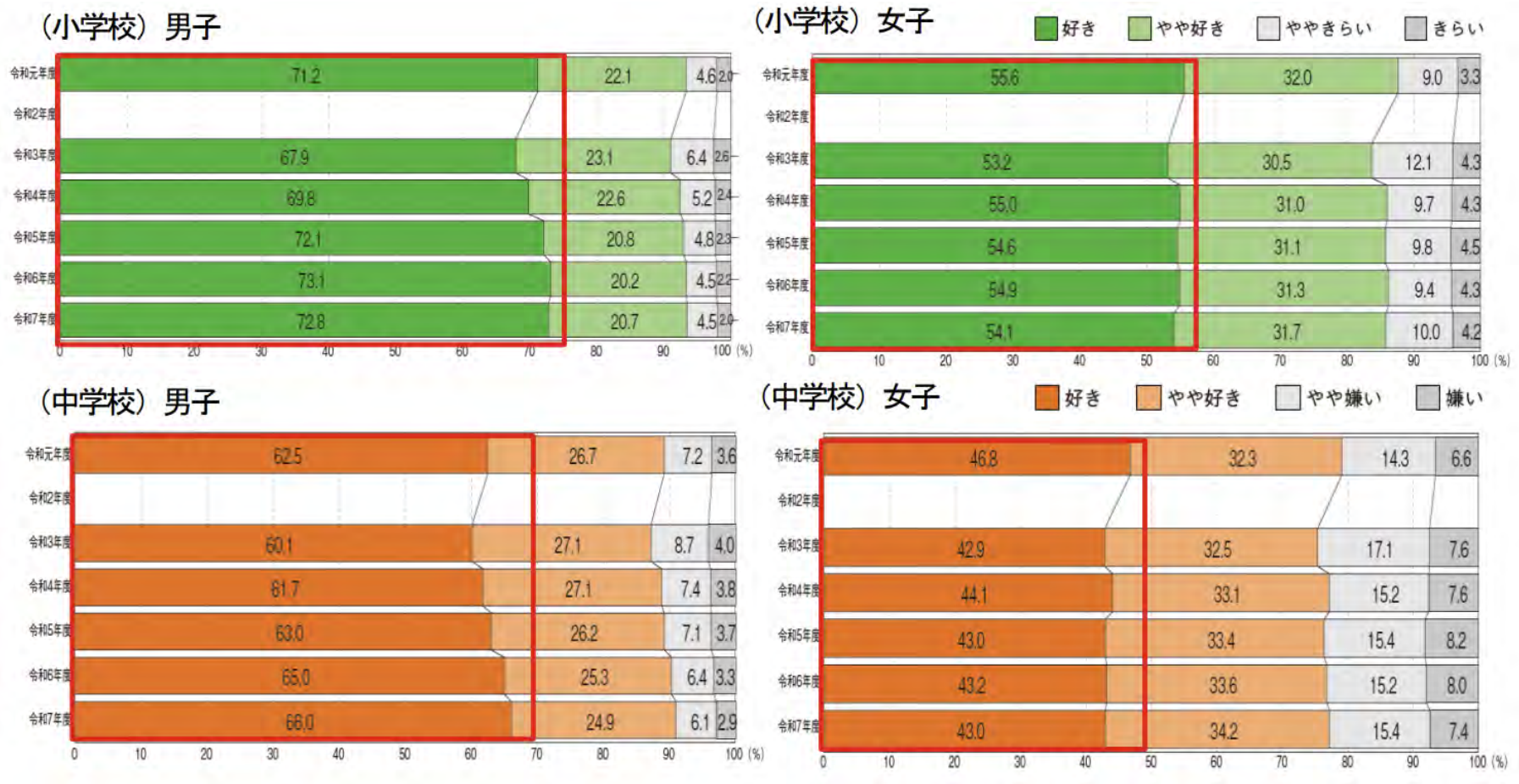


（出典）令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

「運動・スポーツをすることは好き」と感じる児童生徒の割合

スポーツ庁

- ✓ 運動やスポーツをすることは「好き」と答えた児童生徒は、小中学校男子で増加傾向、小中学校女子で減少傾向である。
- ✓ 運動やスポーツをすることは「好き・やや好き」と感じる児童の割合は89.7%、生徒の割合は84.2%。



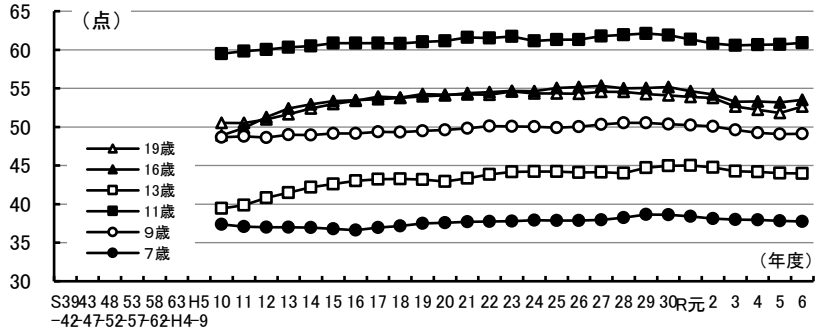
（出典）令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

新体力テストの合計点の推移、
小学校入学前の外遊びの実施状況と新体力テスト合計点の関係性

スポーツ庁

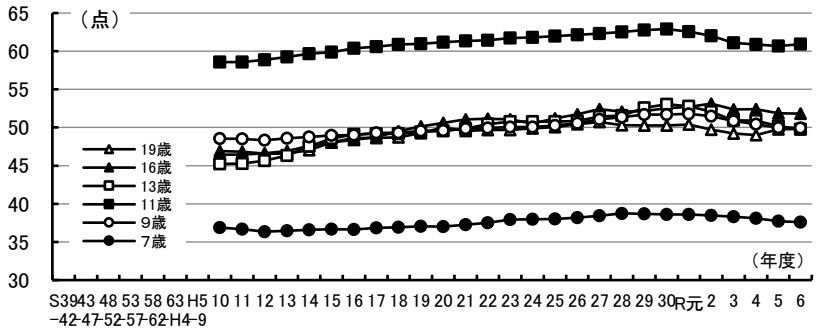
- ✓ 平成10年頃と令和６年度を比較すると、合計点では男女ともいずれの年代でも令和６年度の方が高い結果となっており、最近10年では、男子のみ過半数の年代で低下傾向を示している。
- ✓ 小学校入学前の外遊びの実施状況別体力テストの合計点を比較すると、外遊びの実施が多い子供の方が合計点が高い傾向を示している。

新体力テスト合計点（男子）



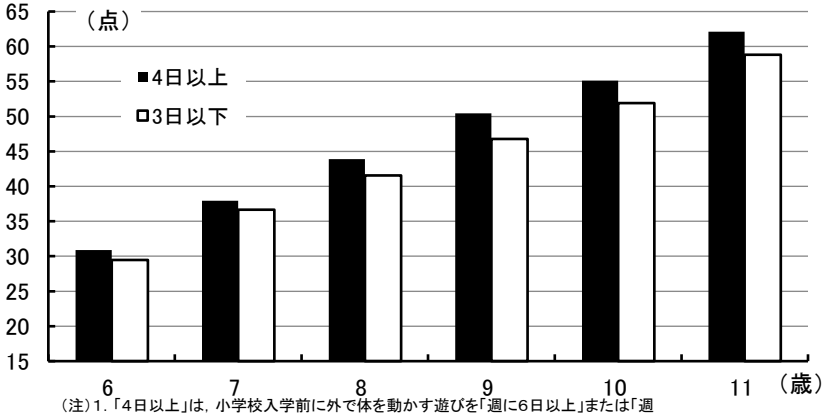
（注）1. 図は，3点移動平均法を用いて平滑化してある。
2. 合計点は，新体力テスト実施要項の「項目別得点表」による。
3. 得点基準は6～11歳，12～19歳で異なる。
4. 令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため実施時期や標本数等が異なる。

新体力テスト合計点（女子）



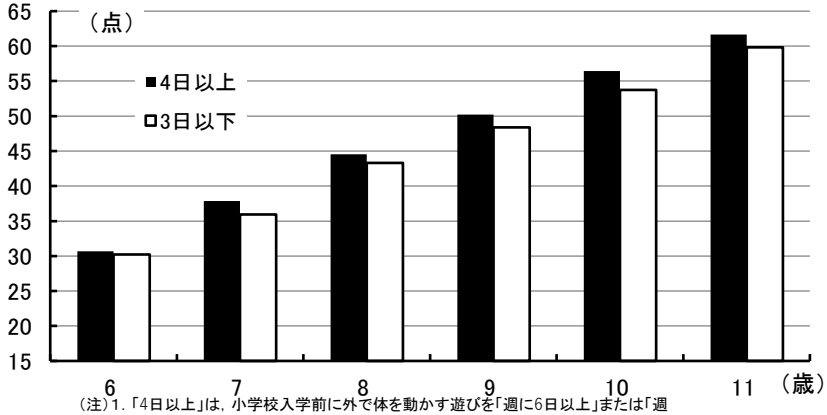
（注）1. 図は，3点移動平均法を用いて平滑化してある。
2. 合計点は，新体力テスト実施要項の「項目別得点表」による。
3. 得点基準は6～11歳，12～19歳で異なる。
4. 令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため実施時期や標本数等が異なる。

小学校入学前の外遊びの実施状況別新体力テストの合計点（男子）



（注）1.「4日以上」は，小学校入学前に外で体を動かす遊びを「週に6日以上」または「週に4-5日」していた群を，「3日以下」は，「週に2～3日」「週に1日以下」していた群を示す。
2. 合計点は，新体力テスト実施要項の「項目別得点表」による。

小学校入学前の外遊びの実施状況別新体力テストの合計点（女子）



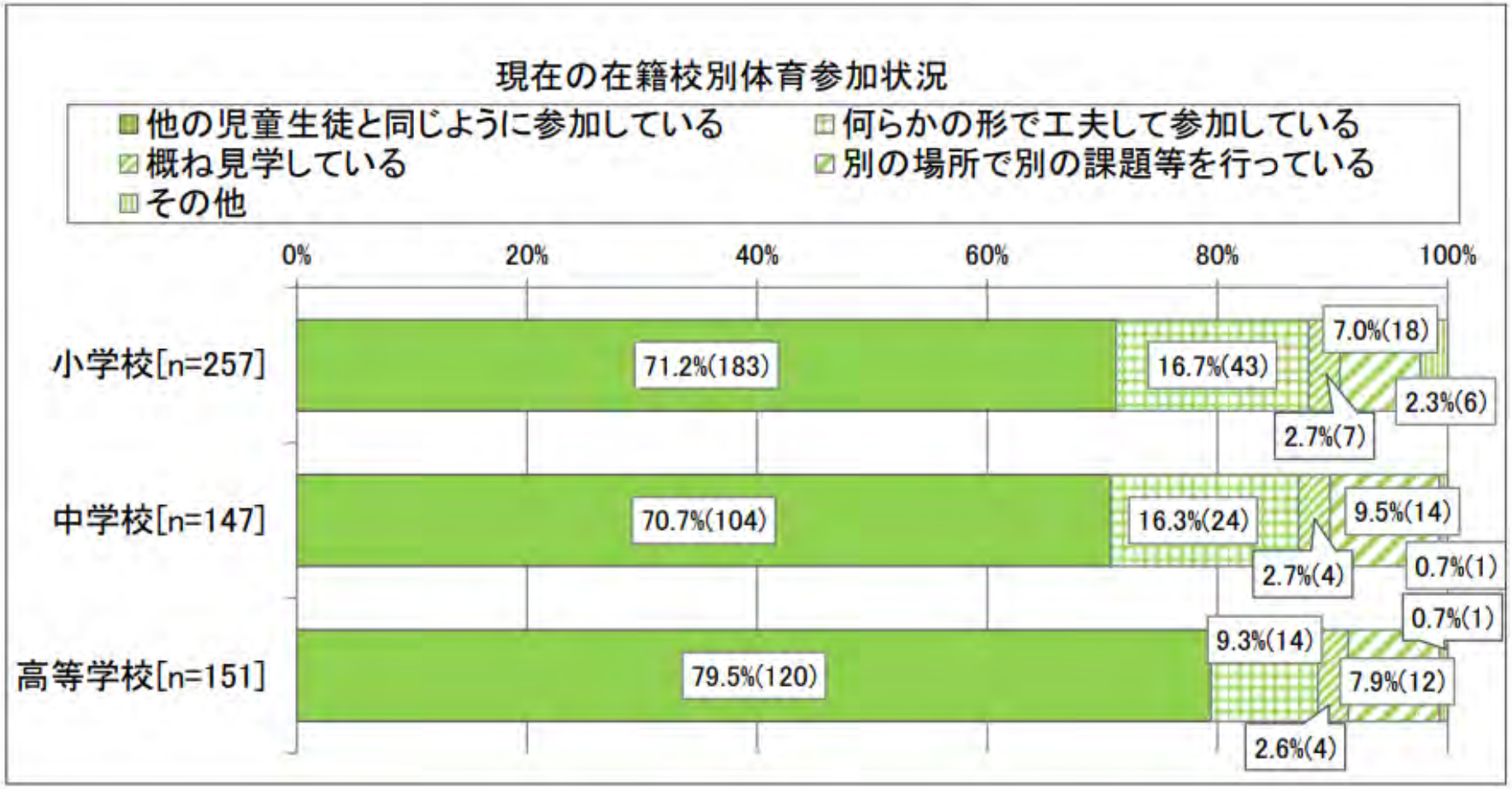
（注）1.「4日以上」は，小学校入学前に外で体を動かす遊びを「週に6日以上」または「週に4-5日」していた群を，「3日以下」は，「週に2～3日」「週に1日以下」していた群を示す。
2. 合計点は，新体力テスト実施要項の「項目別得点表」による。

(出典) 令和六年度「体力・運動能力調査報告書」（スポーツ庁）

障害のある児童生徒の体育の授業の参加状況

スポーツ庁

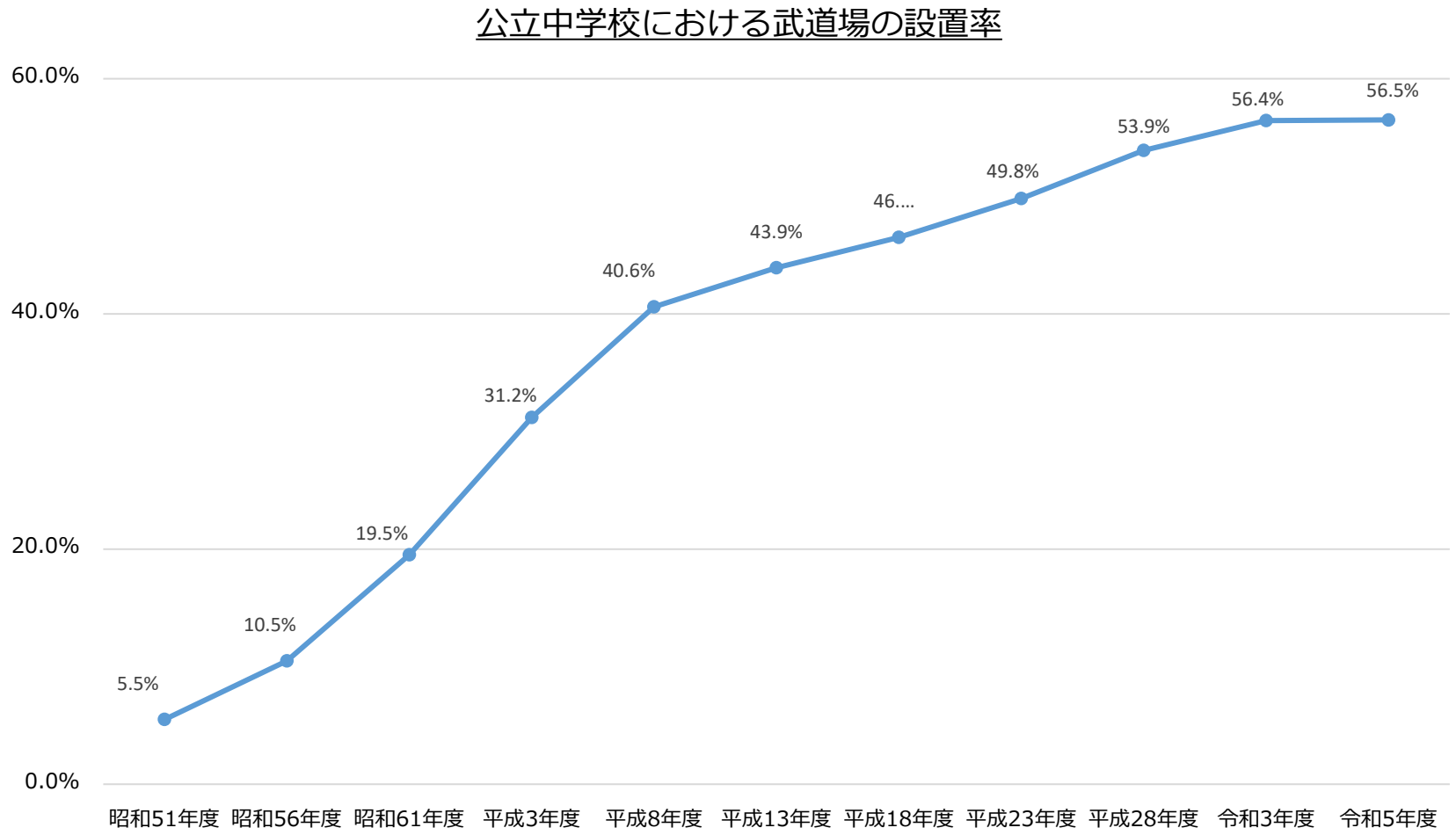
✓ 「他の児童生徒と同じように参加していた」割合は 小学校では71.2%、中学校では70.7%、高校では79.5%である。



（出典）『障害児・者のスポーツライフに関する調査研究（令和7年12月調査）』報告書（令和８年３月）

公立中学校における武道場の設置状況

✓ 公立中学校における武道場の設置率については、年々上昇しており、令和5年度で56.5%である。



※ 各調査年度の５月１日時点の数値を示している。

（出典）スポーツ庁調べ

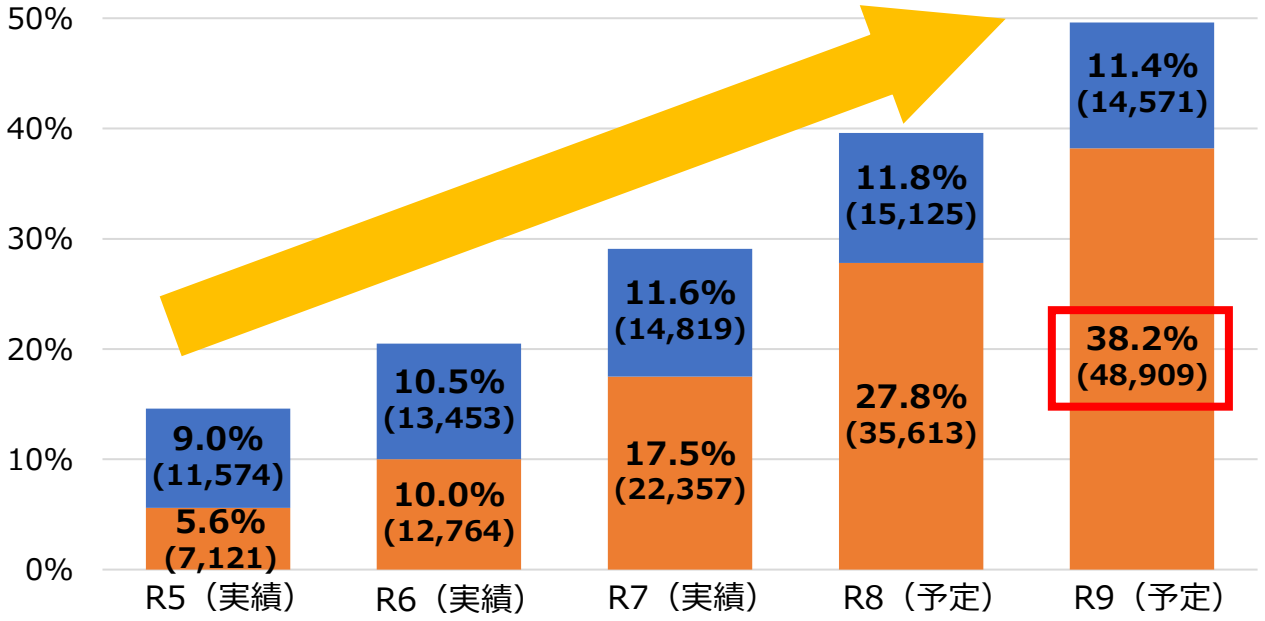
部活動の地域展開等の進捗状況（休日）

✓「改革推進期間」が始まった令和５年度以降、部活動の地域展開等が着実に進捗
✓「改革実行期間」２年目となる令和９年度には、約４割の部活動が地域展開し、地域クラブ活動となり、スポーツで1,315自治体、文化芸術で875自治体が地域展開に取り組む予定。

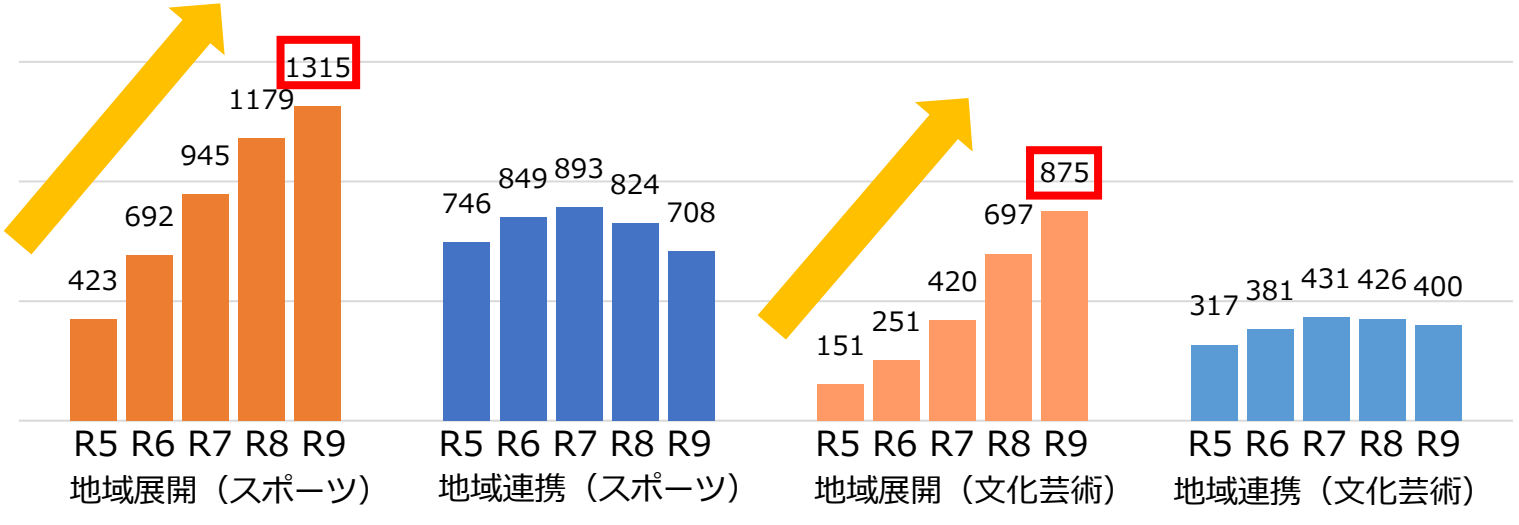
◆部活動数

（スポーツ・文化芸術合計）

地域展開（地域クラブ活動）
地域連携（合同部活動・部活動指導員）



◆自治体数



【出典】部活動改革の取組状況に関する調査（スポーツ庁・文化庁）

＜調査期間＞2025年5月7日～ 6月6日
＜調査対象＞全ての都道府県、市区町村等

※1 「地域展開」は、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態、「地域連携」は、合同部活動の実施と部活動指導員の活用の両方又はいずれかを行っている状態を指す

※2 部活動数の母数を128,000部（スポーツ100,000部、文化芸術28,000部）として割合を算出

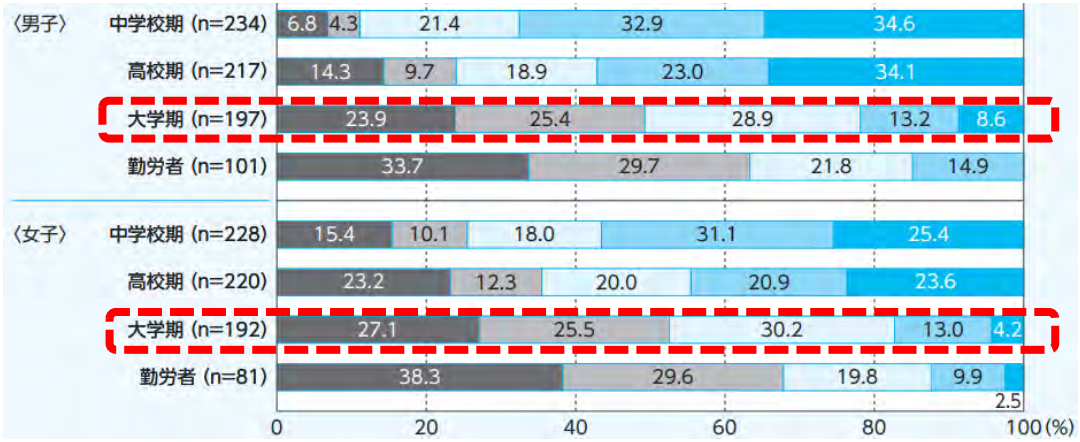
※3 自治体数は都道府県及び市区町村等の合計

学生期の運動・スポーツの実施状況

スポーツ庁

- ✓ 学生期にスポーツ実施レベルが大きく低下する傾向にある。
- ✓ スポーツ実施率の低下は男女ともに高校生から始まり、学生期も低下している。
- ✓ 運動・スポーツを実施しない理由として、「面倒くさいから（44.8%）」、「特に理由はない（19.2%）」、「運動・スポーツが嫌いだから（18.1%）」と続く。

＜運動・スポーツ実施レベル（学校期別・性別）＞

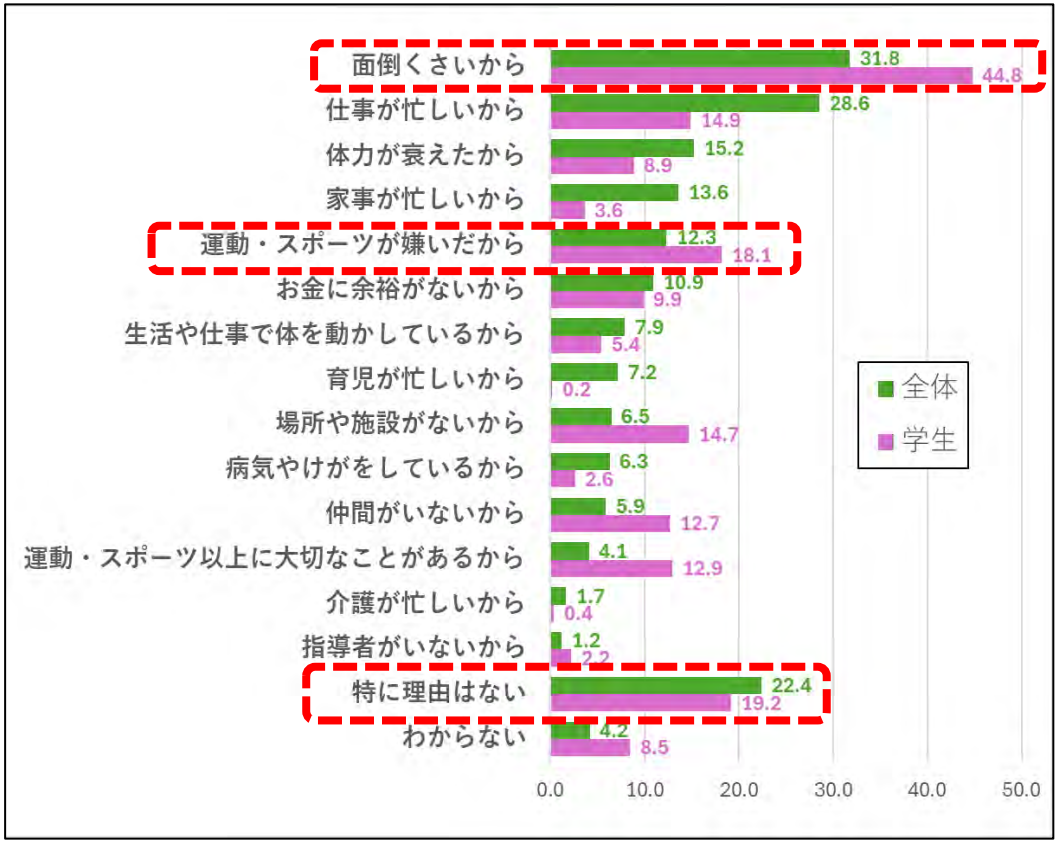


実施レベル	基　準
レベル0	過去1年間にまったく運動・スポーツをしなかった（0回／年）
レベル1	年1回以上週1回未満（1～51回／年）
レベル2	週1回以上週5回未満（52～259回／年）
レベル3	週5回以上（260回以上／年）
レベル4	週5回以上、1回120分以上、運動強度「ややきつい」以上

レベル0　レベル1　レベル2　レベル3　レベル4

（出典）笹川スポーツ財団「12～21歳のスポーツライフに関する調査2023」

＜学生期における運動・スポーツ実施の阻害要因＞

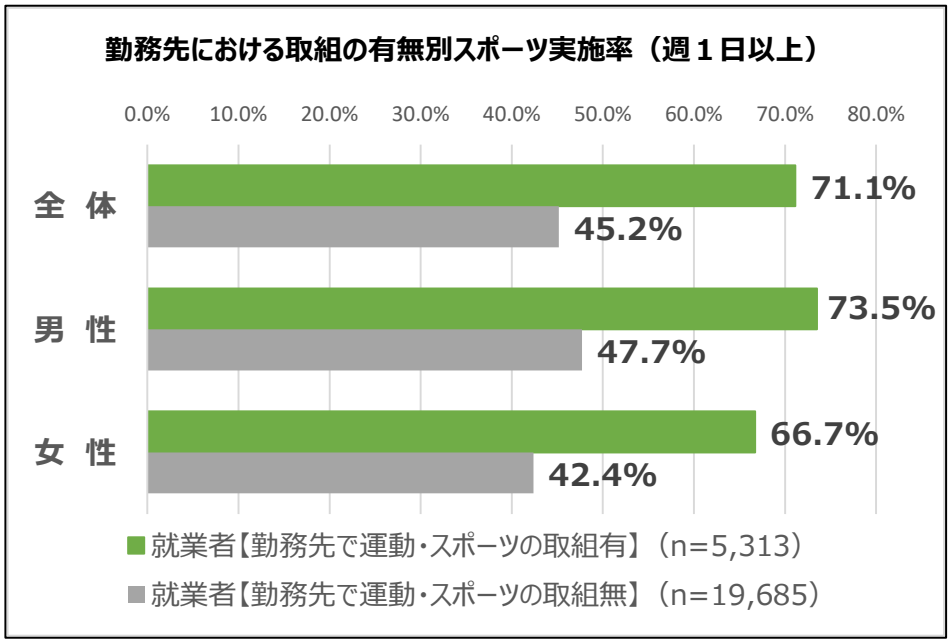


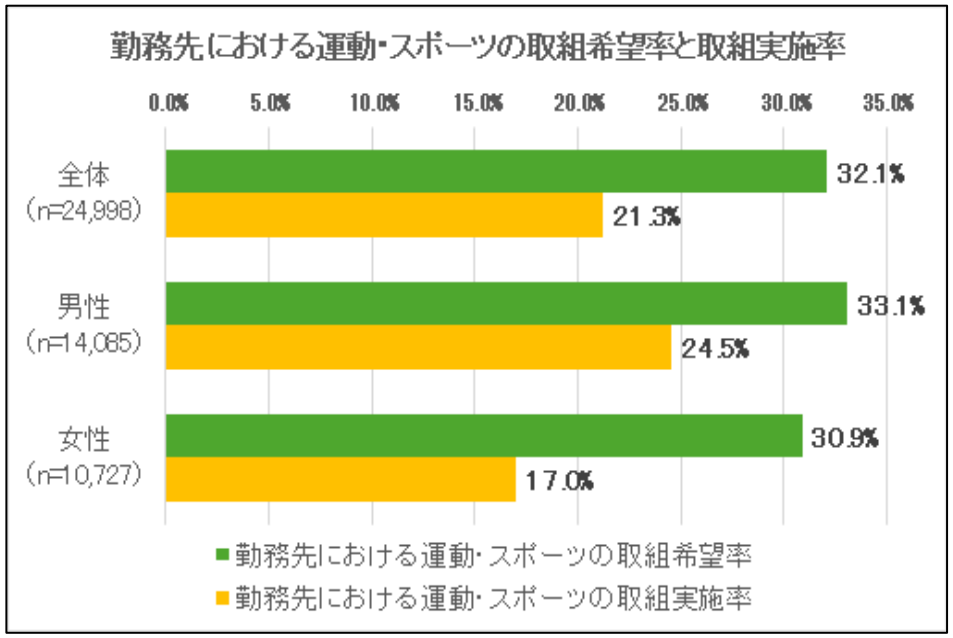
（出典）令和７年度スポーツの実施状況等に関する世論調査

職場における運動・スポーツの取組

✓ 就業者については、勤務先で「運動・スポーツを活用した取組」がなされているかどうかで週１日以上のスポーツ実施率に大きな差があり、取組がなされている場合の実施率は71.1%（取組がなされていない場合との差は 25.9 ポイント）と高い結果となっている。

✓ 勤務先における取組を希望している割合（取組希望率）を調査したところ、取組を実施している割合（取組実施率）は 21.3%、取組希望率は 32.1%と 10.8 ポイントの乖離がみられる。



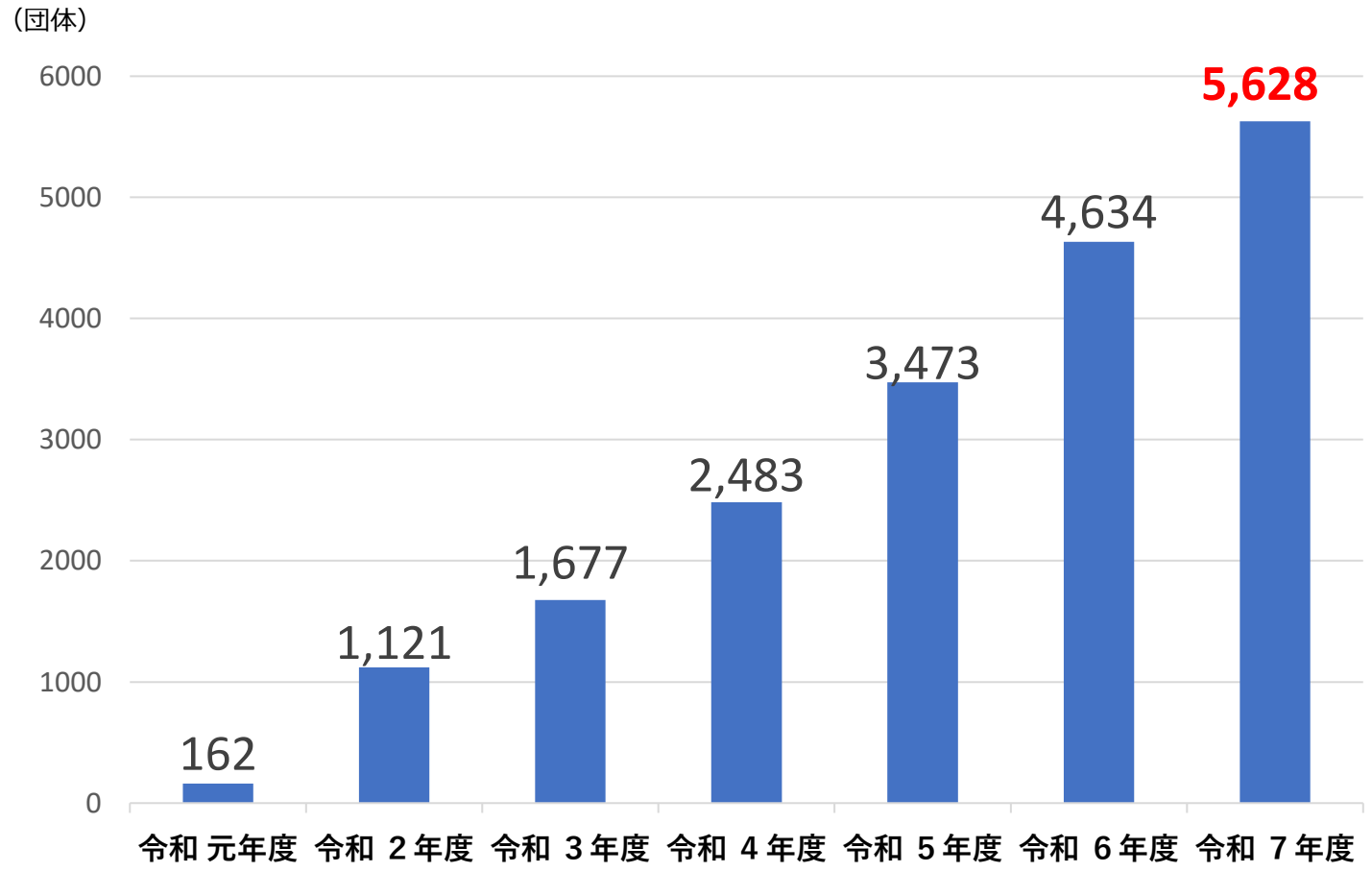


（出典）スポーツ庁　令和７年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」

スポーツ実施率が低い子育て・働き盛り期について、職場を中心に身近な環境で運動・スポーツが実施できる環境を整備することが重要。

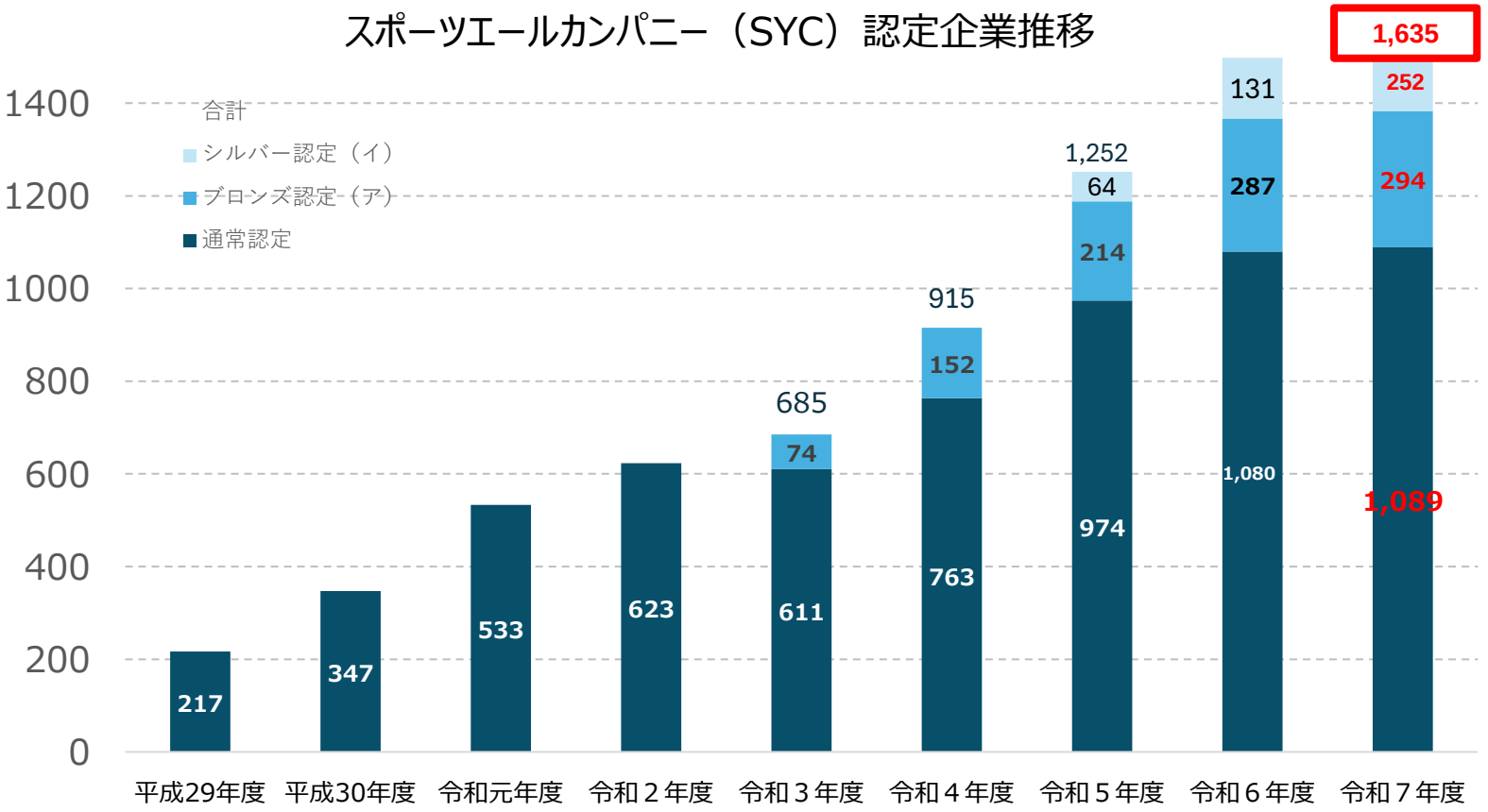
Sport in Lifeコンソーシアム加盟団体数

✓ 「Sport in Life」（スポーツが生涯を通じて生活の一部となることで人生や社会が豊かになるというもの）の理念に賛同する民間企業、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等で構成するコンソーシアムを設置。
✓ 令和７年度までに5628団体（令和８年3月時点）が加盟している。



スポーツエールカンパニー認定団体数

✓ 従業員の健康増進のためにスポーツ活動の支援や促進に向けた積極的な取組を実施している団体、大学生等の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている大学等を「スポーツエールカンパニー」として認定。
✓ 令和７年度までに1635団体を認定している。



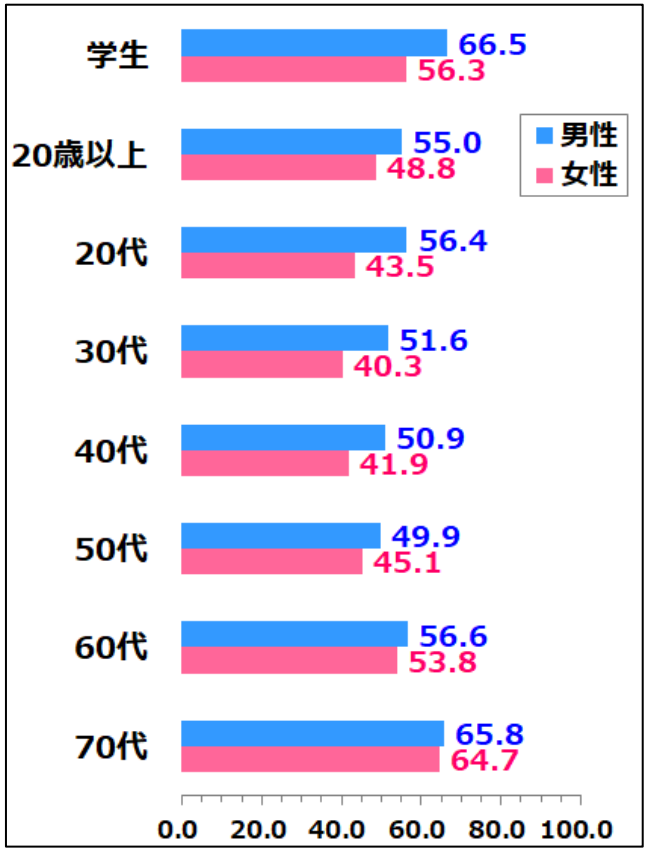
通算して5回以上認定を受ける企業には、認定回数等に応じて以下のとおり認定マークの色及び呼称を付与。
（ア）認定回数5回～6回：Bronze（ブロンズ）
（イ）認定回数7回～9回：Silver（シルバー）
（ウ）認定回数10回以上：Gold（ゴールド）

女性の運動・スポーツの実施状況

スポーツ庁

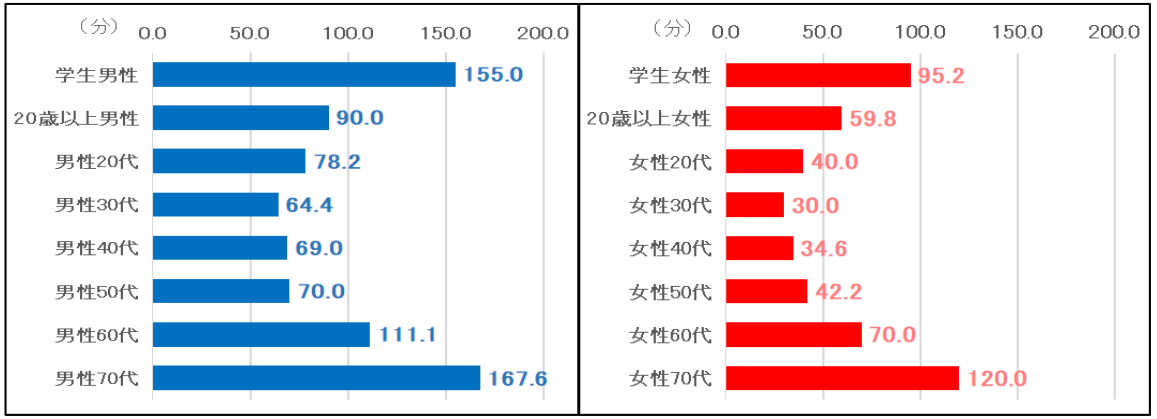
- ✓ スポーツ実施率について、年代別・性別では、20～50代女性のスポーツ実施率が最も低い。
- ✓ スポーツ実施時間では、年代別・性別で顕著な差が見られる。
- ✓ 全年代のうち、30～40代女性の体力が低下傾向にある。

＜性・年代別スポーツ実施率＞

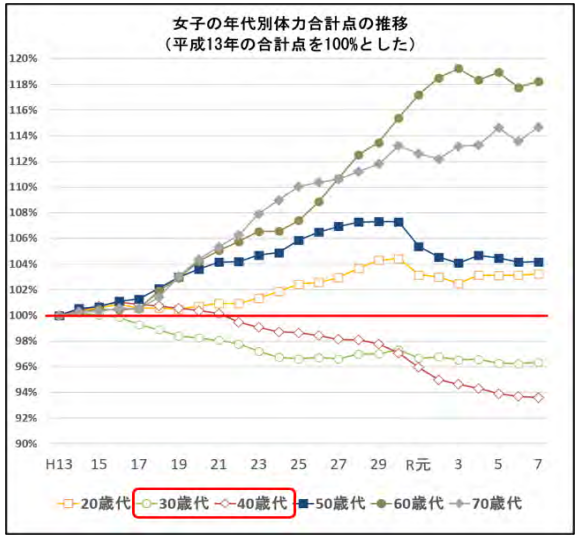


※「学生」の年齢範囲：18歳～24歳

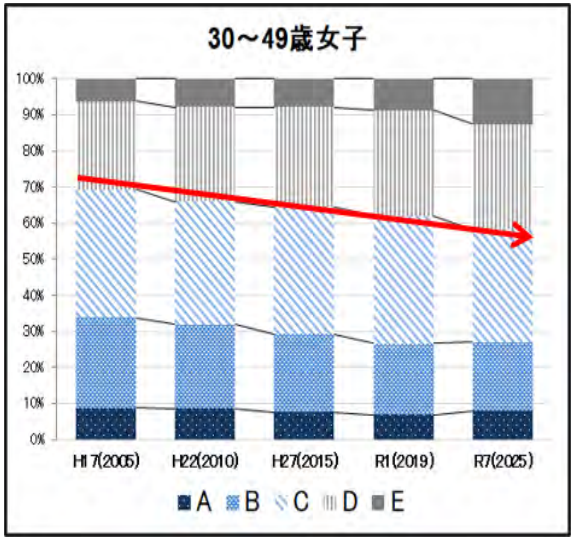
＜週当たりのスポーツ実施時間＞



＜女性の年代別の体力測定総合点の過去20年間の推移＞



＜総合評価の過去20年間の推移（30～49歳女子）＞

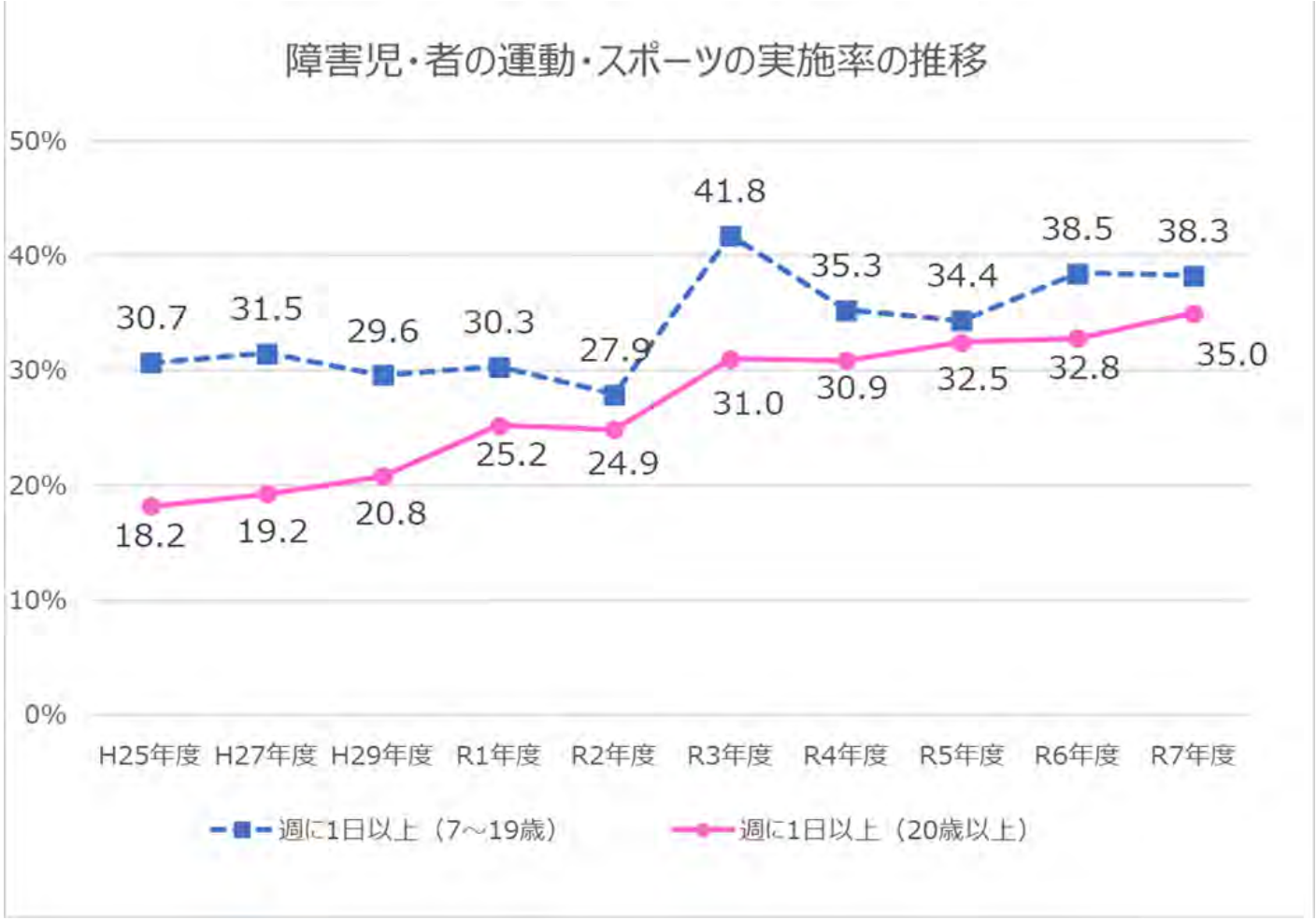


（出典）令和７年度スポーツの実施状況等に関する世論調査

出典：「令和７年度『体力・運動能力調査』」（令和８年10月　スポーツ庁）

障害児・者の運動・スポーツの実施状況

✓ 障害のある人の運動・スポーツの実施頻度について、週1日以上実施している者の割合は７～19歳では38.3%、20歳以上では35.0%となっている。

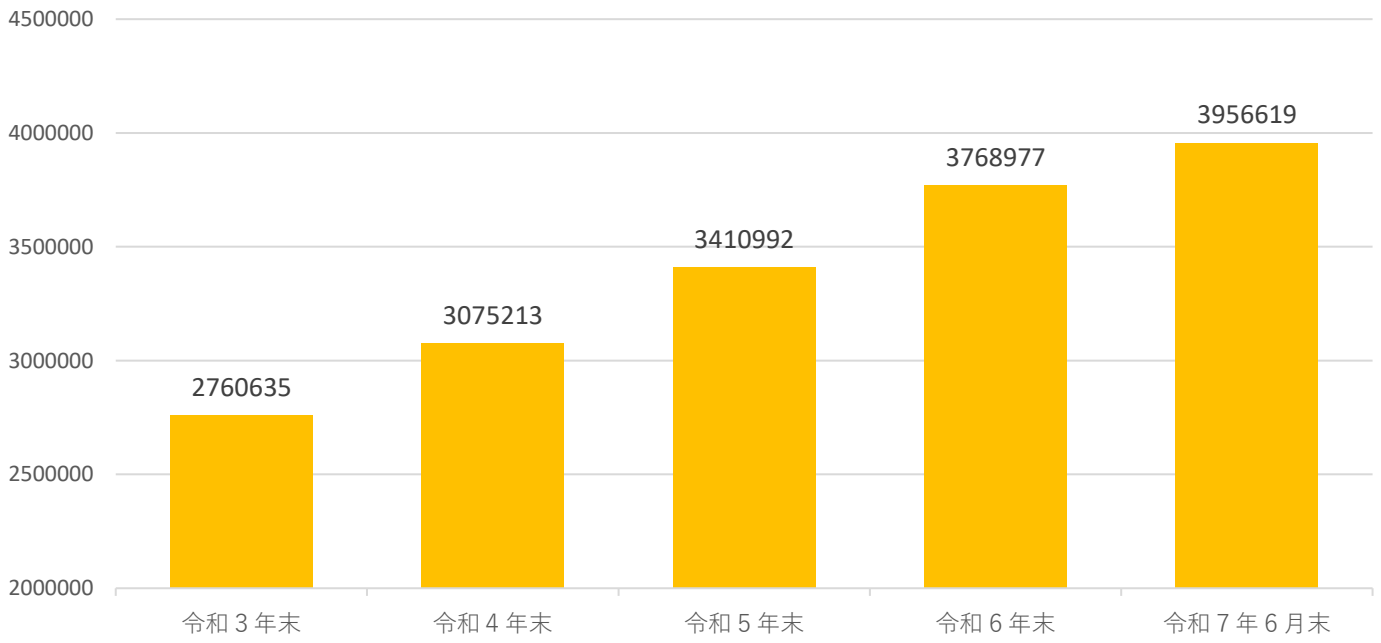


(出典) スポーツ庁「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」（～令和２年度）
「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」（令和３年度～）

在留外国人の推移

✓ 令和７年６月末時点の在留外国人数は395万6,619人に上り、過去最多を記録。令和６年末に比べ、18万7,642人（5.0%）増加。

＜在留外国人数の推移＞



（出典）出入国在留管理庁令和７年６月末公表資料より作成

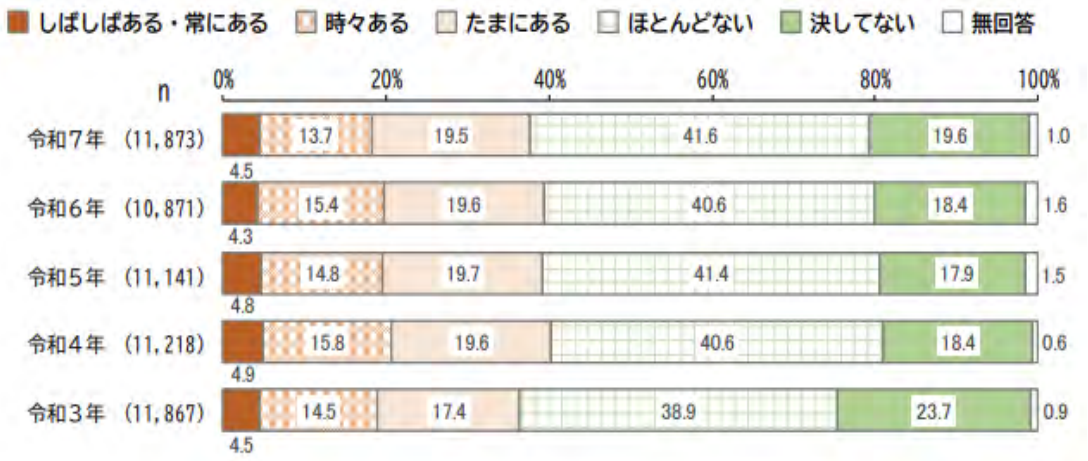
孤独・孤立の状況

スポーツ庁

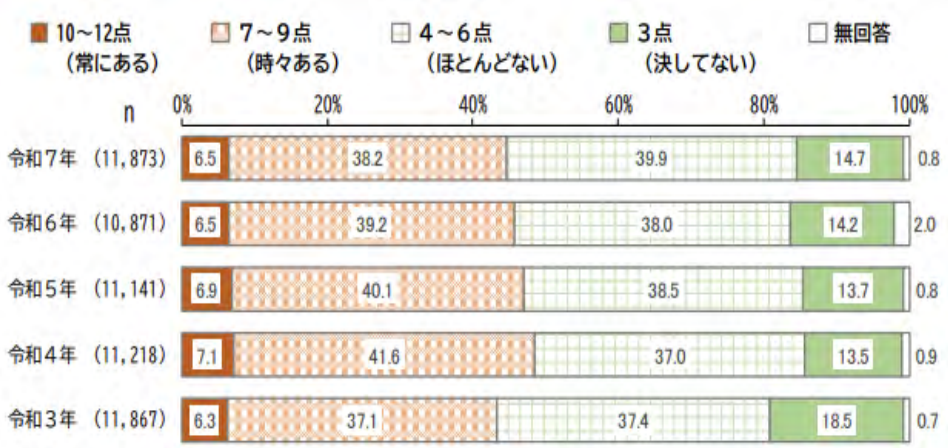
✓ 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.5%、「時々ある」が 13.7%、「たまにある」が19.5%となっている。一方、孤独感が「ほとんどない」と回答 した人の割合は41.6%、「決してない」が19.6%となっている。 令和６年と比較すると、「時々ある」の割合が縮小し、「決してない」の割合が拡大し ている。

✓ 孤独感スコアでは、「10～12点（常にある）」という人の 割合は6.5%、「７～９点（時々ある）」が38.2%、「４～６点（ほとんどない）」が39.9%、「３点（決してない）」が14.7%となっている。令和６年と比較すると、「４～６点（ほとんどない）」の割合が拡大している。

＜孤独の状況（直接質問）＞



＜孤独の状況（間接質問）＞

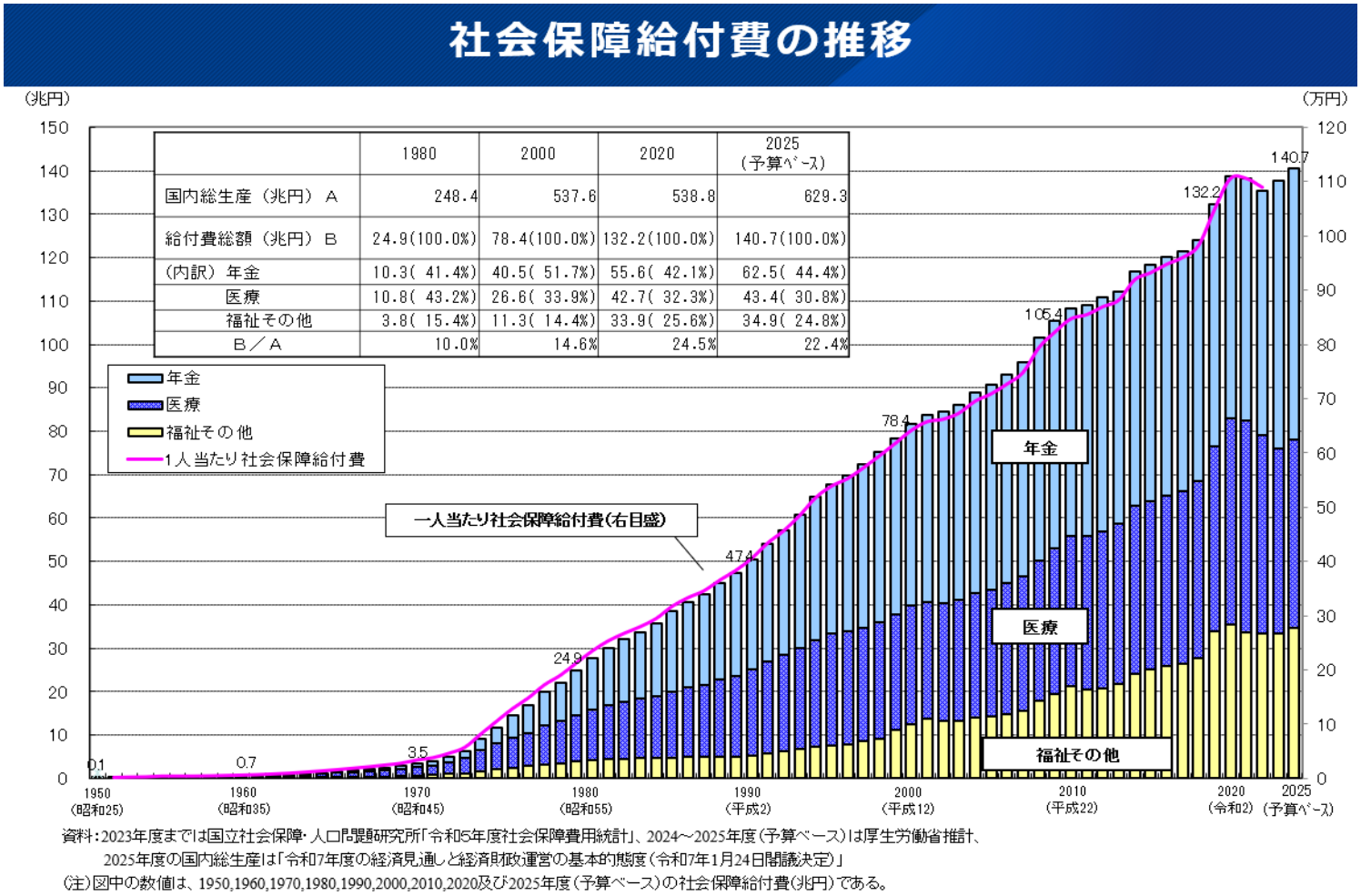


（出典）内閣府 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和７年）

社会保障給付費の推移

スポーツ庁

✓ 高齢化の進展に伴い、社会保障給付費は年々増加しており、令和7（2025）年度（予算ベース）では140.7兆円（対GDP比22.4%）に達している。このうち社会保障に係る国庫負担は30兆円を超え、一般歳出の56.2%を占めており、今後も社会保障給付費の増加が見込まれている。



	1980	2000	2020	2025（予算ベース）
国内総生産（兆円）A	248.4	537.6	538.8	629.3
給付費総額（兆円）B	24.9(100.0%)	78.4(100.0%)	132.2(100.0%)	140.7(100.0%)
（内訳）年金	10.3(41.4%)	40.5(51.7%)	55.6(42.1%)	62.5(44.4%)
医療	10.8(43.2%)	26.6(33.9%)	42.7(32.3%)	43.4(30.8%)
福祉その他	3.8(15.4%)	11.3(14.4%)	33.9(25.6%)	34.9(24.8%)
B／A	10.0%	14.6%	24.5%	22.4%

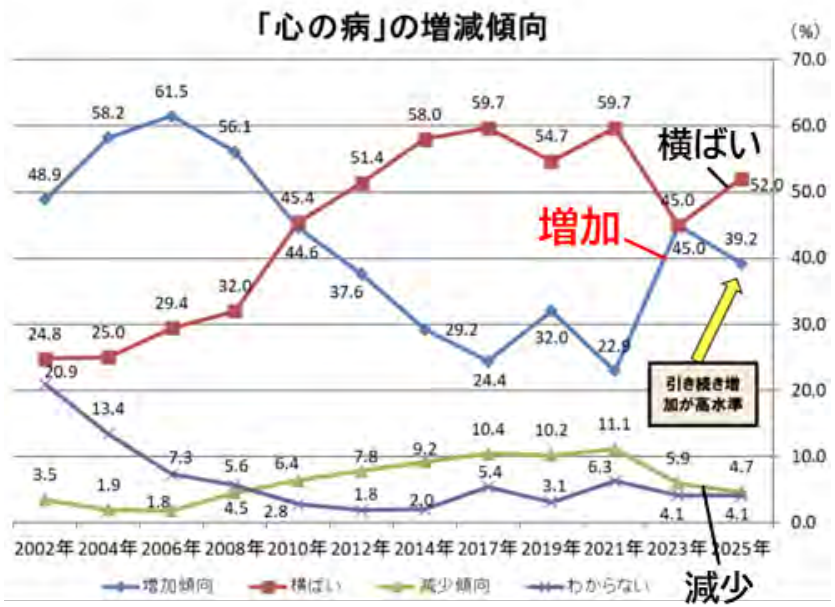
資料：2023年度までは国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度社会保障費用統計」、2024～2025年度（予算ベース）は厚生労働省推計、
2025年度の国内総生産は「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和7年1月24日閣議決定）」
（注）図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2025年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

（出典）厚生労働省HP社会保障制度改革

人的資本に関する経営課題

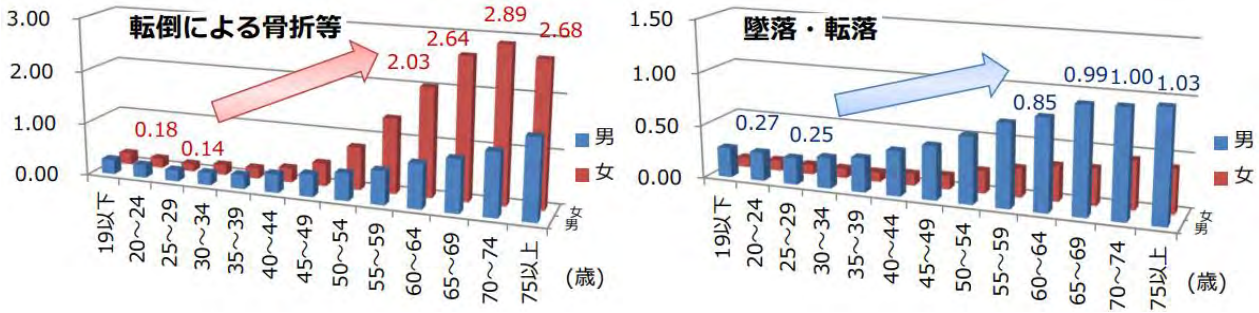
スポーツ庁

- ✓ 10代～30代の若年層を中心に就業者のメンタル不調が増加傾向にある。
- ✓ 高齢労働者においては転倒による骨折や墜落・転落等の労働災害の発生割合が高まっている。
- ✓ 55歳以上の就業希望者が仕事に就けなかった理由の約４割が、自身もしくは家族の健康問題。



（出典）第12回「メンタルヘルスの取り組み」に関する企業アンケート調査結果（日本生産性本部）

＜転倒・転落等の労働災害の増加＞



（出典）厚生労働省HP

区分	不就業者のうち就業希望者計	適当な仕事がみつからなかった	起業・開業の準備中であった	請負や内職の仕事の注文だこなかった	あなたの健康上の理由	家族の健康上の理由(介護等)	家庭の事情(家族の健康上の理由を除く。家事等)	その他
総数	100%	41.4%	0.7%	6.0%	**27.0%**	**13.2%**	7.4%	2.7%
55~59歳	100%	36.6%	1.5%	4.1%	**26.7%**	**18.9%**	10.8%	–
60~64歳	100%	50.2%	0.7%	4.7%	**22.9%**	**11.1%**	5.7%	3.3%
65~69歳	100%	37.5%	–	8.8%	**30.9%**	**10.2%**	6.2%	4.5%

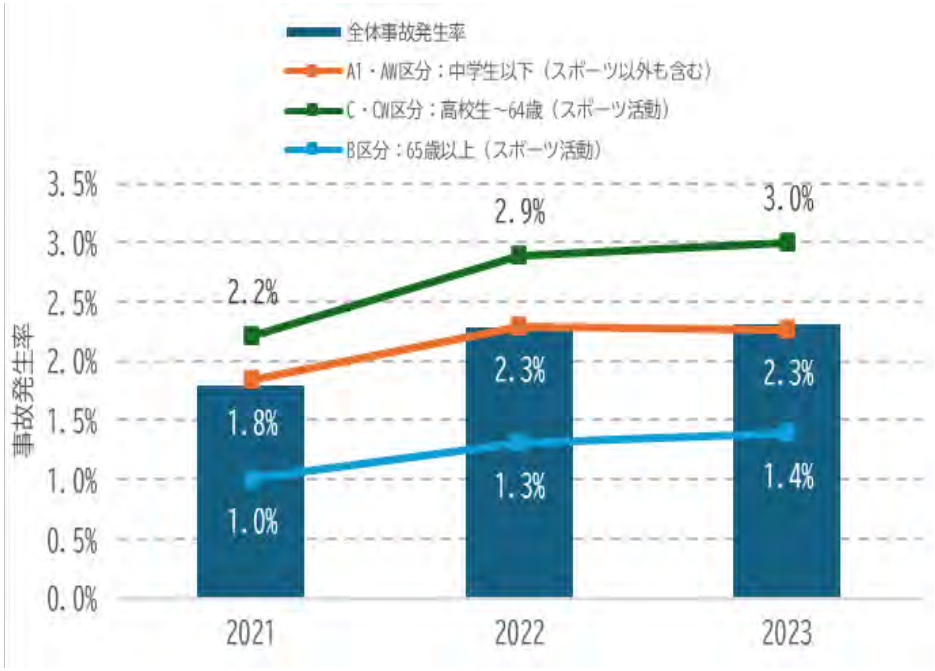
（出典）就業希望者の仕事に就けなかった理由（2009年（独）労働政策研究・研修機構）

運動・スポーツ中の事故等の発生状況

スポーツ庁

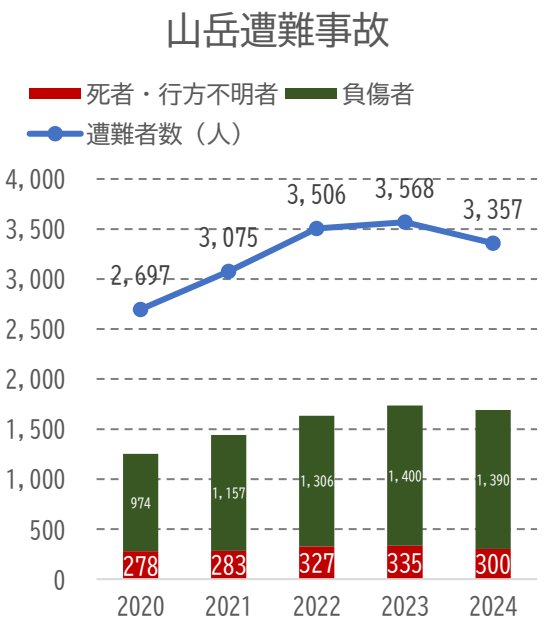
✓ スポーツ安全保険の加入者における事故の発生率（加入者数に対する給付件数の割合）は過去３年間で上昇しており、運動・スポーツ中の事故が依然として多く発生している状況。
✓ そのほか、山岳遭難事故や水難事故等も毎年多くの事故が発生している。

＜過去３年間におけるスポーツ中の事故発生率推移＞

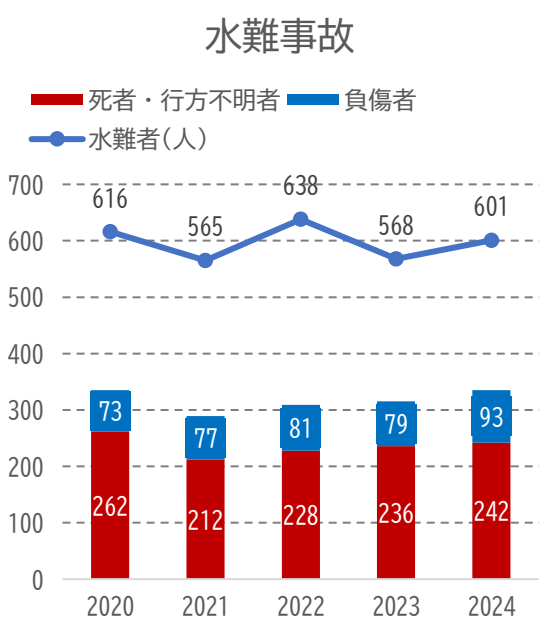


提供元：（公財）スポーツ安全協会

＜過去５年間における山岳遭難事故及び水難事故の発生状況＞



（出典）山岳遭難の概況等（警察庁）
（r06_sangakusounan_gaikyou.pdf）

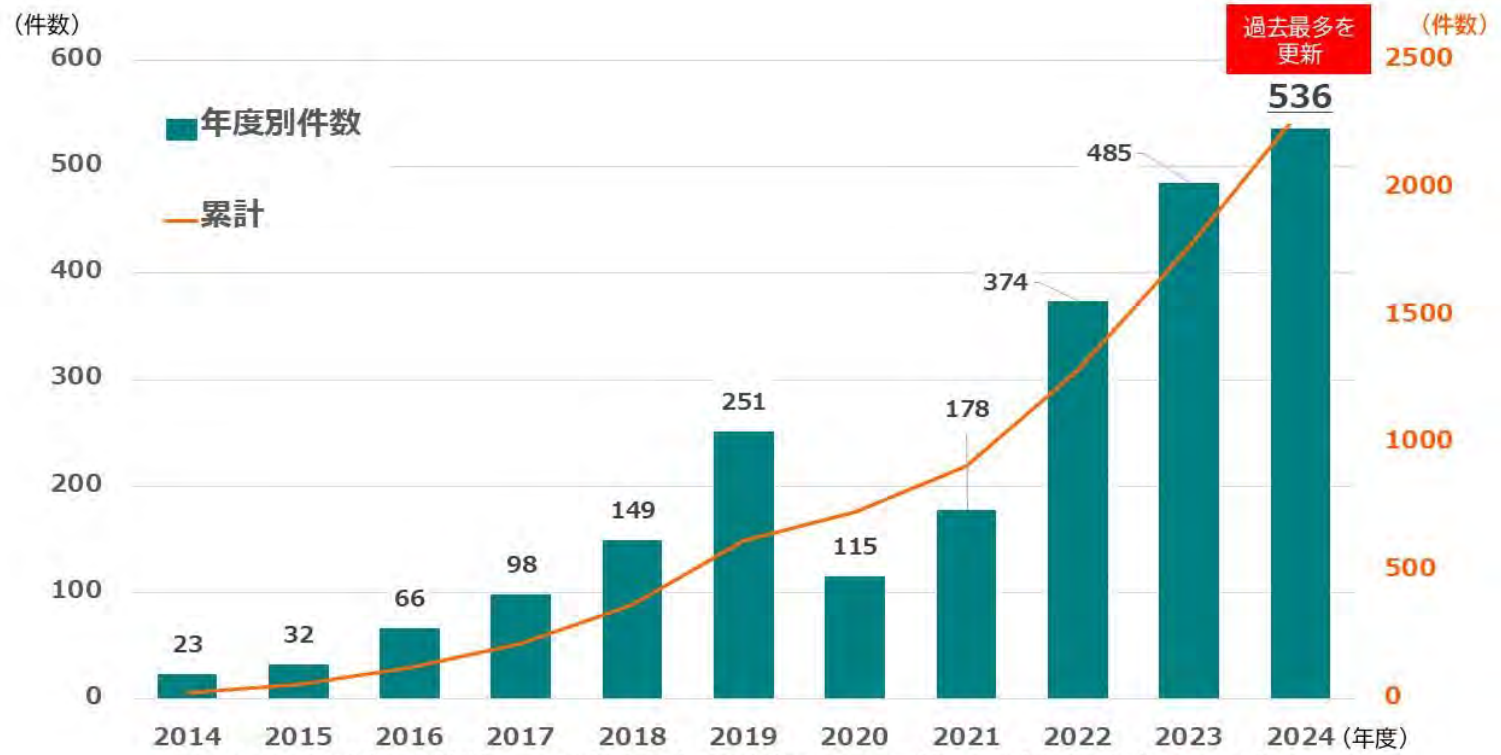


（出典）夏期における水難の概況（警察庁）
（r7_kaki_sangakusounan.pdf）

スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、スポーツにおける安全の確保に関する知識の普及等に取り組んでいくことが必要

スポーツにおける暴力行為等相談窓口の相談件数

✓ JSPOは、スポーツにおける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為に対応するため、2013年3月から「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を開設。
✓ 2024（令和６年）年度は、過去最多の536件の相談があった。

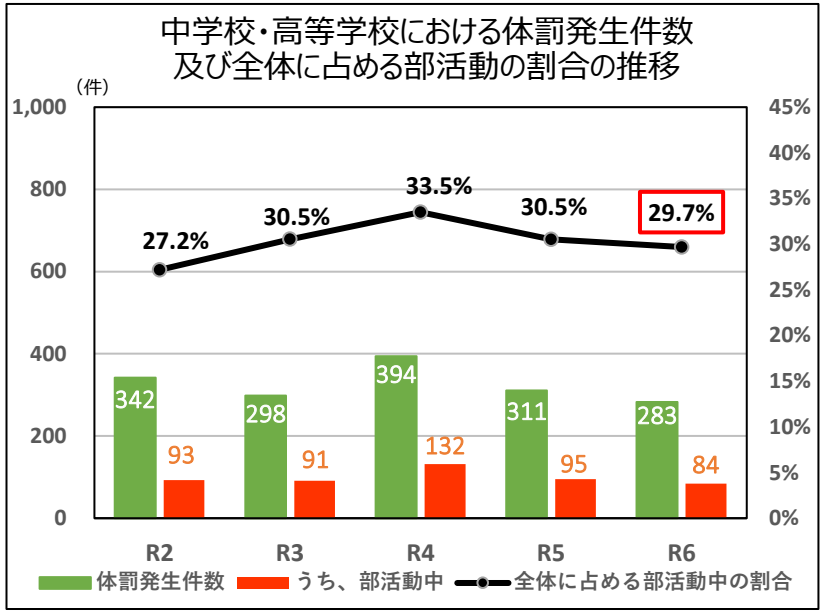


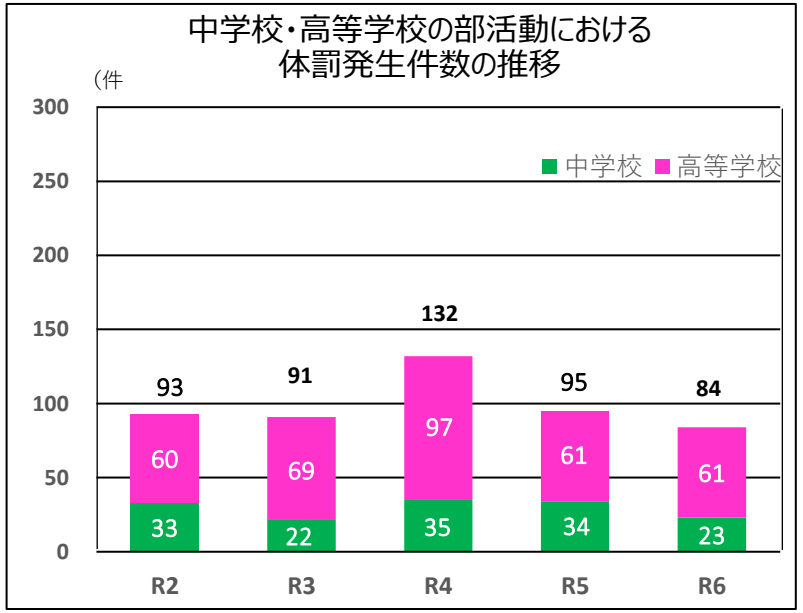
※2024年度相談件数：536件（大人向け窓口：475件、子ども向け窓口：61件）

▲年度別相談件数推移（2024年度末現在）

部活動における体罰の発生状況

✓ 令和６年度の学校における体罰の件数と、部活動における体罰の件数は、令和５年度と比較すると減少。





○中学校・高等学校における体罰発生件数の内訳

<中学校> (件)

	R2	R3	R4	R5	R6
国立	1	0	2	1	0
公立	130	92	135	120	88
私立	16	10	23	17	12

<高等学校> (件)

	R2	R3	R4	R5	R6
国立	0	1	0	0	0
公立	123	115	92	72	94
私立	72	80	142	101	89

○中学校・高等学校の部活動における体罰発生件数の内訳

<中学校> (件)

	R2	R3	R4	R5	R6
国立	0	0	0	0	0
公立	31	19	28	31	21
私立	2	3	7	3	2

<高等学校> (件)

	R2	R3	R4	R5	R6
国立	0	0	0	0	0
公立	27	33	29	16	31
私立	33	36	68	45	30

（出典）文部科学省初等中等教育局「体罰の実態把握について（令和２年～令和６年度）」を基に、スポーツ庁で作成

※国立・公立・私立の中学校、高等学校（含む中等教育学校）の教育職員

（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。）、実習助手及び寄宿舎指導員）

公認スポーツ指導者認定者数

✓ 公認スポーツ指導者（スポーツリーダーを含む）は、2025年度は合計で744,066人。
✓ 競技別指導者では、第３期スポーツ基本計画運用開始の2021年度から約2万人増加。

資格区分	資格名	登録者数（人）	
		2021年度	2025年度
スポーツ指導基礎資格	スポーツリーダー	424,305	435,730
	スポーツコーチングリーダー※1（旧・コーチングアシスタント）	7,392	55,245
競技別指導者資格	スタートコーチ※2	1,042	11,673
	（うち教員免許状所持者）	–	1,537
	（うち競技別）	–	10,136
	コーチ１	118,773	125,813
	コーチ２	11,047	9,654
	コーチ３	23,397	28,716
	コーチ４	6,710	7,806
	教師	2,843	2,338
	上級教師	1,034	781
メディカル・コンディショニング資格	スポーツドクター	6,515	6,586
	スポーツデンティスト	566	911
	アスレティックトレーナー	4,729	6,116
	スポーツ栄養士	432	609
フィットネス資格	スタートコーチ（ジュニア・ユース）※3	–	38,273
	フィットネストレーナー	431	369
	スポーツプログラマー	3,233	2,802
	ジュニアスポーツ指導員	4,428	4,405
マネジメント資格	アシスタントマネージャー	5,567	5,795
	クラブマネージャー	377	403
旧資格	スポーツトレーナー1級	21	10
	スポーツトレーナー2級	45	31
合計（スポーツリーダーを含まない）		198,582	308,336
合計（スポーツリーダーを含む）		622,887	744,066

競技別指導者資格

競技名	登録者数（人）	
	2021年度	2025年度
サッカー	39,729	44,576
バレーボール	19,256	21,224
水泳	15,900	13,970
ソフトボール	12,535	15,980
バスケットボール	12,419	14,205
弓道	6,383	6,493
陸上	5,214	8,272
空手道	4,813	4,818
テニス	4,222	3,514
ソフトテニス	3,312	4,120
卓球	3,233	4,160
合計	164,846	185,244

※1 スポーツコーチングリーダー（旧名称・コーチングアシスタント）は2020(令和2)年度から養成を開始。
※2 スタートコーチは2019(令和元)年度から養成を開始。
※3 スタートコーチ（ジュニア・ユース）については、令和6年度から名称と区分を変更。（旧・スタートコーチ（スポーツ少年団））

（2025年10月1日時点）
（出典）日本スポーツ協会資料（2021、2025）より作成

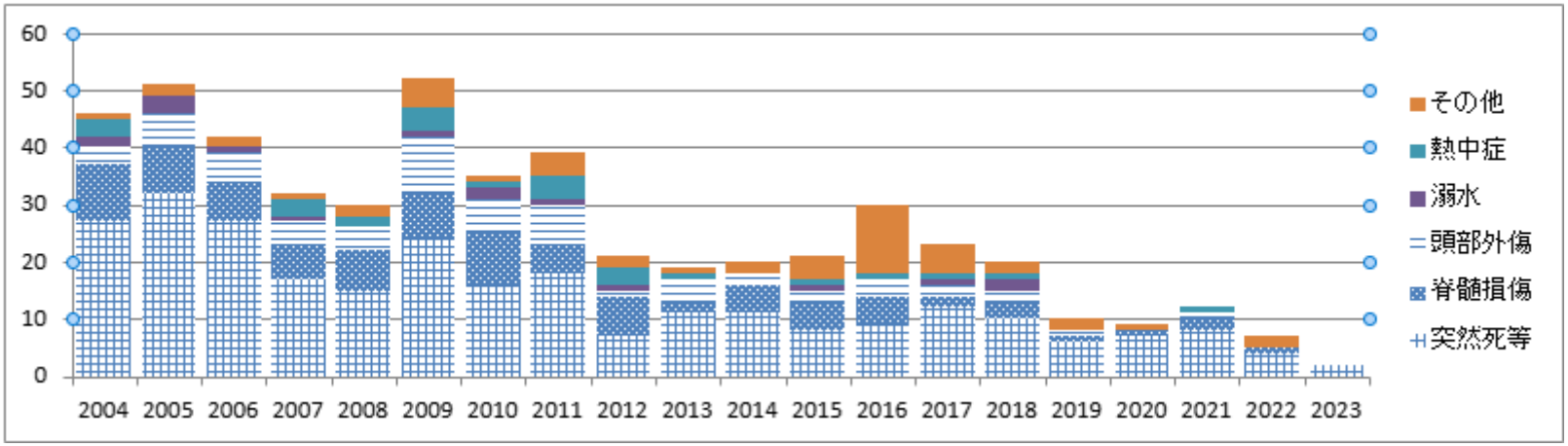
学校管理下における死亡事故・重障害事故の傾向

スポーツ庁

✓ 過去２０年間に発生した体育活動中における事故の年次推移は以下のとおり。
✓ 減少傾向にあるものの、依然として一定程度発生している状況にある。

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
突然死等	27	32	27	17	15	24	16	18	7	11	11	8	9	12	10	6	7	8	4	2	271
脊髄損傷	10	8	7	6	7	8	9	5	7	2	5	5	5	2	3	1	1	2	1	0	94
頭部外傷	3	6	5	4	4	10	6	7	1	4	2	2	3	2	2	1	0	1	0	0	63
溺水	2	3	1	1	0	1	2	1	1	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	16
熱中症	3	0	0	3	2	4	1	4	3	1	0	1	1	1	1	0	0	1	0	0	26
その他	1	2	2	1	2	5	1	4	2	1	2	4	12	5	2	2	1	0	2	0	51
合計	46	51	42	32	30	52	35	39	21	19	20	21	30	23	20	10	9	12	7	2	521

※「その他」は「窒息（溺水以外）」「全身打撲」等



(出典) 日本スポーツ振興センター「災害共済給付」

体育活動時における死亡・障害事故の給付件数

✓ 過去１０年間に発生した体育活動中における事故の給付件数は以下のとおり。
✓ コロナ禍を除いて全体的に減少傾向にあるものの、依然として一定程度発生している状況にある。

体育活動時における死亡による給付件数

	発生件数	小学校	中学校	高等学校
H27	18	2	4	12
H28	15	3	4	8
H29	20	0	6	14
H30	21	5	7	9
R1	13	3	6	4
R2	6	0	2	4
R3	12	2	5	5
R4	8	1	1	6
R5	11	2	6	3
R6	11	3	3	5

体育活動時における障害による給付件数

	発生件数	小学校	中学校	高校
H27	253	4	65	184
H28	224	14	41	169
H29	232	12	59	161
H30	230	8	49	173
R1	208	9	34	165
R2	233	9	62	162
R3	181	7	36	138
R4	147	6	30	111
R5	192	7	37	148
R6	195	5	37	153

(出典) 日本スポーツ振興センター「災害共済給付の給付状況等について」

②ハイパフォーマンスの追求と アスリート等を取り巻く環境整備による 成果・知見の社会への還元

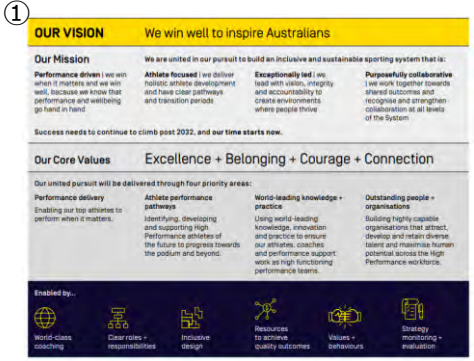
パフォーマンスとウェルビーイングに影響を及ぼす要因への対応 40
オリンピック・パラリンピック競技大会等における重点支援競技団体へのスポーツ医・科学サポートに対する満足度 41
HPSCにおける研究 42
女性アスリート特有の問題 43
JSCと世界各国との連携協定提携状況 44
デジタル技術を活用した競技支援研究の活動報告、知見、ノウハウの提供件数 45
スポーツ・インテグリティ施策と社会課題解決の関係性 46
スポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査で不適合とされた団体数 47
適合性審査でよう改善事項の指摘を受けた団体のうちフォローアップにて感以前が確認された団体の割合 48
スポーツ団体における女性理事の割合 49
役職員に対するコンプライアンス教育に取り組んでいる又は取り組む予定の団体割合 50
スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況 51
オリパラ競技種目における国内競技連盟所属選手によるドーピング防止規則違反件数 52
オリンピック・パラリンピック競技大会におけるメダル数及び入賞数の推移 53
オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会における金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数 54
オリンピック・パラリンピック競技におけるメダルポテンシャルアスリート（MPA）数 55
中央競技団体が策定する強化戦略プランの検証・評価結果 56
国際競技力向上のためのトレーニング拠点について 57
NTC競技別強化拠点指定施設一覧 58
競技団体の経常収益の中央値 59

パフォーマンスとウェルビーイングに影響を及ぼす要因への対応

スポーツ庁

- ✓ アスリート・ウェルビーイングの確保は競技力向上の前提であり、身体的・精神的・社会的に良好な状態を保つ環境整備が不可欠である。アスリートは、過酷なトレーニングや競技環境において怪我のリスクや選考のプレッシャー、移行期での適応など多様な課題に継続的に対処しなければならない。
- ✓ そのような環境下で「勝つためにすべてを犠牲にする」ことなく、アスリートのウェルビーイングに配慮した国際競技力向上を実現するために、包括的なケアの必要性が高まっており、情報の一元化、問題の抽出、支援サービス、専門家の発掘・育成、連携ネットワーク等による支援体制・仕組みの構築が重要であるが、日本ではその仕組みが十分に確立されていない。

①



②



③



諸外国では、豪州（①）を中心にアスリート・ウェルビーイングを持続可能なハイパフォーマンスの基盤と位置づけ。
英国（②）においても競技力追求の前提として重視。

2023年の世界選手権に出場した五輪4競技のエリート選手562名を対象とした調査（③）では、健康問題とabuse（虐待・ハラスメント等）との関連が示され、過去1年間に多くのアスリートが身体的・精神的不調を経験していた。心理的な不適切言動や、競技成績向上を名目とした不適切な指導・行為は健康悪化と関連し、包括的なケアと予防体制の重要性が指摘された。

④



IOCは、パリ2024で約240万件の投稿を監視し、1万件超の誹謗中傷等の不適切投稿を確認。

④



IOCは、パリ2024でMind Zoneの設置や、24時間対応の多言語心理相談ホットラインなど、メンタルヘルスに関する取組を実施。

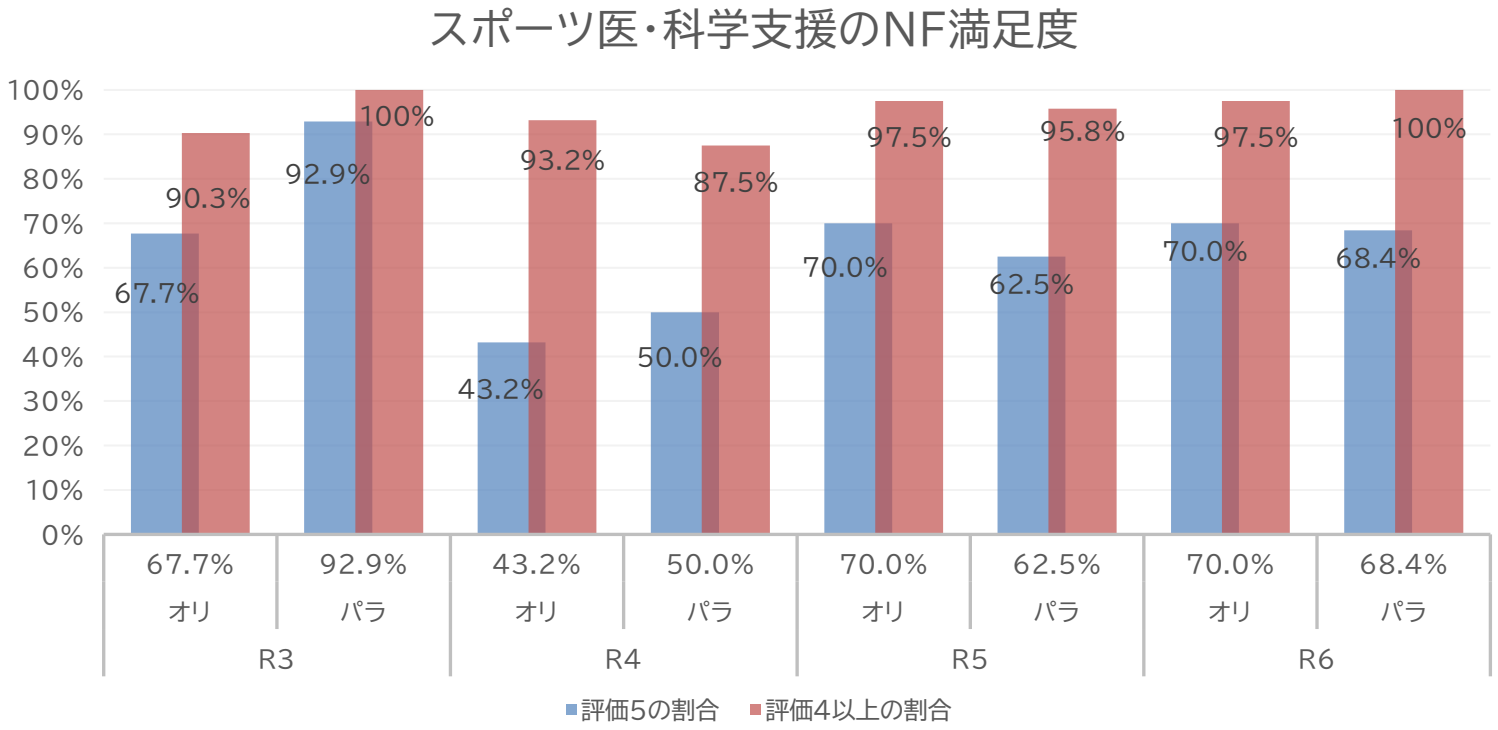
身体的・精神的・社会的観点から支援の質を高め、アスリートに配慮した国際競技力向上の仕組みを構築する必要がある。

（出典）
① “Win Well 2032+”（リンク）
② “UK Sport’s Strategic Plan 2021-31”（リンク）
③ “Exploring the hidden link: high-performance athletes, health and abuse” （リンク）
④ “World Menatal Health Day: How the IOC ran the largest online abuse prevention programme ever conducted in sport at Paris 2024” (リンク)

オリンピック・パラリンピック競技大会等における重点支援競技団体へのスポーツ医・科学サポートに対する満足度

✓ R6年度にハイパフォーマンス・サポート事業におけるスポーツ医・科学サポートを受けた重点支援競技団体の満足度が評価4以上の割合はオリ97.5%、パラ100%と高水準の評価を保っている。

✓ 一方で、評価5の割合はオリパラともに70%程度となっていることから引き続き、支援の質向上に努めていく必要がある。



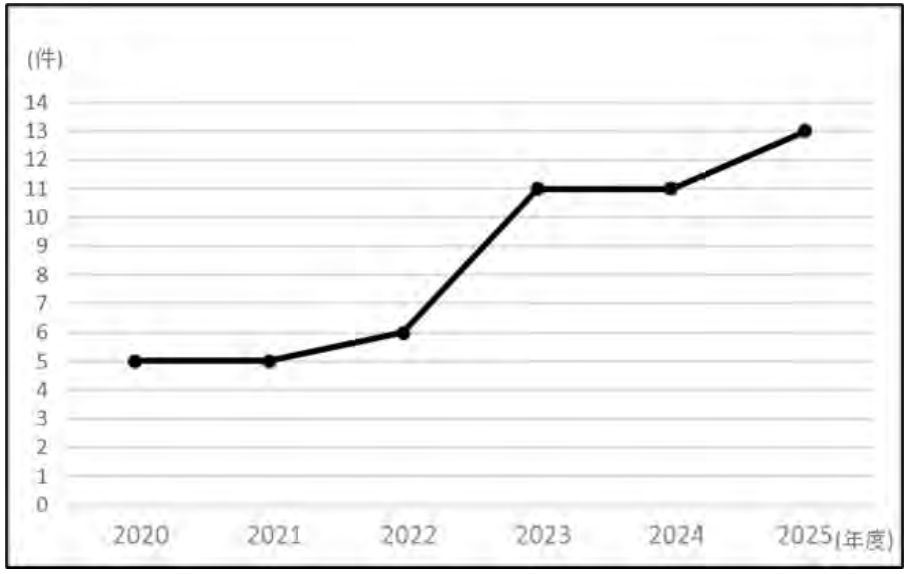
※本評価結果はハイパフォーマンス・サポート事業のアスリート支援対象競技団体（重点支援競技・ターゲットスポーツ）の回答によるもの。

（出典）スポーツ庁委託事業「ハイパフォーマンス・サポート事業」成果報告

HPSCの研究

✓ 共同研究数について、2025年度は13件であり過去５か年で増加傾向にある。
✓ HPSC学術論文数について、2025年は106件である。
（過去最多である2020年（117件）対比では約90%の数）

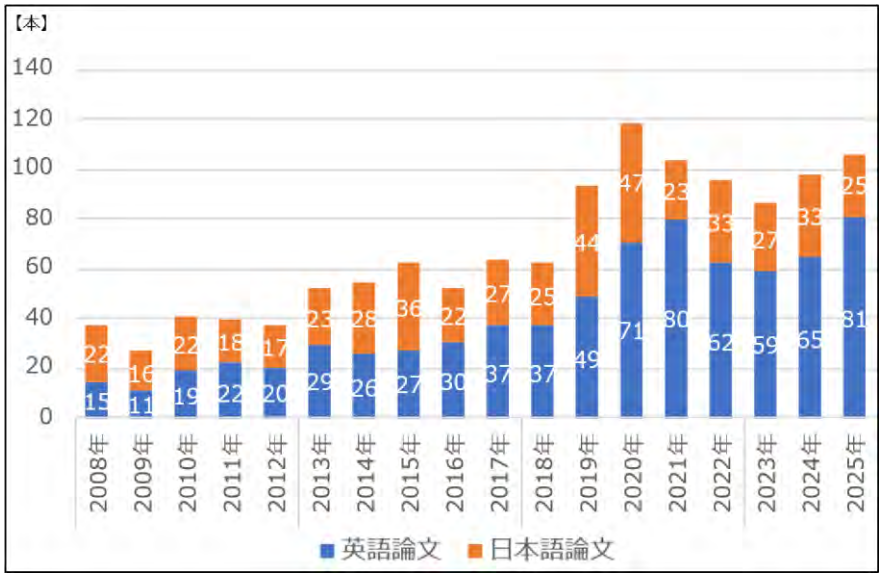
＜HPSC/JISSと外部団体との共同研究数＞



延べ共同研究機関数：31件

（出典）ハイパフォーマンススポーツセンター年報を基に、スポーツ庁において作成

＜HPSC学術論文数＞



（出典）独立行政法人日本スポーツ振興センターハイパフォーマンススポーツセンター提供

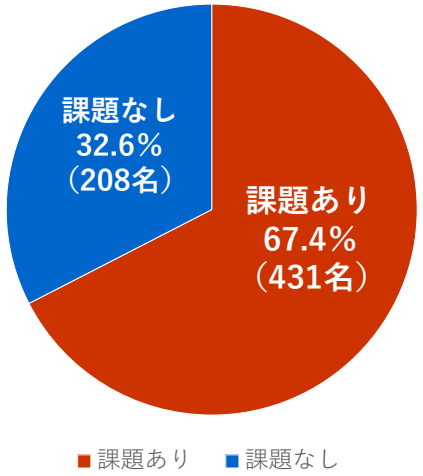
女性アスリート特有の問題

✓女性アスリートは過度なトレーニングや食事制限等により、「無月経」や「骨粗しょう症」「利用可能エネルギー不足」等の女性特有の健康課題を引き起こすことが懸念されている。
✓メディカルチェック(MC)の実施により、受診した女性アスリートの半数以上に女性特有の課題があることが確認されており、課題解決に向けて心身の健康を保ちつつスポーツに取り組むことができるための支援・啓発方策の推進が必要となっている。

○メディカルチェック(※)時における課題有無と課題の内容別件数（令和7年度実績）

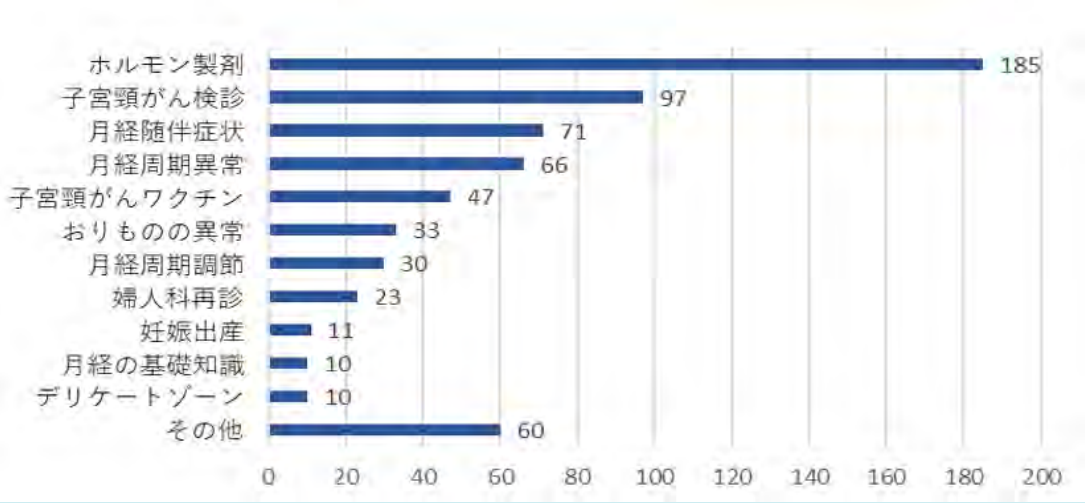
女性特有の課題の有無

回答者数639名



課題の内容別件数

回答者数643名（複数回答あり）



※「女性アスリートトータルサポート」としてJISSで実施しているメディカルチェック（MC）の際、看護師が女性アスリート全員を対象に女性特有の問題について聞き取りを実施。

（出典）独立行政法人日本スポーツ振興センター

JSCと世界各国との連携協定締結状況

✓ JSCはハイパフォーマンススポーツに関わる国際情報を多角的に収集、分析、蓄積し国内外の関係団体等に提供。これらの情報は、国内外のスポーツ及び社会情勢や動向等を適切に踏まえて日本のハイパフォーマンススポーツ政策・施策を推進するために活用されている。

✓ JSCは上記、国際情報の効果的な収集、分析、蓄積を図るべく、2国間連携（8か国13組織）やIF（1組織）との連携、複数国間連携（16か国20組織）等、様々な関係団体との包括連携協定を締結している。





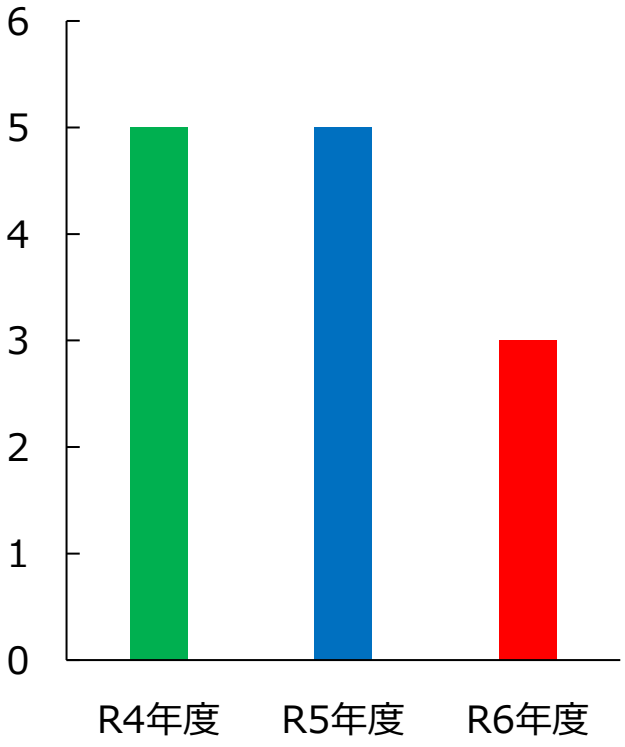
○各国がしのぎを削るスポーツの国際舞台において、競技力向上にかかる最新の知見はもちろん、レギュレーションやクオリフィケーションに係る情報等の取得、分析がその国の競技成績を左右するといっても過言ではない。
○今後更なる連携国・団体の拡大が必要。

(出典) 独立行政法人日本スポーツ振興センター
パンフレット 2025-2026

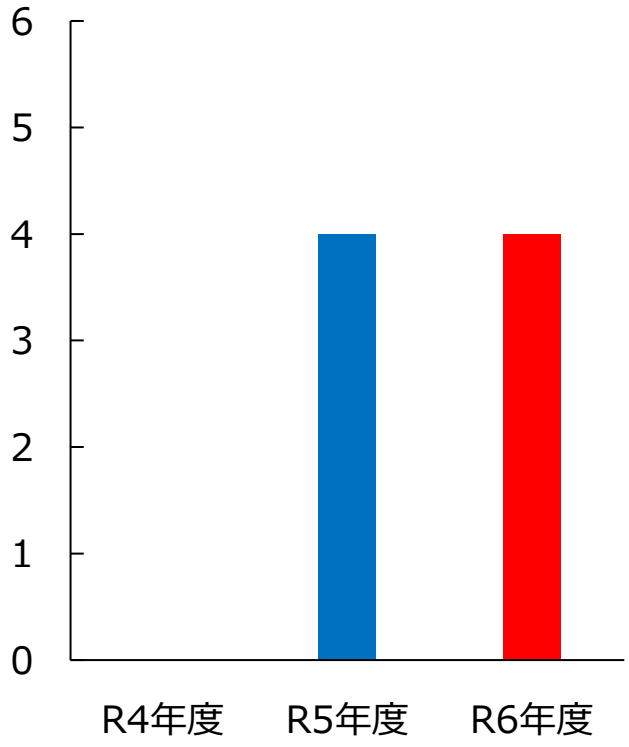
デジタル技術を活用した競技支援研究の活動報告、知見、ノウハウの提供件数

- ✓ 令和６年度までに査読付き論文８本を公表し、特許出願4件を行った（うち2件は特許登録済）。
- ✓ 令和５年度までは「スポーツ支援強靭化のための基盤整備事業」、令和６年度からは先端技術を活用し令和６年度までに査読付き論文８本を公表し、特許出願4件を行った（うち2件は特許登録済）。

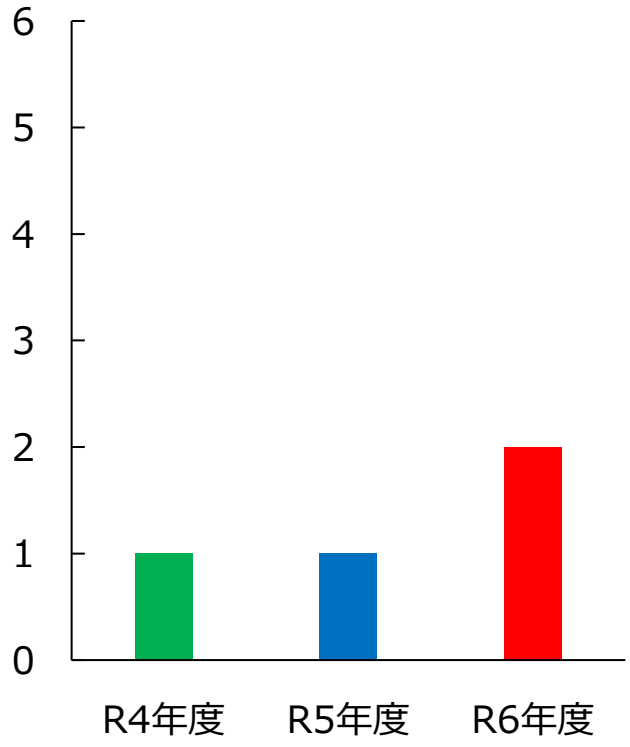
研究数



査読付き論文数



特許出願数



(出典) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ・インテグリティ施策と社会課題解決の関係性

✓ ユネスコで取りまとめられた文書において、スポーツ・インテグリティの強化は、「**誰もが尊重され、安全で、透明性の高い公正な社会**」実現のための広範な社会変革の触媒として捉えられている。

出典） ユネスコ カザン行動計画：https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000252725
ユネスコ スポーツ・インテグリティ・ガイドライン：https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000393320

インテグリティを構成する3つの主要な柱：
- 人々のインテグリティ（暴力や虐待からの保護、人々の安全と安心の確保等）
- 競技のインテグリティ（競技操作対策及びドーピングとの闘い等）
- 組織のインテグリティ（グッドガバナンス（適切な組織統治）等）

スポーツ・インテグリティに関わる多角的な施策及び課題解決がもたらす総体的なインパクトは、スポーツの健全化を超え、持続可能な社会を支える公平・公正な基盤そのものの構築である

インテグリティ施策領域	解決に寄与する社会課題（SDGsターゲット）
アスリート、観客、労働者の権利と安全・安心の確保	• SDG 16.2: 子供への虐待、搾取、暴力の根絶
スポーツにおけるハラスメントや虐待の防止と対処	• SDG 5.2: 女性・少女へのあらゆる形態の暴力や搾取の排除 • SDG 8.7: 強制労働、現代の奴隷制、人身売買の撲滅 • SDG 16.2: 子供への虐待、搾取、暴力の根絶
スポーツ組織のグッドガバナンスの促進	• SDG 5.5: 意思決定への女性の参加とリーダーシップ機会の確保 • SDG 16.6: あらゆるレベルで効果的で説明責任のある透明な機関を構築
競技の不正操作対策の強化	• SDG 16.4: 不法な資金流出の抑制、組織犯罪の根絶 • SDG 16.5: あらゆる形態の汚職や贈収賄の削減
アンチ・ドーピングの枠組みと遵守の確保	• SDG 3.5: 有害物質の乱用防止 • SDG 4: スポーツの価値に基づいた教育、ライフスキルの育成 • SDG 16.3: 国家及び国際レベルでの法の支配を促進し、司法への平等なアクセスを確保



スポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査で不適合とされた団体数

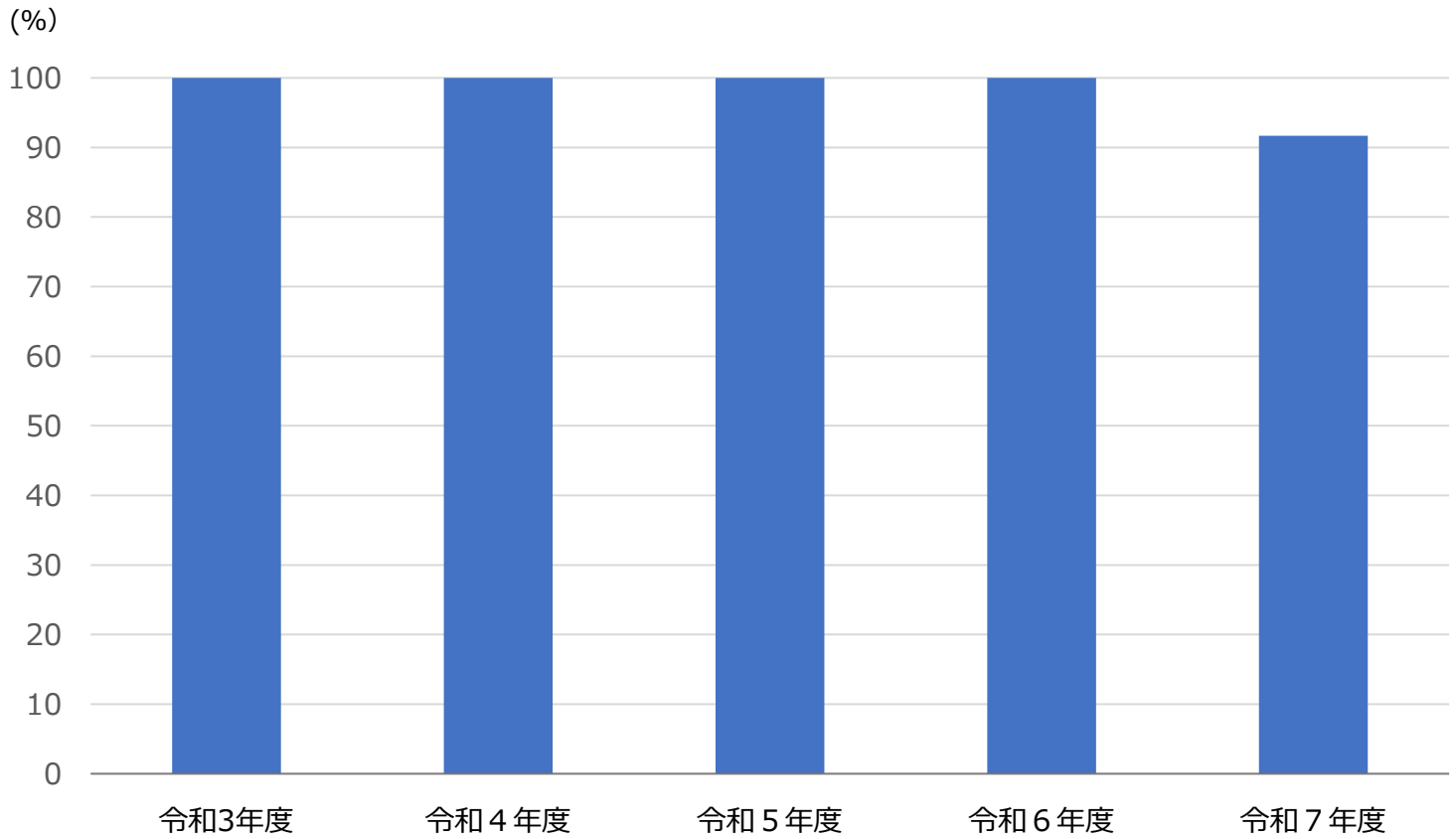
✓ 令和3年度以降、適合性審査で不適合とされた中央競技団体は0団体



(出典) スポーツ庁調べ

適合性審査で要改善事項の指摘を受けた団体のうち フォローアップにて改善が確認された団体の割合

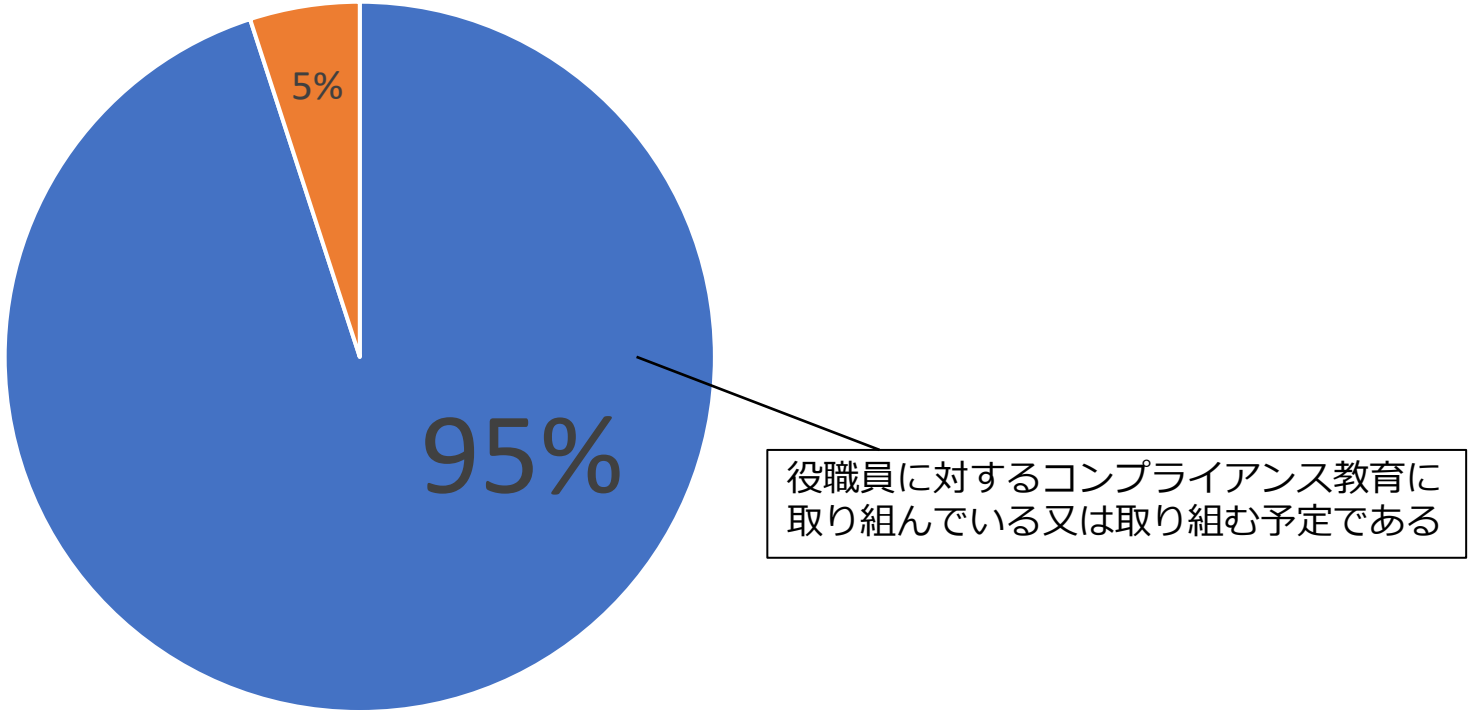
✓ 令和3年度以降、フォローアップにて改善が確認された団体の割合が100%とならなかったのは令和７年度のみ



(出典) スポーツ庁調べ

役職員に対するコンプライアンス教育に取り組んでいる又は取り組む予定の団体割合

✓ 中央競技団体の95%が役職員に対するコンプライアンス教育に取り組んでいる又は取り組む予定である

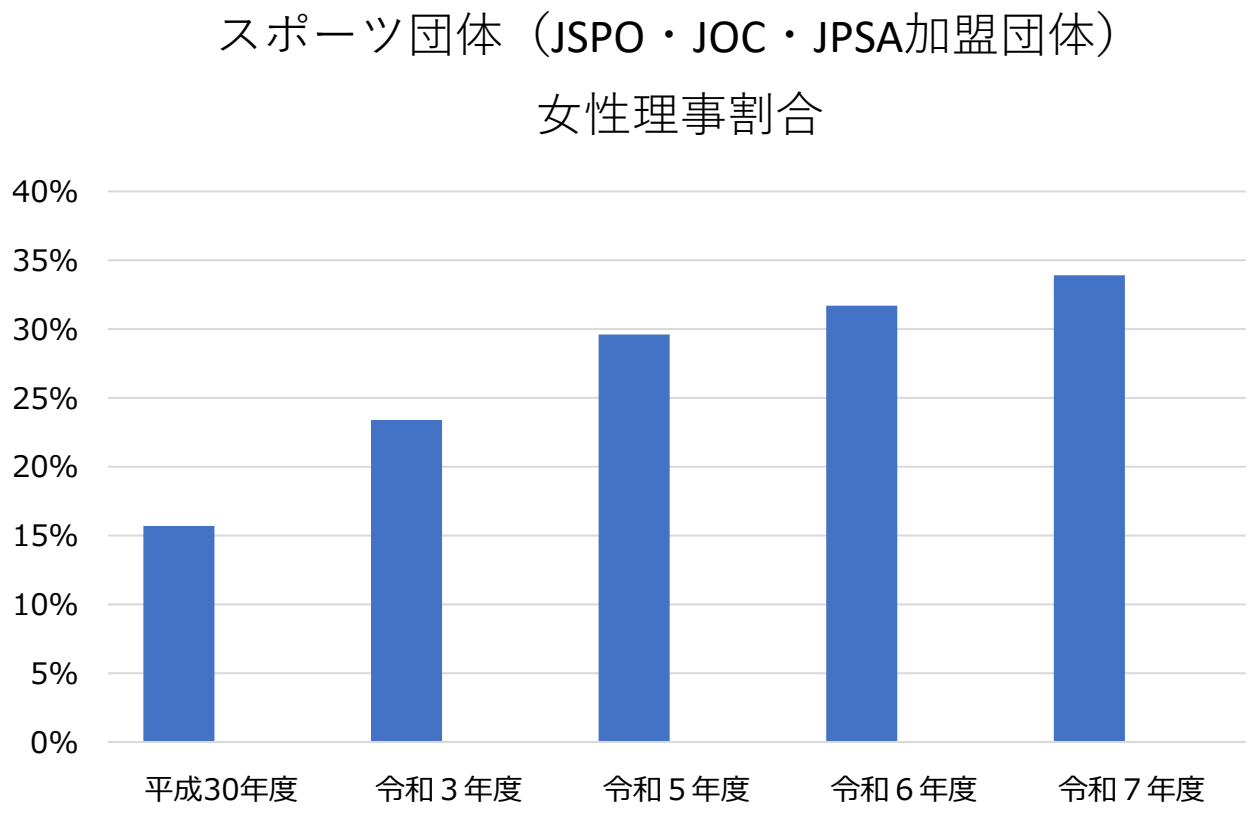


令和６年度

(出典) スポーツ庁調べ

スポーツ団体における女性理事の割合

✓ JSPO、JOC、JPSA及び加盟団体の合計での割合は、年々増加しており令和７年度は33.9%。



※平成30年度、令和3年度：JSPO、JOC、JPSA調べ
令和5年度、令和６年度、令和７年度：スポーツ庁調べ

スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況

✓ JOC、JSPO、JPSAにおける加盟・準加盟・承認団体等の合計では83.8%。

（令和７年４月１日現在）

	採択済	未採択	未回答	合計	採択率（%）
統括団体（JOC・JSPO・JPSA）	3	0	0	3	100
JOC加盟・準加盟・承認団体（注2）	64	1	1	66	97
JSPO加盟・準加盟団体（注3）	8	1	1	10	80
JPC加盟競技団体（注5）	33	2	12	47	70.2
都道府県体育・スポーツ協会	37	8	2	47	78.7
合計	**145**	**12**	**16**	**173**	**83.8**

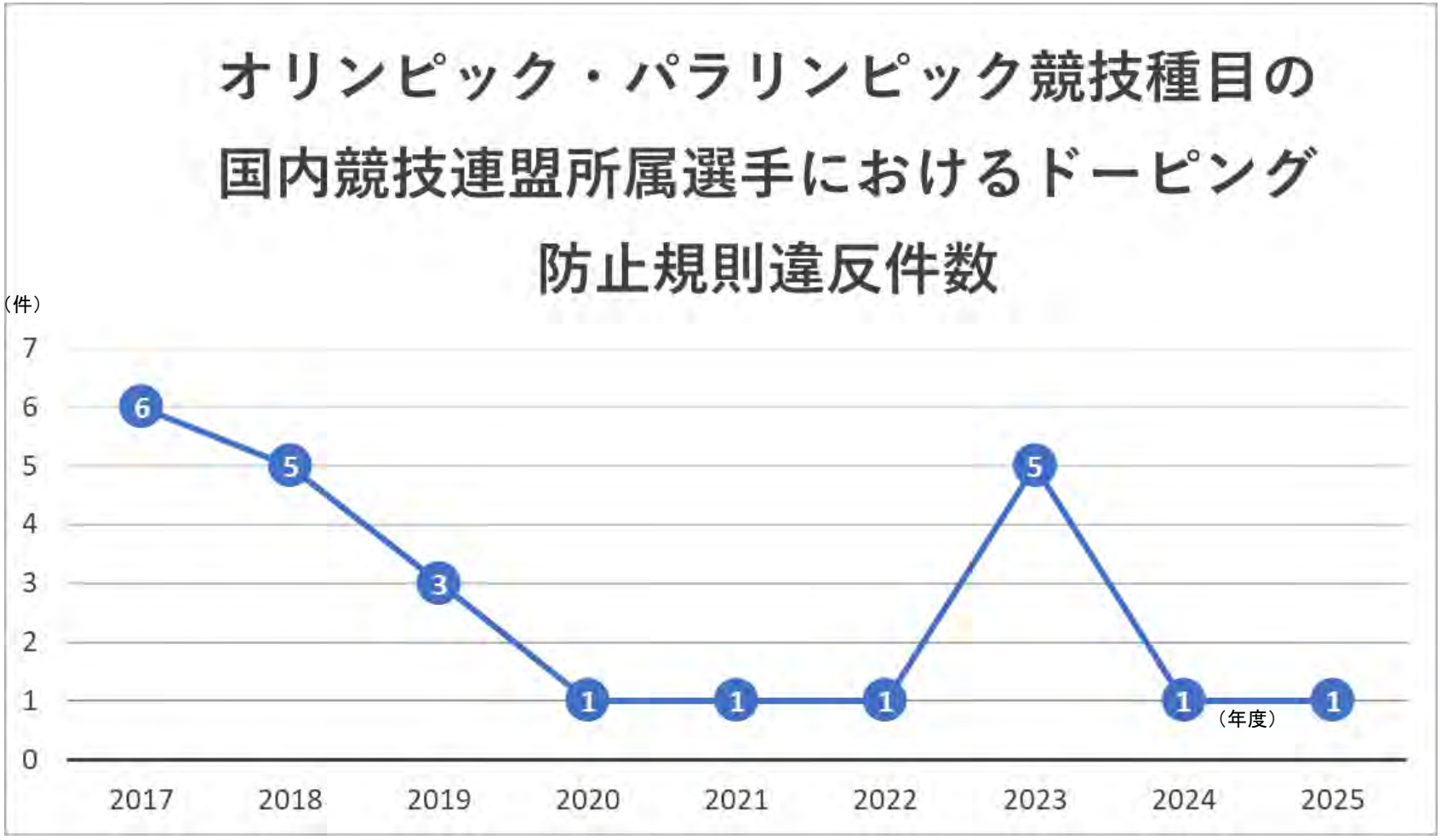
※加盟団体の数は、2023年6月1日時点による。
※回答がない等の団体は、連絡待ちの状態。
（注2）特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会を除く。
（注3）重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体及び都道府県体協を除く。
（注5）重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体を除く。

（出典）公益財団法人日本スポーツ仲裁機構https://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.htmlに基づき作成。
補足：自動応諾条項を採択している団体とは、スポーツ団体のなした決定に対する不服について競技者等が仲裁申立てを行った場合に、スポーツ仲裁を利用し紛争解決を行うという意思表示を行っている団体

オリンピック競技・パラリンピック競技種目における国内競技連盟所属選手によるドーピング防止規則違反件数

スポーツ庁

✓ 我が国は、2006（平成18）年にユネスコ「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を締結し、世界ドーピング防止機構（WADA）理事国・執行委員国として、国際的なドーピング防止活動に積極的に取り組んでおり、国際的にみても我が国のドーピング防止規則違反件数は低い状態を維持している。



（出典）日本アンチ・ドーピング機構　国内のアンチ・ドーピング規則違反の決定（2026年5月時点）

オリンピック・パラリンピック競技大会におけるメダル数及び入賞数の推移

スポーツ庁

- ✓ オリンピック競技大会において、夏の2024パリ大会では、金メダル数、総メダル数、入賞数、メダル獲得競技数いずれも、海外開催大会では過去最多を更新。冬の2026ミラノ・コルティナ大会でも、総メダル数24を獲得し、過去最多を更新。
- ✓ パラリンピック競技大会において、夏の2024パリ大会では、メダル獲得競技数が海外開催大会では過去最多を更新。冬の2026ミラノ・コルティナ大会では、総メダル数４個を獲得。

■夏季オリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2024	**パリ（フランス）**	**20**	**12**	**13**	**45**	**70**	**115**
2021	東京（日本）	27	14	17	58	78	136
2016	リオデジャネイロ(ブラジル)	12	8	21	41	47	88
2012	ロンドン(英国)	7	14	17	38	44	82
2008	北京(中国)	9	6	10	25	53	78
2004	アテネ(ギリシャ)	16	9	12	37	40	77
1964	東京(日本)	16	5	8	29	36	65

■夏季パラリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2024	**パリ（フランス）**	**14**	**10**	**17**	**41**	**101**	**142**
2021	東京（日本）	13	15	23	51	107	158
2016	リオデジャネイロ(ブラジル)	0	10	14	24	73	97
2012	ロンドン（イギリス）	5	5	6	16	70	86
2008	北京（中国）	5	14	8	27	79	106
2004	アテネ（ギリシャ）	17	15	20	52	72	124
1964	東京（日本）	1	5	4	10	—	—

■冬季オリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2026	**ミラノ・コルティナ（イタリア）**	**5**	**7**	**12**	**24**	**24**	**48**
2022	北京(中国)	3	6	9	18	25	43
2018	平昌(韓国)	4	5	4	13	30	43
2014	ソチ(ロシア)	1	4	3	8	20	28
2010	バンクーバー(カナダ)	0	3	2	5	22	27
2006	トリノ（イタリア）	1	0	0	1	20	21
1998	長野(日本)	5	1	4	10	23	33

（出典）JOCホームページ等を参考に、スポーツ庁において作成。
※入賞は、東京1964大会は６位まで。その他は８位まで。

■冬季パラリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2026	**ミラノ・コルティナ（イタリア）**	**0**	**3**	**1**	**4**	**24**	**28**
2022	北京（中国）	4	1	2	7	34	41
2018	平昌（韓国）	3	4	3	10	13	23
2014	ソチ（ロシア）	3	1	2	6	20	26
2010	バンクーバー（カナダ）	3	3	5	11	18	29
2006	トリノ（イタリア）	2	5	2	9	16	25
1998	長野（日本）	12	16	13	41	68	109

（出典）JPCホームページ等を参考に、スポーツ庁において作成。
※入賞は原則８位まで（順位付けされていない入賞者を含む）。
東京1964大会は入賞者数の情報なし。

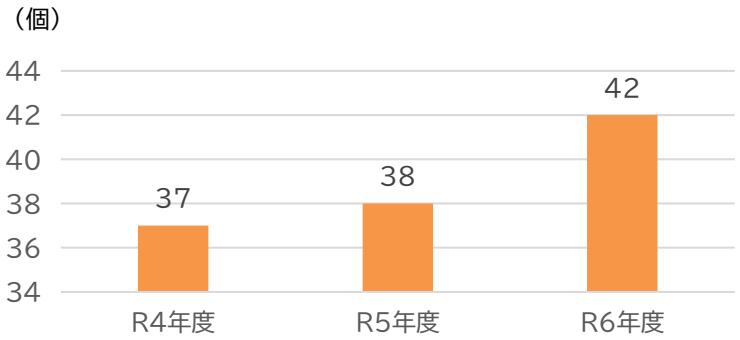
オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会における金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数

スポーツ庁

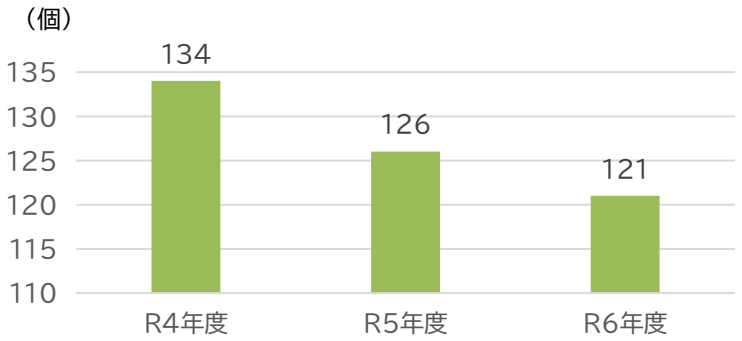
✓ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会において、令和６年度は金メダル数が42個、メダル獲得競技数が32競技となった。

✓ なお、オリンピック・パラリンピックは４年サイクルであること、夏季・冬季で実施競技・種目数に差があること、オリンピック・パラリンピック以外の各競技ごとの国際競技大会も含まれていることを踏まえ、単純な比較はできないことに留意。

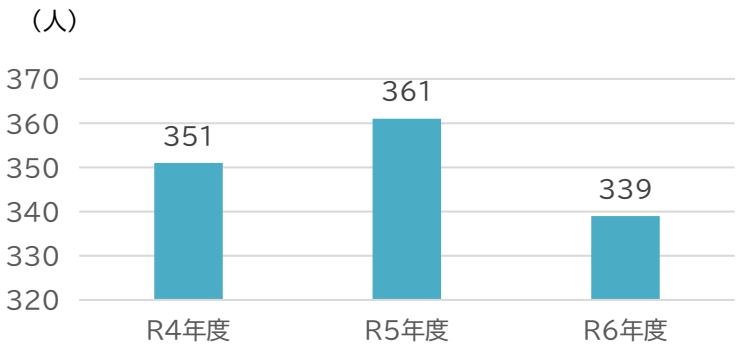
金メダル数



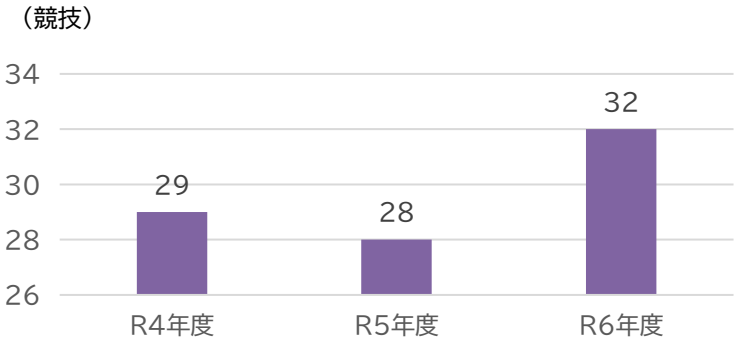
総メダル数



入賞者数



メダル獲得競技数



（出典）独立行政法人日本スポーツ振興センター

オリンピック・パラリンピック競技における メダルポテンシャルアスリート(MPA)数

✓ R7年度はオリンピック競技で193名、パラリンピック競技で165名である。

■オリンピック競技のMPA推移（H28 – R7年度）

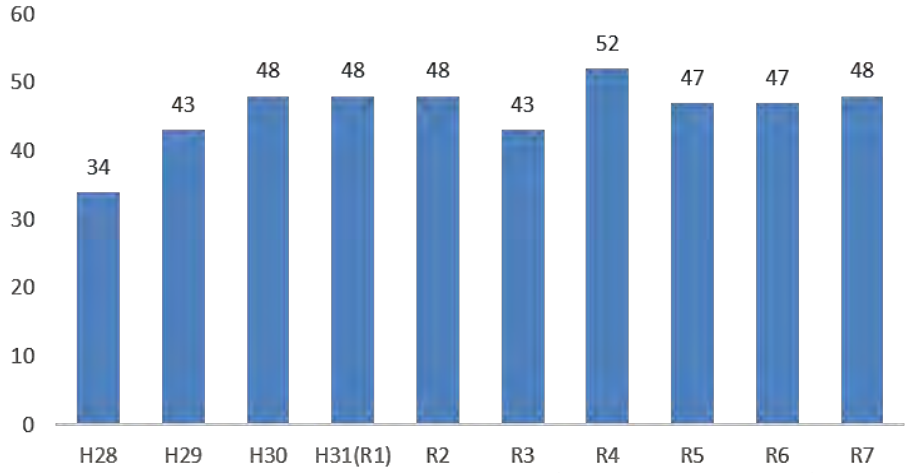
（出典）独立行政法人日本スポーツ振興センター

＜夏季競技＞



※各年度における年度末時点の結果を使用

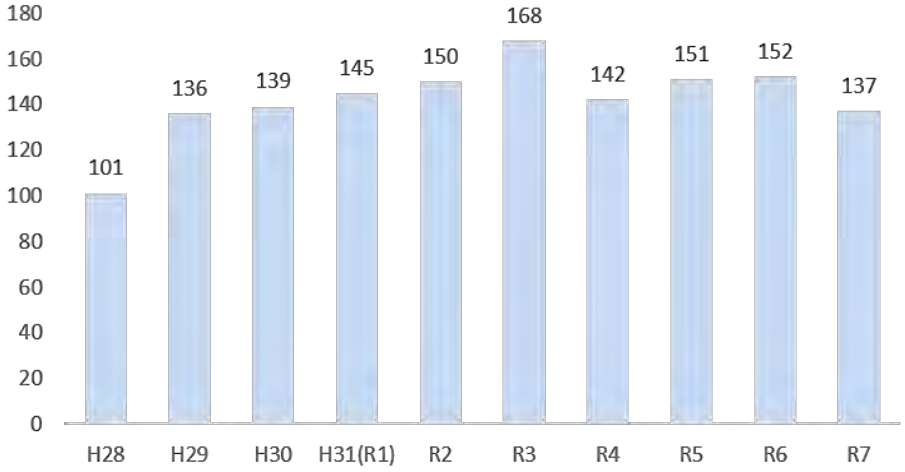
＜冬季競技＞



※各年度における年度末時点の結果を使用

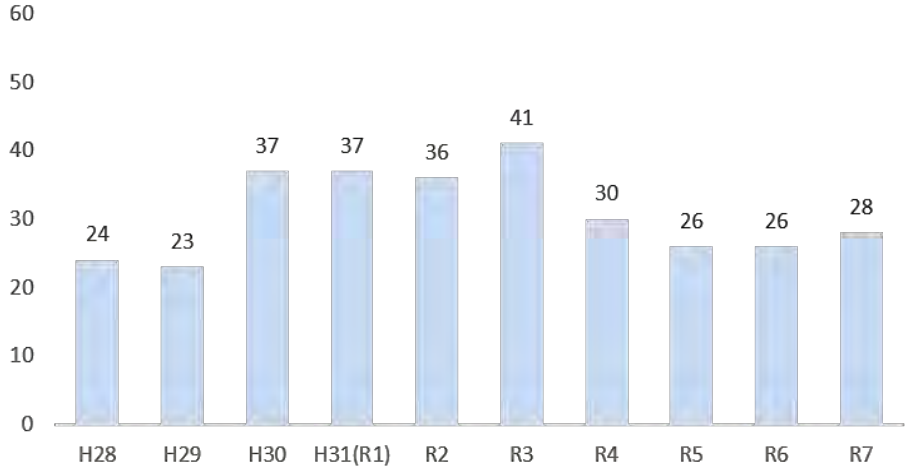
■パラリンピック競技のMPA推移（H28 – R7年度）

＜夏季競技＞



※各年度における年度末時点の結果を使用

＜冬季競技＞



※各年度における年度末時点の結果を使用

中央競技団体が策定する強化戦略プランの検証・評価結果

✓ 令和7年度の強化戦略プラン(4年)の実効性評価において「B」以上の評価を受けた団体の割合は96.9%、「A」評価を受けた割合が27.7%であり、令和6年度と比較しいずれも減少した。

■中央競技団体が策定する強化戦略プランの検証・評価結果推移※

実効性（総合）評価結果	R4	R5	R6	R7
A評価の割合	32.8%	28.3%	39.1%	27.7%
B評価以上の割合	91.7%	98.6%	100%	97.2%

※強化戦略プランの計画性、実行性を「A」～「D」の4段階で評価し、
それらの評価の組み合わせにより実効性（総合）評価を決定。
上記は競技団体における４年プランの評価ランク割合。（端数切り捨て）

(出典) 独立行政法人日本スポーツ振興センター データよりスポーツ庁作成

国際競技力向上のためのトレーニング拠点について

スポーツ庁

「ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）」（東京都北区西が丘）

オリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート及び高度な科学的トレーニング環境を提供する我が国の国際競技力向上のための中核拠点



＜ナショナルトレーニングセンター（NTC）＞

トップレベル競技者が、集中的・継続的にトレーニングを行うための施設

【屋内トレーニングセンター・ウエスト】
トップレベルのアスリートが同一拠点で集中的・継続的にトレーニングを行う施設として2008年完成

【屋内トレーニングセンター・イースト】
オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点として2019年完成

＜国立スポーツ科学センター（JISS）＞

トップレベル競技者に対して、スポーツ医・科学、情報等の側面から総合的支援を行うための施設

- スポーツ医・科学に関する研究
- スポーツ医・科学に基づいた支援
- スポーツ診療・コンディショニング

ネットワーク（連携協力）

NTC競技別強化拠点

中核拠点では競技トレーニングが困難な競技等については、既存のスポーツ施設を競技別のＮＴＣに指定し、トレーニング拠点としての練習環境の整備や、中核拠点及び近隣施設とのネットワーク化によるスポーツ医・科学支援等を実施

冬季競技 | 海洋・水辺系競技 | 屋外系競技 | パラリンピック競技 | その他競技 | 高地ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ

NTC競技別強化拠点指定施設一覧

スポーツ庁

冬季競技

❶スキー（ジャンプ）
札幌市ジャンプ競技場（大倉山、宮の森）



❷バイアスロン
西岡バイアスロン競技場



❸アイスホッケー
nepiaアイスアリーナ（苫小牧市白鳥アリーナ）



❹スピードスケート
明治北海道十勝オーバル（帯広の森屋内スピードスケート場）



❺スキー（ノルディック複合）
白馬ジャンプ競技場
白馬クロスカントリー競技場



❻ボブスレー、リュージュ
長野市ボブスレー・リュージュパーク「スパイラル」



❼スピードスケート
長野市オリンピック記念アリーナ「エムウエーブ」



❽ショートトラック
帝産アイススケート



❾カーリング
風越公園カーリングホール
トレーニングセンター（軽井沢アイスパーク）



❿フィギュアスケート
関空アイスアリーナ



⓫パラバイアスロン
田山射撃場



⓬パラアイスホッケー
やまびこスケートの森アイスアリーナ



⓭スキー
（フリースタイル／スロープスタイル・ビッグエア）
（スノーボード／スロープスタイル・ビッグエア）
東北クエスト



⓮スキー
（フリースタイル／モーグル）
ウォータージャンプ宮城



⓯スキー
（アルペン）（スノーボード／パラレル大回転）
パラ・アルペンスキー
菅平高原パインビークスキー場



屋外系競技

❶サッカー
Jヴィレッジ



❷ホッケー
川崎重工ホッケースタジアム



❸馬術
御殿場市馬術・スポーツセンター



❹７人制ラグビー
熊谷スポーツ文化公園



❺ゴルフ
フェニックス・シーガイア・リゾート



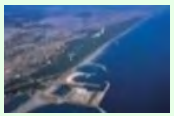
❻ﾋﾞｰﾁﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ
川崎マリエンビーチバレーコート



❼自転車競技
日本サイクルスポーツセンター及びJKA250



❽トライアスロン
フェニックス・シーガイア・リゾート及び周辺エリア



❾パラ陸上競技
田辺スポーツパーク



❿車いすテニス
東京都立有明テニスの森公園テニス施設



⓫ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾌｯﾄﾎﾞｰﾙ
ＭＡＲＵＩ ブラサカ！パーク



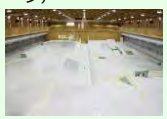
⓬自転車（BMXフリースタイル）
ライトBMXパーク



⓭スポーツクライミング
葛飾区東金町運動場スポーツクライミングセンター



⓮スケートボード
ブルボンスケートパーク村上（村上市スケートパーク）



⓯近代五種
リソルの森



海洋・水辺系競技

❶セーリング
和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）



❷ローイング
海の森水上競技場



❸カヌー（スラローム）
カヌー・スラローム センター



❹カヌー（スプリント）
パラ・カヌー
木場潟カヌー競技場



❺サーフィン
静波サーフスタジアム
PerfectSwell®



屋内系競技

❶車いすバスケットボール
千葉ポートアリーナ



❷ボッチャ
大阪市舞洲障がい者スポーツセンター



❸パワーリフティング
京都府立心身障害者福祉センター体育館



❹シッティングバレーボール
姫路市立書写養護学校屋内運動場



❺ゴールボール
所沢市民体育館



❻水泳（飛込）
日環アリーナ栃木屋内水泳場

高地トレーニング

❶高地トレーニング
飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア

❷高地トレーニング
蔵王坊平アスリートヴィレッジ

（R8.5.8現在）

冬季競技	１５施設	海洋・水辺系競技	５施設
屋外系競技	１５施設	高地トレーニング	２施設
屋内系競技	６施設		計４３施設

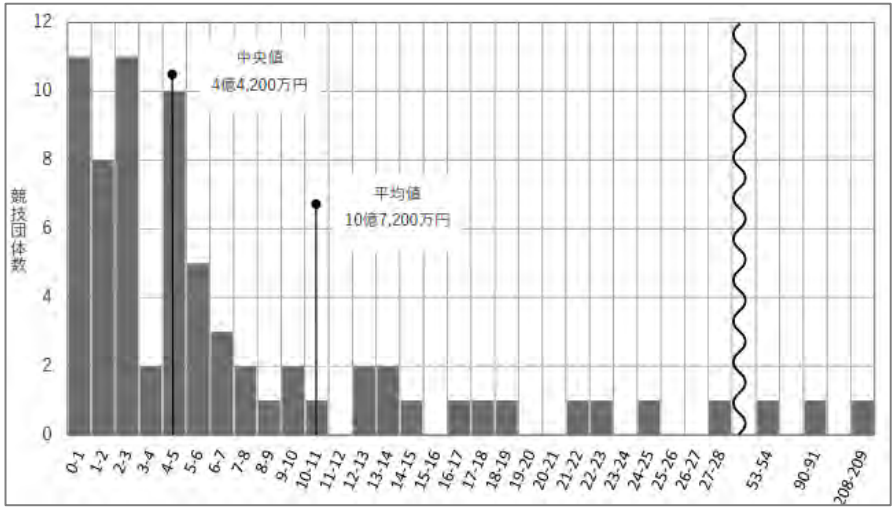
中央競技団体の経常収益の中央値の年間伸び率

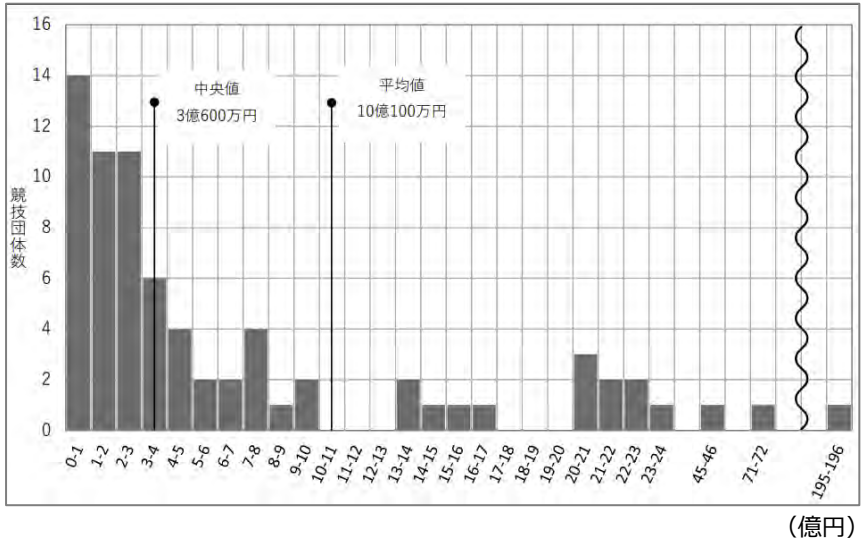
✓ 中央競技団体の経常収益の中央値は、直近のオリンピック・パラリンピックサイクルの伸び率は+44%（2020年度：3億600万円 → 2024年度：4億4200万円）、年平均で＋11%。

2020年度 経常収益
平均値　10億100万円
中央値　　3億600万円

中央値伸び率＋44%
(年平均＋11%)

2024年度 経常収益
平均値　10億7,200万円
中央値　　4億4,200万円





(出典)公益財団法人笹川スポーツ財団「中央競技団体現況調査」

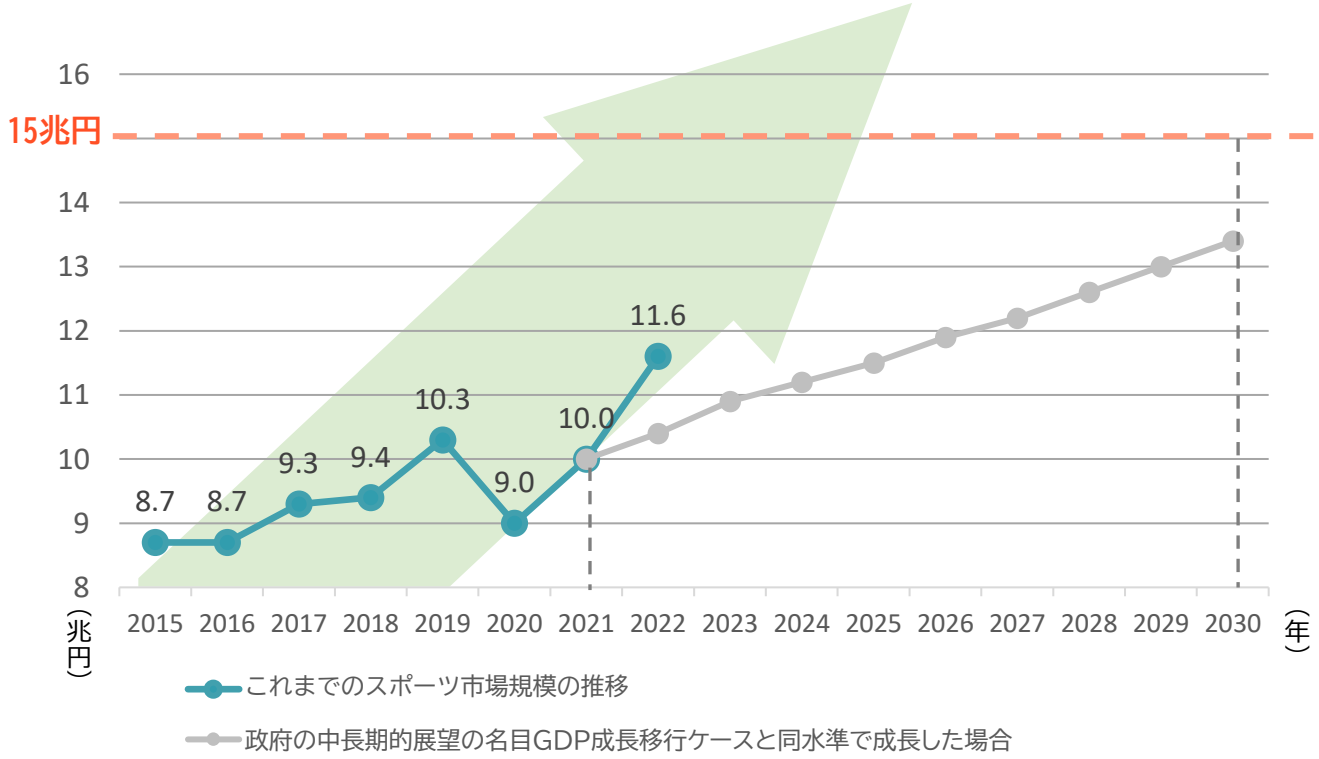
③スポーツの意義や価値を活かした スポーツの地域・社会への貢献

スポーツの成長産業化（市場規模） 61
多様な世代が集う交流地点としてのスタジアム・アリーナ一覧 62
スポーツ団体において現在取り組んでいるDX施策 63
スポーツホスピタリティ事例① 64
スポーツホスピタリティ事例② 65
スポーツホスピタリティ事例③ 66
スポーツホスピタリティ事例④ 67
スポーツ観戦について 68
メディア機器保有 69
テレビ、インターネット、ラジオの利用時間と行為者率① 70
テレビ、インターネット、ラジオの利用時間と行為者率② 71
体育・スポーツ施設の現状 72
学校開放の対象・業務運営形態 73
公立スポーツ施設における指定管理者制度の導入状況 74
社会体育施設の老朽化の状況 75
地方財政における体育施設費等の状況 76
社会体育施設の推移 77
公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定率の推移 78
社会体育施設の耐震化対応状況 79
スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 80
訪日外国人旅行者の都道府県別訪問率 81
訪日外国人のスポーツツーリズム関連消費額 82
訪日外国人旅行者がしたいこと 83
訪日旅行で実施したスポーツツーリズムの型 84
地域スポーツコミッション数の推移 85
法人格を有する地域スポーツコミッション 86
中長期的な計画・戦略を策定している地域スポーツコミッション 87
地域スポーツコミッションの予算額 88
地域スポーツコミッションの取組 89
スポーツを通じた国際交流・協力の推進 90
国際競技連盟・アジア競技連盟における日本人役員数の推移 91
今後開催予定の国際競技大会一覧 92

スポーツの成長産業化

✓ 2020年にコロナ禍に直面し、スポーツ活動も大きく制限されたことで、スポーツ市場規模は9.0兆円と大きく落ち込んだが、2022年には11.6兆円と、着実に成長を続けている。
✓ スポーツ産業は、コロナ禍前には、国の名目GDP成長率を大きく上回る成長を見せており、成長産業の一つとしての役割を果たしてきた。コロナ禍による社会経済活動の抑制がない今、より一層の成長が期待。
✓ スポーツ市場は世界的に見ても、今後も周辺産業を巻き込んで高い成長が期待されている分野。

スポーツ市場規模の推移と今後の成長イメージ



（出典）株式会社日本政策投資銀行「わが国スポーツ産業の経済規模推計」（2026 年 3 月）及び内閣府「中長期の経済財政に関する試算」等を基にスポーツ庁にて試算

○ 世界の動きも意識しながら、スポーツの成長産業化に取り組んでいく必要

○ 経済価値として表れていない新たな分野も含め、未来の市場を開拓していく必要

多様な世代が集う交流地点としてのスタジアム・アリーナ一覧

スポーツ庁

✓ まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナのモデル施設として、令和７年までに設計・建設段階14拠点、運営・管理段階の7拠点、計21拠点を選定。

Ⅱ．設計・建設段階（14件）
Ⅲ．運営・管理段階（7件）

北海道
● ES CON FIELD HOKKAIDO(令和2年度選定・Ⅱ)（北広島市）



沖縄県
●沖縄アリーナ（令和4年度選定・Ⅲ）（沖縄市）



福岡県
●ミクニワールドスタジアム北九州（令和2年度選定・Ⅲ）（北九州市）



佐賀県
● SAGAアリーナ（令和2年度選定・Ⅱ）（佐賀市）



長崎県
●長崎スタジアムシティプロジェクト(令和5年度選定・Ⅱ)（長崎市）



愛媛県
● 今治里山スタジアム（令和2年度選定・Ⅱ）（今治市）



兵庫県
●ノエビアスタジアム神戸(令和2年度選定・Ⅲ)（神戸市）
●GLION ARENA KOBE（令和7年度選定・Ⅲ）（神戸市）





京都府
●サンガスタジアム(令和3年度選定・Ⅲ)（亀岡市）



広島県
●エディオンピースウイング広島（令和6年度選定・Ⅱ）（広島市）



大阪府
●ヨドコウ桜スタジアム(令和2年度選定・Ⅱ)（大阪市）
●大阪花園ラグビー場(令和2年度選定・Ⅲ)（東大阪市）





富山県
●富山市総合体育館(令和6年度選定・Ⅱ)（富山市）



青森県
●FLATHACHINOHE(令和2年度選定・Ⅲ)(八戸市)



愛知県
●三河安城交流拠点（令和7年度選定・Ⅱ）（安城市）
●愛知国際アリーナ（愛知県新体育館）（令和3年度選定・Ⅱ）（名古屋市）





群馬県
●オープンハウスアリーナ太田（太田市総合体育館）（令和4年度選定・Ⅱ）（太田市）



東京都
●TOKYO A-ARENA（仮称）（令和4年度選定・Ⅱ）（江東区）



神奈川県
●横浜BUNTAI＋横浜武道館（横浜文化体育館）（令和2年度選定・Ⅱ）（横浜市）
●川崎新アリーナ（仮称）（令和5年度選定・Ⅱ）（川崎市）
●等々力緑地 球技専用スタジアム、新等々力アリーナ（令和5年度選定・Ⅱ）（川崎市）

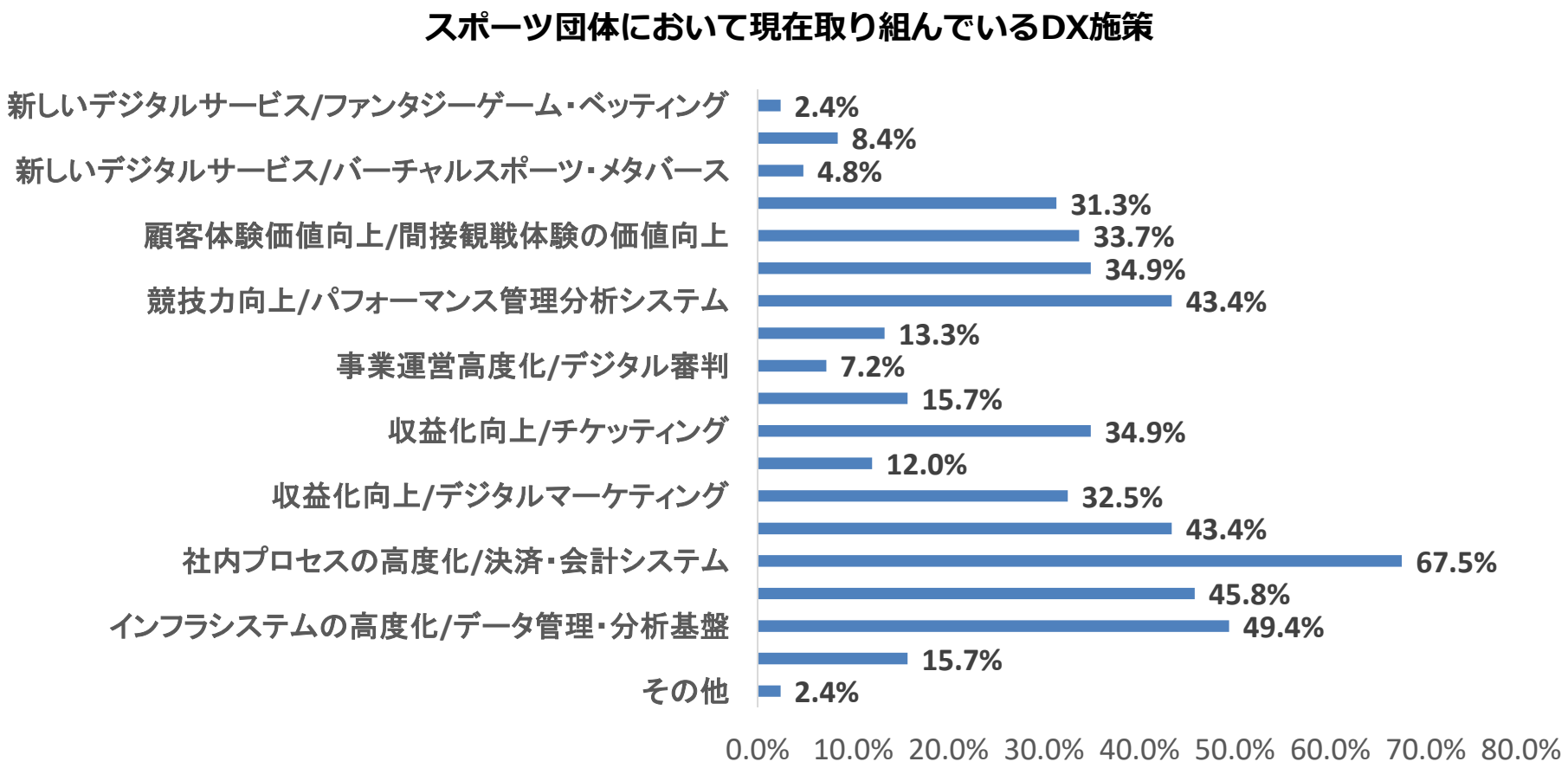






スポーツ団体において現在取り組んでいるDX施策

✓ スポーツ団体において現在取り組んでいるDX施策については、現状では、想定した「新しいデジタルサービス」に取り組んでいる団体は非常に少ない。
✓ 一方で、「インフラシステムの高度化」や「社内プロセスの高度化」の取組割合が最も高く、多くの団体は、新しいデジタルサービスの検討に至る前提となる基盤的な取組を進めている段階である。



(出典)スポーツ庁「スポーツ×テクノロジー活用促進事業（３）スポーツDX人材活用促進事業」

スポーツホスピタリティ事例①

スポーツホスピタリティ

（事例１）エスコンフィールドHOKKAIDO

施設概要	
所在地	北海道北広島市
収容人数	約35,000人
開業	2023年3月
所有者	㈱ファイターズスポーツ＆エンターテイメント
運営者	㈱ファイターズスポーツ＆エンターテイメント
拠点チーム	北海道日本ハムファイターズ（NPB）

特徴的な空間・設備

■専用空間・専用動線

北側駐車場付近にホスピタリティ受付が設置され、各空間に至近距離でアクセスできる**VIP専用動線**が存在。

■VIPルーム

間接照明の使用等により高級感を演出。冷蔵庫、電源等の標準的な設備も備えている。近くににバーカウンターを備え、飲料の提供がスムーズに行われるほか、食事は別オーダー制を採用。

※22室のVIPルームは全てスポンサー等の関連法人に販売され、現時点で一般向けには販売されていない。

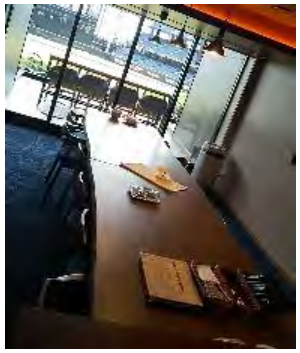
■プレミアムラウンジ

600名強を収容するプレミアムラウンジが一塁側と三塁側に設置。室内は食事スペースと歓談スペースが分かれており、観戦シートに近い空間で飲食や談話が楽しめる。またライブキッチンを採用するなど**エンターテインメント性を演出**。















スポーツホスピタリティ事例②

スポーツホスピタリティ

（事例２）**エディオンピースウイング広島**（広島サッカースタジアム）

施設概要	
所在地	広島県広島市
収容人数	28,520人
開業	2024年2月
所有者	広島市
運営者	(株)サンフレッチェ広島（指定管理者）
拠点チーム	サンフレッチェ広島（J1） サンフレッチェ広島レジーナ（WEリーグ）



特徴的な空間・設備

■SKYBOX

・メインスタンド側に13室、バックスタンド側に６室、**合計19室**。うち年間販売：18室、スポット販売：１室。

※設計段階から部屋数を協議しながら進めたため、**スタジアムオープン前に18室が完売**となった。

・非試合日の会議室等の使用も積極的に取り組んでいる。





■施設・空間の利活用

・将来的にはホスピタリティにも活用できる空間とするため、**視覚的にデメリットのあるスタジアムのコーナー部分にテラスシートやベンチを設置**。

・最上階にもホスピタリティ用スペースが設置されており、**シティビューを楽しめる会議室や飲食スペースとして利用**されている。





スポーツホスピタリティ事例③

スポーツ庁

スポーツホスピタリティ

（事例３）**SAGAアリーナ**

施設概要

所在地	佐賀県佐賀市
収容人数	約8,400席
開業	2023年5月
所有者	佐賀県
運営者	(株)SAGAサンシャインフォレスト（指定管理者）
拠点チーム	SAGA久光スプリングス（SVリーグ） 佐賀バルーナーズ（B1）

特徴的な空間・設備

■機能性も備えた、多様なホスピタリティスペース

○ファンクションルーム型

・スイートラウンジは様々な形態のイベントに対応することが可能。
・プレミアムラウンジはメインアリーナ側に専用観戦席を完備。

○VIPルーム型

専用観戦席を備えた４つのプレミアムスイートルーム（ザ・プレミアム）は「AKARI」・「TAKUMI」・「SAGA」・「326」の名称が付けられており、それぞれ**佐賀の工芸品やアーティスト作品などを用いた異なるコンセプト・デザイン**となっている。




スイートラウンジ


プレミアムラウンジ


ザ・プレミアム＜AKARI＞


ザ・プレミアム＜TAKUMI＞


ザ・プレミアム＜SAGA＞


ザ・プレミアム＜326＞

スポーツホスピタリティ事例④

スポーツホスピタリティ

（事例４）**長崎スタジアムシティ（PEACE STADIUM Connected by SoftBank、HAPPINESS ARENA）**

施設概要

所在地	長崎県長崎市
収容人数	スタジアム：約2万人、アリーナ：約6千人
開業	2024年10月
所有者	(株)ジャパネットホールディングス
運営者	(株)リージョナルクリエーション長崎
拠点チーム	スタジアム：V・ファーレン長崎（J2） アリーナ：長崎ヴェルカ（B1）

特徴的な空間・設備

■PEACE STADIUM Connected by SoftBank

・STADIUM DIAMOND BOXは全室スタジアムビューで、専用の駐車場と入場口を完備。STADIUM PLATINUM BOXは試合観戦後に**そのまま宿泊も可能**。どちらもスタジアムシティホテル長崎の**フルコースやルームサービスが利用可能。**

・VIPラウンジは試合開催時にはラウンジとして活用するが、それ以外はホテルの朝食会場としても利用。

■HAPPINESS ARENA

・ARENA PLATINUM BOXは日本では稀有なアリーナのM2階（1.5階相当）に位置するVIPルーム。臨場感のある試合観戦・コンサート鑑賞が可能。

・**専用入場口と専用駐車場が利用可能。**







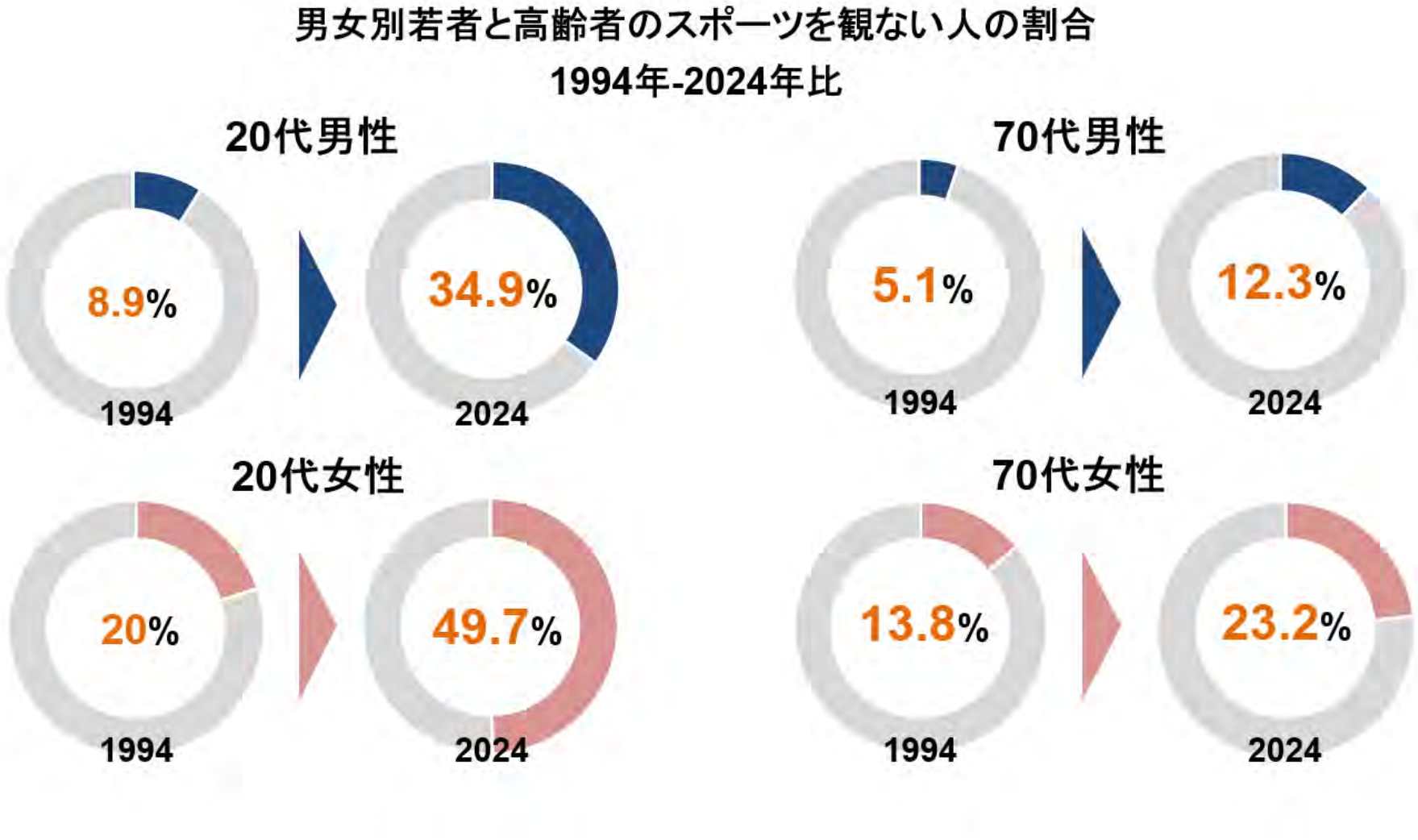






スポーツ観戦について

✓ 30年前と比較して、「スポーツを観ない人」が増加しており、特に若者層のスポーツ離れが顕著である。



（出典）H6総理府世論調査・R6スポーツ庁世論調査より

メディア機器保有

✓ 令和７年にスマートフォンの保有率がテレビの保有率を上回り、国民の視聴形態が変化してきている。

情報通信機器の保有状況の推移



(注1)「モバイル端末全体」には、令和2年までは PHS を含む
(注2)経年比較のため、この図表は無回答を含む形で集計。

（出典）「令和7年通信利用動向調査の結果」（令和8年5月　総務省）

テレビ、インターネット、ラジオの利用時間と行為者率①

スポーツ庁

✓ 全世代では、平日、休日ともに、「インターネット利用」が「テレビ（リアルタイム）視聴」を超過し、その差を拡大しつつある。現在は拮抗からネット優位になってきている。

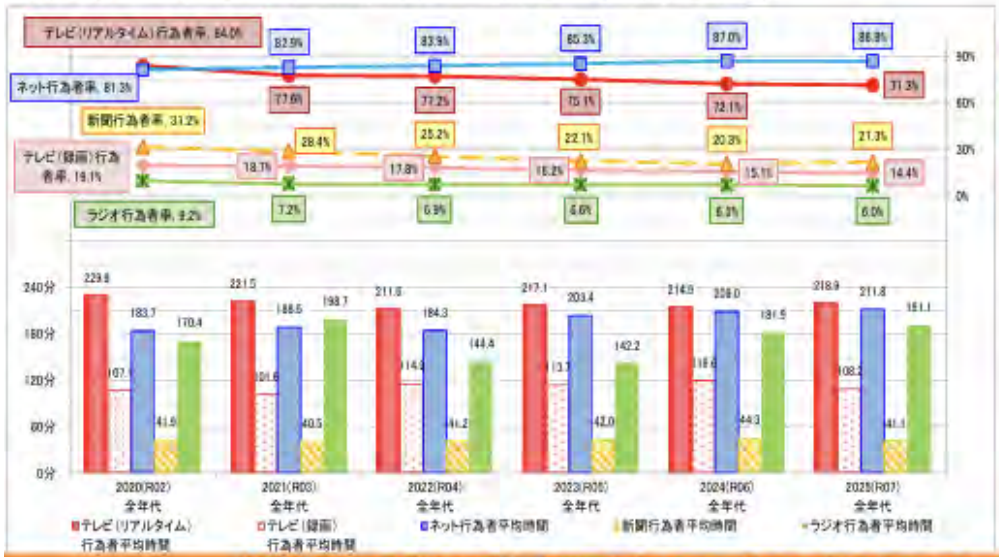
【経年】[平日]主なメディアの平均利用時間（全年代）



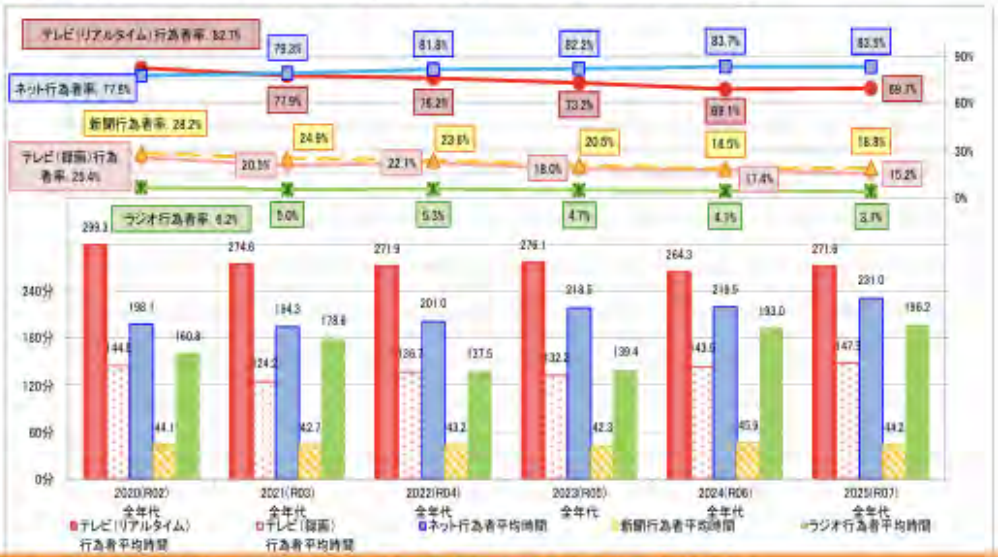
【経年】[休日]主なメディアの平均利用時間（全年代）



【経年】[平日]主なメディアの行為者率・行為者平均時間（全年代）



【経年】[休日]主なメディアの行為者率・行為者平均時間（全年代）



※「全年代」の数値はいずれも70代を含みます。過去の報告書で公表していた数値との関係については、表紙の赤囲み内の記載をご覧ください。

（出典）「令和7年度　情報通信メディアの利用時間と情報公道に関する調査」（令和8年6月　総務省）

テレビ、インターネット、ラジオの利用時間と行為者率②

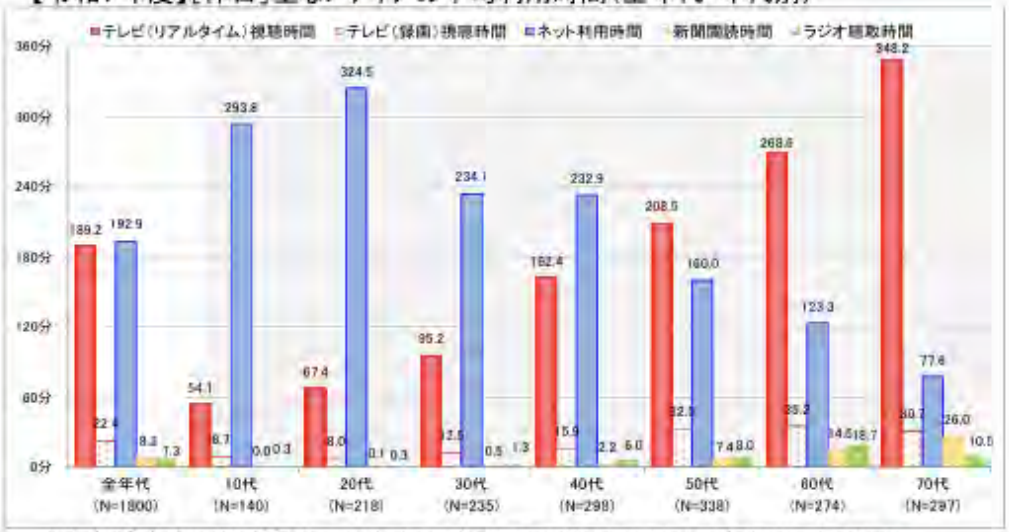
スポーツ庁

✓ 昨今若者のテレビ離れと言われる中で、（若年層・ネット中心）⇔（高齢層・テレビ中心）が顕著になってきている。

【令和7年度】[平日]主なメディアの平均利用時間（全年代・年代別）



【令和7年度】[休日]主なメディアの平均利用時間（全年代・年代別）



（参考）【令和6年度】[平日]主なメディアの平均利用時間（全年代・年代別）



（参考）【令和6年度】[休日]主なメディアの平均利用時間（全年代・年代別）

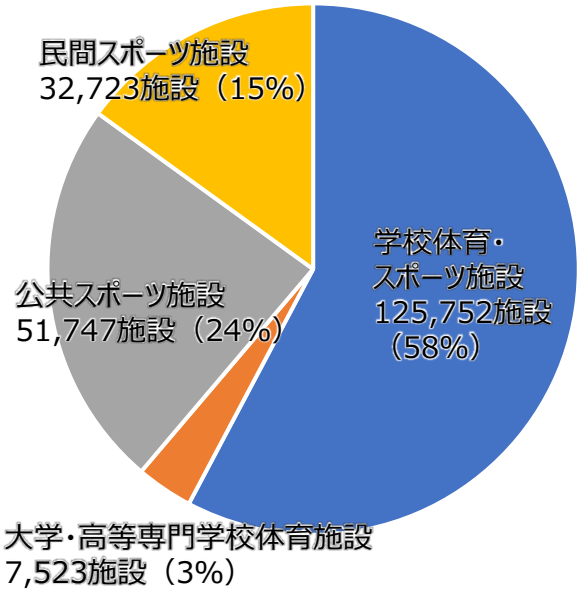


（出典）「令和7年度　情報通信メディアの利用時間と情報公道に関する調査」（令和8年6月　総務省）

体育・スポーツ施設の現状

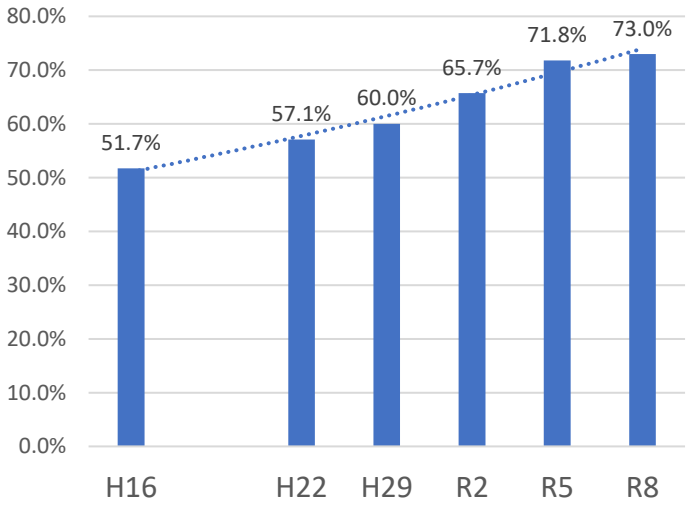
✓ 我が国の体育・スポーツ施設のうち、約６割を占める学校体育・スポーツ施設を地域へ開放する取組は増加傾向にあるが、更なる推進には管理の効率化等の対応も必要。

我が国の体育・スポーツ施設数



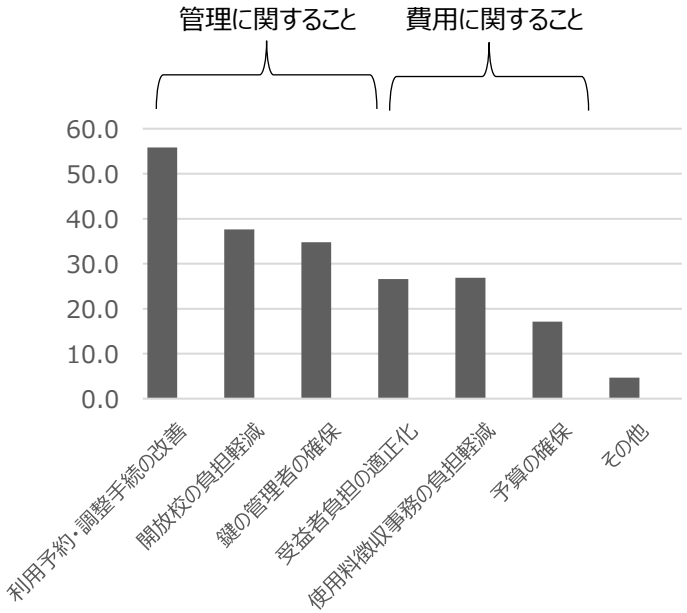
※「学校体育・スポーツ施設」とは小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校の学校教育活動のために設置されている体育施設及び専修学校，各種学校が生徒用に設置するスポーツ施設を指す。
※「公共スポーツ施設」とは、社会体育施設、公立社会教育施設に附帯するスポーツ施設を指す。

学校体育施設開放頻度
（年間を通じ平日に開放を行う学校の割合）



※開放頻度のグラフは報告年ベース。R8年値は、R5年度に実施した調査結果。

学校体育施設開放の課題
（市区町村・複数回答可）

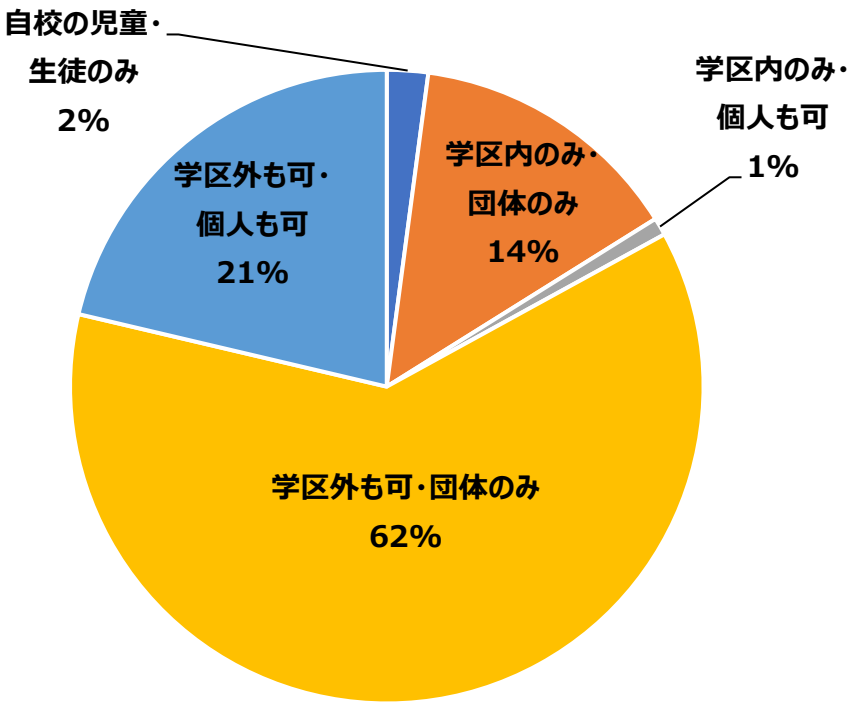


（出典）スポーツ庁「令和６年度 体育・スポーツ施設現況調査」（令和８年４月）

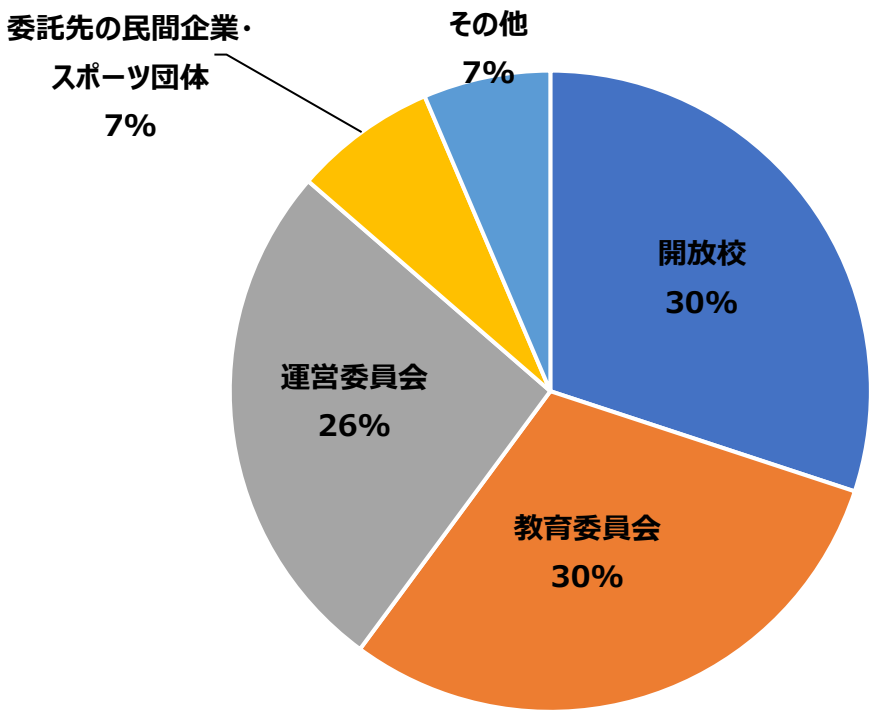
学校開放の対象・業務運営形態

✓ 学校開放の対象は、団体限定である施設が多く、学区外も可という施設も多い。
✓ 学校開放の業務運営形態は、開放校、教育委員会、運営委員会がそれぞれ約３割である。

公立学校体育施設開放の対象
（体育館）



学校開放の業務運営形態
（体育館）



（出典）スポーツ庁「令和６年度 体育・スポーツ施設現況調査」（令和８年４月）

公立スポーツ施設における指定管理者制度の導入状況

✓ 公立スポーツ施設における指定管理者制度の導入率は50.3%である。

公立スポーツ施設における指定管理者制度の導入状況

公共スポーツ施設 施設種別	施設数	指定管理者制度	
		導入施設数	(%)
総数	51,747	26,009	50.3
陸上競技場	1,044	655	62.7
野球場・ソフトボール場	6,653	3,206	48.2
球技場	1,780	1,105	62.1
多目的運動場	9,034	3,391	37.5
水泳プール（屋内）	1,768	1,234	69.8
水泳プール（屋外）	1,693	857	50.6
体育館	9,084	4,244	46.7
柔道場	867	492	56.7
剣道場	757	442	58.4
柔剣道場（武道場）	1,103	515	46.7
バレーボール場（屋外）	16	5	31.3
庭球場（屋外）	5,019	2,488	49.6
庭球場（屋内）	210	130	61.9
バスケットボール場（屋外）	65	28	43.1
弓道場	1,101	616	55.9
トレーニング場	1,973	1,443	73.1
その他の施設	9,580	5,158	53.8

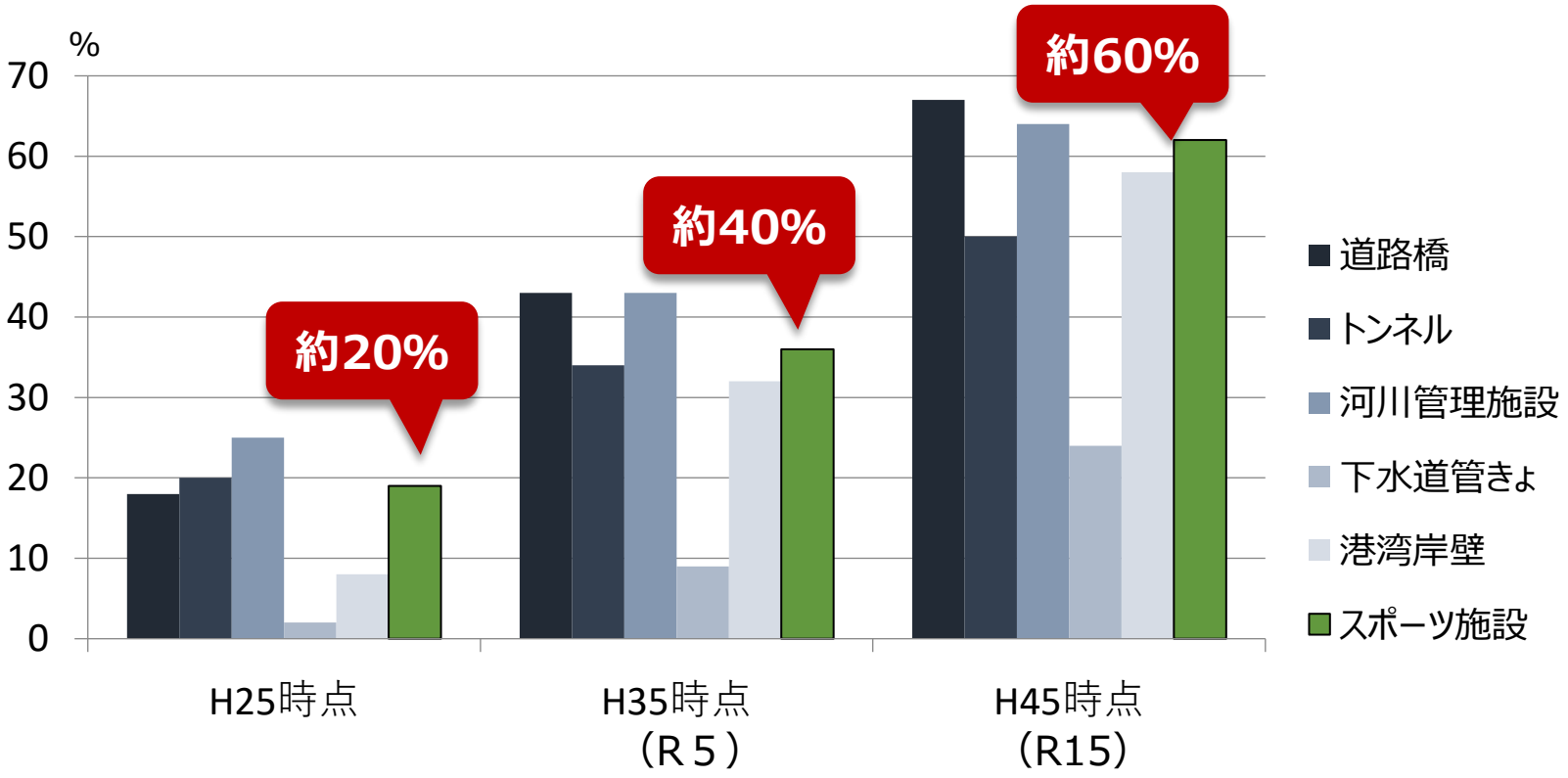
※「公立スポーツ施設」とは、社会体育施設、公立社会教育施設に附帯するスポーツ施設を指す。

（出典）スポーツ庁「令和６年度 体育・スポーツ施設現況調査」（令和８年４月）

社会体育施設の老朽化の状況

✓ 老朽化の状況は、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、スポーツ施設の建築後50年以上経過する施設の割合は比較的高い水準で推移している。

建築後50年以上経過する公共施設の割合

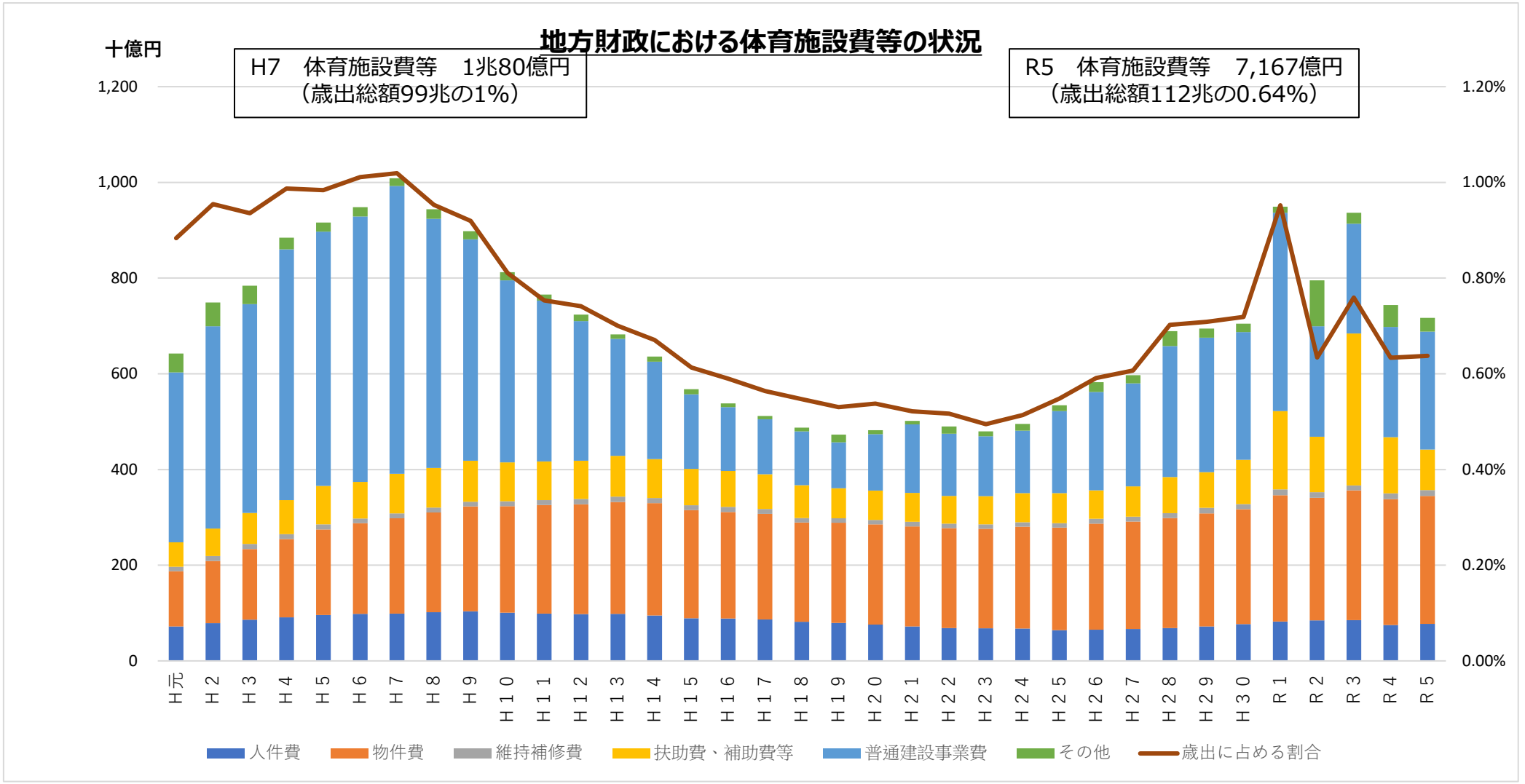


スポーツ施設の老朽化が進んでおり、その対応も求められる。

（出典）国土交通省ＨＰ（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/02research/02_01.html），
スポーツ庁「スポーツ施設政策に関する調査研究報告書」よりスポーツ庁作成
※スポーツ施設についてはＨ２５時点の３０市町村のサンプリング調査
※スポーツ施設以外の施設に関する注釈は国土交通省ＨＰ参照

地方財政における体育施設費等の状況

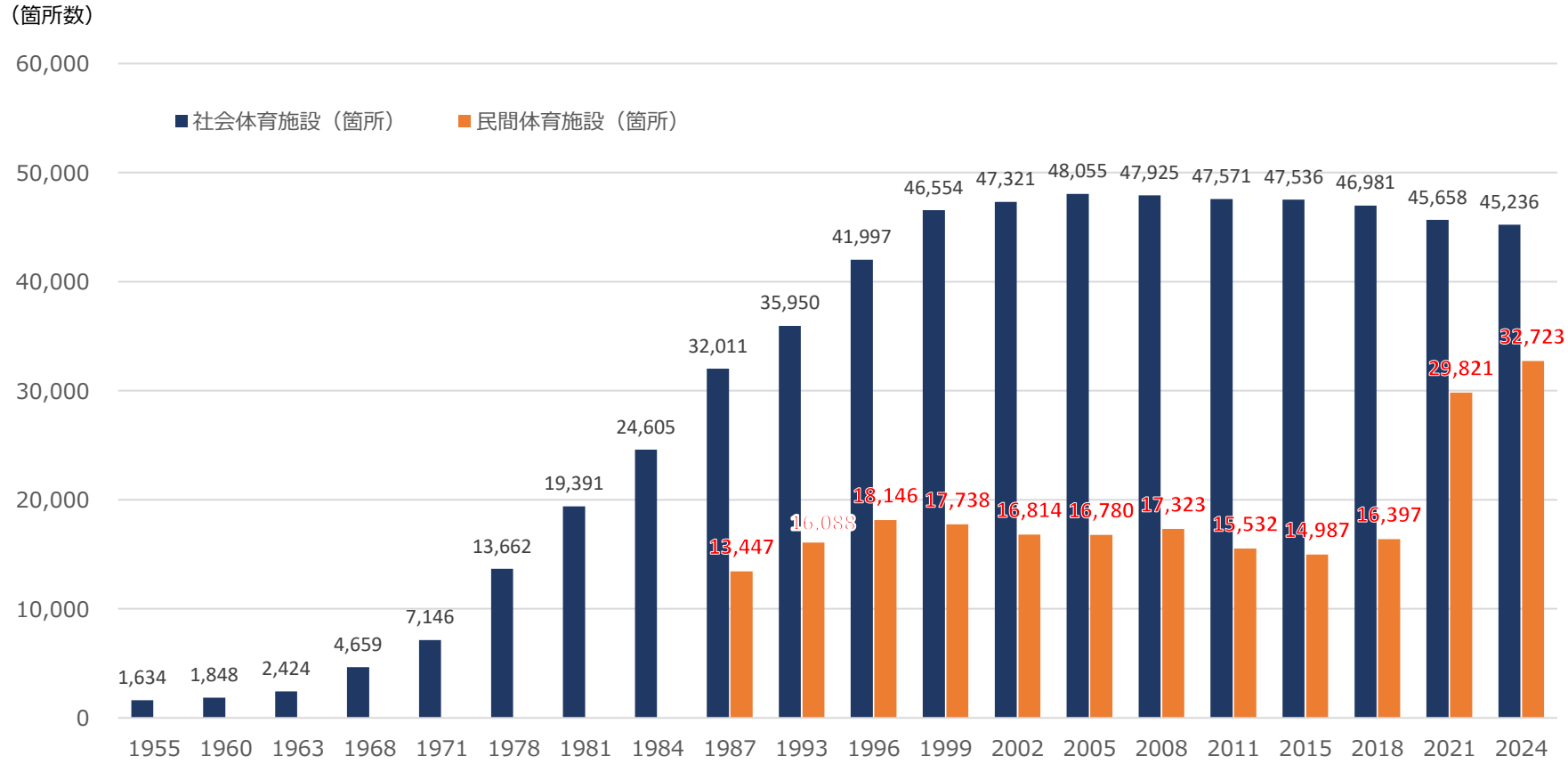
✓ 施設の老朽化が進む一方で、地方財政における体育施設費等はピーク時（平成７年度）の6割程度に減少している。



（出典）地方財政統計年報よりスポーツ庁作成

社会体育施設の推移

✓ 2024年の調査において、社会体育施設は45,236箇所、民間体育施設は32,723箇所（※推計値）となっており、社会体育施設は、2005年まで増加していたが、それ以降はわずかに減少している状況である。

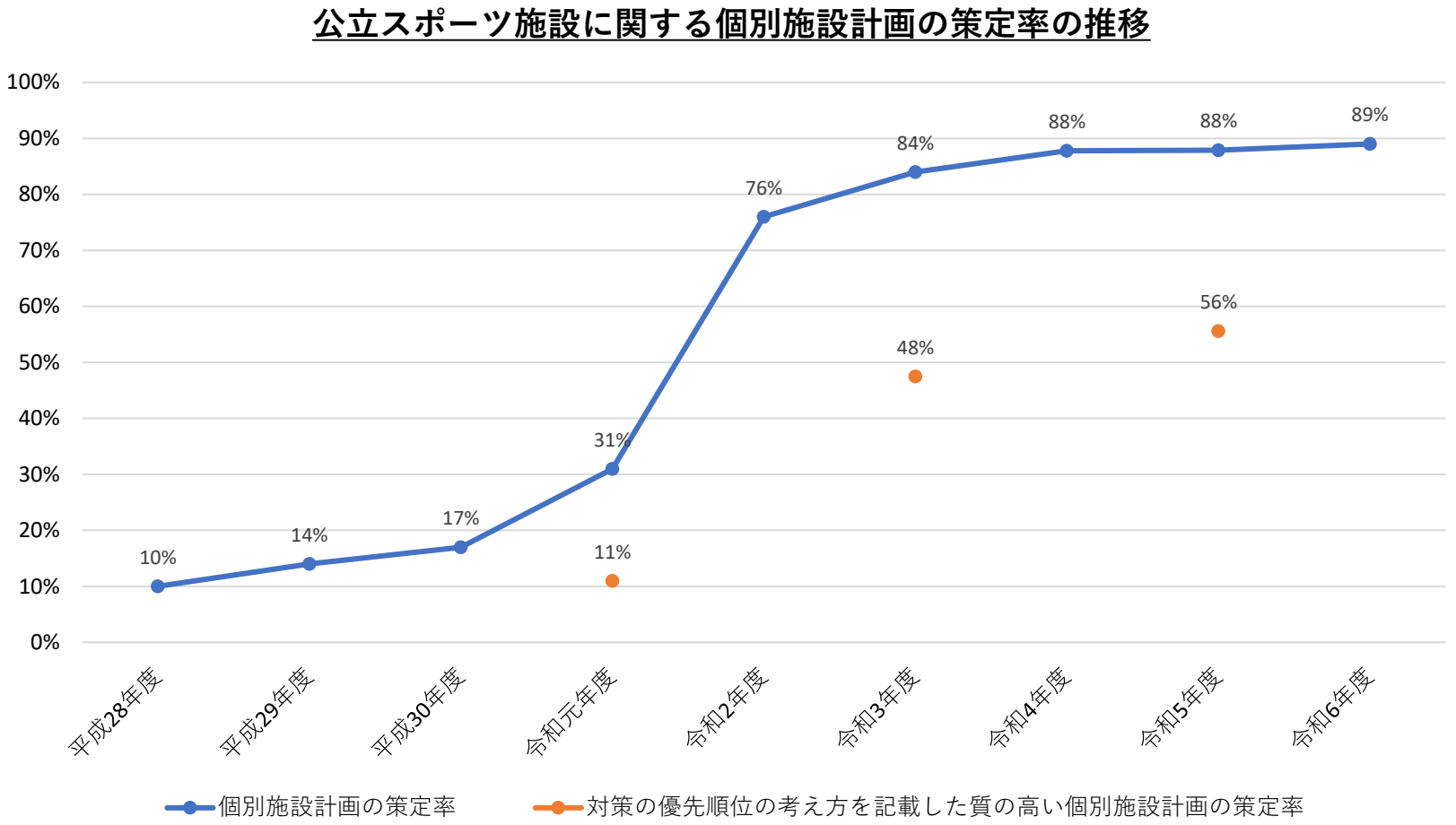


（出典）文部科学省「社会教育調査」

※2021年以降の民間体育施設数は、都道府県別、産業省分類別、従業員規模別の母集団事業所数を反映したウェイトを用いた推計により作成

公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定率の推移

✓ 個別施設計画の策定率は向上しており、令和6年度末で89%である。
✓ 対策の優先順位の考え方等を記載した質の高い個別施設計画の策定率は令和5年度末で56%である。



※「対策の優先順位の考え方等を記載した質の高い個別施設計画」とは、「対策の優先順位の考え方」、「対策内容と実施時期」及び「対策費用」が全て記載されている計画を指す。

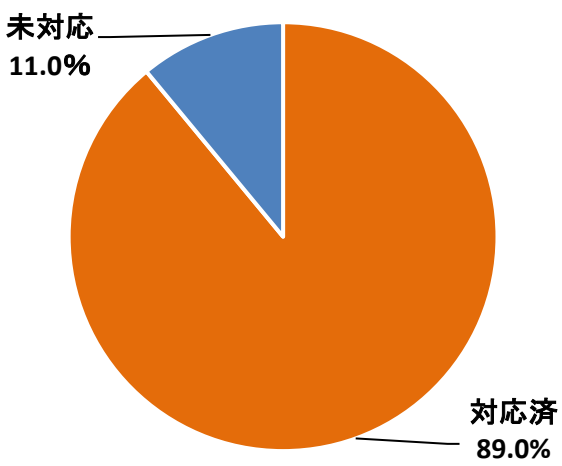
（出典）スポーツ庁ほか「個別施設毎の長寿命化計画の策定状況調査」
「個別施設計画の主たる内容の一覧に関する調査」

社会体育施設の耐震化対応状況

✓ 建築物である社会体育施設について、構造体は89.0%が耐震化対応されている。
✓ 非構造部材については、18.3%が耐震化対応されている。

※調査対象施設：地方公共団体が設置する以下の社会体育施設（工作物は除く）
・水泳プール（屋内）・柔剣道場・柔道場・剣道場・空手・合気道場・相撲場（屋内）・弓道場・体育館・その他（スタンドを有する陸上競技場や野球場等）（N=11,695）

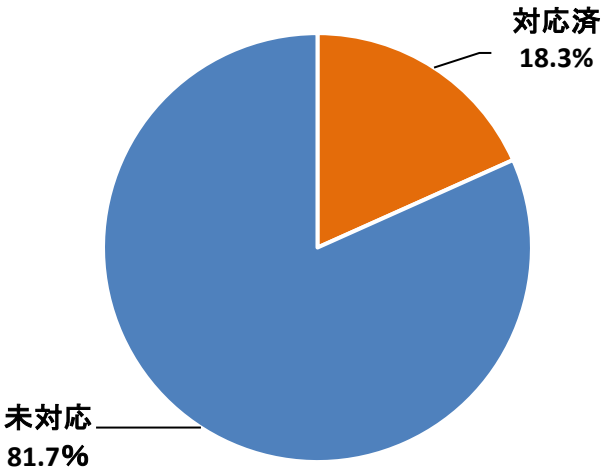
構造体の耐震化対応状況（令和7年3月31日現在）



※「対応済」とは、「昭和57年以降に建築された建物」と、昭和56年以前に建築された建物のうち、「耐震診断にて耐震性があるとされたもの」及び「耐震診断にて耐震性がないと判断されたが、改修が実施済であるもの」を指す。

※「未対応」とは、昭和56年以前に建築された建物のうち、「耐震診断を行っていないもの」及び「耐震診断にて耐震性がないと判断されたが、改修が未実施であるもの」を指す。

非構造体の耐震化対応状況（令和7年3月31日現在）

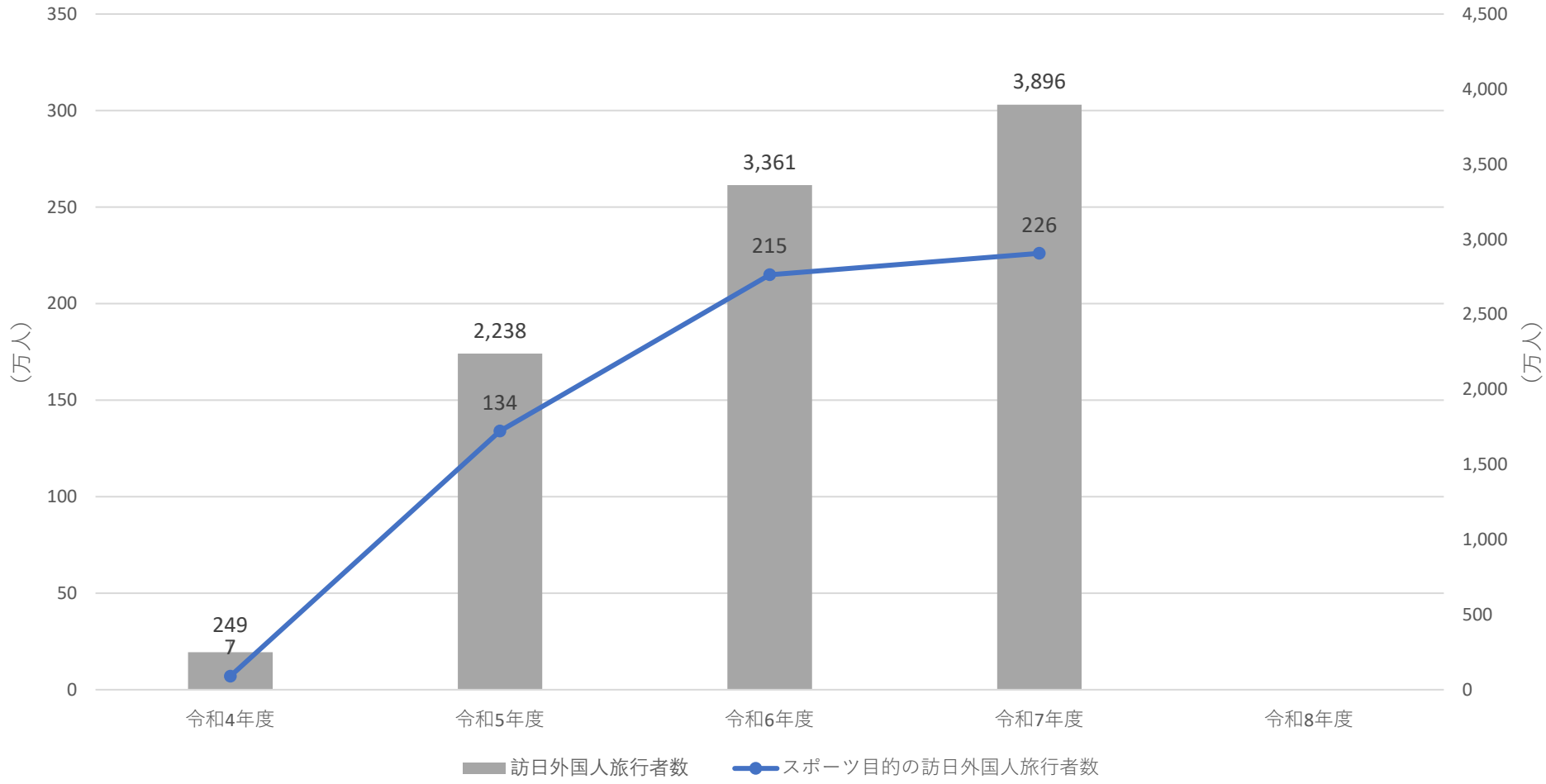


※「対応済」とは、「耐震点検実施不要のもの」、「耐震点検実施済で耐震性があるもの」及び「耐震点検にて耐震性がないと判断されたが、耐震対策が実施済みであるもの」を指す。

※「未対応」とは、「耐震点検未実施のもの」、「耐震点検を一部のみ実施のもの」及び「耐震点検にて、耐震性がないと判断されたが、耐震対策が未実施のもの」を指す。

スポーツ目的の訪日外国人旅行者数

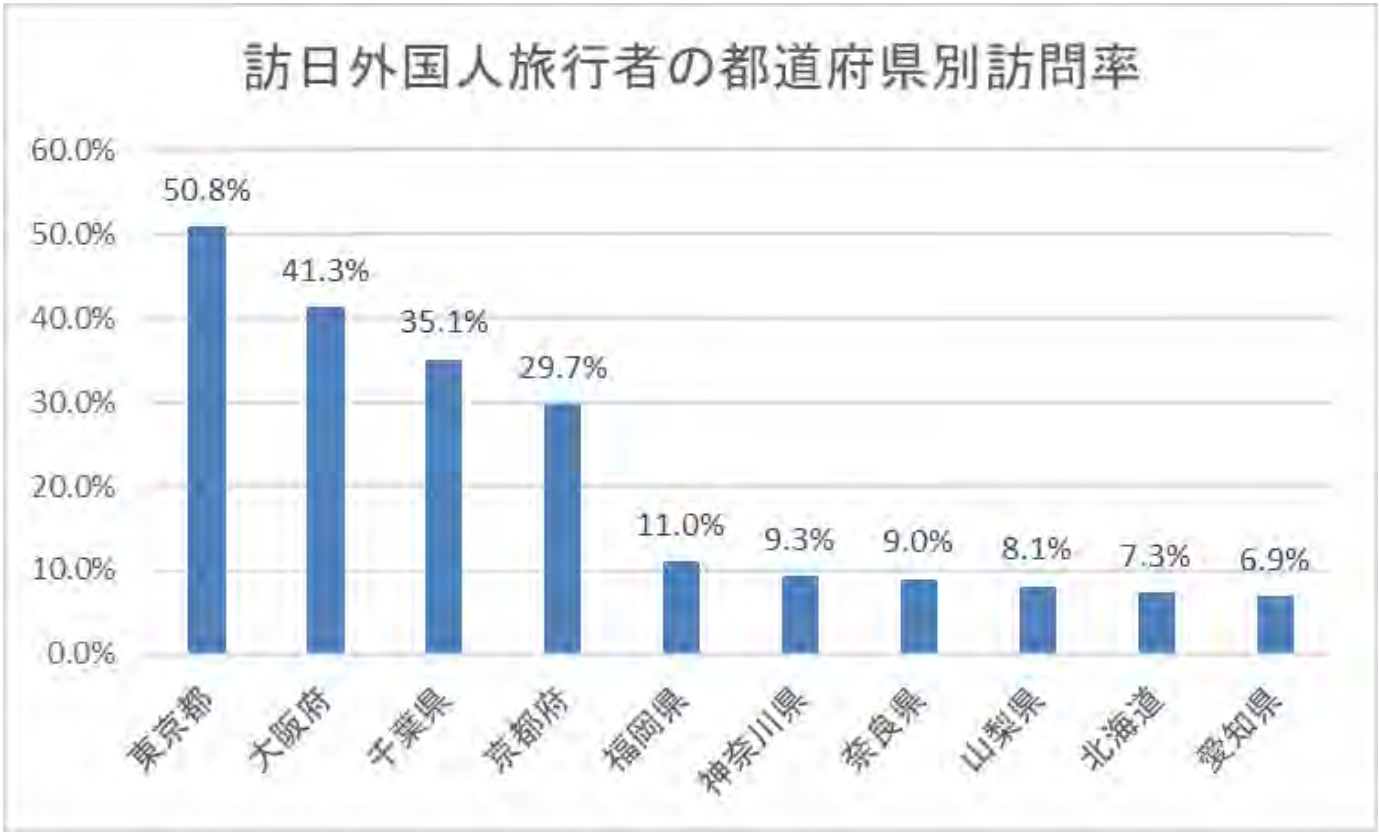
✓ 訪日観光客数の回復とともに、スポーツ目的の訪日外国人旅行者数も増加傾向。
✓ 魅力的なコンテンツの創出と各種プロモーションにより、スポーツ観戦や体験等を目的として来日する観光客数の拡大を図る。



（出典）スポーツ庁調べ

訪日外国人旅行者の都道府県別訪問率

✓ 訪日外国人旅行者の訪問先は東京都を筆頭に首都圏・関西圏へ集中している。

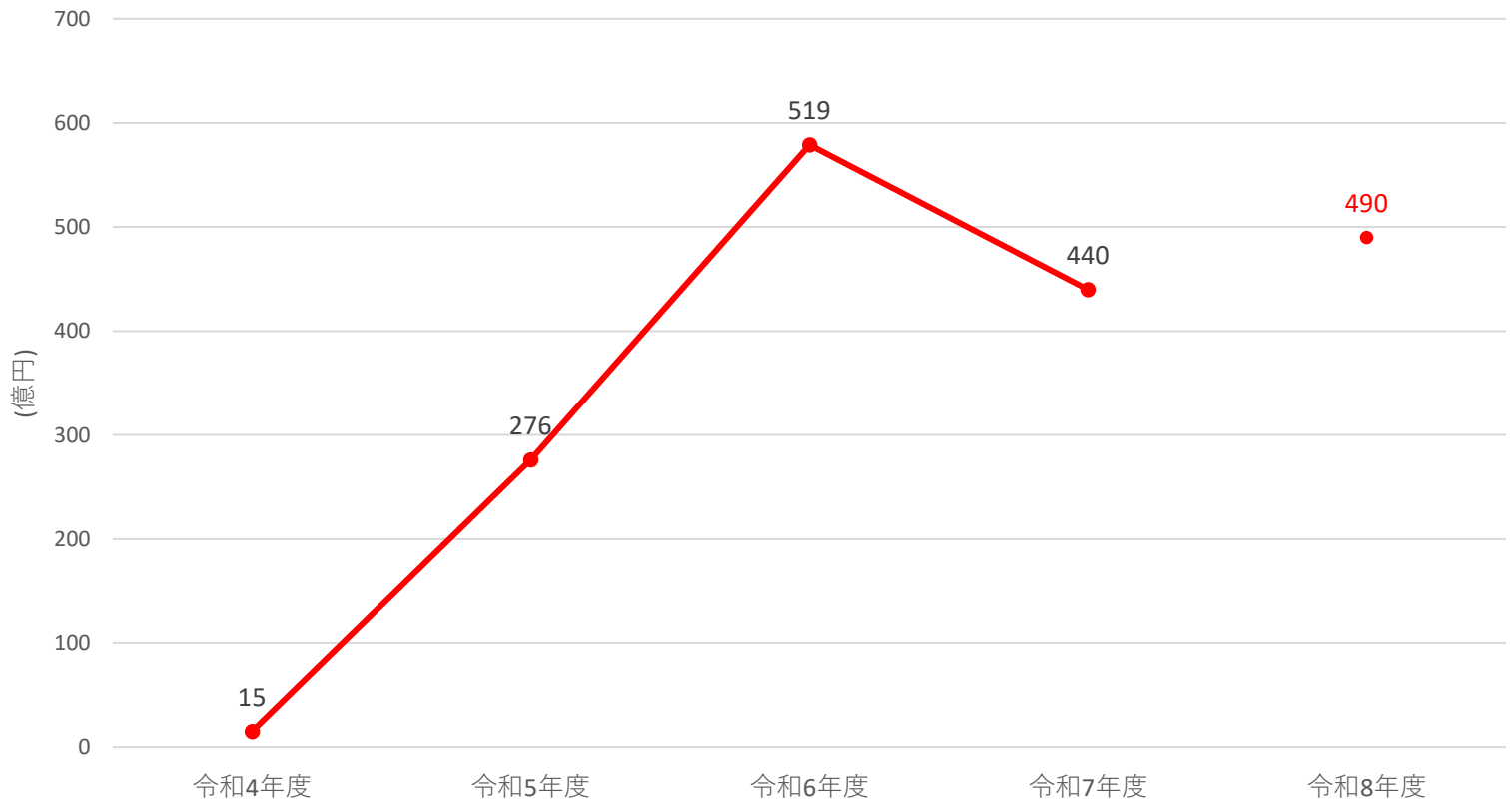


〇地域スポーツ資源を活用した全国各地のスポーツツーリズムを推進し、長期滞在・広域周遊を促進する

（出典）観光庁「インバウンド消費動向調査（旧 訪日外国人消費動向調査）」2025年より作成

訪日外国人のスポーツツーリズム関連消費額

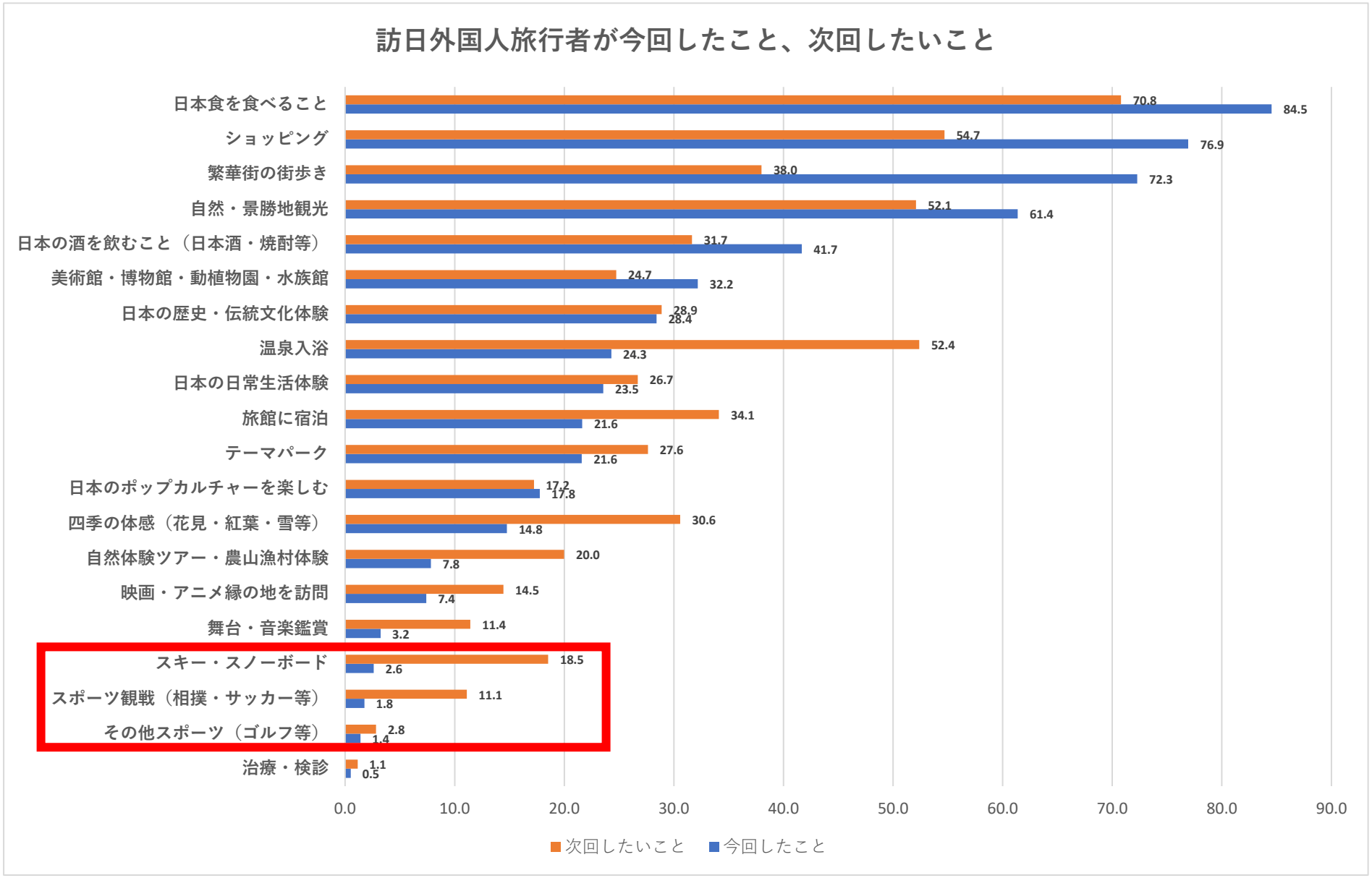
- ✓ 国内における観光旅行消費額に増加とともに、スポーツツーリズム関連消費額も増加。
- ✓ 魅力的なコンテンツの創出と各種プロモーションにより、スポーツ観戦や体験等を目的として来日する観光客数の拡大と連動し、消費額の拡大を図る。



（出典）スポーツ庁調べ

訪日外国人旅行者がしたいこと

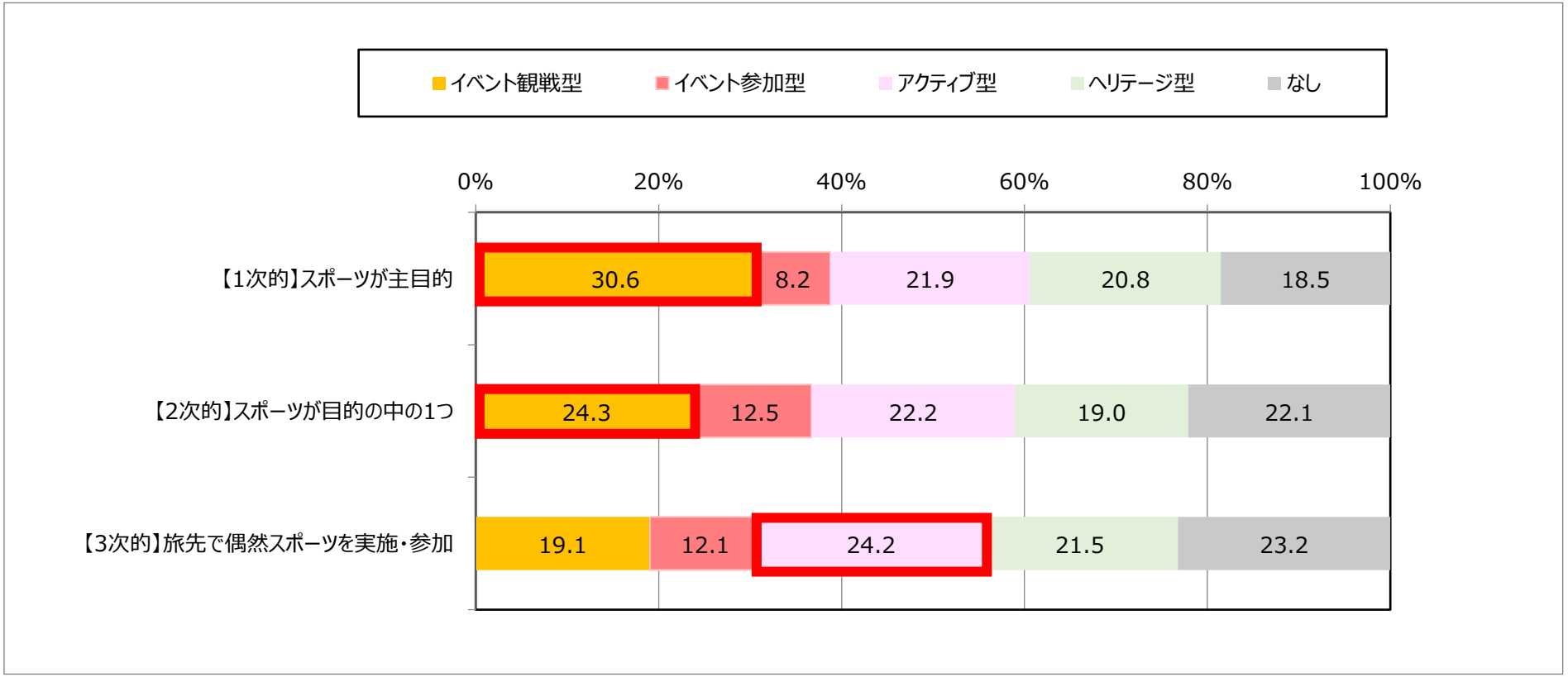
✓「スキー・スノーボード」、「スポーツ観戦」、「その他スポーツ」は、次回の訪日旅行で実施意向が高い。



（出典）インバウンド消費動向調査の結果2025(観光庁）より作成

訪日旅行で実施したスポーツツーリズムの型

✓ 訪日旅行で実施したツーリズムの型は、スポーツが主目的とした訪日旅行（1次的）及びスポーツが目的の中の1つの訪日旅行（2次的）はいずれも「イベント観戦型」が最多であり、旅先で偶然スポーツを実施・参加した訪日旅行（3次的）は「アクティブ型」が最多であった。



種類
1.イベント観戦型：旅先でスポーツイベントを観戦すること(野球観戦等)
2.イベント参加型：旅先でスポーツイベントに参加すること(マラソン大会参加等)
3.アクティブ型：旅先で2.イベント参加以外のスポーツ体験を行うこと(スキー等)
4.ヘリテージ型：旅先でスポーツ関連の文化や歴史に触れること(スタジアムツアー参加等)

（出典）スポーツ庁調べ

地域スポーツコミッション数の推移

✓ 地域の幅広い関係者を巻き込んだネットワーク組織である「地域スポーツコミッション」の数は順調に増えており、令和７年度には211団体となった。

地域スポーツコミッション数の推移

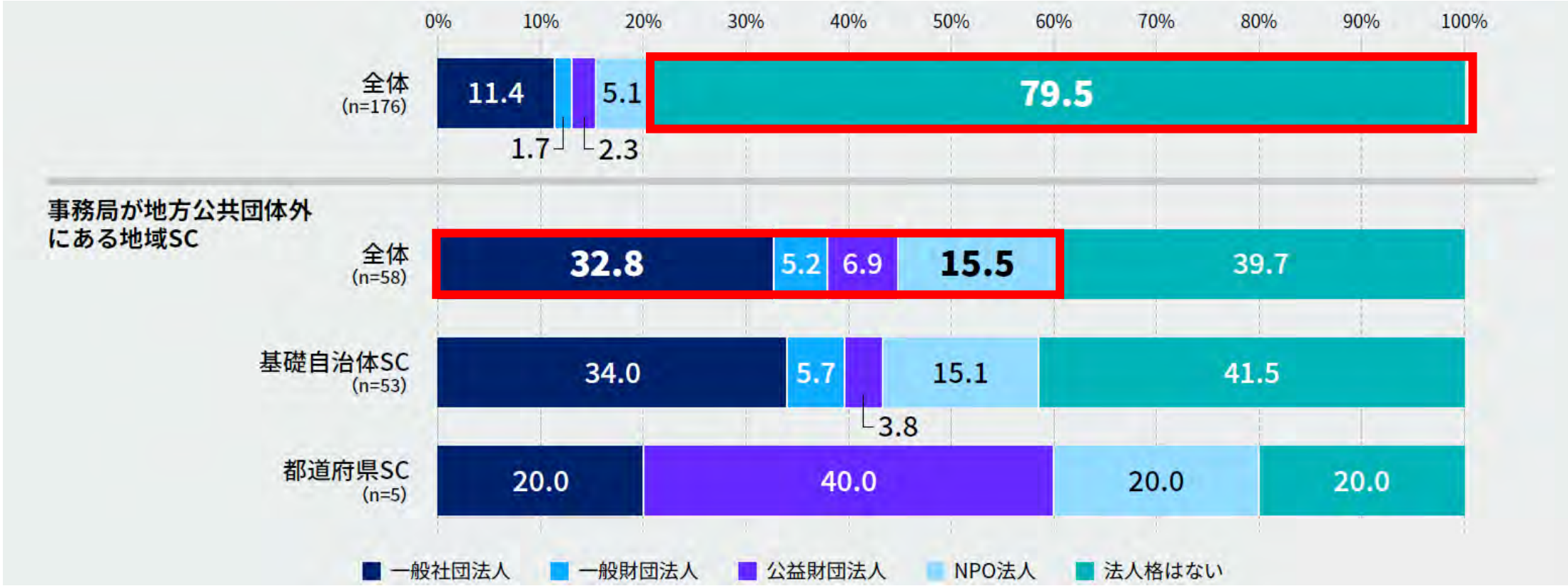


（出典）一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構

法人格を有する地域スポーツコミッション

スポーツ庁

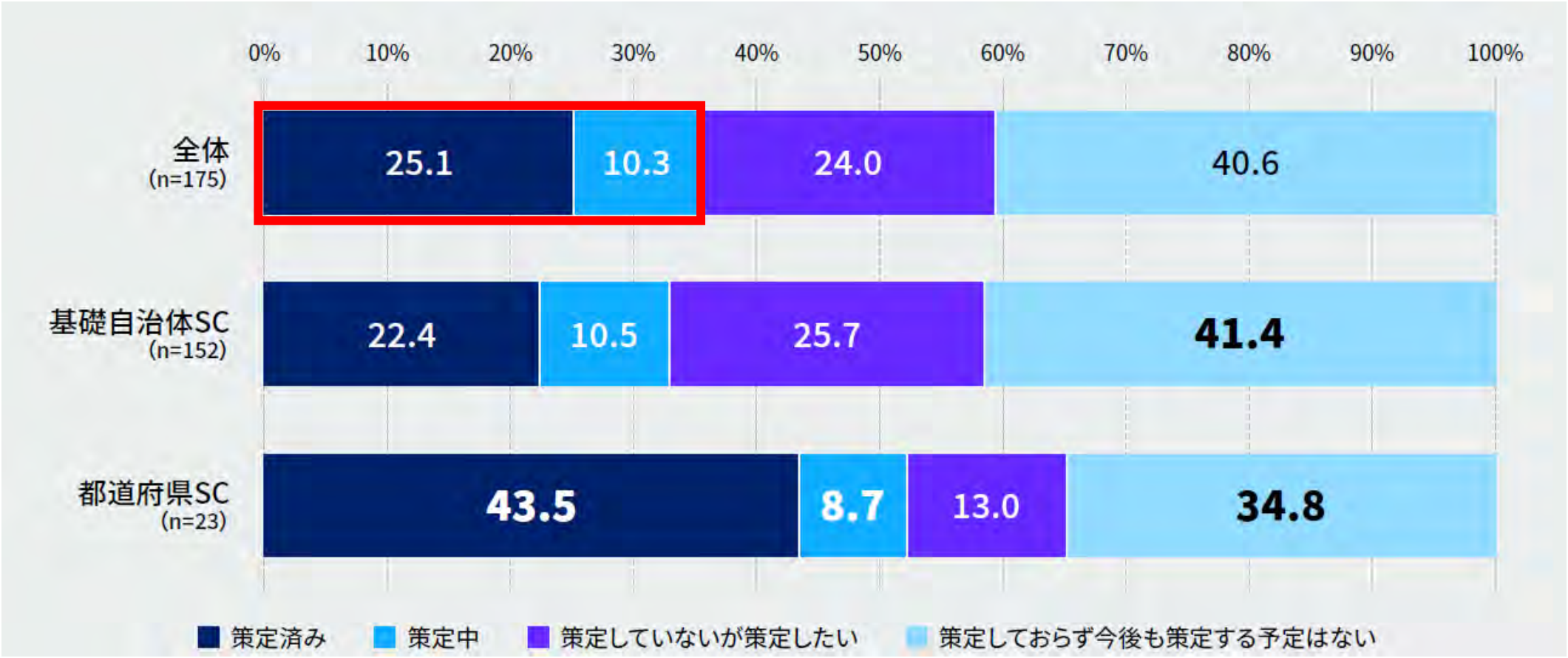
- ✓ 法人格を有さない地域スポーツコミッションの割合は、令和7年度においては79.5%となっており、約８割の地域スポーツコミッションには法人格がない。
- ✓ 事務局が地方公共団体外にある地域スポーツコミッションに着目すると、その全体では「一般社団法人」が32.8%、「一般財団法人」が5.2%、「公益財団法人」が6.9%、「NPO法人」が15.5%であり、一般社団法人やNPO法人が多いことがわかる。



（出典）一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構

中長期的な計画・戦略を策定している地域スポーツコミッション

✓ 令和７年度時点で中長期的な計画・戦略を策定済み・策定中の地域スポーツコミッションは35.4%に留まるものの、「策定していないが策定したい」と回答した地域スポーツコミッションは24%。



（出典）一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構

地域スポーツコミッションの予算額

スポーツ庁

✓ 地域スポーツコミッションの令和７年度予算額のうち、1,000万円未満の地域スポーツコミッションは、地方公共団体内に事務局のある地域スポーツコミッションは61.4%、地方公共団体外に事務局のある地域スポーツコミッションは47.3%。

✓一方、5,000万円以上の予算をもつ地域スポーツコミッションは、地方公共団体内に事務局のある地域スポーツコミッションで10.2%、地方公共団体外に事務局のある地域スポーツコミッションは26.4%に留まる。

地方公共団体内に事務局のある地域SC

(%)

カテゴリ	全体(n=117)	基礎自治体SC(n=99)	都道府県SC(n=18)
0円	5.1	6.1	0.0
200万円未満	**25.6**	**26.3**	**22.2**
200万円以上500万円未満	14.5	17.2	0.0
500万円以上1,000万円未満	16.2	19.2	0.0
1,000万円以上2,000万円未満	15.4	17.2	5.6
2,000万円以上5,000万円未満	12.8	10.1	27.8
5,000万円以上1億円未満	5.1	2.0	22.2
1億円以上3億円未満	3.4	1.0	16.7
3億円以上	1.7	1.0	5.6
平均値	30,768,915円	**19,175,411円**	**94,533,187円**
中央値	6,000,000円	**5,076,000円**	**40,094,946円**

地方公共団体外に事務局のある地域SC

(%)

カテゴリ	全体(n=57)	基礎自治体SC(n=52)	都道府県SC(n=5)
0円	3.5	3.8	0.0
200万円未満	26.3	28.8	0.0
200万円以上500万円未満	10.5	9.6	20.0
500万円以上1,000万円未満	7.0	7.7	0.0
1,000万円以上2,000万円未満	10.5	11.5	0.0
2,000万円以上5,000万円未満	15.8	11.5	60.0
5,000万円以上1億円未満	12.3	13.5	0.0
1億円以上3億円未満	8.8	7.7	20.0
3億円以上	5.3	5.8	0.0
平均値	68,016,483円	**69,587,722円**	**51,675,600円**
中央値	11,734,400円	**9,794,500円**	**33,000,000円**

（出典）一般社団法人
日本スポーツツーリズム推進機構

地域スポーツコミッションの取組

スポーツ庁

✓ 地域スポーツコミッションの取組は、令和7年度においては「スポーツ合宿・キャンプの誘致」が64.7%。次いで「自主スポーツ大会・イベントの企画・実施」が54.9%、「既存のスポーツ大会・イベントの誘致」が51.4%、「大会・合宿・キャンプへの補助制度の運営」が36.4%、「プロスポーツクラブとの連携」が31.2%と続いている。

(%)

選択肢	全体(n=173)	基礎自治体SC(n=150)	都道府県SC(n=23)
スポーツ合宿・キャンプの誘致	64.7	**64.0**	**69.6**
自主スポーツ大会、イベントの企画・実施	54.9	**56.0**	47.8
既存のスポーツ大会・イベントの誘致	51.4	**52.0**	47.8
大会・合宿・キャンプへの補助制度の運営	36.4	34.7	47.8
プロスポーツクラブとの連携	31.2	27.3	**56.5**
スポーツ関連セミナー・研修の企画・運営	20.8	16.7	47.8
DMOや観光事業者との連携	20.2	19.3	26.1
スポーツツーリズム事業の企画・運営	19.1	14.7	47.8
健康づくり事業の実施	14.5	15.3	8.7
障害者スポーツ事業の実施	9.2	10.7	0.0
スポーツ施設の運営(指定管理者含む)	8.1	9.3	0.0
東京2020オリ・パラ関連事業(レガシー・ホストタウン関連事業)	7.5	6.7	13.0
競技者の育成(ジュニア含む)	6.4	6.0	8.7
スポーツに関する調査・研究	6.4	6.0	8.7
指導者の派遣	5.8	6.0	4.3
スポーツクラブの運営	4.6	5.3	0.0
指導者バンクの運営	1.7	1.3	4.3
都道府県下の市町村の補助制度の紹介	5.8	0.0	43.5
都道府県下の市町村の施設の紹介	6.9	0.0	**52.2**
その他	12.1	10.7	21.7

注)「スポーツツーリズム事業の企画・運営」は、「スポーツ合宿・キャンプの誘致」、「既存のスポーツ大会・イベントの誘致」、「自主スポーツ大会、イベントの企画・実施」、「大会・合宿・キャンプへの補助制度の運営」を除く事業を指す。

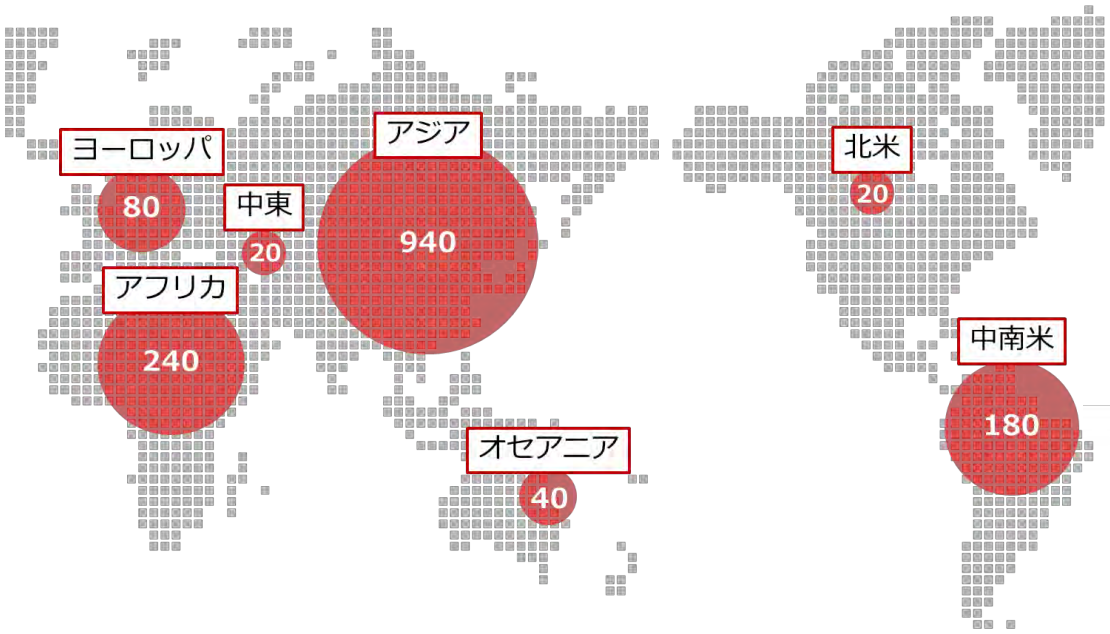
(出典) 一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構

スポーツを通じた国際交流・協力の推進

スポーツ庁

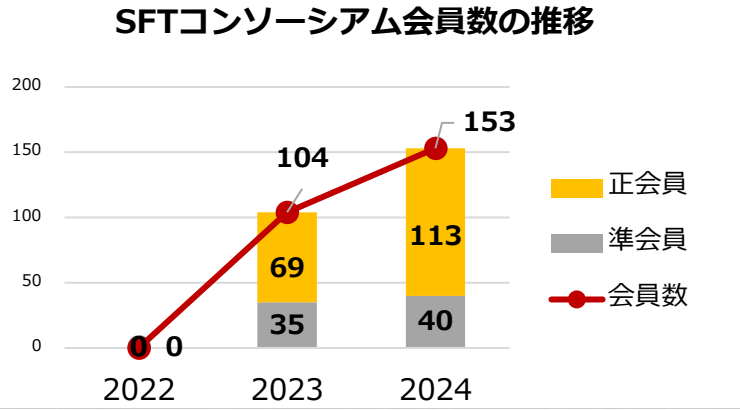
- ✓ 東京2020大会を契機に開始した「スポーツ・フォー・トゥモロー（Sport for Tomorrow: SFT）」を継承し、オールジャパンのスポーツ国際交流・協力事業として、スポーツ国際協力に必要な官民協力体制を発展させ、スポーツを通じた社会課題の解決や日本に対する国際的信頼度の維持・向上を目指している。
- ✓ 東京2020大会後、約1500件の取組を通じて、177の国と地域の人々にスポーツの価値を伝えた。（2025年3月31日時点）

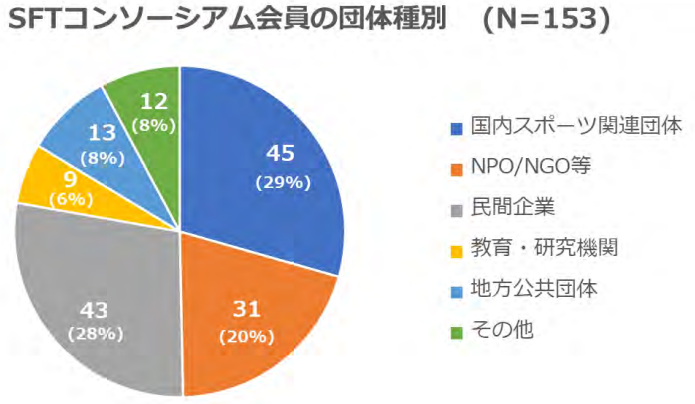
実施事業数（概数）
（2025年3月31日時点）



※上記のうち、SFTコンソーシアム会員実施事業数　約130件

SFTコンソーシアム会員 会員数の推移・団体種別
（2025年3月31日時点）





（出典）スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム事務局にて作成

国際競技連盟(IF)・アジア競技連盟(AF)における日本人役員数の推移

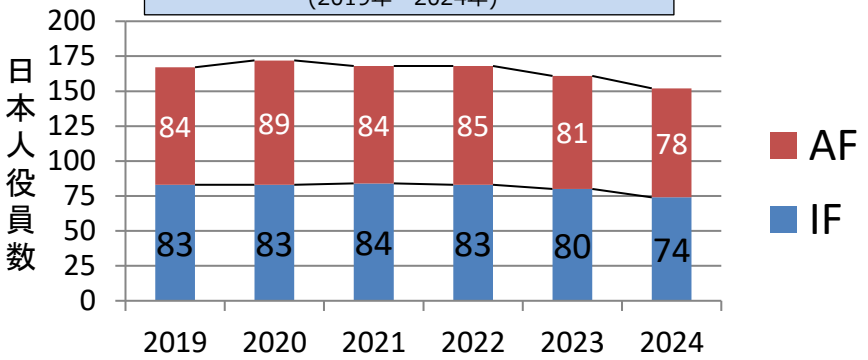
スポーツ庁

✓ オリンピック競技のIF会長、副会長、理事職等は36名、AF役員は55名となっている。
東京大会後、IF等役員が減少に転じ始めているところ、次期IF等役員候補者の輩出が必要であること及び東京大会のノウハウを提供し日本がリーダーシップをとるためにもアジアの役員を増やしていくことが課題。

ＩＦ・ＡＦにおける日本人役員数（2025年4月時点）

	IF合計	AF合計
オリンピック競技	**36**	**55**
非オリンピック競技	**38**	**23**

IF・AFにおける日本人役員数の推移
(2019年～2024年)



オリンピック競技におけるＩＦ役員が在籍している国内競技連盟
（2025年4月時点）

○29競技　36名
（会　長）　体操
（副会長）　トライアスロン、卓球、スキー、スポーツクライミング、ハンドボール
（理　事）　サッカー、陸上、柔道（2名）、アーチェリー、スケート、ラグビー（3名）、ホッケー（2名）、水泳、体操、空手、カヌー、ハンドボール、ゴルフ、野球（2名）、ソフトボール、バスケットボール、ウエイトリフティング、サーフィン、バドミントン、テニス、バレーボール、馬術、フェンシング、ライフル、ローイング

（出典）ＩＦ・ＡＦにおける日本人役員数：日本オリンピック委員会調べ
スポーツ庁調べ

歴代日本人IOC委員及びIPC委員一覧(東京オリンピック(1964年以降))
（2025年4月時点）

	名前	在任期間
IOC	高石 真五郎・東 龍太郎	1964年～1967年
	高石 真五郎・東 龍太郎・竹田 恒徳	1967年
	東 龍太郎・竹田 恒徳	1968年
	竹田 恒徳・清川 正二	1969年～1981年
	清川 正二・猪谷 千春	1982年～1988年
	猪谷 千春	1989年
	猪谷 千春・岡野 俊一郎	1990年～2012年
	竹田 恒和	2012年～2019年
	渡辺 守成	2018年～
	山下 泰裕	2020年～
	太田 雄貴	2021年～
IPC	山脇 康	2013年～2021年
	鈴木 孝幸	2021年～2024年
	マセソン 美季	2021年～

日本開催の主な国際競技大会

✓ 日本では、近年、東京 2025 世界陸上競技選手権大会や第 25 回夏季デフリンピック競技大会東京 2025などの国際競技大会を開催。
✓ また、今後、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）、第5回アジアパラ競技大(2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ2027関西大会、オリンピックQシリーズ2028等が開催予定。

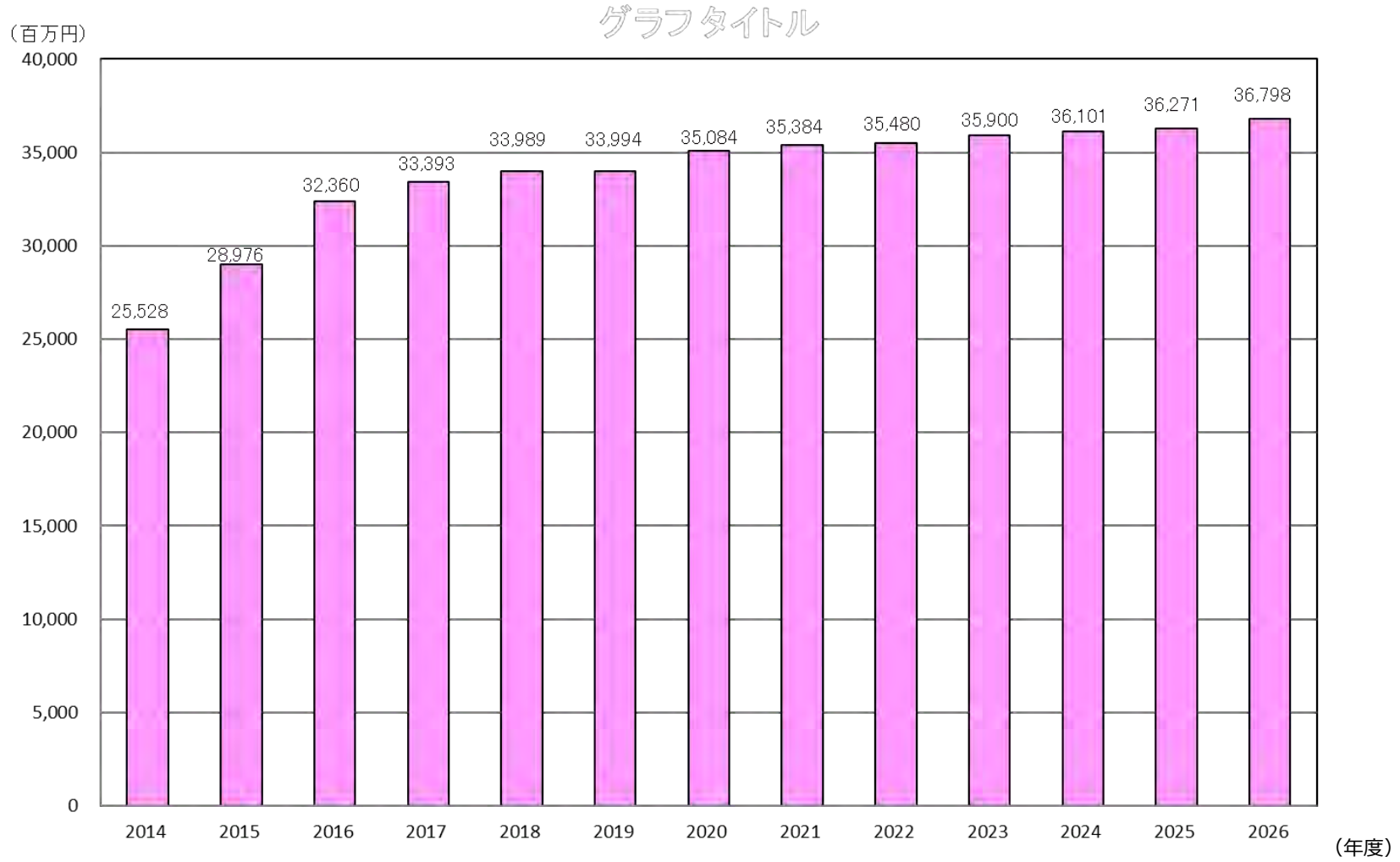
開催年	大会名	開催地	開催期間
令和7年（2025年）	東京 2025 世界陸上競技選手権大会	東京都	9/13～9/21
	第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025	東京都	11/15～11/26
令和8年（2026年）	第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）	愛知県、東京都、静岡県、岐阜県、大阪府	9/19～10/4
	第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）	愛知県、静岡県	10/18～10/24
令和9年（2027年）	ワールドマスターズゲームズ2027関西大会	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（13府県政令市）	5/14～5/30
令和10年（2028年）	オリンピックQシリーズ　2028	東京都	5/4～5/7

④その他

スポーツ関係予算の推移 94
スポーツ振興投票の売上額の推移 95
スポーツ振興投票 助成実績 96
スポーツ振興基金 助成実績 97
諸外国におけるスポーツ行政① 98
諸外国におけるスポーツ行政② 99
健康格差等への問題意識の高まり（EFHIA） 100

スポーツ関係予算の推移

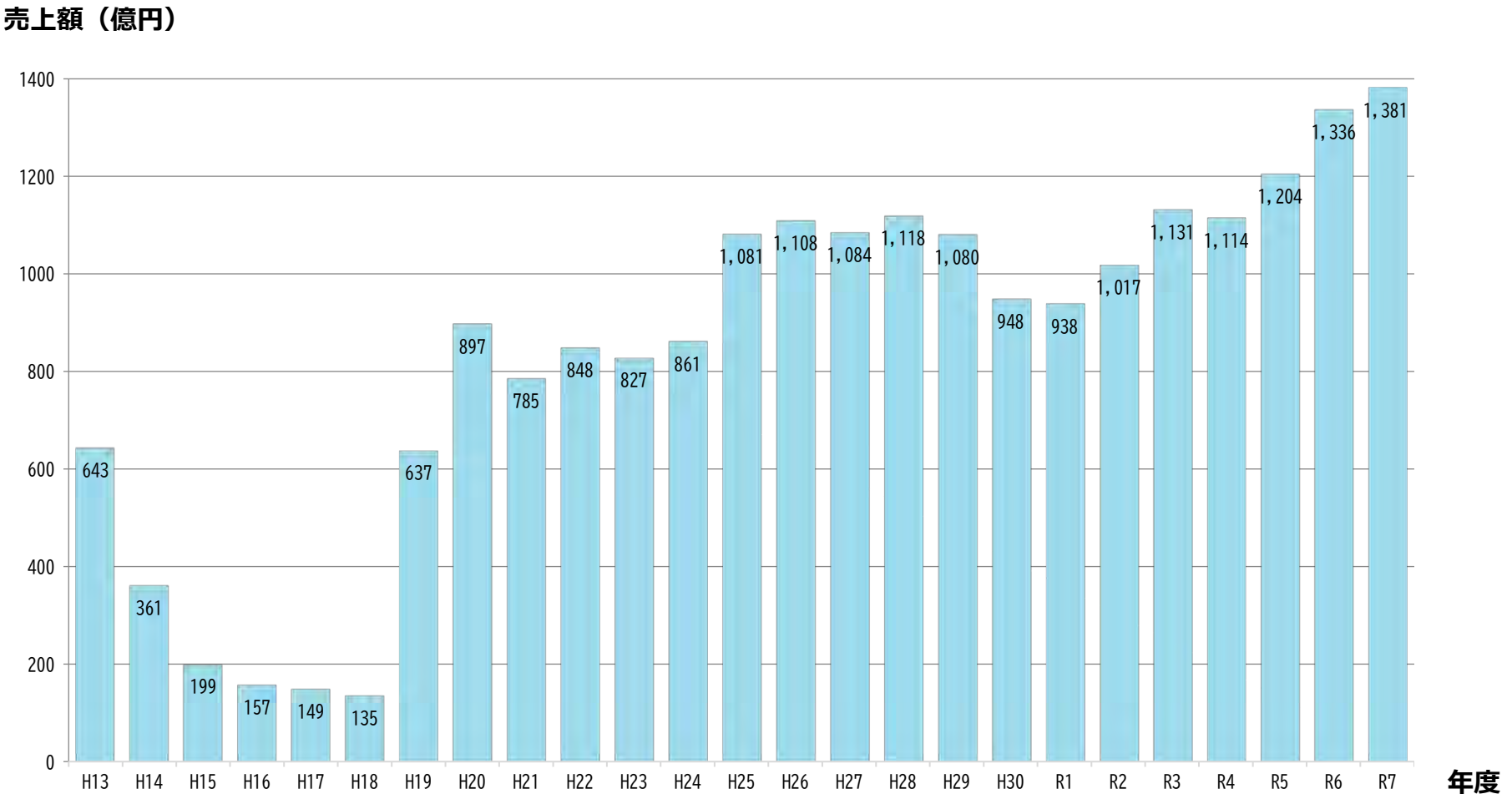
✓ 令和８年度予算額は３６８億円（対前年度比５億円増）。スポーツ関係予算に関しては、毎年度増額を図っているところであり、国の予算に加えて（独）日本スポーツ振興センターが実施するスポーツくじ（toto）等の助成により、国の施策を補完する形でスポーツ推進施策を行っている。



※一般会計の当初予算のみ計上（補正予算及び復興特別会計は除く）。
※2019年度は、「臨時・特別の措置」（防災・減災、国土強靱化関係）1,039百万円を除く。

スポーツ振興投票の売上額の推移

✓ 近年は安定的に1,000億円を超える売上額を確保し、令和７年度は過去最高となる約1,381億円を達成。

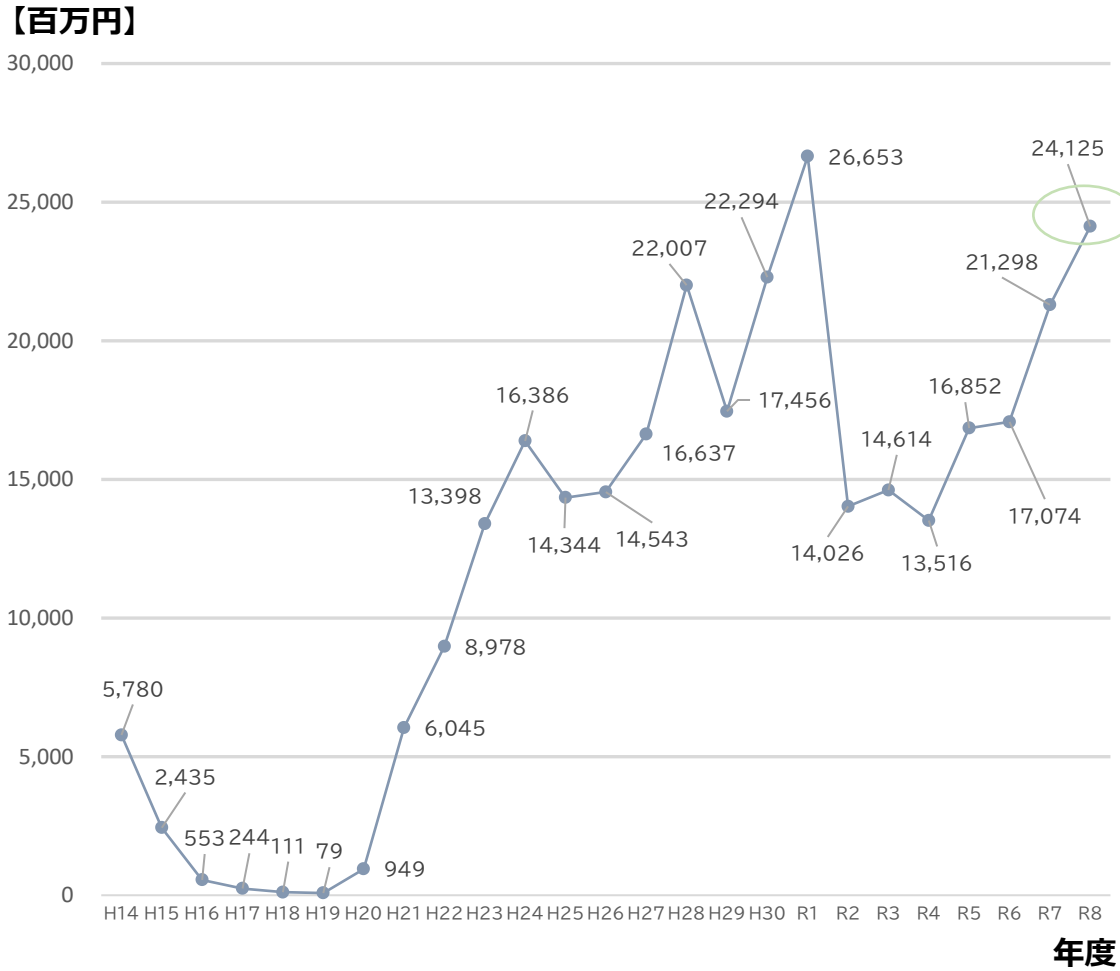


（出典）スポーツ庁調べ

スポーツ振興投票 助成実績

✓ 令和８年度のスポーツ振興くじ助成金額は、約２４１億円。

助成金額の推移



（注）Ｒ８は配分額

令和８年度助成金額の内訳

（単位：百万円）

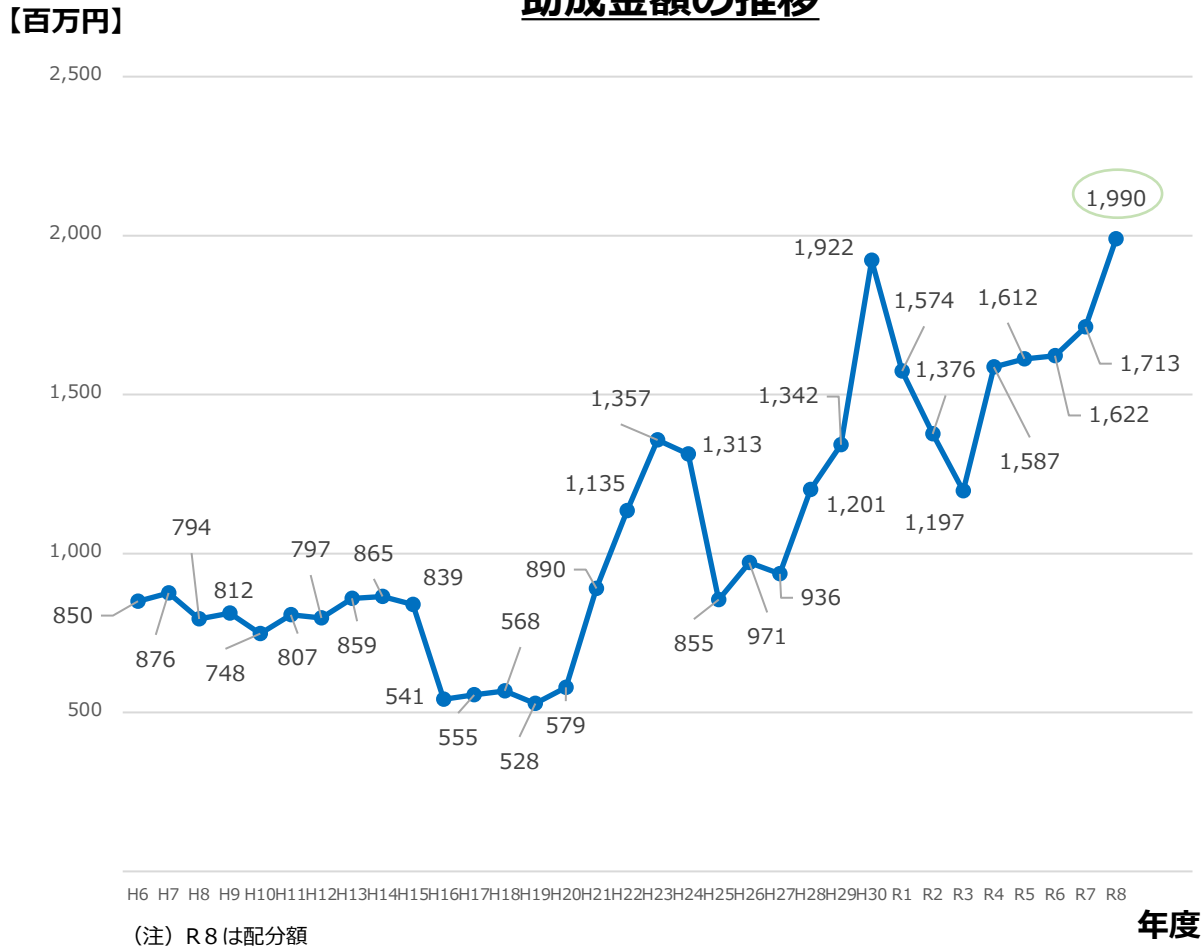
助成内容	件 数	配分額
地域スポーツ振興助成	－	151
大規模スポーツ施設整備助成（冬季国体施設の改修を助成）	2	306
地域スポーツ施設整備助成 （グラウンド芝生化や老朽化した地域スポーツ施設の改修等を助成）	266	6,498
総合型地域スポーツクラブ活動助成	142	254
地方公共団体スポーツ活動助成 （地方公共団体が行うスポーツ教室の開催等を助成）	541	2,042
将来性を有する競技者（タレント）の発掘及び育成活動助成	114	2,817
スポーツ団体スポーツ活動助成 （スポーツ団体が行うスポーツ教室の開催等を助成）	901	4,760
国際競技大会開催助成	25	6,097
スポーツ振興基金助成（優秀な選手・指導者への個人助成）への充当	－	1, 200
合　計	**1,991**	**24,125**

（出典）スポーツ庁調べ

スポーツ振興基金 助成実績

✓ スポーツ振興基金助成金は、民間出えん金を原資とする運用益や国からの交付金等を財源としている。
✓ 令和８年度のスポーツ振興基金助成金額は、約２０億円。

助成金額の推移



（注）Ｒ８は配分額

令和８年度助成金額の内訳

助成区分	配分額（百万円）
スポーツ団体選手強化活動助成	76
スポーツ団体大会開催助成	714
アスリート助成等（※）	1,200
合計	1,990

※スポーツくじの繰入額は選手・指導者研さん活動助成、アスリート助成に充当

（出典）スポーツ庁調べ

諸外国におけるスポーツ行政①

対象国	❶所管組織	❷関連法令	❸財源	❹税制	❺スポーツ振興組織
イギリス	• 文化・メディア・スポーツ省 • Sport England	• Get Active • Uniting the Movement	• 国庫からの補助金 • 国営宝くじの収益	• Community Amateur Sports Clubs(CASCs)に対する法人税の優遇	• UK Sport, Sport England • オリ・パラ委員会　等
フランス	• スポーツ・青少年・市民生活省	• スポーツ法典 • 国家スポーツ・健康戦略	• 国家予算 • La Française des jeuxが運営する宝くじの収益	• スポーツ文化団体等の公益団体へ寄付した法人に対する法人税の優遇	• 国家スポーツ庁 • スポーツ・専門知識・パフォーマンス研究所
ドイツ	• 連邦内務省 SP局 • 各州市町村（生涯スポーツ）	• 州独自のスポーツ振興法 • スポーツ振興ガイドライン	• 国庫からの拠出金 • スポーツ援助財団の助成金	• 公益法人であるスポーツクラブへの税制優遇	• 連邦経済協力開発省 • オリンピックスポーツ連盟
イタリア	• 首相府 スポーツ省	• スポーツ改革政令 • 指針法	• 国庫からの拠出金 • スポーツくじの収益	• 公共施設の建設・管理を目的とした寄付の税額控除	• Sport e Salute S.p.A（国営企業） • イタリアオリンピック委員会
カナダ	• カナダ文化遺産省 • Sport Canada • 各州準州政府(生涯スポーツ)	• Physical Activity and Sport Act • Canadian Sport Policy	• 国庫からの拠出金 • 州営宝くじ（州のみ）	• カナダ歳入庁に登録された団体の税制優遇	• Sport Canada • オリ・パラ委員会
アメリカ	• 中央省庁なし（市場原理と民間の自主性を尊重）	• National Youth Sports Strategy(NYSS)	• 放映権、ライセンス収入、企業のスポンサーシップなどに依存	• スポーツクラブは非営利団体として法人所得税を免除	• オリ・パラ委員会 • National Governing Bodies
オーストラリア	• インフラ・運輸・地域開発・通信・スポーツ・芸術省	• Sport 2030 • コーポレートプラン	• 国庫からの拠出金	• 控除対象寄付受領団体として登録された団体を通じた寄付は税控除	• Australian Sports Commission • Australian Olympic Committee • Paralympics Australia
韓国	• 文化体育観光部 スポーツ局、スポーツ協力局	• 国民体育振興法 • スポーツ産業振興中長期計画	• 国庫からの補助金 • スポーツくじの収益	• 指定寄付団体として登録された団体への寄付は税控除	• 国民体育振興公団 • 大韓体育会
シンガポール	• 文化・コミュニティ・青年省 • Sport Singapore	• Singapore Sports Council Act 1973	• 国庫からの拠出金 • スポーツくじの収益	• 承認された公益団体または　シンガポール政府に対して寄付　した法人に対して法人税の優遇	• Sport Singapore • Singapore National Olympic Council
オランダ	• 保健・福祉・スポーツ省 スポーツ局	• 単一の基本法はない • Nederland Beweegt	• 国庫からの補助金 • オランダ宝くじの収益	• スポーツクラブが受ける遺産や贈与に対する税額免除	• Mulier Instituut（研究機関） • オリンピック委員会・スポーツ連合

（出典）令和7年度スポーツ庁委託事業「スポーツ政策調査研究事業」において各種公開情報、ヒアリング調査より作成

諸外国におけるスポーツ行政②

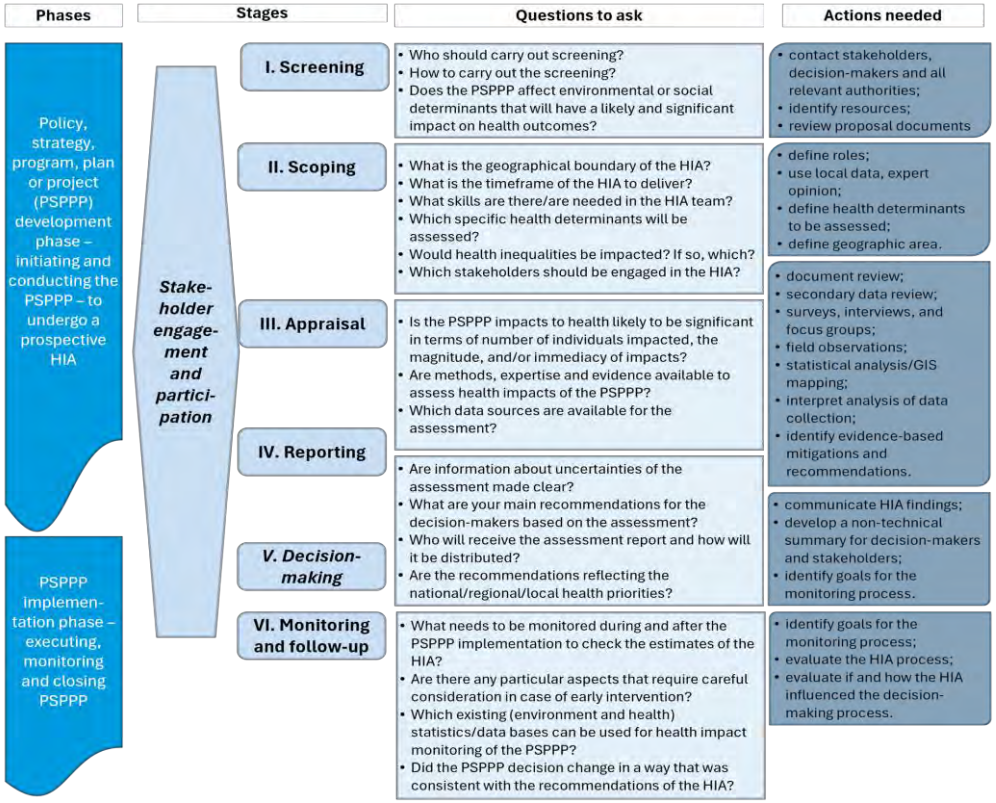
対象国	⑥国民のスポーツ実施率KPI	⑦スポーツ政策関連のKPI	⑧障害者スポーツ所管部署	⑨スポーツ政策注力自治体	⑩ウェルビーイングに関する指標
イギリス	• 150分/週以上の中強度の身体活動を行う成人の割合	• 地域投資の少なくとも75%が、身体活動レベル・社会的成果も低い地域に充当	• UK Sport • National Disability Sports Organizations (NDSOs)	• サウサンプトン（実施率高） • ヨーク（積極的な環境整備）	• 身体的・精神的幸福、集団・個人の成長、経済成長等の多面的な測定・評価を実施
フランス	• WHOのガイドライン以上の身体活動を実施している人口の増加	• 健康・スポーツ支援施設の受入人数	• スポーツ・青少年・市民生活省	• パリ（アクティブ・都市ラベルにおいて最高評価を取得）	–
ドイツ	• 州独自の設定のみ • 学術機関等による定点調査のみ	• 国際大会におけるメダル獲得数 • ボランティア数、施設状況、クラブ財政	• 連邦内務省	• ノルトライン＝ヴェストファーレン州(大会誘致などによる地域振興)	–
イタリア	• 明示的なものはない • 多目的調査において実施率を追跡	• スポーツ産業における対GDP割合 • 慢性疾患におけるリスク要因の低減	• イタリアパラリンピック委員会	• エミリア＝ロマーニャ州（スポーツバレー構想による地域振興）	–
カナダ	• 身体活動・スポーツ調査における国民のスポーツ参加率	• 定性指標のみ（国民の健康、強靭なコミュニティ、リーダーシップ）	• Sport Canada • カナダパラリンピック委員会 • パラスポーツ発展基金	• ブリティッシュ・コロンビア州(州統一行動規範を策定)	• 数値目標はなく、「身体的、精神的、社会的」といった複数の側面を含む概念として定義
アメリカ	• 有酸素運動および筋力強化のガイドラインを満たす成人の割合	• オリンピックにおけるメダル獲得数 • 青少年のスポーツチーム参加率等	• 米国オリ・パラ委員会	• コロラド州（アウトドア・レクリエーションを中心とした地域振興）	–
オーストラリア	• 国民の運動不足の削減割合	• 国際大会におけるメダル獲得数 • 選手やスタッフの健康状態、多様性　等	• Australian Sports Commission • Paralympics Australia	• ビクトリア州（独自の戦略に基づくスポーツ振興の推進）	• スポーツが国家のウェルビーイングにどう貢献しているかを「貨幣価値」に換算して指標化
韓国	• 文化体育観光部の調査における生涯スポーツ参加率	• スポーツ産業規模の拡大 • スポーツイノベーション企業数・規模	• スポーツ協力局 障碍者体育課	• ソウル特別市（市民リーグ運営や地域クラブ支援、大会誘致）	• 国民調査の「体育活動の効果」において、精神的な健康維持・生活の満足度向上」等を測定・評価
シンガポール	• 週１回30分以上の運動実施率85%	• ActiveSGのユーザー数・施設利用者数 • 国際大会の成績	• MCCY • Enabling Sports Taskforce (ESTF)	• 特になし（Sport SGによるスポーツセンターでのプログラム提供）	・次期計画での策定を検討
オランダ	• オランダ国民の75%が国の「運動ガイドライン」を遵守	• 世界のスポーツ国トップ10入り • 国民が安全で健康的、かつインクルーシブなスポーツ環境を享受等	• オランダオリンピック委員会・スポーツ連合（NOC*NSF）	• アムステルダム（大学と連携したトップアスリートの育成事業）	• スポーツへ投資が社会にもたらす利益を測る、Social Return on Investmentモデルを採用

（出典）令和7年度スポーツ庁委託事業「スポーツ政策調査研究事業」において各種公開情報、ヒアリング調査より作成

健康格差等への問題意識の高まり（EFHIA）

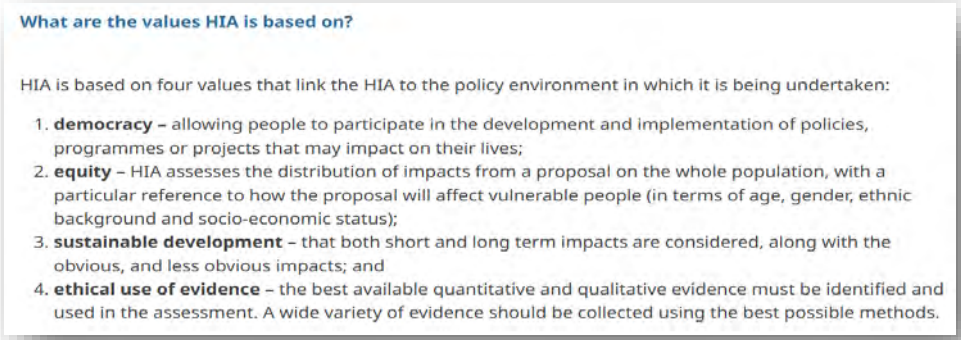
スポーツ庁

- ✓ 健康格差への問題意識が高まるに伴い、政策や事業が潜在的に集団に与える健康影響や、集団中の影響の違いなどについて判断するための一連のプロセスおよびツールである、健康影響評価（HIA：Health impact assessment）の活用が拡大している。
- ✓ HIAに健康の公平性という観点を組み込み、特に弱者等の特定集団への影響を検証するEFHIA（Equity-focused Health Impact Assessment）も活用されている。



Phases	Stages	Questions to ask	Actions needed
Policy, strategy, program, plan or project (PSPPP) development phase – initiating and conducting the PSPPP – to undergo a prospective HIA	Stake-holder engage-ment and partici-pation	I. Screening	• Who should carry out screening? • How to carry out the screening? • Does the PSPPP affect environmental or social determinants that will have a likely and significant impact on health outcomes?	• contact stakeholders, decision-makers and all relevant authorities; • identify resources; • review proposal documents
		II. Scoping	• What is the geographical boundary of the HIA? • What is the timeframe of the HIA to deliver? • What skills are there/are needed in the HIA team? • Which specific health determinants will be assessed? • Would health inequalities be impacted? If so, which? • Which stakeholders should be engaged in the HIA?	• define roles; • use local data, expert opinion; • define health determinants to be assessed; • define geographic area.
		III. Appraisal	• Is the PSPPP impacts to health likely to be significant in terms of number of individuals impacted, the magnitude, and/or immediacy of impacts? • Are methods, expertise and evidence available to assess health impacts of the PSPPP? • Which data sources are available for the assessment?	• document review; • secondary data review; • surveys, interviews, and focus groups; • field observations; • statistical analysis/GIS mapping; • interpret analysis of data collection; • identify evidence-based mitigations and recommendations.
		IV. Reporting	• Are information about uncertainties of the assessment made clear? • What are your main recommendations for the decision-makers based on the assessment? • Who will receive the assessment report and how will it be distributed? • Are the recommendations reflecting the national/regional/local health priorities?	• communicate HIA findings; • develop a non-technical summary for decision-makers and stakeholders; • identify goals for the monitoring process.
PSPPP implemen-tation phase – executing, monitoring and closing PSPPP		V. Decision-making		
		VI. Monitoring and follow-up	• What needs to be monitored during and after the PSPPP implementation to check the estimates of the HIA? • Are there any particular aspects that require careful consideration in case of early intervention? • Which existing (environment and health) statistics/data bases can be used for health impact monitoring of the PSPPP? • Did the PSPPP decision change in a way that was consistent with the recommendations of the HIA?	• identify goals for the monitoring process; • evaluate the HIA process; • evaluate if and how the HIA influenced the decision-making process.

WHOは、HIAのプロセスをスクリーニング、スコープ設定、評価、報告、意思決定、モニタリング／フォローアップ活動の段階に分けたフレームを公表。



What are the values HIA is based on?

HIA is based on four values that link the HIA to the policy environment in which it is being undertaken:

1. **democracy** – allowing people to participate in the development and implementation of policies, programmes or projects that may impact on their lives;
2. **equity** – HIA assesses the distribution of impacts from a proposal on the whole population, with a particular reference to how the proposal will affect vulnerable people (in terms of age, gender, ethnic background and socio-economic status);
3. **sustainable development** – that both short and long term impacts are considered, along with the obvious, and less obvious impacts; and
4. **ethical use of evidence** – the best available quantitative and qualitative evidence must be identified and used in the assessment. A wide variety of evidence should be collected using the best possible methods.

WHOが示す、政策環境とHIAを結びつける４つの価値観
①民主主義　②公平性　③持続可能な開発　④証拠の倫理的使用

（出典）WHOホームページ
https://www.who.int/health-topics/health-impact-assessment#tab=tab_1

国際的にも健康格差等への問題意識や、施策の健康影響評価の必要性が高まっており、このような国際潮流も踏まえ、公平なスポーツ機会の提供に取り組むことが必要。

参考２

第４期スポーツ基本計画策定に係るスケジュール

令和７年

11 月 21 日（金）　スポーツ審議会総会

・河合長官より諮問

令和７年内　　スポーツ基本計画部会

・関係団体へのヒアリング（計４回）

令和８年

１月～　　スポーツ推進会議

・関係省庁に協力依頼

スポーツ基本計画部会（複数回）

・基本的な考え方、中間報告素案等について議論を実施

夏頃　　スポーツ推進会議

・関係省庁に中間報告案を協議、意見交換

スポーツ審議会総会

・中間報告案を決定

［中間報告のパブリックコメントの実施］

11 月上旬～　　スポーツ審議会総会

・第４期計画の答申

スポーツ推進会議

・関係省庁に第４期計画案を協議、意見交換

→第４期計画　大臣決定・官報告示

（12 月上旬予定）

［第４期計画の周知・広報］

令和９年４月　　第４期スポーツ基本計画　運用開始

参考３－１

７ス庁第1672号

ス ポ ー ツ 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第４期スポーツ基本計画の策定について

令和７年11月21日

ス ポ ー ツ 庁 長 官　　河　合　純　一

（理由）

スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるスポーツ基本法が、本年６月に改正された。基本理念等に関わる大改正は、平成23年に法律が制定されてから14年ぶりであるが、この間、平成27年10月にスポーツ庁が発足したほか、アジア初開催となったラグビーワールドカップ2019日本大会、コロナ禍で１年延期を経て開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など、ビッグイベントが続き、スポーツの力で日本中が大きな盛り上がりを見せた。

一方、時代の変遷に伴い、部活動の地域展開等をはじめとした地域スポーツの振興、スポーツ・インテグリティの確保、デジタル技術の活用等、新たな課題への対応が必要となってきている。

こうしたスポーツを取り巻く社会環境が大きく変化し、スポーツの価値や社会的役割の重要性のより一層の高まりを受け、今回の改正は、スポーツを通じた社会課題の解決への期待に応えるとともに、スポーツ権の実質化を図り、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図る観点から必要な改正が行われたものである。また、国、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者等の相互の連携・協力の下、改正の趣旨や理念を踏まえた更なる施策の推進が求められている。

令和４年3月に策定した現行の第３期スポーツ基本計画（以下「第３期計画」という。）は、東京大会の無形・有形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すために、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という新たな視点・手法を取り入れ、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策として12項目を掲げ、取組を進めているところである。

スポーツ審議会及びスポーツ基本計画部会における御議論を経て、令和７年７月にとりまとめられた第３期計画の前半期の取組状況に係る中間評価では、パリ大会における日本選手団の輝かしい結果をはじめ、これまでの取組が一定の役割を果たしてきたことを評価している。

一方で、計画策定時以降も社会が刻々と変化していく中で、新たな時代にふさわしい目標や指標の在り方を検討していく必要性が生じていること、例えば、特に働く世代や女性のスポーツ実施率の伸び悩み等、実績値の推移から明らかとなった課題及びアスリートに配慮した国際競技力の向上やインテグリティ確保等の環境整備、誹謗中傷対策、気候変動への対応や、地域スポーツにおける地域間格差の解消等、新たに顕在化してきた課題への対応の必要性についても指摘されている。

今後、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会、愛知・名古屋2026アジア・アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西、ロサンゼルス2028オリンピック・パラリンピック競技大会と、国際競技大会が続いていく。これらの大会は、国際競技力の向上はもちろん、スポーツを通じた共生社会を実現するにあたって重要な機会である。また、急激な少子化が進む中において、将来にわたり子供たちが発

達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむことができる機会の確保が重要であり、部活動の地域展開等のより一層の取組が必要である。

さらに、社会が急速に成熟・変化していくことに伴い、スポーツに求められる役割が更に幅広く、深化している。このような中、楽しさや喜びといった、「スポーツそのものが有する価値」だけではなく、「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」への期待が高まってきている。

以上のことを踏まえつつ、令和９年度からの第４期スポーツ基本計画（以下「第４期計画」という。）を策定するに当たり、主に次の事項を中心に御審議をお願いしたい。

第一に、改正スポーツ基本法の理念や第３期計画の中間評価等を踏まえ、これからの時代にふさわしいスポーツ政策の在り方についてお示しいただきたい。

スポーツには、「する」「みる」「ささえる」といった活動への参加を通じて人々に楽しさや喜びをもたらすのみならず、スポーツを通じて人々が「集い」「つながる」ことによって社会活性化や課題解決、持続可能な社会の実現に貢献する価値がある。こうした価値を認識し、急激な少子化により直面する大幅な競技人口の減少や気候変動に伴うスポーツ実施環境の変化、デジタル技術の発展といった大きな変化の中、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず全ての国民がスポーツの多様な価値を享受することができ、ひいては日本社会全体のウェルビーイングが向上するために必要なスポーツ政策の方針について御検討をお願いしたい。

第二に、第一のこれからの時代にふさわしいスポーツ政策の在り方を踏まえた、今後５年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容についてお示しいただきたい。その際、スポーツ基本計画の取組の方向性や具体的施策が、社会の変化に柔軟に対応し、現代の課題解決に向け実効性を高め、スポーツを通じて社会に活力を与えられるよう、特に以下の点について御検討いただきたい。

○　部活動の地域展開をはじめとした、子供たちが将来にわたり豊かで幅広いスポーツに親しむ機会の確保・充実
○　年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境の整備、共生社会の実現
○　アスリートに配慮した国際競技力の向上、国際大会開催支援等、全てのアスリートが自ら持つ可能性を発揮することができる環境の実現
○　まちづくりや成長産業化、デジタル技術の活用等、スポーツを通じた地方創生・経済の活性化
○　気候変動にも対応した安心・安全な実施環境の整備や、人材・資金の好循環等のスポーツ推進のための環境の整備
○　スポーツ団体のガバナンス、暴力等の根絶、誹謗中傷や不正操作への対応、ドーピング防止活動等、スポーツ・インテグリティの確保

以上の点について、自由闊達に御審議いただき、来年度中に、第４期計画に盛り込むべき内容として、今後のスポーツ施策の推進についての基本的方針及び諸方策を御提示いただきたい。これが今回の諮問を行う理由である。

◦

第４期スポーツ基本計画の策定について【諮問の概要】

参考3－2

令和７年11月21日のスポーツ審議会総会において、河合純一スポーツ庁長官から、第４期スポーツ基本計画の策定について諮問。今後、令和８年度中に、第４期スポーツ基本計画を策定予定。

スポーツ基本法改正と第３期スポーツ基本計画（令和４～８年度）中間評価

○　令和７年６月、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、スポーツ権の実質化を図り、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図るため、改正スポーツ基本法が成立。
国、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者等の相互の連携・協力の下、改正の趣旨や理念を踏まえた更なる施策の推進が必要。

○　第３期計画の中間評価では、
・パリ大会における日本選手団の輝かしい結果をはじめ、第３期計画に基づくこれまでの取組が一定の役割を果たしてきたこと
・一方、社会が刻々と変化していく中で、新たな時代にふさわしい目標や指標の在り方を検討していく必要性が生じていること
・働く世代や女性のスポーツ実施率の伸び悩み等、実績値の推移から明らかとなった課題や、アスリートに配慮した競技力の向上やインテグリティ確保等の環境整備、誹謗中傷対策、気候変動への対応や、地域スポーツにおける地域間格差の解消等、新たに顕在化してきた課題への対応が必要であること　が示された。

○　社会が急速に成熟・変化していくことに伴い、スポーツに求められる役割が更に幅広く、深化しており、楽しさや喜びといった、「スポーツそのものが有する価値」だけではなく、「スポーツが社会活性化に寄与する価値」への期待が高まってきている。

第４期スポーツ基本計画の策定において、次の事項を中心に審議を依頼

第４期スポーツ基本計画の策定について（諮問）

第一　改正スポーツ基本法の理念や第３期計画の中間評価等を踏まえ、これからの時代にふさわしいスポーツ政策の在り方の提示

（踏まえていただきたい観点）
○　スポーツには人々に楽しさや喜びをもたらす価値と社会活性化や課題解決、持続可能な社会の実現に貢献する価値があるという観点
○　急激な少子化・競技人口の減少 スポーツ実施環境の変化、デジタル技術の発展といった大きな変化の中、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず全ての国民がスポーツの多様な価値を享受することができ、日本社会全体のウェルビーイングが向上するという観点

第二　今後５年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容の提示

（特に御検討いただきたい点）
○　部活動の地域展開をはじめとした、子供たちが将来にわたり豊かで幅広いスポーツに親しむ機会の確保・充実
○　年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境の整備、共生社会の実現
○　アスリートに配慮した国際競技力の向上、国際大会開催支援等、全てのアスリートが自ら持つ可能性を発揮することができる環境の実現
○　まちづくりや成長産業化、デジタル技術の活用等、スポーツを通じた地方創生・経済の活性化
○　気候変動にも対応した安心・安全な実施環境の整備や、人材・資金の好循環等のスポーツ推進のための環境の整備
○　スポーツ団体のガバナンス、暴力等の根絶、誹謗中傷や不正操作への対応、ドーピング防止活動等、スポーツ・インテグリティの確保

参考4－1

第３期スポーツ基本計画
期間前半の進捗状況と課題
（中間評価について）

目次

はじめに ―― 3

1．東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現 ―― 4
国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進 ―― 6
障害者スポーツの推進 ―― 9
子供・若者のスポーツ機会の充実 ―― 12
スポーツ実施環境の整備、人材育成 ―― 15

2．スポーツDXの推進
スポーツを通じた地方創生・日本経済の活性化 ―― 18
スポーツの場における先進デジタル技術やデータ活用の促進 ―― 21
スポーツ産業の活性化支援 ―― 24
スポーツを通じた地域活性化 ―― 27

3．東京大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の構築
スポーツ団体の組織基盤の強化
スポーツインテグリティの強化 ―― 30
国際競技力向上のための支援、今後の国民スポーツ大会 ―― 34
スポーツを通じた国際交流、大規模国際競技大会の開催支援 ―― 37
スポーツ団体のガバナンス改革・経営力の強化 ―― 40
スポーツインテグリティの強化 ―― 43

EBPMの推進と広報活動の充実について ―― 46

第４期スポーツ基本計画に向けて ―― 47

はじめに

第３期スポーツ基本計画は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第９条第１項に基づき、令和４年度から令和８年度までの５年間を対象とした、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、令和４年３月に文部科学大臣により決定された。

スポーツ政策の推進に当たっては、この第３期基本計画に基づき、関係団体、地方公共団体、及び関係省庁と連携しながら、計画の理念の実現に向け、積極的な活動を推進している。

第３期計画は、第２期計画の中長期的な基本方針を踏襲しながら、従来の「する」「みる」「ささえる」に加え、「つくる/はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という３つの新たな視点を示すとともに、今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む１２の施策を掲げている。

さらに、取組・施策の実効性を高めるためのEBPMの推進の一環として、施策と成果指標を整理したロジックモデルを構築し、当該ロジックモデルに基づき、第３期計画の取組状況の進捗を毎年定期的にフォロ ーアップすることに加え、第３期計画の前半期の取組状況を評価・公表し、その成果指標の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて新たに実施すべき取組や改善すべき取組等を、計画後半期に向けて示すとともに第４期スポーツ基本計画の策定に向けた検討にも活用することとされている。

この前半期の振り返りのため、スポーツ審議会の下に設置されているスポーツ基本計画部会において、健康スポーツ部会での議論も踏まえ、令和６年度から７年度にかけて４回にわたり、これまでの進捗状況と課題について議論を行ってきた。

本中間評価書は、令和６年度までの各施策の進捗状況を中心に、令和７年度の状況も踏まえ、整理したものである。

1

東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現

① 多様な主体におけるスポーツの機会創出

地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上　等

⑤ スポーツによる健康増進

健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化　等

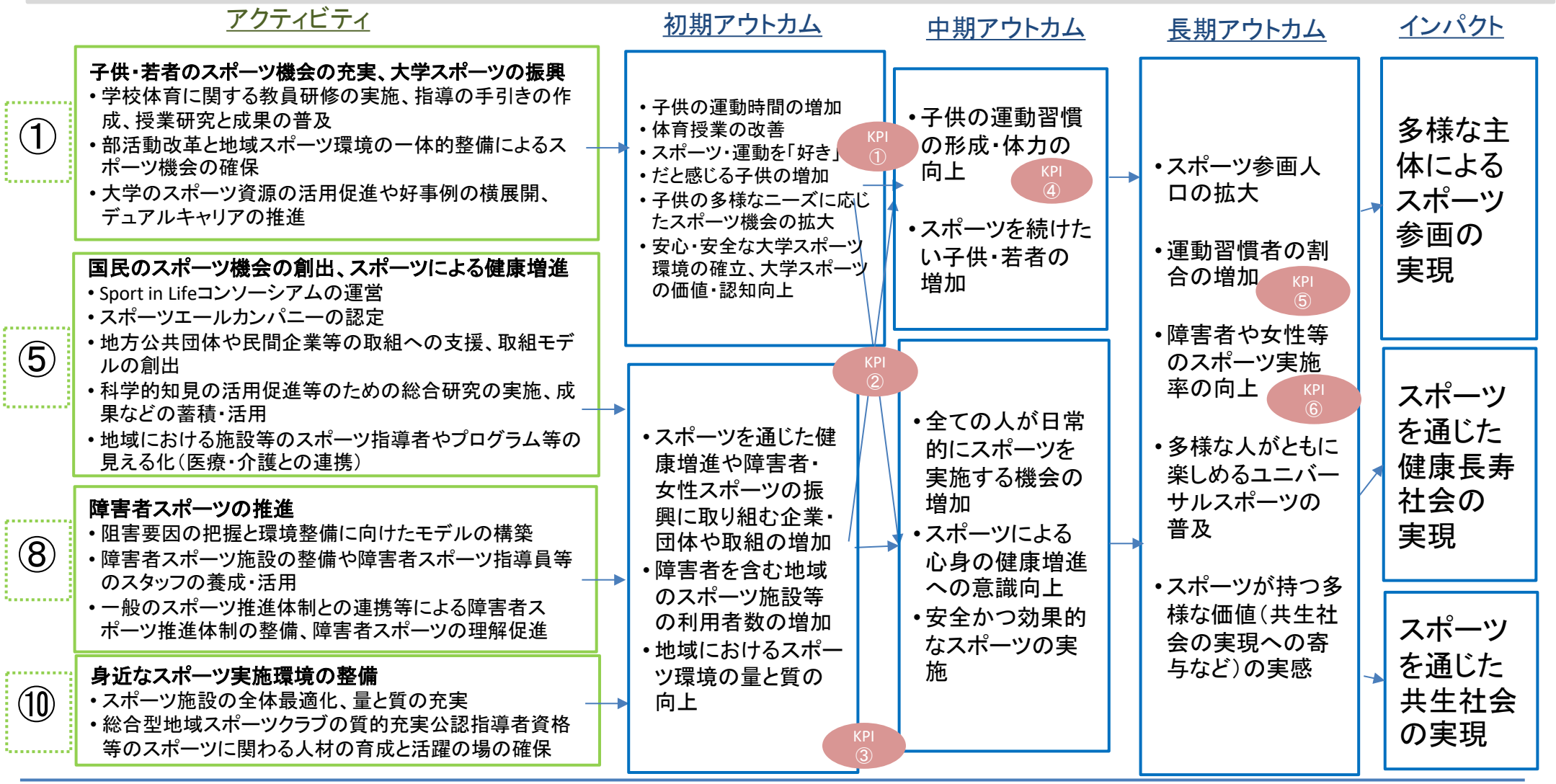
⑧ スポーツを通じた共生社会の実現

障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信　等

⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材

民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域スポーツコミッションなど地域連携組織の活用、全ＮＦでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援　等

東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現



KPI ①
・1週間の総運動時間が60分未満の子供の割合
目標（R8）：12%（R3）から半減（児童）、
13%（R3）から半減（生徒）
現状（R6）： 児童12.6%、生徒15.8%
・地域連携や地域移行に係る方針策定のための協議会を実施した自治体数 目標：100%に近づける（R8） 現状：63%（R6.6月）
・地域連携や地域移行の方針を策定した自治体数
目標：100%に近づける（R8） 現状：29%（R6.6月）

KPI ②
Sport in Lifeコンソーシアム加盟団体数
目標：6,000団体（R8）
現状：4,634団体（R7年3月25日時点）
スポーツエールカンパニー認定団体数
目標：2,000団体（R8）
現状：1,498団体（R6）

KPI ③
・学校体育施設開放頻度
目標：100%に近づける（R8） 現状：71.8%（R5）
（年間を通じ平日に開放を行う学校の割合）
・総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用
目標：認証制度（部活動の地域展開タイプ）の運用開始（R7～）
現状：登録制度（R4～）・認証制度（R7～）の運用、
認証制度における認証基準等の整備
(JSPOの中期計画における登録クラブ数目標値：2,700(～R9)

KPI ④
・卒業後も運動・スポーツを継続したい子供の増加
目標：児童90%以上、生徒90%以上（R6）
現状：児童87%、生徒 82% （R6）
・新体力テストの総合評価C以上
目標：児童80%以上、生徒85%以上（R8）
現状：児童67%、生徒 75% （R6）

KPI ⑤
・20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率
目標：70%（R8）、現状：52.5%（R6）
・20歳以上の年1回以上スポーツを実施する割合
目標：100%に近づける（R8）、現状：77.2%（R6）

・1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合
目標：27.2%より増加（R8）
現状：26.9%（男性 30.4%、女性23.5%）（R6）

KPI ⑥
・障害者の週1回以上のスポーツ実施率
目標：40%（若年層50%）程度(R8)
現状：32.8%（R6）
・障害者の年1回以上のスポーツ実施率
目標：70%程度（若年層は80%程度）(R8)
現状：56.5%（R6）
・障害者スポーツを体験したことのある者の割合
目標：20%程度(R8)
現状：7.5%（R6）

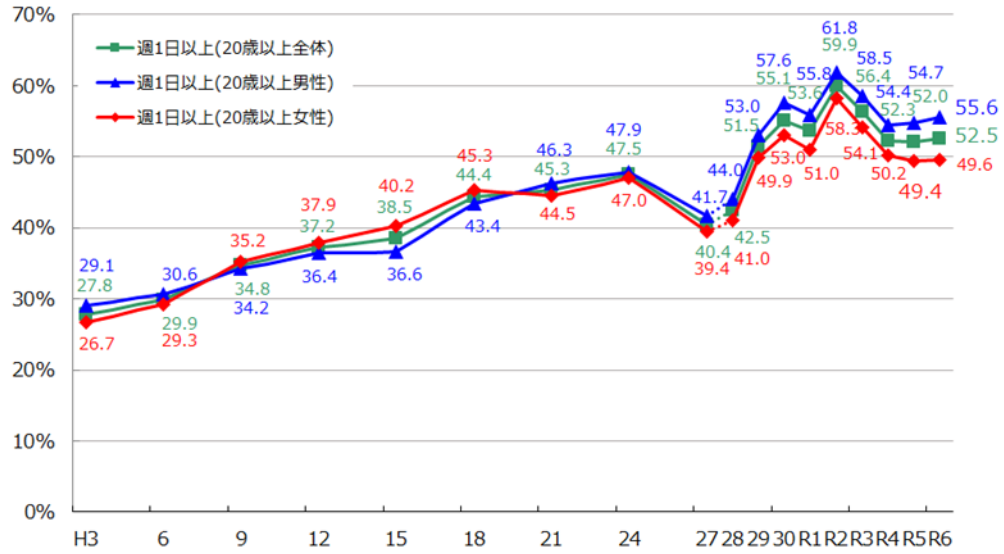
国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進（施策１、５）

指標

	計画初年度 R4	R5	R6	目標
Sport in Lifeコンソーシアム加盟団体数	2,400団体	3,300団体	4,634団体(3月25日時点)	R8 6,000団体
スポーツエールカンパニー認定団体数	915団体	1,252団体	1,498団体	R8 2,000団体
20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	52.3%	52.0%	52.5%	R8 70%
20歳以上の年1回以上スポーツを実施する割合	77.5%	76.2%	77.2%	R8 100%に近づける
1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合	27.2% (男性 30.1%、 女性24.3%)	27.3% (男性 30.3% 女性 24.4%)	26.9% (男性 30.4% 女性 23.5%)	27.2%より増加

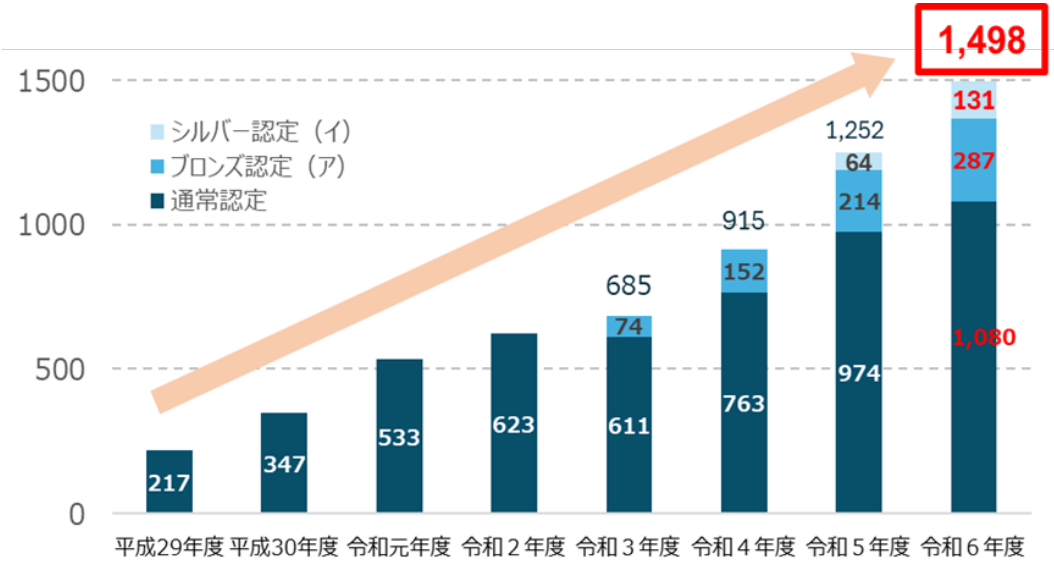
関連データ

20歳以上のスポーツ実施率の状況（一般）



※第３期スポーツ基本計画（Ｒ４年度～８年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。
<出典>「体力・スポーツに関する世論調査」（平成24年度まで）、「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」（平成27年度）、スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成28年度から）

スポーツエールカンパニー（SYC）認定企業推移



通算して5回以上認定を受ける企業には、認定回数等に応じて以下のとおり認定マークの色及び呼称を付与。
（ア）認定回数5回～6回：Bronze（ブロンズ）
（イ）認定回数7回～9回：Silver（シルバー）
（ウ）認定回数10回以上：Gold（ゴールド）

国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進（施策１、５）

3年間の取組状況

スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指し、年齢・性別・障害の有無等にかかわらず、誰もがスポーツの価値を享受できる社会を構築するために、計画期間当初から主に以下の取組を実施してきた。

Sport in Life推進プロジェクト

・「Sport in Life プロジェクト」におけるコンソーシアムの加盟団体の取組を表彰する「Sport in Life アワード」や、スポーツ参画人口拡大に寄与する取組モデルの創出を行うほか、従業員に対しスポーツを通じた健康増進の取組を行う企業を「スポーツエールカンパニー」として認定しており、1,491団体（令和7年認定団体）の認定を予定している。

調査研究事業

・令和４年度から開始したスポーツ実施率の向上に向けた総合研究では、コンディショニングに関する研究やライフパフォーマンス向上に向けた目的を持った運動・スポーツの推進に係る調査研究をはじめ、様々な調査研究に取り組んでいる。
・令和6年度から開始した先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究事業では、デジタルデバイスを活用して、適切な運動実施の促進につながるよう、個人の心身の状態等に応じたコンディショニング方法を提供する実証研究などを推進している。

運動・スポーツ習慣化促進事業

・地方公共団体において、何らかの制限や配慮が必要な方々が、安心・安全かつ効果的に運動・スポーツが実施できる環境を整備し、地域においてより多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化を図るため、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援している。
・ 地方公共団体が地域の医師会と連携して、医師が患者に運動を勧める際に必要な地域の施設等のスポーツ指導者やプログラム等を見える化した「運動・スポーツ関連資源マップ」を作成・活用する取組を支援している。

進捗の分析・課題

KPIについて

・ 20歳以上の週１回以上のスポーツ実施率は減少傾向にあり、特に働く世代や女性のスポーツ実施率が低いという課題に計画当初から傾向は変わらない。
・１回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、１年以上継続している運動習慣者の割合は計画当初からほぼ横ばいである。
・「Sport in Life プロジェクト」におけるコンソーシアムの加盟団体数は4,830団体に拡大（2025 年 7月7日時点）している。
・従業員に対しスポーツを通じた健康増進の取組を行う企業を「スポーツエールカンパニー」として認定しており、1,491団体（令和7年認定団体）の認定を予定しており、増加している。

今後の課題について

・「Sport in Life 」の理念に賛同する加盟団体を増やしながら、「スポーツエールカンパニー」を増やしていくことで量だけでなく、質の向上を図ることが必要である。
・健康経営に関心が低い企業の経営者へのアプローチも重要である。
・「Sport in Life」コンソーシアムの加盟団体の地域差、業態格差、団体格差などについて、現状分析が必要である。
・スポーツエールカンパニーの認定を受けるメリットの明確化と、認知度の向上が必要である。
・スポーツの実施効果に関する調査研究のみならず、スポーツ実施者を増やす方策やスポーツそのものの推進方策に関する調査研究を行うことに加え、調査結果を適切に施策に反映していくためのスキーム構築も必要である。
・目的をもった運動・スポーツ実施のために、長官考案のセルフチェックの周知・啓発の更なる実施が必要である。
・スポーツと健康の関係やスポーツを通じたライフパフォーマンスの向上等について、エビデンスや医・科学の知見の活用に向けて調査研究に取り組んでいるものの、その活用や普及・促進、国民への周知啓発において、更なる取組が必要である。
・運動・スポーツ習慣化促進事業の自治体における補助事業期間終了後の自主財源による取組継続率の向上と他自治体への横展開の促進が必要である。

国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進（施策１、５）

今後の施策実施の方向性

共通事項

・施策間での相乗効果が発揮されるよう、省庁間や庁内における各種施策との連携強化を図る。

Sport in Life推進プロジェクト

働く世代のスポーツ実施の促進のため、以下のとおりSport in Life推進プロジェクトの充実強化を図る。

・スポーツエールカンパニー（SYC）については、従業員のスポーツ実施・健康・生産性の向上や、組織・人材獲得の活性化など、認定を取得する価値に関するSYC認定企業を対象とした調査研究を行う。また、その成果をパンフレット等の形で整理し、企業経営者等へのPRに活用する。

・そのPRに際しては、健康経営銘柄取得企業や健康保険組合・労働組合、もしくは産業衛生学会等の学会などと連携した広報、さらには金融機関や保険会社と協働した中小企業への広報も実施する。また、厚生労働省のスマートライフプロジェクトや健康経営との連携を図る。

・こうした広報によりSYC認定数の拡大を図りつつ、近年の総合研究事業で進めた「目的を持った運動・スポーツ」の考え方や実践方法をSYC認定企業に周知啓発し、更に質の高い運動・スポーツの実施促進を図る。また、SYC認定の基盤となるSILコンソーシアムについては、加盟企業同士の事業連携につながる仕組みを構築・提供するなど、同コンソーシアムの価値を高めながら加盟団体数の一層の拡大を図る。

・取組モデル創出事業は、これまでの自由な公募による方式を見直し、セルフチェックや紙風船エクササイズ等のスポーツ庁施策の社会実装に向けた具体的なモデルとなる事例を創出し、SIL加盟団体やSYC認定企業での導入を促進する。

調査研究事業

これまでの調査研究で得られた成果（目的を持ったスポーツの実施やセルフチェック、ライフステージごとの運動プログラム等）について、その意義や効果（関節の痛みや怪我の予防効果を含む）も含めて、Sport in Life推進プロジェクトや運動・スポーツ習慣化促進事業も活用し、スポーツ団体、スポーツ指導者、医師や理学療法士等の専門職、フィットネス等の関係業界などの関係者とも連携して社会に普及・還元するとともに、国民の効果的な運動・スポーツ実施促進を図るため、今後以下の調査研究を進める。

・先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究を推進し、国民がデジタルデバイスを活用して、エビデンスに基づく適切なコンディショニングが行えるような環境整備を行う。

・「スポーツの実施状況等に関する世論調査」における運動・スポーツと、日常生活における多様な身体活動の関係について整理・検討を行う。

・多くの国民がライフパフォーマンスの向上を目指し、自発的に目的に合わせて自身に適した運動・スポーツが実施できるようにするために必要な調査研究について、社会経済の変化も踏まえつつ、検討を行う。

運動・スポーツ習慣化促進事業

地域のスポーツ実施率の底上げと、スポーツを通じた地域住民の健康増進に向けて、以下の取組を進める。

・支援を受けた地方公共団体が補助事業期間終了後も地域住民の誰もが運動・スポーツを習慣化するための取組として継続していくための複数年度化等の制度変更に基づく財政支援を着実に行うとともに、事業終了後の自走化モデルの構築・普及に取り組む。

・地方公共団体ごとの課題解決に向けた取組について、地域住民の運動・スポーツを通じた健康増進という事業目標達成の観点から、多様な身体活動の取り込みや実施結果の科学的知見に基づく分析等の在り方について検討を行う。また、その結果に基づき事業を横展開するために、各地方公共団体の取組結果の分析や情報集約、普及・啓発を行う。

・身近な地域で安心して安全に運動・スポーツに親しめるよう、地方公共団体が地域の医師会と連携して、医師が患者に運動を勧める際に必要な地域の施設等のスポーツ指導者やプログラム等を見える化した「運動・スポーツ関連資源マップ」を作成する取組の促進に努める。

その他

運動・スポーツの実施率が低く、体力も低下傾向にある女性の運動・スポーツ実施促進のため、以下の取組を進める。

・女性に運動・スポーツを促すため、家事・育児等の日常生活における身体活動の再評価を行うとともに、学生時代から社会人、出産・育児期、更年期の運動支援を含め、女性のライフステージごとに切れ目なく運動・スポーツを継続的に行うことが可能となるような支援方策、調査研究等について検討を行う。

・女性が運動・スポーツの実施に積極的になることができるよう、運動・スポーツの効果や価値（楽しさを含む）について国民のリテラシー向上に向けた周知・啓発を行う。

ロジックモデルについて

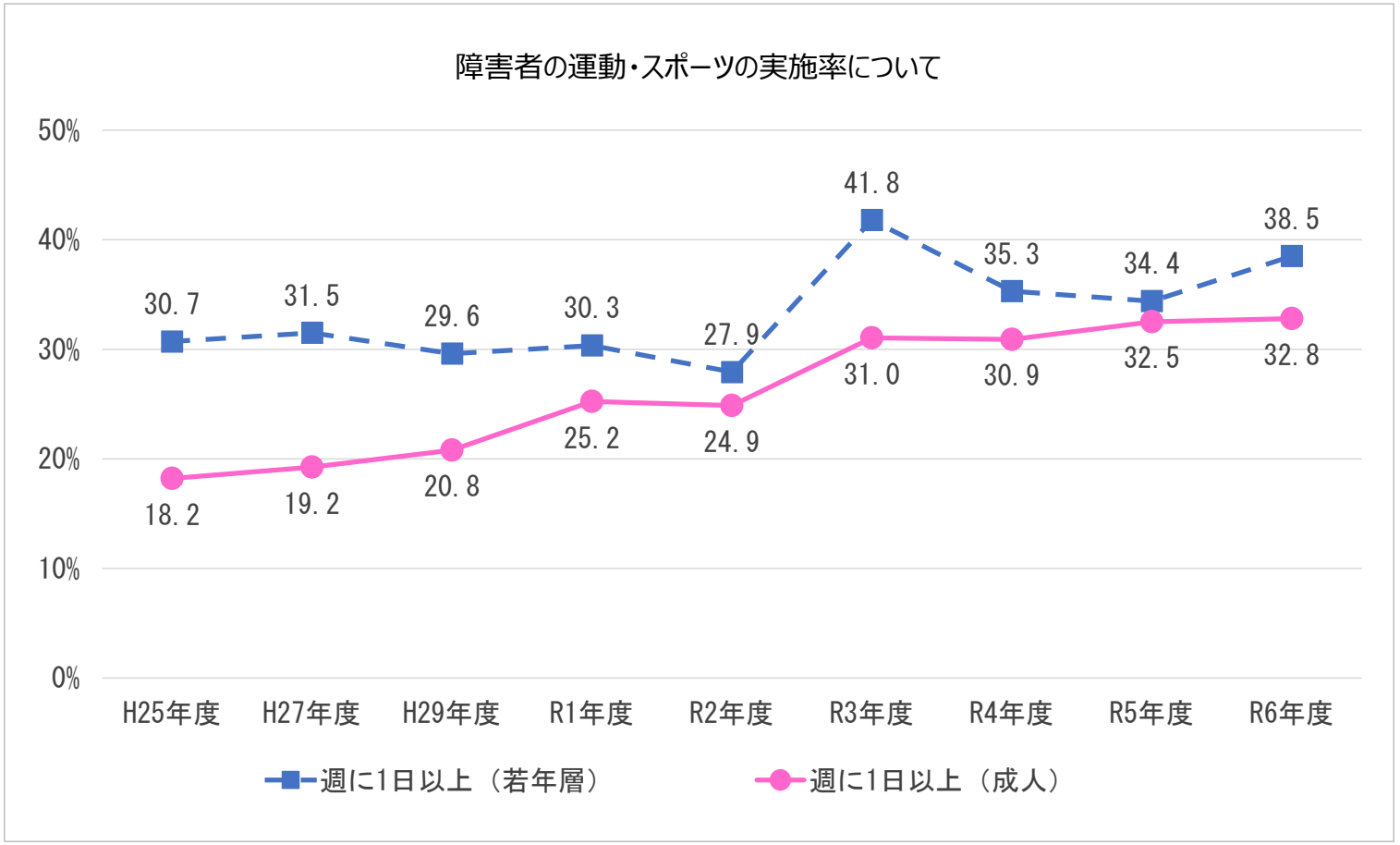
・国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進に関する指標について、質の点から、スポーツエールカンパニー認定団体数を追加することとする。

障害者スポーツの推進（施策８）

指標

	計画初年度 R4	R5	R6	目標
障害者の週１回以上のスポーツ実施率	30.9% （若年層は35.3%）	32.5% （若年層は34.4%）	32.8% （若年層は38.5%）	R8 40%程度 □ 若年層は50%程度□
障害者の年１回以上のスポーツ実施率	54.1% （若年層は64.0%）	57.1% （若年層は64.0%）	56.5% （若年層は67.8%）	R8 70%程度 （若年層は80%程度）
障害者スポーツを体験したことのある者の割合	5.9%	7.1%	7.5%	R8 20%程度

関連データ



※第３期スポーツ基本計画（Ｒ４年度～８年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。
また、若年層については7～19 歳のスポーツ実施率となっている。

＜出典＞「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」（平成25年度～令和２年度まで）、「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」（令和３年度から）

障害者スポーツの推進（施策８）

3年間の取組状況

東京2020パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリ・パラレガシーを更に継承・発展する観点から、2025年デフリンピック東京大会、2026年アジアパラ大会等が控えている好機を生かすべく、取組を加速する必要があり、以下の取組を実施してきた。

障害者スポーツ実施率向上

・障害のある方とない方が身近な場所でスポーツをともに実施できる環境の整備や障害者スポーツ団体、地方公共団体、民間企業等の関係団体の連携体制の構築等を推進している。
・障害児・者のスポーツライフに関する調査研究を行い、阻害要因の把握や、実態把握が十分でない障害種の方のスポーツ実施に関する調査を実施している。

障害者スポーツの実施環境整備

・障害者スポーツセンターの在り方として、障害者スポーツセンターに期待される機能を４点に整理するとともに、必要な人材や施設・設備、国等による支援の方向性を示した。（令和５年６月14日スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキング中間まとめ）
・障害者スポーツに関わる指導者等の人材の在り方、障害者スポーツ団体の他団体や民間企業等との連携を含めた組織基盤強化についてとりまとめた。（令和６年７月25日スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキング最終報告書）

障害者スポーツ推進体制の整備

・障害者スポーツ団体の組織強化に向けた、障害者スポーツ団体、民間企業、地方公共団体等から構成されるコンソーシアム「U-SPORT PROJECT コンソーシアム」を構築・運営している。

障害者スポーツの理解促進

・「障害者スポーツ推進プロジェクト」にて、障害の有無に関わらず参加可能なスポーツイベント等を支援することで、一般社会における障害者スポーツの理解促進や、障害者スポーツを体験する機会の創出を推進している。

進捗の分析・課題

KPIについて

・20歳以上の障害者の週１回以上のスポーツ実施率は計画時点から増加しており、障害者の年１回以上のスポーツ実施率も同様に計画当初から増加している。
・障害者スポーツを体験したことのある者の割合も増加している。
・目標には達していないものの、伸び続けているのは施策の方向性が間違っていない。

今後の課題について

・障害者のスポーツ実施率は依然として一般よりも低くなっており、①障害のある方とない方がともにするスポーツ実施環境づくり、②障害者のスポーツに向けた障壁解消、③障害者スポーツ団体の基盤強化に向けた民間連携促進や地域におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部局の連携体制の整備促進、④無関心層対策として、特別支援学校等の児童生徒のスポーツ実施環境の充実が必要である。
・スポーツを通じた共生社会を実現するという目標の達成に向けては、スポーツ振興の当事者たる国、地方公共団体、スポーツ統括団体等においても、それにふさわしい組織体であることが望まれる。
・全てのスポーツ団体において、障害のある方も含めて指導を行うことが可能となるよう、指導者への知識の横展開が必要である。
・指導者に対して障害自体の教育とパラスポーツの教育をセットで行う必要があり、その際「障害者スポーツの初歩的な指導方法ハンドブック」が有効ではないか。

障害者スポーツの推進（施策８）

今後の施策実施の方向性

①障害者スポーツセンターの在り方
・「障害者スポーツセンター」を都道府県単位で1つ以上整備

②障害者スポーツを支える人材の在り方
・地方公共団体や都道府県障害者スポーツ協会など様々な主体が関わる障害者スポーツを支える人の活躍づくり
・障害者スポーツ指導者の資質向上等に向けた研修機会の拡充

③障害者スポーツ団体の他団体や民間企業等との連携を含めた組織基盤強化
・他団体や地方公共団体、民間企業との連携の取組の促進
・障害者スポーツ団体の基盤強化の促進

④障害者スポーツ推進体制の整備
・都道府県において、より効果的に施策を展開するため、様々な部署との連携は重要。既にスポーツ担当部署が障害者スポーツ関連施策も所掌するような一元化した都道府県から成果や課題等を伺い、整理して他の県に示す。
・障害者スポーツ団体、民間企業、地方公共団体等から構成されるコンソーシアム「U-SPORT PROJECT コンソーシアム」の加盟団体数の増加に取り組む。

⑤障害者スポーツの理解促進
・障害の有無に関わらず参加可能なインクルーシブなスポーツイベント等の開催を支援し、参加者の増加や障害者スポーツの理解促進を図り、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める。

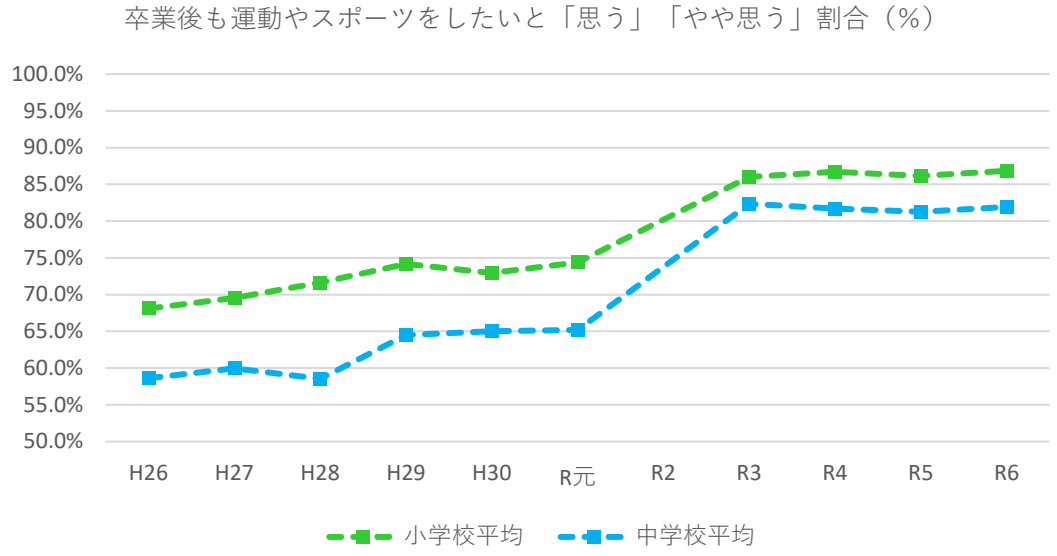
⑥「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方　入門ハンドブック」を活用したスポーツ実施環境の充実
・本ハンドブックは、障害のある方へのスポーツ指導のみならず、広く、運動の苦手な方や子ども、高齢者といった対象となる方の年齢や体力レベル、個性等に合わせた多様な指導方法の習得や指導対象・範囲の拡大に資するものであることから、障害のある方へのスポーツ指導を専門とはしない指導者等に対し、本ハンドブックの積極的な周知や、本ハンドブックを活用した研修等を促進することにより、スポーツ実施環境の充実を図る。

子供・若者のスポーツ機会の充実（施策１）

指標

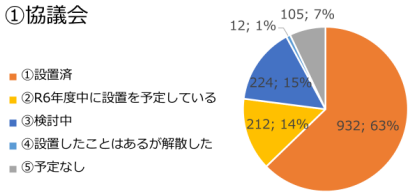
	計画初年度 R4	R5	R6	目標
1週間の総運動時間が60分未満の子供の割合	児童12%、 生徒13%	児童12.6%、 生徒18.2%	児童12.6%、 生徒15.8%	R8 12%(R3)から半減(児童) 13%(R3)から半減(生徒)
卒業後も運動・スポーツを継続したい子供の増加	児童87%、 生徒82%	児童86.2%、 生徒81.3%	児童86.9%、 生徒81.9%	R8 児童90%以上、 生徒90%以上
新体力テストの総合評価C以上	児童67%、 生徒74%	児童67.6%、 生徒73.7%	児童66.7%、 生徒74.5%	R8 児童80%以上、 生徒85%以上
地域連携や地域移行に係る方針策定のための協議会を実施した自治体の割合	-	40%(R5.6月)	63%(R6.6月)	R8　100%に近づける
地域連携や地域移行の方針を策定した自治体の割合	-	17%(R5.6月)	29%(R6.6月)	R8　100%に近づける
総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用	-	登録制度のみの運用 (R4～)	登録制度のみの運用 (R4～) 認証制度における認証基準等の整備	認証制度(部活動の地域展開タイプ)の運用開始(R7～) (JSPOの中期計画における登録クラブ数目標値: 2,700(～R9))

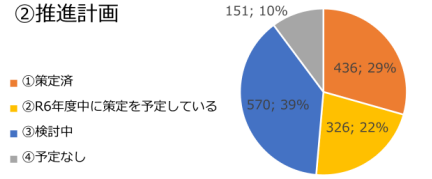
関連データ



協議会・推進計画の整備状況

3/4以上の自治体が、**令和６年度中までに協議会を設置済もしくは設置予定**と回答。
半数以上の自治体が、**令和６年度中までに推進計画を策定済もしくは策定予定**と回答。
一方、設置・策定の予定なしと回答した自治体もそれぞれ約１割見られる。





推進計画の策定状況 協議会の設置状況＼	策定済	策定予定 (令和６年度中)	検討中	予定なし	総計
設置済	398	220	261	51	930
設置予定 (令和６年度中)	15	94	92	10	211
検討中	8	7	196	12	223
設置したが解散した	7	1	4	0	12
設置予定なし	8	3	16	78	105
総計	436	325	569	151	1,481

子供・若者のスポーツ機会の充実（施策１）

取組状況

次代を担う子供・若者のスポーツ機会を確保し、幼児期から大学生までの体力向上や望ましい運動習慣の形成のため、以下の取組を実施。

（1）子供の運動習慣の形成・体力向上

・学校体育については、毎年度、学習指導要領の趣旨徹底及び授業改善に向けた教育委員会や教員向けの研修を実施。
・令和4～6年度にかけて、GIGAスクール環境下における体育授業の充実や多様な武道等の指導、障害の有無にかかわらず共に学ぶ体育授業の充実に向けた課題等に関する実践研究を実施。3年間のこれらの研究成果を事例集にまとめ、教育委員会や学校の参考となるよう周知した。
・令和5年度から、東京大会のレガシーを生かしつつ、体育授業等の充実を図るため、体育の授業にアスリートを派遣（パラアスリートを含む）。令和6年度までで全国のべ1,600を超える小・中学校に派遣。
・障害のある児童生徒の体育授業の見学の実態を把握するための調査を実施、現在分析結果を精査中である。
・体育授業の改善のほか、幼児期からの運動習慣形成の取組の強化、子供のニーズに応じた多様なスポーツ環境の整備、授業以外の場における運動時間の増加、家庭で運動を実践するキッカケの提供等の取組を進めている。

（2）運動部活動改革

・運動部活動については、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」として位置付け、国としては都道府県や市区町村の取組を支援。
・令和4年度には、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めるための国の考え方を示すものとして、総合的なガイドラインを策定。
・令和5年度からは、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を行い、事例を収集、分析し、全国に発信。地域クラブ活動への移行に取り組む自治体への支援を行うアドバイザー事務局を運営。
・令和6年度からは新たに、地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む都道府県を、重点地域として指定し、政策課題への対応を支援。

（3）大学スポーツ

・「感動する大学スポーツ総合支援事業」において、令和4年度より大学スポーツムーブメント創出等に取組む大学をモデル的に支援している。
・大学スポーツ全体の価値をさらに向上させていく観点から、一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）が実施する大学スポーツ振興のための普及啓発等の活動の一部を補助している。

進捗の分析・課題

（1）子供の運動習慣の形成・体力向上

・子供の体力、運動時間、卒業後の運動への意欲について、計画期間を通じほとんどの項目で改善はみられない。
１週間の運動時間が長い児童生徒や、運動やスポーツが好きと回答した児童生徒ほど体力が高くなる傾向がみられる。
運動は好きと回答した児童生徒は、男子では小学校・中学校ともに増加している一方、女子では改善は見られない。
・生活全体を通じて少しずつでも運動機会を確保し、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増やすことを目指して、学校・ 家庭・地域における様々な取組を支援し、子供の運動習慣の形成や体力向上の取組を推進する必要がある。
・令和6年度に幼児期からの運動習慣形成の取組において調査を実施した結果、子供の運動遊びの重要性に関する意識や行動が変化した保護者の割合は64%であった。割合の更なる向上のため、各地域へ広く普及していく必要がある。

（2）運動部活動改革

・令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、令和5年度は339市区町村、令和6年度は510市区町村にて実証事業が取り組まれた。
・地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
・他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。
・国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していく必要がある。

（3）大学スポーツ

・これまでのモデル事業では、スポーツ強豪校が中心となっており、強豪校でない大学等にも取組を拡大する必要がある。
・一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）により、コンプライアンス研修やガイドライン作成等が整備されており、加盟大学からのニーズに応えているが、更なる大学スポーツの振興に資する事業を検討し、実施していく必要がある。

子供・若者のスポーツ機会の充実（施策１）

今後の施策実施の方向性

（1）子供の運動習慣の形成・体力向上

・子供の生活習慣の変化なども踏まえ、「生活の中に運動（習慣）を取り入れ定着させる」ための取組を、学校・家庭・地域が連携して推進し、子供の運動習慣の改善や体力の向上につなげられるよう、引き続き取り組む。

・令和7年度から新たに体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず様々な児童生徒が共に学習する体育授業設計に関する調査研究を実施する。多様な児童生徒の運動意欲等の向上につながる実践事例を集め、普及展開することを目指す。

・令和7年度も引き続きアスリート派遣事業を実施し、児童生徒の運動に対する意識の改善や運動意欲等の向上につながる事例の更なる創出を目指す。

・2024年12月に諮問された、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方についての議論の動向を踏まえながら、体育・保健体育の授業や学校体育活動等の充実を図るとともに、適時適切に教育委員会や学校等の関係者への情報提供を行う。

（2）運動部活動改革

・部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備については、令和7年度予算として部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業や部活動指導員の配置支援、地域における新たなスポーツ環境の構築等に係る経費として、計32 億円を計上。令和7年度は改革推進期間最終年度を迎えることを踏まえ、実証事業の規模を拡充して実施するとともに、引き続き、重点地域における政策課題への対応を推進するほか、課題の整理・解決策の具体化、地域クラブ活動のモデル構築・プロセス明確化、地域クラブ活動の整備促進方策の展開などを実施予定。

・「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、令和7年5月に最終とりまとめを行った。その内容等を踏まえて、国として施策の具体化を進め、令和8年度以降、部活動改革の全国的な実施を推進。

（3）大学スポーツ

・令和7年度以降も、「大学スポーツ自体の振興」と「大学スポーツによる地域振興」の総合的な支援を継続し、大学が有する豊富なスポーツ資源（人材、施設、知識等）を有効に活用することで、第3期スポーツ基本計画に記載されている「大学スポーツの価値向上・認知向上」を推進する。

スポーツ実施環境の整備、人材育成（施策10）

指標

	計画初年度 R4	R5	R6	目標
総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用	―	登録制度のみの運用（R4～）	登録制度のみの運用（R4～） 認証制度における認証基準等の整備	認証制度（部活動の地域展開タイプ）の運用開始（R7～）（JSPOの中期計画における登録クラブ数目標値：2,700（～R9））
学校体育施設開放頻度	―	71.8%（年間を通じ平日に開放を行う学校の割合）	調査中	R8　100%に近づける
公認スポーツ指導者資格認定者数	219,625人	254,578人	289,274人	290,000人

関連データ

図69　クラブの現状把握・改善のための取組（複数回答）

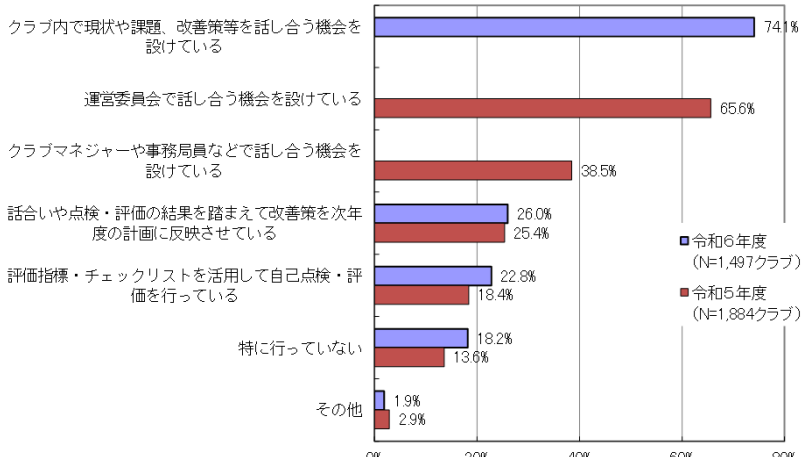
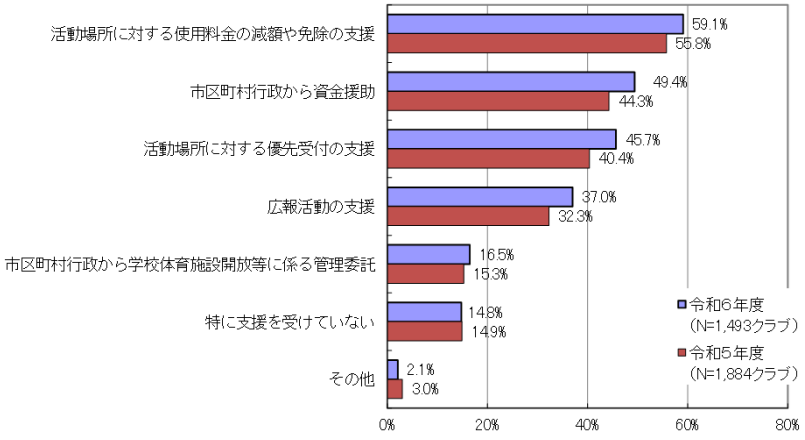
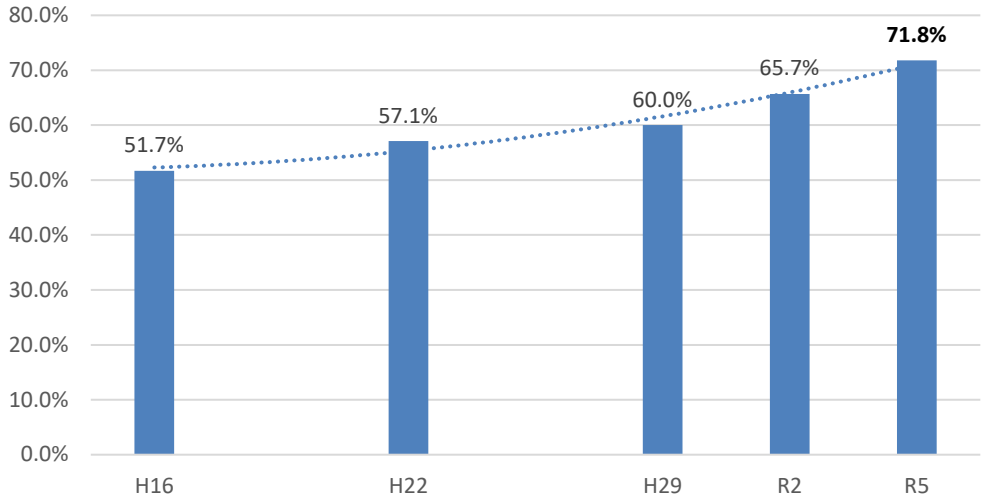


図71　行政からの支援（複数回答）



学校体育施設開放頻度（平日）の推移



スポーツ実施環境の整備、人材育成（施策10）

取組状況

（1）地域のスポーツの「場づくり」の実現・環境構築

・総合型地域スポーツクラブの育成・支援に関する事業を実施する日本スポーツ協会に対し、補助金にて登録・認証制度の周知・普及、総合型地域スポーツクラブと地方公共団体等との連携を支援。

・誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりを進めるため、令和4年度には「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を踏まえた先進事例の形成を行った。またスポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化を推進するため、ガイドブックに取りまとめた。

民間スポーツ施設を地域のスポーツの場として公共的な観点から活用する方策を検討するため、実態調査を行った。

・令和5年度には、学校体育施設を有効活用するための先進事例の形成を引き続き進めた。また、オープンスペースを、地域でより活用されるスポーツの場とするためのモデル事業を実施した。

民間スポーツ施設を地域のスポーツの場として公共的活用する方策を検討するため、モデル事業を実施した。

・令和2年3月に作成した「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を令和6年度に改定した。

（2）スポーツに関わる人材の育成

・多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者の養成するとともに、スポーツの価値を脅かす体罰、暴力、不法行為等を行わず、人間的成長を促すことのできるコーチを養成するべく、（公財）日本スポーツ協会（JSPO）が行う公認スポーツ指導者養成事業を支援（スポーツ指導者の質・量の確保に向けた、スタートコーチ（ジュニアユーススポーツ）養成講習会、スポーツ指導におけるハラスメント防止・啓発セミナーの開催支援等）。

・スポーツ団体ガバナンスコードにおいて、団体は人材採用・育成計画を策定・公表することとしており、研修会等の機会を通じて団体の取組を促している。

・上記に加え、現役アスリートや引退間近のアスリート、引退後のアスリート、Jr世代等、様々なフェーズにおいてアスリートへの効果的なキャリア形成支援を行うため、関係団体や企業が連携してアスリートのキャリア形成をサポートする「スポーツーキャリアサポートコンソーシアム」の運営を支援している。

進捗の分析・課題

（1）地域のスポーツの「場づくり」の実現・環境構築

・総合型地域スポーツクラブについて、令和7年4月までに1,121クラブを登録クラブとして認定しており、制度開始の令和4年度から増加継続。

認証制度については、令和7年度より部活動の地域展開タイプを運用開始。他のタイプについては、引き続き検討中。

・社会体育施設について、地域の核となりうる施設への転換を図るなど、更なる活用が求められる。

地方自治体におけるスポーツ施設のユニバーサルデザイン化に関し、令和4年度に策定したガイドブックを踏まえ、現場が実践できる形で更なる普及啓発を進める必要がある。

オープンスペースの活用等に関し、まち全体でスポーツに親しめる場づくりのあり方について普及啓発をさらに進める必要がある。

学校体育施設の開放について、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の普及啓発をさらに進める必要がある。

（2）スポーツに関わる人材の育成

・公認スポーツ指導者養成数は目標達成に向け順調に推移。また、指導者養成の推進、相談窓口の整備等、セミナー開催等、取組が充実している中で、相談しやすい環境が整ってきたとも言え、相談件数は増加傾向（令和6年度は過去最高）。

・人材採用・育成計画を未だ策定していない団体もあるため、引き続き統括団体とも連携し、計画の策定を促す必要がある。

・アスリートのキャリア形成支援に積極的に取り組むスポーツ団体はいまだ十分とは言えない。また、スポーツボランティアについてはイベント、団体それぞれ個々の動きに頼る部分が多く、ボランティア団体間の連携、知見の共有は進んでいない。

スポーツ実施環境の整備、人材育成（施策10）

今後の施策実施の方向性

（1）地域のスポーツの「場づくり」の実現・環境構築

・令和7年度に認証制度（部活動の地域展開タイプ）の運用を開始し、引き続き補助金により登録・認証制度の周知・普及、総合型地域スポーツクラブと地方公共団体等との連携を支援。

・令和7年度事業では、地域の核となる新たなスポーツ施設のあり方や好事例について普及・横展開を図るため、自治体、民間事業者等に対する説明会、意見交換を行うと共に、地域の核となる新たなスポーツ施設の整備を検討する自治体等に対しては伴走支援を実施する。
また、地域スポーツ環境の量的・質的な充実に向け、スポーツ施設の安全管理、官民連携による整備・運営、オープンスペースの活用等、自治体や民間事業者等にセミナーを通して普及啓発し、取組の促進を図る。

（2）スポーツに関する人材育成

・引き続き（公財）日本スポーツ協会が実施する公認スポーツ指導者養成事業を支援し、スポーツ指導者の質・量の確保を図るとともに、国際的に活躍できる人材の育成も含め取り組んでいく。

・令和7年度以降も引き続き、全ての中央競技団体が人材育成及び活用に関する計画を策定できるよう、統括団体とも連携しながら、研修等の機会を通じて団体の取組を促していく。

・上記に加え、引き続きスポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営支援を行うとともに、コンソーシアム内でのキャリア形成支援の好事例の横展開や、加盟団体と協働した出張キャリア形成研修、「アスリートキャリアコーディネーター」資格者育成や派遣等を実施・充実することにより、関係団体等のコンソーシアムへの加盟につなげ、優秀なアスリートの能力の社会への還元を図る。
　また、プロスポーツ団体や中央競技団体において、スポーツボランティア活用についての連携、知見の共有に課題感があるところ、令和7年度にはスポーツボランティアの活用に関する実態、好事例、組織的な活用方法等を網羅的に調査予定。競技別等で区分けし、それぞれの立ち位置からの有効な対策を検討。

・令和7年度にスポーツ人材の活用に資する調査研究を実施して実態把握に努めつつ、スポーツイベント等を運営する人材の在り方について検討していく。

2

スポーツDXの推進
スポーツを通じた地方創生・日本経済の活性化

② スポーツ界におけるDXの推進
先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出　等

⑥ スポーツの成長産業化
スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援　等

⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり
武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化　等

スポーツDXの推進、スポーツ団体の組織基盤の強化

	アクティビティ	初期アウトカム	中期アウトカム	長期アウトカム	インパクト
②	**スポーツの場における先進デジタル技術やデータ活用の促進** ・デジタル技術を有した民間事業者への補助 ・データの集約・解析や活用等のための体制の在り方等の検討 ・国内外の優良事例の収集・展開による普及啓発 ・先端デジタル技術等を用いた知見・ノウハウの開発・提供	・スポーツの場における先端デジタル技術活用方法の創出及び、新たな技術の開発 ・様々なスポーツの場面におけるデータ活用事例の創出 ・中央競技団体における先端デジタル技術等に係る知見・ノウハウの導入	KPI ① ・先端デジタル技術やデータを活用したスポーツに係るサービスやスポーツ実施形態の普及・多様化 ・中央競技団体における日常的な先端デジタル技術等の利活用	・スポーツ産業の更なる成長や他産業も含めたイノベーションの実現 ・先端デジタル技術等を活用したスポーツによる健康増進や中央競技団体の国際競技力の向上	・スポーツを通じた社会の活力創出（再掲） ・スポーツを通じた地方創生・日本経済の活性化（再掲） ・スポーツを通じた健康長寿社会の実現（再掲）
⑨ ⑪	**ガバナンス改革・経営力の強化** ・ガバナンス・コンプライアンスに関する研修の実施 ・ガバナンスコードに基づく審査の実施 ・運営知識・ノウハウ等の情報共有の場の創出 ・戦略的な経営等を行う人材の育成や雇用創出支援 ・団体間での運営知識・ノウハウ等の情報共有 ・戦略的な経営等を行う人材の活用	KPI ② ・ガバナンスコード・適合性審査における不適合団体の減少 ・スポーツ団体・関係者のガバナンス・コンプライアンス意識の改善 ・公認スポーツ指導者資格等の資格を有した指導者の増加 ・スポーツ仲裁に係る紛争解決制度の構築・運用	KPI ③ ・団体の戦略的経営、収入の増加 ・適切な紛争解決制度の活用による仲裁の実施	・スポーツ団体の組織経営の透明化・財政基盤の確立 ・暴力等のコンプライアンス違反の根絶 ・適切な紛争解決の実現	持続的なスポーツの発展
⑫	**安全・安心なスポーツ環境の創出** ・質の高い指導者の養成 ・ハラスメントや事故防止のための研修会の実施 ・スポーツ仲裁制度に関する普及啓発 ・スポーツ紛争・仲裁制度に関する研修会等の実施				

KPI ①
・デジタル技術を活用したビジネスへの基盤整備や既存ビジネスの提供価値向上等への支援件数
目標：10件（R8） 現状：9件（R6）

KPI ②
・スポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査で不適合とされた団体数
目標：0団体（毎年） 現状：通算1団体（R2～R6）
・役職員に対するコンプライアンス教育に取り組んでいる又は取り組む予定の団体割合
目標：100%を維持 現状：100%（R6年度までに適合性審査を受けた148団体の状況）

KPI ③
・競技団体の総収入の中央値の増加
目標： 4億円（R9）
現状：3億円（R2：事業開始前）→4.4億円(R6)

・スポーツ仲裁の自動応諾条項を採択した中央競技団体割合：
目標：100%（R8）
現状：85%（R6）

スポーツを通じた地方創生・日本経済の活性化

	アクティビティ	初期アウトカム	中期アウトカム	長期アウトカム	インパクト
⑥	**スポーツ産業の活性化支援** ・スポーツと他産業との連携支援 ・スポーツ団体における、最新テクノロジーを導入したスポーツデータ利活用の促進 ・まちづくりや地域活性化の拠点としてのスタジアム・アリーナの整備支援	・スポーツ産業展開を加速するための人的ネットワークや情報共有基盤の構築 ・デジタル技術を活用したビジネスモデルの創出 ・まちづくりや地方活性化の優れた拠点として選定されたスタジアム・アリーナ数の増加 KPI ②	・プロスポーツを含む各種スポーツ団体と他産業とのオープンイノベーションの実現 ・スポーツ界への投資の増加 ・スタジアム・アリーナの設置による周辺産業も含めた地域経済の活性化 KPI ④	スポーツ市場規模の拡大（2025年までに15兆円） KPI ⑥	スポーツを通じた地方創生・日本経済の活性化
⑦	**スポーツを通じた地方創生・まちづくりの取組の増加** ・スポーツツーリズムコンテンツモデル事業の実施・効果検証 ・プロモーションを通じたデータ利活用促進、ポータルサイト内のコンテンツ充実 ・地域スポーツコミッションの経営多角化等支援、経営安定化に係る人材育成・採用支援等 ・関係省庁と連携したスポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰の実施による機運の醸成	・モデル事業実施地域での自発的な取組の継続 ・各地域でのスポーツツーリズムの実施 ・ポータルサイトを通じた旅行商品へのアクセス数の増加 ・地域スポーツコミッションの活動規模拡大 ・地域スポーツコミッションの基盤人材の確保 KPI ①	・新たなスポーツツーリズムコンテンツの創出 ・スポーツ目的の訪日外国人旅行者数の増加 ・スポーツによる地方創生・まちづくりに取組む地域の継続・定着 KPI ③	・地域の稼ぐ力の向上 ・関係人口を含めた地域への人の流れの増加 ・地域の魅力度の増加 KPI ⑤	

KPI ①
・利活用セミナー参加団体のうち、セミナーの実施以降にスポーツツーリズムを実施しようとしている団体の数
目標：40団体（R8）
現状：36団体（R5）
・スポーツツーリズムポータルサイトからの各コンテンツ商品購入紹介ページクリック数
目標：20,000回（R8）
現状：3,980回（R6）
・通年で複数（3事業以上）の事業に取り組んでいる地域スポーツコミッション数
目標：120団体（R8）
現状：119団体（R6）

KPI ②
・多様な世代が集う交流拠点として選定されたスタジアム・アリーナ数
目標：20拠点（R7）
現状：19拠点（R6）

KPI ④
・スポーツを「見る」人の割合
目標：過去最高水準（R8）
現状：68.5%（R6）

KPI ③
・利活用セミナー参加団体の新たなコンテンツ創出数（累計）
目標：40件（R8）
現状：調査中（R5・R6）

・スポーツ目的の訪日外国人旅行者数
目標：170万人（R8）
現状：215万人（R6）

・スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体割合
目標：40%（R8）
現状：30.8%（R6）

KPI ⑤
スポーツツーリズム関連消費額
目標：3,800億円（R8）
現状：2,645億円（R6）

KPI ⑥
スポーツ市場規模
目標：15兆円（R7）
現状：約10.0兆円（R3）

スポーツの場における先進デジタル技術やデータ活用の促進（施策２）

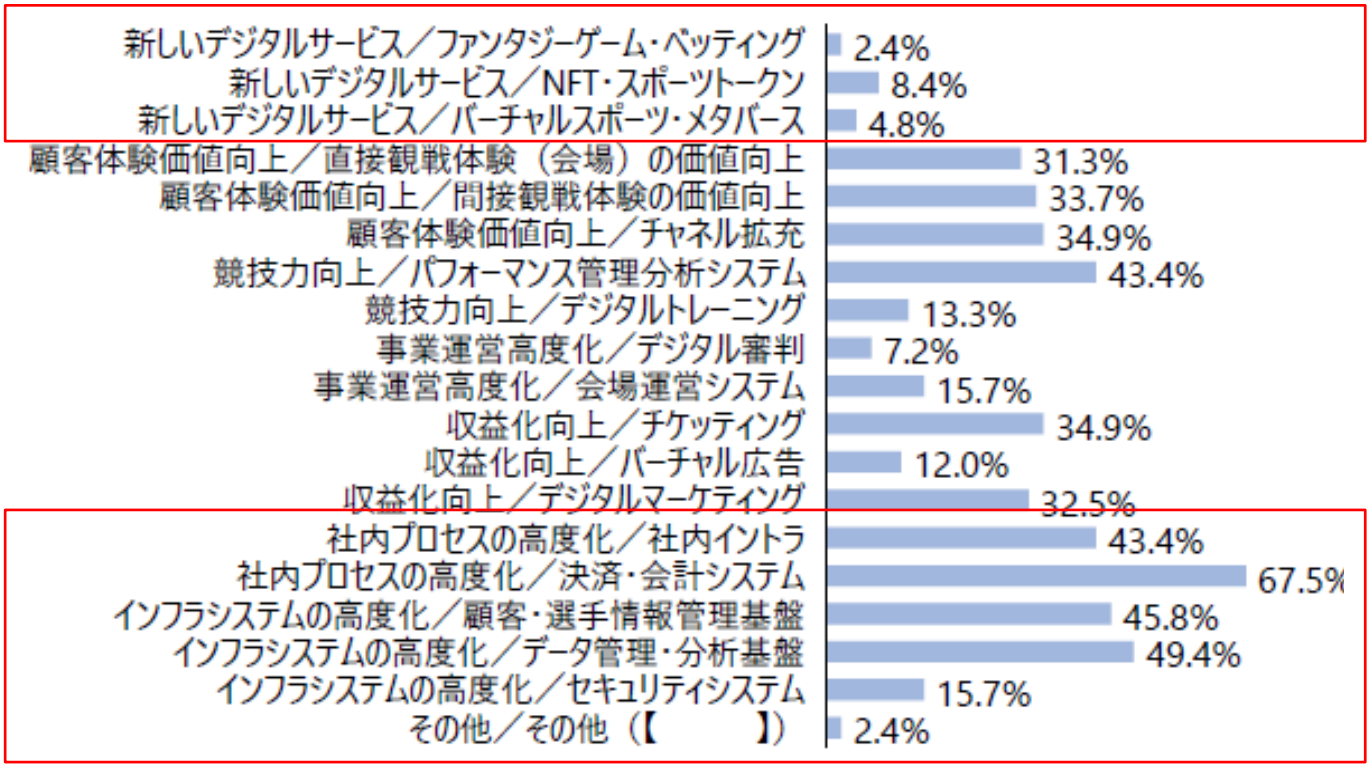
指標

	計画初年度 R4	R5	R6	目標
デジタル技術を活用したビジネスモデルの創出件数	2件	5件	ー	R8 10件
デジタル技術を活用したビジネスへの基盤整備や既存ビジネスの提供価値向上等への支援件数	ー	ー	9件	R8 10件（上記引継ぎ）
デジタル技術を活用した競技支援研究の活動報告、知見、ノウハウの提供件数	2件	12件	10件	毎年度10件以上の提供

関連データ

※「デジタル技術を活用したビジネスモデルの創出件数」関連

スポーツ団体において現在取り組んでいるDX施策



出典：令和５年度スポーツ産業の成長促進事業「スポーツ×テクノロジー活用促進事業（３）スポーツDX人材活用促進事業

- スポーツ団体において現在取り組んでいるDX施策については、現状では、本事業で主な対象として想定した「新しいデジタルサービス」に取り組んでいる団体は非常に少ない。
- 一方で、「インフラシステムの高度化」や「社内プロセスの高度化」の取組割合が最も高く、多くの団体では、新しいデジタルサービスの検討に至る前提となる基盤的な取組を進めている段階である。

スポーツの場における先進デジタル技術やデータ活用の促進（施策２）

取組状況

スポーツ分野においてデジタル技術及び各種データを活用することで、業務効率化や収益向上、サービスの拡大等につながり、「する」「みる」「ささえる」等のスポーツの可能性を拡大することができる。こうした観点の下、以下二つの取組を実施してきた。

（1）デジタル技術を活用したビジネスモデルの創出

「スポーツ×テクノロジー活用推進事業」において、スポーツ団体と最新のデジタル技術等を有する民間事業者との連携による新しいスポーツの楽しみ方やビジネスモデルの創出を支援するための実証事業を令和5年度までに5件実施。また、令和5年度には、スポーツデータの活用に向けた課題や規制の調査、スポーツ界でテクノロジーを活用し、推進できる人材に係る調査を実施。令和 6年度事業においては、スポーツ界が抱えるリソース不足の課題を解決するため伴走支援を実施し、テクノロジーを活用したスポーツ団体の収入拡大・収益向上に向けて、デジタル戦略の策定やシステム開発支援等のサポートを行った。

（2）先端デジタル技術等を用いた知見・ノウハウの開発・提供

令和3年度から取り組んできた先端技術研究を発展させ、スポーツ医・科学の知見に基づくコンディショニングサポートを、場所や時間を問わずに行うことができる仕組みの実証研究や、デジタル等の先端技術を活用した多様な支援手法の研究を実施。

進捗の分析・課題

（1）デジタル技術を活用したビジネスモデルの創出

日々進化するテクノロジーを活用し、新たなビジネスモデルの構築や生産性向上に資する取り組みが急務であるが、DXを推進する人材や資金の不足等により、新しいデジタルサービスの開発に自立的に取り組めている団体はごく限られている状況にある。
※令和4年度からビジネスモデルの創出を目指し、支援を行っていたが、事業を実施していく中で、デジタル技術の利活用のための基盤整備が十分でない団体が多く、まずは、デジタル技術を活用する基盤整備を行いながら、既存ビジネスの提供価値の向上等に向けた支援を行っていくことが重要であることが明らかとなってきた。このことから、令和6年度より事業内容を変更するとともに、課題に応じて指標を変更している。

（2）先端デジタル技術等を用いた知見・ノウハウの開発・提供

・特定の競技に特化して行われる研究の成果は、当該競技団体に活用されているが、その成果の他競技への横展開が課題。
・HPSCで測定したデータに係るデータベースの構築や、一般にも広く利用できるシステム・アプリの開発への応用が期待される。

スポーツの場における先進デジタル技術やデータ活用の促進（施策２）

今後の施策実施の方向性

（１）デジタル技術を活用したビジネスモデルの創出

これまでの事業を通じて、スポーツ団体においては、デジタル技術の利活用のための基盤整備が十分でない団体が多いことが明らかになったことから、まずは、DXによる新たなビジネスモデルの創出に至るまでの、デジタル技術を活用した既存ビジネスの提供価値の向上等に向けた支援を行っていくことも必要である。
また、他方で、今後は国が関与する目的をより明確にする観点から、令和7年度にスポーツ団体のビジネス拡大のみならず、成果がスポーツ団体以外にも裨益することを意識し、事業の進め方を検討・実施していく予定。

（２）先端デジタル技術等を用いた知見・ノウハウの開発・提供

・開発したシステム、アプリを実装し、2026年のミラノ・コルティナ大会、2028年のロサンゼルス大会を含む国際競技大会等に向けて、スポーツ医・科学、情報支援を通じて持続的に国際競技力の維持・向上を図る。
・令和７年度までに開発したシステム、アプリが他競技でも利用できるように横展開を促進するとともに、一般利用ができるシステム、アプリへ応用し、地域のスポーツ医・科学、情報支援への活用、ライフパフォーマンス向上に資する取組を令和８年度から検討する。

スポーツ産業の活性化支援（施策６）

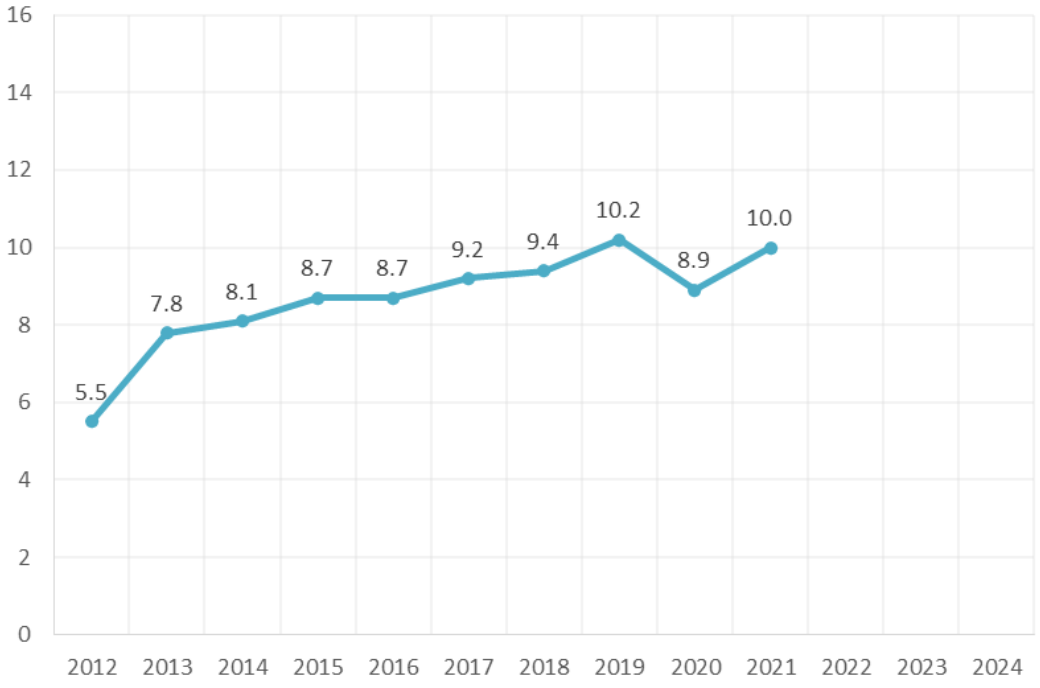
指標

	計画初年度 R4	R5	R6	目標
多様な世代が集う交流拠点として選定されたスタジアム・アリーナ数	11拠点（構想・策定計画策定段階を除く）	17拠点（構想・策定計画策定段階を除く）	19拠点（構想・策定計画策定段階を除く）	R7　20拠点
スポーツ市場規模	10.2兆円（H31）	8.9兆円（R2）	10.0兆円（R3）	R12　15兆円
スポーツを「見る」人の割合	73.2%	68.7%	68.5%	R8　過去最高水準

※スポーツの成長産業化に関する指標として、令和7年度に以下2点について調査を行い、今後適切な目標について検討する。
- 興行時・非興行時において好事例となるスポーツホスピタリティサービスを提供するスポーツ団体等の数
- 他産業と連携した新規事業・新サービスにおいて、有効と考えられる取組を行うスポーツ団体数

関連データ

スポーツ市場規模の推移



※ 日本政策投資銀行「わが国スポーツ産業の経済規模推計」(2024)よりスポーツ庁にて算出
※ 競輪・競馬などの公営競技及び、教育分野を除く

多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ一覧



スポーツ産業の活性化支援（施策６）

取組状況

- 令和6年 11 月に（株）日本政策投資銀行の最新の推計手法に基づき算出したスポーツ市場規模は約 10.0兆円（2021年）となり、コロナ前の水準近くまで回復した。
- 「第２期スポーツ未来開拓会議」を立ち上げ スポーツ産業の更なる拡大に向けた政策方針について議論を行い、令和７ 年 ４月に今後のスポーツの成長産業化を見据えた当面の取組等についてとりまとめた。
- スタジアム・アリーナのモデル施設選定について、令和６年度までに19件選定しており、令和７年度も追加選定予定。加えて、スタジアム・アリーナの建設具体化に向けた構想・計画段階の支援や、事例の横展開を行うとともに、関係府省庁とも連携して「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」の改訂を行っている。
- スポーツホスピタリティ推進のため、質の高いホスピタリティを提供する国内外のスポーツイベント等の事例調査や、スポーツコンテンツホルダーの情報・経験不足という課題に対応するため、ガイド・手引き等の作成を行っている。
- スポーツオープンイノベーションの推進では、引き続き、スポーツ団体と民間事業者等の共創による新しいビジネスモデルの創出を支援する「アクセラレーション」、関係者が連携する機会を提供する「ネットワーキング」、民間事業者等からのスポーツイノベーションに係る取組を表彰する「コンテスト」の取組を実施し、好事例の横展開などを行ってきた。

進捗の分析・課題

- 2021 年のスポーツ市場規模は コロナ前の水準近くまで回復したが、目標としていた2025年までに15兆円という目標を達成するかについては不確実性が高い。このため、今後の更なる成長に向け、 官民が連携して、みるスポーツ、するスポーツ、スポーツツーリズム等の振興に取り組むことにより、政府の中長期的展望の名目GDP成長率等を一定程度上回る成長により、遅くとも2030年までにスポーツ市場規模15兆円の達成を目指すことが重要。
- スタジアム・アリーナの整備については、目標に比して順調に進んできているが、建設費高騰等もある中、今後更に多くの地方都市まで広げていくためには、単なる施設整備にとどまらず、十分なエリアとしてのマネジメントの下、多様なステークホルダーが連携しながら、官民連携し一層まちづくりとして取り組んでいくことが重要。
- スポーツホスピタリティについては、諸外国と比べ取組が遅れており、実施の事例や知見、ノウハウ、人材が不足している。
- スポーツオープンイノベーションやテクノロジーの活用促進については、継続的な他産業との連携や、より定量的な成果の創出・拡大に向けた取組が必要。

スポーツ産業の活性化支援（施策６）

今後の施策実施の方向性

遅くとも2030年までにスポーツ市場規模を15兆円にすることを見据え、スポーツ市場の拡大に引き続き取り組む。当面、以下のような施策に取り組む予定。

- スポーツコンプレックスの推進
  スタジアム・アリーナを、スポーツ振興のためだけでなく、まちづくり・地方創生のためにも活かしていくという考え方をより一層普及させることで、更に多くの地域での整備・活用促進を図る。このため、令和7年度は、スタジアム・アリーナを他の施設等とともに、まちづくりとして総合的・複合的な整備・活用を図る「スポーツコンプレックス」という考え方を発信し、概念の浸透・定着や、各地での取組の普及を図る。まず、スポーツコンプレックスの考え方も盛り込んだ「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」の改訂版を公表するとともに、スポーツコンプレックスのモデルや好事例等を調査・整理し、発信する。相談窓口の開設や、運営・管理段階のスタジアム・アリーナを活用したまちづくりと連携した取組への支援も行う。また、関係府省庁と連携し、ハード・ソフト・インフラ面の一体的な支援の充実等を図る。さらに、モデル選定事業についても、調査の結果を踏まえ、令和8年度概算要求において見直しを行う。

- スポーツホスピタリティの推進
  新たな観戦スタイルや特別な体験等を通じ、スポーツ観戦客に対して高い付加価値を提供する「スポーツホスピタリティ」の促進に向け、令和７年度は、好事例の展開を含めた実践に向けた普及事業や、効果に関する調査等を行うとともに、観光政策との連携も含め、多様なホスピタリティサービスの創出を支援する。

- スポーツオープンイノベーションプラットフォームの推進
  更なる成果創出のため、令和7年度も引き続き、スポーツ界と他産業との一層の連携・協力による事業創出や、連携により構築したビジネスモデルの拡大支援、情報発信・業種の枠を超えた交流の場の提供等を行う。

上記の取組の進捗を図るべく、新たに、プロスポーツ振興やそれによるスポーツ市場規模拡大の観点から、スポーツを「みる」人の割合を指標として設定する。

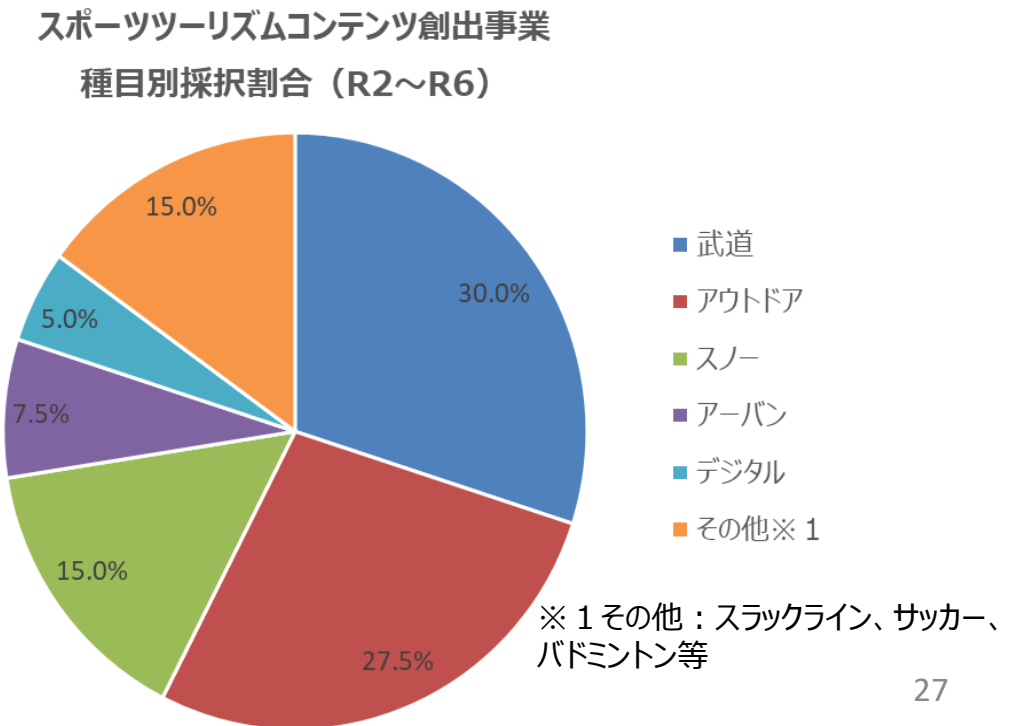
スポーツを通じた地域活性化（施策７）

指標

	計画初年度 R4	R5	R6	目標
スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合	16.7%	30.3%	30.8%	R8 40%
利活用セミナー参加団体のうち、セミナーの実施以降にスポーツツーリズムを実施しようとしている団体数	-	36団体	7月末確定見込み	R8 40団体
スポーツツーリズムポータルサイトからの各コンテンツ商品購入紹介ページクリック数	10,173回	12,898回	3,980回	R8 20,000回
通年で複数（3事業以上）の事業に取り組んでいる地域スポーツコミッション数	94団体	108団体	119団体	R8 120団体
利活用セミナー参加団体の新たなコンテンツ創出数（累計）	-	調査中	調査中	R8 40件
スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※JNTOの調査結果をもとに、年ごとに算出	7万人	134万人	215万人	R8 170万人
スポーツツーリズム関連消費額 ※JNTOの調査結果をもとに、年ごとに算出	1,627億円	2,203億円	2,645億円	R8 3,800億円

関連データ





※１その他：スラックライン、サッカー、バドミントン等

スポーツを通じた地域活性化（施策７）

取組状況

「スポーツによる地方創生、まちづくり」の優良な取組の横展開を通じ、スポーツを活用した地域の社会課題解決の取組を全国各地で促進するため、以下の取組を実施してきた。

（1）スポーツ・健康まちづくり

スポーツを活用した「地方創生」「まちづくり」（「スポーツ・健康まちづくり」）に積極的に取り組もうとする自治体の計画を、スポーツ庁から表彰することにより、取組の実現を後押しする「スポまち！表彰」を令和3年度より実施し、令和6年度までに延べ96自治体を表彰。
（R3:30件、R4:20件、R5：26件、R6：20件）

また、表彰された自治体の取組を対象として、その経済的・社会的効果等について調査・分析を行い、令和7年2月に「スポーツ・健康まちづくり事例集」を作成した。

（2）スポーツツーリズム

スポーツと地域資源を融合させたスポーツツーリズムを通じて交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、地域のスポーツ資源を活用した国内外から選ばれる高付加価値コンテンツの創出（モデル事業）の効果検証を実施。
（R2:6件、R3:12件、R4:7件、R5:6件、R6:10件、計41件）

また、R5では東京交通会館やアメリカンクラブ、R6では仁和寺・京都における武道ツーリズムのイベントの実施やバンコクでのFITフェアやツーリズムEXPO JAPANへの出展等を通じて、国内外における体験機会創出による武道を中心とした日本ならではのスポーツツーリズムの認知拡大を促進。加えて、Instagramを通じた武道ツーリズムの情報発信を64件定期的に投稿、発信する等DXを活用したプロモーションの実施による需要データの収集・分析を実施し、セミナーの開催等を通じ担い手（既に取り組んでいる方だけではなく、これから取り組もうと検討している事業者も含む）への提供・利活用を促進。

（3）地域スポーツコミッション

スポーツによる「まちづくり」に取り組む地域スポーツコミッションの設立及び新たな事業展開へのチャレンジ等の多角的な取組に対する支援を令和2年から延べ84件（うち設立24件、多角化60件）実施。また、担い手となる人材の育成・確保に向けたマッチング支援を6件実施。

進捗の分析・課題

（１）スポーツ・健康まちづくり

毎年20を超える自治体からスポーツを活用したまちづくりの新たな取組計画が提案されており、本表彰を契機として全国各地の自治体においてスポーツ・健康まちづくりの機運が高まっていると考えられる。

一方で取組の推進に当たって、継続的な人材の確保や財政基盤の確立等の課題を抱える自治体もあるため、表彰された取組計画が着実に進められるよう伴走支援等が必要な場合もある。

（２）スポーツツーリズム

スポーツツーリズムコンテンツの数はまだ全国的に不足しているが、モデル事業を多数創出してきたことで様々なノウハウが蓄積され始めたところ、モデル事業実施地域では、自発的・継続的に取組まれており、その取組が他地域へと広がりをみせている。

一方、採択事業に地域の偏りや種目の偏りがあることや、モデル事業として支援しても継続的な実施が困難である事業者もあるため、その要因を分析し適切な支援が必要である。

また、武道を中心とする日本ならではのスポーツツーリズムの国内外における認知はまだ高いとは言えないため、引き続き、DXを活用したプロモーションと国内外における体験機会を創出していく必要がある。

さらに、コロナ禍以降の訪日旅行客等のニーズの変化を的確に見極め、今後のスポーツツーリズムの戦略的な企画立案に必要なニーズ等のデータを調査する必要がある。

（３）地域スポーツコミッション

地域スポーツコミッション（以下SC)が事業を継続的に展開できる経済的・人的体制を確保できていないケースが多く見受けられている。また、合宿や大会誘致等の一般的なSCとしての活動に留まらず、地域資源を最大限活用した新しい分野の活動も行っていく必要がある。

スポーツを通じた地域活性化（施策７）

今後の施策実施の方向性

（１）スポーツ・健康まちづくり

今後も、スポーツ庁として受賞自治体の取組計画をヒアリング等のフォローアップを通して伴走支援するとともに、令和７年度以降も引き続き日本全国でスポーツを活用した「地方創生」「まちづくり」の取組が全国に広まっていくことを目指し、受賞自治体の取組計画の広報・発信を行う。

また、受賞の有無に関わらず「スポーツ・健康まちづくり」に興味・関心のある自治体に対し、意見交換等を行うことでスポーツ・健康まちづくりに取り組む自治体数の増加に引き続き取り組む。

（２）スポーツツーリズム

モデル事業実施地域での自発的・継続的な取組を参考とし、他地域へスポーツツーリズムコンテンツ創出の動きが広がるよう、令和7年度以降も支援を継続し、地方誘客の促進や、受け入れ体制を整備するとともに、各地域の特性を踏まえた種目や販売層を明確に設定することで、事業者と密に連携を取り伴走支援を行っていく。また、令和７年２月に改訂した「スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定」も踏まえ、スポーツ体験や観戦に留まらないコンテンツ造成等において、文化庁や観光庁と更なる連携を図る。

また、スポーツツーリズムポータルサイト内に魅力的なコンテンツの掲載数を増やし内容を充実させることや、SNSを活用した積極的なプロモーション、国内外でのリアルな体験機会を継続して実施することにより、令和７年度以降もさらなるスポーツツーリズムの認知拡大及び訪日意欲の喚起を図る。

さらに、プロモーションや蓄積したノウハウ・需要データをセミナー等を通じて担い手に提供することによって、各地域に眠るスポーツ資源を掘り起こし新たなコンテンツの検討、造成を促し、地方への観光客が増加することを目指す。

加えて、令和７年度にはきめ細かなマーケティング調査を通じた最新の訪日旅行客等のニーズ分析等を実施し、次年度以降のスポーツツーリズムコンテンツの戦略的な企画立案を目指す。

（３）地域スポーツコミッション

令和７年度以後も、地域スポーツコミッション（以下SC)に対する事業の多角化の支援や担い手となる人材の育成・確保に向けた支援を継続して実施する。

また、各地のSCが活動地域の特徴（人口規模や地域資源等）に合わせた取組が実施できるよう、令和７年度にはSCの体系的な整理を検討するとともに、今後も引き続き、成功事例やノウハウを全国へ発信するためにSCが一同に会する機会の創出等を通じて各地域の連携体制の強化することで、スポーツを活用した特色のあるSCが全国各地で拡大することを目指す。

（4）各施策等の連携強化

スポーツコンプレックス、スポーツホスピタリティ、スポーツツーリズム、スポーツ大会開催などの施策を各地域において一体的に活用しながら、文化庁、観光庁とも連携しつつ、地域や経済の活性化につながるよう取り組む。

3

東京大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の構築

スポーツ団体の組織基盤の強化

スポーツインテグリティの強化

③ 国際競技力の向上
中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JSPO・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催　等

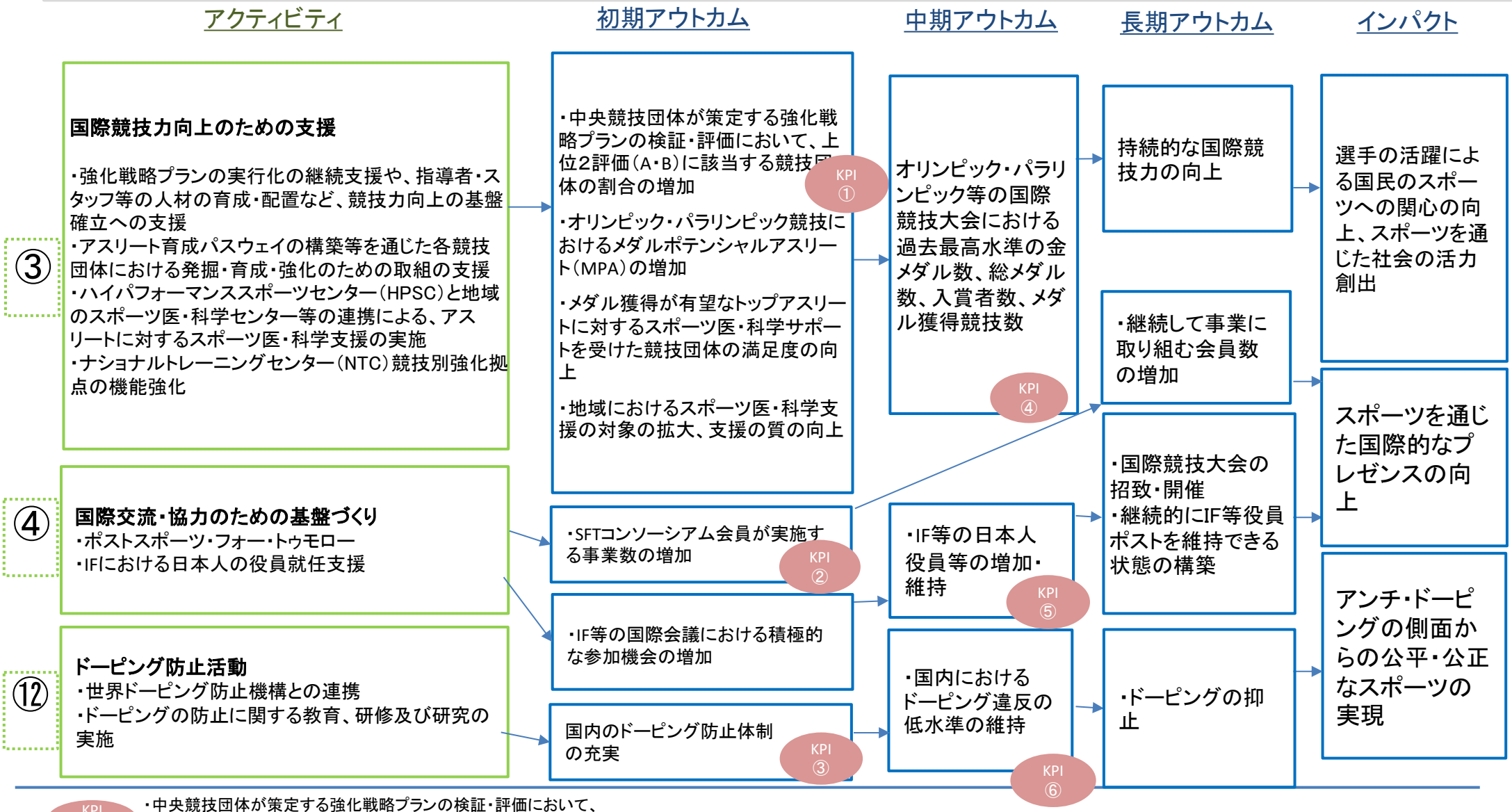
④ スポーツの国際交流・協力
国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の　国際展開を促進するプラットフォームの検討　等

⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、　スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援　等

⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保
暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進　等

⑫ スポーツ・インテグリティの確保
スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ　仲裁・調停制度の理解増進等の推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開　等

東京大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の構築



KPI ①
・中央競技団体が策定する強化戦略プランの検証・評価において、上位2評価（A・B）に該当する競技団体の割合
目標：A評価30%を含むB評価以上90%（R8）
現状：A評価39.1%、B評価以上100%（R6）
・オリンピック・パラリンピック競技大会等においてメダル獲得が有望なトップアスリートに対するスポーツ医・科学サポートを受けた競技団体の満足度
目標：評価4以上の割合100%（R6）
現状：評価5　66.7%、評価4以上　100%（R6）
・オリンピック・パラリンピック競技におけるメダルポテンシャルアスリート数
目標：過去最多（オリ競技180人、パラ競技209人）
現状：オリ競技177人、パラ競技177人（R5）

KPI ②
SFTコンソーシアム会員が実施する事業数
目標：100件以上
現状：60件（R6.3月末時点）

KPI ③
国内のドーピング検査員資格保有者数
目標値：150人以上を維持（R7）
現状：239人（R6）

KPI ④
オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会における過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数
目標：過去最高水準　　現状：別紙の通り

KPI ⑤
IF等における日本人役員数
目標：37人（R8）　現状：42人（R7.3月末時点）

KPI ⑥
オリパラ競技種目における国内競技連盟所属選手によるドーピング防止規則違反件数
目標値：3件以下（毎年）　　現状：0件（R7.5.30時点）

オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会におけるメダル獲得数及び入賞数の推移

別紙

■夏季オリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2024	パリ（フランス）	20	12	13	45	70	115
2021	東京（日本）	27	14	17	58	78	136
2016	リオデジャネイロ(ブラジル)	12	8	21	41	47	88
2012	ロンドン(英国)	7	14	17	38	44	82
2008	北京(中国)	9	8	8	25	53	78
2004	アテネ(ギリシャ)	16	9	12	37	40	77
1964	東京(日本)	16	5	8	29	36	65

■夏季パラリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2024	パリ（フランス）	14	10	17	41	101	142
2021	東京（日本）	13	15	23	51	107	158
2016	リオデジャネイロ（ブラジル）	0	10	14	24	73	97
2012	ロンドン（イギリス）	5	5	6	16	70	86
2008	北京（中国）	5	14	8	27	79	106
2004	アテネ（ギリシャ）	17	15	20	52	72	124
1964	東京（日本）	1	5	4	10	—	—

■冬季オリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2022	北京(中国)	3	7	8	18	25	43
2018	平昌(韓国)	4	5	4	13	30	43
2014	ソチ(ロシア)	1	4	3	8	20	28
2010	バンクーバー(カナダ)	0	3	2	5	22	27
2006	トリノ（イタリア）	1	0	0	1	20	21
1998	長野(日本)	5	1	4	10	23	33

※JOCホームページ等を参考に、スポーツ庁において作成。
※入賞は、東京1964大会は６位まで。その他は８位まで。

■冬季パラリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2022	北京(中国)	4	1	2	7	38	45
2018	平昌(韓国)	3	4	3	10	13	23
2014	ソチ(ロシア)	3	1	2	6	20	26
2010	バンクーバー(カナダ)	3	3	5	11	18	29
2006	トリノ（イタリア）	2	5	2	9	16	25
1998	長野(日本)	12	16	13	41	68	109

※JPCホームページ等を参考に、スポーツ庁において作成。
※入賞は原則８位まで（順位付けされていない入賞者を含む）。
東京1964大会は入賞者数の情報なし。

スポーツDXの推進、スポーツ団体の組織基盤の強化

	アクティビティ	初期アウトカム	中期アウトカム	長期アウトカム	インパクト
②	**スポーツの場における先進デジタル技術やデータ活用の促進** ・デジタル技術を有した民間事業者への補助 ・データの集約・解析や活用等のための体制の在り方等の検討 ・国内外の優良事例の収集・展開による普及啓発 ・先端デジタル技術等を用いた知見・ノウハウの開発・提供	・スポーツの場における先端デジタル技術活用方法の創出及び、新たな技術の開発 ・様々なスポーツの場面におけるデータ活用事例の創出 ・中央競技団体における先端デジタル技術等に係る知見・ノウハウの導入	KPI ① ・先端デジタル技術やデータを活用したスポーツに係るサービスやスポーツ実施形態の普及・多様化 ・中央競技団体における日常的な先端デジタル技術等の利活用	・スポーツ産業の更なる成長や他産業も含めたイノベーションの実現 ・先端デジタル技術等を活用したスポーツによる健康増進や中央競技団体の国際競技力の向上	・スポーツを通じた社会の活力創出（再掲） ・スポーツを通じた地方創生・日本経済の活性化（再掲） ・スポーツを通じた健康長寿社会の実現（再掲）
⑨ ⑪	**ガバナンス改革・経営力の強化** ・ガバナンス・コンプライアンスに関する研修の実施 ・ガバナンスコードに基づく審査の実施 ・運営知識・ノウハウ等の情報共有の場の創出 ・戦略的な経営等を行う人材の育成や雇用創出支援 ・団体間での運営知識・ノウハウ等の情報共有 ・戦略的な経営等を行う人材の活用	KPI ② ・ガバナンスコード・適合性審査における不適合団体の減少 ・スポーツ団体・関係者のガバナンス・コンプライアンス意識の改善 ・公認スポーツ指導者資格等の資格を有した指導者の増加 ・スポーツ仲裁に係る紛争解決制度の構築・運用	KPI ③ ・団体の戦略的経営、収入の増加 ・適切な紛争解決制度の活用による仲裁の実施	・スポーツ団体の組織経営の透明化・財政基盤の確立 ・暴力等のコンプライアンス違反の根絶 ・適切な紛争解決の実現	持続的なスポーツの発展
⑫	**安全・安心なスポーツ環境の創出** ・質の高い指導者の養成 ・ハラスメントや事故防止のための研修会の実施 ・スポーツ仲裁制度に関する普及啓発 ・スポーツ紛争・仲裁制度に関する研修会等の実施				

KPI ①
・デジタル技術を活用したビジネスへの基盤整備や既存ビジネスの提供価値向上等への支援件数
目標：10件（R8） 現状：9件（R6）

KPI ②
・スポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査で不適合とされた団体数
目標：0団体（毎年） 現状：通算1団体（R2～R6）
・役職員に対するコンプライアンス教育に取り組んでいる又は取り組む予定の団体割合
目標：100%を維持 現状：100%（R6年度までに適合性審査を受けた148団体の状況）

KPI ③
・競技団体の総収入の中央値の増加
目標： 4億円（R9）
現状：3億円（R2：事業開始前）→4.4億円(R6)

・スポーツ仲裁の自動応諾条項を採択した中央競技団体割合：
目標：100%（R8）
現状：85%（R6）

国際競技力向上のための支援、今後の国民スポーツ大会（施策３）

指標

	計画初年度 R4	R5	R6	目標
中央競技団体が策定する強化戦略プランの検証・評価において、上位2評価（A・B）以上と最上位評価（A）に該当する競技団体の各割合	A評価　32.8% B評価以上　91.7%	A評価　28.3% B評価以上　98.6%	A評価　39.1% B評価以上　100%	A評価30%を含むB評価以上90%
オリンピック・パラリンピック競技大会等においてメダル獲得が有望なトップアスリートに対するスポーツ医・科学サポートを受けた競技団体の満足度（5段階評価で上位評価「5」「4」の割合）	評価5　46．7% 評価4以上　90．4%	評価5　66．3% 評価4以上　96．7%	評価5　66.7% 評価4以上　100%	R6：評価4以上の割合100%
オリンピック・パラリンピック競技におけるメダルポテンシャルアスリート数	オリ競技162人、 パラ競技183人	オリ競技177人、 パラ競技177人	－（※）	過去最多（オリ競技180人、パラ競技209人）
オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会における過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数	金メダル獲得数:37 メダル獲得総数:134 入賞数:351 メダル獲得競技数:29	金メダル獲得数:38 メダル獲得総数:126 入賞数:361 メダル獲得競技数:28	－（※）	過去最高水準

※　夏季競技は年度変わり、冬季競技は7月頃をメドに更新されるため未記入。関連データとして、パリ夏季オリパラ競技大会のメダル数等を以下に示す。

関連データ

パリ夏季オリパラ競技大会における日本代表選手団の活躍

- **海外開催のオリンピックでは過去最多となる409名の選手が出場。全ての団体競技で出場権を獲得。**
- **金メダル数、総メダル数、入賞数、メダル獲得競技数いずれも、海外開催のオリンピックでは過去最多。金メダル数ランキング３位は、過去最高タイ。**
- これまでメダル獲得がなかった10種目で初のメダルを獲得するなど、**メダル獲得競技・種目に広がり。**
- 14歳から48歳まで**幅広い世代のメダリストが誕生。**

○国・地域別のメダル獲得状況

金メダル数順位	チーム／NOC	金	銀	銅	合計	総メダル数順位
1	アメリカ	40	44	42	126	1
2	中国	40	27	24	91	2
3	日本	20	12	13	45	6
4	オーストラリア	18	19	16	53	5
5	フランス	16	26	22	64	4
東京大会	日本	27	14	17	58	金ﾒﾀﾞﾙ数３位 総ﾒﾀﾞﾙ数５位

- **海外開催のパラリンピックでは過去最多となる175名の選手が出場。**
- **メダル獲得競技数は海外開催のパラリンピックでは過去最多。**また、**金メダル数ランキング10位**は、アトランタ1996大会・アテネ2004大会と並ぶ**過去最高順位。**
- 複数の競技種別において、**競技初・種目初となる金メダルやメダルを獲得。**
- 18歳から61歳まで**幅広い世代のメダリストが誕生。**

○国・地域別のメダル獲得状況

金メダル数順位	チーム／NOC	金	銀	銅	合計	総メダル数順位
1	中国	94	76	50	220	1
2	イギリス	49	44	31	124	2
3	アメリカ	36	42	27	105	3
4	オランダ	27	17	12	56	9
5	ブラジル	25	26	38	89	4
10	日本	14	10	17	41	11
東京大会	日本	13	15	23	51	金ﾒﾀﾞﾙ数11位 総ﾒﾀﾞﾙ数11位

国際競技力向上のための支援、今後の国民スポーツ大会（施策３）

取組状況

国際競技力向上のための支援

「中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」「アスリート育成パスウェイの構築」「スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実」「地域における競技力向上を支える体制の構築」という4つの柱に基づいて取組を実施しており、それぞれの柱における主な取組状況は以下の通りである。

①中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立/
②アスリート育成パスウェイの構築

- 中央競技団体(NF)が行う国内外における合宿や大会への派遣、コーチ・スタッフの設置等を競技力向上事業を通じ支援。
- 特に北京2022、パリ2024オリパラ大会においてメダルの獲得が期待できる競技を「重点支援競技」として選定し、競技力向上事業助成金の額を加算。
- JOC・JPC・JSCからなる協働チームによるコンサルテーションを通じ、NFが立案する中長期の強化戦略の実効化を支援。
- J-STARプロジェクトを通じて将来性を有する競技者の発掘に取り組むと共に、発掘・育成・強化における競技レベルに応じた課題解決を支援することで、アスリート育成パスウェイの構築支援を実施。

③スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

- ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）を中心にアスリートへのスポーツ医・科学サポートのための取組を実施。
- 特に北京2022、パリ2024大会に向けて重点支援競技に対しアスリートへの戦略的・包括的なスポーツ医・科学サポートを実施したほか、大会期間中は、現地サポート拠点を設置し、試合直前までアスリートを支える環境を構築。
- 女性アスリート特有の健康課題解決のための取組や妊産期、育児期のスポーツ医・科学を活用したトレーニングサポートを実施。

④地域における競技力向上を支える体制の構築

- 各地域のスポーツ医・科学センターや大学等の関係団体によるコンソーシアムの形成及び、HPSCとの連携を通じた、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学のサポートを受けられる環境の整備を推進。
- NTC競技別強化拠点で活動するトップアスリート等へのスポーツ医・科学、情報サポート体制等の整備充実に向け、4拠点に機能強化ディレクターを配置し、地域の医療機関等との連携を実施。
- NTC競技別強化拠点とHPSCや地域のスポーツ医・科学センターや大学、医療機関等との連携強化を図る取り組みを進めている。

※今後の国民スポーツ大会

日本スポーツ協会にて令和6年6月に「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」を設置しており、スポーツ庁も参画。

進捗の分析・課題

国際競技力向上のための支援

「指標」欄に記載の数値のとおり、取組の成果は一定見られる。

一方で、国際情報の収集・活用や選手が安心して競技に専念できるような環境作りについては、今後一層取り組むべき課題である。

なお、現在の取組をより効果的なものとしていくうえでの今後の課題は以下の通りである。

①中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立/
②アスリート育成パスウェイの構築

- 物価高騰等のあおりをうけアスリートの遠征・合宿等の強化活動に影響がでている中、さらなる予算の確保が必要。
- 各NFの実情を踏まえた、より支援の必要なNFへの手厚いサポートが求められる。
- メダルポテンシャルアスリートのメダル獲得率向上に向けた取組が必要。
- 質の高い指導者の育成及び確保や、特にパラ競技のアスリートの育成の場の確保が課題。
- 少子化や人口減少が進む社会状況を踏まえ、関係機関と連携したタレント発掘・育成に関する取組の検討が必要。

③スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

- 分野ごとの支援から発展した、トータルコンディショニングの確立とその実践が求められる。
- オリパラ大会における選手村内外が連携したサポートの在り方の検討が必要。
- 女性アスリートの支援、研究で蓄積された知見の展開、普及のための利活用方策が必要。

④地域における競技力向上を支える体制の構築

- 地域の大学やスポーツ施設等を巻き込んでの運営体制の構築、持続可能な体制構築のための資金繰り、横展開に資する情報の発信が課題。
- 機能強化ディレクターが、その持つ役割を発揮できるよう、新規配置・配置換えの仕組み等について検討が必要。

※今後の国民スポーツ大会

3巡目国民スポーツ大会が「魅力ある持続可能な大会」となるよう日本スポーツ協会と連携。

国際競技力向上のための支援、今後の国民スポーツ大会（施策３）

今後の施策実施の方向性

国際競技力向上のための支援

①中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立/②アスリート育成パスウェイの構築

- ミラノ・コルティナ大会、ロサンゼルス大会を含む国際競技大会等に向けて、持続的に国際競技力の維持・向上を図ることが必要であり、引き続き、競技力向上事業をはじめとした選手強化に係る予算の充実を図り、各競技団体の取組を支援する。特に、ミラノ・コルティナ大会においてメダルの獲得が期待できる競技を「ミラノ・コルティナ重点支援競技」として選定し、競技力向上事業助成金の額を加算する等の重点的な支援を令和7年度も引き続き実施する。
- 中央競技団体が策定する強化戦略プランの検証・評価により、強化戦略プランの実行にあたり、課題解決のための支援が特に必要な競技団体に対し、きめ細やかな支援を実施するための具体的な方策を、令和7年度において検討する。
- メダルポテンシャルアスリート数の増加のほか、メダルポテンシャルアスリートによるメダル獲得成功率の向上に向けた施策を、令和7年度において検討する。
- 質の高い指導が提供されるよう、指導者の資質の向上や、コーチ・スタッフの設置に取り組むとともに、パラアスリートについて、身近な環境で裾野を拡大すべく、令和7年度事業において、地方公共団体が行う発掘の取組の立ち上げへの支援、及び育成の場の創出に取り組む。
- 日本パラスポーツ協会（JPSA）や中央競技団体（NF）と連携し、パラ競技特有の考慮すべき事情やNFごとの強化の実態、少子化など社会の状況を踏まえた、関係機関との連携の在り方を含む発掘・育成方策の充実について検討を行う。

③スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

- トータルコンディショニングの確立と実践に向け、HPSCを中心としながら関係機関とも連携しつつ検討を行う。
- オリパラ大会時の選手村内外の連携方策について、2028年のロサンゼルス大会に向けて検討を進める。
- 女性アスリートが健康にハイパフォーマンスを継続するために、ライフステージに応じた環境づくり、選手や関係者への意識啓発を推進する。

④地域における競技力向上を支える体制の構築

- 居住地域等にかかわらず全国でスポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられる環境を実現するために、NTC競技別強化拠点や地域のスポーツ医・科学センター、大学等と連携していき、具体的な方策について、令和7年度も引き続き検討する。
- NTC競技別強化拠点でのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの充実を図るべく、機能強化ディレクター配置について再検討しつつ、既存の国際競技力向上に関する他事業との連携も含めて、各NTC競技別強化拠点でのスポーツ医・科学、情報等によるサポート支援を実施するための方法を、令和7年度以降検討する。

※今後の国民スポーツ大会

- 日本スポーツ協会（JSPO）に設置された「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」のとりまとめ（令和７年３月）を踏まえ、「魅力ある持続可能な大会」へ向けて、引き続きJSPOと連携していく。

スポーツを通じた国際交流、大規模国際競技大会の開催支援（施策４）

指標

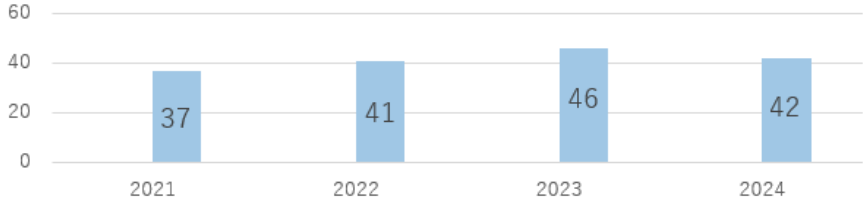
	計画初年度 R4	R5	R6	目標
SFTコンソーシアム会員が実施する事業数	0（R5年度より会員承認を開始したため）	60	69（R7年7月確定見込）	R8 100件以上
IF等における日本人役員数	41（R5.3月末時点）	46人（R6.3月末時点）	42人（R7.3月末時点）	R8 37人

関連データ

国際競技連盟等における日本人役員数の推移

○国際競技連盟（IF）等におけるIF会長、副会長、理事職などの日本人役員数については東京大会があった2021年から増加傾向である。東京大会終了後、東京大会のノウハウを提供し、国際スポーツ界で引き続き日本がリーダーシップをとるためにも役員数の維持・拡大を図ることが課題。

IF等における日本人役員数の推移（2021年～2024年）



（出展）IF等日本人役員数：日本オリンピック委員会・スポーツ庁調べ
※2021年度の数には、パリ2024大会で追加競技に採用された競技、2022年度の数には、ミラノ・コルティナ2026大会で追加競技に採用された競技、2023年度以降の数には、LA2028大会で追加競技に採用された競技をそれぞれ含む。

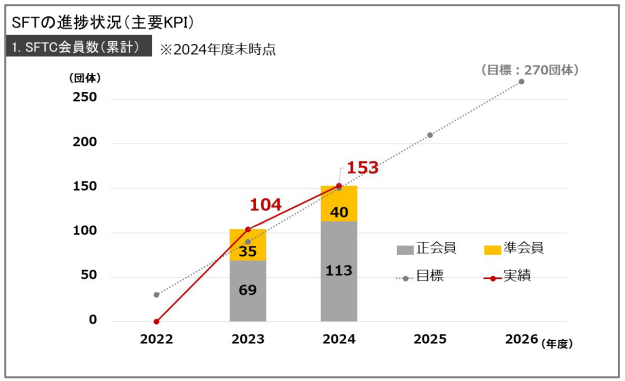
歴代日本人IOC・IPC委員一覧（2021年以降）

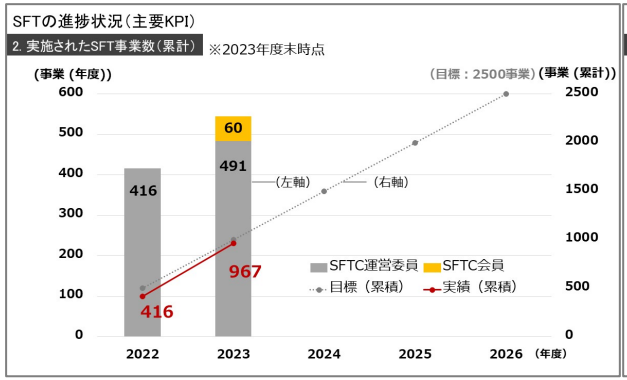
団体名	氏名	在任期間
国際オリンピック委員会（IOC）	渡辺 守成	2018年～
	山下 泰裕	2020年～
	太田 雄貴	2021年～
国際パラリンピック委員会（IPC）	マセソン 美季	2021年～

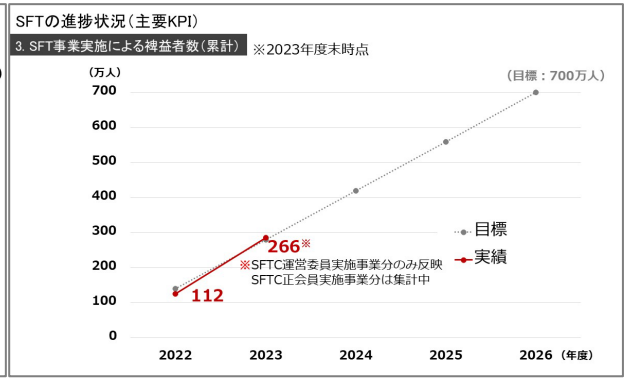
（2025年3月31日現在）

スポーツを通じた国際交流・協力の推進

スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）はスポーツを通じた国際交流・協力を通じて、開発途上国をはじめとする世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値を広めることをめざした取組です。東京2020大会のスポーツ・レガシーを継承・発展させながら、これまでの取組を通じて認識された国内外のスポーツや社会におけるニーズや課題に向き合い、官民連携によるスポーツを通じた国際交流・協力をさらに推進していきます。







スポーツを通じた国際交流、大規模国際競技大会の開催支援（施策４）

取組状況

スポーツ界における我が国の国際的なプレゼンスを高めるとともに、スポーツを通じた国・地域・人々のつながりを強めるため、計画期間当初から以下の取組を実施してきた。

スポーツ国際展開基盤形成事業

・IF等の日本人役員の増加及び再選に向けた取組を支援。
・IF等役員となるために必要なスキルや国際戦略等を取得する人材育成プログラムの開発及び実施。
・国際スポーツ界の次世代人材の国際機関等への派遣。
・日中韓スポーツ大臣会合に参画。R6同会合を主催。
・日ASEANスポーツ大臣会合に参画。R5同会合にて協力分野を拡大するチェンマイ宣言を採択。同会合の合意事項履行のため、ASEAN各国の良質な体育教師教育および障害者スポーツ促進にかかる政策立案支援を実施。
・国際競技大会の運営において、中心的な役割を担える人材の育成・確保を進めるため、教育プログラムを構築する取組を実施。

ポストSFT推進事業

・SFTコンソーシアムを通じた官民連携によるスポーツ国際交流・協力の推進に向けて、「①コンソーシアム会員間の連携・共創の促進」「②対象国との信頼・交流関係の維持強化」「③スポーツ国際交流・協力活動へのより多くの人の参画促進」の3つのアクションを柱に多角的な取組を実施。
・R5年度から「国際情勢に応じた海外アスリート等支援事業」を開始し、紛争等により国内での練習環境が困難なウクライナやパレスチナ等の選手団を日本に招へい。報道でも大きく取り上げられ、国内外で社会的なインパクトを与えた。

スポーツ産業の国際展開促進事業

・スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォーム「JSPIN（Japan SPorts business INitative）」のオンラインサイトを本格稼働
・年に1～2度、国内でのネットワーキングカンファレンスを実施
・R5に日ASEANスポーツ大臣会合のサイドイベントとしての展示会、R5・6年度にドイツの国際スポーツ展示会「ISPO Munich」への出展支援を実施

大規模国際競技大会の開催支援

・世界水泳選手権 2023 福岡大会について、スポーツ振興くじ助成金を活用した財政支援やスポーツ庁を窓口とした関係省庁による連携体制構築等を実施。
・第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025、東京2025世界陸上競技選手権大会、第20 回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋）、第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西等、今後日本で開催される大規模国際大会の成功に向けて、スポーツ振興くじ助成金を活用した財政支援や機運醸成のためのイベントへの協力をはじめとした大会PR、スポーツ庁を窓口とした関係省庁による連携体制の構築などに取り組んだ。

進捗の分析・課題

スポーツ国際展開基盤形成事業

・令和 7年 3 月末現在の IF 等役員のポスト数は 42 人となっており、当初目標人数を超えて推移している。
・日ASEANスポーツ大臣会合の合意事項の履行は、各国からの満足度は高く、国際機関からも注目されている。
・国際競技大会組織委員会等のガバナンス確保のための指針に関する動画教材、国際競技大会の開催にあたって参考となる事例を中心とした手引きを作成（手引きはR7年度完成予定）。
・指針（※）の更なる実効性の確保、国際競技大会の開催プロセスやトレンド等を理解し運営において中心的な役割を担える人材の育成・確保が課題。
（※）「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」

ポストSFT推進事業

・SFTコンソーシアム会員が実施する事業数は順調に増加。
・会員の主体的かつ高インパクト事業の拡大や、コンソーシアム会員間の連携・共創による相手国ニーズを的確に捉えた事業の実施のため、人的資本の強化（会員の能力強化、事例・成果の横展開等）、関係資本の強化（対面・オンラインでのネットワーキング等）が必要。

スポーツ産業の国際展開促進事業

・国際展開の経験がない企業をターゲットにしたネットワークの構築、海外活動を実施するうえでの知見不足などの課題がある。
・同事業の取組への満足度は高く、継続した機会創出や支援が必要。

大規模国際競技大会の開催支援

・世界水泳選手権 2023 福岡大会や今後日本で開催される大規模国際大会（第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025、東京2025世界陸上競技選手権大会、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）、第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ2027関西等）の成功に向け、各組織委員会等と緊密に連携を図ることができた。

スポーツを通じた国際交流、大規模国際競技大会の開催支援（施策４）

今後の施策実施の方向性

スポーツ国際展開基盤形成事業

・IF 等役員ポスト獲得においては令和7年度以降も引き続き戦略的かつ計画性のある NF に対し積極的に支援。
・政府間会合への参画継続。日中韓スポーツ交流の継続。
・チェンマイ宣言の合意事項に基づき、既存事業の2030年までの継続、スポーツ指導者育成分野へ協力拡大。
・令和7年度では、国際競技大会運営に係る動画教材、手引き・事例集等を活用した教育プログラム実施に向けて、必要な調査・検討を実施するとともに、引き続き動画教材、手引き・事例集の作成を進める。

ポストSFT推進事業

・本事業は2022年度から開始し、前期（2022-2024）は新たな体制構築、ニーズの把握、事業の形成・稼働を実施。後期（2025-2026）は、把握したニーズに対応した取組の推進及び成果の創出・可視化を柱とする。
・コンソーシアム事業については、令和7年度は人的資本・関係資本の強化に引き続き取り組むとともに、国際スポーツ界の動向や各国ニーズを的確に捉えた戦略的な事業実施を推進する。令和8年度は、5年目の節目として、これまでの事業成果を国内外に広く共有・還元する取組を行う。「国際情勢に応じた海外アスリート等支援事業」については、その時々の国際情勢や日本国内で開催される大規模国際大会等に応じて事業を実施する。

スポーツ産業の国際展開促進事業

・令和4年度から実施しているオンラインサイトでの情報提供、カンファレンスによる情報発信については、ネットワーク拡大を目的に、令和7年度以降も中期的に継続して実施する方針。国際展開の足掛かりとなる海外での出展支援については、令和7年度に活用できる国際展示会やイベントの機会を検討し、実施する。

大規模国際競技大会の開催支援

・第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025、東京2025世界陸上競技選手権大会、第 20 回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋) 、第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西等、今後日本で開催される大規模国際大会の円滑な開催に向けた支援・協力を引き続き実施していく。

スポーツ団体のガバナンス改革・経営力の強化（施策９）

指標

	計画初年度 R4	R5	R6	目標
競技団体の総収入の中央値の増加	3億円(R2:事業開始前)→3.4億円(R4)	－	－（※）	R9 4億円
スポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査で不適合とされた団体数	1団体 （R4年度までに適合性審査を受けた89団体の状況）	1巡目通算1団体 （R2～R5）	0団体	R8 0 団体
役職員に対するコンプライアンス教育に取り組んでいる又は取り組む予定の団体割合	100%(R4年度までに適合性審査を受けた89団体の状況)	100%	100%	100%を維持

※ 笹川スポーツ財団が2年に一度実施している「中央競技団体現況調査」を参照。令和6年度調査結果は令和7年度に公表見込み。

関連データ

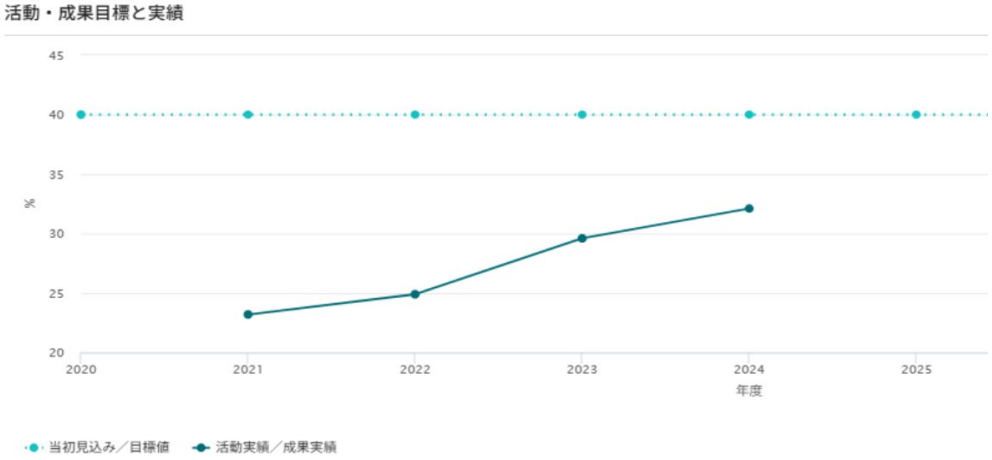
■スポーツ団体ガバナンスコードの適合性審査等の結果

・適合性審査「不適合」
R2:1団体 R3:0団体 R4:0団体
R5:0団体 R6:0団体

・適合性審査「要改善」
R2:5団体 R3:1団体 R4:3団体
R5:2団体 R6:12団体

・円卓会議に不祥事事案を報告された競技団体
R3:1団体 R4:1団体 R5:0団体 R6:1団体

■スポーツ団体における女性理事の割合（施策8関係）



	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
当初見込み／目標値(%)	40	40	40	40	40
活動実績／成果実績(%)	23.2	24.9	29.6	32.1	--
達成率(%)	58	62.3	74	80.3	

スポーツ団体のガバナンス改革・経営力の強化（施策９）

取組状況

（1）ガバナンス改革

・令和5年度のスポーツ団体ガバナンスコードの見直しを踏まえ、コード本来の趣旨・目的や見直し内容に関して、競技団体向けの研修会やオンライン研修動画資料の作成等を実施。

・スポーツ団体ガバナンスコードの遵守に向けた取組を進める競技団体が、自発的・積極的にガバナンス確保の取組を進めることができるよう、競技団体間の横連携を推進するワークショップ等を実施。

・競技団体における女性役員をはじめとする多様な人材の比率を向上させるため、人材マッチング支援、女性役員登用モデルプログラムの作成、競技団体向けの説明会等を実施（施策8関係）。

・連携・統合のメリット等を可視化したロジックモデルを作成し、ロジックモデルを活用しながら、他団体との連携・統合を検討する競技団体への伴走支援を実施。

（2）経営力の強化

・競技普及による団体への会員登録者数増加に資する取組や、デジタル技術を活用した新たな普及・マーケティングの取組、競技団体間の連携・統合等をはじめとした基盤強化に向けた取組を支援するとともに、ノウハウを競技団体横断的に共有する機会を提供。

進捗の分析・課題

（1）ガバナンス改革

・関係機関と連携しながら、競技団体のガバナンス確保に向けた研修会や、スポーツ団体のニーズに応じたワークショップを継続的に実施し、効率的・効果的な支援の実施に努めた。

・競技団体と外部人材のマッチングや、役員候補者向け研修会を実施するなど、女性をはじめとする多様な人材の配置促進支援を実施することにより、スポーツ団体における女性理事の割合が着実に向上している。（施策8関係）

・スポーツ団体ガバナンスコードに基づく適合性審査は令和6年度から2巡目に入っている。2巡目以降、競技団体には外形的な体制整備のみならず、コードの趣旨を踏まえた実効的な取組が求められている。また、小規模団体に対する配慮として、NF役員等のリストの作成・共有による人材還流の創出、統括団体によるNFの人材育成に資する研修等の創設といった取組を実施することとしている。

（2）経営力の強化

・引き続き、基盤強化に向けた競技団体の取組を支援するとともに、これまでの取組の効果について、財務的な観点から検証する必要がある。

スポーツ団体のガバナンス改革・経営力の強化（施策９）

今後の施策実施の方向性

（1）ガバナンス改革

- 関係団体と連携しながら、国際的な動向も踏まえ、一般スポーツ団体を含む様々なスポーツ団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等を、令和７年度以降も引き続き実施する。

- スポーツ団体同士が知見の共有や情報交換を行うことで、自団体の課題解決に自発的に取り組めるよう、引き続きワークショップ等の開催を通じて、スポーツ団体間の横連携を令和７年度以降も促進する。

（2）経営力強化

- 令和７年度以降も引き続き、組織基盤強化に向けた競技団体の取組を支援するとともに、競技団体間でノウハウを共有する機会を提供する。

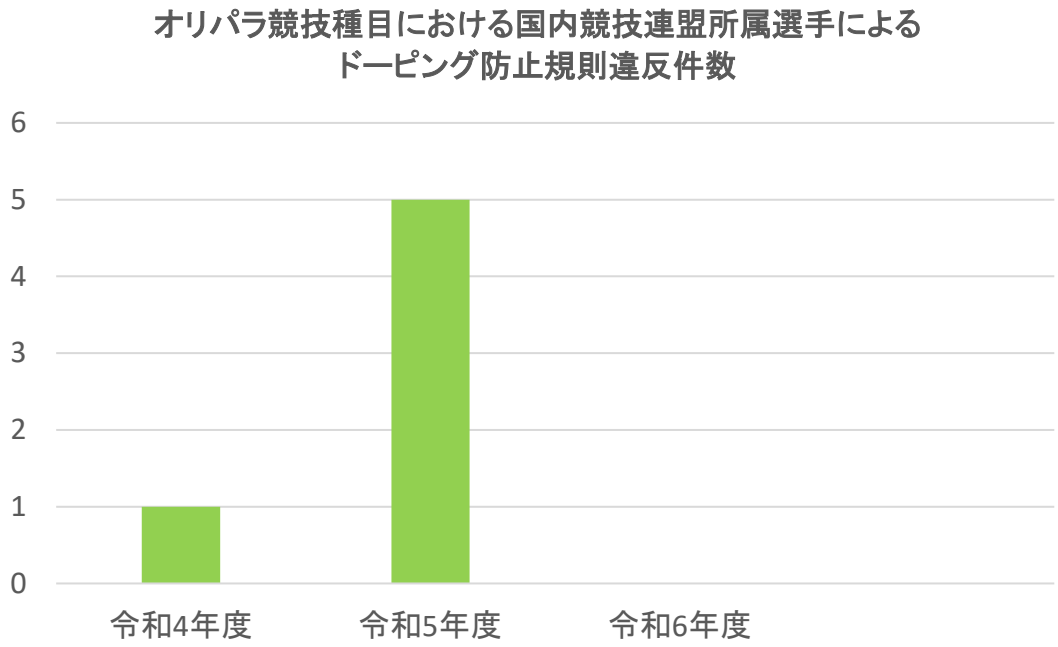
- 令和６年度で支援期間を終了した競技団体の取組について、財務的な観点から効果を検証し、より効率的・効果的な支援方法について検討する。

スポーツインテグリティの強化（施策10，11，12）

指標

	計画初年度 R4	R5	R6	目標
国内のドーピング検査員資格保有者数	373人	329人	239人	R7 150人以上を継続して維持
オリパラ競技種目における国内競技連盟所属選手によるドーピング防止規則違反件数	1件	5件	0件 （R7.5.30時点）	毎年3件以下
スポーツ仲裁の自動応諾条項を採択した中央競技団体の割合	78%	85%	85%	R8 100%

関連データ



スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況

○ JOC、JSPO及び加盟・準加盟団体の合計では90%、JPSA・JPC加盟競技団体の合計では56%。

（令和３年７月６日現在）

	採択済	未採択	未回答	合計	採択率（%）
統括団体（JOC・JSPO・JPSA）	3	0	0	3	100
JOC加盟・準加盟・承認団体（注1）	60	6	0	66	91
JSPO加盟・準加盟団体（注2）	8	2	0	10	80
小計	71	8	0	79	90

	採択済	未採択	未回答	合計	採択率（%）
都道府県体育・スポーツ協会	34	13	0	47	72

	採択済	未採択	未回答	合計	採択率（%）
JPSA・JPC加盟競技団体（注3）	26	7	13	46	56

※加盟団体の数は、2021年4月1日時点）による。
※回答がない等の団体は、連絡待ちの状態。
（注1）特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会を除く。
（注2）重複を避けるため、ＪＯＣ加盟・準加盟団体及び都道府県体協を除く。
（注3）重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体を除く。

（出典）公益財団法人日本スポーツ仲裁機構HPhttps://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.htmlに基づき作成。
補足：自動応諾条項を採択している団体とは、スポーツ団体のなした決定に対する不服について競技者等が仲裁申立てを行った場合に、スポーツ仲裁を利用し紛争解決を行うという意思表示を行っている団体

スポーツインテグリティの強化（施策10，11，12）

取組状況

スポーツにおける公平性・公正性を確保し、国民・社会がスポーツの価値を十分に享受できるよう、計画当初から以下の取組を実施してきた。

（1）ドーピング防止活動

・国際的な対応ができるドーピング検査員の育成を継続しつつ、複雑化するドーピング紛争事案に対応できる専門人材の育成事業を令和5年度から開始。
・WADAやユネスコ等国際的な議論への参画を通じたルールメイキングにおける日本のプレゼンスの維持・向上に加え、国際的なドーピング防止活動支援を通じて、特にアジア地域における日本のプレゼンスの更なる向上に努めている。
・令和3年度に取りまとめた「教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」に基づき、教育提供者を育成する「Educator制度」の構築・運用に加え、大学スポーツに焦点を当てたドーピング防止教育体制の構築に関する事業を令和5年度から開始。
・令和4年度から、ドーピング検査技術研究開発事業を開始し、研究開発に加え、国内体制整備やシンポジウム開催等を通じた情報発信による参画機関の拡大を推進。

（2）あらゆる暴力・不適切指導等の根絶（施策10　再掲）

・多様なスポーツニーズに対応した質の高い指導者を養成するとともに、スポーツの価値を脅かす体罰、暴力、不法行為等を行わず、人間的成長を促すことのできるコーチを養成するべく、（公財）日本スポーツ協会（JSPO）が行う公認スポーツ指導者養成事業を支援（スポーツ指導者の質・量の確保に向けた、スタートコーチ（ジュニアユーススポーツ）養成講習会、スポーツ指導におけるハラスメント防止・啓発セミナーの開催支援等）。

（3）誹謗中傷対策

アスリートをSNS上の誹謗中傷や性的ハラスメント等から守り、競技活動に安心して専念できる環境を確保するため、以下の取組を実施。

- 総務省、法務省、警察庁とも連携し、関係団体に対し相談窓口や侮辱罪の法定刑引上げ等について周知（R4.4）
- スポーツ団体における取組状況を調査し、当該調査の結果や取組事例、相談窓口等について周知（R6.7）
- より徹底した啓発活動、及び、法務や心理等の専門家と連携したアスリートに生じる個別事案への伴走支援を行うための経費を令和6年度補正予算において計上

（4）紛争解決その他

- 競技者・競技団体向けに研修会・説明会を開催することにより、スポーツ仲裁への理解を深め、スポーツ仲裁制度の活用を促進。
- 海外のスポーツ仲裁関係機関と連携し、スポーツ仲裁活動の中核的人材を育成。
- 令和5年度にスポーツ団体ガバナンスコードの見直しを実施。

（5）事故防止の取組

- スポーツにおける安全の確保に関する知識の普及等に取り組んでおり、自治体やスポーツ関係団体向けに熱中症防止及び水泳、登山、落雷や体育活動中の事故防止の通知の発出やセミナーの開催等を実施。

進捗の分析・課題

（1）ドーピング防止活動

・アジア地域内における調整役としての役割を含め、国際的な議論における日本のプレゼンスは高い状態を維持できている。
・Educator制度は質の高さが評価できる一方で、Educatorを配置するNF等の意見も反映させ、持続可能な制度の実現に向けた検証・改善が必要。
・ 国際的なルールの改定を提言できそうな研究成果の創出もみられるが、日本の生命科学研究領域等における高い研究力のアンチ・ドーピング領域への応用・活用を一層推進するため、理解しやすい情報発信等を通じた認知度の更なる向上が必要。

（2）あらゆる暴力・不適切指導等の根絶（施策10　再掲）

・公認スポーツ指導者養成数は目標達成に向け順調に推移。また、指導者養成の推進、スポーツにおける暴力行為等相談窓口の整備等、セミナー開催等、取組が充実している中で、相談しやすい環境が整ってきたとも言え、相談件数は増加傾向（令和6年度は過去最高）。

（3）誹謗中傷対策

- 統括団体や競技団体における取組等は進んできているが、例えばパリオリンピックにおいては世界全体で少なくとも10,200件の誹謗中傷投稿が確認されるなど、依然として被害は生じている状況であり、引き続き支援方策について検討していくことが必要。

（4）紛争解決その他

- スポーツ仲裁に関して、一般スポーツ団体の自動応諾条項採択が進んでいないことを踏まえ、引き続き、制度の周知・啓発に努める必要がある。
- スポーツの不正操作の問題について、国際的な議論が行われている。

（5）事故防止の取組

・スポーツ活動中の熱中症による被害や水難・水泳事故、夏・冬山シーズンでの遭難事故、体育活動中の事故等が依然として多く発生しており、着実な事故防止に向け取組を継続するとともに、運動・スポーツ中の事故防止の対策を包括的に求めるガイドラインが必要。

スポーツインテグリティの強化（施策10，11，12）

今後の施策実施の方向性

（1）ドーピング防止活動

・今期の残り2か年度において、「教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」の評価・検証・改善を通じて、eスポーツ、非オリパラ競技、大学スポーツを含むアスリート、サポートスタッフ、医療従事者等に対するドーピング防止教育の普及・定着に努め、ドーピングの抑止につながる体制の充実を図る。

・令和12年度までに、ドーピング検査や分析に関する国際的なルールの改定に関するWADAへの提言に資する研究成果の創出を目指す。また、令和7年度から3年間、ドーピング検査技術研究開発事業の新規参画者（機関）開拓、拡大に向けた戦略的な周知・広報活動を実施する。

・継続的にアンチ・ドーピングに関する国際的な議論に貢献し、また、ルールメイキングに関与していくことによる日本のプレゼンス強化のため、国際的な動向等に関する情報の収集・分析・共有に一層取り組む。

（2）あらゆる暴力・不適切指導等の根絶

・引き続き（公財）日本スポーツ協会が実施する公認スポーツ指導者養成事業を支援する。

（3）誹謗中傷対策

令和6年度補正予算事業を通じた啓発活動及びアスリートサポートの成果、アスリートのニーズの把握等も踏まえながら、令和7年度以降、アスリートのウェルビーイング向上に資するよう、アスリートへの研修や人材育成といった視点も含め、誹謗中傷対策等のアスリート支援の在り方の今後の方策を検討する。

（4）紛争解決その他

令和7年度以降も引き続き、スポーツ仲裁制度の理解増進に向けて、競技者・競技団体向け研修会・説明会の開催等を通じて、周知・啓発に取り組む。

また、スポーツの不正操作の問題について、アスリート保護等の観点から、スポーツ関係団体における検討も踏まえ、今後の論点整理を進める。

（5）事故防止の取組

事故防止対策等について、今後も引き続き対策に万全を期するため各種通知やセミナー開催による周知徹底に取り組むとともに、令和7年度には運動・スポーツ中の安全確保対策に関する検討会を開催し、スポーツ関係団体、有識者、関係省庁等の協力を得て、運動・スポーツ中の安全確保に関する現状・課題を整理し、安全確保のために共通して取り組むべき事項を整理する。

EBPMの推進と広報活動の充実について

①EBPMの推進

第3期計画に基づき、単年度のフォローアップを毎年実施したほか、本中間評価において、新たに実施すべき取組や改善すべき取組等を検討した。スポーツ基本計画部会においては、中間評価を踏まえて、第４期スポーツ基本計画の策定に向けたご意見も多数いただいており、第４期計画の検討にも活用していく。

②広報活動

第３期計画策定時に課題とされた広報活動について、様々な関係者が活用・展開しやすいよう説明資料や動画等を作成・共有するとともに効果的な発信に取り組んでいる。下記の取組をさらに進め、広報活動の充実に取り組んでいく。

（１）スポーツ庁HP の改善

スポーツ庁 HP において、第３期スポーツ基本計画を総論・各論のテーマごとに説明資料と関連する具体的なスポーツ庁のデータ、スポーツ庁をはじめとした行政窓口の情報等をパッケージで掲載。国民や団体が関心のあるテーマにすぐにアプローチでき、詳細・具体的な情報が得られるようにしている。

また、スポーツ庁の実施する代表的な施策について、写真を多く取り入れ分かりやすくまとめた施策集を掲載。

（２）SNSでの発信

Facebook 、X（旧Twitter）、Instagram にて、スポーツ庁に関する取組を分かりやすく写真入りで投稿。

また、公式YouTubeチャンネルで配信するため、第３期計画に関する動画（視聴回数約2.4万回）を制作する他、室伏長官が考案・実演する「セルフチェック動画（視聴回数（全シリーズ累計）約91.2万回）」や「紙風船エクササイズ動画（視聴回数約3.9万回）」、事業プロモーションや事例紹介動画等、様々な取組に関する動画を制作する等、動画コンテンツを充実。

（３） Web 広報マガジンでの発信

スポーツ庁 Web 広報マガジン「デポルターレ」において、第３期計画をはじめ、スポーツ庁の取組に関する記事や動画を毎年30本程度配信。

（４）発信源の多角化、多くの方にスポーツ施策を知ってもらう「キッカケ」づくり

第３期計画に係る説明会をスポーツ団体や地方公共団体、経済界等の様々な分野の団体に対して実施。

また、2025年大阪・関西万博においてもスポーツ庁主催イベントを開催し（9月3日～9月8日）、スポーツの新たな価値創出に向けた取組などを広く周知していく予定。

更に、テレビ番組や雑誌、ラジオ等においても、タイアップを含め長官等へのインタビューや寄稿等において、第３期計画の内容をはじめ、最新の取組について積極的に発信。

第４期スポーツ基本計画に向けて

１．第３期スポーツ基本計画策定時からの社会の変化

○　パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会では、日本選手団が大変輝かしい結果を収め、多くの人々に勇気と感動を与えた。今後、2025年には東京2025世界陸上競技選手権大会や第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025が開催され、2026年以降はミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催が控える等、国際競技大会が続いていく。

○　また、少子高齢化の加速やウェルビーイングの考え方の浸透など社会が急速に成熟・変化していることに伴い、スポーツに求められる役割も幅広くなっている。楽しさや喜びといった、「スポーツそのものが有する価値」だけではなく、スポーツを通じて、他の分野に貢献し、地域・経済活性化やつながりの機会を創出する等、様々な社会課題を解決することができる「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」への期待が高まってきている。

２．第４期スポーツ基本計画を検討するにあたり重要な観点

急激な少子化や人口減少をはじめとする**社会状況の変化**が、**国民のスポーツ実施環境にもたらす影響**を**社会全体で共有**しつつ、以下のような観点を重視して、EBPMにも留意しながら、検討を進めることとする。

- **スポーツには、する、みる、ささえるといった活動への参画を通じて人々に楽しさや喜びをもたらすのみならず、こうした活動を通じて人々が集い、つながることによって社会活性化や課題解決、持続可能な社会の実現に寄与する価値がある。**
- **こうしたスポーツの多様な価値を全ての国民が享受することのできる環境の整備（スポーツ権の実質化）を通じて、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図る。**

1　多様な主体の参画・共生社会の実現
（関連施策例：地域スポーツ（部活動改革）、子供・若者のスポーツ、健康スポーツ、パラスポーツ、女性等、ハイパフォーマンスからライフパフォーマンスへ）

2　スポーツの推進のための環境の整備
（関連施策例：気候変動にも対応した安心・安全な実施環境の整備、人材・資金の好循環）

3　スポーツを通じた地方創生・経済の活性化
（関連施策例：まちづくり、成長産業化、ＤＸ、eスポーツ）

4　全てのアスリートが自らの持つ可能性を発揮することができる環境の実現
（関連施策例：メダル獲得数だけではなくアスリートに配慮した国際競技力の向上、国民スポーツ大会、国際大会開催支援）

5　スポーツインテグリティの確保
（関連施策例：団体のガバナンス、暴力等の根絶、誹謗中傷や不正操作への対応）

第３期スポーツ基本計画に係る中間評価について

参考4－2

１．中間評価を通した振り返り

○　第３期スポーツ基本計画は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催された令和３年度中に検討され、令和４年３月に策定された。策定から３年がたち、**これまで計画に基づいて実施してきた取組は**、パリ大会における日本選手団の輝かしい結果をはじめ、**一定の役割を果たしてきた**。

○　一方で、この中間評価の議論を通じ、**急激な少子化・人口減少**をはじめ計画策定時以降も**社会が刻々と変化**していく中で、新たな時代にふさわしい**目標や指標の在り方を検討していく必要性**も生じている。
　また、アスリートに配慮した競技力の向上やインテグリティ確保等の競技者の環境整備、誹謗中傷対策、気候変動への対応や地域スポーツにおける地域間格差の解消等、**新たに顕在化してきた課題への対応**の必要性も増してきている。

○　こうした中、令和７年６月には**スポーツ基本法が改正**され、スポーツを取り巻く社会環境の変化を踏まえ、基本理念を見直すとともに、**スポーツを通じた社会の成長**や**社会課題の解決の推進**がもりこまれた。

○　これらの状況を踏まえ、計画後半期の施策実施と次期計画策定にあたっては、**社会そのものの持続可能性を担保する極めて重要な価値を持っているのがスポーツである**こととその役割の大きさを改めて確認しながら進めていく必要がある。

※　計画に記載している主な指標の状況

国民のスポーツ実施率を向上

・成人の週１回以上のスポーツ実施率：７０％（障害者は４０％）
⇒R6：52.5％（障害者　R6: 32.8％）

・１年に１回以上スポーツを実施する成人の割合：１００％に近づける（障害者は７０％を目指す）**⇒R6: 77.2％　（障害者　R6: 56.5％）**

生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加

（児童86%→90% 生徒82%→90%）
⇒R6:児童86.9% 生徒81.9%

子供の体力の向上（新体力テストの総合評価C以上の児童68% → **80%** 生徒75% → **85%**）**⇒R6:児童66.7% 生徒74.5%**

誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現

・体育授業への**参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロ**を目指した学習プログラム開発
⇒調査研究や委託事業を通じて施策を推進

・**スポーツ団体の女性理事**の割合を**40%**　**⇒R6：32.1%**

オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現
⇒2024パリ大会でメダル獲得競技数はオリパラともに過去最多等、目標を達成した結果となった

スポーツを通じて活力ある社会を実現

・**スポーツ市場規模15兆円**の達成　（2025年まで）
⇒ R3: 10.0兆円（遅くとも2030年までに15兆円達成を目指す）

・**スポーツ・健康まちづくり**に取り組む**地方公共団体**の割合15.6%→**40%**
⇒　R6: 30.8%

スポーツを通じて世界とつながる

・**ポストSFT事業**を通じて**世界中の国々の700万人**の人々への裨益を目標に事業を推進

・**国際競技連盟（IF）等役員数37人規模**の維持・拡大　　**⇒R6:　42人**

2．計画前半期を受けた、今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む12施策の方向性

① 多様な主体におけるスポーツの機会創出
⑤スポーツによる健康増進
⑧ スポーツを通じた共生社会の実現
⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材

・目的を持った運動・スポーツの推進による国民のライフパフォーマンスの向上や、働く世代や女性のスポーツ実施促進に向けた環境整備等に取り組む。
・スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、2025年デフリンピック東京大会、2026年アジアパラ大会等を契機にパラスポーツの推進を行うとともに、女性をはじめ多様な主体のスポーツへの参画を促進する。
・部活動改革に関する実行会議の最終とりまとめ（令和７年５月）を踏まえ、国として施策を具体化し、令和８年度以降、部活動改革の全国的な実施を推進。
・スポーツをする場づくりとスポーツに関する人材育成を通じて地域スポーツ実施環境を整備する。

⑥スポーツの成長産業化
⑦スポーツによる地方創生、まちづくり

・スポーツコンプレックス、スポーツホスピタリティ、スポーツツーリズム、スポーツ大会開催などの施策を各地域において一体的に活用しながら、地域や経済の活性化を目指す。
・ビジネスモデルの創出支援や好事例の横展開による他産業との連携、成果の創出を目指す。
・スポーツ・健康まちづくりの機運の更なる向上、人材の確保や財政基盤の確立が必要。
・日本ならではのスポーツツーリズムコンテンツの創出とプロモーションによる認知拡大を推進。

③国際競技力の向上
④スポーツの国際交流・協力

・持続可能な国際競技力向上プラン（令和7年3月改定版）を踏まえ、アスリート・センタードの視点から、スポーツ庁、日本スポーツ振興センター（JSC）、統括団体の役割分担と連携を通じ、一体的な取組によりアスリートの支援組織間・活動拠点間でシームレスにサポートを実施する。
・スポーツ・フォー・トゥモローコンソーシアム会員が実施する事業数は順調に増加。今後は、これまでに把握したニーズに対応した取組の推進及び成果の創出・可視化に取り組む。
・2025年世界陸上・デフリンピックをはじめとして毎年日本で開催される大規模国際大会が続くところ、円滑な開催に向けた支援・協力を実施する。

② スポーツ界におけるDXの推進

・人材や資金不足等の課題を踏まえ、デジタル技術の活用基盤の充実等による既存ビジネスの価値向上に取り組む。
・システム・アプリの横展開等、スポーツ団体以外にも裨益する取組を促進。

⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保
⑫スポーツ・インテグリティの確保

・ガバナンスコードの趣旨を踏まえたスポーツ団体の実効的な取組を推進。
・各種事故防止に関する周知の徹底。
・公認スポーツ指導者養成数は順調に増加。引き続き指導者養成の支援を継続する。
・誹謗中傷対策では、専門家等と連携した個別事案の伴走支援等を実施。
・アスリートが違法・不法行為等の脅威にさらされない競技環境を確保するとともに、ドーピング防止活動においては引き続き国内外における連携を推進。
・運動・スポーツ中の安全確保について各種事故防止の周知や研修実施、包括的に取り組むべき情報の整理等を通じて対策の普及を推進。

計画後半期の施策実施に反映するとともに、次期スポーツ基本計画の検討の基礎とする

第４期スポーツ基本計画に向けて

１．第３期スポーツ基本計画策定時からの社会の変化

○　パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会では、日本選手団が大変輝かしい結果を収め、多くの人々に勇気と感動を与えた。今後、2025年には東京2025世界陸上競技選手権大会や第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025が開催され、2026年以降はミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催が控える等、国際競技大会が続いていく。

○　また、少子高齢化の加速やウェルビーイングの考え方の浸透など社会が急速に成熟・変化していることに伴い、スポーツに求められる役割も幅広くなっている。楽しさや喜びといった、「スポーツそのものが有する価値」だけではなく、スポーツを通じて、他の分野に貢献し、地域・経済活性化やつながりの機会を創出する等、様々な社会課題を解決することができる「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」への期待が高まってきている。

２．第４期スポーツ基本計画を検討するにあたり重要な観点

急激な少子化や人口減少をはじめとする**社会状況の変化**が、**国民のスポーツ実施環境にもたらす影響**を**社会全体で共有**しつつ、以下のような観点を重視して、EBPMにも留意しながら、検討を進めることとする。

- **スポーツには、する、みる、ささえるといった活動への参画を通じて人々に楽しさや喜びをもたらすのみならず、こうした活動を通じて人々が集い、つながることによって社会活性化や課題解決、持続可能な社会の実現に寄与する価値がある。**
- **こうしたスポーツの多様な価値を全ての国民が享受することのできる環境の整備（スポーツ権の実質化）を通じて、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図る。**

1　多様な主体の参画・共生社会の実現
（関連施策例：地域スポーツ（部活動改革）、子供・若者のスポーツ、健康スポーツ、パラスポーツ、女性等、ハイパフォーマンスからライフパフォーマンスへ）

2　スポーツの推進のための環境の整備
（関連施策例：気候変動にも対応した安心・安全な実施環境の整備、人材・資金の好循環）

3　スポーツを通じた地方創生・経済の活性化
（関連施策例：まちづくり、成長産業化、ＤＸ、eスポーツ）

4　全てのアスリートが自らの持つ可能性を発揮することができる環境の実現
（関連施策例：メダル獲得数だけではなくアスリートに配慮した国際競技力の向上、国民スポーツ大会、国際大会開催支援）

5　スポーツインテグリティの確保
（関連施策例：団体のガバナンス、暴力等の根絶、誹謗中傷や不正操作への対応）